



Title	債権譲渡制限特約の効力に関する比較法的研究
Author(s)	楊, 瑞賀
Citation	北海道大学. 博士(法学) 甲第14181号
Issue Date	2020-09-25
DOI	10.14943/doctoral.k14181
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/79465">http://hdl.handle.net/2115/79465</a>
Type	theses (doctoral)
File Information	Yang_Ruihe.pdf



[Instructions for use](#)

学位（課程博士）申請論文

債権譲渡制限特約の効力に関する  
比較法的研究

楊 瑞賀

法学政治学専攻

北海道大学大学院法学研究科

## 目次

序章	1
第1節 問題の所在	1
第2節 本稿の課題	2
第1款 改正前法における譲渡制限特約の機能	2
第2款 改正法における譲渡制限特約の概観	3
第3款 債権譲渡における相殺の範囲	4
第1項 改正前法	4
第2項 改正法	5
第4款 譲渡制限特約の存在意義及び関連制度との相関関係	7
第1項 既発生債権が譲渡されその対抗要件具備後に反対債権が発生する場合	7
1 反対債権の発生原因が対抗要件具備前に発生した場合	7
2 反対債権の発生原因が対抗要件具備後に発生した場合	9
第2項 将来債権が譲渡されその対抗要件具備後に反対債権が発生する場合	11
第3項 小括	13
第5款 譲渡制限特約の類型化	13
第3節 本稿の視角と構成	14
第1款 本稿の視角	14
第2款 本稿の構成	14
<b>第1章 日本における議論の現状と問題点</b>	<b>17</b>
第1節 伝統的な枠組み	17
第1款 物権的効力説	17
第1項 岡松説	17
第2項 我妻説	18
第2款 債権的効力説	18
第1項 杉之原説	19
第2項 近藤＝柚木説	20
第3款 小括	22
第2節 近時における議論の展開	22
第1款 米倉説	22
第1項 1976年論文——特約の効力制限論	23
第2項 2006年論文——事案類型化	25

第2款 池田説.....	27
第1項 議論の端緒.....	27
第2項 1997年論文——466条2項削除論.....	28
第3項 1999年論文——削除論の再検討.....	28
第4項 2008年論文——新しい立法論の提示.....	29
第3款 石田説.....	31
第4款 小括.....	34
<b>第2章 日本における民法改正の経緯と議論（その1） .....</b>	<b>36</b>
第1節 改正法466条2-3項の趣旨と改正過程.....	36
第1款 問題意識.....	36
第2款 民法（債権関係）部会審議前の改正提案.....	36
第1項 民法改正国民・法曹・学界有志案.....	36
第2項 民法（債権法）改正検討委員会案.....	38
1 提案の概要.....	38
2 提案の具体的な帰結の検討.....	39
3 小括.....	44
第3款 民法（債権関係）部会における議論の推移.....	44
第1項 第1ステージでの議論.....	45
1 部会第7回会議.....	45
2 部会第22回会議.....	48
3 部会第25回会議.....	48
4 部会第26回会議.....	49
5 小括.....	50
第2項 第2ステージでの議論.....	51
1 部会第45回会議.....	51
2 第3分科会第3回会議.....	56
3 部会第66回会議.....	59
4 部会第71回会議.....	60
5 小括.....	61
第3項 第3ステージでの議論.....	63
1 部会第83回会議.....	63
2 部会第89回会議.....	65
3 部会第93・95回会議.....	66
4 部会第96・97回会議.....	68
5 部会第98回会議.....	69

6 小括.....	69
第4款 民法改正の経緯の与える示唆.....	71
第1項 基本的な考え方.....	71
第2項 「譲渡人に対する弁済その他の債務を消滅させる事由」の意義..	72
第2節 改正法466条4項・466条の3の趣旨と改正過程.....	73
第1款 問題意識.....	73
第2款 民法（債権関係）部会審議前の改正提案.....	73
第3款 民法（債権関係）部会における議論の推移.....	75
第1項 第1ステージでの議論.....	75
1 部会第7回会議.....	75
2 部会第22回会議.....	76
3 部会第25回会議.....	78
4 部会第26回会議.....	78
5 小括.....	79
第2項 第2ステージでの議論.....	80
1 部会第45回会議.....	80
2 部会第66回会議.....	82
3 部会第71回会議.....	83
4 小括.....	85
第3項 第3ステージでの議論.....	86
1 部会第83回会議.....	86
2 部会第89回会議.....	88
3 部会第93・96回会議.....	90
4 部会第97回会議.....	90
5 小括.....	91
第4款 民法改正の経緯の与える示唆.....	92
第1項 基本的な考え方.....	92
第2項 改正法466条4項にいう「催告手続」の意義.....	93
第3項 改正法466条の3にいう「供託請求手続」の意義.....	93
第3節 改正法466条の2の趣旨と改正過程.....	94
第1款 問題意識.....	94
第2款 民法（債権関係）部会における議論の推移.....	94
1 部会第66回会議.....	94
2 「中間試案」に対して寄せられた意見.....	95
3 部会第83回会議.....	96

4 部会第 89 回会議.....	96
第 3 款 民法改正の経緯の与える示唆.....	97
第 4 節 改正法 466 条の 6 の趣旨と改正過程.....	98
第 1 款 問題意識.....	98
第 2 款 民法（債権関係）部会における議論の推移.....	99
第 1 項 第 1 ステージでの議論.....	99
1 部会第 7 回会議.....	99
2 部会第 22 回会議.....	99
3 部会第 25・26 回会議.....	100
第 2 項 第 2 ステージでの議論.....	100
1 「中間的な論点整理」に対して寄せられた意見.....	100
2 部会第 45 回会議.....	101
3 部会第 70 回会議.....	102
4 部会第 71 回会議.....	104
5 小括.....	104
第 3 項 第 3 ステージでの議論.....	105
1 「中間試案」に対して寄せられた意見.....	105
2 部会第 83 回会議.....	106
3 部会第 93・95・96・97・99 回会議.....	107
第 3 款 民法改正の経緯の与える示唆.....	108
第 1 項 基本的な考え方.....	108
第 2 項 「譲渡制限の意思表示がされたとき」の意味.....	108
第 5 節 改正法 469 条の趣旨と改正過程.....	110
第 1 款 問題意識.....	110
第 2 款 民法（債権関係）部会における議論の推移.....	111
第 1 項 第 1 ステージでの議論.....	111
1 部会第 8 回会議.....	111
2 部会第 22・25・26 回会議.....	112
3 小括.....	112
第 2 項 第 2 ステージでの議論.....	112
1 「中間的な論点整理」に対して寄せられた意見.....	112
2 部会第 45 回会議.....	113
3 部会第 3 分科会第 4 回会議.....	114
4 部会第 61 回会議.....	117
5 部会第 3 分科会第 6 回会議.....	117

6 部会第 66・71 回会議.....	119
7 小括.....	120
第 3 項 第 3 ステージでの議論.....	121
1 「中間試案」に対して寄せられた意見.....	121
2 部会第 83 回会議.....	122
3 部会第 93・96・97・99 回会議.....	124
4 小括.....	125
第 3 款 民法改正の経緯の与える示唆.....	125
第 1 項 基本的な考え方.....	125
第 2 項 「対抗要件具備時より前の原因」の意味.....	126
<b>第 3 章 日本における民法改正の経緯と議論（その 2）.....</b>	<b>129</b>
第 1 節 問題意識.....	129
第 2 節 民法（債権関係）部会における議論の推移.....	129
第 1 款 第 1 ステージでの議論.....	129
第 1 項 部会第 7 回会議.....	129
第 2 項 部会第 25 回会議.....	130
第 3 項 部会第 26 回会議.....	130
第 4 項 小括.....	130
第 2 款 第 2 ステージでの議論.....	132
第 1 項 「中間的な論点整理」に対して寄せられた意見の検討.....	132
第 2 項 部会第 45 回会議.....	133
第 3 項 部会第 66 回会議.....	134
第 4 項 小括.....	134
第 3 款 第 3 ステージでの議論.....	135
第 1 項 「中間試案」に対して寄せられた意見の検討.....	135
第 2 項 部会第 83 回会議.....	136
第 3 項 部会第 89 回会議.....	137
第 4 項 部会第 93 回会議.....	138
第 5 項 部会第 95・96・97 回会議.....	141
第 3 節 民法改正の経緯の与える示唆.....	142
<b>第 4 章 日本改正法における債権譲渡制限特約の全体像の分析.....</b>	<b>145</b>
第 1 節 問題意識.....	145
第 2 節 譲渡制限特約の機能.....	145
第 1 款 相殺利益の確保.....	145
第 2 款 過誤弁済危険の防止.....	146

第 3 款 事務手続煩雑化の回避.....	148
第 4 款 紛争に巻き込まれるリスクの回避.....	149
第 3 節 小括.....	151
<b>第 5 章 債権譲渡制限特約に関する諸外国のルール.....</b>	<b>153</b>
第 1 節 中国契約法の考察.....	153
第 1 款 概観.....	153
第 1 項 債権譲渡のメカニズム.....	153
第 2 項 債務者保護規定の内容.....	154
第 3 項 譲渡制限特約の効力.....	155
第 2 款 譲渡制限規定の沿革——中国契約法 79 条の成立史.....	156
第 1 項 前史.....	156
第 2 項 契約法の立法過程.....	157
第 3 項 小括.....	159
第 3 款 学説の紹介と検討.....	160
第 1 項 学説の展開過程.....	160
1 1980 年代から 1990 年代まで.....	160
2 2000 年代から現在に至るまで.....	161
第 2 項 学説の現状.....	162
1 債権的効力説.....	162
2 相対的無効説.....	163
3 債権の種類を基準としての法律効果の細分化.....	164
4 特約の形式を基準としての法律効果の細分化.....	165
5 小括.....	166
第 4 款 裁判例の紹介と検討.....	167
第 1 項 裁判例の紹介.....	167
第 2 項 裁判例の検討.....	182
1 請負代金債権.....	182
2 売買代金債権.....	185
3 保証債権.....	188
第 5 款 考察.....	190
第 1 項 譲渡制限特約の第三者効と譲受人の主観的態様.....	190
第 2 項 譲渡制限特約と他の債務者保護規定との関連.....	190
第 3 項 譲渡制限特約の効力と債権種類との関連.....	191
第 2 節 アメリカ法の考察.....	192
第 1 款 コモンローの状況.....	192



第2款	統一商事法典における譲渡制限特約の効力.....	194
第3款	統一商事法典における債務者保護規定の内容.....	195
第1項	債務者の抗弁と相殺権.....	195
第2項	原因契約の変更.....	197
第4款	考察.....	198
第3節	国際ファクタリング条約の考察.....	199
第1款	概観.....	199
第2款	譲渡制限特約の効力.....	199
第3款	債務者の抗弁と相殺権.....	201
第4款	考察.....	203
第4節	国連国際債権譲渡条約の考察.....	204
第1款	概観.....	204
第2款	譲渡制限特約の効力.....	206
第3款	債務者の抗弁と相殺権.....	208
第4款	原因契約の変更.....	210
第5款	考察.....	211
第5節	ヨーロッパ契約法原則の考察.....	212
第1款	概観.....	212
第2款	譲渡制限特約の効力.....	214
第1項	譲渡制限特約による抗弁の具体的内容.....	214
第2項	譲渡制限特約を第三者に対抗できない場面.....	216
第3款	債務者の抗弁と相殺権.....	217
第1項	債務者の抗弁.....	217
第2項	債務者の相殺権.....	218
第4款	考察.....	220
第6節	ユニドロワ国際商事契約原則の考察.....	221
第1款	概観.....	221
第1項	債権譲渡のメカニズム.....	221
第2項	債務者保護規定の内容.....	222
第3項	小括.....	223
第2款	譲渡制限特約の効力.....	224
第3款	債務者の抗弁と相殺権.....	227
第1項	債務者の抗弁.....	227
第2項	債務者の相殺権.....	229
第4款	考察.....	230

第7節 共通参照枠草案の考察.....	231
第1款 概観.....	231
第1項 債権譲渡のメカニズム.....	231
第2項 債務者保護規定の内容.....	232
第3項 小括.....	234
第2款 譲渡制限特約の効力.....	235
第1項 譲渡制限特約による抗弁の具体的内容.....	235
第2項 譲渡制限特約を第三者に対抗できない場面.....	236
第3款 債務者の抗弁と相殺権.....	237
第1項 債務者の抗弁.....	237
第2項 債務者の相殺権.....	237
第4款 考察.....	238
第1項 手続的制限と譲渡制限特約の機能.....	238
第2項 取引債権の特殊性と譲渡制限特約の効力.....	239
第3項 法定相殺と譲渡制限特約の役割分担.....	240
第8節 比較法的に見た日本改正法の位置付け.....	240
第1款 国際的趨勢の析出.....	240
第2款 日本改正法の位置付け.....	244
<b>第6章 債権譲渡制限特約効力論の再構成.....</b>	<b>247</b>
第1節 請負代金債権に関する裁判例の紹介と検討.....	247
第1款 裁判例の紹介.....	247
第2款 裁判例の検討.....	260
第1項 全体的傾向.....	261
1 裁判例の数の時代的推移.....	261
2 紛争類型の特徴.....	261
3 紛争形態の特徴.....	261
4 請求の認容率.....	261
第2項 譲渡制限特約の目的及び合理性.....	261
1 第1の検討場面.....	261
2 第2の検討場面.....	264
第3項 将来債権の譲渡と譲渡制限特約の効力.....	266
第2節 保証金（敷金）返還請求権に関する裁判例の紹介と検討.....	268
第1款 裁判例の紹介.....	268
第2款 裁判例の検討.....	274
第1項 全体的傾向.....	274

1	裁判例の時代的推移.....	274
2	紛争類型の特徴.....	274
3	紛争形態の特徴.....	275
4	請求の認容率.....	275
第2項	譲渡制限特約の目的及び合理性.....	275
1	第1の検討場面.....	275
2	第2の検討場面.....	276
第3項	賃貸借契約の終了と譲渡制限特約の効力.....	278
第3節	売買代金債権に関する裁判例の紹介と検討.....	279
第1款	裁判例の紹介.....	279
第2款	裁判例の検討.....	285
第1項	全体的傾向.....	285
1	裁判例の時代的推移.....	285
2	紛争類型の特徴.....	285
3	紛争形態の特徴.....	285
4	請求の認容率.....	286
第2項	譲渡制限特約の目的及び合理性.....	286
1	第1の検討場面.....	286
2	第2の検討場面.....	287
第3項	基本契約の締結と譲渡制限特約の効力.....	288
第4節	預貯金債権に関する裁判例の紹介と検討.....	290
第1款	裁判例の紹介.....	290
第1項	全体的傾向.....	298
1	裁判例の時代的推移.....	298
2	紛争類型の特徴.....	299
3	紛争形態の特徴.....	299
4	請求の認容率.....	299
第2項	譲渡制限特約の目的及び合理性.....	299
1	第1の検討場面.....	299
2	第2の検討場面.....	300
第3項	手形取引と譲渡制限特約の効力.....	301
第5節	民法改正と実務上の課題.....	302
第1款	相殺範囲の拡張と譲渡制限特約の存在意義.....	302
第2款	譲渡制限特約付債権の譲渡と譲渡人の債務不履行.....	307
第3款	預貯金債権の譲渡無効と譲渡制限特約の主張権者.....	309

第4款	預貯金債権の特殊性と譲渡制限特約の効力.....	311
第5款	クレジット取引と譲渡制限特約の効力.....	313
第6款	将来債権の譲渡と譲渡制限特約の効力.....	315
第7款	原因契約の変更と譲渡制限特約の効力.....	316
<b>終章</b>	.....	<b>319</b>
第1節	本稿の結論.....	319
第1款	総論.....	319
第1項	譲渡制限特約の機能的分析.....	319
第2項	譲渡制限特約の比較法的考察.....	320
第3項	譲渡制限特約の沿革的考察.....	321
第2款	分論.....	322
第1項	譲渡制限特約と法定相続との役割分担.....	322
第2項	契約変更規定の存否と譲渡制限特約の機能.....	324
第3項	預貯金債権の譲渡と譲渡制限特約の主張権者.....	325
第4項	債権の発生原因と譲渡制限特約の効力との相関関係.....	326
第2節	今後の課題.....	327
第1款	非金銭債権と譲渡制限特約の効力.....	327
第2款	金融取引と譲渡制限特約の効力.....	329
<b>参考文献</b>	.....	<b>331</b>

## 序 章

### 第 1 節 問題の所在

債権が譲渡された場合において、債務者は対抗要件具備時より後に取得した譲渡人に対する債権による相殺をもって譲受人に対抗することができるのか。改正前法では、債務者は、譲渡の「通知を受けるまでに譲渡人に対して生じた事由」をもって譲受人に対抗することができるが（改正前法 468 条 2 項）、譲受人に相殺の抗弁を対抗するための具体的な要件は明らかではない。対抗要件具備より前に取得した債権による相殺の可否について、従来の学説は、自働債権と受働債権の弁済期に着目して、両債権の弁済期によって検討する傾向が見られた（相殺適状説、制限説と無制限説）。これに対して、対抗要件具備より後に取得した債権による相殺の可否について、相殺は認められないと解されている。しかし、債務者は、自らの利益を守るために、譲渡禁止特約（以下「譲渡制限特約」という）を結ぶことができる（改正前法 466 条 2 項）。かかる事態に備えた譲渡制限特約には独自の存在意義があることになる。債権が譲渡されても当事者間に譲渡制限特約がある場合に、債務者は特約をもって悪意または重過失のある譲受人に対抗することができる。つまり、対抗要件具備後に債務者が取得した債権であっても、譲渡制限特約が締結された場合には、債務者はなお相殺できる。改正前法は、468 条 2 項で債務者が譲受人に主張できる相殺の抗弁を対抗要件具備時前に譲渡人に主張できたものに限っているが、債務者は譲渡制限特約により相殺可能な領域を創出することができる仕組みになっている。

債務者が譲受人に対して主張することができる相殺の抗弁の範囲について、改正法はルールを明確化を図るために、新たな規定を設けた。改正法もとでは、債務者は、対抗要件具備時より前に取得した譲渡人に対する債権による相殺をもって譲受人に対抗することができる（改正法 469 条 1 項）。さらに、債務者が対抗要件具備時より後に取得した債権であっても、その債権が「対抗要件具備時より前の原因に基づいて生じた債権」であるとき（改正法 469 条 2 項 1 号）、または、そうでなくても「譲受人の取得した債権の発生原因である契約に基づいて生じた債権」であるときは（改正法 469 条 2 項 2 号）、それらの譲受人に相殺の抗弁を主張することができることになった。ただし、差押えと相殺については、改正法 469 条 2 項 2 号にあたる規定は設けられていない<sup>1</sup>。改正法 469 条により債務者の相殺権は広汎に認められるにいたった。だから、譲渡制限特約を通じて相殺の利益を確保する必要が生じるのは、同条によってもカバーされない場面である。例えば、既発生債権が譲渡され、反対債権の発生原因が対抗要件具備後に存在した場合には、改正法 469 条 2 項 1 号によれば、債務者は相殺をすることができない。債務者がかかる事態に備えて譲渡制限特約を結んだときは、特約の第三者効が認められるべきかが問題となる。譲

---

<sup>1</sup> 債権の差押えの場合には、差押えの時点でその債権の発生の基礎となる法律関係が存在していることが要請されており、差押えによる強制執行を実効的なものとするのも重要であるので、債権譲渡の場合と同様に債務者の利益を保護するのは妥当ではないと説明されている。第 192 回国会衆議院法務委員会議事録第 14 号（2016 年）28 頁〔小川政府参考人〕。

譲渡制限特約の問題が、相殺の問題とも密接に関連しており、相殺に関する民法改正が譲渡制限特約の効力にどう影響したのかという視点は有益であると考えられる。譲渡制限特約と相殺との相関関係を議論しない限り、特約の第三者効に対して肯定的評価または否定的評価を下すことには躊躇を禁じ得ない。日本では、かかる視点からの検討は未だ不十分であるように思われる。

譲渡制限特約の効力をめぐって、従来から学説が対立している（物権的効力説と債権的効力説との争い）。米倉教授は、譲渡制限特約の効力を一般的画一的に決定することに反対し、特約効力制限論を展開したが、比較法的検討を捨象した。他方、近時は比較法的検討もなされたが、一般的動向の紹介にとどまっており、機能的・類型的分析や関連制度との接合関係はあまり意識されていないようである。さらに、石田教授は、債務者との関係においてのみ効力が否定されるという意味での無効（相対的無効）という視角から、譲渡制限特約の効力を検討した。

本研究は、譲渡制限特約の効力に関して、若干の関連諸制度を視野に収めつつ、譲渡制限特約の機能と合理性、またその機能に相応しい効力論を探ることを目的としている。具体的には、①従来、特約との関連があまり意識されていなかった相殺に着目して両制度の相関関係を解明すること、②従来の研究動向を踏まえつつ、特約の趣旨と目的、またそれが利用されている具体的事案類型ごとにその効力を検討することを目的としている。

## 第2節 本稿の課題

### 第1款 改正前法における譲渡制限特約の機能

譲渡制限特約の機能として、従来から債務者側の譲渡に伴う事務手続の煩雑化を防ぐ、過誤払いの危険を避ける、相殺の機会を確保するなどが挙げられてきた。改正前法のもとでは、譲渡制限特約の機能を語る際に、その典型例として想定されていたのは、銀行預金であり、請負契約などは想定されていなかった<sup>2</sup>。その当時、請負契約における譲渡制限特約は普及していなかった可能性もある。譲渡制限特約の相殺機会を確保するという機能について、従来の学説は銀行が顧客に将来融資する可能性にも一応ふれているが、そのような債権との相殺に備えて譲渡制限特約を利用することは、将来発生するかもしれない債権の発生蓋然性が確実でないことから否定的である<sup>3</sup>。確かにその当時預金担保貸付をするかどうか、銀行の自由であるとする、銀行には「貸さない」という選択肢もありえ、予め預金を担保に取る必要性はない。しかし、現在は総合口座であり、銀行は一定額を融資しなければならない。また、銀行預金における問題状況と請負契約における問題状況は必ずしも同じではない。請負契約における反対債権は、注文者の意思とは無関係に発生するので、その発生時期が債権譲渡前であるか債権譲渡後であるかによって、法的な取

<sup>2</sup> 米倉明『債権譲渡——禁止特約の第三者効』（学陽書房、1976年）68-80頁。裁判例の動向は、本稿第6章で検討する。

<sup>3</sup> 米倉・前掲注2）78-79頁。

り扱いを変えるのが合理的であるかどうかは疑わしい。それでは、請負代金債権が譲渡された場合には、債務者（注文者）は、対抗要件具備時より後に取得した譲渡人に対する債権による相殺をもって譲受人に対抗することができるのか。改正前法468条2項によれば、債務者による相殺が認められない。そこで、実務では債務者は予め譲渡制限特約を結んでおくことにより自らの利益を守ることができる。しかし、今回の改正法は、債権譲渡における相殺の範囲を拡張すると同時に、譲渡制限特約の効力を見直した。譲渡制限特約の効力を検討する際に、相殺に着目する必要がある。これから、裁判例を調べて実務において譲渡制限特約がどんな契約類型にいかなる事情から利用されているかを検討したいと思う。

## 第2款 改正法における譲渡制限特約の概観

改正法は譲渡制限特約の効力を大幅に見直した。つまり、譲渡制限特約があったとしても特約に違反する債権譲渡は有効である。そのため、ある論者によれば、譲渡制限特約とのバスターで、改正法は債権譲渡との関係で債務者による相殺の範囲を拡げた<sup>4</sup>。言い換えれば、改正法は、相殺の機会の確保の問題を「債権譲渡と相殺」に関する469条の守備範囲に位置付けている。この学説によれば、譲渡制限特約固有の機能は、事務処理の煩雑化、過誤払いの防止に尽きることになる<sup>5</sup>。

このような展開は、譲渡制限特約と相殺との相互互換性を例証するものとも言える。ただし、この学説にはいくつかの問題が含まれている。第1に、改正法は、譲渡制限特約の効力を弱めたこととしたが、債務者の利益が損なわれないような制度設計にした。すなわち、債権が譲渡された場合、債務者は譲渡人に対する弁済その他の債務を消滅させる事由をもって譲渡制限特約につき悪意または重過失である譲受人に対抗することができる。したがって、相殺範囲の拡張は譲渡制限特約の効力を弱めることと直接結びつくものではない<sup>6</sup>。第2に、改正法は、債権譲渡の場面で相殺の範囲を拡張したが、譲渡制限特約の相殺機会を確保するという機能はなくなるわけではない。改正法469条によってもカバーされえない場合に、譲渡制限特約は相殺可能な領域を創出するという機能を果たすように思われる。

改正前法もとでは、譲渡制限特約に違反した債権譲渡の効力は、債務者との関係だけでなく譲渡当事者間でも無効と考えられている<sup>7</sup>。無効というのは、絶対無効と言われている。すなわち、譲渡無効は債務者だけでなく、それ以外の者も主張することができる<sup>8</sup>。しかし、譲渡制限特約はそもそも債務者の利益を保護するものであるから、債務者だけが

<sup>4</sup> 中井康之ほか「相殺をめぐる民法改正と倒産手続——差押え・債権譲渡と相殺に関連して」金法2036号（2016年）19頁〔石田剛発言〕。

<sup>5</sup> 石田剛「継続的取引における基本契約と個別契約との関係」事業再生研究機構編『債権譲渡法制に関する民法改正と事業再生』（商事法務、2017年）142頁。

<sup>6</sup> 中井ほか・前掲注4）20頁〔中井康之発言〕。

<sup>7</sup> ただし、譲渡人が無効を主張できるかどうかは別である。

<sup>8</sup> 最高裁平成9年6月5日民集51巻5号2053頁。

譲渡の無効を主張できればよいのではないか。例えば、債権の一般債権者や債権を差押えた者が譲渡の無効を主張できるのは、おかしいのではないか。改正法は、特約に違反する債権譲渡を常に有効としており、債務者だけが保護されるが、前述の通り預金債権については、特則が設けられている。改正法のもとで、従来の学説（物権的効力説）はそのままに妥当すべきか、とりわけ譲受人が譲渡制限特約につき悪意・重過失である場合には、「特約に違反する譲渡の無効」を誰が主張できるかということは、今後の課題である。

### 第3款 債権譲渡における相殺の範囲

#### 第1項 改正前法

債務者は譲渡人に対して反対債権を有する場合には、譲受人に対して相殺を主張することができるか、というのは468条2項の解釈の問題である。この問題に対して、学説の多くは、対抗要件具備前に反対債権がすでに発生した場合を前提に検討する傾向が見られた（1980年代）。ただし、468条2項の「生じた事由」については反対債権を発生させる「原因」が存しておればよいのかという問題が残された<sup>9</sup>。1990年代に入ると、債権譲渡後に生じた反対債権でも債務者に相殺を認めてよいのではないか、という問題意識は学説に生まれた。これについては、解釈論的には、2つの視点がある。第1は、「生じた事由」を拡張する視点であり、第2は、牽連性を要件として相殺の範囲を拡張する視点である。

第1の視点について、ドイツ法を参照する石垣教授の論文がある。「ドイツ法においては……相殺権者の期待を保護するためには、関与時点で自働債権が具体的に成立している必要はないとし、それを発生させる法的基礎が存在していれば十分として相殺を広く保護している」<sup>10</sup>。「ところが、この理は無限定に認められているのではなく……両債権が同一、あるいは同一とみられるような法律上の関係から生じた場合に限られているのである。これは、時的制限を回避し、相殺の範囲を拡張する方向に向けられたものであるが、このような考え方は参考にしよう」<sup>11</sup>。石垣教授は、このように述べて、両債権が「同一の法律関係」、あるいは「同一とみられる得るような法律関係」から生じている場合には、「生じた事由」の拡張を通じて債務者に相殺を認めている。

第2の視点については、ドイツ法を参照する遠山教授の論文は、債権譲渡と相殺の問題について牽連関係のある場合と牽連関係のない場合とを区別して議論した。すなわち、「自働債権と受働債権が同一の契約関係や同一の法律関係・生活関係（事実）関係から生ずる場合には、自働債権と受働債権の弁済期の前後を問わず、さらに、債権譲渡の通知・承諾の時点を問わず、譲渡の通知・承諾後に債務者が譲渡人に対して自動債権を取得したとしても、債務者による相殺が認められる」<sup>12</sup>。これに対して、「自働債権と受働債権が同一

<sup>9</sup> この問題については、奥田教授は問題提起に止めている。奥田昌道『債権総論（下）』（筑摩書房、1987年）443頁参照。

<sup>10</sup> 石垣茂光「相殺の期待保護——ドイツにおける判例学説について」独逸法学39号（1994年）150頁。

<sup>11</sup> 石垣茂光「相殺における担保的機能論に関する一考察」独逸法学43号（1996年）464頁。

<sup>12</sup> 遠山純弘「債権譲渡の通知・承諾の効果——特に契約債権の譲渡について（1）」商学討究54巻4号



の契約関係や同一の法律関係・生活関係（事実）関係から生じた債権ではない場合には、通知・承諾の時点において自働債権の弁済期が到来しているか、または通知・承諾以前に自働債権が取得され、かつ債務者の自働債権の弁済期が受働債権のそれよりも先に到来する場合にだけ相殺が認められる<sup>13</sup>。ただし、具体的に異なる場合に牽連性が認められ、債務者が対抗要件具備後に取得した債権による相殺を譲受人に対抗することができるかについて議論がなされなかった。

牽連性の具体的な展開として、相殺の比較法的研究を行う論文が何点が公表されている。深谷格の「相殺の構造と機能——フランス法を中心として」は、フランス法の研究を通じて、①対立する債権が同一の契約から生じている場合、②一方の債権がある契約上の債権で、他方が同じ契約の不履行に基づく損害賠償請求権である場合、③契約が解除された場合にその解除から対立する債務が生じた場合、④一方がある契約から生じた債権で、他方が同じ契約の履行の際になされた不法行為に基づく損害賠償請求権である場合に牽連性を認める<sup>14</sup>。同じフランス法の研究として、深川裕佳の『相殺の担保的機能』（2008年）もある<sup>15</sup>。山田八千子の「イギリス法における衡平法上の相殺の構造」は、イギリス法の研究を通じて、同一の取引から発生する場合または密接に関連する別の取引から発生する場合に相殺を認める<sup>16</sup>。それらの学説は、改正法の中でどのように位置づけられるのか。改正法における相殺の範囲を確認した上で、論じたいと思う。

## 第2項 改正法

改正法は、無制限説を明文化したうえで、2つの基準から相殺の範囲を拡張している。1つは、469条2項1号の「対抗要件具備時より前の原因に基づいて生じた債権」である。もう1つは、469条2項2号の「譲受人の取得した債権の発生原因である契約に基づいて生じた債権」である<sup>17</sup>。そこで、「前の原因」と「同一の契約」の具体化が残された課題となる。

「前の原因」という言葉は論者によってその意味が必ずしも同じでない。その解釈論の展開を確認すると、3つの考え方があり得る。①「前の原因」を契約の締結という抽象的なレベルで捉え、それ以上何らの制限的に解釈を施さない<sup>18</sup>。②「前の原因」をそれなりに具体的な内容に求めて限定的に解釈する<sup>19</sup>。③牽連性のない場合と牽連性のある場合を

---

(2004年) 217頁。

<sup>13</sup> 遠山・前掲注12) 219頁。

<sup>14</sup> 深谷格「相殺の構造と機能——フランス法を中心として(4)」名古屋大学法政論集137号(1991年)416頁以下。

<sup>15</sup> 深川裕佳『相殺の担保的機能』（信山社、2008年）255-282頁。

<sup>16</sup> 山田八千子「イギリス法における衡平法上の相殺の構造——牽連性要件を中心として(1)」東洋法学44巻2号(2001年)15-36頁。

<sup>17</sup> この規律が適用されるのは将来債権が譲渡された場合に限られることになる。部会資料74A・15頁参照。ただし、差押えと相殺については、改正法469条2項2号にあたる規定は設けられていない。

<sup>18</sup> 中井・前掲注4) 15頁〔石田剛発言〕。

<sup>19</sup> 中井・前掲注4) 11頁〔木村真也発言〕。

分けて議論するものが見られる<sup>20</sup>。受働債権と自働債権の間に牽連性がない場合には、自働債権の発生原因が何かは当該自働債権の具体的な発生原因に基づいて判断されることになる。これに対して、受働債権と自働債権の間に牽連性がある場合には、契約の存在をもって「前の原因」があるとする<sup>21</sup>。

「同一の契約」の意味も問題になる。自働債権と受働債権が「同一の契約」から発生した場合には、学説は一致して相殺を認めるべきであるとする。両債権の発生原因は異なる契約であった場合にも相殺は認められるべきかどうかについて、学説が対立している。「契約間の牽連性」を要件として「同一の契約」を拡大的に解釈する学説が現れる。例えば、「同一の基本契約」のもとで統合することが適切な場合は、自働債権と受働債権が「同一の契約」から生じる債権であるとして相殺をすることが可能となるとの見解が示されている<sup>22</sup>。すなわち、2つの債権が異なる契約に基づくものであっても、それらの契約が当事者間に存在する枠契約の履行として締結されたものである場合に、相殺が認められる<sup>23</sup>。さらに、このような枠契約がなくてもそれらの異なる契約が1つの統一的な契約の集合を構成する場合に、牽連した債務の相殺が認められるとの立場に立つものがある<sup>24</sup>。これに対して、「同一の契約」を限定的に解釈する学説もある。具体的には、一体的決済を予定していた原料と製品の継続的売買契約が基本契約で定められていたとしても、それらの契約が「同一の契約」でない場合には、基本契約の存在を理由に相殺を認めるべきでないという<sup>25</sup>。このようにしてみれば、「前の原因」と「同一の契約」について、論者によってそれらの意味には食い違いが生じている。このような解釈論の問題を解決するには、そもそも「前の原因」と「同一の契約」は、どういう根本的な発想で拡張されたのかを検討する必要がある。これを決めないと、何か「前の原因」にあたるのか、何か「同一の契約」にあたるのかは、うまく解釈できない。無制限説を明文化したうえで、2つの基準から相殺の範囲を拡張した改正法について、2つの捉え方があり得る。①その拡張を無制限説の単純な延長として捉える。②無制限説から当然延長で出てくるのではなく、別の論理で加えたものだとも考えられる。<sup>26</sup>改正法 469 条 1 項と 469 条 2 項 2 号は、まったく異なる論理を根拠としている。前者は、自働債権と受働債権が対立するかどうかの問題である。後者は、両債権が同じ契約から発生するかどうかの問題である。問題は、改正法 469 条 2

<sup>20</sup> 中井康之「相殺をめぐる民法改正—差押えと相殺・債権譲渡と相殺」今井利昭先生傘寿記念『会社法・倒産法の現代的展開』（民事法研究会、2015年）730-731頁。

<sup>21</sup> 自働債権と受働債権の間に牽連性があるというのは、両債権が同じ契約から発生している場合に限定されている。中井・前掲注 20) 727 頁参照。このような場合は、改正法 469 条 2 項 2 号にあたるのではないか。この考え方があり得る。しかしながら、このように考えると、「差押えと相殺」については、改正法 469 条 2 項 2 号にあたる条文はないので、第三債務者による相殺が認められない可能性がある。それでも、相殺を認めたいのであれば、「前の原因」を広く解釈する必要がある。

<sup>22</sup>

<sup>23</sup> 深川裕佳「譲渡債権の発生原因である契約から生じた自働債権による三者間相殺」東洋法学 61 巻 3 号（2018年）158頁。

<sup>24</sup> 深川・前掲注 23) 156-157頁。

<sup>25</sup> 中井・前掲注 20) 742頁。

<sup>26</sup> 中井ほか・前掲注 4) 28頁〔沖野眞己発言〕。

項1号の「前の原因」を改正法の中でどのように位置づけられるかである。反対債権を発生させる「原因」が対抗要件具備前にあって、たまたまその発生時期が、対抗要件具備前になるか後になるかによって左右されるのは、必ずしも合理的とは言えない<sup>27</sup>。このように理解すると、改正法469条2項1号は無制限説の延長として捉えられることも考えられる。しかし、改正法469条2項2号の「前の原因」については、前述のように2つのカテゴリーを認めるとの学説もある。つまり、牽連性のない場合か牽連性のある場合かによって「前の原因」に異なる意味を与えるものである<sup>28</sup>。この学説を前提とすると、③改正法469条2項1号の中にも無制限説の単純な延長と考えられる場合と469条2項2号の延長線に位置づけることができる場合ともある。このように、改正法の捉え方について様々な考え方があり得る。改正法469条2項1号の「前の原因」を改正法の中でどのように位置付けるか、その範囲をどこまで広げるべきかが、今後の課題である。

#### 第4款 譲渡制限特約の存在意義及び関連制度との相関関係

改正法469条により債務者の相殺権は広汎に認められるにいたった。だから、譲渡制限特約を通じて相殺の利益を確保する必要が生じるのは、改正法469条によってもカバーされえない場合である。そこで、具体的場面（特に対抗要件具備後に反対債権が発生するケース）において相殺の可否を確認することにしたい。この作業により、譲渡制限特約の存在意義を明らかにしうると考えられる。

##### 第1項 既発生債権が譲渡されその対抗要件具備後に反対債権が発生する場合

###### 1 反対債権の発生原因が対抗要件具備前に発生した場合

改正法469条2項1号では、「前の原因」という言葉が用いられている。しかし、債務者の譲渡人に対する反対債権の発生原因がどこまで具体化すればよいのかが問題となる。では、具体例を参考に「前の原因」の意義と判断基準を確認しよう。

〔事例1〕AがBに対する貸金債権を有していた。その後、Aはその債権を第三者Cに譲渡し、債務者対抗要件を備えた。他方で、売主Aと買主Bは、ある商品の継続的取引基本契約を締結していた。AとBは、個別売買契約を締結した上、Aが商品をBに引渡したところ、契約に適合しない瑕疵があり、Bは、Aに対して代金減額請求権ないし損害賠償請求権を取得した。<sup>29</sup>

①AC間の貸金債権に関する対抗要件具備（以下「対抗要件具備」という）前に目的物

<sup>27</sup> 例えば、AはBに対する貸金債権をCに譲渡し、Bに通知した。他方で、ABの間でBを買主、Aを売主とする建物売買契約締結された。建物の屋根に穴が開いて雨もりがするので、Bのパソコンが故障した。Bの損害がCへの通知前に発生していたとすると、改正法469条1項により、Bは損害賠償請求権と自働債権として貸金債権と相殺することができる。穴がBへの通知前にあるが、雨がBへの通知後に降って損害が発生した場合はどうか。この場合は、改正法469条2項1号の「前の原因」にあたるか。もし、当たらないとすると、雨の降った時期という偶発的な事情によって問題解決が変わってしまい、不合理である。

<sup>28</sup> 中井・前掲注20) 730頁。

<sup>29</sup> 差押えと相殺について、中井ほか・前掲注4) 参照。

の引渡しを受けた場合に、Bは、代金減額請求権ないし損害賠償請求権と貸金債権とを相殺できるか（基本契約→個別契約→引渡し→対抗要件具備）。

ケース①において、Bの反対債権が契約不適合に基づく損害賠償請求権である場合に、個別契約の締結も目的物の引渡しも対抗要件具備前にあるから、対抗要件具備前に原因があるとして相殺ができることになる。Bが当該商品の爆発により拡大損害を受けた場合はどうか。Bは損害賠償請求権を自働債権として貸金債権と相殺することができるか。もし、改正法469条2項1号の「前の原因」に当たらないとすると、爆発の時期という偶発的な事情によって変わってしまい、不合理である。

②対抗要件具備前に基本契約と個別契約が締結されたものの、引渡しに対抗要件具備後であった場合に、Bは、代金減額請求権ないし損害賠償請求権と貸金債権とを相殺できるか（基本契約→個別契約→対抗要件具備→引渡し）。

ケース②においては、基本契約、個別契約という2つの要素が対抗要件具備前に生じたものの、引渡しという要素は対抗要件具備後に生じている。改正法469条2項1号の「前の原因」の解釈について、個別契約と具体的な発生原因のいずれを基準にすべきかという問題がある。反対債権の発生原因として個別契約があるだけで十分であるとすれば、対抗要件具備前に個別契約が締結されているから、「前の原因」が存在しているといえる。これに対して、反対債権が契約に適合しない目的物の引渡しがあつて初めて発生するとすれば、目的物の引渡しに対抗要件具備後にあるから、「前の原因」が存在していないといえる。後者のように、「前の原因」を限定的に解釈すると、債務者に対する保護は十分ではない。もっとも、BはAに対して瑕疵のない商品の引渡しを求める権利を有しているので、売買代金が支払われていない場合は、Bは売買契約不適合に基づく損害賠償請求権を自働債権として売買代金債権と相殺することができる<sup>30</sup>。この場合、「前の原因」を限定したとしても、Bは別の手段（相殺など）により保護される。しかし、Bが瑕疵に気付かなくうちに売買代金を支払った場合に、売買代金債権が弁済により消滅し、Bは損害賠償請求権または代金減額請求権だけを主張できることになる。したがって、この場合、「前の原因」を限定することにより債務者が不利益を被る。債務者を保護するため、少なくとも売買代金額の範囲で相殺を優先させるという考え方もあり得る。また、ケース②において契約不適合に基づく代金減額請求権が想定されているなら、それでいいけれど、債務者の反対債権は拡大損害であった場合に、②と同様に処理するかどうかという問題が出てくるかもしれない。結論は「前の原因」の解釈によって決まるのではなく、そもそも債務者に相殺を認めるべきかという判断による。

③対抗要件具備前に基本契約の締結しがなく、対抗要件具備後に個別契約を締結し、売買の目的物を引渡した場合に、Bは、代金減額請求権ないし損害賠償請求権と貸金債権とを相殺できるか（基本契約→対抗要件具備→個別契約→引渡し）。

<sup>30</sup> 中井ほか・前掲注4) 14頁〔縣俊介発言〕。

ケース③においては、基本契約という要素だけが対抗要件具備前に生じた。改正法 469 条 2 項 1 号の「前の原因」の解釈について、個別契約と基本契約のいずれを基準にすべきかという問題もある。学説では、基本契約のみの場合には債務者は原則として譲受人に相殺を主張することができないと解されている<sup>31</sup>。しかし、基本契約に一定品質の材料や部品を供給する旨の条項が盛り込まれている場合には、例外的に基本契約を「前の原因」とする学説もある<sup>32</sup>。基本契約の内容によって結論が異なり得るわけである。このように議論のあることから、「基本契約の内容」<sup>33</sup>について検討する必要がある。それでも、相殺が認められない場合がでてくることがあり得る。B は相殺の利益を確保したいのであれば、貸金債権に対して譲渡制限特約をつけるべきである。このように考えると、ケース③でも相殺ができるようになる。つまり、貸金債権に譲渡制限特約を付けておくと、個別契約の締結が対抗要件具備後であったとしても相殺もできる。

## 2 反対債権の発生原因が対抗要件具備後に発生した場合

以下では、反対債権の発生原因が対抗要件具備後に発生した場合を、反対債権が譲渡された債権と密接に関係する場合（〔事例 2〕）と、反対債権が譲渡された債権と密接に関係しない場合（〔事例 3〕）とに分けて譲渡制限特約の存在意義を確認する。

〔事例 2〕売主 A と買主 B は、ある機械の売買契約を締結した。A は B に対する売買代金債権を第三者 C に譲渡し、債務者対抗要件を備えた。その後、別の契約で、A はその設備の保守点検を約定した。B は A の役務提供契約違反により損害賠償請求権を取得した。債務者 B は対抗要件具備後の原因に基づく反対債権による相殺をもって譲受人 C に対抗することができるかが問題となる。<sup>34</sup>

この事例において、ヨーロッパ契約法原則によれば機械売買契約が保守点検契約の前提であるから、それらの間に牽連関係は認められるとしている（同じ契約でなくともよいとしている点で、改正法 469 条 2 項 2 号より広い）。改正法 469 条 2 項 2 号は債権譲渡との関係で両債権の牽連性を理由として相殺を認める考え方を採用したが、両債権が同じ契約に基づくものは要求されている<sup>35</sup>。また、同条 2 項 2 号は将来債権譲渡のみを想定している。〔事例 2〕では、B の反対債権の発生原因は、対抗要件具備後に発生した。また、反対債権の発生原因と譲渡された債権の発生原因が異なる契約である。それゆえに、改正法 469 条 2 項 2 号によっても、債務者 B は相殺できない。

反対債権が対抗要件具備後の原因に基づくものであっても譲渡された債権と密接に関係する場合には、債務者に相殺が認められるべきかが問題となる。同じ論点について海外に目を向けると、反対債権が譲渡された債権と密接に関係する場合には、債務者は相殺を

<sup>31</sup> 中井ほか・前掲注 4)〔木村真也・赫高規・縣俊介・古里健治・石田剛発言〕。

<sup>32</sup> 中井ほか・前掲注 4) 14 頁〔古里健治発言〕。

<sup>33</sup> 例えば、個別契約の締結が義務付けられているのか。

<sup>34</sup> ヨーロッパ契約法原則の解説では、挙げられている典型例をアレンジしたものである。オーレ・ランドーほか編（潮見佳男ほか監訳）『ヨーロッパ契約法原則Ⅲ』（法律文化社、2008 年）87 頁参照。

<sup>35</sup> ただし、既にみたように、同じ契約という概念を拡張する試みもすでにされている。

もって譲受人に対抗することができるという考え方は国際的に有力になりつつあるという<sup>36</sup>。例えば、ヨーロッパ契約法原則において、債務者は、譲渡された債権と密接に関係する債権による相殺をもって譲受人に対抗することができる（11:307条2項2号）。また、国際債権譲渡条約においては、債務者は、譲受人に対して原因契約または同一の取引の一部である他の契約から生ずる相殺の権利を主張することができる。さらに、フランス法においては、牽連する負債間の相殺は、負債に内在する抗弁として特別に規定されている（フランス民法1324条2項）<sup>37</sup>。

なお、日本債権法改正の過程で、譲渡制限特約の第三者効を認めない代償として、相殺の抗弁を広く認めるとの提案があった<sup>38</sup>。具体的には、対抗要件具備時に債権の発生原因が存在していない場合でも、譲渡された債権と関連して一体的に決済されることを予定された取引があり、対抗要件具備後に取得した反対債権がその取引から生ずるものであったときは、債務者は相殺をすることができるというものである。これは譲渡制限特約の第三者効と相殺との相互互換性を例証するものもいえる。

この提案によれば、〔事例2〕でも、債務者には一定の場合に相殺が認められうる。しかし、最終的には、この提案が採用されなかった。近時、牽連性の観点から「債権間の牽連性の考え方は原因未締結の将来債権譲渡の場合に限定されるものではなく、それ以外の場合にも及ぶものと解することができる」と述べたものがある<sup>39</sup>。また、改正法469条2項1号は牽連関係のない債権債務を想定して、牽連関係のある債権債務については、明文の規定を待つまでもなく相殺できると解する余地もありうる<sup>40</sup>。以上のように相殺として処理する方策が考えられるが、日本改正法の構造に照らして無理な場合があれば、譲渡制限特約に第三者効を認めることにも合理性がある場合があることになる。

〔事例3〕売主Aと買主Bは、ある機械の売買契約を締結した。AはBに対する売買代金債権を第三者Cに譲渡し、債務者対抗要件を備えた。その後、別の契約で、Bはある物の使用及び収益をAにさせることを約定した。Bは賃貸借契約に基づいて賃料債権を取得した。債務者Bは対抗要件具備後の原因に基づく賃料債権による相殺をもって譲受人Cに対抗することができるかが問題となる。

上述の〔事例2〕と異なって、〔事例3〕においては、賃料債権と売買代金債権の間に何らの牽連関係がない。牽連性の観点を持ち出しても、債務者Bに相殺が認められない。

ところで、BはAと売買契約を締結したときに、将来、Aと別の契約を締結する可能性

<sup>36</sup> 中田裕康『債権総論（第3版）』（岩波書店、2013年）416頁。

<sup>37</sup> 荻野奈緒ほか訳「フランス債務法改正オールドナンス（2016年2月10日オールドナンス第131号）による民法典の改正」同志社法学69巻1号（2017年）313頁。ピュール・クロック（斎藤由紀訳）「フランス法における債務法改正後の債権譲渡」ノモス39号（2016年）3頁。

<sup>38</sup> 部会資料37・52頁。

<sup>39</sup> 山岡航「契約上の地位の移転と相殺の抗弁」同志社法学67巻1号（2015年）243頁。

<sup>40</sup> 差押えと相殺について、「511条は客観的牽連関係のない場合を念頭に規定されている」と述べたものがある。野村豊弘ほか「債権法改正と実務上の課題——相殺」ジュリスト1520号（2018年）85頁〔中井康之発言〕。

があることを想定したうえ、当該売買契約から発生する代金債権に譲渡制限特約を付けた場合はどうか。譲受人 C が譲渡制限特約につき悪意または重過失であるときは、債務者 B は特約をもって譲受人 C に対抗することができるだろう。

債務者が債権譲渡により不利益を被るのは、譲渡を認めることの必然的な帰結であるが、法律は債務者の利益を保護するために債務者に最低限の保護を与えている（限界をどう引くかは、また別の問題である）。具体的にいえば、債務者が自助努力をしなくても、改正法 469 条にいう「相殺の要件」を満たすと、法律は債務者による相殺を認める。しかし、それ以上に、債務者は自らの利益（相殺の利益）を確保したいのであれば、譲渡制限特約を締結すべきである。結局、譲渡制限特約を締結した債務者にそもそも相殺の利益を与えるべきか否かが問題とされるべきであろう。

## 第 2 項 将来債権が譲渡されその対抗要件具備後に反対債権が発生する場合

改正法では、債務者が対抗要件具備後に取得した債権であっても、それが譲渡された債権と「同一の契約」から発生する債権であれば、相殺可能とされている（改正法 469 条 2 項 2 号）。債務者の譲渡人に対する反対債権の発生原因が「同一の契約」といえるかどうかは問題となる。以下では、具体例を参考に「同一の契約」の意義と判断基準を検討した上で、譲渡制限特約の機能する場面を確認しよう。

〔事例 4〕 売主 A が買主 B に対して将来有することになるある商品の売買代金債権（将来発生するかもしれない債権）を、第三者 C に譲渡して B に通知した<sup>41</sup>。その後、個別売買契約を締結した上で、A が商品を B に引渡したところ、契約に適合しない瑕疵があり、B は A に対して損害賠償請求権を取得した。債務者 B は対抗要件具備後の原因（個別契約の締結）に基づく代金減額請求権ないし損害賠償請求権による相殺をもって譲受人 C に対抗することができるかが問題となる。<sup>42</sup>

この事例において、債務者 B の代金減額請求権ないし損害賠償請求権の発生原因が対抗要件具備後に発生したため、改正法 469 条 2 項 1 号によって相殺をすることができない。しかし、469 条 2 項 2 号によれば、債務者に相殺が認められる。相殺の範囲を拡張した意義は、この点にある。

〔事例 5〕 売主 A が買主 B に対して将来有することになるある機械の売買代金債権（将来発生するかもしれない債権）を第三者 C に譲渡して B に通知した。その後、個別売買契約を締結した。別の契約で、A はその設備の保守点検を約定した。B は A の役務提供契約違反により損害賠償請求権（代金減額請求権ではない）を取得した。B が損害賠償請求権を自働債権として売買代金債権と相殺できるか。<sup>43</sup>

<sup>41</sup> なお、AB 間で基本契約があるものとする。以下、同様。

<sup>42</sup> シンポジウム「相殺をめぐる民法改正と倒産手続——差押え・債権譲渡と相殺に関連して」で挙げられる事例をアレンジしたものである。中井ほか・前掲注 4) 参照。

<sup>43</sup> ヨーロッパ契約法原則の解説では、挙げられている典型例をアレンジしたものである。オーレ・ラン

上述の〔事例4〕と異なって、損害賠償請求権の発生原因が売買代金債権の発生原因と「同一の契約」ではないので、直ちに改正法469条2項2号により債務者に相殺を認められるといえないことになる。反対債権の発生原因と譲渡された債権の発生原因が異なる契約であっても譲渡された債権と密接に関係する場合には、債務者に相殺が認められるべきか否かが問題となる。この場合は、〔事例2〕における「反対債権が対抗要件具備後の原因に基づくものであっても譲渡された債権と密接に関係する場合、債務者に相殺が認められるべきか否かがという問題」と類似した状況になる。すなわち、反対債権が譲渡された債権と密接に関係する場合でも、解釈によっては相殺は認められず、債務者が保護されないことになる。ただし、〔事例2〕と〔事例5〕との利益状況は必ずしも同じではない。

〔事例2〕において、債務者が相殺によって保護されなくても、売買契約を締結する際に譲渡制限特約を結ぶことによって保護される。これに対して、〔事例5〕においては、債務者が個別売買契約に譲渡制限特約を付けたとしても、改正法466条の6第3項があるため、特約をもって譲受人に対抗することができない。「譲渡された債権と密接に関係する債権による相殺の保護」という抽象的な命題をどのように具体化していくのか、今後に残された問題といえる。

〔事例6〕売主Aが買主Bに対して将来有することになるある商品の売買代金債権（将来発生するかもしれない債権）を第三者Cに譲渡してBに通知した。その後、個別売買契約を締結した。さらにその後、別の契約で、Bはある物の使用及び収益をAにさせることを約定した。Bは賃貸借契約に基づいて賃料債権を取得した。Bは賃料債権を自働債権として譲渡された売買代金債権と相殺できるか。

上述の〔事例5〕と異なって、〔事例6〕においては、賃料債権と売買代金債権の間に何らの牽連関係がない。牽連性の観点を持ち出しても、債務者Bに相殺は認められない。

ところで、BはAと個別売買契約を締結したときに、将来、Aと別の契約を締結する可能性があることを想定したうえ、当該売買契約に譲渡制限特約を付けた場合はどうか。改正法466条の6第3項の反対解釈によれば、対抗要件具備後に譲渡制限特約が付されたときは、譲受人の主観態様のいかに問わず、債務者は特約を譲受人に対抗することができなくなる。既発生債権の譲渡の場合と異なって、原因契約未締結の将来債権譲渡の場合には、債務者は譲渡制限特約によって相殺可能な領域を創出することができない。

なお、債務者は、かかる事態に備えて基本契約に譲渡制限特約を記載した場合はどうか<sup>44</sup>。もし債務者はそれを悪意または重過失である譲受人に対抗することができるのであれば、かかる事態に備えた譲渡制限特約に独自の存在意義があることになる。

ドーほか・前掲注34) 87頁参照。

<sup>44</sup> 改正法466条の6第3項にいう「譲渡制限の意思表示がなされた」について、基本契約の時点で将来発生する個別債権について包括的・抽象的な弁済先を固定する特約を締結することも認められてよいとする考え方があり。石田剛『債権譲渡禁止特約の研究』（商事法務、2013年）141頁参照。



### 第3項 小括

譲渡制限特約と相殺はいずれも債務者の利益を保護する制度であるから、相殺により債務者が十分に保護されるなら、自由に債権譲渡を認めてもよい。少なくとも譲渡制限特約に第三者効を認める必要性がない。しかし、相殺としての処理が、無理な場合があるのであれば、譲渡制限特約の第三者効を認めることに合理性がある場合があることになる。譲渡制限特約の効力を考察するために、特約と相殺との相関関係を解明しなければならない、との理解に至った。譲渡制限特約と相殺との相関関係を議論しない限り、特約の第三者効に対して肯定的評価または否定的評価を下すことには躊躇を禁じ得ない。本研究は、従前、譲渡制限特約との関連があまり意識されていなかった相殺に着目して両制度の相関関係を解明することを目的としている。

### 第5款 譲渡制限特約の類型化

米倉教授は、『債権譲渡——禁止特約の第三者効』（1976年）では特約の当事者が譲渡制限特約を通じて追求している具体的利益に焦点を合わせ、特約効力制限論を展開した。その後、「債権譲渡制限特約に関する再検討」（2006年）で自身の特約効力制限論を諦め、物権的効力説を採るという前提のもとで、その代案として改めて類型化を試みた。この一連の類型の作業が一試案に過ぎず、今後残されている課題が多い。

法制審議会民法（債権関係）部会で、債権の流動化の確保が特に要請される一定の類型の債権につき、譲渡制限特約を常に対抗できないこととすべきであるという考え方が表明された<sup>45</sup>。譲渡制限特約の効力について、様々な意見が出された<sup>46</sup>。①一定の取引類型の債権については、特約の第三者に対する効力を肯定すべきである。②一定の目的の債権譲渡については、特約の第三者に対する効力を否定すべきである。

①について、具体的に以下のような指摘をするものがあった。

- a 預金債権に限って、特約の効力を認めるべきであるという意見。
- b 債権の種類（金銭消費貸借契約、売買契約、請負契約など）を特定して、原則として特約の効力を認めないこととすべきであるという意見。
- c 事業者間の取引について特則をおくべきであるという意見。

②について、具体的に以下のような指摘をするものがあった。

- d 譲受人が銀行又はそのSPC（特定目的会社）で、譲渡人の資金調達に資する場合には、特約の認めないようにすべきであるという意見。
- e 売掛代金債権を資金調達目的で譲渡するなどの一定の場合には、譲受人の善意・悪意にかかわらず、特約の第三者及び債務者に対する効力を認めないとする意見。

債権の種類又は債権譲渡の目的に応じて典型的に譲渡制限特約の効力を規律すべきで

<sup>45</sup> 部会資料9-2・5頁。

<sup>46</sup> 部会参考資料5-2・8-10頁〔譲渡禁止特約に関する実態調査結果報告（ABL協会）〕。

あるという発想は、示唆に富む（共通参照枠草案にも同じ発想が見受けられる）。しかし、この発想は、具体的な提案が示されていないことを理由として、結局、日を見なかった。譲渡制限特約の効力を考察するためには、その債権の発生原因などとの相関関係において問題を把握しなければならない、との理解に至った。

本研究は、譲渡制限特約の趣旨・目的、またそれが用いられる具体的な事案類型ごとに、その効力を判定しようとする。譲渡制限特約の類型化を図る際に、売買契約、請負契約、預金契約（消費寄託）といった契約類型は、もちろん、必要だが、同じ売買契約でも、一回的取引なのか継続的取引なのかという状況に応じた分類も必要なのではないかと考える。

### **第3節 本稿の視角と構成**

#### **第1款 本稿の視角**

以上の課題を達成するため、本稿では次のような視角を設定する。

第1に、本稿では、法現状を紹介するだけでなく、沿革的考察も行う。日本民法改正法においては譲渡制限特約の効力につき、抜本的な見直しがされている。改正法の規律を正確に理解するには、沿革的な考察が不可欠だからである。

第2に、本稿では、日本法だけでなく、比較法的考察も行う。現在では、ドイツ、フランス、中国をはじめ多くの国の民法は、譲渡制限特約に関する規定を有しており、その効力が国によって異なる。また、国際ファクタリング条約、国連国際債権譲渡条約、ヨーロッパ契約法原則、共通参照枠草案においても、譲渡制限特約に関する条文が設けられている。諸外国の法状況を把握し、その多様性の中で日本法を位置づけ、省察することは、譲渡制限特約に込められている意味を検討した上で有用だからである。

第3に、本稿では、類型的考察も行う。譲渡制限特約がどんな事案類型に如何なる事情から利用されているかという角度である。立法者は一定の事案類型を想定して条文を作っており、この条文をすべての事案類型に妥当する一般論を立てるのはおかしくなる。具体的な事案類型ごとに、譲渡制限特約に込められている意味などを考慮に入れて、譲渡制限特約の効力論を組み立てる必要が出てくる。

#### **第2款 本稿の構成**

本稿は、日本法における譲渡制限特約の効力を扱うものであるから、その議論の出発点として、従来の議論を参照しておく必要がある。そこで、本稿は、日本における議論の現状と問題点（第1章）、日本における民法改正の経緯と議論（その1）（第2章）、日本における民法改正の経緯と議論（その2）（第3章）、日本改正法における債権譲渡制限特約の全体像の分析（第4章）、債権譲渡制限特約に関する諸外国のルール（第5章）、債権譲渡制限特約効力論の再構成（第6章）で構成することとする。

第1章は、日本法における譲渡制限特約の議論の経緯や状況を要約したものである。そして、これまでの議論に向かって次のような問題を提起する。第1は、譲渡制限特約がそもそも債務者の利益を保護するための手段であるのに、学説の多くは譲渡制限特約の主張権者を債務者に限定していない、という問題であり、これは相対的無効説を承継するものである。第2は、譲渡制限特約に密接な関係を有する関連制度（相殺など）について、十分な検討が行われていない、という問題である。つまり、譲渡制限特約の保護目的を探り、それが使用される状況を類型化した上で、ふさわしい効力を究明するのである。

第2章では、改正法466条2-3項、466条4項及び466条の3、466条の2、466の6第3項の改正過程を考察する。改正法は、債務者の利益を保護するために、譲渡制限特約の効力について2つの法律構成を採用している。その1は、「譲渡有効+債権譲渡人への弁済有効」（改正法466条3項）構成である。その2は、「譲渡無効」構成（改正法466条の5）である。改正法466条3項があれば、銀行である債務者は十分に保護されるはずなのに、何故重ねて466条の5があるのか。466条3項だけでは、債務者は十分に保護されないのはどんな場合であるのか。これらの点について、民法改正の過程において、どのようなことを想定し、それに対してどのような解決を与えようとしていたのか。そして、譲渡制限特約が、他の関連制度とも密接に関連しており、相殺に関する民法改正が譲渡制限特約の効力にどう影響したのか。これらの問題は、本稿のテーマに関連して第2章で考察される。

第3章では、改正法466条の5の立法過程を考察する。改正法466条の5に関しては、2つの問題がある。第1の問題は、誰がこの無効を主張できるかである。また、第2の問題は、銀行との関係では、銀行は改正法466条3項によって保護されるはずなのに、預金債権の譲渡を無効としないと、保護されない利益とは何かという問題である。

第4章では、改正法における譲渡制限特約の全体像を分析する。改正前法のもとでは、譲渡制限特約の機能について、相殺利益の確保、過誤弁済危険の防止、事務手続煩雑化の回避などが挙げられてきた。これらの利益は、改正法のもとでは保護に値する利益とはいえるのか。また、改正法のもとではどのような形で保護されているのか。第4章ではこれらを確認することにする。

第5章では、債権譲渡制限特約に関する諸外国のルールを考察する。世界的に見れば、譲渡制限特約の第三者効を完全に認める立法例が見られる一方、譲渡制限特約そのものを否定する立法例も存在している。譲渡制限特約の効力の国際的趨勢を析出するには、複数の国の立法例を取り上げるのが適当と考え、外国法として中国契約法、アメリカ統一商事法典、国際ファクタリング条約、ヨーロッパ契約法原則、ユニドロワ国際商事契約原則、共通参照枠草案等を考察対象とする。債務者の保護（特に相殺の利益保護）という問題がそれぞれの国でどのような形で論じられているかを検討する。ここでは、立法例によっては譲渡制限特約に込められている意味が異なっていることを確認し、譲渡制限特約と関連

制度との相関関係を解明する。

第6章では、沿革的考察と比較法的考察から得られた示唆を基礎として、譲渡制限特約の効力論が再構成される。具体的には、譲渡制限特約の効力が争われた裁判例を分析し、いくつかの場合を分ける。そして、それぞれの事案においてどんな利益が争われて訴訟になっていたのかを検討し、譲渡制限特約の機能に相応しい効力論を立てる。

## 第1章 日本における議論の現状と問題点

### 第1節 伝統的な枠組み

#### 第1款 物権的効力説

##### 第1項 岡松説

改正前法 466 条 2 項本文の説明理論として、物権的効力説が民法典制定直後から唱えられている<sup>1</sup>。岡松参太郎の「譲渡スルコトヲ得ル債権と譲渡スルコトヲ得サル債権」（1902年）<sup>2</sup>は、物権的効力の嚆矢と言われている<sup>3</sup>。岡松は、その論文でヴィントシャイト（Windscheid）の文献を引用しており<sup>4</sup>、ドイツ法の影響を受けて日本に「物権的効力説」を紹介したと見られる。岡松以降、日本法における譲渡禁止特約に関する議論はドイツ法の議論に大きな影響を受けて発展していく。ここでは、岡松による譲渡禁止特約の説明を確認する。

岡松は、譲渡禁止特約の効力において次の3つのモデルを紹介した。すなわち、①当事者間においてもこれを無効とするか、②当事者間においては有効であるが、第三者に対しては無効となるとするか、③第三者に対しても有効となるとするか、である<sup>5</sup>。日本法は、③のモデルを採ったものと位置づけられている。具体的には、「譲渡ノ禁止ハ啻に債権者ニ譲渡ス可ラサルノ債務ヲ生スルニ止マラス之ニ反スル譲渡ヲ無効トス則絶対的効力ヲ生ス……」<sup>6</sup>としている。ここには、現在一般的に用いられている「物権的効力」の用語ではなく、「絶対的効力」という用語が使われた。何れかの用語が正しいかを評価する能力はないが、実質的には同じ意味を表しているのではないか。

そして、岡松は、譲渡禁止特約の第三者効の根拠を契約自由の原則と特約の利用実態に求めた。すなわち、①「債権ノ内容、効力ハ之ヲ作ル当事者ノ自由ナリ従て初ヨリ譲渡スコトヲを得サル債権ヲ作ル能ハサルノ理ナク」、②「現ニ実際多クノ場合ニ債権ノ譲渡ス可ラサルコトヲ契約ス」。<sup>7</sup>そうしたところ、譲渡禁止特約が第三者に対して無効となることにおいては不便が甚だしい。①は、譲渡禁止特約の締結を契約自由の問題としている。債権の内容に関しては当事者は自由にこれを定めることを得るが故に、その内容の制限として債権を原債権者と結合しこれを離してはいけないものをすることを得ざるべからず。<sup>8</sup>換言すれば、債務者は譲渡禁止特約によって弁済先を元々の債権者に固定することができる。②については、「保険金の債権、汽車の往復切符、定期乗車券等」が挙げられてい

<sup>1</sup> 池田清治「債権の流動化と譲渡禁止特約の効力」北海道大学法学研究科附属高等法政教育研究センター一年次報告書2号（2002年）71頁。

<sup>2</sup> 岡松参太郎「譲渡スルコトヲ得ル債権と譲渡スルコトヲ得サル債権」法学新報12巻11-12号（1902年）。

<sup>3</sup> 池田清治「民法理論の構造と展開に関する実証的研究——パラダイム転換論の異議・役割・限界」（科研報告書、2003年）17頁。

<sup>4</sup> 岡松参太郎「譲渡スルコトヲ得ル債権と譲渡スルコトヲ得サル債権」法学新報12巻12号（1902年）22頁。

<sup>5</sup> 岡松・前掲注4）22頁。

<sup>6</sup> 岡松・前掲注4）23頁。

<sup>7</sup> 岡松・前掲注4）22頁。

<sup>8</sup> 石坂音四郎『日本民法第3編 債権総論（中巻）』（有斐閣、1924年）1206頁。

たが、これらの事案類型において、債務者は譲渡禁止特約によりどのような利益を目指しているのかということについて議論されなかった。

なお、債務者は譲渡禁止特約をもって善意の第三者に対抗することができない（改正前法 466 条 2 項但書）。その趣旨について、岡松は、「譲渡禁止ノ意思表示ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス是債権者債務者共謀シテ第三者ヲ害スルコトヲ防カントスルノ主旨ニ出ツ」としている。<sup>9</sup>このようにして、「絶対的効力説＋善意者保護」という構図は、改正前法 466 条 2 項の説明理論として日本法に導入された。

## 第 2 項 我妻説

我妻の「譲渡禁止特約ある債権の差押」（1932 年）は、譲渡禁止特約がこれに反してなされた譲渡を——善意の第三者に対抗することができないという制限の下に——無効させるという点<sup>10</sup>で、岡松論文とは共通している。この考え方は、譲渡禁止特約の効力に関する当時の通説であった。しかし、譲渡禁止特約の第三者効について、両説の説明は必ずしも同じではない<sup>11</sup>。以下、我妻による譲渡禁止特約の説明を確認する。

我妻の見解で注意しておく必要があるのは、我妻が現代における債権の「財産化的傾向」を助長すべきとする立場から物権的効力説に反する解釈を主張する場合が少なくないとする点<sup>12</sup>である。場合によって譲渡禁止特約の第三者効を認めるべきあり、また、場合によってはその第三者効を否定すべきである、という問題意識は既に学説には生まれた。財産の絶対的自由から生じた「物権的効力なき」という結論は、現代社会において特殊の債権についてその絶対的財産性の尊重を強調する場合に採る理論を暗示することになるが、債権はなお特定の個人間の個々の特殊の利益に基づく場合の少なくないことも否定し得ないと考える<sup>13</sup>。換言すれば、全ての債権について無条件にその流通性を認めることは行き過ぎである。ただし、具体的に如何なる場合に譲渡禁止特約の第三者効を肯定、否定するかについて議論がなされなかった。場合分けの基準をどこに求めるべきかという問題が残された。譲渡禁止特約の効果一般論ではなく、場合分けの立場を発展、承継すべきであろう。

## 第 2 款 債権的効力説

譲渡制限特約付債権が譲渡された場合に、債務者が悪意の第三者に対して何を主張することができるか。債権的効力説の論者は、この点について一致していない。単に「悪意の抗弁」と述べたものがあり、「譲渡無効ないし悪意の抗弁」とするものが見られる。以下、

<sup>9</sup> 岡松・前掲注 4) 22 頁。

<sup>10</sup> 我妻栄「譲渡禁止特約ある債権の差押」法学志林 43 卷 7 号（1932 年）52 頁。

<sup>11</sup> 我妻栄は、譲渡禁止特約の第三者効の根拠を改正前法 466 条 2 項の文理と特約によって目指されている債務者の正当的な利益に求めた。「正当的な利益」とは何かについて展開されなかった。我妻・前掲注 10) 53 頁参照。

<sup>12</sup> 我妻・前掲注 10) 53 頁。

<sup>13</sup> 我妻・前掲注 10) 48-53 頁。

債権的効力説の導入と展開過程を概観し、その問題点を確認する。

### 第1項 杉之原説

債権的効力説の嚆矢としては、杉之原舜一の「譲渡禁止特約ある債権に対する転付命令の効力」（1925年）<sup>14</sup>が挙げられる。杉之原以前、学説はほとんど例外なく物権的効力説を採る。

杉之原は、改正前法466条2項本文を「契約の自由の原則より生ずる当然の規定」と位置づけ、同条2項但書を「債務者に第三者に対する悪意の抗弁権を認めたもの」と解釈する。そうだとすれば、「466条2項本文に所謂『前項の規定は当事者が反対の意思を表示したる場合には之れを適用せず』とは、当事者が債権譲渡禁止特約を締結したるときは債権者は任意に之を移転し得ざる旨を認めたるに過ぎない」はずである。ただ、債務者が「悪意の抗弁」をもって悪意の譲受人に対抗することができる。しかし、債務者が「悪意の抗弁権」により具体的に何を悪意の譲受人に言えるかは不明である<sup>15</sup>。債務者がこれにより悪意の第三者に対して「譲渡無効」を言えるか、それとも単なる「弁済拒絶効」<sup>16</sup>を言えるかは、疑問の余地がある問題である。

杉之原は、債権的効力説に賛同する理由を、①「経済事情の変遷に伴う債権の財産化的傾向」と②「物権的効力説を採る結果として生ずる諸種の弊害」に求めた。そのため、債権に対して一律的な譲渡性を認めるべきと説く。本稿は、特に債権的効力説に反対するものではないが、上の2点が説得的か否かは疑問である。

①の理由についてみよう。譲渡禁止特約の効力について、改正前法の基本的な枠組みを維持する限り、債権的効力説を採ったとしても、特約の存在が、債権譲渡による資金調達障害になっているという問題が解消しない。というのは、物権的効力説と債権的効力説のいずれを採っても、悪意の譲受人が保護されないからである<sup>17</sup>。そして、債権の財産化的傾向を理由に、すべての債権についてその譲渡性を認めることは明らかに行き過ぎである<sup>18</sup>。

②についてみよう。この弊害の一の現れとしては、大津地方裁判所明治38年判決及び東京控訴院大正2年判決が取り上げられた<sup>19</sup>。前者は、債権者がその債権を第三者（譲渡

<sup>14</sup> 杉之原舜一「譲渡禁止特約ある債権に対する転付命令の効力——民法第494条後段の所謂『弁済者ノ過失ナクシテ債権者ヲ確知スルコト能ハザル』場合」『判例民事法大正14年度』（有斐閣、1932年）155頁。

<sup>15</sup> 債権的効力説について、単に「悪意の抗弁」と述べたものとしては、前田達明『口述 債権総論（第2版）』（成文堂、1990年）400頁、石田剛『債権譲渡禁止特約の研究』（商事法務、2013年）2頁、潮見佳男『新債権総論Ⅱ』（信山社、2017年）390頁、赫高規「改正債権譲渡禁止特約法制についての4つのありがち誤解」事業再生研究機構編『債権譲渡法制に関する民法改正と事業再生』（商事法務、2017年）166頁などが挙げられる。

<sup>16</sup> 譲渡禁止特約を悪意の第三者に対抗することができることの最低限の意味は、この「弁済拒絶効」である。赫高規「債権譲渡禁止特約と債権者法改正」NBL987号（2012年）15頁参照。

<sup>17</sup> その当時、両説の相異について議論されなかった可能性もある。

<sup>18</sup> 我妻・前掲注10）53頁。

<sup>19</sup> 大津地方裁判所明治38年（判決月日不明）法律新聞313号9頁。東京控訴院大正2年12月14日法律新聞919号25頁。杉之原は、2つの判決を債権的効力説を採って物権的効力説を排斥しているものとする。これに対して、我妻の批判が強い。詳しくは、我妻・前掲注10）54頁参照。

禁止特約につき善意である)に譲渡した後に、該債権の譲渡をしてはいけないことを知了しその譲渡行為を取消して債務者に弁済を請求した事案である。判決は、債権者が第三者に対する譲渡は債務者に対し有効となることを理由に、債権者に非ざる者の履行請求を認めなかった。若し本件において債権者が債務者に対する譲渡の取消通知をもって、債務者に対する債権を回復するものとし、本件の金額を請求することができるのであれば、債務者は改正前法466条2項に規定された如く善意の譲受人に対して譲渡禁止特約をもって対抗することができなくなっており、二重の弁済を為さざるべからざる如き不当の結果を生ずるに至る<sup>20</sup>。しかし、譲渡禁止特約に反して債権を譲渡した債権者が、特約の存在を理由に、譲渡の無効を主張することができるかどうかは問題である。本件において、債権者の無効主張を否定すれば、何らかの弊害が生じないはずである。

後者は、譲受人が譲渡禁止特約につき悪意であった場合に、債務者である銀行が預金債権の譲渡を承諾したことを理由に債権譲渡を有効としたものである。このことは、譲渡禁止特約が債務者の利益を保護するために付されるものであるから、当然に導かれるところである<sup>21</sup>。ここでは、譲渡禁止特約の効力について、物権的効力説を採ったとしても、何らかの弊害が生じないはずである。もし弊害というならば、債務者が債権譲渡について承諾したときは、第三者の権利を害することができるかどうかという問題が発生するかもしれない。しかし、債権的効力説を採ったとしても、同じ問題が出てくる。すなわち、債務者が悪意の譲受人に対して「悪意の抗弁」を主張しなかったときは、債務者以外の第三者が「悪意の抗弁」を援用することができるかどうかというものである。譲渡禁止特約が一体だれの利益を保護すべきかが終局の問題となる。

## 第2項 近藤＝柚木説

近藤＝柚木説は、譲渡禁止特約自体を「単に当事者間に譲渡し得ざる不作為債務関係を発生せしむるに止り、ただこの事実を知れる第三者に対しては、所謂悪意の抗弁により、その譲受行為の無効を主張し得るに過ぎざるもの」と解する<sup>22</sup>。この学説も、債権的効力説として位置付けられる<sup>23</sup>。第三者が譲渡禁止特約について悪意であった場合に、債務者は、「悪意の抗弁」を主張することができるという点では、杉之原説も近藤＝柚木説も一致している。ただ、杉之原説は単に「悪意の抗弁権」と述べるのに対して、近藤＝柚木説は、「悪意の抗弁により、その譲受行為の無効を主張し得る」とする。さらに、債権的効力説を「債務者は、悪意の譲受人に対して譲渡無効ないし悪意の抗弁をなしうる」ものと把握するものが見られる<sup>24</sup>。従来、「無効主張」と「悪意の抗弁」をどれだけ違うものと

<sup>20</sup> 大津地方裁判所明治38年(判決月日不明)法律新聞313号9頁参照。

<sup>21</sup> 部会資料37・11頁。

<sup>22</sup> 近藤英吉＝柚木馨『注釈日本民法(債権総則)(中巻)』(厳松堂書店、1934年)346頁。

<sup>23</sup> 西村信雄編『注釈民法(11)債権(2)』(有斐閣、1965年)365頁。

<sup>24</sup> 西村・前掲注23)365頁。池田真朗『債権譲渡法理の展開』(弘文堂、2001年)319頁。



して理解してきたかは疑問である<sup>25</sup>。

そして、債権的効力説のもとでは、次のような考え方もあり得る<sup>26</sup>。すなわち、債務者が抗弁を提出したとしても、悪意の第三者が債権を取得したことに変わはなく、ただ支払いを拒絶されるだけである。この考え方によれば、債務者が悪意の第三者からの履行請求に対して譲渡禁止特約をもって「譲渡無効」を主張できず、履行を拒絶することしかできない。この発想は、改正法 466 条 3 項と酷似する。しかしながら、債務者の抗弁をめぐって、「譲渡無効」構成に目が向けられたが、「履行拒絶」構成は念頭に置かれていなかった。この 2 つの構成が、いったいどのように違うのか。「譲渡無効」構成では、債権譲渡が無効となる以上、無効を主張できる者の範囲が議論する余地がある。これに対して、「履行拒絶」構成では、債務者だけが履行拒絶効を主張することができる。そうだとすれば、譲渡禁止特約により、もっぱら債務者だけが保護される。確かにそのように考えるならば、「譲渡無効」構成と「履行拒絶」構成とでは違いが出てくる。

近藤＝柚木説は、譲渡禁止特約を「債務者の利益のためになさるるもの」とする一方、悪意の第三者への譲渡に対する承諾前に、当該債権が譲渡人の債権者によって差押えられた場合には、「その差押の効力は、債務者の承諾によって何等の影響を受けない」と解する。この学説は、差押債権者が譲渡の無効を主張することができることを前提としたものが見ることができる。これを前提とすると、債権的効力説を、悪意の第三者に対して履行拒絶を主張し得るものと位置付ける余地がないはずである。この隠れた前提がある故に、「履行拒絶」構成の発想が、学説には生まれないと推測される。

なお、今回の民法改正は、改正前法の基本的な枠組みを維持しながら、譲渡禁止特約がもっぱら債務者の利益を保護するためのものであるという考え方を貫徹して、「履行拒絶」構成を採っている（改正法 466 条 2-3 項）。つまり、譲渡制限特約付債権が譲渡された場合において、債務者は、当該特約をもって悪意又は重過失の譲受人に対抗することができる（改正法 466 条 2 項）。その限りでは、改正法も債権的効力説も一致している。ただ、改正法は、「悪意の抗弁」を「債務者は、その債務の履行を拒むことができ、かつ、譲渡人に対する弁済その他の債務を消滅させる事由をもってその第三者に対抗することができる」ものと捉える。改正法を債権的効力説に立つものと解するものが見られる<sup>27</sup>。ただし、改正前法のもとでは、管見の及ぶ限り、「悪意の抗弁」を「履行拒絶」構成に限定することすらなかった。他方で、「改正法の立場は伝統的な債権的効力説の洗練・進化させた新・債権的効力説だ」と説明するものも見られる<sup>28</sup>。いずれにせよ、「悪意の抗弁」

<sup>25</sup> 池田（清）前掲注 3）15 頁。

<sup>26</sup> 詳しくは、米倉明「債権譲渡禁止特約に関する再検討」法学研究（愛知大学）47 巻第 2 号（2006 年）20-23 頁参照。野澤正充教授は、債権的効力説を「譲渡制限特約に反しても債権譲渡そのものは有効であるが、債務者が悪意の譲受人に対して悪意の抗弁権を有し、弁済を拒絶することができる」ものを把握する。同『債権総論（第 2 版）』（日本評論社、2017 年）219 頁参照。しかし、債務者は、悪意の抗弁により、弁済を拒絶し得るに過ぎないのか、それとも譲渡無効をも主張し得るのかは、不明である。

<sup>27</sup> 野澤・前掲注 26）220 頁。

<sup>28</sup> 赫・前掲注 15）169 頁。

の趣旨ないし構造を議論しない限り、両者の異同を語り得ないように思われる。

### 第3款 小括

ここまで検討したように、譲渡禁止特約の効力に関しては、学説が現在対立している。物権的効力説は、譲渡禁止特約が原則として物権的効力を有し、特約に違反する債権譲渡を無効とするが、債務者が善意者に対して譲渡無効を主張できないとするのに対して、債権的効力説は、譲渡禁止特約が原則として債権的効力を有するにとどまり、特約に違反する債権譲渡を有効とするが、債務者が悪意者に対して悪意の抗弁を主張できるとする。ただし、善意者が保護されるという点（あるいは悪意者が保護されないという点）では、両説は共通している。

この学説の対立は、ドイツ法に由来すると思われる<sup>29</sup>。しかし、ここで注意しておかなければならないのは、ドイツ法における物権的効力説と債権的効力説は、効果としてまったく異なっているという点である。つまり、物権的効力説のもとで、譲受人の主観態様と無関係に債権譲渡が無効であり、債権的効力説のもとでは、債権譲渡が完全に有効となる。日本改正前法 466 条 2 項但書を維持しながら、ドイツ法の学説を日本法に導入した結局、両説の効果が同じことになる。物権的効力説と債権的効力説という伝統的な枠組みで、譲渡禁止特約の効力を議論する意義はどこにあるのかは疑問である。

## 第2節 近時における議論の展開

近時、譲渡制限特約の効力に対する水準の高い論文が何点か公表されている。日本の議論の到達点を示すために、特に注目される代表的な見解を紹介、それらを批判的検討する。以下の理由から次の3つの見解を取り上げる。米倉説は、本格的に譲渡制限特約に対する機能的分析を行っており、その後の研究に大きな影響を与えているため、池田説は、近時の国際的動向を視野に入れて比較法的検討をしているため、石田説は、ドイツ法を比較対象とし「相対的無効」の視点を提示しているため、である。

### 第1款 米倉説

米倉教授は、譲渡制限特約の効力を一般的画一的に決定することに反対し、特約の類型化を試みた。具体的には、米倉教授は、『債権譲渡——禁止特約の第三者効』（1976年）（以下「1976年論文」という）において、譲渡制限特約の当事者が特約を通じて追求している具体的な利益に焦点を合わせ、「特約の効力制限論」を展開した<sup>30</sup>。その後、「債権譲渡禁止特約に関する再検討」（2006年）（以下「2006年論文」という）において、自身の「特約の効力制限論」を諦め、その代案として事案類型化を試みた。

<sup>29</sup> 我妻・前掲注10) 37頁参照。

<sup>30</sup> 奥田昌道「民法学のあゆみ 米倉明『債権譲渡禁止特約の効力に関する一疑問』」法律時報46巻5号(1974年)127-129頁、高森八四郎「民法のあゆみ 米倉明『債権譲渡——禁止特約の第三者効』」法律時報49巻12号(1977年)170-173頁がある。

## 第1項 1976年論文——特約の効力制限論

改正前法466条2項ただし書の反対解釈として、常に悪意の第三者に譲渡制限特約を対抗することができる」と解釈されている<sup>31</sup>。米倉教授は、これに対して1976年論文において次のような問題を提起する。すなわち、譲渡制限特約は、悪意の第三者の前にも——場合によっては——敗れることがあるのではないかと、という疑問である<sup>32</sup>。この根本的な疑問を出発点とし、譲渡制限特約の効力をよりいっそう制限的に解されるべきとして「特約の効力制限論」を展開した。譲渡制限特約の悪意者に対する効力の有無は、各場合ごとの利益の比較衡量によって決定されるべきである、というのが「特約の効力制限論」の基本的な主張である。この学説のもとで、譲渡制限特約によって追求されている利益いかんにより、ある場合には特約の効力を悪意者に対して対抗させ、ある場合にはそうではないという処理がされることになる。

その場合分けの基準というのは、譲渡制限特約によって誰の利益、また、いかなる利益が目指されているかということである。以下のように分類される<sup>33</sup>。

- 1) 特約がもつばら債権者の利益を追求する場合
- 2) 特約がもつばらないし主として債務者の利益を追求する場合
  - i-a 事務手続きの煩雑化を防止する特約
  - i-b 他の法的手段があるにもかかわらずなされる特約
    - ①過誤払いの危険回避をはかる特約
    - ②相殺の利益確保をはかる特約
  - ii 弁済期に弁済することを免れることを目指す特約
  - iii 当事者の特殊な関係を維持するための特約
- 3) 特約が債権者・債務者双方の利益を追求している場合

最も検討を必要とするのは、2)「特約がもつばらないし主として債務者の利益を追求する場合」である。その典型例として想定されていたのは、預金債権である<sup>34</sup>。より具体的に言えば、預金債権うちの定期預金債権を検討対象とする。債務者である銀行の利益として、どのような利益が考えられていたのか。米倉教授は、1976年論文において次の3つの利益を析出した。すなわち、①事務手続煩雑化の回避、②過誤弁済危険の防止、③相殺利益の確保、といったものである。<sup>35</sup>その検討の結果として、銀行の利益はそれと対立する利益(債権者の債権譲渡によって金融を得る利益と譲受人の債権譲渡の確実性という

<sup>31</sup> 物権的効力説を採ろうと、債権的効力説を採ろうと、この結論が変わらない。米倉明『債権譲渡——禁止特約の第三者効』(学陽書房、1976年)19頁参照。

<sup>32</sup> 米倉・前掲注31)3頁。

<sup>33</sup> 米倉・前掲注31)68-103頁。

<sup>34</sup> 米倉教授は1976年論文の79頁で、債務者として銀行を念頭においていることを自認する。その当時、注文者としての公共団体が、請負契約を締結する場合には、工事請負代金債権につき譲渡制限特約が付与されることが多い(114頁参照)。債務者が公共団体であっても、銀行と同様に解されるべきであると説く(79頁参照)。

<sup>35</sup> 米倉・前掲注31)70-80頁。

利益)が、悪意者の前に劣後しており、銀行が悪意の第三者に対抗することができないと解する。譲渡制限特約を悪意者に対抗できないとすると、債権譲渡によって預金債権が譲受人に移転することになり、預金債権の帰属に変動が生じ得る。これによって、銀行は、預金口座の名義人が債権者であることを前提に払戻業務を行うことができなくなる。要するに、銀行が預金債権の譲渡を管理する必要が生じる。

ところで、改正法は、一般論として譲渡制限特約に違反する債権譲渡を完全に有効としており、預金債権については、特則が設けられている。すなわち、債務者である銀行は、悪意の第三者に対して譲渡無効を主張できる(466条の5)。改正法のもとでは、銀行との関係で、預金債権が第三者に移転しないことによって、銀行は、預金口座の名義人が債権者であることを前提に払戻しに応ずればよいことになる<sup>36</sup>。そして、銀行は預金債権の譲渡を管理する必要がない。これらの点において、改正法の立場は、「特約の効力制限論」の帰結とまったく異なっている。もし改正法の立場は、妥当であるなら、「特約の効力制限論」には、いくつかの問題が含まれているかもしれない。米倉教授は、1976年論文において如何なる理由で譲渡制限特約の第三者効を否定しようとしているのか。

まず、事務手続煩雑化を防止するための譲渡制限特約から確認する。米倉教授は、次の理由から譲渡制限特約の第三者効を否定する。その1は、預金者の資金を預かって他に運用し利潤を得ている銀行は、自分の利益のみを追求するべきではなく、預金者の金融獲得に協力すべきである、ということである。その2は、金融関係の問題処理の専門家ともいえるべき銀行が、増加する事務量の消化策を講ず、他の営業部面での経費の節約をはかるなどして対処すべきである、ということである。前者は、その当時、「特約の効力制限論」の理屈になることができるかもしれない。しかし、現在は、総合口座であり、銀行は一定額を融資しなければならない。また、後者については、譲渡の効力を認めておくと、銀行は預金債権の譲渡を管理する必要が生じる。確かに、銀行は相応のコストをかけておけば対応できるようになるかもしれないが、譲渡の管理に手落ちがあれば、不利益を蒙る恐れがある<sup>37</sup>。かかる不利益を議論しない限り、譲渡制限特約の第三者効を否定することには躊躇を禁じ得ない。

次に、過誤払いの危険回避をはかる譲渡制限特約に移ろう。米倉教授は、次の理由から譲渡制限特約の第三者効を否定する。過誤払いの危険を回避するためには、「債権の準占有者への弁済」(改正前法478条)という法的手段がある以上、債務者はその手段に依存すべきであり、譲渡制限特約の効力は制限されるべきである、ということである。<sup>38</sup>確かに受領権限としての外観を有する者に弁済した債務者は、改正前法478条によって保護される可能性があるが、過失のある債務者が保護されない。債務者は、その債権者に「債権譲渡してくれ」と頼んだわけではない。それにもかかわらず、勝手に債権譲渡がなされ、

<sup>36</sup> 部会資料 81-3・3頁。

<sup>37</sup> 最判昭和48年7月19日民集27巻7号823頁参照。

<sup>38</sup> 米倉・前掲注31)71頁。

債務者に過失があれば、二重弁済をしなければならない。これは、おかしいではないか。次のような反論があるかもしれない。すなわち、債務者には譲渡の通知が届いているはずであり、譲渡の通知に従って弁済しなかった債務者が二重弁済を強いられても仕方がない。ただし、債務者には譲渡の通知を管理する必要がある。その管理に手落ちがあれば、もともとの債権者に弁済しても有効な弁済とはならぬ。結局、過失のある債務者は保護されないことになる。

最後に、相殺の利益確保をはかる譲渡制限特約を見てみよう。相殺の利益確保をはかる特約の存在意義について、確かに債務者は対抗要件具備前に譲渡人に対して反対債権を有しているならば、相殺をもって譲受人に対抗することができるから、あえて譲渡制限特約を結ぶ必要はない<sup>39</sup>。債務者が将来発生するかもしれない反対債権による相殺の機会を確保するために、譲渡制限特約を結んだ場合はどうか。一步退いて、反対債権を発生させる「原因」が譲渡通知の前にある場合には、特約の効力が認められるべきか。反対債権を発生させる「原因」が対抗要件具備前にあって、たまたまその取得時期が、対抗要件具備前になるか後になるかによって左右されるのは、必ずしも合理的とは言えない。米倉教授は、かかる場合において特約の効力を否認したが、「相殺の法理」<sup>40</sup>にならって債務者の相殺利益を保護しようとする。

なお、反対債権を発生させる「原因」が譲渡通知の後にある場合には、譲渡制限特約の効力はどうなるか。「特約の効力制限論」によれば、特約は悪意の譲受人に対しても対抗し得ない。その理由は、かかる特約によって債務者が確保しようとしている利益は、発生するかもしれないか全く不確定であり、発生するにしたところでいつ発生するのかも不確定な債権についての相殺の利益であって、一種の期待ではあるにしてもきわめて淡い期待というほかはないからということである<sup>41</sup>。しかし、反対債権の発生原因が譲渡通知の時点で発生していないのは、必ずしも悪いこととは言えない。債務者が、相殺の利益を確保するために、わざわざ譲渡禁止特約を結んだ場合に、債務者に保護を与えていいのではないか。改正法は、469条において債務者の相殺の範囲を広汎に認める同時に、譲渡制限特約の第三者効を肯定している（466条3項）。改正法466条3項によれば、債務者が将来発生するかもしれない反対債権による相殺の利益を確保することができる。従って、譲渡制限特約の目的・趣旨を考慮して、その第三者効を認めても何ら背理ではない。

## 第2項 2006年論文——事案類型化

前に述べたごとく、米倉教授は、1976年論文において譲渡制限特約により追求されている利益を考慮して、その利益がそれと対立する利益に優先する場合には、改正前法466

<sup>39</sup> 米倉・前掲注31) 77-78頁。

<sup>40</sup> 差押時に反対債権の発生原因が存すれば、反対債権の発生は差押より後でも相殺を対抗しうる。鈴木竹雄編「手形割引 銀行取引セミナー(4)」(有斐閣、1963年)120頁。米倉教授は、1976年論文において貸付金債権による相殺と債権譲渡についてこの考え方にならった(79頁)。

<sup>41</sup> 米倉・前掲注31) 79頁。

条2項を適用し、そうではない場合には、特約は悪意の第三者にも対抗することができないという処理をすべきであると主張した。しかしながら、米倉教授は「債権譲渡禁止特約に関する再検討」（2006年）<sup>42</sup>において自身の特約効力制限論を放棄し<sup>43</sup>、物権的効力説を採るという前提のもとで、その代案として改めて類型化<sup>44</sup>を試みた。要約すれば、四つの類型（①交互計算類似型、②矛盾型、③非継続型、④不信行為型）が析出された。それぞれの事案類型において、譲渡制限特約が如何なる理由で利用され、それに対してどのような法的評価が加えられているのか。

まず、交互計算類似型から確認する。譲渡制限特約の目的（特約により追求されている利益）としては、キャッシュ調達・保管の手間の節約と相殺利益の確保などが挙げられた<sup>45</sup>。これに対して、米倉教授は、「交互計算類似型において第三者（譲受人）が出現した場合には、466条が適用される<sup>46</sup>」とし、「善意の第三者の重過失の有無について、できるだけ、重過失ありという処理をすることに傾斜すべきである」と主張した<sup>47</sup>。譲渡禁止特約は、善意（又は無重過失）の譲受人に主張することができないとしても、一応のバランスは取れていると言える<sup>48</sup>。

次に、矛盾型をみてみよう。協調融資スキームに参加する銀行としては、自己のした融資の回収に危惧を感じた場合には、それを回収するために、自己の債権をスキームに参加している他の銀行に譲渡でき、他の銀行としてもこの債権を安心して譲り受けることができるというのが、このスキームの前提である<sup>49</sup>。このスキームに参加する債務者が、その債権者（融資銀行）との間で、譲渡制限特約を締結するのは、このスキームと矛盾するのである（「矛盾型」という名前の由来）。かかる特約の効力に対して、「……悪意の第三者（譲受人）にも特約を対抗し得ないするか、一步譲って、466条2項を適用して、悪意の第三者（譲受人）には特約を対抗し得るにしても、善意の第三者（譲受人）に対抗し得ないとしたうえで、努めて無重過失を判定すべきである」と主張した<sup>50</sup>。なお、システム・ファイナンスに組み込まれた債権に譲渡制限特約が付された場合の特約の処遇についてもシンジケートローンと同様に解されるべきであると説く<sup>51</sup>。

そして、非継続取引型についてみよう。この型の典型例として想定されたのは、銀行取引である。債務者である銀行の利益の最たるものは、預金債権をもととの債権者（預金者）に固定しておくことによって反対債権（貸付債権）による相殺を確保するということ

<sup>42</sup> 米倉・前掲注26) 54-65頁。

<sup>43</sup> その理由としては、特約の合理性の有無及びその程度の判定は必ずしも容易ではないこと、466条2項但書を素直に受け取っていないことが挙げられる。米倉・前掲注26) 55頁参照。

<sup>44</sup> 2006年論文における55-63頁は、その類型化の具体的な展開である。

<sup>45</sup> 米倉・前掲注26) 55-56頁。

<sup>46</sup> この点において交互計算関係と異なっている。

<sup>47</sup> 米倉・前掲注26) 57頁。

<sup>48</sup> 池田（清）前掲注1) 79頁。

<sup>49</sup> 米倉・前掲注26) 57頁。

<sup>50</sup> 米倉・前掲注26) 58頁。

<sup>51</sup> 米倉・前掲注26) 58頁。

である<sup>52</sup>。銀行は預金者に将来（預金債権が譲渡された後）融資する可能性にも触れているが、そのような債権との相殺に備えて譲渡制限特約を利用することには、将来発生するかもしれない債権の発生の蓋然性が確実でないとして、否定的である。そこで、非継続取引型については、「466条2項を適用し、悪意者の第三者（譲受人）に対しては、債務者は特約を援用して支払を拒絶することができ、善意の第三者（譲受人）に対しては、特約付きの合理性が希薄なことに照らして、特約の援用を許さないようにする、より具体的には善意者の第三者については、なるべき無重過失という判定をすることに努めるべきである」と主張した。

最後に、不信行為型についてみよう。この型の典型例としては、銀行が預金者に貸付をせず、やむなく預金債権を譲渡した場合、銀行が預金債権の譲受人への支払いを拒むというタイプである。米倉教授は、債務者に不信行為があることを理由に、「債務者は特約第三者（譲受人）に対して、その善意悪意を問わないで主張し得なくなる」と説く。

## 第2款 池田説

### 第1項 議論の端緒

債権譲渡法制研究会において、対抗要件制度の改革との関連で譲渡制限特約の効力も議論の俎上にのぼった<sup>53</sup>。債権流動化を促進する立場に立つことを前提に、「UNCITRALにおける議論の動向を踏まえ、譲渡禁止特約の効力を制限することも検討すべきである」旨の意見があった<sup>54</sup>。譲渡制限特約の効力を制限するために、次のような2つの可能性が提示された<sup>55</sup>。1つは、譲渡制限特約自体を無効とする方向である。もう1つは、譲渡制限特約は当事者間では有効であるが、第三者に対しては効力を主張することができないこととする方向である。しかし、これに対して、「なぜ債権流動化の対象となる債権についてだけ改正前法466条2項の適用を排除するのか……アセットとなる債権に譲渡禁止特約が付されていることは債権流動化に伴うリスクの問題として考えられるのではないかという問題があり、包括的特別法で対応することは困難ではないか」との批判があった<sup>56</sup>。

池田真朗教授は、外国立法（アメリカ統一商事法典、フランス民法、フランスダイイ法、国連国際債権譲渡条約案）の趨勢に鑑みて、日本の包括特別法でも「譲渡禁止特約は当事者間では有効だが第三者には（善意・悪意を問わず）効力を持ってない（譲渡されてしまえば譲渡は有効、譲渡人は債務者に対して契約違反の責任を負う）という程度の規定を置くことも考えられないわけではない」と主張した<sup>57</sup>。この見解は、特約自体の効力を肯定

<sup>52</sup> 米倉・前掲注26) 59頁。

<sup>53</sup> 債権譲渡法制研究会「債権譲渡法制研究会報告書」NBL616（1997年5月）41頁。

<sup>54</sup> 債権譲渡法制研究会・前掲注53) 41頁。

<sup>55</sup> 債権譲渡法制研究会・前掲注53) 41頁。

<sup>56</sup> 債権譲渡法制研究会・前掲注53) 41頁。

<sup>57</sup> 池田真朗「債権流動化と包括的特別法の立法提言——債権譲渡法制研究会報告書をめぐって」NBL619号（1996年6月15）6頁以下、620号（同年7月1日）18頁以下〔後に、同『債権譲渡法理の展開』（弘文堂、2001年）に転載〕。

している点で、アメリカ統一商事法典の立場と異なっている。なお、池田真朗教授は、改正前法 466 条 2 項そのものに疑問を表明し、「日本改正前法 466 条 2 項の解釈論なり立法論として再検討すべき問題か」という問題意識を提起した<sup>58</sup>。

### 第 2 項 1997 年論文——466 条 2 項削除論

池田真朗教授は、「譲渡禁止特約のある債権の譲渡とその承諾による遡及効の対第三者効」（1997 年 11 月）（以下「1997 年 11 月論文」という）において、譲渡制限特約の第三者効の合理性について否定的であり、立法論としては改正前法 466 条 2 項全体の削除を主張する<sup>59</sup>。改正前法 466 条 2 項全体を削除すると、譲渡制限特約は当事者間での効力を持つのみで第三者に（善意・悪意を問わず）、まったく対抗できなくなる<sup>60</sup>。ただし、これまで譲渡禁止特約により保護されている債務者の利益はどのように保護されるかは、疑問の余地がある問題である。債権の流動化をはかることは了解しうるが、そのために、債務者の利益を犠牲することまでも許すべきだろうか。また、解釈論としては、「字句通りならば禁止特約に違反する譲渡は物権的無効とするのが素直」であることを自覚しつつ、改正前法 466 条 2 項の立法趣旨の時代的限界を考慮に入れて、物権的効力説に賛成する<sup>61</sup>。

### 第 3 項 1999 年論文——削除論の再検討

前に述べたごとく、池田真朗教授は、1997 年 11 月論文において、譲渡制限特約の第三者効への疑念から、立法論として改正前法 466 条 2 項全体の削除を提案し、解釈論としては、債権的効力説に賛成する。ただし、より後に発表した「債権譲渡禁止特約再考」（1999 年）（以下「1999 年論文」という）において、譲渡制限特約の新たな利用状況にかんがみ、より慎重な姿勢を転じている<sup>62</sup>。その典型例として、想定していたのは、「一括決済方式」である。これについては、「466 条 2 項全体廃止論の妥当性は、実務への影響を十分に確認したうえでないと決することができない」と説く。譲渡制限特約は、日本でよく利用されている場面は、銀行預金、請負契約、売買契約などである。実務では、譲渡制限特約がいかなる理由から利用されているのかを検討した上でないと、最終的に判断できない。

譲渡制限特約の効力に関する国際的趨勢について、池田真朗教授は、アメリカ統一商事法典と国連国際債権譲渡条約草案を比較対象とし、国際取引世界において譲渡制限特約の

<sup>58</sup> 池田（真）・前掲注 57）6 頁以下、620 号（同年 7 月 1 日）18 頁以下〔後に、同『債権譲渡法理の展開』（弘文堂、2001 年）に収録〕。

<sup>59</sup> 池田真朗「譲渡禁止特約のある債権の譲渡とその承諾による遡及効の対第三者効——最高裁平成 9 年 6 月 5 日第一小法廷判決をめぐって」金法 1499 号（1997 年 11 月）21 頁〔後に、同『債権譲渡法理の展開』（弘文堂、2001 年）に収録〕。

<sup>60</sup> そして、債権者が譲渡制限特約に違反して債権を譲渡した場合に、当該譲渡は有効で、債務者から譲渡人に損害賠償の請求をなすうるととどまる。

<sup>61</sup> 池田（真）・前掲注 59）21 頁〔後に、同『債権譲渡法理の展開』（弘文堂、2001 年）に収録〕。

<sup>62</sup> 池田真朗「債権譲渡禁止特約再考」法学研究（慶応義塾大学）72 卷 12 号（1997 年 12 月）205 頁以下。



第三者効を否定するという趨勢を析出した<sup>63</sup>。しかし、2009年の共通参照枠草案 5:108では、譲渡制限特約の對抗効を認めている。また、2016年のフランス民法 1321条4項は、「債務者の同意は、要求されない。ただし、その債権について譲渡禁止の特約が結ばれた場合は、この限りではない」<sup>64</sup>と規定している。そうすると、466条2項削除論の旗色は悪くなるといえるだろう。

国連国際債権譲渡条約草案について、「譲渡禁止特約は譲受人に対しては譲受人の善意・悪意を問わず無効」と紹介されているが、債務者の抗弁と相殺の権利に触れていない。同草案 18条1項によれば、「譲受人の債務者に対する譲渡された債権の支払いに関する請求について、債務者は、譲受人に対して、原因契約又は同一の取引の一部である他の契約から生ずるすべての抗弁及び相殺の権利であって、譲渡がなされなければ譲渡人から請求されたときに主張し得るものを主張することができる」<sup>65</sup>。つまり、譲渡禁止特約の第三者効を否定する対償として、かかる規定を置くことによって、債務者の相殺の利益を確保している。

なお、日本民法改正の過程で、譲渡制限特約の第三者効を認めない対償として、相殺の抗弁を広く認めるべきあるという考え方が提案された。すなわち、「①抗弁切断の基準時に債権の発生原因が既に存在していた場合や、②抗弁切断の基準時に債権の発生原因が存在していない場合でも、譲渡された債権と関連して一体的に決済されることが予定された取引があり、取得した反対債権がその取引から生ずるものであった場合」<sup>66</sup>には、債務者が相殺の抗弁を譲受人に主張することができる。これは、譲渡制限特約の第三者効と相殺との相互交換性を例証するものも言える。譲渡制限特約の効力を論じる際に、債権譲渡における債務者の相殺についても検討する必要がある。

#### 第4項 2008年論文——新しい立法論の提示

譲渡制限特約の効力について、その基本姿勢が変わっていない。すなわち、改正前法 466条1項を維持しつつ、2項を削除とする<sup>67</sup>。この考え方は果たして妥当なのか。これに対して、次の批判があり得る<sup>68</sup>。①「商事分野ないし取引法分野を視点の中心においた議論では、かなり説得的に譲渡禁止の否定ないし制限を語れるとしても、基本法たる民法の世界では、このような特約を保護すること自体は契約の観点から許容されるべきで

<sup>63</sup> 池田（真）・前掲注 24）309-314頁。

<sup>64</sup> 荻野奈緒ほか訳「フランス債務法改正オールドナンス（2016年2月10日オールドナンス第131号）による民法典の改正」同志社法学 69巻1号（2017年）313頁。

<sup>65</sup> 慶応義塾大学大学院国際債権流動化法研究会訳（小堀悟監訳）「国際取引における債権譲渡に関する条約草案」NBL772号（2001年）48頁。

<sup>66</sup> 部会資料 37・50-53頁。この提案は、ヨーロッパ契約法原則や国連債権譲渡条約を参考して設けられたものである。

<sup>67</sup> 池田真朗『債権譲渡と電子化・国際化』（弘文堂、2010年）377頁、池田真朗「民法（債権法）改正論と債権譲渡規定のあり方」慶應義塾大学創立150年記念法学部論文集『慶應の法律学・民事法』（慶應義塾大学法学部、2008年）15頁以下。

<sup>68</sup> 池田（真）・前掲注 67）375-376頁、池田（真）・前掲注 67）15頁以下。

あり、また実際に多様な取引形態がありうるのだから、禁止特約を有効とする規定を残しておいてもよい」との批判がありうる。②「金融取引の一部などで、相手方が変更されては困る取引などがあることは広く認められているのであって、一律に譲渡禁止特約の効力を否定する明文規定を置くことは行き過ぎる」との見解もあり得る。

以上のあり得る議論に対して、池田真朗教授は、次のように述べた。まず、①の議論について、「……仮に民法 466 条を現状維持すると、おそらくはわが国固有の不適切な問題が残るように思われる……譲受人が一定レベルの調査をしないと（重過失を認定されて）譲渡禁止特約を対抗されてしまう可能性が高い……」と説く。次に、②の議論については、単に「……現行規定の 466 条 1 項（債権の譲渡性を宣言した規定）のみを残し、2 項の規定を全面的に削除した場合はどうなるか……」と述べた。改正前法 466 条 2 項全体を削除すると、一般論としての契約の相対効の原則が優先することになっており、債務者は原則として譲渡制限特約を譲受人に対抗することができなくなる。これまで、譲渡制限特約によって保護されている債務者の利益（特に相殺の利益）は、どのように保護するか、という問題が残された。

池田真朗教授は、日本法固有の問題に着目し、立法論として改正前法 466 条 2 項の表現には何らかの修正が加えられるべきであると主張した。すなわち、「譲渡禁止特約は、譲受人が譲渡の時にその存在を知っていたことを債務者が証明した場合に限って対抗しうる」という規定を明文で置くことである<sup>69</sup>。

そのほかに、類型化の観点から 2 つの可能性を示唆する<sup>70</sup>。1 つは、銀行預金債権など、適用除外の債権を規定しつつ、譲渡制限特約の有効性を否定するというやり方である（原則否定・除外債権列举型）。もう 1 つは、適用される債権を制限列举してそれらの債権についてのみ譲渡制限特約を無効とするというやり方である（原則否定・適用債権列举型）。いずれも債権の流動化の観点から、原則として譲渡制限特約を第三者に（善意・悪意を問わず）対抗することができないという方向で改正前法 466 条 2 項を見直すことを提案している。ただし、譲渡制限特約の第三者効を否定した場合の不都合については、今後の検討を要する。この方向での提案としては、一定の種類の債権について特約の第三者効を肯定したり、一定の種類の債権について特約の第三者効を否定したりすべきであるとの指摘があるものの、具体的な提案が示されていない。

なお、民法改正の過程において、類型化の提案も見られる。例えば、法制審議会民法（債権関係）部会の第 45 回会議で、次の提案があった。すなわち、「譲渡禁止特約は原則として悪意（又は重過失）の第三者に対抗することができるものとするが、一定の種類の債権については、譲渡禁止特約を譲受人に対抗することができない旨の規定を設けるものとする」（原則肯定・除外債権列举型）<sup>71</sup>。しかし、この発想は、具体的な提案が示されて

<sup>69</sup> 池田（真）・前掲注 67）377 頁、池田（真）・前掲注 67）15 頁以下。

<sup>70</sup> 池田（真）・前掲注 67）377 頁、池田（真）・前掲注 67）15 頁以下。

<sup>71</sup> 一定の種類の債権について、金銭債権一般と考えられるとの意見があった。また、債権の発生原因と

いないことを理由として、結局、日を見なかった。立法論として、類型化の提案の採用が困難であるかもしれないが、解釈論としては、あり得るだろう。債権の種類に応じて譲渡禁止特約の効力を規律すべきであるとの発想は示唆に富む。

### 第3款 石田説

譲渡制限特約の効力をめぐっては、ここまで述べた学説の多くは、「物権的効力説・債権的効力説」という古典的な議論の枠組みで議論する傾向が見られた。これに対して、相対的無効説は、物権的効力説の立場に立つことを前提に、譲渡無効の主張権者を債務者に限定しようとするものである。前に述べたごとく、物権的効力説は、改正前法466条2項の説明理論として、民法典制定直後に日本法に導入されたが、相対的無効説が紹介されたのは、平成に入ってからのことである。相対的無効説の可能性を探る文献としては、栗田隆、倉重八千代、石田剛の各論文が挙げられる<sup>72</sup>。栗田隆、倉重八千代は、相対的無効説の日本法への導入について否定的であり、石田剛は、相対的無効説の導入を提言される。以下、この学説の導入過程を概観する。

数野昌三は、「債権譲渡禁止特約の効力に関する一考察」（1993年）において、Betteの文献を引用してドイツ法の相対的無効説を日本に紹介した<sup>73</sup>。すなわち、「Betteは、民法399条は債権譲渡禁止特約に反してなされた譲渡は債務者との関係にのみ無効であって、譲受人やすべての第三者の譲受人との関係では有効であって、債権は譲渡人の財産から除かれる」というものである。ここには「相対的無効」の用語は見えないが<sup>74</sup>、物権的効力説の枠内で、譲渡無効の主張権者を債務者に限定する見解があったことが分かった。ただし、解釈論として相対的無効説の日本法への導入の可能性については、議論されなかった。そして、絶対的無効説と相対的無効説の相違についても検討されなかった<sup>75</sup>。

栗田隆は、「債務者には主張し得ないが、第三者には主張することができる債権譲渡」（2004年）において、「特約の効力の相対的制限の可能性」を探っており、結論として

---

なる取引の類型に着目した区分をもって譲渡禁止特約の効力についての例外を規定すべきであるとの意見もあった。部会資料37・1-5頁参照。

<sup>72</sup> しかも、本格的にドイツ法と比較対象として相対的無効の可能性を探ったのは、石田剛教授の論文である。書評としては、松岡久和「民法学のあゆみ 石田剛『債権譲渡禁止特約の研究』」法律時報88巻3号（2016年）113-116頁、占部洋之「民法学のあゆみ 石田剛『債権譲渡禁止特約の効力制限に関する基礎的考察——ドイツにおける特約の生成・発展を中心に』」法律時報79巻8号（2007年）156-161頁がある。

<sup>73</sup> 数野昌三「債権譲渡禁止特約の効力に関する一考察」群馬法専紀要7号7頁。

<sup>74</sup> 「相対的無効」という用語は、池田（清）・前掲注1）72頁には見られる。ドイツ民法399条の説明理論について、池田教授は、同報告書において「現行ドイツ民法典はその399条で譲渡禁止特約の第三者効を認めることとなったわけだが、その後、この条文をめぐって論争されたのは、日本でよく知られているような物権的効力説と債権的効力説との争いではなく、物権的効力説の枠内での争い、すなわち、譲渡無効を誰も主張できるとする絶対的無効説と債務者のみが主張できるとする相対的無効説との争いであった」と紹介した。

<sup>75</sup> 両説の相違について、池田（清）・前掲注1）72頁と石田・前掲注15）236頁などは参照になる。絶対的無効説より、相対的無効説のほうが、譲受人の地位を強化すると指摘されている。

は否定的である<sup>76</sup>。その理由としては、「善意無重過失の第二譲受人が債務者に弁済を請求し、債務者が任意に弁済しても、第二譲受人は第一譲受人から返還請求があれば、それを返還しなければならない。そうであれば、彼の債務者に弁済を求める意欲は、彼が第一譲受人の存在を知れば著しく低下する……従って、当該債権は、譲渡の財産として有効利用される可能性が低下する」からであるとされる。より具体的に言えば、「(α) 債務者と悪意の第一譲受人との関係は、前者が後者に対して弁済を拒絶することができるという意味で債務者のほうが強い。(β) 善意無重過失の第二譲受人と債務者との関係は、後者が前者の弁済請求に応じなければならないという意味で第二譲受人のほうが強い。(γ) 善意の第一譲受人と善意無重過失の第二譲受人との関係は、債務者から弁済を受けた後者に対して前者が不当利得返還請求することができるという意味で、第一譲受人のほうが強い。いわゆる三すくみの状態になる」とされる。そして、「譲渡禁止特約について悪意の譲受人は、この矛盾関係を解消することができない」とされる。しかし、そもそも法律関係が矛盾した状態に陥るか否かは疑問である。上の説例で言うと、第三者との関係では、先に第三者対抗要件を備えた第一譲受人が勝つ。従って、第二譲受人が先に債務者から弁済を受けたとしても、第一譲受人が第二譲受人に対して不当利得返還請求できる。結果として、いわゆる三すくみの状態に陥るわけではない。

その後、倉重八千代は、ドイツ法の相対的無効説の日本への導入の可能性について、「我が国の債権譲渡制度との関係で、克服しなければならない幾つもの課題があり」を理由に、「立法論であるならばまだしも、解釈論として相対的無効説を展開することは、慎重であるべきと言えよう」と説く<sup>77</sup>。倉重八千代の論文は、相対的無効説の導入に対して慎重な姿勢を示している点で、栗田と共通している<sup>78</sup>。しかし、それぞれの理由は、必ずしも同じではない。倉重八千代によれば、相対的無効説を採ると、次の2つの問題が生ずる恐れがある。その1は、「ドイツにおける相対的無効という考え方を導入すれば、日本民法第466条第2項但書の『善意の第三者の保護制度』と日本民法第467条の『対抗要件制度』との調和を図ることが難しくなる」という問題である。その2は、「譲受人が債務者に直接履行請求できない場合もあり、問題が残る」という問題である。相対的無効説の導入について、挙げられた上の2点が、説得的か否かは疑問である。まず、前者について、善意又は重過失の譲受人にのみ譲渡制限特約を対抗できるとする改正前法の基本的な枠組みを維持しながら、相対的無効説の導入を検討することは、論理的に可能である<sup>79</sup>。例えば、

<sup>76</sup> 栗田隆「債務者には主張し得ないが、第三者には主張することができる債権譲渡——譲渡禁止特約の効力の相対的制限は可能か？」関西大学法学論集 54 卷 2 号 (2004 年) 153 頁以下参照。なお、栗田隆は、論文の最後に、立法政策論の観点から、「銀行が売掛代金債権を担保に融資を行うような場面については、立法により特約の効力を否定することもあってよい」ことを示唆する。

<sup>77</sup> 倉重八千代「ドイツ法における債権譲渡禁止特約規定についての一考察——ドイツ民法 BGB 第 399 条の規定からドイツ商法 HGB 第 354a 条の新設までを中心に (3・完)」明治学院大学法学研究 86 号 (2009 年) 187-191 頁参照。

<sup>78</sup> 占部・前掲注 72) 161 頁は、相対的無効説の導入について同様の評価を下している。

<sup>79</sup> 石田・前掲注 15) 225 頁参照。

譲渡制限特約付債権が何重にも譲渡された場合、債務者以外の者との関係で、先に第三者対抗要件を備えた譲受人が勝つ。劣後譲受人（善意無重過失）が先に債務者から弁済を受けたとしても、優先譲受人（悪意又は重過失）が劣後譲受人に対して不当利得返還請求できる。次に、後者を見てみよう。譲受人が、対抗されるリスクを見込んで、譲渡制限特約付債権の譲渡を希望することはあるだろう。

ところで、ドイツ法の相対的無効説の日本法への導入を提言したのは、石田剛教授の論文である<sup>80</sup>。石田教授は、「債務者との関係においてのみ効力が否定されるという視角」から、ドイツ法を比較対象として特約の効力を検討した。ドイツにおいては、債権の譲渡制限特約が多方面で利用されている。例えば、自動車販売においてグレーマーケットの発生・自動車の再譲渡による価格の吊り上げを予防するため、「販売条件を保証するための同意留保」として譲渡制限特約が利用されている（非金銭債権の事例）。これに対して、非金銭債権に関して、日本では譲渡制限特約の効力をめぐる法的紛争はほとんど表面化していない。他方で、ドイツ法はフランス法のような対抗要件制度を採用せず、債務者への譲渡通知を必要とする旨の譲渡制限特約は、対抗要件制度の役割を果たしている。

このようにしてみれば、ドイツと日本においては譲渡制限特約に込められている意味は、少なくとも一部分が異なっている。石田教授は、これを自覚しながらも、ドイツの学説<sup>81</sup>から次のような示唆を得る<sup>82</sup>。すなわち、債務者保護に必要な範囲に譲渡無効の効力を相対的なものに縮減するという方向である<sup>83</sup>。つまり、「ここでの無効が債務者保護規定の1つから導かれる法的効果であるとするれば、債務者保護に必要な範囲に縮減する相対的無効説の主張は日本法においても十分検討の余地がある」とされる。その理由としては、「債権譲渡法の枠組みにおいても、日本法はフランス法的対抗要件主義を取り入れた結果、債権の相対的帰属を正面から認めている。たとえ債権譲渡契約が結ばれたとしても、債務者への通知・債務者による承諾がなされるまでは、譲受人は第三者への効力主張はもちろん債務者に履行請求すらできないのである。それでも譲渡と同時に観念的には譲受人に債権が帰属し、しかも多重に譲渡された場合には債権は暫定的にはあれ何重にも帰属すると考えられている。そうだとすれば、相対無効という法律構成に対する体系的観点からの違和感はドイツ法よりは少ないはずである」とされる。そうだとすれば、債権の相対的帰属を正面から認めている日本法において、相対的無効説を検討する余地がないわけではないと思われる。

改正法は、譲渡制限特約に違反する債権譲渡を完全に有効としている点や債務者の利益

<sup>80</sup> 石田剛「債権譲渡禁止特約の効力制限に関する基礎的考察——ドイツにおける特約の生成・発展を中心に」立教法学 70 卷（2006 年）〔同『債権譲渡禁止特約の研究』（商事法務、2013 年）に転載〕。

<sup>81</sup> ドイツ法における譲渡制限特約というのは、対外的な絶対効があつて、譲受人が善意又は無過失でも保護されない。

<sup>82</sup> 石田・前掲注 15) 207-226 頁。

<sup>83</sup> 譲渡制限特約に違反してなされた債権譲渡は無効であるが、債務者だけが無効を主張できる。なお、金銭債権と非金銭債権で区別した規律を検討すべきであるという方向も提示された。石田・前掲注 15) 221-223 頁参照。

を弁済先の固定に限定している点（改正法 466 条 2 項）で石田教授の提言と異なっている<sup>84</sup>。しかし、譲受人が譲渡制限特約につき悪意又は重過失である場合には、債務者だけが無効を主張できるという相対的無効説の立場と、債務者は譲渡人に弁済・相殺できるという改正法の立場は、債務者保護の視点から基本的に似ているのではないか。相対的無効説という考え方自体が日本法において、どこまで定着したのか、という問題は残されている。もっとも、預貯金債権については特則が設けられている（改正法 466 条の 5）。つまり、改正法 466 条 2 項の規定にかかわらず、譲渡制限特約をもって悪意又は重過失の譲受人に対抗することができる。一体誰が対抗することができるか。債務者だけが対抗できるのか、それとも差押債権者を含む全員が対抗できるのかが明確ではない。今後、改正法 466 条の 5 を解釈する必要がある。

#### 第 4 款 小括

譲渡制限特約の効力をめぐっては、初期の段階では、譲渡制限特約に違反する債権譲渡は譲渡自体が無効になるという考え方（物権的効力説）と、譲渡制限特約が原則として特約の当事者間で効力を有するにとどまり、債権譲渡は有効であるが、債務者は悪意の譲受人に悪意の抗弁を主張できるという考え方（債権的効力説）が見られ、前者が通説とされた。これに対して、1976 年に米倉論文が現れ、目的論的アプローチから悪意者との関係では譲渡制限特約の効力が一律ではなく、特約の悪意者に対する効力の有無は、各場合ごとの利益の比較衡量によって決定されるべきであると強調された。これは、債権取引の重要性を念頭に据えながら、よりいっそう譲渡制限特約の効力を制限しようとするものと見ることができる。

その後、この米倉論文で示された考え方は、学界の注目を集めるに至っている。特に、債権の流動化が強く呼ばれている現在では、改正前法 466 条 2 項そのものに対する疑問がいっそう強くなっている<sup>85</sup>。池田真朗教授は、1997 年論文においては譲渡制限特約の第三者効の合理性について否定的であり、立法論としては 466 条 2 項全体を削除すべきであると主張する。ただし、より後に発表した 1999 年論文においては、譲渡制限特約の新たな利用状況にかんがみ、より慎重な姿勢を転じている。さらに、2008 年論文では類型化の観点から、いくつかの提案を提示した。例えば、銀行預金債権など、適用除外の債権を規定しつつ、譲渡制限特約の有効性を否定するという提案があった。

<sup>84</sup> 松岡・前掲注 72) 115-116 頁。石田教授は、「誰が新たな債権者になるかは債務者にとって重大な関心事であること」を理由に、「特約によって保護されるべき債務者の利益の内実に関してより一層立ち入った検討が必要がある」とする。石田・前掲注 15) 265-266 頁参照。これに対して、改正法は、債務者の利益を「弁済の相手方先をもととの債権者に固定すること」に限定しており、それ以上の利益（弁済先を選択する利益）を保護しないとされている。部会第 3 分科会第 3 回会議議事録・52-53 頁〔内田委員発言〕参照。債務者の利益を弁済先の固定に限定しないと、債権の二重譲渡の場合（例えば、いずれの譲受人が特約につき悪意又は重過失である場合）には、債務者がどちらが勝つかを選択するということになる。

<sup>85</sup> 武川幸嗣「書評」加藤雅信ほか編『民法学百年史——日本民法施行 100 年記念』（三省堂、1999 年）381 頁。

いずれにせよ、譲渡制限特約付債権を十把一絡げにして、その第三者効を否定することは妥当ではなく、債権の種類ごとにその効力を判定すべきであるという考え方が支持されると思われる。

他方、物権的効力説と債権的効力説の対立というそれまでの枠組みとは別に相対的無効説という考え方も現われた。相対的無効説とは、物権的効力説を前提としつつ、譲渡無効の主張権者を債務者に限定しようとするものである。この学説が日本に紹介されたのは、平成に入ってからのことである。数野昌三は、1993年論文において、Betteの文献を引用してドイツ法の相対的無効説を日本に紹介したが、解釈論として相対的無効説の日本法への導入の可能性については、議論しなかった。その後、相対的無効説の可能性を探る文献として、栗田隆、石田剛、倉重八千代の各論稿が登場した。栗田隆、倉重八千代は、相対的無効説の日本法への導入について否定的であるのに対して、石田剛は、相対的無効説の導入を提言している。

なお、今回の民法改正では、改正前法の規律が大幅に改正された。すなわち、譲渡制限特約があったとしても、債権譲渡は、完全に有効である（466条2項）。ただし、譲受人が特約につき悪意又は重過失であったときは、債務者は譲受人からの履行請求を拒むことができ、かつ、債務者は、譲渡人に対する弁済その他の債務を消滅させ事由をもって譲受人に対抗することができる（466条3項）。結局、債務者だけが保護されるシステムになっているのではないか。相対的無効説の帰結は、譲渡制限特約が債務者の利益だけを保護するという点では、改正法の立場と共通している。ただ、両者は、そのうえで債務者との関係で債権譲渡の効力をどう考えるかという点で違いを見せている。相対的無効説は、債務者との関係で債権譲渡を無効とするのに対して、改正法は、債権譲渡を完全に有効とする一方、債務者保護に必要な範囲で譲渡制限特約の効力を認めた（466条3項）。しかし、そもそも譲渡制限特約は、債務者の弁済先固定利益を保護する手段であるとすれば、その範囲で特約の効力を認めてよいはずである（改正法の根本的な発想）<sup>86</sup>。従って、債務者との関係でも譲渡の効力を否定する必要がないと思われる。譲渡の効力を否定しないと、債務者が十分保護されないのか。しかも、改正法の規律と相対的無効説の相違については、今後の検討を要する<sup>87</sup>。

<sup>86</sup> 部会第3分科会第3回会議事録・52-53頁〔内田委員発言〕。

<sup>87</sup> 今回の民法改正は、債務者の利益を保護するために、2つの法律構成を採用した。1つは、「譲渡有効+債権譲渡人への弁済等有効」構成（改正法466条3項）である。もう1つは、「譲渡無効構成」である（466条の5）。466条3項があれば、債務者は十分保護されるはずなのに、何故重ねて466条の5があるのか。466条3項だけでは、十分に保護されないのはどんな場合か。さらに、立案担当者は、如何理由でそれらの構成を採用したのか。これらが問題である。本稿はこれらの問題点の解明にかかる。

## 第2章 日本における民法改正の経緯と議論（その1）

### 第1節 改正法466条2-3項の趣旨と改正過程

#### 第1款 問題意識

譲渡制限特約の効力について、改正法では2つの効力構成が採用されている。すなわち、第1は、債務者は、譲渡制限特約につき悪意又は重過失の譲受人に対しては、その債務の履行を拒むことができ、かつ、譲渡人に対する弁済その他の債務者を消滅させる事由をもってその第三者に対抗することができるという構成である（①「譲渡有効+債権譲渡人への弁済有効」構成=改正法466条2-3項）。第2は、譲渡制限特約は、悪意又は重過失の譲受人に対抗することができるという構成（②「譲渡無効」構成=改正法466条の5）である。

上記のような2つの構成は、譲渡によって債権の帰属に変動が生じるかという点で違いを見せている。①構成では、債権者はあくまで譲受人である。これに対して、②構成では、譲渡制限特約に違反する債権譲渡が無効であるため、債権者が譲渡人である。確かにそうであるが、今問われているのは、債務者をどのように保護するかである。両者は、債務者の保護を目指しているのであるから、債務者の保護という観点から、どのような違いがあるかを議論すべきで、債権者が誰であるかという観念的な議論をすべきではない。また、譲渡制限特約の主張権者が誰かという点では、両者は違いを見せている。①構成では、譲渡制限特約の主張権者を債務者に限定している。これに対して、②構成では、譲渡制限特約を主張できるのは、債務者だけでなく、第三者も主張できる。確かに、そのように考えるなら、①構成と②構成とでは違いが出てくる。また、②構成では、譲渡制限特約を対抗できるのが誰であるかは明示されていない。しかし、そもそも譲渡制限特約は、債務者を保護するための手段であり、すると、譲渡制限特約を主張できるのは債務者に限定してよいはずである（ドイツの相対的無効説の根本的な発想）。そうして、②構成において、「対抗することができる」のが債務者だけであるとすると、結局、②構成は、①構成とは同じではないのか。

改正法466条2-3項と466条の5の役割分担はどのように捉えるべきか。債権の種類ごとに譲渡制限特約によって保護されるべき利益とは何か。民法改正の過程において、どのような事案を想定して、それに対してどのような解決を与えようとしていたのか。第1節では、まず改正法466条2-3項の改正過程から、同条項の立法趣旨を検討する（改正法466条の5の趣旨と改正過程は、第3章で取り上げることにする）。

#### 第2款 民法（債権関係）部会審議前の改正提案

##### 第1項 民法改正国民・法曹・学界有志案

改正前法466条2項については、学説の多くは、譲渡制限特約の第三者効を基本的に肯定していたが、一部の学説は、譲渡制限特約の第三者効の合理性について否定的であり、



立法論として改正前法 466 条 2 項全体を削除すべきであると提案した。民法改正研究会において譲渡制限特約に関する改正前法の規律が検討の俎上にのぼった。民法改正研究会による民法改正国民・法曹・学界有志案では、譲渡制限特約に関する規定が設けられず、譲渡制限特約を第三者に対抗できないという方向で見直すことを提案している<sup>1</sup>。もっとも、この提案については、譲渡制限特約の合意をした段階で譲受人がそれに関与した場合には、債務者は譲渡制限特約をもって当該譲受人に対抗し得るとの説明がされた<sup>2</sup>。

譲渡制限特約の第三者効を認めないとする本提案については、①相殺の期待を確保する、②譲渡に伴う事務の煩雑化を回避する、③過誤払いの危険を回避するなど、譲渡制限特約の実務上の必要性を肯定できる場面が認められるなどの理由から反対する意見があり得る<sup>3</sup>。つまり、譲渡制限特約の第三者効を認めないとする本提案は、現在の実務との乖離が甚だしいという問題がある<sup>4</sup>。譲渡制限特約がなぜ結ばれたかという、債務者は将来債権者に対して反対債権を取得するかもしれないからである。このような提案を採用する場合に、これまで譲渡制限特約によって保護されてきた債務者の相殺利益が保護されるように手当しておく必要があると考えられる<sup>5</sup>。

ところが、民法改正国民・法曹・学界有志案は、債権譲渡と相殺については、相殺の抗弁を主張できる要件を制限的に考える立場に立っている<sup>6</sup>。すなわち、譲渡の通知を受けた債務者は、その後に譲渡人に対して取得した債権を自働債権として相殺することができない。また、譲渡の通知を受けた債務者は、通知前から有している債権を自働債権として相殺したときであっても、次の場合に当たるときは、その相殺をもって譲受人に対抗することができない。すなわち、①通知時に、譲渡された受働債権の弁済期が到来していないとき、②自働債権の弁済期が譲渡された受働債権の弁済期よりも後に到来するとき。債権譲渡における相殺の抗弁の主張範囲という論点は、譲渡制限特約と関連付けて議論されていないように見える。そもそも、この論点は本来は譲渡制限特約の論点とリンクするものではないとの説明がある<sup>7</sup>。民法改正国民・法曹・学界有志案はこのような考え方の影響で作られたものであるとみることができる。

なお、現代社会において、債権は重要な財貨であるので、債権の流動化に資する立場から譲渡制限特約の第三者効を制限ないし否定すべき場合がないわけでないが、一般論として譲渡制限特約の第三者効を否定することは明らかに行き過ぎであるように思われる。仮

<sup>1</sup> 民法改正研究会編『民法改正 国民・法曹・学界有志案』（日本評論社、2009年）167頁、池田真朗『債権譲渡と電子化・国際化』（弘文堂、2010年）412-413頁参照。

<sup>2</sup> 部会資料 37・5頁、池田（真）・前掲注 1）413頁参照。

<sup>3</sup> 大阪弁護士会『民法（債権法）改正の論点と実務（上）』（商事法務、2011年）374頁。

<sup>4</sup> 民法（債権法）改正検討委員会・第6回全体会議議事録・26頁〔加藤委員発言〕。

<sup>5</sup> 部会資料 37・52頁。

<sup>6</sup> 民法改正国民・法曹・学界有志案は、「法定相殺と差押え」に関する規定が「債権譲渡と相殺の抗弁」に準用することを明文化する（413条3項）。民法改正研究会・前掲注 1）178頁参照。差押えと相殺については、深谷格「差押えと相殺に関する民法改正について」安永正昭ほか監修『債権法改正と民法学Ⅱ 債権総論・契約（1）』（商事法務、2018年）305頁以下参照。

<sup>7</sup> 池田真朗「民法改正案債権譲渡部分逐条解説——検討と問題点」慶応法学 36号（2016年）75頁。

に譲渡制限特約の第三者効を認めないとする提案を採用しても、債権譲渡における相殺の抗弁の主張範囲を広く認める必要がある。いずれにせよ、譲渡制限特約の第三者効を原則として否定しつつ、相殺の範囲を制限する提案は、譲渡当事者保護の色彩が強く、債務者保護の方策は十分ではないと思われる。

## 第2項 民法（債権法）改正検討委員会案

### 1 提案の概要

#### 【3.1.4.03】 債権譲渡禁止特約の効力<sup>8</sup>

〈1〉 債権者および債務者が特約により債権の譲渡を許さない旨を定めていた場合であっても、債務者は、この特約に反してなされた譲渡の効力は妨げられない。ただし、債務者は、この特約をもって譲受人に対抗することができる。

〈2〉 省略。

譲渡制限特約付債権の譲渡について、民法（債権法）改正検討委員会案は、〈1〉において、改正前法における判例・通説<sup>9</sup>と異なり、特約に違反する債権譲渡であったとしても、譲渡の効力は妨げられないことを明らかにするとともに、債務者が、原則としてこの特約をもって譲受人に対抗することができることを明らかにする<sup>10</sup>。これによって、特約付債権が譲渡された場合に、債務者以外の全ての第三者との関係では、有効であり、債務者がそのような譲渡が存在しないものとして扱うことができる。これは、改正前法における債権的効力説のもとで、債務者は、特約の存在を知れる第三者に対しては、悪意の抗弁により、その譲渡無効を主張することができるとする場合の帰結に似ている<sup>11</sup>。

また、この提案のもとでは、債務者が、悪意又は重過失の譲受人に対する譲渡は存在しないものと扱った場合に、本提案と物権的効力説とで、どこがどのように違うのか。その1は、物権的効力説のもとで、債務者が譲渡無効を主張する必要がなく、債権譲渡が自動的に無効になるとするのに対して、本提案のもとでは、債務者が譲渡無効を主張しないときは、債権譲渡がずっと有効であるとする、ということである。その2は、本提案は、特約の主張権者を債務者に限定するのに対して、物権的効力説のもとでは、債務者以外の第

<sup>8</sup> 民法（債権法）改正検討委員会編『詳解・債権法改正の基本方針Ⅲ——契約および債権一般（2）』（商事法務、2009年）280頁以下。【3.1.4.03】は、〈1〉のただし書において「債務者は、この特約をもって譲受人に対抗することができる」とするのに対して、第3準備会報告資料におけるⅢ-5-1の（2）は、「当該譲渡を当該債権の債務者に対抗することができない」とする。民法（債権法）改正検討委員会・第6回全体会議・第3準備会報告資料（債権譲渡）・1頁以下参照。この文言の変わりによって、基本方針のもとでは、悪意又は重過失の譲受人が債務者に対して請求し得ることが見ることができる。債務者に請求して拒絶されたのは別問題である。

<sup>9</sup> 改正前法下における判例と通説は、潮見佳男『新債権総論Ⅱ』（信山社、2017年）390-395頁参照。

<sup>10</sup> この提案は、譲渡の効力について、譲渡当事者・第三者関係と対債務者関係とを区別する。民法（債権法）改正検討委員会・前掲注8）280-281頁参照。

<sup>11</sup> 民法（債権法）改正検討委員会案は、債権的効力説については、単に悪意の抗弁権と述べるだけが、債権的効力説を「所謂悪意の抗弁により、その譲渡行為の無効を主張し得る」ものとして把握するものがある。民法（債権法）改正検討委員会・前掲注8）285頁参照、近藤英吉＝柚木馨『注釈日本民法（債権総則）（中巻）』（巖松堂書店、1934年）346頁参照。

三者も、特約を主張することができるとの考え方があり得る、ということである。この意味において、本提案は、譲渡制限特約が債務者保護のためにあるという発想を特約の効力制限論に反映させるものであるとみることができる<sup>12</sup>。確かに譲渡制限特約の効力が大幅に縮減されたが、債務者の地位が不利益変更されたわけではない。つまり、債務者が、悪意又は重過失の譲受人との関係でそのような譲渡をなかつたものとして、もともとの債権者に対して弁済（相殺）すれば免責される。しかしながら、譲渡制限特約がもつぱら債務者の利益保護のためのものであるとすると、特約違反の譲渡がなされた場合に、債務者の保護に必要な範囲で特約の効力を認めれば足りるはずであり、それより進んで債権譲渡を無効にまですべき理由があるのかは疑問である<sup>13</sup>。債務者との関係においては譲渡の効力を否定しないと、その保護が図れない場合は、どのような場合であるかについて、さらに検討をする必要がある。

## 2 提案の具体的な帰結の検討

本提案において、譲渡制限特約付債権が譲渡された場合に、どのような帰結がもたらされるかについて、以下の適用事例を利用して検討する。

### (1) 適用事例 [1] <sup>14</sup>

AB間で譲渡禁止特約の付された金銭債権が、債権者AからCに譲渡され、第三者対抗要件が具備された（譲受人Cは特約について悪意であるものとする。なお、本提案では、金銭債権譲渡の第三者対抗要件を債権譲渡登記とする考え方を提示しているから、以下の適用事例においても、対抗要件の具備方法は債権譲渡登記によることを前提とする）場合

- ①BはAに対して弁済することができる。
- ②AはBに対して請求することができる（CがBに対して請求することができない）。
- ③CはBから債権を回収したAに対して不当利得返還請求をすることができる。

本提案のもとでは、特約に違反する債権譲渡が有効である以上、AのBに対する債権が確定的にCに移転し、もはやAに帰属しないはずである。②は、本提案の当然の帰結ではない。しかし、②を認めないとすると、事例[1]においてCがBに請求しても拒絶され、他方、BがAに対して弁済しないときは、事態が膠着してしまう。Bにとっては、特約の効力を主張してAC間の譲渡の効力が否定される以上、Bとの関係では債権者はAであり、AがBに対して請求することができるように思われる<sup>15</sup>。しかし、②により、AはBに対して請求しうるが、AがBから債権を回収した後は、CはAに対して不当利得返還請求することができるため、あえてBに対して権利を行使して請求するインセンティブが

<sup>12</sup> 石田剛『債権譲渡禁止特約の研究』（商事法務、2013年）235-236頁参照。

<sup>13</sup> 大阪弁護士会民法改正問題特別委員会有志「債権譲渡禁止特約及び将来債権譲渡についての条文提案」（2012年5月7日）2頁参照。

<sup>14</sup> 民法（債権法）改正検討委員会・前掲注8）284頁。

<sup>15</sup> 沖野眞巳「三上報告・高山報告・後藤報告へのコメント」山本和彦＝事業再生研究機構編『事業再生と金融実務からの債権法改正』（商事法務、2013年）123頁。

働かなくなるおそれがある<sup>16</sup>。この場合には、CがAに対しBに請求することを促すことが考えられる<sup>17</sup>。なお、事例〔1〕において、Cによる請求自体がはっきり否定されている。本提案のもとでは、AのBに対する債権がCに移転する以上、CはBに対して債権者であることを主張しうるはずである。CがBに請求して拒絶されたのは別問題である。

(2) 適用事例〔2〕<sup>18</sup>

AのBに対する債権について、C以外の者に譲渡してはならない、という特約が付されていた場合

①Cへの譲渡は、債務者権利行使要件を具備することによって当然にBに対抗できる。

②Eへの譲渡があったとしても、Bは、AE間の譲渡をなかつたものとして、それまでの債権者を自らに対する債権者と扱うことが許される。

譲渡制限付債権が譲渡された場面での利益状況は、適用事例〔1〕と同じであり、重ねて説明することを省略する。

(3) 適用事例〔3〕<sup>19</sup>

適用事例〔1〕の例で、特約について悪意のCが第三者対抗要件および債務者に対する権利行使要件を具備した後に、同一の債権がAからDにも譲渡された（Dも第三者対抗要件および債務者に対する権利行使要件を具備）場合

Dも債権譲渡禁止特約の存在について悪意であるとする、①Bは、Aを債権者として扱えばよい。②BがAに弁済した場合、譲受人Cは、Aに対して不当利得返還請求権をすることができる。

他方、Dが譲渡禁止特約について善意の場合には、③Bとの関係においてもDが債権者である。この場合、④Bは、Aに弁済したとしても、（弁済保護規定によって保護される場合は別にして）Bの債務は消滅しないから、あらためてDからの請求があれば、応じざるを得ない。

善意の第二譲受人Dが登場しなければ、債務者Bは、悪意の第一譲受人Cに対して特約の効力を主張して譲渡人Aを債権者として扱えばよい。これに対して、善意の第二譲受人Dが登場すると、Bとの関係ではDが債権者であるということとなり、そのためにBはDに対して弁済しなければならない。仮にBがAに弁済しても、有効な弁済とはならないから、あらためてDからの請求があれば、応じざるを得ない。ただし、CとDの関係では、先に第三者対抗要件を備えたCがDに優先し、DがBから譲渡された債権を回収したときは、CはDに対して不当利得返還請求をすることができる。結局、譲渡された債権が悪意の第一譲受人Cに移転する。その結果、本来保護されない悪意の第一譲受人が善

<sup>16</sup> 債権譲渡契約の解釈によって、譲渡人に取立義務を課するとの意見がある。すなわち、譲渡人が債務者から債権を回収しなければ、取立義務違反に基づく債務不履行責任を負うことになる。部会資料37・24頁参照。

<sup>17</sup> 沖野・前掲注15) 124頁。

<sup>18</sup> 民法（債権法）改正検討委員会・前掲注8) 284頁。

<sup>19</sup> 民法（債権法）改正検討委員会・前掲注8) 285頁。

意の第2の譲受人のおかげで保護されることとなる。

検討委員会案の上記のような帰結に対しては、第一譲受人に劣後して何ら固有の利益を有しない第二譲受人などが登場したことに伴い、債務者が、当該登場前までは可能であった譲渡人への弁済や相殺を否定されるべき実質的な理由は明らかではないとの批判があった<sup>20</sup>。この批判は、債務者が、善意の第二譲受人の登場により、当該登場後に譲渡人に対する反対債権をもって特約付債権と相殺しようという利益を奪われるのは妥当ではないとするものである<sup>21</sup>。

そして、Dが譲渡制限特約について善意である場合には、検討委員会案のもとでは、善意の第二譲受人DだけはBに対して請求することができるが、Bから譲渡された債権を回収しても、その後、Cからの請求を受けるとCにそれを引き渡さなければならなくなるため、あえてBに請求するインセンティブがなくなり、そのために誰もBに請求しないことになりかねない状態が生ずる<sup>22</sup>。誰も債務者に請求しないという点では、事例〔1〕と事例〔3〕には同様の事態がある。既に紹介したように、事例〔1〕において、CがAに対し請求を促すことによって、このようなデットロック状態を解消することができなる。これに対して、事例〔3〕において、Dが譲渡された債権を回収する義務がないから、CがDに対し請求を促しても拒否される可能性があるが、デットロック状態を回避するためには、特則を設けることが考えられる<sup>23</sup>。特則としては、「悪意の第一譲受人が、債務者に対して悪意の第二譲受人への履行を催告したにもかかわらず、債務者が相当の期間に履行しないときは、債務者は特約を悪意の第一譲受人に対抗することができない」とすることが考えられる。

#### (4) 適用事例〔4〕<sup>24</sup>

AのBに対する債権については、譲渡禁止特約が付されていたが、Cに譲渡され、Cは第三者対抗要件を具備した。その後、Aが、倒産した場合  
倒産手続の開始決定がされた後は、Cは、Bとの関係においても、債権を譲り受けたことを主張することができる。

譲渡制限特約に関しては、譲渡人に倒産手続が生じた場合には、債務者がもはや特約の抗弁を持ち出すことができないとする〈ウ〉の規律が重要であると思われる<sup>25</sup>。この場合において、譲渡制限特約の効力を制限したのは、①倒産手続中で複数の債権者が債権を奪い合う局面において、債務者の意思（特約の主張）によって、債権譲受人の地位を危うく

<sup>20</sup> 赫高規「債権譲渡禁止特約と債権法改正」NBL987号（2012年10月）14頁。

<sup>21</sup> 赫・前掲注20）14頁。

<sup>22</sup> 沖野・前掲注15）124頁参照。

<sup>23</sup> 悪意の第一譲受人が手数料を払って善意の第二譲受人に頼んで譲渡された債権を回収してもらうという考え方と、悪意の第一譲受人が債務者に承諾してくれと頼むという考え方もあり得る。

<sup>24</sup> 民法（債権法）改正検討委員会・前掲注8）286頁。

<sup>25</sup> 民法（債権法）改正検討委員会・第6回全体会議議事録・6頁〔小粥委員説明〕。譲渡制限特約の付された基本契約書などを、債務者ではなくて譲渡人の管財人が探し出してきて、その利用して譲渡の効力を否定するようなケースについては、〈ウ〉のところで対応される。民法（債権法）改正検討委員会・第6回全体会議議事録・6頁〔池田委員発言〕参照。

することは相当ではないこと、②債務者は、もはや譲渡制限特約を対抗できないこと、③悪意又は重過失の譲受人が債務者に債権者であることを主張できず、破産管財人には譲渡された債権を回収する誘因が乏しくなり、そのたに誰も債務者に対して権利を行使しないことになりかねないこと、と考えられる<sup>26</sup>。

〈ウ〉の規律によれば、譲渡人の倒産手続の開始決定により、債務者が特約をもって譲受人に対抗することができないこととなる。これによって、債務者が、特約に違反する債権譲渡が存在しなかったものとして扱うことができず、債務者にとっては、弁済先がもとの債権者から譲受人に変更することとなる。〈ウ〉の規律が発動されると、これまで特約により保護されてきた債務者の相殺の利益が、どうなるのか。特約の抗弁を否定するとすれば、債務者が、対抗要件具備時より後に取得した譲渡人に対する反対債権による相殺をもって譲受人に対抗することができないということになる。譲受人が早期に債務者対抗要件を備えた場合に、債務者の利益状況がさらに悪化する。

しかし、これに対して、〈ウ〉の規律を設ける場合には、併せて「債務者は、譲渡人の倒産手続の開始決定時までに、譲渡人（又は、譲渡人の倒産手続の開始決定時までに債務者に対抗できる譲受人であった者）に対して生じた事由をもって対抗できる」旨の規定を別途設けるべきであるとの意見がある<sup>27</sup>。この考え方を前提とすると、債務者が、対抗要件具備時から倒産手続の開始決定時までの間に、譲渡人に対する反対債権による相殺をもって譲受人に対抗することができるというのである。債務者が特約をもって譲受人に対抗することができないとしても、一応のバランスが取れるといえる。

なお、銀行などから、大量処理が必要な預金債権については、〈ウ〉の規律について、特例を設けるべきとの意見がある<sup>28</sup>。〈ウ〉の規律に対する特例を設ける意義は、この規律が預金債権について適用されないことにあり、銀行は、預金債権の譲渡をなかつたものとして行動してよい。つまり、銀行は、預金口座の名義人が債権者であることを前提に対応すればよいことになるため、特に預金債権の譲渡を管理する必要がない。これに対して、〈ウ〉の規律を前提とすると、倒産手続の開始決定があった場合には、本来債務者に対抗できない譲受人が債務者に対抗できる譲受人に昇格することとなり、銀行にとっては、弁済先が変更することとなる<sup>29</sup>。倒産手続の開始決定があったかどうかによって銀行の弁済先が変わることになるため、銀行が預金債権の譲渡をなかつたものとして行動することができなくなり、そのために銀行は預金債権の譲渡を管理し、倒産手続の開始決定の存否を調査する必要が生じる。このような事態を回避するためには、〈ウ〉の適用を除外する特例を設ける必要がある。法制審議会に入る前の段階で、譲渡制限特約の第三者効を債務者

<sup>26</sup> 民法（債権法）改正検討委員会・前掲注 8）285-286 頁。民法（債権法）改正検討委員会・第 6 回全体会議議事録・6 頁〔小粥委員説明〕。民法（債権法）改正検討委員会・第 12 回全体会議議事録・53 頁。

<sup>27</sup> 徳田琢「債権譲渡禁止特約の効力について」月刊大阪弁護士会（2009 年 11 月）・20 頁。大阪弁護士会『意見書——民法（債権法）改正について』（2009 年 9 月）154 頁。

<sup>28</sup> 徳田・前掲注 27）20 頁。いかなる理由で、預金債権について特例を設けるのかが不明である。

<sup>29</sup> 徳田・前掲注 27）20 頁。

保護の範囲で認め、一定の場合にさらにその効力を制限した上で、預金債権などについて制限規定の適用を除外すべきであるという問題意識はすでに生まれた。

#### (5) 適用事例〔5〕

A の B に対する債権が譲渡禁止特約の付されたが、特約の存在について悪意の C に譲渡され、C が第三者対抗要件を具備した。その後、A の債権者 E が当該債権を差し押さえた場合

①事実上は、差押命令が B に送達されるなら、債権執行手続は進行し、E が当該債権を取り立てることになる。

②E は、B から弁済を受けたとしても、C が差押命令の送達よりも先に第三者対抗要件を具備していたなら、C に対して不当利得返還債務を負う。

③C は、この債権執行手続において、当該債権が自らに帰属することを理由として第三者異議の訴え（民執 38 条）を提起することによって、手続の進行を阻止することができる。

この場合において、検討委員会案のもとでは、C が譲渡制限特約について悪意であるので B に対して自らが債権者であることを主張できず、また A も B に対して請求できず、結局、E のみだ B に対して権利を行使することができる<sup>30</sup>。B との関係では、E が当該債権の取立権を有するが、B から弁済を受けた場合には、C に対して不当利得返還債務を負うこととなる。E が当該債権を取り立てるインセンティブが働かなくなり、誰も B に対して権利行使しないという事態が生ずるおそれがある。

また、差押債権者との関係で、先に第三者対抗要件を備えた譲受人のほうに勝っているわけであるので、差押えに対して第三者異議をすることができる<sup>31</sup>。しかし、第三者異議により差押えが解除されても、譲受人が自分のほうで当該債権を取り立てることができない<sup>32</sup>。唯一債務者に対して権利行使し得る者がいなくなるため、誰も B に対して権利行使することができないという状態が生ずる。この状態を解消するために、譲受人が第三者異議の訴えの認容判決を得た場合には、債務者に供託義務を生じさせる方向で検討すべきであるとの考え方があった<sup>33</sup>。この考え方に対しては、民法（債権法）改正検討委員会全体会議第 6 回会議において、これが債務者に負担を増やす方向になるのではないかとの指摘があった<sup>34</sup>。小粥委員会は、この問題意識を受け止めて、次のように説明した。すなわち、「差押があった場合、あるいは倒産手続が始まった場合については、もはや譲渡制限特約を理由に、譲受人に払うことを拒めないという整理もしているわけですので、この場合については、B に若干の負担をとる方向での選択もあるのではないかということで、こういう形で書かせていただきました」。これは、差押えがあった場合についても、債務者は特

<sup>30</sup> 民法（債権法）改正検討委員会・第 6 回全体会議議事録・32 頁〔始関委員発言〕。

<sup>31</sup> 民法（債権法）改正検討委員会・第 6 回全体会議議事録・32 頁〔小粥委員発言〕。

<sup>32</sup> 民法（債権法）改正検討委員会・第 6 回全体会議議事録・32 頁〔始関委員発言〕。

<sup>33</sup> 民法（債権法）改正検討委員会・第 6 回全体会議・第 3 準備会報告資料（債権譲渡）・6 頁。

<sup>34</sup> 民法（債権法）改正検討委員会・第 6 回全体会議議事録・33 頁〔始関委員発言〕。

約の抗弁を持ち出すことができないとする規定を設けることを提案するものである。しかし、検討委員会案は、譲受人が譲渡制限特約について悪意で譲り受けた以上、譲渡人ないし差押債権者を通じて債権の満足を受けることになるのはやむを得ないとの判断をして、この場合において特約の効力を制限しないこととした<sup>35</sup>。これによれば、悪意の譲受人が差押債権者ないし譲渡人を通じて、債権の満足を受けるほかないことになる<sup>36</sup>。このように処理すると、誰も債務者に対して権利を行使しないという状態が生じる可能性がある。そして、差押債権者が債権を行使しない場合に、譲受人が債権者代位権を利用することができる<sup>37</sup>かどうかは疑問である。というのは、差押債権者が債務者から取立て初めて、譲受人に対して不当利得返還債務を負っており、取立の前に、譲受人が差押債権者に対して請求権を有しないからである。

### 3 小括

検討委員会案は、従来の判例と通説と異なり、譲渡制限特約に違反する債権譲渡の効力は妨げられないということを出発点としつつも、債務者はそのような譲渡をなかつたものとして行動してよい（債務者からみれば、その譲渡は無効）とするものである。これによって、譲渡制限特約付債権が譲渡されたとしても、譲渡当事者・第三者関係では、譲渡が有効であるという点では、物権的効力説を貫徹した場合に導かれる帰結とは違いが生ずるが、債務者がそのような譲渡は存在しないものと扱うことができるので、債務者の利益は引き続き保護されることになる。

もともと、債権譲渡における債務者の利益保護は重要であるが、譲渡の効力まで否定する必要があるについては疑問もある。譲渡の効力は認めつつも、別の手段で債務者を保護する方法もあり得るからである。債務者の利益とは具体的に何か。そのうち、譲渡の効力を否定することによってしか実現できないものは何かという分析が必要なはずである。

ところで、債務者の利益との関係でいうなら、譲渡制限特約は相殺と重要な関係を有している。すなわち、無制限説を前提とすると、債務者は、債務者対抗要件具備までに譲渡人に対して有することとなった反対債権による相殺をもって譲受人に対抗することができるが、将来生じるかもしれない債権との相殺の利益を確保したいのであれば、債権者と譲渡制限特約を締結することになるからである。なお、善意又は無重過失の譲受人に特約を対抗することができないが、一応のバランスが採れると言える。

### 第3款 民法（債権関係）部会における議論の推移

譲渡制限特約の効力については、そもそも改正前法制定時にも議論が分かれていたほか、今日では、とりわけ金融の分野において債権譲渡が重要な機能を果たしていることにかん

<sup>35</sup> 民法（債権法）改正検討委員会・前掲注8）287-288頁。

<sup>36</sup> 民法（債権法）改正検討委員会・前掲注8）287頁。

<sup>37</sup> 民法（債権法）改正検討委員会・前掲注8）287頁。



がみ、特約の効力をできる限り制限する方向で法改正をすべきであるとの指摘もされた<sup>38</sup>。これらの問題意識を踏まえ、法制審議会民法（債権関係）部会において譲渡制限特約及び関連制度の在り方も検討の俎上にのぼった。法制審議会民法（債権関係）部会は、2009年11月24日から2015年2月10日までの間に、99回の部会と18回の分科会を開催し、全体としての審議の流れは3つのステージに分けることができる<sup>39</sup>。そこで、以下では部会各ステージにおける譲渡制限特約及び関連制度に関する議論の推移を見ていくことにする。

## 第1項 第1ステージでの議論

第1ステージで譲渡制限特約の効力に関する検討が行われたのは、第7回会議（平成22年4月13日）、第22回会議（平成23年1月25日）、第25回会議（平成23年3月8日）、第26回会議（平成23年4月12日）である。

### 1 部会第7回会議

#### (1) 相対的効力案と絶対的効力案

部会第7回会議において検討の対象となった「民法（債権関係）の改正に関する検討事項（4）」では、譲渡制限特約の効力に関して、①そもそも立法時から譲渡制限特約の第三者効を認めることに反対論が有力に主張されたこと、②今日では、譲渡制限特約が必ずしも合理的な必要性がないのに利用されている場合もあること、③譲渡制限特約の存在が資金調達目的で行われる債権譲渡取引の障害となっていることなどの問題点があると指摘された<sup>40</sup>。これらの指摘を受けて、事務当局は、譲渡制限特約の効力について、譲渡当事者間では譲渡を有効としつつ、譲渡制限特約の存在について譲受人が「悪意」である場合には、債務者は、譲受人に対して譲渡制限特約の効力を対抗することができるものとするという考え方<sup>41</sup>、譲渡当事者間でも譲渡を無効とするという考え方<sup>42</sup>を提示した。検討対象として提示されている点は、議論の道筋を最初から限定するように思われる<sup>43</sup>。

これまで日本の学説は、譲渡制限特約の効力について「物権的効力説か債権的効力説か」という形で、議論を展開した。部会審議では、従来の学説の表現を使わず、「譲渡当事者間では譲渡を有効としつつ、譲渡禁止特約の存在について譲受人が悪意である場合には、債務者は、譲受人に対して譲渡禁止特約の効力を対抗することができる」という考え方を相対的効力案と呼び、「譲渡当事者間でも譲渡を無効とする」という考え方を絶対的効力案という<sup>44</sup>。絶対的効力案を採るか、相対的効力案を採るかによって、果たしてどの程度

<sup>38</sup> 部会資料2・5頁。

<sup>39</sup> 鎌田薫「『民法（債権関係）の改正に関する要綱』の決定——民法（債権関係）部会の審議を終えて」NBL1045号（2015年）5頁。

<sup>40</sup> 部会資料9-1・2頁、部会第7回会議議事録・3頁〔松尾関係官説明〕。

<sup>41</sup> 部会資料9-1・2頁。

<sup>42</sup> 部会資料9-2・4頁、部会第7回会議議事録・3頁〔松尾関係官説明〕。

<sup>43</sup> 池田真朗「債権譲渡・債務引受・契約上の地位の移転（譲渡）——法制審議会部会の配布資料『検討事項』の概観を中心に」池田真朗ほか『民法（債権法）改正の論理』（新青出版、2010年）4頁。

<sup>44</sup> 部会資料9-2・4頁。絶対的効力案は、譲渡禁止特約が善意の第三者に対抗することができないことを前提とする。

の結論の違いがあるのか。譲渡制限特約の効力を悪意の第三者との関係では肯定しつつ、善意の第三者との関係では否定するという点では、相対的効力案も絶対的効力案も一致している。というのは、両案とも、改正前法の基本的な枠組みを維持しているからである。問題は、悪意の譲受人に対して、譲渡制限特約の効力に基づいて如何なる制約を及ぼすべきかである<sup>45</sup>。絶対的効力案のもとでは、譲渡制限特約に違反する譲渡の効力は譲渡当事者でも無効という形で処理して債務者を保護すべきであるとする。しかし、そもそも譲渡制限特約は債務者を保護するためのものであるとするなら、債務者保護の必要な範囲で特約の効力を認めれば足りるはずである。譲渡当事者間においても、譲渡の効力を否定することまでも許すべきだろうか。つまり、譲渡当事者間においては、譲渡の効力を否定しないと、債務者の保護が図れないのかという疑問があり得る<sup>46</sup>。これに対して、相対的効力案のもとでは、譲渡制限特約に違反する譲渡は譲渡当事者・第三者関係において有効であるとした上で、債務者が特約を悪意の第三者に対抗できるようにする。ただし、特約を対抗できることの意味が明らかではない。

両案の具体的な相違の一端を見ると、「相対的効力案によれば、(i) 譲渡禁止特約付き債権の譲受人が第三者対抗要件を具備した後に、譲渡人の債権者が、当該債権を差し押さえた場合でも、譲受人は第三者異議の訴えを提起することができる、(ii) 譲渡禁止特約付き債権が二重譲渡されたときに、対抗関係で劣後する譲受人に弁済された場合、優先する譲受人は、劣後する譲受人に対して不当利得返還請求が可能である等の点で、絶対的効力案と帰結が異なることになる」。つまり、相対的効力案のもとでは、先に第三者対抗要件を備えた悪意の譲受人が、差押債権者・善意の二重譲受人との関係においても最終的に譲渡された債権の帰属主体となる。さらに進んで、第三者対抗要件レベルで劣後する差押債権者・善意の二重譲受人は、譲渡された債権に対して何らの固有の利益を有しないといえよう<sup>47</sup>。相対的効力案は、絶対的効力案と比べて、悪意の譲受人の地位を差押債権者・善意の二重譲受人に対して優先させるという意味では、実質的に譲受人の地位を強化するものであるといえる<sup>48</sup>。

上記の提案については、第7回会議において相対的効力案に対して批判的な見解が示された。まず、先に第三者対抗要件を備えた悪意の譲受人が、差押債権者・破産管財人との関係において優先するが、債務者に請求できないという中途半端な立場を認めることであるので、果たして合理的な資金調達ができるのかを疑問視する意見が示された<sup>49</sup>。また、債権の二重譲渡の場合には、善意の第二譲受人が債権を回収しても、第三者対抗要件レベルで優先する悪意の第一譲受人からの請求があれば、応じざるを得ないため、結局、デッ

<sup>45</sup> 大阪弁護士会民法改正問題特別委員会有志・前掲注13) 2頁参照。

<sup>46</sup> 部会第7回会議議事録・14頁〔沖野委員発言〕。

<sup>47</sup> 相対的効力案は、民法(債権法)改正検討委員会案の立場を踏襲したものである。

<sup>48</sup> 石田・前掲注12) 257頁参照。

<sup>49</sup> 部会第7回会議議事録・6、12頁〔三上委員、岡(正)委員発言〕。相対的効力案を採ったとしても、悪意の譲受人が債務者に請求しても拒絶される可能性があるから、譲受人に中途半端な立場が認められるだけである。

トロック状態生じるといふ指摘が見られた<sup>50</sup>。さらに、二重譲渡がされた場合の処理などで法律関係が複雑となり、混乱する恐れがあるとする意見もあった<sup>51</sup>。従来の考え方（物権的効力説）がいいのかはともかく、悪意の譲受人は権利を取得できないので、法律関係は複雑にならない<sup>52</sup>。

## （2）関連論点

譲渡制限特約の効力について、絶対的効力案を採る場合だけでなく、相対的効力案を採用しても、譲渡制限特約の存在が、資金調達目的で行われる債権譲渡取引の障害となる問題は解消しないという批判があった<sup>53</sup>。これを受けて、債権の流動性の確保が特に要請される一定の取引類型の債権については、譲渡制限特約の効力を常に認めない考え方が示された<sup>54</sup>。これは、債権流動化の対象となる債権についてだけ、改正前法 466 条 2 項の適用を排除しようとするものである。立法例として、国連国際債権譲渡条約が挙げられる<sup>55</sup>。債権の属性により規制を分けるという考え方は、有力な選択肢になると考えられる<sup>56</sup>。

上記のような考え方について、部会審議では否定的な見解が示された。すなわち、一定の債権について、資金調達の要請があることは理解し得るが、民法一般の原則としてそれを認めるほどではない、というものである<sup>57</sup>。この見解は、原則として悪意の譲受人には移転の効果が生ずることに消極的であり、一定の債権について何か個別保護をつくるべきという方向を示した<sup>58</sup>。しかし、問題は、如何なるものを「一定の取引類型の債権」に取り込むのかである。部会第 7 回会議において、債権の具体的な類型については、不十分な検討に止まる。

なお、大阪弁護士会は、債権の流動化が特に要請される一定の取引類型を定め、当該取引類型にかかる債権について特約の効力を否定することには、反対する。その理由として、①「債権の流動化の確保が特に要請される一定の取引類型」においても、譲渡制限特約の実務上の必要性が認められる、②「債権の流動性が特に要請される取引」を類型化すること自体、そもそも容易とはいえない、③「債権の流動性が特に要請される取引類型」の範囲を突き詰めれば、結局、「譲渡制限特約の効力を認めない」という考え方に接近する、と説明する<sup>59</sup>。仮に譲渡制限特約の第三者効を否定する考え方採る場合には、これまで譲渡制限特約によって保護されてきた債務者の利益（特に相殺の利益）が保護されるように手当しておく必要がある。

「関連論点」に関連して、譲渡制限特約の効力を原則として制限した上で、大量迅速に

<sup>50</sup> 部会第 7 回会議議事録・13 頁〔中井委員発言〕。

<sup>51</sup> 中間的な論点整理の補足説明・105 頁、部会第 7 回会議議事録・13 頁〔中井委員発言〕参照。

<sup>52</sup> 部会第 7 回会議議事録・13 頁〔中井委員発言〕。

<sup>53</sup> 部会資料 9-1・5 頁。

<sup>54</sup> 部会資料 9-1・5 頁。

<sup>55</sup> 部会資料 9-1・5 頁。

<sup>56</sup> 部会第 7 回会議議事録・7 頁〔三上委員発言〕。

<sup>57</sup> 部会第 7 回会議議事録・12 頁〔岡（正）委員発言〕。

<sup>58</sup> 部会第 7 回会議議事録・12 頁〔岡（正）委員発言〕。

<sup>59</sup> 大阪弁護士会・前掲注 3）378 頁。

弁済する必要がある預金債権のように、譲渡制限特約の抗弁を認める必要性が高い一定の種類の債権のみに適用される例外を認めて、引き続き譲渡制限特約に強い効力を認めることが望ましいという意見もあった<sup>60</sup>。これは、譲渡制限特約の効力については原則として相対的効力案を採り、例外的に預金債権などの債権に対して絶対的効力案を採るという考え方である。債権の種類に応じて典型的に譲渡制限特約の効力を規律することは、記憶されるべきである。仮に預金債権について相対的効力案を採ったとしても、債務者である銀行は特約の抗弁を悪意の譲受人に主張することができるので、銀行の利益がそのまま保護されるはずである。絶対的効力案を採らないと、銀行の如何なる利益が図れないのかを検討することが必要となる。

## 2 部会第 22 回会議

まず、事務当局による提案を確認しておく。部会第 22 回会議において検討の対象とされ「中間的な論点整理のたたき台 (2)」では、譲渡制限特約の効力を悪意の譲受人に対抗できるという基本的な枠組みを維持した上で、【相対的効力案】譲渡制限特約に違反した債権譲渡の効力については、譲渡制限特約が絶対的な効力を有し、債権譲渡の当事者間でも無効とする考え方、【相対的効力案】債権譲渡の当事者間では債権譲渡は有効とする考え方、の 2 つの案が提案された<sup>61</sup>。

次に、部会での審議を検討しよう。既に紹介したように、部会第 7 回会議において債権の種類ごとに譲渡制限特約の効力を規律すべきであるという考え方が表明された<sup>62</sup>。これに対しては、特別法で定めればよくて、民法に規定する事柄ではないとの反対意見があったから、部会第 22 回会議で検討の対象とされた部会資料では、論点として取り上げないという形にされた<sup>63</sup>。それにもかかわらず、部会審議では、論点としてこのような考え方を取り上げてほしいという意見があった。具体的な提案が示されていないが、譲渡制限特約は原則として有効とした上で、一定の種類又は一定の性質の債権について例外を設けるという考え方、あるいは逆に譲渡制限特約については原則としてその効力を無効とし、又は制限した上で、債権の種類又は性質に応じて一定の例外を設けるという考え方があり得るとする<sup>64</sup>。例えば、大量迅速に弁済する必要があるような債権については、譲渡制限特約の効力に制限を設けないこととし、また、債権を譲渡しなくても、譲渡したのと同じような効果を得るといった債権については、譲渡制限特約の効力に制限を設けることとする考え方である。

## 3 部会第 25 回会議

### (1) 事務当局による提案

<sup>60</sup> 中間的な論点整理の補足説明・107 頁。

<sup>61</sup> 部会資料 22・1 頁。

<sup>62</sup> 仮に譲渡禁止特約の効力を否定したり、制限したりといった考え方を探る場合であっても、預金債権などについては、一定の例外を認めてほしいとの意見があった。部会第 7 回会議議事録・17 頁〔三上委員発言〕、部会第 22 回会議議事録・5 頁〔岡本委員発言〕参照。

<sup>63</sup> 部会第 22 回会議議事録・5 頁〔岡本委員発言〕。

<sup>64</sup> 部会第 22 回会議議事録・5 頁〔岡本委員発言〕。

「中間的な論点整理のたたき台（1）（2）改訂版」では、譲渡制限特約の効力について以下のような論点が示された<sup>65</sup>。

【論点1】譲渡禁止特約の効力についてどのような考え方を採るかにかわらず、譲渡禁止特約の存在が、資金調達目的で行われる債権譲渡取引の障害となり得るという問題を解消する観点から、債権の流動性の確保が特に要請される一定の取引類型から生ずる債権につき、譲渡禁止特約を常に対抗できないこととすべきかどうかについて、更に検討してはどうか。

【論点2】預金債権のように譲渡禁止特約に対抗することを認める必要性が高い取引類型から生ずる債権に、引き続き譲渡禁止特約に強い効力を認めるべきかどうかについて、検討してはどうか。

【論点1】は、部会資料9では、その要否について議論されていたものの、部会資料22には存在せず、第25回会議で事務局から改めて示されたものである。【論点2】は、第7会議及び第22会議で【論点1】との関連で取り上げられたものである。

部会審議では、上記の論点に対して疑問的な見解が示された。まず、一定の取引類型に関する規定を民法で定めるのが妥当であるのかとの指摘があった<sup>66</sup>。また、「一定の取引類型から生ずる債権」というのが、債権発生原因となる契約を指しているのか、それとも債権譲渡契約のことを指しているのかは明らかではない<sup>67</sup>。比較的には金銭債権について一律に譲渡制限特約の第三者効を否定するという考え方があるが<sup>68</sup>、金銭債権全般だったら、逆に「一定の取引類型から生ずる債権」という書き方は狭過ぎるということになる<sup>69</sup>。

#### 4 部会第26回会議

「中間的な論点整理」では、譲渡制限特約の効力について、改正前法の基本的な枠組みを維持した上で、【絶対的効力案】譲渡制限特約を対抗できるときのその効力については、特約に違反する債権譲渡が無効になるという考え方、【相対的効力案】債権譲渡が有効であるが、債務者は悪意の譲受人に対して特約の抗弁を主張できるとする考え方という2つの案が提案された<sup>70</sup>。

上記の考え方と関連して、「譲渡禁止特約の効力についてどのような考え方を採るかにかわらず、譲渡禁止特約の存在が、資金調達目的で行われる債権譲渡取引の障害となり得るという問題を解消する観点から、債権の流動性の確保が特に要請される一定の種類の債権につき、譲渡禁止特約を常に対抗できないこととすべきかどうかについて、特定の取引類型のみに適用される例外を民法で規定する趣旨であるなら適切ではないとの意見があることに留意しつつ、更に検討してはどうか」や、「預金債権のように譲渡禁止特約を

<sup>65</sup> 部会資料25・41頁。

<sup>66</sup> 部会第25回会議議事録・28頁〔中田委員発言〕。

<sup>67</sup> 部会第25回会議議事録・28頁〔中田委員発言〕。

<sup>68</sup> 部会第25回会議議事録・28頁〔内田委員発言〕。

<sup>69</sup> 部会第25回会議議事録・28頁〔鎌田部会長発言〕。

<sup>70</sup> 中間的な論点整理・41-42頁。

対抗することを認める必要性が高い種類の債権に、引き続き譲渡禁止特約に強い効力を認めるべきかどうかについても、特定の取引類型のみに適用される例外を民法で規定することについて上記の意見があることに留意しつつ、検討してはどうか」との論点も提示された<sup>71</sup>。

## 5 小括

これまで、第1ステージで検討された様々な提案を見てきたが、以下ではこれらの提案の整理を試みる。

	譲渡制限特約の効力
第7回 (22.4.13)	①絶対的効力案 ②相対的効力案 ③一定の取引類型の債権について特約の効力を常に認めない考え方
第22回 (23.1.25)	①絶対的効力案 ②相対的効力案
第25回 (23.3.8)	①絶対的効力案 ②相対的効力案 ③一定の取引類型の債権について特約の効力を常に認めない考え方 ④預金債権のように特約の効力を対抗することを認める必要性が高い取引類型から生ずる債権に引き続き特約に強い効力を認めるという考え方
第26回 (23.4.12)	同上

譲渡制限特約の効力については、改正前法466条2項を廃止、譲受人に対する特約の抗弁の主張を一切認めないという考え方は、譲渡人・譲受人の利益を偏重すべきであり、支持を集めることができなかった<sup>72</sup>。したがって、第1ステージでは「絶対的効力・相対的効力」（＝「物権的効力・債権的効力」）という枠組みで譲渡制限特約の効力を議論し始めた。

上記のような考え方と関連して、一定の取引類型の債権については譲渡制限特約の効力を常に認めないとの考え方も提案された。この考え方を採る場合には、これまで譲渡制限特約によって保護されてきた債務者の利益（相殺の利益など）について、さらに検討する必要がある。しかしながら、第1ステージでは、無制限説より相殺の抗弁を広く認めるべきとする考え方が生まれなかった。他方、債務者の利益保護の必要性を理由に、一定の取引類型の債権について特約の効力を常に認めない考え方に反対する考え方も唱えられた<sup>73</sup>。以上の整理を踏まえて、第2款では第2ステージにおける改正の議論に移る。

<sup>71</sup> 中間的な論点整理・42頁。

<sup>72</sup> 中間的な論点整理・105頁、部会第7回会議議事録・16頁〔山野目幹事発言〕参照。

<sup>73</sup> 大阪弁護士会・前掲注3) 374頁参照。

## 第2項 第2ステージでの議論

第2ステージで譲渡制限特約の効力に関する検討が行われたのは、第45回会議（平成24年4月17日）、第3分科会第3回会議（平成24年4月24日）、第66回会議（平成25年1月15日）、第70回会議（平成25年2月19日）、第71回会議（平成25年2月26日）である。

### 1 部会第45回会議

#### (1) 譲渡制限特約の第三者への対抗の可否

第1ステージでは譲渡制限特約の効力について相対的効力案と採用しても、改正前法の基本的な枠組みを維持する限り、特約の存在が債権譲渡取引の障害となっているという問題は解消しないとの意見があった<sup>74</sup>。このような意見を踏まえて、「民法（債権関係）の改正に関する論点の検討（9）」では、事務当局から次のような3つの案が提案された<sup>75</sup>。

【甲案】民法第466条第2項に代えて、譲渡禁止特約は専ら譲渡人と債務者との間で効力を有するにとどまり、第三者に対抗することができない旨の規定を設けるものとする。

【乙案】譲渡禁止特約は原則として悪意又は重過失（後記（2）ア参照）の第三者に対抗することができるものとするが、一定の類型の債権については、譲渡禁止特約を譲受人に対抗することができない旨の規定を設けるものとする。

譲渡禁止特約を第三者に対抗することができない債権の類型としては、例えば、金銭債権とするという考え方の当否を検討する。

【丙案】譲渡禁止特約は、債権の種類にかかわらず、悪意又は重過失の第三者に対して対抗することができる旨の規定を設けるものとする。

【甲案】は、改正前法の基本的な枠組みを見直した上で、譲渡制限特約は専ら譲渡人と債務者との間で効力を有するにとどまり、第三者に対抗することができないとするものである。【甲案】を採用する場合には、譲渡制限特約を対抗できないということにすると、金融実務上、いろいろな問題が生ずるとの指摘があった<sup>76</sup>。また、【甲案】と【乙案】はやや相対的な面があって、【甲案】を採用しても、そこから一定の債権を除外すると、【乙案】変わらないと言える<sup>77</sup>。

上記の【甲案】に対して、【乙案】は、原則として譲渡制限特約は原則として悪意又は重過失の第三者に対抗することができるものとした上で、一定の類型の債権については、譲渡制限特約を譲受人に対抗することができないとするものである。【乙案】を採用する場合には、特約を第三者に対抗できない債権の具体的な類型が問題となる。これに関しては、金銭債権一般について、特約の第三者効を認めないということが考えられるとの意見

<sup>74</sup> 部会資料37・3-4頁。

<sup>75</sup> 部会資料37・1頁。

<sup>76</sup> 部会第45回会議議事録・2頁〔佐藤関係官発言〕。「預金債務ですとか、あるいは劣後受益権やデリバティブ取引における保証金のようなものなどがあり、金融スキームを組成する上で必要なデリバティブの保証金がほかに譲渡されてしまいますと、いざというときに相殺ができないという、いろいろな支障が生ずる」という。

<sup>77</sup> 部会第45回会議議事録・7頁〔内田委員発言〕。

があった<sup>78</sup>。しかし、この意見に対して、「金銭債権がいろいろなものがありますので、線引きが難しい」との反対意見があり得る。部会審議では、【乙案】の規定の仕方というよりは、さらに限定した形で、例えば、中小企業などが資金調達を目的として金銭債権を銀行に譲渡しようとする場合には、特約は第三者に対抗できないという考え方が示された<sup>79</sup>。また、債権の発生原因となる取引の類型に着目した区分をもって特約の効力についての例外を規定すべきであるとの意見もあった<sup>80</sup>。さらに、債権の譲渡の態様に着目してその例外を作るという考え方も提示された。例えば、担保目的の債権譲渡について特約の第三者効を否定すべきであるとするものである<sup>81</sup>。立法例として、アメリカ統一商事法典が挙げられるが、同法は債権譲渡については担保目的という形で、限定していないとの指摘がある<sup>82</sup>。場合分けの基準は不明であり、今後残されている課題が多いが、譲渡制限特約の効果一般論ではなく、債権の種類又は債権譲渡の目的に応じて典型的に特約の効力を規律するという発想は示唆に富む。

なお、【甲案】又は【乙案】を採用する場合には、これまで譲渡制限特約によって保護されてきた債務者の利益の保護が問題となる。このような問題意識に基づいて、これまで無制限説より相殺の抗弁を広く主張できるようにすべきであるとの意見がある。これを受けて、債権譲渡と相殺については、相殺の範囲を拡張しようとする改正案が提案された（詳しくは第5節）。

## (2) 譲渡制限特約の主張権者

譲渡制限特約の主張権者の範囲について、改正前法の解釈論は、必ずしも明らかではない状況にある<sup>83</sup>。譲渡制限特約の効力の透明性を高めるために、事務当局は、次のような3つの案を提示した<sup>84</sup>。

【甲案】債務者だけが、譲渡禁止特約を主張することができる旨の規定を設けるものとする。

【乙案】債務者のほか、譲渡人以外の第三者も、譲渡制限特約を主張することができる旨の規定を設けるものとする。

【丙案】規定を設けないものとする。

【甲案】は、譲渡制限特約がもつばら債務者の利益を保護するためのものであるという考え方を貫徹して、譲渡制限特約の主張権者を債務者に限定することを提案する。このような提案のもとでは、譲渡人の一般債権者の立場が弱過ぎるのではないかとの指摘がある

<sup>78</sup> 部会資料 37・4 頁。しかし、これに対して、「金銭債権がいろいろなものがありますので、線引きが難しい」との反対意見があり得る。部会第 45 回会議議事録・2 頁〔佐藤関係官発言〕。

<sup>79</sup> 部会第 45 回会議議事録・3 頁〔中井委員発言〕。

<sup>80</sup> 部会資料 37・4 頁。

<sup>81</sup> 部会第 45 回会議議事録・4 頁〔中原関係官発言〕。

<sup>82</sup> 部会第 45 回会議議事録・6 頁〔内田委員発言〕。

<sup>83</sup> 詳しくは、部会資料 37・9-10 頁参照。

<sup>84</sup> 部会資料 37・8-9 頁。



かもしれない<sup>85</sup>。例えば、譲渡制限特約付債権を差し押さえた譲渡人の債権者などの「譲渡人の責任財産に当該債権が帰属する利益」<sup>86</sup>の保護が問題となる。この問題に対しては、「第三者の利益の保護は、詐害行為取消権や否認権などの他の制度によって図れるべきであり、譲渡禁止特約の役割ではない」との反論が成り立ち得る<sup>87</sup>。なお、【甲案】を採用すれば、最判平成9年6月5日民集51巻5号2053頁の判例法理は維持されいと考えられる。

上記の【甲案】に対して、【乙案】は、債務者と譲渡人以外の第三者も譲渡制限特約の効力を主張できるという方向で規定を設けることを提案する。債務者保護の観点から、【乙案】を眺めたとき、そこには次のような問題点がある。すなわち、第三者の利益が保護される結果、債務者の利益保護が後退するおそれがある<sup>88</sup>。具体的には、「平成9年判決の事案では、債務者が譲渡を承諾した上で譲受人に弁済したとしても、当該弁済は有効とは扱われないので、債務者に誤弁済の危険が生じている」という<sup>89</sup>。譲渡制限特約付債権が悪意の譲受人に譲渡され、第三者対抗要件が具備された後に、譲渡人の債権者が当該債権を差し押さえた場合には、債務者は差押債権者に弁済すればいいので、譲受人に弁済する必要がない（平成9年の判例法理）。しかし、これに対して譲受人が譲渡制限特約につき善意であった場合には、善意の譲受人に弁済しなければならない。債務者にとっては、譲受人の主観態様によって弁済先が完全に入れ替わる。譲受人が譲渡制限特約につき悪意であろうと思って差押債権者に弁済した場合に、実は譲受人が善意であるならば、二重払いをしなければならない。

【甲案】【乙案】いずれを妥当と考えるかは、譲渡制限特約によって保護される利益の捉え方に左右される。【甲案】は、譲渡制限特約によって保護される利益を債務者の利益に限定するのに対して、【乙案】は、譲渡制限特約は債務者の利益だけでなく、債務者・譲渡人以外の者の利益をも保護する。ただし、譲渡制限特約によって第三者の利益を積極的に保護する正当化根拠が示されていない。

### (3) 譲渡制限特約に違反する譲渡の効力

譲渡制限特約の第三者効を認める場合における特約に違反する譲渡の効力について、事務当局から次のような3つの案が提案された<sup>90</sup>。【甲案】譲渡制限特約の効力を悪意又は重過失の譲受人に対抗できる場合にも、譲渡制限特約に違反する債権譲渡は有効である旨の規定を設けるものとする。【乙案】譲渡制限特約を悪意又は重過失の譲受人に対して対抗することができる場合には、譲渡制限特約に違反する債権譲渡は無効である旨の規定を

<sup>85</sup> 米倉明「債権譲渡禁止特約に関する再検討」（2006年）43-44頁参照。米倉教授は、債務者及び債権の利益のほか、債権者に対する一般債権者（あるいは、譲渡された債権を差し押さえた者）の利益にも着目する。

<sup>86</sup> 中田裕康『債権総論（第3版）』（岩波書店、2013年）538頁参照。

<sup>87</sup> 部会資料37・10頁。

<sup>88</sup> 部会資料37・10頁。

<sup>89</sup> 部会資料37・10頁。

<sup>90</sup> 部会資料37・13-14頁。

設けるものとする。【丙案】規定を設けないものとする。

【甲案】と【乙案】との間に相異が生ずるのは、譲渡制限特約の存在について悪意（重過失）の譲受人が現れた後、第二譲受人、差押債権者、破産管財人が登場したケースである<sup>91</sup>。以下では、事務当局による提案の具体的な帰結を検討することにする。

(1) 設例 1

A が C（譲渡禁止特約の存在について悪意）に対して甲債権を譲渡し、C が第三者対抗要件を具備した後、A が D（譲渡禁止特約の存在について善意無過失）に対して甲債権を譲渡し、D が第三者対抗要件を具備した場合

(第 1 案)

- ①B は、C に対する甲債権の譲渡を承諾した上で、C に弁済すれば免責される。
- ②D が弁済を受けた場合には、C は D に対して不当利得返還請求をすることができる。

(第 2 案)

①B が C への甲債権の譲渡を承諾しても、D が債務者対抗要件を具備していた場合には、民法第 116 条ただし書の法意に照らし、C は D に対して、C への債権譲渡の効力を主張することができず（平成 9 年判決参照）、B は C に対して弁済しても免責されない。

- ②D が弁済を受けた場合には、C は D に対して不当利得返還請求をすることができない。

(2) 設例 2

A が C（譲渡禁止特約の存在について悪意）に対して甲債権を譲渡し、C が第三者対抗要件を具備した後、A が D（譲渡禁止特約の存在について悪意）に対して甲債権を譲渡し、D が第三者対抗要件を具備した場合

(第 1 案)

①B は、C 又は D のいずれかに対する甲債権の譲渡を承諾した上で、承諾した譲渡の譲受人に弁済すれば免責される。

- ②D が弁済を受けた場合には、C は D に対して不当利得返還請求をすることができる。

(第 2 案)

①B は、C 又は D のいずれかに対する甲債権の譲渡を承諾した上で、承諾した譲渡の譲受人に弁済すれば免責される。

②D が弁済を受けた場合であっても、C は D に対して不当利得返還請求をすることができない。

(3) 設例 3

A が C（譲渡禁止特約の存在について悪意）に対して甲債権を譲渡し、C が第三者対抗要件を具備した後、A の一般債権者である D が甲債権を差し押さえた場合

(第 1 案)

- ①B は、C に対する甲債権の譲渡を承諾した上で、C に弁済すれば免責される。

<sup>91</sup> 部会資料 37・15 頁以下。

②Cは、Dに対して第三者異議の訴えを提起し、強制執行の不許を求めることができる。

(第2案)

①Dの申立てによる差押命令の送達後に、BがCに対する甲債権の譲渡を承諾しても、民法第116条ただし書の法意に照らし、CはDに対して債権譲渡の効力を主張することができず(平成9年判決参照)、BはCに対して弁済しても免責されない。

②Cは、Dに対して第三者異議の訴えを提起し、強制執行の不許を求めることができない。

(4) 設例4

AがC(譲渡禁止特約の存在について悪意)に対して甲債権を譲渡し、Cが第三者対抗要件を具備した後、Aについて破産手続開始の決定がされた場合

(第1案)

①Bは、Cに対する甲債権の譲渡を承諾した上で、Cに弁済すれば免責される。

②BがCに対して弁済した場合、Aの破産管財人Dは、Cに対して不当利得返還請求をすることはできない。他方、BがDに対して弁済した場合には、Cは財団債権となる不当利得返還請求権を取得する(破産法第148条第1項第5号)。

(第2案)

①BがCへの甲債権の譲渡を承諾して、Cに対して弁済しても免責されない。

②BがCに対して弁済した場合に、Aの破産管財人Dは、Cに対して不当利得返還請求をすることができる。他方、債権の譲渡代金が支払われている場合には、CはAの破産管財人Dに対して、不当利得返還請求権を取得することがあるが、これは破産債権になる(破産法第2条第5号)。

上記各設例の①では、BがCに対する債権譲渡を承諾し、Cに対して弁済した場合にBが免責されるかという点について検討されており、Aに対する弁済については特に触れていない<sup>92</sup>。譲渡制限特約の存在について悪意(重過失)の譲受人が特約付債権を譲り受けて、対抗要件を具備した後、善意の第二譲受人、差押債権者などが登場した場合には、債務者が譲渡人に弁済することができるかは問題となる<sup>93</sup>。部会第45会議で、設例1、設例3ではBがAに弁済することができないことを前提するとの説明があった<sup>94</sup>。すなわち、善意の第二譲受人、差押債権者などの登場により、債務者が譲渡人に弁済することができないこととなる。この点では、第1案も第2案も一致している。ただ、両者は以下の点で違いを見せている。

まず、第1案は、債務者が弁済の相手方を自由に選択することができるのに対して、第2案は、債務者が競合する債権者や差押債権者の相互間で最終的に優先する者に対して弁

<sup>92</sup> 部会第45回会議議事録・21頁〔松尾関係官発言〕。

<sup>93</sup> 部会第45回会議議事録・21-23頁〔中井委員発言〕。大阪弁護士会の議論の中で、そういう問題提起が出てきた。

<sup>94</sup> 部会第45回会議議事録・21-23頁〔松尾関係官発言〕。

済しなければならないとするものであるため、債務者にとっては第2案のほうが過誤弁済の危険を負う<sup>95</sup>。すなわち、第1案のもとでは、債務者が善意の第二譲受人、差押債権者の存在を無視して悪意の第一譲受人に弁済することができるが、第2案のもとでは、債務者が善意の第二譲受人、差押債権者の存在を確認する必要がある。これらの確認に手落ちがあれば、過誤弁済の危険が生ずる。また、第1案によると、債務者による有効な弁済の後に、競合する債権者や差押債権者の相互間で、不当利得返還請求などによる清算処理が必要となるが、第2案によれば、債務者の譲受人間などの中で最終的に優先する者に対して債務者が弁済しなければならないので、清算処理が不要となる<sup>96</sup>。さらに、設例2においては、第1案によると、債務者による弁済の相手方の選択結果にかかわらず、譲受人間では、先に対抗要件を具備した譲受人が優先することになるが、第2案によると、債務者による弁済の相手方の選択結果が、譲受人間の優劣を決することになる<sup>97</sup>。第2案のもとでは、Bは、CDの優劣を決定する権限を有するが、そのまでの保護をBに与える必要があるかは問題であろう。

これらの考え方の違いの背景には、譲渡制限特約の目的の捉え方の違いがあると思われる。すなわち、第1案は、譲渡制限特約は、専ら債務者の利益を保護するものであり、第三者の利益を保護するものではないという理解を前提とするものであるのに対して、第2案は、譲渡制限特約は、債務者の利益のみならず、債務者以外の者の利益をも保護するものであり、その結果として、債務者の利益保護が後退することがあってもやむを得ないという理解を前提とするものであると言える<sup>98</sup>。

## 2 第3分科会第3回会議

相対的効力案を採用する場合における法律関係について、第45回会議において審議が行われた。審議の中で、特に問題となるのは、債務者の譲渡人に対する弁済の可否と、債務者に対する請求権者が誰であるのかといった点である<sup>99</sup>。事務当局は、これらの点を中心に相対的効力案を前提に次のような2つの案を提案した<sup>100</sup>。すなわち、【A案】とは、債務者は悪意の譲受人に対する譲渡は存在しないものと扱うことができるという理解を前提とするものである。これに対して、【B案】とは、譲渡制限特約は弁済の相手方を固定する効力があるだけで、債権の帰属の変更を妨げることはできないという理解を前提とするものである。【A案】と【B案】の具体的な帰結を明らかにするために、以下の設例1から設例3までについて検討する<sup>101</sup>。

### (1) 設例1

AがC（譲渡禁止特約の存在について悪意）に対して甲債権を譲渡し、Cが第三者対抗

<sup>95</sup> 部会資料37・17頁。

<sup>96</sup> 部会資料37・17頁。

<sup>97</sup> 部会資料37・17頁。

<sup>98</sup> 部会資料37・17頁。

<sup>99</sup> 部会第3分科会第3回会議議事録・42頁〔松尾関係官発言〕。

<sup>100</sup> 部会第3分科会第3回会議議事録・42-43頁〔松尾関係官発言〕。

<sup>101</sup> 部会資料37にある設例。

要件を具備した後、AがD（譲渡禁止特約の存在について善意無過失）に対して甲債権を譲渡し、Dが第三者対抗要件を具備した場合

**【A案】**

- ①BはAに対して弁済することができない。
- ②BはCに対して、譲渡を承諾した上で、弁済することができる。
- ③BはDに対して弁済することができる。
- ④AはBに対して請求することができない（DがBに対して請求することができる）。

**【B案】**

- ①BはAに対して弁済することができる。
- ②BはCに対して、譲渡を承諾した上で、弁済することができる。
- ③BはDに対して弁済することができない。
- ④AはBに対して請求することができない。

(2) 設例2

AがC（譲渡禁止特約の存在について悪意）に対して甲債権を譲渡し、Cが第三者対抗要件を具備した後、AがD（譲渡禁止特約の存在について悪意）に対して甲債権を譲渡し、Dが第三者対抗要件を具備した場合

**【A案】**

- ①BはAに対して弁済することができる。
- ②BはCに対して、譲渡を承諾した上で、弁済することができる。
- ③BはDに対して、譲渡を承諾した上で、弁済することができる。
- ④AはBに対して請求することができる。

**【B案】**

- ①BはAに対して弁済することができる。
- ②BはCに対して、譲渡を承諾した上で、弁済することができる。
- ③BはDに対して弁済することができない。
- ④AはBに対して請求することができない。

(3) 設例3

AがC（譲渡禁止特約の存在について悪意）に対して甲債権を譲渡し、Cが第三者対抗要件を具備した後、Aの一般債権者であるDが甲債権を差し押さえた場合

**【A案】**

- ①BはAに対して弁済することができない。
- ②BはCに対して、譲渡を承諾した上で、弁済することができる。
- ③BはDに対して弁済することができる。
- ④AはBに対して請求することができない（DがBに対して請求することができる）。

**【B案】**

- ①BはAに対して弁済することができる。
- ②BはCに対して、譲渡を承諾した上で、弁済することができる。
- ③BはDに対して弁済することができない。
- ④AはBに対して請求することができない。

相対的効力案は、譲渡制限特約は、専ら債務者の利益を保護するものであり、第三者の利益を保護するものではないという理解を前提とするものである。その限りでは、【A案】も【B案】も一致している。例えば、設例1又は設例3において、債務者は悪意の第一譲受人に対して、債権の譲渡を承諾した上で、弁済することができる。その限りでは、債務者は、第2譲渡又は差押えの効果を覆滅させることできる権限を持っているわけである<sup>102</sup>。他方、悪意の第一譲受人は、善意の第二譲受人又は差押債権者に対して自らへの債権譲渡の効力を主張することができる。その結果として、譲渡制限特約によって保護されたのは債務者だけである。

ただ、【A案】と【B案】の違いは以下の点にある。まず、【A案】によると、債務者は悪意の第一譲受人に対する債権譲渡を承諾した上で弁済することができ、そのような譲渡を承諾しないときは、善意の第二譲受人又は差押債権者に対して弁済することができ、債務者にとっては、弁済先は悪意の第一譲受人、善意の第一譲受人又は差押債権者のいずれかである。これに対して、【B案】によると、債務者は悪意の第一譲受人に対する債権譲渡を承諾した上で弁済することができ、そのような譲渡を承諾しないときは、譲渡人に対して弁済することができ、債務者にとっては、弁済先は悪意の第一譲受人と譲渡人のいずれかである。また、【A案】によると、債務者は対抗要件関係で劣後する善意の第二譲受人などに対して弁済した後、不当利得返還請求などによる清算処理が必要となるが、【B案】によると、債務者は対抗要件関係で優先する悪意の第一譲受人又は譲渡人に弁済しなければならないので、清算処理が不要となる。【A案】を採用する場合には、債務者による有効な弁済の後、競合する債権者や差押債権者の相互間で不当利得返還請求権が発生するから、法律関係が複雑になる<sup>103</sup>。さらに、【A案】を採用する場合には、設例1又は設例3において、債務者に対して請求することができるのは、善意の第二譲受人又は差押債権者だけであるが、【B案】を採用する場合には、誰も債務者に請求することができないことになりかねない状態が生ずる。【A案】のもとでは、善意の第二譲受人などは譲渡された債権を回収しても、対抗要件関係で優先する悪意の第一譲受人に引き渡さなければならなくなるため、あえて債務者に対して請求するインセンティブがなくなり、そのために誰も債務者に請求しないという状態が生ずる<sup>104</sup>。誰も債務者に請求しないという点では、【A案】と【B案】は共通している。このような問題に対応するには、何らかの手当

<sup>102</sup> 部会第3分科会第3回会議事録・47頁〔中井委員発言〕。

<sup>103</sup> 部会資料37・17頁参照。日本法において債権譲渡の第三者対抗要件と債務者対抗要件とが分離することが認められていることを理由に、【A案】に賛意を示した論文が見られる。石田・前掲注12) 266頁。

<sup>104</sup> 沖野・前掲注15) 124頁参照。

てしておく必要がある。

これらの考え方の違いの背景には、譲渡制限特約の機能の捉え方の違いがあると考えられる。まず、【A案】は、債務者に悪意の譲受人への債権譲渡を無効とする権限を与えるのに対して、【B案】のもとでは、債務者は債権の帰属を変更する権限を持たず、悪意の譲受人に対しては履行拒絶権があるに過ぎない。また、【A案】は、債務者に弁済先を選択する権限を与えるのに対して、【B案】のもとでは、債務者は、競合する譲受人の中で弁済先を選ぶ権限を有しない。

【A案】を採用する場合には、設例1において、債務者は悪意の第一譲受人への譲渡を承諾せず、善意の第二譲受人が登場した後、譲渡人に対して反対債権を取得したときは、善意の第二譲受人との関係で反対債権は相殺できるのでしょうか。それはおそらくできなくて、債務者は善意の第二譲受人に弁済し、その上で譲渡人に対して反対債権を主張しなければならない<sup>105</sup>。しかし、善意の第二譲受人は、債務者からの弁済を受けても、対抗要件関係で優先する悪意の第一譲受人からの請求を受けると、悪意の第一譲受人にそれを引き渡さなければならない。結局、悪意の第一譲受人は、善意の第二譲受人が登場してくれたおかげで譲渡された債権を取れることになる。第一譲受人は譲渡制限特約の存在について悪意であるにもかかわらず、何故保護されているのか。

上記の【A案】に対して、【B案】を採用する場合には、どうでしょうか。そもそも対抗要件関係で劣後する第二譲受人の存在を考慮する必要がないので、債務者は第二譲受人が登場した後、譲渡人に対する反対債権による相殺の抗弁を第一譲受人に対抗することができる<sup>106</sup>。つまり、債務者は、悪意の第一譲受人が現れてくれたおかげで、その相殺の利益が保護される。善意の第二譲受人からすると、対抗要件関係で優先する悪意の第一譲受人がいるから、保護されなくても仕方がない。悪意の第一譲受人からすると、自ら悪意であるから、保護されなくても仕方がない。【A案】のもとでは、本来保護されない悪意の第一譲受人が保護されるのに対して、【B案】のもとでは、本来保護されるかもしれない債務者が保護される。譲渡制限特約は、なぜ結ばれるかという点、債務者は譲渡人に対して反対債権を取得するかもしれないからである。債務者の相殺の利益保護の観点からすれば、【A案】より【B案】のほうが魅力的である<sup>107</sup>。

### 3 部会第66回会議

第3分科会第3回会議の審議を経て「中間試案のたたき台(3)」では次のような案が提示された。

(2) 当事者が上記(1)に反する内容の特約(以下「譲渡制限特約」という。)をした場合であっても、債権の譲渡は、下記(3)の限度での制限があるほか、その効力を妨げ

<sup>105</sup> 部会第3分科会第3回会議議事録・60頁〔中井委員発言〕。

<sup>106</sup> 部会第3分科会第3回会議議事録・60頁〔中井委員発言〕。

<sup>107</sup> 【B案】に賛意を示した論文は、赫・前掲注20)14-15頁と、高山高彦「債権譲渡禁止特約の効力」山本和彦=事業再生研究機構編『事業再生と金融実務からの債権法改正』(商事法務、2013年)92-93頁が挙げられる。

られないものとする。

(3) 譲渡制限特約のある債権が譲渡された場合において、譲受人に悪意又は重大な過失があるときは、債務者は、当該特約をもって譲受人に対抗することができるものとする。この場合において、当該特約は、次に掲げる効力を有するものとする。

ア 債務者は、譲受人が権利行使要件（後記 2）を備えた後であっても、譲受人に対して、当該債権の履行を拒むことができること。

イ 債務者は、譲受人が権利行使要件を備えた後であっても、譲渡人に対して弁済その他の当該債権を消滅させる行為をすることができ、かつ、その事由をもって譲受人に対抗することができること。

譲渡制限特約の効力について、部会第 3 分科会第 3 回会議では、複数の考え方（【A 案】と【B 案】）が示された。上記の提案は、【B 案】の考え方を前提にして改正前法 466 条を改めることを提案するものである。本提案のもとでは、譲渡制限特約の効力が弁済の相手方を固定するという債務者の利益を確保する範囲に限定され、債権譲渡の効力を左右することができない<sup>108</sup>。当事者間で譲渡の制限を合意した場合であっても、その効力は、次の限度で認められることになる。すなわち、①債務者は、悪意又は重過失のある譲受人に対して、当該債権の履行を拒むことができる。また、②譲渡人に対して弁済その他の当該債権を消滅させる行為をすることができ、かつ、その事由をもって譲受人に対抗することができる。譲渡制限特約の効力は制限されたが、これまで譲渡制限特約によって保護されている債務者の利益は、①②により引き続き保護されることになる。

#### 4 部会第 71 回会議

部会は平成 25 年 2 月 26 日に決定した「中間試案」は、改正前法 466 条に関して次の改正案を提示した<sup>109</sup>。

(2) 当事者が上記 (1) に反する内容の特約（以下「譲渡制限特約」という。）をした場合であっても、債権の譲渡は、下記 (3) の限度での制限があるほか、その効力を妨げられないものとする。

(3) 譲渡制限特約のある債権が譲渡された場合において、譲受人に悪意又は重大な過失があるときは、債務者は、当該特約をもって譲受人に対抗することができるものとする。この場合において、当該特約は、次に掲げる効力を有するものとする。

ア 債務者は、譲受人が権利行使要件（後記 2 (1) 【甲案】ウ又は【乙案】イの通知をすることをいう。以下同じ。）を備えた後であっても、譲受人に対して債務の履行を拒むことができること。

イ 債務者は、譲受人が権利行使要件を備えた後であっても、譲渡人に対して弁済その他の当該債権を消滅させる行為をすることができ、かつ、その事由をもって譲受人に対抗することができること。

<sup>108</sup> 部会資料 55・15 頁参照。

<sup>109</sup> 中間試案の補足説明・233 頁以下。



(注 2) 民法第 466 条の規律を維持するという考え方がある。

譲渡制限特約の効力が認められる場合には、その効力は、本文 (3) 第 2 文の限度で認められることになる。すなわち、債務者は、譲受人に対して債務の履行を拒むことができ、されに、譲渡人に対して弁済その他の当該債権を消滅させる行為をするができ、かつ、その事由をもって譲受人に対抗することができる。これに対しては、改正前法 466 条の規律を維持する考え方があり、注記として取り上げられた<sup>110</sup>。

## 5 小括

これまで、第 2 ステージで検討された様々な提案を見てきたが、以下ではこれらの提案の整理を試みる。

	譲渡制限特約の効力
第 45 回 (24.4.17)	1) 特約の第三者への対抗の可否 ①譲受人の主観対象を問わず、特約が第三者に対抗できないとする提案。 ②特約が原則として悪意又は重過失の第三者に対抗でき、一定の類型の債権につき特約が第三者に対抗できないとする提案。 ③特約が悪意又は重過失の第三者に対抗できるとする提案。 2) 特約の主張権者 ①債務者だけが特約を主張できるとする提案。 ②債務者のほか、譲渡人以外の第三者も特約を主張できるとする提案。 ③規定を設けないとする提案。 3) 特約の第三者効を認める場合の具体的な設計のあり方 ①特約に違反する譲渡が有効であるとする提案。 ②特約に違反する譲渡が無効であるとする提案。 ③規定を設けない。
第 3 分科 会第 3 回 会議 (24.4.24)	相対的効力案を採用することを前提にして提示された提案 ①債務者は悪意の譲受人に対する譲渡は存在しないものと扱うことができるとする提案。 ②譲渡制限特約は弁済の相手方を固定する効力があるだけで、債権の帰属の変更を妨げることはできないとする提案。
第 66 回 (25.1.15)	譲渡制限特約の効力 ①債務者は、譲受人が権利行使要件を備えた後であっても、譲受人に対して、当該債権の履行を拒むことができる。 ②債務者は、譲受人が権利行使要件を備えた後であっても、譲渡人に対して弁済その他の当該債権を消滅させる行為をすることができ、かつ、その事由

<sup>110</sup> 具体的には、「譲渡制限特約付債権が譲渡人の責任財産から逸出することを認めるのは、譲渡人に対する労働債権確保の観点から問題があるとして、現在の規律を維持すべきである」という考え方である。中間試案の補足説明・240 頁。

	をもって譲受人に対抗することができる。
第 70 回 (25.2.19)	同上
第 71 回 (25.2.26)	同上

第 45 会議において、譲渡制限特約の第三者への対抗の可否をめぐって、譲受人の主観対象を問わず、特約が第三者に対抗できないとする案と、特約が原則として悪意又は重過失の第三者に対抗できるとし、一定の類型の債権につき特約が第三者に対抗できないとする案が示された。これらの案を採用する場合には、これまで譲渡制限特約によって保護されるべき債務者の利益（特に相殺の利益）について、さらに検討することが必要となる<sup>111</sup>。このような問題意識を受けて、相殺の抗弁を広く主張することができるようにする案も示された。すなわち、債務者は、抗弁切断の基準時より前に譲渡人に対する債権による相殺をもって譲受人に対抗することができる。さらに、債務者が抗弁切断の基準時より後に取得した譲渡人に対する債権であっても、一定の場合に債務者は当該債権による相殺をもって譲受人に対抗することができる。これは、譲渡制限特約の第三者効を認めない代償として相殺の抗弁を拡張する旨の規定を置き、相殺の利益を確保しようとするアプローチと位置付けることができる。第 45 回会議以降の提案は、第 1 のアプローチを採用していないが、その「相殺の範囲を拡張する」という発想を受け入れた。つまり、上記のとおり、広く債務者に相殺を認める一方、悪意又は重過失の譲受人との関係で譲渡制限特約の第三者効を認めるということである。譲渡制限特約を通じて相殺の利益を確保する必要が生じるのは、債権譲渡における相殺の規律によってもカバーされない場面（改正法 469 条ではカバーできない範囲）である。

他方、第 45 回会議において、譲渡制限特約の第三者効を認めることを前提に、譲渡制限特約に違反する譲渡の効力について、【相対的効力案】特約に違反する譲渡が有効であるとする案、【絶対的効力案】特約に違反する譲渡が無効であるとする案が示された。部会審議では、相対的効力案を採用する場合における法律関係は——債務者の譲渡人に対する弁済の可否又は債務者に対して請求できる者——問題となった。これらの問題を念頭において、第 3 分科会第 3 回会議においては相対的効力案を採用することを前提に債務者が悪意の譲受人に対する譲渡は存在しないものと扱うことができるとする案と、譲渡制限特約は弁済の相手方を固定する効力があるだけで、債権の帰属の変更を妨げることはできないとする案が示された。その後、弁済の相手方を譲渡人に固定する限度で譲渡制限特約の効力を認めるとするとの観点からの検討に進み、これを受けた中間試案では、譲渡制限特約の効力が以下のような範囲に限定された。すなわち、①債務者は、譲受人が権利行使要件を備えた後であっても、譲受人に対して、当該債権の履行を拒むことができること、②

<sup>111</sup> 部会資料 37・528 頁。

債務者は、譲受人が権利行使要件を備えた後であっても、譲渡人に対して弁済その他の当該債権を消滅させる行為をすることができ、かつ、その事由をもって譲受人に対抗することができることである。譲渡制限特約の効力は、物権的効力から弁済先肯定効に限定されていたが、譲受人からの請求を拒むことができるので、債務者の利益は引き続き保護されることになる<sup>112</sup>。つまり、債務者の法的地位は、民法改正によって不利益変更されていない。

### 第3項 第3ステージでの議論

第3ステージで譲渡制限特約の効力に関する検討が行われたのは、第83回会議（平成26年2月4日）、第89回会議（平成26年5月27日）、第93回会議（平成26年7月8日）、第96回会議（平成26年8月26日）、第97回会議（平成26年12月16日）、第98回会議（平成27年1月20日）である。

#### 1 部会第83回会議

##### (1) 譲渡制限特約の効力（その1）

第83回会議において検討の対象とされた「民法（債権関係）の改正に関する要綱案のたたき台（8）」では、譲渡制限特約の効力について次のような案が提案された<sup>113</sup>。

(2) 当事者が上記(1)に反する内容の特約をした場合であっても、債権の譲渡は、その効力を妨げられない。この場合において、この特約は、次に掲げる効力を有するものとして、悪意又は重大な過失がある譲受人に対抗することができる。

ア 債務者は、譲受人が権利行使要件（民法第467条第1項の債務者に対する通知（又は債務者の承諾）をいう。以下同じ。）を備えた後であっても、譲受人に対する債務の履行を拒むことができること。

イ 債務者は、譲受人が権利行使要件を備えた後であっても、譲渡人に対して弁済その他の当該債権を消滅させる行為をすることができ、かつ、その事由をもって譲受人に対抗することができること。

第83回会議における議論の中心は、譲渡制限特約が付された期限の定めのない債権が悪意又は重過失の譲受人に譲渡された場合の法律関係である。例えば、普通預金に係る預金債権のような譲渡制限特約が付された期限の定めのない債権が悪意又は重過失の譲受人に譲渡された場合には、譲受人と譲渡人のいずれも債務者に遅滞の責任を負わせるための請求することができないため、「債務者が債務を履行しない場合」という要件を充足せず、譲渡された債権を回収することが困難となるとの指摘がされた<sup>114</sup>。これに対して、何らかの手当てをおかないと、期限の定めのない債権による資金調達に支障を来す可能性がある<sup>115</sup>。部会審議では、このような指摘を踏まえて、以下のような考え方が示された。

<sup>112</sup> 部会資料 55・236頁。

<sup>113</sup> 部会資料 74A・1頁以下。

<sup>114</sup> 部会資料 74A・5頁。

<sup>115</sup> 三浦聡「民法（債権関係）部会83回会議書面による意見陳述」（2014年2月4日）。

第1の考え方は、譲受人だけではなく譲渡人に催告権限を与えるとするものである<sup>116</sup>。これによって、譲渡人が債務者に対し、相当の期間を定めて自らに対して履行すべき旨の催告をし、その期間内に履行がないときは、その後、債務者は、譲受人からの履行請求を拒むことができず、譲受人に弁済しなければならない。譲渡人に催告権限を与えることの可否を検討するにあたっては、その正当化の根拠をどこに求めるかが問題である。譲受人による「譲渡人への履行の催告」は、債権の効力として権利行使の一態様であり、これは、請求権と不可分の関係にある。第3ステージでは、譲渡制限特約が付されたとしても、債権が完全に譲受人に移転し、譲渡人には何らかの権限を残さないこととなる。譲渡人の催告権限は一体どこから出てくるのかは疑問する余地がある。しかし、第1の考え方は、上述の見解と異なり、譲渡人の催告は債権の請求権に基づく権利ではないとし、これを譲受人と譲渡人のいずれも債務者に遅滞の責任を負わせるための請求することができないという両すくみ状態を解消するための制度と位置付けている<sup>117</sup>。ただし、譲渡人に催告権限を与えたとしても、譲渡人は、債務者から回収したものを全て譲受人に引き渡さなければならないので、譲渡人が催告することを現実的に期待することができるかは問題である<sup>118</sup>。

第2の考え方は、「(3)の上記(2)後段に該当する場合であっても」から「債務者が債務を履行しないときにおいて」を飛ばして、催告は取立権限に基づくのではないとし、債務者の抗弁を遮断するためのものとする<sup>119</sup>。「債務者が債務を履行しないときにおいて」を入れるかどうかによって、債務者の利益状況は、変わるのか。これを入れなければ、普通預金債権が譲渡された場合に、銀行は譲受人からの催告を受けることになる<sup>120</sup>。これを入れれば、普通預金債権が譲渡された場合には、銀行は履行の遅滞に陥ることはないので、催告を受けることはない<sup>121</sup>。譲受人からの催告を受けると、債権譲渡の有無を確認する必要が生ずるかもしれない。しかし、預金者に弁済して免責されるから、特に債権譲渡の有無を確認する必要がない。したがって、銀行は譲受人からの催告を受けることによって、預金債権の払戻事務に支障を来す事態は想定し難い。

第3の考え方は、預金債権は別であって、(3)の下には直接に置かないとする<sup>122</sup>。預金債権をイメージしながら、(3)の精密にすることを求められることに精力を大きく払わなければいけないということが効率的ではないと考えられる<sup>123</sup>。(3)のような規定の預金債権への適用を回避するために、預金債権の譲渡に対して特則を設けるという発想は、第83回会議では既に生まれたと言えよう。

上記の考え方は、催告の規律は預金債権に適用することを前提にして示されたものであ

<sup>116</sup> 部会第83回会議議事録・35-37頁〔中井委員発言〕。

<sup>117</sup> 部会第83回会議議事録・36頁〔中井委員発言〕。

<sup>118</sup> 部会第83回会議議事録・36頁〔松尾関係官発言〕。

<sup>119</sup> 部会第83回会議議事録・40頁〔潮見幹事発言〕。

<sup>120</sup> 部会第83回会議議事録・41頁〔内田委員発言〕。

<sup>121</sup> 部会第83回会議議事録・41頁〔内田委員発言〕。

<sup>122</sup> 部会第83回会議議事録・41頁〔山野目幹事発言〕。

<sup>123</sup> 部会第83回会議議事録・41頁〔山野目幹事発言〕。

る。しかし、この催告の規律が預金債権に適用されるかは疑問である。普通預金債権が譲渡された場合には、元の債権者である譲渡人（預金者）は払ってくれと言って、銀行が払えば、履行の遅滞に陥らないはずである。払わないという事態が生じない限り、催告の規律が発動しないから、普通預金債権については、両すくみという問題になることはない<sup>124</sup>。

## （2）譲渡制限特約の効力（その2）

第83回会議において検討の対象とされた「民法（債権関係）の改正に関する要綱案の取りまとめに向けた検討（10）」では、一定の種類の債権につき譲渡制限特約の第三者効を認めないとする案も提案された<sup>125</sup>。

（1）民法第466条については、当事者間の特約（譲渡制限特約）によって弁済の相手方を固定することができるが、譲渡制限特約違反の譲渡を有効とする方向で改正する考え方が取り挙げられているが（部会資料74A第1、1）、これに加えて、債権譲渡による資金調達の促進を図るという観点から、さらに一定の限度で譲渡制限特約の効力を制限する規定を設けるという考え方があるが、どのように考えるか。

これは、原則として債務者は譲渡制限特約によって弁済の相手方を固定できるとした上で、（債権を発生させる契約の性質や契約当事者の属性に着目して）一定の範囲の債権については譲渡制限特約を付することができないとするものである<sup>126</sup>。部会資料74Bの説明によれば、これは、「譲渡制限特約が有効であれば、債権譲渡が債務不履行を構成する余地が残り、この場合には譲渡制限特約付債権の譲渡を躊躇することから、この問題を解消することを意図して主張されるもの」である<sup>127</sup>。契約の性質や契約の当事者の属性に着目して、一定の範囲の債権について譲渡制限特約を無効とすることは、譲渡人の心理的な抵抗感を軽減するために有効であると考えられる<sup>128</sup>。

部会審議では、（1）に対して否定的な見解が示された。まず、譲渡制限特約が無効となる契約の性質や契約当事者の属性を適切に規定することが困難であることを理由に、特別法で検討すべきとする意見があった<sup>129</sup>。さらに、取引先を固定したいという債務者の利益の保護の必要性を理由に、（3）に反対する意見も見られた<sup>130</sup>。「特に実務界において改正前法を維持したいという気持ちの中には、単に取引先を固定したのと同じような経済的な利益が得られれば良いということでは必ずしもなく、そこにはいろいろな要素があって、その人を信頼しているからこそ、そういう契約を結んでいるので、妄りにあっちこち行くようであれば、そういう人との付き合いはそもそも避けたいという、実務家のそういった感覚があるようです」という。

## 2 部会第89回会議

<sup>124</sup> 部会第83回会議議事録・38頁〔内田委員発言〕。

<sup>125</sup> 部会資料74B・13頁。

<sup>126</sup> 部会資料74B・14頁。

<sup>127</sup> 部会資料74B・14頁。

<sup>128</sup> 部会第83回会議議事録・29頁〔大島委員発言〕。

<sup>129</sup> 部会第83回会議議事録・29頁〔大島委員発言〕。

<sup>130</sup> 部会第83回会議議事録・29頁〔佐成委員発言〕。

第 89 回会議において検討の対象とされた「民法（債権関係）の改正に関する要綱案の取りまとめに向けた検討（14）」では、譲渡制限特約によって譲渡の効力が妨げられないという考え方を採用することを前提に、次のような案が新たに提案された<sup>131</sup>。

（1）譲渡制限特約が付された債権が悪意又は重過失の譲受人に譲渡された場合には、譲渡人が債務者に対して履行の請求をすることができる（取立権限を有する）という規律を設けることが考えられるが、どうか

これは、譲渡制限特約付債権が悪意又は重過失の譲受人に譲渡された場合であっても、譲渡人が取立権限を有することとして、部会資料 74A の考え方を修正するものである<sup>132</sup>。事務当局の説明によれば、その目的は、譲渡制限特約付された期限のない債権が悪意又は重過失の譲受人に譲渡された場合には、譲渡人と譲受人のいずれも債務者に遅滞の責任を負わせるための請求をすることができないというデットロック状態を解消することに求める<sup>133</sup>。これによって、譲渡人に取立権限を付与すれば、譲渡人の請求によって債務者を履行遅滞に陥れることができるため、いわゆるデットロック状態は生じないことになる。

部会審議では、上記の提案に対して否定的な見解が多数を占めた。まず、期限の定めのない債権が悪意又は重過失の譲受人に譲渡された場合のデットロック状態を解消するために、期限付債権の場合も含めて、一般的に、譲渡人に取立権限まで認めるのは過剰であるという指摘がされた<sup>134</sup>。また、譲渡人に取立権限を与えることは、債権譲渡は譲渡制限特約があろうがなかろうが完全に有効であるという枠組みに対して大きなずれを生じさせてはいかないかという懸念もあった<sup>135</sup>。さらに、譲渡人に取立権限を認めると、その取立義務（善管注意義務）まで出てきて、どうせ回収しても持っていかれるのに迷惑であるという意見も見られた<sup>136</sup>。大阪弁護士会による提案は、譲渡人に対して一般的に取立権限を付与することに反対し、次の提案を提示した<sup>137</sup>。1 つは、デットロック解消の目的に限定して、譲渡人が債務者に対して譲渡人への履行をする場面でのみ譲渡人に取立権限を認めるとする。もう 1 つは、当該譲渡人の取立権限は債権の帰属者である譲受人がその意思に基づいて付与すべきものとする。

### 3 部会第 93 ・ 95 回会議

第 93 ・ 95 回会議において検討の対象とされた「民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案の原案（その 3）」と、「民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案の第二次案」で

<sup>131</sup> 部会資料 74B ・ 7 頁以下。

<sup>132</sup> 部会第 89 回会議議事録 ・ 9 頁〔松尾関係官説明〕。

<sup>133</sup> 部会資料 74B ・ 8 頁。

<sup>134</sup> 大阪弁護士会民法改正問題特別委員会有志「部会資料 78B、第 3、1（債権の譲渡性とその制限）に対する意見」（2014 年 5 月 27 日）2 頁、部会第 89 回会議議事録 ・ 21-22 頁〔中井委員発言〕。

<sup>135</sup> 部会第 89 回会議議事録 ・ 24 頁〔潮見幹事発言〕。

<sup>136</sup> 部会第 89 回会議議事録 ・ 23-24 頁〔岡委員発言〕。これに対して、事務当局は、譲渡人に取立権限を認めた場合に、取立義務があるかどうかということは、譲渡人の善管注意義務の問題として考えられるべきとし、少なくとも取立義務が絶対にはないとは言えないとする。部会第 89 回会議議事録 ・ 24 頁〔松尾関係官発言〕。

<sup>137</sup> 大阪弁護士会民法改正問題特別委員会有志・前掲注 134）1-5 頁。

は、譲渡制限特約の効力について次の改正案がされた<sup>138</sup>。

(1) 債権の譲渡性を制限する特約の効力

ア 当事者が民法第 466 条第 1 項に反する意思表示をしたときであっても、債権の譲渡は、その効力を妨げられない。

イ アに規定する場合において、悪意又は重大な過失がある第三者に対しては、債務者は、その債務の履行を拒むことができるほか、譲渡人に対する弁済その他の当該債務を消滅させる事由をもってその第三者に対抗することができる。

まず、これまでの部会資料からの変更点を確認する。部会資料 81-1 第 2、1 (1) の考え方は、部会資料 74A 第 1、1 (2) の規律を基本的に採用するものであるが、部会資料 74A 第 1、1 (2) における悪意又は重大な過失がある「譲受人」という文言を「第三者」に改めている。また、部会資料 74B 第 3、1 (1) では、悪意又は重過失の譲受人に譲渡された場合に譲渡人に取立権限を付与するための規律を設ける考え方を取り上げていたが、部会資料 81-1 では、この規律は設けないこととしている。事務当局の説明によれば、「このような規律を設けないこととしても、譲受人が譲渡人に対して取立権限を付与することは妨げられず、譲渡人に取立権限がないことによって生じ得る不都合については、譲渡当事者の合意によって、対応することが可能である。」<sup>139</sup>。

次に部会での審議をみてみよう。要綱仮案の原案の前では、譲渡制限特約が付された期限の定めのない債権が悪意又は重過失の譲受人に譲渡された場合には、譲受人と譲渡人のいずれも債務者に遅滞の責任を負わせるための請求することができないため、「債務者が債務を履行しない場合」という要件を充足せず、譲渡された債権を回収することが困難となるという指摘がされた<sup>140</sup>。この点に関しては、部会資料 81-1 の補足説明によれば、譲受人が契約で譲渡人に対して取立権限を付与する形で、このような問題が解決される。しかし、具体的に如何なる形で譲渡された債権を回収することができるのかは不明確である。これについては、部会審議では、次のような説明がなされた<sup>141</sup>。つまり、譲渡人は、その付与された取立権限に基づいて譲渡された債権を取り立てることができる。譲渡人から取立てがあると、期限の定めのない債権は期限が到来し、債務者が履行の遅滞に陥り、かつ支払いに応じる義務が生じる。そして、債務者は、譲渡人からの取立てに対して拒絶すれば、それは、譲渡制限特約付債権の譲渡を承諾したと評価すべきことになる。

ところが、議論の中で、債務者に対して権利を行使しても拒絶される悪意の譲受人が契約で譲渡人に取立権限を付与したところで、その取立権限で債務者との関係で正当な権利主張ができるのか、という問題が指摘された<sup>142</sup>。事務当局は、譲受人が譲渡人に取立権限を付与した場合について、譲渡制限特約によって保護された弁済の相手方を固定するとい

<sup>138</sup> 部会資料 81-1 ・ 1 頁、部会資料 82-1 ・ 29 頁以下。

<sup>139</sup> 部会資料 81-1 ・ 1 頁。

<sup>140</sup> 部会資料 78B ・ 8 頁。

<sup>141</sup> 部会第 93 回会議議事録 ・ 42-44 頁。

<sup>142</sup> 部会第 93 回会議議事録 ・ 43 頁〔潮見幹事発言〕。

う債務者の利益が保護されていることを理由に、取立権限自体に瑕疵があるとみる必要がないと説明する<sup>143</sup>。しかし、取立権限を譲渡人以外の人に付与したときは、債務者は、その取立てを拒むことができるとする<sup>144</sup>。譲渡人に対する委任と譲渡人以外の第三者に対する委任は、このような違いを見せている。

#### 4 部会第96・97回会議

第96・97回会議において検討の対象とされた「民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案（案）要綱仮案の原案」と、「民法（債権関係）の改正に関する要綱案の原案（その1）」では、譲渡制限特約の効力について次のような案が提案された<sup>145</sup>。

	譲渡制限特約の効力
第96回会議	<p>ア 当事者が債権の譲渡を禁止し、又は制限する旨の意思表示（以下この第19において「譲渡制限の意思表示」という）をしたときであっても、債権の譲渡は、その効力を妨げられない。</p> <p>イ アに規定する場合において、譲渡制限の意思表示があることを知り、又は重大な過失によって知らなかった第三者に対しては、債務者は、その債務の履行を拒むことができるほか、譲渡人に対する弁済その他の当該債務を消滅させる事由をもってその第三者に対抗することができる。</p>
第97回会議	<p>ア 当事者が債権の譲渡を禁止し、又は制限する旨の意思表示（以下この第19において「譲渡制限の意思表示」という）をしたときであっても、債権の譲渡は、その効力を妨げられない。</p> <p>イ アに規定する場合には、譲渡制限の意思表示があることを知り、又は重大な過失によって知らなかった譲受人その他の第三者に対しては、債務者は、その債務の履行を拒むことができ、かつ、譲渡人に対する弁済その他の債務を消滅させる事由をもってその第三者に対抗することができる。</p> <p>債権譲渡に関する規定（部会資料84-1第19）のうち、譲渡制限の意思表示に関する規定（第19の1、4（1）ウ及び4（2）ウ）については、施行日以後に譲渡制限の意思表示がされた場合について改正後の民法の規定を適用し、施行日前に譲渡制限の意思表示（譲渡禁止特約）がされた場合についてはなお従前の例によることとする考え方があり得る。</p>

第97回会議において示された提案は、譲渡制限特約の意思表示時を基準として、新法の適用の有無を決すものである。部会資料の説明によれば、「これは、施行日前に譲渡制限の意思表示を付した債務者としては、旧法の規定の適用を受けることについての期待をしていたと考えられるところ、譲渡制限の意思表示が債務者の利益保護のために付される

<sup>143</sup> 部会第93回会議議事録・43頁〔松尾関係官発言〕。

<sup>144</sup> 部会第93回会議議事録・43頁〔松尾関係官発言〕。

<sup>145</sup> 部会資料83-1・30頁。



ものであることを重視すれば、この期待を保護する経過措置を設けることが適当である」<sup>146</sup>。

部会審議では、上記の提案に対しては、「施行日前に締結された基本契約において譲渡制限特約が付さされていたケースでは、当該基本契約又はこれに基づき締結される個別契約に基づき発生する債権が譲渡される場合には、当該譲渡が施行日後にされたときであっても、譲渡制限の意思表示に関しては旧法の規定の適用を受けることになるが、そうすると、債権譲渡による資金調達の支障を除去するという改正の目的を早期に達成することが困難となるため適当ではない」という指摘がなされた<sup>147</sup>。他方、譲受人はその譲り受ける債権に譲渡制限特約が付された時点を知ることができず、そのために新法と旧法のいずれの適用を受けるか分からないこともあり得る<sup>148</sup>。このような指摘を受けて、債権譲渡による資金調達の観点から、施行日以降に新規に発生した債権については、新法の規定を適用すべきであるとの見解が示された<sup>149</sup>。

## 5 部会第 98 回会議

先にみた第 97 回会議での議論を踏まえ、譲渡制限の意思表示の規定の改正に関する経過措置について、第 98 回会議では、事務当局は再び、次のような案を提案した<sup>150</sup>。

譲渡制限の意思表示に関する規定（部会資料 84-1 第 19 の 1、4 (1) ウ及び 4 (2) ウ) について、施行日前に債権が譲渡され、民法第 467 条に規定する通知又は承諾がされた場合については、なお従前の例によるとする経過措置を設ける考え方があり得るが、どのように考えるか。

上記の提案は、譲渡時を基準時として、新法の適用の有無を決するものである。これによって、譲渡制限特約が施行日前に付されたとしても、債権の譲渡が施行日後にされた場合には、旧法による譲渡制限特約の効果が及ばないことになる。つまり、債務者は、悪意又は重過失の譲受人に対して債権譲渡が無効であるということを主張することができない。債務者との関係では、債権譲渡が完全に有効になるが、これまで特約によって保護されている弁済の相手方を固定するという債務者の利益は、新法のもとでも保護されるようになる。なお、債務者としては、譲渡制限特約付債権が譲渡されたとき供託することができる場面が旧法と比べて広がる<sup>151</sup>。そうすると、債務者にとっては、一方的に不利益な状況になるという事態は想定し難い。ところが、債権の譲渡に関する経過措置としては、譲渡当事者が適用条文についてどのような期待を有するかという視点から、譲渡時を基準時として、新法の適用の有無を決することにも合理性があると考えられる<sup>152</sup>。

## 6 小括

<sup>146</sup> 部会資料 87 ・ 1 頁。

<sup>147</sup> 部会第 97 回会議議事録 ・ 30-31 頁、部会資料 87 ・ 1 頁。

<sup>148</sup> 部会資料 87 ・ 1 頁。

<sup>149</sup> 部会第 97 回会議議事録 ・ 31 頁〔中原委員発言〕。

<sup>150</sup> 部会資料 87 ・ 1 頁。

<sup>151</sup> 部会資料 87 ・ 1 頁。

<sup>152</sup> 部会資料 87 ・ 1 頁。

ここまで、第3ステージで検討されたさまざまな提案をみてきたが、ここでこれたの提案の整理を試みる。

	譲渡制限特約の効力
第83回 (26.2.4)	<p>1) 部会資料 74A</p> <p>①債務者は、譲受人が権利行使要件を備えた後であっても、譲受人に対する債務の履行を拒むことができる。</p> <p>②債務者は、譲受人が権利行使要件を備えた後であっても、譲渡人に対して弁済その他の当該債権を消滅させる行為をすることができ、かつ、その事由をもって譲受人に対抗することができる。</p> <p>2) 部会資料 74B</p> <p>部会資料 74B の提案に加えて、債権譲渡による資金調達の促進を図るという観点から、さらに一定の限度で譲渡制限特約の効力を制限する規定を設ける。</p>
第89回 (26.5.27)	譲渡制限特約が付された債権が悪意又は重過失の譲受人に譲渡された場合には、譲渡人が債務者に対して履行の請求をすることができる（取立権限を有する）という規律を設ける。
第93回 (26.7.8)	悪意又は重大な過失がある第三者に対しては、債務者は、その債務の履行を拒むことができるほか、譲渡人に対する弁済その他の当該債務を消滅させる事由をもってその第三者に対抗することができる。
第95回 (26.8.5)	同上
第96回 (26.8.26)	譲渡制限の意思表示があることを知り、又は重大な過失によって知らなかった第三者に対しては、債務者は、その債務の履行を拒むことができるほか、譲渡人に対する弁済その他の当該債務を消滅させる事由をもってその第三者に対抗することができる。
第97回 (27.12.6)	<p>1) 譲渡制限特約の効力</p> <p>譲渡制限の意思表示があることを知り、又は重大な過失によって知らなかった譲受人その他の第三者に対しては、債務者は、その債務の履行を拒むことができ、かつ、譲渡人に対する弁済その他の債務を消滅させる事由をもってその第三者に対抗することができる。</p> <p>2) 譲渡制限特約に関する経過措置</p> <p>債権譲渡に関する規定のうち、譲渡制限の意思表示に関する規定については、施行日以後に譲渡制限の意思表示がされた場合について改正後の民法の規定を適用し、施行日前に譲渡制限の意思表示がされた場合についてはなお従前の例によることとする考え方があり得る。</p>

第 98 回 (27.1.20)	譲渡制限の意思表示に関する規定について、施行日前に債権が譲渡され、民法第 467 条に規定する通知又は承諾がされた場合については、なお従前の例によるとする経過措置を設ける考え方があり得る。
---------------------	--

譲渡制限特約の効力について、第 83 会議において以下のような 2 つのアプローチが提示された。すなわち、第 1 のアプローチは、弁済の相手方を譲渡人に固定する限度で譲渡制限特約の効力を認めるとするものである。第 2 のアプローチは、第 1 のアプローチを採用することを前提に一定の範囲の債権につき譲渡制限特約を無効とするものである。後者に対して、部会審議では取引先を固定したいという債務者の利益を保護する必要がある、などの反対意見が加えられた。第 83 回会議以降の会議では、第 1 のアプローチの基本的な立場から要綱案に向けた検討がされていた。

なお、それより後の第 89 回会議において、第 83 回会議の基本的な考え方を採用することを前提としても、譲渡人がその債権の履行の請求をすることができる場合があるとの規律を取り上げている<sup>153</sup>。債務者が譲受人には「譲渡人に弁済する」と言いつつ（改正法 466 条 3 項参照）、譲渡人には「もう債権者ではないはず」と主張し、支払いを免れる可能性があるからである。部会資料の説明によれば、譲渡制限特約が付された期限の定めのない債権が悪意又は重過失の譲受人に譲渡された場合には、譲渡人に取立権限を付与すれば、譲渡人の請求によって債務者を履行遅滞に陥れることができるので、このようなデットロック状態は生じない。しかし、これに対して、このようなデットロック状態を解消するために、一般的に、譲渡人に取立権限をまで認めるのは過剰であり、当該譲渡人の取立権限は譲受人がその意思に基づき付与すれば足りるという反対意見が出された<sup>154</sup>。この議論の過程で、第 93 回以降の会議においては、その規律は、明文として落ちている。その結果として、改正法のもとでは、譲受人が譲渡制限特約につき悪意又は重過失であっても、譲渡された債権が譲受人に移転し、譲渡人に何らかの権限を残さないことになる。

#### 第 4 款 民法改正の経緯の与える示唆

##### 第 1 項 基本的な考え方

譲渡制限特約の効力については、注目すべきな改正がされた。すなわち、改正法のもとでは、譲渡制限特約付債権が悪意又は重過失の譲受人に譲渡された場合であっても、譲受人に移転するとされる（改正法 466 条 2 項）。民法改正の過程において、譲渡人に取立権限を与えるべきとする案がされたが、これに対して、部会審議ではこのような提案は譲渡制限特約に違反する譲渡が完全に有効であるという枠組みに対して大きなずれを生じさせてはいかないかとの懸念が表明された。そこで、その後の提案は、債務者に取立権限を与えないと決した。その結果として、改正法のもとでは、当該債権が譲渡された場合に譲渡人に債権の処分に関する権限（取立権限など）が残っていない。

<sup>153</sup> 部会資料 78B・5 頁以下。

<sup>154</sup> 大阪弁護士会民法改正問題特別委員会有志・前掲注 135) 1-5 頁。

他方、弁済の相手方を固定するという債務者の利益を保護するために、債務者は悪意又は重過失の譲受人からの履行請求を拒むことができるとともに、譲渡人に対する弁済その他の債務者させる事由をもって譲受人に対抗することができる（改正法 466 条 3 項）。このようにして譲渡制限特約の効力は、物権的効力から弁済先固定効に限定されてきたが、債務者は譲渡人に弁済することができるので、その法的地位は民法改正により不利益変更されていないといえよう。

## 第 2 項 「譲渡人に対する弁済その他の債務を消滅させる事由」の意義

譲渡制限特約付債権が譲渡された場合において、譲受人が悪意又は重過失であるときは、債務者は、譲渡人に対して弁済その他の債務を消滅させる行為（以下「債務消滅行為」という）をすれば免責される。債務消滅行為の範囲は、どのように捉えるべきか。民法改正の過程においては、これに関連する議論は見当たらなかった。弁済の他に相殺、更改、免除、代物弁済などは、債務消滅行為に含まれるのだろうか<sup>155</sup>。

まず、相殺をみてみよう。「相殺は給付の結果の実現に向けられた給付行為として理解されうる」<sup>156</sup>ため、相殺が改正法 466 条 3 項にいう「債務の消滅行為」に含まれるといえよう<sup>157</sup>。また、「債務の消滅行為」として相殺を認めるとしても、民法改正の経緯に照らして許される<sup>158</sup>。このようにして、改正法 466 条 3 項は相殺可能な領域を創出することを可能にするための規定と位置付けるとの考え方が示唆されるのである。ただ、譲渡制限特約を通じて相殺の利益を確保する必要が生じるのは、債権譲渡における債務者の相殺権に関する改正法 469 条によってもカバーされえない場合である<sup>159</sup>。

次に、相殺以外の処分行為をみてみよう。更改、代物弁済、免除などは、相殺と同様に債務消滅行為に含まれるべきであると解する論文が見られた。その理由としては、①「債権の帰属者ではない譲渡人の弁済受領行為に債権消滅の効果を結びつけることとの質的な差異があるまではいえない」こと、②「これらを否定したとしても、債務者・譲渡人間の合意により反対債権を発生させて相殺することができる以上、法形式を工夫すれば容易

<sup>155</sup> ドイツ商法 354a における *leisten* の意義についての紹介は、石田・前掲注 12) 195 頁。

<sup>156</sup> 石田・前掲注 12) 195 頁。

<sup>157</sup> 潮見・前掲注 9) 399 頁は、「ここには、譲渡人に対する債権をもってする相殺をすることも含まれる」と説く。これに対して、石田剛「継続的取引における基本契約と個別契約との関係」事業再生研究機構編『債権譲渡法制に関する民法改正と事業再生』（商事法務、2017 年）142 頁は、「改正民法は、相殺の期待利益の確保の問題を『相殺権』に関する 469 条の守備範囲に位置付けているから、弁済先固定特約特有の目的は、結局、事務処理の煩雑化、過誤払いの防止に尽きることになる」とする。

<sup>158</sup> 詳しくは、本稿第 2 章第 1 節第 3 款第 2 項を参考する。白石大「債権譲渡制限特約を譲受人に対抗しうる場合の法律関係」法学教室 478 号（2020 年）20 頁は、「民法 466 条 3 項の『債務を消滅させる事由』から相殺を除外するという解釈は、同項の立法の経緯に反する」としている。

<sup>159</sup> 「譲渡制限特約の効力」と「債権譲渡と相殺」との関連性に言及する論文は、三枝健治「ケースで考える債権法改正法（第 11 回）債権譲渡制限特約」法学教室 473 号（2020 年）77 頁以下、飯塚孝徳「中間試案における『譲渡制限特約の効力』と『債権譲渡と相殺』の関連性（債権譲渡法制の改正と倒産法）金融法務事情 62 巻 6 号（2014 年）6 以下、中井康之「相殺をめぐる民法改正—差押えと相殺・債権譲渡と相殺」今井利昭先生傘寿記念『会社法・倒産法の現代的展開』（民事法研究会、2015 年）717 頁以下白石・前掲注 158) 19-20 頁などがある。

に同一の結論を導くことができる」ことが挙げられる<sup>160</sup>。このように債務消滅行為を免除などの処分行為に拡張して解釈する考え方は、実質上債務者との関係において譲渡人に債権の処分権能を与えているのである。法律効果の面では、改正法 466 条 3 項の効果は、相対的無効の効果に近づける<sup>161</sup>。ただし、譲渡制限特約の効力に基づいて債務者が譲渡人に弁済し、又は相殺すれば免責させるのであれば、債務者の利益は十分に保護されることになる。そのため、弁済とは直接関係のない処分行為は、改正法 466 条 3 項にいう債務消滅行為の範囲内に含まれる必要性が生じない。<sup>162</sup>結局、改正法のもとでは譲渡制限特約付債権が譲渡された後に譲渡人の手元に債権の処分権限は残っていない。換言すれば、債務者は、改正法 466 条 3 項によって悪意又は重過失の譲受人に対して主張することができるのは、弁済及び相殺に限定される。

最後に、債務消滅事由の譲受人への対抗可能の意義を検討しよう。債務者は、譲渡人に対して弁済その他の債務を消滅させる行為することができるほか、その債務消滅事由をもって譲受人に対抗することができる（改正法 466 条 3 項）。これは債務者に債務消滅の抗弁権を与えているのであり、債務者はこの抗弁権により譲受人の逆相殺を遮断することができる。つまり、譲受人が債務者に対して反対債権を有する場合において、譲受人はこの債権を自働債権として譲渡された債権と相殺したとしても、その後、債務者の譲渡人に対してなした弁済又は相殺は、譲受人に対して対抗することができる。

## 第 2 節 改正法 466 条 4 項・466 条の 3 の趣旨と改正過程

### 第 1 款 問題意識

改正法は、466 条 2-3 項において譲渡制限特約が悪意又は重過失のある譲受人に対抗することができる」と定めている一方、466 条 4 項及び 466 条の 3 に掲げる事由が生じた場合において譲渡制限特約を譲受人に対抗することができないと規定している。466 条 4 項及び 466 条の 3 は、どのような議論を契機として設けられてきたのか。

### 第 2 款 民法（債権関係）部会審議前の改正提案

民法（債権法）改正検討委員会案は、特約の合理性<sup>163</sup>を一応肯定し、債務者が、特約に違反する債権譲渡をなかつたものとして行動してよいとしている。他方、債務者に特約によって保護すべき利益が失われたと考えられるべき場合についてまで、債務者に特約の抗

<sup>160</sup> 赫高規「改正債権譲渡禁止特約法制についての 4 つのありがちな誤解」事業再生研究機構編『債権譲渡法制に関する民法改正と事業再生』（商事法務、2017 年）177 頁。

<sup>161</sup> このような考え方を採用すると、改正法 466 条 3 項と 466 条の 5（相対的無効説を採る）の役割分担は、明らかではない状況にある。

<sup>162</sup> Baukelmann, Peter, Der Ausschluß der Abtretbarkeit von Geldforderungen in AGB — Fragen zu § 354 a HGB, in: Festschrift für Hans Erich Brandner, Köln 1996（石田・前掲注 12）195 頁）参照。

<sup>163</sup> 契約当事者が自らの利害を考慮して譲渡制限特約を結んだ場合に、常に合理的との評価を前提として、その第三者効を認める。民法（債権法）改正検討委員会・前掲注 8）282 頁参照。その典型例として想定されたのは、交互計算類似取引と国際的なシンジケートローンなどである。民法（債権法）改正検討委員会・第 6 回全体会議議事録・29 頁〔道垣内委員発言〕参照。

弁を対抗するものとする必要がないとされる<sup>164</sup>。そこで、本提案は、〈2〉において〈ア〉債務者が、譲渡人または譲受人に対し、当該譲渡を承諾したとき、〈イ〉譲受人が特約につき善意であり、かつ、重大な過失がないとき、〈ウ〉第三者対抗要件が備えられている場合で、譲渡人について倒産手続の開始決定があったときは、債務者が特約をもって譲受人に対して対抗することができないとする。〈ア〉は、譲渡制限特約がもつばら債務者の利益のために付されるものであることから、当然に導かれるところである<sup>165</sup>。〈イ〉は、現行法の基本的な枠組みを維持するものである。検討委員会案が企図する現行法からの改正点は、〈ウ〉である。本提案の仕方は、例示列挙という書き方になっていないと説明されているが<sup>166</sup>、特約を維持することに利益がない場合として、ほかに検討された場合がないのかは疑問する余地がある。米倉教授の「特約の効力制限論」を本提案のもとでも活かそうとすると、〈2〉を例示列挙と捉え、債務者に特に利益がない場合には、一般的に特約は対抗しえないという解釈を採ることになる<sup>167</sup>。しかし、実務には譲渡制限特約はいかなる理由から利用されているのかを精査する必要がある。

〈ウ〉の場合について、譲渡制限特約の効力を制限したのは、①倒産手続中で複数の債権者が債権を奪い合う局面において、債務者の意思（特約の主張）によって、債権譲受人の地位を危うくすることは相当ではないこと、②債務者は、もはや譲渡制限特約を対抗できないこと、③悪意又は重過失の譲受人が債務者に債権者であることを主張できず、破産管財人には譲渡された債権を回収する誘因が乏しくなり、そのために誰も債務者に対して権利を行使しないことになりかねないこと、と考えられる<sup>168</sup>。〈ウ〉のような規律が発動されると、これまで特約により保護されてきた債務者の相殺の利益が、どうなるのか。特約の抗弁を否定するとすれば、債務者が、対抗要件具備時より後に取得した譲渡人に対する反対債権による相殺をもって譲受人に対抗することができないということになる。譲受人が早期に債務者対抗要件を備えた場合に、債務者の利益状況がさらに悪化する。〈ウ〉を設ける場合には、併せて「債務者は、譲渡人の倒産手続の開始決定時までに、譲渡人（又は、譲渡人の倒産手続の開始決定時までに債務者に対抗できる譲受人であった者）に対して生じた事由をもって対抗できる」旨の規定を別途設けるべきであるとの意見がある<sup>169</sup>。この考え方を前提とすると、債務者が、対抗要件具備時から倒産手続の開始決定時までの間に、譲渡人に対して取得した反対債権による相殺をもって譲受人に対抗することができ

<sup>164</sup> 民法（債権法）改正検討委員会・前掲注8）284頁。

<sup>165</sup> 詳しくは、部会資料37・11頁参照。

<sup>166</sup> 民法（債権法）改正検討委員会・第3準備会「債権代位権、詐害行為取消権、多数当事者の債権および債務の関係、債権譲渡（下）」NBL909号（2009年）51頁〔小粥委員説明〕。

<sup>167</sup> 民法（債権法）改正検討委員会・第3準備会「債権代位権、詐害行為取消権、多数当事者の債権および債務の関係、債権譲渡（下）」NBL909号（2009年）51頁〔道垣内発言〕。

<sup>168</sup> 民法（債権法）改正検討委員会・前掲注8）285-286頁。民法（債権法）改正検討委員会・第6回全体会議議事録・6頁〔小粥委員説明〕。民法（債権法）改正検討委員会・第12回全体会議議事録・53頁。

<sup>169</sup> 徳田・前掲注27）20頁。大阪弁護士会『意見書——民法（債権法）改正について』（2009年9月）154頁。

るというのである。債務者が特約をもって譲受人に対抗することができないとしても、一応のバランスが取れるといえよう。

### 第3款 民法（債権関係）部会における議論の推移

#### 第1項 第1ステージでの議論

##### 1 部会第7回会議

事務局による提案では、譲渡制限特約の効力を譲受人に対抗できない事由として、①譲受人に悪意または重過失がない場合、②債務者の承諾があった場合、③譲渡人について倒産手続の開始決定があった場合が挙げられている<sup>170</sup>。これらは、民法（債権法）改正検討委員会案が提示した場合を踏襲したものである。

上記の①②は、譲渡制限特約の効力について絶対的効力案を採る場合だけでなく、相対的効力案を採る場合にも問題となり得るものである。③は、譲渡制限特約の効力について相対的効力案を採ることを前提に、提示されたものである。その理由としては、倒産手続の中で複数の債権者が債権を奪い合う局面において、債務者の意思により譲渡制限特約の効力を譲受人に対抗するか否かを選択させることは相当でないと考えられる<sup>171</sup>。倒産手続が開始した場合に、仮に悪意の譲受人であっても当然債務者に対して権利を主張できると、債務者にとっては、倒産手続を開始した途端に弁済先が変わる<sup>172</sup>。債務者は、もともとの債権者に弁済しても有効な弁済とはならない。ここにおいて、債務者にとって不利益があることになる。より具体的に言えば、債務者が、譲渡人に対する反対債権による相殺の期待が一方的に奪われることにあるという問題があり得る<sup>173</sup>。債務者の利益を保護するために、「債務者が、譲渡人の倒産手続の開始決定時までには、譲渡人に対して生じた事由を主張することを認めるべきであるとする考え方」が示された<sup>174</sup>。

部会審議では、③の立法化に対して否定的な見解が多数を占めた。まず、倒産手続の開始決定があったからといって、譲渡制限特約により保護されている債務者の利益が当然に失われるわけではないという指摘があった<sup>175</sup>。また、譲渡人の倒産手続開始決定の事実を債務者が知り得ないということもあり得るため、倒産手続の開始決定があったことを債務者が分かるような状態にないと、債務者は二重払いのリスクがあることになる可能性がある<sup>176</sup>。さらに、銀行の利益保護の観点から、③の立法化を疑問視する意見も示された<sup>177</sup>。譲渡人について倒産手続の

<sup>170</sup> 部会資料 9-1 ・ 3-4 頁。

<sup>171</sup> 部会資料 9-2 ・ 9 頁。

<sup>172</sup> 部会第7回会議議事録・ 13 頁〔中井委員発言〕。

<sup>173</sup> 部会資料 9-2 ・ 9 頁。

<sup>174</sup> 部会資料 9-2 ・ 9 頁。

<sup>175</sup> 部会第7回会議議事録・ 19 頁〔中井委員発言〕、部会第7回会議議事録・ 21 頁〔深山幹事発言〕、部会第7回会議議事録・ 23 頁〔高須幹事発言〕。

<sup>176</sup> 部会第7回会議議事録・ 21 頁〔木村委員発言〕。

<sup>177</sup> 部会第7回会議議事録・ 21 頁〔藤本関係官発言〕。

開始決定があった場合に、預金債権の譲渡が銀行との関係でも有効になると、銀行は「預金債権の譲渡」ないし「倒産手続開始決定の有無」を管理する必要性が生じる。ただし、銀行が譲渡人の「倒産手続開始決定の有無」を逐次把握できるわけではない<sup>178</sup>。この管理に手落ちがあれば、不利益を蒙るおそれがある。③については、預金債権との関連で、相殺利益の確保だけでなく、過誤払いの危険や事務手続きの負担の観点から、さらに検討する必要がある。

ところで、相対的効力案を採った場合には、「債務者に対抗できない譲受人は、債務者に対する請求を行うことができず、一方、譲渡当事者間において債権譲渡が有効であることから、仮に譲渡人や譲渡人の倒産管財人等が当該債権を回収した場合であっても譲受人が不当利得返還請求権（財団債権・共益債権等）を行使できる結果、譲渡人や譲渡人の倒産管財人等も債務者に対する債権回収に精力を注がない」というデットロック状態が生じる可能性がある<sup>179</sup>。このようなデットロック状態を解消するために、何らかの手当しておく必要がある。大阪弁護士会は、譲渡人に倒産手続開始決定があった場合について明文化することに反対し<sup>180</sup>、その代わりに「（債務者権利行使要件が備えられている場合で、）譲渡人または譲受人が債務者に（相当期間を定めて）譲渡人に対する履行を催告したにも拘わらず、債務者が履行しないとき。ただし、当該履行をしないことが違法でないときは、この限りではない。」との規定を設けることを提案する<sup>181</sup>。これによって、債務者がその債務を履行しない場合に、譲渡人または譲受人が相当期間を定めて譲渡人に対する履行を催告したにも拘わらず、債務者がその期間内に履行しないときは、債務者はもはや特約を譲受人に対抗することができないこととなる。つまり、債務者に対抗できない譲受人が、これによって債務者に対抗できる譲受人に昇格する<sup>182</sup>。

なお、仮に上記の提案を採る場合であっても、さらに「債務者は、譲受人に対し、譲渡制限特約が対抗できなくなる時まで、譲渡人（または、その時までには債務者に対抗できる譲受人であった者）に対して生じた事由をもって対抗できる」との規定を別途設ける必要があるとする<sup>183</sup>。債務者は、特約対抗不能時より後に譲渡人に対する反対債権による相殺をもって譲受人に対抗することができないとしても、一応のバランスは取れているといえよう。

## 2 部会第 22 回会議

部会資料 22 では、譲渡制限特約の効力を譲受人に対抗できない事由として、①譲受人

<sup>178</sup> 部会第 7 回会議議事録・21 頁〔藤本関係官発言〕。

<sup>179</sup> 大阪弁護士会・前掲注 3) 383 頁。

<sup>180</sup> その理由として、譲渡人の倒産手続開始という債務者にとっては何らの帰責性もない事象によって、債務者の特約による利益が奪われることは妥当でないこと、複数の譲渡通知が債務者に舞い込むという事態が生ずる場面において、特約の存在意義があること、などが考えられる。大阪弁護士会・前掲注 3) 383 頁。

<sup>181</sup> 大阪弁護士会・前掲注 3) 383 頁。

<sup>182</sup> 大阪弁護士会・前掲注 3) 385 頁。

<sup>183</sup> 大阪弁護士会・前掲注 3) 383 頁。



に悪意・重過失がない場合、②債務者の承諾があった場合、③譲渡人について倒産手続の開始決定があった場合が取り上げられた。これらは、部会資料 9 が挙げた場面を踏襲したものである。ただ、両部会資料は、③の立法化の根拠をどのに求めるかという点で違いを見せている。部会資料 9 は、倒産手続の中で複数の債権者が債権を奪う局面において、債務者の意思により特約の効力を譲受人に対抗するか否を選択させることは相当でないということを理由とするのに対して、部会資料 22 は倒産管財人等の債権回収のインセンティブが働かなくなる恐れがあるという問題意識を踏まえる<sup>184</sup>。

なお、③と関連して、④譲渡人の倒産手続の開始決定後に第三者対抗要件を具備した譲受人に対して、債務者が譲渡制限特約の効力を対抗することの可否、⑤譲渡制限特約の存在について悪意の譲受人に対して譲渡された後、譲渡人の債権者が譲渡制限特約付債権を差し押さえた場合に、債務者が譲受人に対して譲渡制限特約の効力を対抗することの可否といった論点も提示された。

部会審議では、債務者保護の観点から、③に対して疑問的な見解が多く示された。まず、譲受人が譲渡制限特約につき悪意である場合に、倒産手続の開始決定がされた前は譲渡人（又は善意の他の譲受人）が権利行使できたのに、開始決定があると、悪意の譲受人が権利行使できることによって、債務者の利益が害さるおそれがあるとの指摘があった<sup>185</sup>。また、倒産手続の開始決定により譲渡された債権を行使する者が変更しており、債務者の権利行使者に対抗できる抗弁の基準時が不明となりかねないとの懸念が表明された<sup>186</sup>。さらに、考慮要素の 1 つとして、「債務者にとり倒産手続の開始決定の有無を確認することが必ずしも容易とは限らないこと」も加えてほしいという意見もあった<sup>187</sup>。③はデットロック状態を解消するためのものであり、これにより悪意の譲受人が債務者に対して自ら債権者であることを主張することができる。しかし、この弁済先の問題は、債務者が債権の譲渡人に対する抗弁をもって譲受人に対抗するという問題とは、まったく別問題である。いずれにせよ、譲渡人に倒産手続の開始決定があったからといって、債務者の保護の必要性が変わるわけではない<sup>188</sup>。③と関連して、特約を対抗できない新たな事由として取り上げられた⑤の根拠はどのに求めるか。この問題に対しては、松尾関係官は、「債権を奪い合うような状況になった場合には債務者は譲渡制限特約によって保護される利益が失われる」という理由が⑤の場合にも妥当すると説明した<sup>189</sup>。また、⑤の趣旨は差押債権者との関係では特約の効力が否定されるという判例法理に似ているとの見解も見られた<sup>190</sup>。

<sup>184</sup> 部会資料 9-2・9 頁、部会資料 22・2 頁。③を規定すべきとする理由について、松尾関係官は部会第 22 回会議において、「債権を奪い合うような状況になった場合には債務者は譲渡禁止特約によって保護される利益が失われる」と説明した。部会第 22 回会議議事録・6 頁〔松尾関係官発言〕。

<sup>185</sup> 部会第 22 回会議議事録・3 頁〔中井委員発言〕。

<sup>186</sup> 部会第 22 回会議議事録・3 頁〔中井委員発言〕。

<sup>187</sup> 部会第 22 回会議議事録・4 頁〔佐成委員発言〕。

<sup>188</sup> 部会第 22 回会議議事録・5 頁〔岡本委員発言〕。

<sup>189</sup> 部会第 22 回会議議事録・6 頁〔松尾関係官発言〕。

<sup>190</sup> 部会第 22 回会議議事録・6 頁〔深山委員発言〕。

### 3 部会第 25 回会議

第 25 回会議において、譲渡制限特約の効力を譲受人に対抗できない場合について、譲渡人について倒産手続の開始決定があった場合だけでなく、倒産手続開始前でも「インセンティブの問題」が起こる可能性があるとの指摘もされた<sup>191</sup>。例えば、第三者間の競合のない単純な債権譲渡の場合に、譲受人が譲渡制限特約について悪意であっても、債権譲渡が有効であるから、譲渡人が債権を回収しても、それを悪意の譲受人に引き渡さなければならぬため、回収のインセンティブが働かなくなる。また、債権の二重譲渡の場合に、悪意の譲受人が先行しているときは、善意の譲受人が回収のインセンティブ働かなくなる。このような問題意識を踏まえて、「譲渡人について倒産手続の開始決定があった場合」の別案として「譲渡人は又は譲受人が、債務者に対して、（相当期間を定めて）譲渡人への履行を催告したにもかかわらず、債務者が履行しないとき（当該履行をしないことが違法でないときを除く）には、債務者は譲渡制限特約を譲受人に対抗することができないとする」考え方が示された<sup>192</sup>。これによって、悪意の譲受人は債務者に対して請求できることとなる。債務者にとっては、弁済先が変更することとなる。債務者が譲渡人に対する抗弁を悪意の譲受人に主張できるかは、不十分な検討に止まっているのである。

### 4 部会第 26 回会議

「中間的な論点整理」では、譲渡制限特約を対抗できない事由として①譲受人に悪意又は重過失がない場合、②債務者の承諾があった場合、③譲渡人に倒産手続の開始決定があった場合、④債務者の債務不履行の場合が取り上げられた<sup>193</sup>。④は、部会 25 回会議での問題提起<sup>194</sup>を受けて新たに提示されたものである。すなわち、「譲渡人又は譲受人が、債務者に対して（相当期間を定めて）譲渡人への履行を催告したにもかかわらず、債務者が履行しないとき（ただし、履行をしないことが違法でないときを除く。）には、債務者は譲受人に譲渡禁止特約を対抗することができないとする」との考え方である。その理由としては、「譲渡禁止特約によって保護されるべき債務者の利益が失われる」ことに求められる<sup>195</sup>。

また、③を採ることを前提に、「譲渡人の倒産手続の開始決定後に譲渡禁止特約付債権を譲渡し、第三者対抗要件を具備した譲受人に対して、債務者が譲渡禁止特約を対抗することの可否について、検討してはどうか」や、「譲渡禁止特約の存在について悪意の譲受

<sup>191</sup> 部会第 25 回会議議事録・22 頁〔岡本委員発言〕。

<sup>192</sup> 部会第 25 回会議議事録・22 頁〔岡本委員発言〕。「債務者が期限が到来しているのに払わない、つまり、延滞状態になっているときに、なお特約の有効性を認める必要があるのかという切り口から考えれば、そのような場合には悪意の譲受人であっても、譲受人のほうか債務者に対して履行請求ができる、このような形にすれば相対的効力案を採っても、デットロック状態が解消できるのではないか、譲渡制限特約付債権の流動化ないし資金調達に資するのではないかという観点から、提案してまいります」という。

<sup>193</sup> 中間的な論点整理・108 頁以下。

<sup>194</sup> 中間的な論点整理の補足説明・110 頁。「譲渡人の債権回収のインセンティブが働かない事態が生ずると、相対的効力案を採用したとしても、資金調達が阻害されるおそれがある」という。

<sup>195</sup> 中間的な論点整理・42-44 頁。

人に対して譲渡がされた後、譲渡人の債権者が譲渡制限特約付債権を差し押さえた場合も、複数の債権者が債権を奪い合う局面である点で、倒産手続が開始された場面と共通することから、譲渡制限特約の効力について上記の考え方が適用されるべきであるという考え方がある。このような考え方を採用することの当否についても、検討してはどうか」といった論点も提示された<sup>196</sup>。

## 5 小括

これまで、第1ステージで検討された様々な提案を見てきたが、以下ではこれらの提案の整理を試みる。

	譲渡制限特約を譲受人に対抗できない事由
第7回 (22.4.13)	①譲受人に悪意又は重過失がない場合 ②債務者の承諾があった場合 ③譲渡人に倒産手続の開始決定があった場合
第22回 (23.1.25)	①譲受人に悪意又は重過失がない場合 ②債務者の承諾があった場合 ③譲渡人に倒産手続の開始決定があった場合 ④譲渡人の倒産手続の開始決定後、譲受人が第三者対抗要件を具備した場合 ⑤特約付債権が悪意の譲受人に譲渡された後、譲渡人の債権者が特約付債権を差し押え場合
第25回 (23.3.8)	①譲受人に悪意又は重過失がない場合 ②債務者の承諾があった場合 ③譲渡人に倒産手続の開始決定があった場合 ④譲渡人の倒産手続の開始決定後、譲受人が第三者対抗要件を具備した場合 ⑤特約付債権が悪意の譲受人に譲渡された後、譲渡人の債権者が特約付債権を差し押え場合 ⑥債務者の債務不履行の場合
第25回 (23.4.12)	同上

第1ステージでは、相対的効力案を採ることを前提に、譲渡制限特約を譲受人に対抗できない事由として、「譲渡人に倒産手続の開始決定があった場合」や、「特約付債権が悪意の譲受人に譲渡された後、譲渡人の債権者が特約付債権を差し押え場合」や、「債務者の債務不履行の場合」などの場合が示された。

これらの場合において、本来債務者に対抗できない譲受人（悪意又は重過失）が債務者に対抗できる譲受人に昇格することとなり、債務者にとって弁済先が変更することとなる<sup>197</sup>。

<sup>196</sup> 中間的な論点整理・43頁。

<sup>197</sup> 大阪弁護士会・前掲注3) 385頁参照。

しかし、これに対して、悪意又は重過失のある譲受人が債務者に権利行使できることにより、債務者の利益が害されるおそれがあり、また、抗弁の基準時が不明となりかねないとの指摘があった<sup>198</sup>。悪意又は重過失の譲受人が債務者に請求することができるとしても、債務者の保護の必要性が変わるわけではない<sup>199</sup>。すると、債務の弁済先が悪意又は重過失のある譲受人であったとしても、債務者は譲渡人に対する抗弁を悪意又は重過失のある譲受人に対抗できるという考え方はあり得るはずである。

## 第2項 第2ステージでの議論

### 1 部会第45回会議

部会第45回会議で検討の対象とされた部会資料37は、先にみた第1ステージでの議論を踏まえ、次のような場合には債務者は譲受人に譲渡制限特約を対抗することができないとする<sup>200</sup>。

#### イ 相対的効力案を採用する場合の譲渡禁止特約の効力の制限

前記アで、相対的効力案を前提として、甲案を採用する場合には、さらに、以下の①から③までのうち全部又は一部の規定を設けるという考え方があり得るが、どのように考えるか。

①譲受人が譲渡禁止特約の存在について悪意又は重過失であっても、譲渡人（又は譲受人）が、債務者に対して譲渡人への履行を催告したにもかかわらず、相当期間内に債務者が履行しないとき（ただし、債務不履行による責任を負わないときを除く。）には、債務者は譲受人に譲渡禁止特約を対抗することができないものとする。

②譲受人が譲渡禁止特約の存在について悪意又は重過失であっても、譲渡人について破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定があった場合には、債務者は、これらの決定前に第三者対抗要件を具備していた譲受人に対して譲渡禁止特約を対抗することができない旨の規定を設けるものとする。

③譲受人が譲渡禁止特約の存在について悪意又は重過失であっても、譲渡制限特約付債権についての差押えに対して、譲受人による第三者異議の訴えにより、強制執行の不許が認められた場合には、債務者は譲受人に対して譲渡禁止特約を対抗することができない旨の規定を設けるものとする。

なお、②又は③に基づく規定を設ける場合には、債務者対抗要件（権利行使要件）の具備後、②又は③所定の事由の発生を債務者が知った時（知ることができた時）までに生じた抗弁を、譲受人に対抗できるとする規定の要否について、更に検討するものとする。

①においては、債務者が債務不履行責任を負う場合には、端的に譲渡制限特約の効力を否定するのではなく、催告手続を要することになっている。仮に催告手続を不要とすると、

<sup>198</sup> 部会第22回会議議事録・3頁〔中井委員発言〕参照。

<sup>199</sup> 部会第22回会議議事録・5頁〔岡本委員発言〕参照。

<sup>200</sup> 部会資料37・19-20頁。

譲渡された債権の履行期が過ぎた瞬間に、債務者は譲渡制限特約を譲受人に対抗できなくなる。具体的には、債務者の譲渡人に対する反対債権が譲渡された債権の履行期の時点で発生していない場合には、債務者は相殺の抗弁を譲受人に対抗することができないことになる。債務者は、譲渡された債権について債務不履行に陥りつつも、ちょっと先の時点で反対債権が発生することを待って相殺することによる期待が保護に値すると考えられる。①という催告手続の意義は、債務者に若干の猶予を与えることにある。また、①について譲渡人のみならず譲受人にも催告を認めるかという点については、譲渡人のみに認めた場合には、譲渡人から特段の催告がなければデットロック状態は解消しないので、譲受人にも認めるのが適当であると考えられる<sup>201</sup>。

②は、譲渡人について破産手続開始の決定のみならず、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定があった場合には、債務者は、これらの決定前に第三者対抗要件を具備していた譲受人に対して譲渡制限特約を対抗することができないとする。これは、事業再生期間中の資金調達が可能となることを理由として特約の対抗を否定する立場を採用するものである<sup>202</sup>。

③は、譲渡制限特約付債権の譲渡と差押えが競合した場合についても、債務者は特約を譲受人に対抗できないとする規定を設けることを提案するものである。このような考え方を採用することの当否については、部会では当初から議論され、中間的な論点整理にも存在する<sup>203</sup>。具体的な規定のあり方については、③は譲受人に譲渡制限特約を対抗できなくなる時点を「譲渡制限特約付債権についての差押えに対して、譲受人による第三者異議の訴えにより、強制執行の不許が認められた時点」とする。

前述のとおり、事務当局による提案は、①②③の場合には、債務者は譲受人に譲渡制限特約を対抗することができないことにした。譲渡制限特約を対抗できないという趣旨は、特約に違反する債権譲渡は債務者との関係でも有効となって、そのような債権譲渡がなかったものとして行動することができないということである。債務者にとっては、譲渡された債権の弁済先は、変更することとなる。しかしながら、譲渡された債権の弁済先は譲受人であるという話と、債務者が譲渡人に対する抗弁を譲受人に対抗することができるという話とは、別問題である。事務当局による提案は、②又は③に基づく規定を設けた上で、債務者対抗要件の具備後、②又は③所定の事由の発生を債務者が知った時（知ることができた時）までに生じた抗弁を、譲受人に対抗できるとする。第45回会議で、①についても、②又は③の規定を設けた場合のなお書きと同様に、債務者対抗要件が具備した後、①の場合、履行を催告したが、履行しないという時点までに譲渡人に対して生じた抗弁については、譲受人に対抗できるとの意見があった<sup>204</sup>。また、②又は③の明文化に疑問視す

<sup>201</sup> 部会第45回会議議事録・17頁〔中井委員発言〕。

<sup>202</sup> 中間的な論点整理の補足説明・110頁参照。

<sup>203</sup> 部会資料22・2頁、部会資料25・42頁、中間的な論点整理の補足説明・109頁。

<sup>204</sup> 部会第45回会議議事録・17頁〔中井委員発言〕。「大阪弁護士会の意見としては、①についても、②、③の規定を設けた場合のなお書きと同様に、債務者対抗要件が具備した後、①の場合、履行を催告

る意見もあった<sup>205</sup>。すなわち、譲渡人について破産手続開始の決定などがあったとしても、債務者は従来の債権者である譲渡人の破産管財人に払えてよくて、それを払わなければ、悪意の譲受人が債務者に対して権利行使すればいいので、①のような規律を②の場面でも適用すれば足りる<sup>206</sup>。②又は③の意義に関しては再検討する必要がある。

## 2 部会第 66 回会議

事務局による提案では、次のような案が提示された<sup>207</sup>。

(4) 上記 (3) に該当する場合であっても、次に掲げる事由が生じたときは、債務者は、譲渡制限特約をもって譲受人に対抗することができないものとする。この場合において、債務者は、当該特約を譲受人に対抗することができなくなった時まで（ウについては、当該特約を対抗することができなくなったことを債務者が知った時まで）に譲渡人に対して生じた事由をもって譲受人に対抗することができるものとする。

ア 譲渡人又は譲受人に対して、当該債権の譲渡を承諾したこと。

イ 債務者が債務の履行について遅滞の責任を負う場合において、譲受人が債務者に対し、相当の期間を定めて譲渡人に履行すべき旨の催告をし、その期間内に履行がないこと。

ウ 譲渡制限特約がある債権の譲受人がその債権譲渡を第三者に対抗することができる要件を備えた場合において、譲渡人について破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の決定があったこと。

エ 譲渡制限特約がある債権の譲受人がその債権譲渡を第三者に対抗することができる要件を備えた場合において、譲渡人の債権者が当該債権を差し押さえたこと。

(注) 上記 (4) ウ及びエについては、規定を設けないという考え方がある。

上記のような提案では、譲渡制限特約を譲受人に対抗できない場合として、①債務者が譲渡人又は譲受人に対して債権譲渡を承諾した場合、②債務者は履行を遅滞している場合、③譲受人が第三者対抗要件を具備した後に譲渡人に倒産手続開始の決定などがあった場合、④譲受人に劣後する差押債権者が譲渡制限特約付債権を差し押さえた場合が挙げられている。これらは、部会資料 37 で指摘された場合を踏襲したものである。ここで、特に言及する必要があるのは、②と④である。②は、部会資料 37 の提案と異なって、債務者に対して譲渡人への履行の催告する権限を譲受人だけに付与する。譲渡人は、このような権限を有していない。④のような規定を設ける場合には、譲受人に譲渡制限特約の効力を対抗できなくなる時点をどのように考えるかは問題となる。また、④の存在意義も疑問す

---

したけれども、履行しないという時点までに生じた抗弁については、譲受人に対抗できるという規定を設けるのが適当であると考えております。」という。

<sup>205</sup> 部会第 45 回会議議事録・17 頁〔中井委員発言〕。「大阪弁護士会としては、②、③については規定を設けないという考え方ですけれども、①についてはなお書きに当たる規定を設けるべきであると考えています」という。「譲渡完全有効+譲受人への抗弁可能」という発想は、部会第 45 回会議で既に生まれたと言える。

<sup>206</sup> ③についても同じ理屈で不要であるとする。部会第 3 分科会第 3 回会議議事録・63 頁〔中井委員発言〕。

<sup>207</sup> 部会資料 55・15 頁。

る余地がある。このような規定がなかったら、債務者は、債権譲渡を承諾した上で、悪意の譲受人に対して履行することができ、承諾しなかったときは、譲渡人に対して履行することができる。これに対して、このような規定を設けると、債務者は悪意の譲受人に対して履行しなければならないこととなる。つまり、債務者にとっては、差押債権者の登場により、譲渡制限特約によって保護される弁済先を固定する利益が失われることとなる。ただし、部会資料 55 では、悪意の譲受人に劣後する差押債権者は、譲渡制限特約の存在について何ら固有の利益を有しないのに、何故債務者はこの者の登場により、不利益を受けるのか。部会資料 55 の説明によれば、④は、「譲渡制限特約付債権が差し押さえられると、本来、債務者は特約を対抗することができず（本文（5））、特約によって保護されるべき債務者の利益が失われると評価することができる一方、差押えがされる局面においては、譲受人が債権全額を回収することができないおそれがあるため、譲受人を保護する必要性が高い点を考慮したものである」<sup>208</sup>。前段は、既に検討したとおり、理由にならない。後段は、譲受人保護の必要性を理由に、譲渡制限特約の効力を制限しようとするものである。これに対して、債務者の利益保護の観点から、④のような規定を設けるべきではないとする考え方があり得る。

なお、上記の①から④までの各事由が生じ、債務者が譲受人に対して譲渡制限特約を対抗できなくなった場合に、各事由が発生するまでに生じていた譲渡人に対する抗弁を譲受人に対して対抗することができないとすると、譲渡制限特約によってそれまで保護されていた債務者の抗弁が各事由の発生によって失われることになり、債務者に生ずる不利益が大きいと考えられる<sup>209</sup>。債務者の抗弁を保護したいのであれば、別の立法的な解決が必要となる。部会資料 55 は、抗弁切断基準時の特則を定めることによって、債務者の保護を図る（本文（4）柱書後段）。つまり、上記の各事由の発生により譲渡制限特約の第三者効が否定されたとしても、特約によって保護されている債務者の利益は、本文（4）柱書後段の限度で保護されることになる。債務者は、各事由が発生した後に生じた譲渡人に対する抗弁を譲受人に対抗することができないが、一定のバランスが取れると言えよう。

### 3 部会第 71 回会議

部会は平成 25 年 2 月 26 日に決定した「中間試案」は、譲渡制限特約を譲受人に対抗できない事由について次のような案を提案した<sup>210</sup>。

（4）上記（3）に該当する場合であっても、次に掲げる事由が生じたときは、債務者は、譲渡制限特約をもって譲受人に対抗することができないものとする。この場合において、債務者は、当該特約を譲受人に対抗することができなくなった時まで（ウについては、当該特約を対抗することができなくなったことを債務者が知った時まで）に譲渡人に対して生じた事由をもって譲受人に対抗することができるものとする。

<sup>208</sup> 部会資料 55 ・ 16 頁。

<sup>209</sup> 部会資料 55 ・ 16 頁。

<sup>210</sup> 中間試案の補足説明 ・ 233 頁以下。

ア 債務者が譲渡人又は譲受人に対して、当該債権の譲渡を承諾したこと。

イ 債務者が債務の履行について遅滞の責任を負う場合において、譲受人が債務者に対し、相当の期間を定めて譲渡人に履行すべき旨の催告をし、その期間内に履行がないこと。

ウ 譲受人がその債権譲渡を第三者に対抗することができる要件を備えた場合において、譲渡人について破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の決定があったこと。

エ 譲受人がその債権譲渡を第三者に対抗することができる要件を備えた場合において、譲渡人の債権者が当該債権を差し押さえたこと。

(注1) 上記(4)ウ及びエについては、規定を設けないという考え方がある。

本文(4)イは、「中間試案の補足説明」によると、「特約違反の債権譲渡を有効としつつ、弁済の相手方を弁済の相手方を譲渡人に固定する限度で特約の効力を認める場合には、譲渡人と譲受人のいずれも債務者に対して履行を請求することができないことになるが、そうすると、譲受人にとっては債務者が任意に債務を履行しない場合には債権の回収が困難となる一方で、債務者が履行を遅滞している場合まで、譲受人の債権の回収の必要性を犠牲して譲渡制限特約によって債務者の利益を保護する必要はないと考慮に基づく」のである<sup>211</sup>。

本文(4)ウは、「譲渡人の受領権限を破産管財人等が承継すると、譲渡制限特約付債権は破産財団等に帰属しないにもかかわらず、譲受人が債権全額の回収を受けることができなくなるおそれが生じ、譲受人の保護に欠けることになる一方で、譲渡人からその破産管財人等が受領権限を承継するのであるから、債務者にとっては、弁済の相手方を固定する債務者の利益はもはや失われている場合であると評価することができる」ことを考慮したものである<sup>212</sup>。

本文(4)エは、「譲渡制限特約付債権が差し押えられると、本来、債務者は特約を対抗することができず(本文(5))、特約によって保護されるべき債務者の利益が失われたと評価することができる一方で、差し押えがされる局面においては、譲受人が債権全額を回収することできないおそれがあるため、譲受人を保護する必要が高い点」を考慮して設けられたものである<sup>213</sup>。

上記の本文(4)ウ及びエに対しては、債務者の利益保護の観点から、このような規定を設けるべきではないとする考え方があり、注記として取り上げられた。その理由としては、このような規定が設けられると、①「第三者対抗要件を具備した譲受人が現れた場合に、その記録を保管しなければならない負担を債務者が強いられることになるが、それは、現実的に対応困難である」こと、②「譲渡人について倒産手続開始の決定によって、債務者の利益が失われるとすることを正当化することはできない」ことが挙げられて

<sup>211</sup> 中間試案の補足説明・237頁。

<sup>212</sup> 中間試案の補足説明・234-235頁。

<sup>213</sup> 中間試案の補足説明・238頁。



いる<sup>214</sup>。しかし、これらの理由に対して、次の反論がある。まず、①については、「譲受人が善意無重過失である可能性があることを考慮すれば、譲渡制限特約が付されていても、債務者は通知の到達等の記録を保管していなければ、誤弁済のリスクを負担することになるはずであるので、本文ウ及びエが、第三者対抗要件及び権利行使要件を譲受人が具備したことについての主張立証責任を、譲受人自身が負担することを前提としていることを考慮すると、これらの規定が設けられることによって債務者が記録保管の負担を当然に強いられるわけではない」という反論がある<sup>215</sup>。②については、「譲渡人に倒産手続開始の決定があったときや譲渡人の債権者に優先して回収し得ることが担保されていることが、資金調達の支障の除去という観点からは不可欠である」という反論もある<sup>216</sup>。

なお、「本文（４）アからエまでの各事由が生じ、債務者が譲受人に対して譲渡制限特約を対抗することができなくなった場合に、各事由が発生するまでに生じた譲渡人に対する抗弁を譲受人に対して対抗することができないとすると、譲渡制限特約によってそれまで保護されていた債務者の抗弁が各事由の発生によって失われることになるが、それでは債務者に生ずる不利益が大きい」という指摘がされる。事務当局による改正案は、この指摘を踏まえて、本文（４）柱書第２文において、改正前法 468 条 2 項の特則を定めることによって、債務者の抗弁を保護する。

#### 4 小括

これまで、第 2 ステージで検討された様々な提案を見てきたが、以下ではこれらの提案の整理を試みる。

	譲渡制限特約を譲受人に対抗できない事由
第 45 回 (24.4.17)	①債務者の債務不履行の場合。 ②譲渡人について破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定があった場合。 ③特約付債権についての差押えに対して、譲受人による第三者異議の訴えにより、強制執行の不許が認められた場合。 なお、②及び③のような規定を設ける場合には、抗弁切断の基準時に関する特約を設ける。
第 66 回 (25.1.15)	①及び②は、同上。 ③特約がある債権の譲受人がその債権譲渡を第三者対抗要件を備えた場合において、譲渡人の債権者が当該債権を差押えた場合。 なお、債務者は、当該特約を譲受人に対抗できなくなった時までに譲渡人に対して生じた事由をもって譲受人に対抗できる。
第 71 回	同上

<sup>214</sup> 中間試案の補足説明・238 頁。

<sup>215</sup> 中間試案の補足説明・238 頁。

<sup>216</sup> 中間試案の補足説明・238 頁。

### 第3項 第3ステージでの議論

#### 1 部会第83回会議

譲渡制限特約を譲受人に対抗できない事由について、次のような案が提示された<sup>217</sup>。

(3) 上記(2)後段に該当する場合であっても、債務者が債務を履行しないときにおいて、譲受人が債務者に対し、相当の期間を定めて譲渡人に対して履行すべき旨の催告をし、その期間内に履行がないときは、その後、債務者は、上記(2)の特約を譲受人に対抗することができない。

まず、中間試案からの変更点を確認しておく。中間試案からは、債務者は譲渡制限特約を譲受人に対抗できない場面が変更されている。中間試案では、①債務者が債権の譲渡を承諾した場合、②債務者が債務の履行について遅滞の責任を負う場合、③譲渡人について破産手続開始の決定などがあった場合、④特約がある債権の譲受人がその債権譲渡を第三者対抗要件を備え、譲渡人の債権者が当該債権を差押えた場合には、債務者は特約をもって譲受人に対抗することができないとされるのに対して、部会資料74Aでは、②だけが取り上げられた。事務当局による部会資料74Aの説明では、①は解釈によって導くことが容易であり、規定を設ける必要性が高くないという説明がされた<sup>218</sup>。また、②の具体的な規定のあり方について、中間試案からは変更されている。中間試案では、「債務者が債務の履行について遅滞の責任を負う場合」とするのに対して、部会資料74Aでは「債務者が債務を履行しない場合」という表現を用いている<sup>219</sup>。なお、中間試案では、②のような規定を設ける一方、債務者は特約を譲受人に対抗することができなくなった時まで譲渡人に対して生じた事由をもって譲受人に対抗することができることを明記しており、部会資料74Aでは、このような規律取り上げないこととした。その理由としては、「素案(3)との関係では、権利行使要件が具備された後にされた弁済等によって債務者が消滅した場合には、『債務者が債務を履行しない場合』という要件を充足せず、素案(3)の規律が適用される余地がなくなる」ということが挙げられている<sup>220</sup>。

既に確認したように、部会資料74Aでは、③及び④のような規律が取り上げられなかった。その理由としては、「譲渡人についての破産手続開始の決定があったことなど、債務者とは関係のない事由が生じたことによって、弁済の相手方を固定することによっての債務者の利益が奪われるのは不当である」こと、「譲渡制限特約を付していても、譲渡人について破産手続開始の決定があったこと等の事由が生じた場合に備えて、第三者対抗要件具備の先後を把握し、管理しておかなければならないという負担が増えるが、これでは

<sup>217</sup> 部会資料74A・1頁。

<sup>218</sup> 部会資料74A・5頁。

<sup>219</sup> 部会資料74A・5頁。

<sup>220</sup> 部会資料74A・5頁。

譲渡禁止特約によって従来保護されてきた債務者の利益が引き続き保護されるとは言い難い」ことが挙げられる<sup>221</sup>。他方、部会資料 74B の説明では、債権譲渡による資金調達の促進に資すべき観点から、これに代わる規律を設けることの可否をさらに検討する必要があるとの指摘がされている<sup>222</sup>。

以上の改正案に対して、第 83 回会議における議論の中心は、譲渡制限特約が付された期限の定めのない債権が悪意又は重過失の譲受人に譲渡された場合の法律関係である。以上の改正案を採用する場合には、普通預金に係る預金債権のような譲渡制限特約が付された期限の定めのない債権が悪意又は重過失の譲受人に譲渡された場合には、譲受人と譲渡人のいずれも債務者に遅滞の責任を負わせるための請求することができないため、「債務者が債務を履行しない場合」という要件を充足せず、譲渡された債権を回収することが困難となるとの指摘がされた<sup>223</sup>。これに対して、何らかの手当てをおかないと、期限の定めのない債権による資金調達に支障を来す可能性がある<sup>224</sup>。部会審議では、このような指摘を踏まえて、以下のような考え方が示された。

第 1 の考え方は、譲受人だけではなく、譲渡人にも催告権限を与えるとする<sup>225</sup>。これによって、譲渡人が債務者に対し、相当の期間を定めて自らに対して履行すべき旨の催告をし、その期間内に履行がないときは、その後、債務者は、譲受人からの履行請求を拒むことができず、譲受人に弁済しなければならない。譲渡人に催告権限を与えることの可否を検討するにあたっては、その正当化の根拠をどこに求めるかが問題である。譲受人による「譲渡人への履行の催告」は、債権の効力として権利行使の一態様であり、これは、請求権と不可分の関係にある。第 3 ステージでは、譲渡制限特約が付されたとしても、債権が完全に譲受人に移転し、譲渡人には何らかの権限を残さないこととなる。譲渡人の催告権限は一体どこから出てくるのかは疑問する余地がある。しかし、第 1 の考え方は、上記のような見解と異なっており、譲渡人の催告は債権の請求権に基づく権利ではないとし、これを譲受人と譲渡人のいずれも債務者に遅滞の責任を負わせるための請求することができないという両すくみ状態を解消するための制度と位置付けている<sup>226</sup>。ただし、譲渡人に催告権限を与えたとしても、譲渡人は、債務者から回収したものを全て譲受人に引き渡さなければならないので、譲渡人が催告することを現実的に期待することができるかは問題である<sup>227</sup>。

第 2 の考え方は、「(3) の上記 (2) 後段に該当する場合であっても」から「債務者が債務を履行しないときにおいて」を飛ばして、催告は取立権限に基づくのではないとし、

<sup>221</sup> 部会資料 74B ・ 13-14 頁。

<sup>222</sup> 部会資料 74B ・ 14 頁。

<sup>223</sup> 部会資料 74A ・ 5 頁。

<sup>224</sup> 三浦・前掲注 115) 。

<sup>225</sup> 部会第 83 回会議議事録 ・ 35-37 頁〔中井委員発言〕。

<sup>226</sup> 部会第 83 回会議議事録 ・ 36 頁〔中井委員発言〕。

<sup>227</sup> 部会第 83 回会議議事録 ・ 36 頁〔松尾関係官発言〕。

債務者の抗弁を遮断するためのものとする<sup>228</sup>。「債務者が債務を履行しないときにおいて」を入れるかどうかによって、債務者の利益状況は、変わるのか。これを入れなければ、普通預金債権が譲渡された場合に、銀行は譲受人からの催告を受けることになる<sup>229</sup>。これを入れれば、普通預金債権が譲渡された場合には、銀行は履行の遅滞に陥ることはないので、催告を受けることはない<sup>230</sup>。譲受人からの催告を受けると、債権譲渡の有無を確認する必要が生ずるかもしれない。しかし、預金者に弁済して免責されるから、特に債権譲渡の有無を確認する必要がない。したがって、銀行は譲受人からの催告を受けることによって、預金債権の払戻事務に支障を来す事態は想定し難い。

第3の考え方は、預金債権は別であって、(3)の下には直接に置かないとする<sup>231</sup>。預金債権をイメージしながら、(3)の精密にすることを求められることに精力を大きく払わなければいけないということが効率的ではないと考えられる<sup>232</sup>。(3)のような規定の預金債権への適用を回避するために、預金債権の譲渡に対して特則を設けるという発想は、第83回会議では既に生まれたと言えよう。

上記の考え方は、催告の規律は預金債権に適用することを前提にして示されたものである。しかし、この催告の規律が預金債権に適用されるかは疑問である。普通預金債権が譲渡された場合には、元の債権者である譲渡人(預金者)は払ってくれと言って、銀行が払えば、履行の遅滞に陥らないはずである。払わないという事態が生じない限り、催告の規律が発動しないから、普通預金債権については、両すくみという問題になることはない<sup>233</sup>。

## 2 部会第89回会議

部会資料78Bでは、譲渡制限特約の効力を制限する場合として次のような案が提示された<sup>234</sup>。

(3) 次のような規律を設けることが考えられるが、どうか。  
譲渡制限特約が付された金銭債権が悪意又は重過失の譲受人に譲渡された場合において、譲渡人について破産手続開始の決定があったときは、その譲渡を第三者に対抗することができる譲受人は、債務者にその譲渡された金銭債権の全額を供託させることができる。この場合においては、上記(2)イ及びウの規定を準用する。

(3)では、譲渡制限特約付債権が悪意又は重過失の譲受人に譲渡された場合において、譲渡人について破産手続開始の決定があったときは、譲受人の請求によって供託を義務付けることができるという考え方を取り上げている<sup>235</sup>。(3)の提案に関しては、中間試案の段階では、譲渡人について破産手続開始などの決定があった場合には、債務者は譲渡制

<sup>228</sup> 部会第83回会議議事録・40頁〔潮見幹事発言〕。

<sup>229</sup> 部会第83回会議議事録・41頁〔内田委員発言〕。

<sup>230</sup> 部会第83回会議議事録・41頁〔内田委員発言〕。

<sup>231</sup> 部会第83回会議議事録・41頁〔山野目幹事発言〕。

<sup>232</sup> 部会第83回会議議事録・41頁〔山野目幹事発言〕。

<sup>233</sup> 部会第83回会議議事録・38頁〔内田委員発言〕。

<sup>234</sup> 部会資料78B・5頁以下。

<sup>235</sup> 部会第89回会議議事録・9頁〔松尾関係官説明〕。

限特約をもって譲受人に対抗することができないという提案が示された。これに対して、債務者保護の観点からの反対意見も示された。このような議論の過程で、部会資料 74A では、その規律が提案として取り上げられていなかった。第 89 回会議で検討の対象とされた部会資料 78B では、これまでの議論は、譲渡人に破産手続開始の決定があった場合には、第三者対抗要件を備えた譲受人は、債務者に譲渡された債権の全額を供託させることができるという形で復活した<sup>236</sup>。中間試案の考え方と部会資料 78B の考え方のいずれも、譲受人の保護の観点から提示されたものである。ただ、両者は、次の点で違いを見せている。中間試案のもとでは、債務者は破産手続開始決定の有無を調査する必要があるのに対して、部会資料 78B のもとでは、債務者はこれを調査する必要がある。中間試案の考え方と比べて、部会資料 78B の考え方を採用する場合には、債務者の負担は比較的軽いと思われる。

なお、(3) の規律を設けた場合には、譲受人による供託請求の時点までに債務者が有していた相殺の期待については保護する必要があることを理由に、抗弁切断の基準時について、特則を設けるべきとする指摘もされている<sup>237</sup>。つまり、「権利行使要件の具備」を「譲受人による供託の請求」と読み替える規定などを設けることを別途検討する必要がある。

部会における議論の中心は、譲渡人に破産手続が開始した場合の明文化の要否及びその理由である。(3) からすれば、譲受人が第三者対抗要件を具備した場合において、①譲渡人の債権者が当該債権を差し押えたこと、②譲渡人について再生手続開始又は更生手続開始の決定があったことが生じたときは、(3) の規律は、適用されない。これに関しては、なぜ破産手続開始の決定があった場合のみを取り上げるのか、その理由は明らかではないという指摘がされた<sup>238</sup>。事務当局の説明によれば、それは、なぜこの規律を設けるのかというところの理由が変わっていることと関係する<sup>239</sup>。具体的には、中間試案までは、債権の奪い合うような状況になった場合には、弁済の相手方が固定されるという利益が失われてもやむを得ないという説明で、①及び②のような場合に、債務者は、譲渡制限特約をもって譲受人に対抗することができないという考え方を取り挙げられている。パブリックコメントの手続に寄せられた意見を踏まえると、譲受人が譲渡人を通じて譲渡された債権の全額を回収することができないという事態に何らかの対応をする必要があるとの意見が多数示された。このような事態に対応するという観点から、①の明文化について理論的な理由ができないと考えられる<sup>240</sup>。また、②の明文化については、共益債権として保護されるのであれば、實際上、譲渡された債権を回収することができないというを前提に

<sup>236</sup> 部会第 89 回会議議事録・19 頁〔深山幹事発言〕。

<sup>237</sup> 部会資料 78B・11 頁。

<sup>238</sup> 部会第 89 回会議議事録・22-23 頁〔中井委員発言〕。

<sup>239</sup> 部会第 89 回会議議事録・23 頁〔松尾関係官発言〕。

<sup>240</sup> 部会第 89 回会議議事録・23 頁〔松尾関係官発言〕。

規律を組み立てると、おそらく異論が強く出てくるとも考えられる<sup>241</sup>。

### 3 部会第 93 ・ 96 回会議

第 93 回会議で検討の対象とされた部会資料 81-1 では、譲渡制限特約を譲受人に対抗できない場合について次の改正案がなされた<sup>242</sup>。

(2) 債権の譲渡性を制限する特約を悪意又は重過失の譲受人に対抗することができない場合  
債権の譲渡性を制限する特約を悪意又は重過失の譲受人に対抗することができない場合について、次のような規律を設けるものとする。

(1) イの規定は、(1) アに規定する場合において、債務者が債務を履行せず、悪意又は重大な過失がある第三者が相当の期間を定めて譲渡人に対する履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、その債務者については、適用しない。

(3) 債権の譲渡性を制限する特約が付された債権の債務者の供託  
債権の譲渡性を制限する特約が付された債権の債務者の供託について、次のような規律を設けるものとする。

イ ア(ア)に規定する場合において、譲渡人について破産手続開始の決定があったときは、(1) イの規定にかかわらず、債権者(その金銭債権の全額を譲り受けた者であって、その金銭債権の譲渡につき第三者に対抗することができるものに限る。)は、債務者にその金銭債権の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託させることができる。この場合においては、ア(イ)及び(ウ)の規定を準用する。

部会資料 81-1 第 2、1 (2) は、部会資料 74A 第 1、1 (3) の規律を実質的に維持するものであり、「債務者は、譲渡制限特約を譲受人に対抗することができなくなった時まで譲渡人に対して生じた事由をもって譲受人に対抗することができる」ということを取り上げていない。なお、部会資料 81-1 第 2、1 (3) イも、部会資料 78B 第 3、1 (3) の規律を基本的に採用するものであり、債務者の抗弁切断の基準時について特則を設けないこととしている。債務者は、譲受人から供託の請求を受けた時まで譲渡人に対して生じた事由をもって譲受人に対抗することができるのか、という点が問題となる。

### 4 部会第 97 回会議

事務局による「要綱案の原案」では、譲渡制限特約を譲受人に対抗できない場合について次のような提案が示された<sup>243</sup>。

(2) 譲渡制限の意思表示を悪意又は重過失の譲受人に対抗することができない場合  
譲渡制限の意思表示を悪意又は重過失の譲受人に対抗することができない場合について、次のような規律を設けるものとする。

(1) イの規定は、債務者が債務を履行せず、(1) イに規定する第三者が相当の期間を

<sup>241</sup> 部会第 89 回会議議事録・23 頁〔松尾関係官発言〕。

<sup>242</sup> 部会資料 81-1 ・ 1 頁以下。

<sup>243</sup> 部会資料 84-1 ・ 31 頁以下。

定めて譲渡人に対する履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、その債務者については、適用しない。

### (3) 譲渡制限の意思表示が付された債権の債務者の供託

譲渡制限の意思表示が付された債権の債務者の供託について、次のような規律を設けるものとする。

イ ア(ア)に規定する場合において、譲渡人について破産手続開始の決定があったときは、(1)イの規定にかかわらず、債権者(その金銭債権の全額を譲り受けた者であって、その金銭債権の譲渡につき第三者に対抗することができるものに限る。)は、債務者にその金銭債権の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託させることができる。この場合においては、ア(イ)及び(ウ)の規定を準用する。

## 4 債権譲渡と債務者の抗弁(民法第468条関係)

### (1) 異議をとどめない承諾による抗弁の切断

民法第468条の規律を次のように改めるものとする。

ウ 1(2)の場合におけるイの規定の適用については、イ中「対抗要件具備時」とあるのは、「1(2)の相当の期間を経過した時」とし、1(3)イの場合におけるイの規定の適用については、イ中「対抗要件具備時」とあるのは、「1(3)イの規定により1(3)イの譲受人から供託の請求を受けた時」とする。

### (2) 債権譲渡と相殺

債権譲渡と相殺について、次のような規律を設けるものとする。

ウ 1(2)の場合におけるア及びイの規定の適用については、これらの規定中「対抗要件具備時」とあるのは、「1(2)の相当の期間を経過した時」とし、1(3)イの場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「対抗要件具備時」とあるのは、「1(3)イの規定により1(3)イの譲受人から供託の請求を受けた時」とする。

部会資料84-1第19、4(2)ア及びウは、部会資料83-1第19、4(2)ア及びウを踏襲するものであるが、そのア及びウに加えて、債務者の抗弁切断基準時について特則を設けている。すなわち、債務者の債務不履行により譲受人が相当の期間を定めて譲渡人への履行を催告し、債務者がその期間内に債務を履行しない場合において、「対抗要件具備時」は、「相当の期間を経過した時」と読み替えられる。また、譲渡人の破産により、債務者は譲受人からの供託請求を受けた場合において、「対抗要件具備時」は、「供託の請求を受けた時」と読み替えられる。これによって、債務者は、これらの時点より後に譲渡人に対して反対債権を取得したとしても、一定の場合にはその相殺の抗弁が保護されることになる。

## 5 小括

ここまで、第3ステージで検討されたさまざまな提案をみてきたが、ここでこれらの提案の整理を試みる。

	譲渡制限特約を譲受人に対抗できない場合
第 83 回 (26.2.4)	債務者の債務不履行の場合
第 89 回 (26.5.27)	同上
第 93 回 (26.7.8)	①債務者の債務不履行の場合 ②譲受人供託請求権
第 96 回 (26.8.26)	同上
第 97 回 (26.12.16)	①債務者の債務不履行の場合 ②譲受人供託請求権 ③抗弁切断基準時の特則

#### 第 4 款 民法改正の経緯の与える示唆

##### 第 1 項 基本的な考え方

改正法 466 条 4 項は、債務者が債務を履行しない場合に、債務者に対して譲渡人への履行の催告をする権限を譲受人に付与している<sup>244</sup>。債務者は、相当の期間内に債務を履行しないときは、譲渡制限特約をもって譲受人に対抗することができない。これは、①「特約違反の債権譲渡を有効としつつ、弁済の相手方を譲渡人に固定する限度で特約の効力を認める場合には、譲渡人と譲受人のいずれも債務者に対して履行を請求することができないことになるが、そうすると、譲受人にとっては債務者が任意に債務を履行しない場合に債権の回収が困難となる」ことと、②「債務者が履行を遅滞している場合にまで、譲受人の債権の回収の必要性を犠牲にして譲渡制限特約によって債務者の利益を保護する必要はない」ことを考慮した上で作成されたものである<sup>245</sup>。

他方、改正法 466 条の 3 は、譲渡人について破産手続開始の決定があった場合において譲受人は債務者に供託することを求めることができるという供託請求権を譲受人に付与している<sup>246</sup>。これは、「譲渡人について破産手続開始の決定がされているときには、その後債務者が破産管財人に対して弁済すると、その金銭の引渡請求権は財団債権として保護されるとしても、譲受人が全額の回収をすることができないおそれがある」ことを考慮した上で作成されたものである<sup>247</sup>。

<sup>244</sup> 部会資料 74A ・ 4 頁。

<sup>245</sup> 部会資料 74A ・ 4-5 頁。②について、一般論として「その弁済期に遅れた弁済について弁済事務の円滑化や過誤払いの防止の利益を保護する必要はないし、また、自ら債務不履行に陥り、債権者又は債務者から履行の催告を受けた後に取立て取得した反対債権による相殺の期待まで保護する必要がない。」といえる。大阪弁護士会民法改正問題特別委員会有志・前掲注 13)。ただ、その論理は預金債権について同様に妥当させるべきは疑問する余地がある。

<sup>246</sup> 部会資料 78B ・ 10-11 頁。

<sup>247</sup> 部会資料 78B ・ 10 頁。



## 第2項 改正法 466 条 4 項にいう「催告手続」の意義

先に確認したように改正法は、債務者が債務を履行しない場合に、端的に譲渡制限特約の第三者効を否定するのではなく、催告手続を要することになっている。催告手続の意義とは何か。まず、検討の対象となるケースを確認しよう。

A は B に対する債権（弁済期：3 月 1 日）を C に譲渡し、その旨を B に通知した。その後の 4 月 1 日、C は 1 週間を定めて A への履行の催告をした。他方、B は 4 月 4 日、A に対して反対債権を取得した。

仮に催告手続を不要とすると、譲渡された債権の履行期が過ぎた瞬間（3 月 1 日）に、B は譲渡制限特約を譲受人に対抗することができないことになる。より具体的に言えば、B の A に対する反対債権が譲渡された債権の履行期が到来した時点（3 月 1 日）で発生していない場合に、B は相殺の抗弁を譲受人に対抗することができないこととなる。しかしながら、債務者は、譲渡された債権について債務不履行に陥りつつも、ちょっと先の時点で反対債権が発生することを待って相殺することによる期待が保護に値すると考える。また、反対債権が譲渡された債権の弁済期が到来した時点で発生していないのは、必ずしも悪いことではないともいえる。そもそも譲渡制限特約は債務者が譲渡人に対して将来取得するかもしれない債権による相殺の利益を確保するための手段であり、すると、上記のようなケースにおいて B に相殺を認めるべきである（改正法 469 条 3 項はこのような考え方を採ることを前提として作成されたものである）。譲渡制限特約が将来発生するかもしれない債権による相殺の利益を確保するための手段であるが、将来発生するかもしれない債権による相殺をすべて認めておけば非常識になる。債務者の利益保護には限界があるように思われる。いったい譲渡制限特約によって確保されてきた債務者の相殺利益は、どこまで保護されるべきか。

改正法 466 条 4 項は、譲受人が債務者に対して相当の期間を定めて譲渡人への履行を催告し、その期間内に履行がないときは、債務者は譲渡制限特約をもって譲受人に対抗することができないと定めている。これによって、相当の期間が経過した後、債務者は譲渡人に対して反対債権を取得した場合には、債務者は譲渡制限特約の効力に基づいて当該債権による相殺をもって譲受人に対抗することができない。いずれにせよ、催告手続の意義は、債務者に若干の猶予を与えることにあるといえるだろう。

## 第3項 改正法 466 条の3にいう「供託請求手続」の意義

譲渡人について破産手続開始の決定があった場合において、債務者は譲受人から供託の請求を受ける前に、旧債権者に弁済すれば免責される。これに対して、譲受人からの供託の請求を受けた債務者は、供託しなければならない。旧債権者に弁済しても有効な弁済とはならない。債務者にとっては、供託の請求を管理する必要性が生じる。また、供託請求

の管理に手落ちがあれば、二重弁済のリスクを受けるおそれがある。債務者は、自らの判断によって供託をすることが可能であるが、供託をした後に譲渡人と譲受人の双方に供託通知しなければならない（改正法 466 の 2）。結局、債務者にとっては、債権の譲渡を管理する必要性が生じる。要するに譲渡制限特約により保護されてきた債務者の利益が改正法 466 条の 3 に規定する事由の発生によって失うことになるおそれがある。改正法は、譲渡制限特約の第三者効を認めない代償として抗弁切断基準時の特則（改正法 469 条 3 項）を置き、債務者の相殺の利益を保護している。

### 第 3 節 改正法 466 条の 2 の趣旨と改正過程

#### 第 1 款 問題意識

債権譲渡における債務者の供託権について、改正法 466 条の 2 第 1 項は、「債務者は、譲渡制限の意思表示がされた金銭の給付を目的とする債権が譲渡されたときは、その債権の全額を債務の履行地（債務の履行地が債権者の現在の住所により定まる場合であつては、譲渡人の現在の住所を含む。次条において同じ。）の供託所に供託することができる。」と定めている。

部会資料の説明によれば、これは、債権の譲渡に伴う過誤払いのリスクから債務者を保護するために設けられたものである<sup>248</sup>。確かに譲渡制限特約の効力につき「譲渡制限特約付債権が譲渡された場合には、譲受人の主観態様に関わらず、債権は譲受人に完全に移転することになる」という考え方（改正法 466 条 1 項の根本的な発想）を採用したとしても、債務者は、譲受人の主観態様を知らないときに弁済先の判断に困るという事態が生じ得る。しかしながら、弁済先の判断に迷った債務者は、新債権者である譲受人に弁済をすれば免責される<sup>249</sup>。ここにおいて、債務者にとって弁済先の判断に困ることにならない。部会資料による立法理由で、改正法 466 条の 2 を合理的に説明することは困難である。それでは何故、改正法は 466 条の 2 第 1 項が必要なのか。つまり、466 条の 2 により保護されている債務者の利益とは何か。そこで、まず法制審議会で行われた債務者の供託権に関する議論を改めて振り返り（第 2 款）、次いで 466 条の 2 の趣旨と機能を明かにする（第 3 款）。

#### 第 2 款 民法（債権関係）部会における議論の推移

##### 1 部会第 66 回会議

債権譲渡における債務者の供託権を定めた改正法 466 条の 2 のような規定は、中間試案に存在しなかったが、論点として取り上げられた。すなわち、「債務者が弁済供託をすることによって債務を消滅させることができるという結論も維持されてよいと考えられる

<sup>248</sup> 部会資料 74A・7 頁、部会資料 78B・9 頁以下。

<sup>249</sup> 潮見・前掲注 9) 404 頁は、部会資料の説明に従って、「判断に迷った債務者は譲受人に弁済をすれば免責されるのではないかと理論的にはいえるが、現実の事案に直面したときは、そう簡単に理論的に押せるものではのたろう。」と説く。

が、その当否及び結論を導くための規定を設けることの要否」である<sup>250</sup>。まず、検討の対象となるケースを確認しておこう。すなわち、Aが譲渡制限特約について悪意のCに対してBに対する甲債権を譲渡し、Cが第三者対抗要件及び権利行使要件を具体した後、Aが譲渡制限特約について善意無重過失のDに対して甲債権を譲渡し、Dが第三者対抗要件及び権利行使要件を具備した場合<sup>251</sup>。

改正前法のもとでは、譲渡制限特約付債権が譲渡された場合において、債務者は譲受人（C又はD）の主観態様を判断することができないときに、真の債権者を確知することができないを原因として供託することができる。これに対して、中間試案のもとでは、第一譲受人Cは譲渡制限特約につき悪意又は重過失であっても、新債権者になるため、債権不確知とはならない。つまり、債務者は改正法494条2項（改正前法494条後段）に照らして弁済供託をすることによって債務者を消滅させることができない。譲渡制限特約の効力について、中間試案のような考え方を採用する場合において、改正前法と同様に債権者が弁済供託をすることによって債務を消滅させることができるようにするために、供託原因を拡張する必要がある。

## 2 「中間試案」に対して寄せられた意見

中間試案に対して寄せられた意見では、供託原因を拡張することに賛意を示す意見が多数を占めた。例えば、日商・東商は、譲渡制限特約により保護されている債務者の利益の1つについては、「債権者が倒産するなどの事態に至った場合、債権が二重・三重に譲渡される可能性があるが、このような場合に二重払いの危険性を免れる」とし、過誤払いの危険性については、「供託制度の拡充により対処すべきである」とする<sup>252</sup>。すなわち、「債権の信用状況が悪化した際には反社会的勢力と思しき者への譲渡を含め、二重・三重の譲渡が行われることもある。このような多重譲渡の場合、債務者は複数の譲受人からの請求の優先関係を判断する必要が生じるため、弁済に大変な負担が生じる。現在は、このような場合には債権譲渡禁止特約が付されていることを根拠に、債権者不確知として供託をする実務が定着している。債権譲渡禁止特約の効力が見直された場合であっても、このような実務を維持することが必要である。」<sup>253</sup>。また、「債務者が紛争に巻き込まれたことによるリスクを回避するため、債権譲渡が競合した場合には供託することができるものとするなど、供託原因を拡張すべきである。」とする意見も見られた<sup>254</sup>。ただ、ここで注意すべきは、次の点である。改正前法のもとでは、譲渡制限特約付債権が多重に譲渡された場合に、債務者は複数の譲受人からの請求の優先関係を判断しなければならず、弁済に負担が生じ得る。しかし、中間試案のもとでは、債務者が第一譲受人に対して履行をすれば免責されており、第一譲受人に劣後する第二譲受人（又は差押債権者）の存在を確認する必

<sup>250</sup> 部会資料 55・239頁。

<sup>251</sup> 部会資料 55・239頁。

<sup>252</sup> 部会資料 71-4・87頁〔日商・東商意見〕。

<sup>253</sup> 部会資料 71-4・87頁〔日商・東商意見〕。

<sup>254</sup> 部会資料 71-4・122頁〔沖縄弁法制委、東弁意見〕。

要がない。ここにおいて、債務者にとっては、大変な負担にならないと考えられる。

### 3 部会第 83 回会議

既に確認したように中間試案に対して寄せられた意見では、譲渡制限特約付債権の譲渡に伴う過誤払いの危険性から債務者を保護する観点から、債務者が弁済供託をすることによって債務を消滅させるようにすることを求める意見が表明された。このような意見を踏まえて、要綱案のたたき台において供託原因を拡張することの可否が論点として取り上げられた。すなわち、「このたたき台の考え方を採用する場合にも、譲受人が悪意又は重過失であるか否かを債務者が知らないときに、債務者が弁済の相手方の判断に困るという事態が生じ得ることについては、現在と同様であることを考慮すると、債務者保護の観点から、債務者が弁済供託をすることによって債務を免れることができるという結論は引き続き維持されてよいと考えられる。この場合には、民法第 494 条とは別の独立の供託原因を設ける必要があるので、その規定の置き場所を検討する必要が生ずるが、この点は追って取り上げることとする。」<sup>255</sup>。これは、供託原因を拡張することによって譲受人の主観態様に関する判断のリスクを債務者から取り払うのである<sup>256</sup>。しかし、債務者が弁済先の判断に困った場合に、譲受人に払えば免責される。この意味において、債務者にとっては、弁済先の判断に困る事態が生じないはずである。

### 4 部会第 89 回会議

債権譲渡における債務者の供託権に関する改正法 466 条の 2 のような規定は、「要綱案の取りまとめに向けた検討」で提案された<sup>257</sup>。

次のような規律を設けることが考えられるが、どうか。

ア 債務者は、譲渡制限特約が付された金銭債権が譲渡された場合には、その譲渡された金銭債権の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託することができる。

イ 上記アの規定により供託をした者は、遅滞なく、譲渡人及び譲受人に供託の通知をしなければならない。

ウ 上記アの規定により供託をした金銭は、譲受人に限り、還付を請求することができる。

まず、上記の提案の趣旨を確認しておこう。事務局による説明では、「譲受人が善意無重過失であれば譲渡人に弁済をすることができなくなるという点で、債務者が弁済の相手方の判断に迷うという状況には改正の前後で変化はないため、新たな独立の供託原因を設けて、債務者が供託によって債務を免れることができる状況を維持する必要性がある」とされる<sup>258</sup>。つまり、本提案の趣旨は、譲渡制限特約付債権の譲渡に伴う弁済先の判断のリスクから債務者を保護することにある。

<sup>255</sup> 部会資料 74A ・ 7 頁。

<sup>256</sup> 潮見・前掲注 9) 404 頁。

<sup>257</sup> 部会資料 78B ・ 6 頁。

<sup>258</sup> 部会資料 78B ・ 9 頁。

次に、供託通知の相手方についてみよう。本提案によると、供託した債務者は、譲渡人と譲受人の双方に対して通知する必要がある。本提案で何故、譲受人への通知が要求されているのか。これは、譲受人が供託金の還付を請求することができるようにするために設けられたものである。つまり、還付請求をすることができるのは、譲受人に限られている。仮に譲渡人が還付請求をすることができるすると、譲渡人の債権者による差押えなどが可能となり、譲受人が不利益を被るという不都合が生じ得る<sup>259</sup>。言い換えれば、譲渡人に対する一般債権者（努力しなかった者）と債権の譲受人（努力した者）と同じ順位になる。譲受人を保護する観点からすれば、還付請求権者を譲受人に限定する本提案は合理性がある。

### 第3款 民法改正の経緯の与える示唆

債権譲渡における債務者の供託権に関する改正法466の2のような規定は、法制審議会では、「中間試案」には存在しなかったが、論点として取り上げられており、「要綱仮案の取りまとめに向けた検討」で提案されたものであるが、改正法に採用された。事務局は、その理由を、債権の譲渡に伴う過誤払いのリスクから債務者を保護することに求めている。しかし、既に確認したように債務者が弁済先の判断に困るという事態が生じることは、疑問の余地がある。

検討の対象となるケースを確認しておこう。まず、AがBに対して有していた譲渡制限特約付債権をCに譲渡した場合（第1の検討場面）をみることにする。改正法のもとでは、Cが譲渡制限特約につき善意又は無重過失であれば、Bは、Cに対して履行をしなければならない。これに対して、Cが譲渡制限特約につき悪意又は重過失であれば、Bは、Cからの履行請求を拒絶し、Aに弁済をすれば免責される（改正法466条3項）。債務者にとっては、Cの主観態様によって弁済先が変わることになる。Bは、Cが悪意又は重過失であると思い込んでAに弁済した場合において、Cが善意又は無重過失であるときは、BはAに弁済しても免責されない。この意味において、債務者にとって過誤払いのリスクがあることになる。ただし、Cが悪意又は重過失である場合に債務者が譲渡人に弁済してもよいが、弁済する義務がないので、弁済先に迷った債務者は譲受人に弁済すれば免責される。いずれにせよ、債務者が弁済先の判断に迷うという事態が生じないはずである一方、弁済先の判断に迷った債務者はCに弁済すれば免責される。

次に、AがBに対する譲渡制限特約が付されていた甲債権をCに譲渡し、Cが第三者対抗要件及び債務者対抗要件を具体した後、AがDに甲債権を譲渡し、Dが第三者対抗要件及び債務者対抗要件を具備した場合（第2の検討場面）をみることにしよう。このような場合において、Bは、Cに劣後するDの登場を確認する必要がなくて、Cに弁済すれば有効な弁済と認められる。また、CとDが債務者対抗要件を具備しているが、その対抗要件

<sup>259</sup> 部会資料78B・10頁。

具備の先後が不明である場合には、Bは改正法494条2項（改正前法494条後段）により債権者不確知を原因として供託することができる。ここにおいて、債務者にとって弁済先の判断に困ることがないはずである。

このようにみえてくると、債務者が弁済先の判断に迷う状態はまったくの杞憂であると考えられる。改正法466条の2は、このような状態を想定した上で、債務者の利益を保護するために設けられたものであるが、過誤払いの危険回避という観点から、改正法466の2を合理的に説明することができるかは疑問である。それでは、改正466条の2は、債務者のどのような利益を保護したものと解釈するのは合理的なのか。譲渡制限特約付債権が譲渡されると、債務者が困ることになるのは、上記の第2の検討場面であろう。この場面において、CがDに優先するのは、明らかである（Cが悪意又は重過失であっても、AC間の譲渡は有効であるから）。ところが、DがBに対して「支払え」と請求してきた。Dからの請求を受けたBは、改正法494条2項（改正前法494条後段）に基づいて供託することができない。なぜなら、BはCが債権者であることを知り、又は調べれば分かるはずである（知らない場合には過失がある）からである。しかし、CD間の争いに巻き込まれたくないBは、供託したい。問題となるのは、債権が譲渡された場合につき、債務者の「争いに巻き込まれたくない利益」は保護に値するかである。一般論としてはこのような利益は保護に値しない。ただし、債務者が過失なく、真の債権者を確知することができないときは、保護に値する（改正法494条2項、改正前法494条後段）。もっとも、債務者は、争いに巻き込まれないようにするために自己防衛の手段として譲渡制限特約まで結んでいた場合に、そこまでしていた債務者には保護の方法を与える（供託を許す）。このような文脈では、改正法466条の2は、債務者の「争いに巻き込まれたくない利益」を保護することを目的として債務者による供託を可能にするための規定と位置付けることができる。

#### **第4節 改正法466条の6の趣旨と改正過程**

##### **第1款 問題意識**

将来債権譲渡と譲渡制限特約について、改正法は、「前項に規定する場合において、譲渡人が次条の規定による通知をし、又は債務者が同条の規定による承諾をした時（以下「対抗要件具備時」という。）までに譲渡制限の意思表示がされたときは、譲受人その他の第三者がそのことを知っていたものとみなして、第466条第3項（譲渡制限の意思表示がされた債権が預貯金債権の場合にあっては、前条第1項）の規定を適用する。」と定めている（改正法466条の6第3項）。改正法のもとでは、譲渡制限特約が締結された時期によって特約の第三者への対抗の可否を決している。すなわち、債務者対抗要件の具備時までに譲渡制限特約が付された場合に、債務者は特約をもって譲受人に対抗することができる。とされる一方、債務者対抗要件の具備後に譲渡制限特約が付された場合には、債務者は特約をもって譲受人に対抗することができないとされる。

それでは、債務者対抗要件の具備により譲渡の事実を知った債務者は、譲渡人との取引関係を継続した場合には、これまで譲渡制限特約によって保護されてきた債務者の利益がいかなる形で保護されるべきか。また、改正法 466 条の 6 第 3 項に規定する対抗要件具備時までに「譲渡制限の意思表示がされたとき」の意味とはいったい何か。譲渡制限特約付き基本契約が債務者対抗要件の具備時までに締結されていたが、譲渡制限特約付き個別契約が当該具備時後に締結された場合には、改正法 466 条の 4 第 3 項を適用する余地があるだろうか。これらの点について、民法改正の過程において、どのような事案を想定し、それに対してどのような解決を与えようとしているのか。以下では、改正過程から同条項の趣旨を検討する。

## **第 2 款 民法（債権関係）部会における議論の推移**

### **第 1 項 第 1 ステージでの議論**

第 1 ステージで将来債権譲渡と譲渡制限特約の効力に関する検討が行われたのは、第 7 回会議（平成 22 年 4 月 13 日）、第 22 回会議（平成 23 年 1 月 25 日）、第 25 回会議（平成 23 年 3 月 8 日）、第 26 回会議（平成 23 年 4 月 12 日）である。

#### **1 部会第 7 回会議**

第 7 回会議において検討の対象とされた「民法（債権関係）の改正に関する検討事項(4)」では次のような論点を取り上げられた。すなわち、「将来債権の譲渡の安定性を高める観点から将来債権の譲渡と譲渡禁止特約の効力の関係について、立法により明確する」こである。

大阪弁護士会は、「将来債権の譲渡と譲渡禁止特約の効力の関係についての立法化」について、否定的であり、「将来債権の譲受人が、当該譲渡時点において、譲渡禁止特約について善意・無重過失であるか否かをもって判断する」とする<sup>260</sup>。当該譲渡時点において、譲渡制限特約が未だ存在しない場合には、譲受人が常に善意であるから、債務者は常に特約の抗弁を譲受人に主張できないことになる。そうだとすると、特約により保護される債務者の利益が害されるおそれがある。大阪弁護士会は、債務者の利益を保護するために、「譲渡禁止特約が通常付される類型の債権の譲渡である場合には、重過失有りという判断もあり得る」とする<sup>261</sup>。

#### **2 部会第 22 回会議**

第 22 回会議において検討の対象とされた「中間的な論点整理のたたき台(2)」では次のような論点を取り上げられた。すなわち、「将来債権の譲渡の安定性を高める観点から、将来債権の譲渡後に締結された当該債権の発生原因となる契約において譲渡禁止特約が付された場合に、将来債権の譲受人に対して譲渡禁止特約を対抗することができるかど

<sup>260</sup> 大阪弁護士会・前掲注 3) 380 頁。

<sup>261</sup> 大阪弁護士会・前掲注 3) 380 頁。

うか」である<sup>262</sup>。

将来債権が譲渡された後に、債権者と債務者との間で新たな取引をするときに、債務者は自らの利益を守るために譲渡制限特約を付けたい場合がある。この場合において、債務者の利益を保護する必要性があると考えられる<sup>263</sup>。

### 3 部会第25・26回会議

第25・26回会議において検討の対象とされた「中間的な論点整理のたたき台(1)(2)改訂版」(又は「民法(債権関係)の改正に関する中間的な論点整理」)では次のような論点が取り上げられた。すなわち、「将来債権の譲渡をめぐる法律関係の明確性を高める観点から、将来債権の譲渡後に、当該債権の発生原因となる契約が締結され譲渡禁止特約が付された場合に、将来債権の譲受人に対して譲渡禁止特約を対抗することの可否を、立法により明確化すべきかどうかについて、譲渡禁止特約によって保護される債務者の利益にも留意しつつ、更に検討してはどうか」<sup>264</sup>。

上記の論点に対して、譲渡制限特約を譲渡人の債権を発生させる義務に反してなされたものとした上で、譲渡制限特約の効力が否定されるべきであるとする考え方があった<sup>265</sup>。しかし、このような考え方を採用場合には、これまで譲渡制限特約によって保護されてきた債務者の利益については、別途検討する必要がある。

## 第2項 第2ステージでの議論

### 1 「中間的な論点整理」に対して寄せられた意見

将来債権の譲渡と譲渡制限特約の効力について、「中間的な論点整理」に対して寄せられた意見では複数のアプローチが提案された。

第1のアプローチは、将来債権の譲受人に対して譲渡制限特約を対抗することはできないとするものである<sup>266</sup>。

第2のアプローチは、債務者が将来債権譲渡に承諾を与えるかどうかをもって譲渡制限特約の効力を判断するものである。すなわち、「将来債権が譲渡され、当該債権譲渡について債務者が承諾した後においては、当該債権の発生原因となる契約において譲渡禁止特約が付された場合であっても、債務者は将来債権の譲受人に対して譲渡禁止特約を対抗することができない」とする。また、「当該債権譲渡について債務者が承諾しておらず、将来債権の譲受人が債務者から譲渡禁止特約の効力を対抗される場合には、将来債権の譲渡人に対して原因関係維持義務の違反に基づく責任を負う」とする<sup>267</sup>。このようなアプローチを採用する場合には、将来債権の譲渡に承諾を与えた債務者は、承諾後の事情により譲受

<sup>262</sup> 部会資料 22・2 頁。

<sup>263</sup> 部会第 22 回会議議事録・3 頁〔中井委員発言〕。

<sup>264</sup> 部会資料 25・41 頁、中間的な論点整理の補足説明・104-105 頁。

<sup>265</sup> 中間的な論点整理の補足説明・107 頁。

<sup>266</sup> 部会資料 33-3・26 頁。

<sup>267</sup> 部会資料 33-3・27 頁。



人を債権者とする債権を発生させたくないのであれば、譲渡人との取引関係を終了させるほかはない<sup>268</sup>。

第3のアプローチは、「原則として将来債権の譲受人に対して譲渡禁止特約を対抗することができる」とし、例外的に「将来債権譲渡契約の締結の際に、譲渡禁止特約が付される債権の存在・可能性について譲渡人に開示するような義務を課す」方向で、「当該開示義務違反の場合については譲受人の善意が擬制されることとし、将来債権の譲受人に対して譲渡禁止特約は対抗できない」とするものである<sup>269</sup>。

第4のアプローチは、「債権譲渡についての債務者に対する権利行使要件の充足と債権発生契約の先後による（権利行使要件の充足前に譲渡禁止特約が付された場合は、譲受人を悪意とみなす）」とするものである<sup>270</sup>。これによって、権利行使要件の具備時までに譲渡制限特約が付された場合に、債務者は常に譲渡制限特約をもって譲受人に対抗することができることになる。つまり、将来債権譲渡の事実を知らない取引をした債務者の利益は確保されることになる<sup>271</sup>。その反面として、権利行使の具備後に譲渡制限特約が付された場合には、債務者は常に譲渡制限特約をもって譲受人に対抗することができないことになる。

第5のアプローチは、「将来債権以下の債権の譲渡と同様、将来債権の譲渡時点において譲受人が譲渡禁止特約について善意・無重過失であるか否かをもって判断すべき」とするものである。

## 2 部会第45回会議

第45回会議において検討の対象とされた「民法（債権関係）の改正に関する論点の検討（9）」では、事務局はから次のような4つの案が提案された<sup>272</sup>。

【甲案】債務者は、将来債権の譲受人に対して、譲渡禁止特約を対抗することができない旨の規定を設けるものとする。

【乙案】譲渡された債権の性質や、それを発生させる契約の性質に照らし、譲渡禁止特約が付されることが取引慣行上一般的である場合には、譲受人は悪意又は重過失とみなされる旨の規定を設けるものとする。

【丙案】債務者は、将来債権の譲受人に対して、譲渡禁止特約を対抗することができる旨の規定を設けるものとする。

【丁案】規定を設けないものとする。

<sup>268</sup> 部会資料 33-3・28頁〔森・濱田松本有志〕は、債務者の、承諾時点以降に発生する債権について、譲渡制限特約による利益を享受し得る地位は、原則として常に保護されるべきであるとする。

<sup>269</sup> 部会資料 33-3・28頁〔東京青司協〕。類似のアプローチを提案するものは、部会資料 33-3・29頁〔日司連〕が挙げられる。

<sup>270</sup> 部会資料 33-3・28頁〔経済法令・研究会〕。類似のアプローチを提案するものは、部会資料 33-3・28頁〔パブコメWG〕が挙げられる。「相対的効力案によることを前提に、債務者対抗要件の具備と譲渡禁止特約の合意の先後で決すべきである」という。

<sup>271</sup> 部会資料 33-3・27頁〔弁護士〕。

<sup>272</sup> 部会資料 37・11-13頁。

【甲案】は、将来債権譲渡の取引安全保護を重視し、事後的に譲渡制限特約が付されたとしても、債務者は常に譲渡制限特約を譲受人に対抗できないとすることを提案する<sup>273</sup>。これは、将来債権の譲渡後に締結された譲渡制限特約を無効化するものである。【甲案】のもとでは、債務者が取引に入る段階で既にその債権が譲渡されていることを知らない場合であっても、譲渡制限特約を譲受人に対抗することができない<sup>274</sup>。【甲案】に対しては、譲渡制限特約によって保護されるべき債務者の利益が一切保護されなくなるとの指摘があった<sup>275</sup>。この提案を採用するのであれば、少なくとも譲渡制限特約によって保護されてきた債務者の相殺利益が引き続き保護されるようにする必要がある。

上記の【甲案】に対して、【丙案】は、債務者の利益保護を重視し、事後的であっても譲渡制限特約に付されることによって、債務者は常に譲渡制限特約を譲受人に対抗できるとすることを提案する<sup>276</sup>。この考え方に対しては、将来債権の譲渡後に付された譲渡制限特約の効力を常に対抗できるとすると、譲受人に不測の損害をもたらし、将来債権譲渡による資金調達の安定性を損なうとの批判があった。【乙案】は、将来債権の譲受人の予測可能性を損なわない限度で、譲渡制限特約を譲受人に対抗できるとすることを提案する<sup>277</sup>。この提案を採用する場合には、具体的にどのような場合に債務者が譲渡制限特約を譲受人に対抗できるかという点が問題となる。【乙案】では、「譲渡された債権の性質や、それを発生させる契約の性質に照らし、譲渡禁止特約が付されることが取引慣行上一般的である」か否かという基準が示されている<sup>278</sup>。

事務当局による上記の提案は、それぞれもっともな理由を挙げており、いずれも決定打を欠く状況にある。単に将来債権の譲渡後に付された譲渡制限特約の第三者効を認めるか否かという形で議論した場合には、重要な論点が見落とされる可能性がある。いずれの提案が妥当であるかを判断するためには、債権譲渡と相殺の抗弁に関する民法改正は、将来債権の譲渡後に付された譲渡制限特約の効力にどう影響するかという視角から検討する必要がある。また、これらの提案は、将来債権の譲渡前には譲渡制限特約がない場合を想定しており、基本契約の中に譲渡制限特約が付された場合については別途検討する必要がある<sup>279</sup>。

### 3 部会第70回会議

第70回会議において検討の対象とされた「中間試案のたたき台（1）（2）（3）の改正版」において、次のような案が提案された<sup>280</sup>。

<sup>273</sup> 部会資料 37・13 頁。

<sup>274</sup> 部会第 45 回会議議事録・14 頁〔三上委員・松尾関係官発言〕参照。

<sup>275</sup> 部会資料 37・13 頁。

<sup>276</sup> 部会資料 37・13 頁。

<sup>277</sup> 部会資料 37・13 頁。

<sup>278</sup> 部会資料 37・13 頁。その典型例として想定されていたのは、預金債権である。

<sup>279</sup> 将来債権の譲渡前に譲渡制限特約があった場合には、一般の規律に従うことになる。部会第 45 回会議議事録・15 頁〔深山幹事発言〕参照。

<sup>280</sup> 部会資料 58・95 頁。

(3) 将来債権が譲渡され、権利行使要件が具備された場合には、その後に譲渡制限特約がされたときであっても、債務者は、これをもって譲受人に対抗することができないものとする。

この改正案は、権利行使要件の具備後に、譲渡人と債務者との間で譲渡制限特約がされたときには、債務者がその特約をもって譲受人に対抗することができないとするものである。その反面として、権利行使要件の具備時までに譲渡制限特約が付された場合には、債務者は、特約をもって譲受人に対抗することができることとなる<sup>281</sup>。事務当局の説明によれば、これは、権利行使要件の具備により将来債権譲渡の事実を知った債務者は、譲渡を望まないのであれば、当該債権を発生させる取引をしないなどの方法をとることができる可能であるから、この場合にまで譲渡制限特約の対抗を認める必要はないとの考慮に基づく<sup>282</sup>とされる<sup>283</sup>。つまり、債務者は、権利行使要件の具備時後に生じた事情により譲受人を債権者と債権を発生させたくない場合には、譲渡人との取引関係を終了させることができる<sup>284</sup>。これに対して、権利行使要件の具備により将来債権譲渡の事実を知った債務者が引き続き譲渡人と取引関係を維持する場合に、これまで譲渡制限特約によって保護されてきた債務者の利益はどのように保護すべきかは一考を要する問題である。将来債権が譲渡され権利行使要件が具備された後、債務者が譲渡人との取引関係を継続することがないわけではないので、譲渡制限特約をもって譲受人に対抗することができない場合においても、債務者による相殺を譲受人に対抗できるように手当てしておく必要性が生ずる。そこで、事務当局は、「債権譲渡と相殺の抗弁」に関する提案において、将来発生する債権が譲渡された場合に譲渡された債権と同一の契約から発生する債権による相殺を譲受人に対抗することができるとする。これまで譲渡制限特約により保護されてきた相殺以外の利益が害されることがあるとしても、一応のバランスが取れているといえるだろう。

以上のような改正案に対して、部会審議では、基本となる預金契約すら締結されていない段階で預金債権が譲渡された場合<sup>285</sup>を念頭において、議論が行われた。<sup>286</sup>。このような場合について、権利行使要件が具備された段階で譲渡制限特約が付されていなかったと解されるのであれば、特約を対抗することができないというのが論理的な帰結になる<sup>287</sup>。いかに預金債権に譲渡制限特約が付くと分かっても、先に預金債権を譲渡して債務者対抗要件を具備すれば、特約が外れることになってしまう<sup>288</sup>。この点について、上記の提案を採

<sup>281</sup> というのは、債権が譲渡されていたことを知らない債務者が、譲渡制限特約によって自らの利益を確保する必要がある一方で、譲受人は、将来債権を譲り受けた後に譲渡制限特約が付されるリスクがあることを考慮した上で取引に入ることが可能であるからである。部会資料 58・96 頁。

<sup>282</sup> 部会資料 58・94 頁以下。

<sup>283</sup> 部会資料 58・96 頁。

<sup>284</sup> 部会資料 33-3・28-29 頁〔森・濱田松本有志〕。

<sup>285</sup> あるいは、ある当該支店と自分との間で発生する将来の預金債権全部が譲渡された場合を想定している。部会第 70 回会議議事録・45 頁〔三上委員発言〕。

<sup>286</sup> 部会第 70 回会議議事録・45 頁以下。

<sup>287</sup> 部会第 70 回会議議事録・45 頁〔松尾関係官発言〕。

<sup>288</sup> 部会第 70 回会議議事録・45 頁〔三上委員発言〕。

用する場合には、色々なところで由々しき問題が出てくるという指摘がされた<sup>289</sup>。例えば、将来預金債権が譲渡され、預金者からの譲渡通知が来状した場合には、銀行は譲渡通知を調査、管理する必要が生じ、銀行の事務管理のコストが増大することとなる<sup>290</sup>。他方、譲渡の通知があっても、それが組織内で長期間周知され得るかどうかも問題である<sup>291</sup>。このような問題提起に関しては、将来発生する預金債権という譲渡対象としての将来債権の内容が、預金契約上の債権として特定されていて、その預金契約には譲渡制限特約が付いていれば、それは債務者対抗要件具備前に特約が付いていた場合と解する考え方が示された<sup>292</sup>。

#### 4 部会第 71 回会議

「中間試案のたたき台（修正版）」は、そのまま次のような「中間試案」となった。

(3) 将来債権が譲渡され、権利行使要件が具備された場合には、その後に譲渡制限特約がされたときであっても、債務者は、これをもって譲受人に対抗することができないものとする。

(注 1) 上記 (3) については、規定を設けない（解釈に委ねる）という考え方がある。

上記の提案に対して、将来債権譲渡後に付された譲渡制限特約の効力について、規定を設けるべきではなくて、解釈に委ねるべきとの意見が主張された。例えば、「債務者の立場からは、債権が譲渡された後に付された譲渡制限特約であっても、常に譲受人に対抗することができるとした方が望まない」との意見があった<sup>293</sup>。さらに、この意見に対しては、「債権譲渡の取引の安定性を損なうとの批判があるほか、債権が完全に譲受人に移転しているにもかかわらず、譲渡人と債務者との間の譲渡制限特約を譲受人に対抗することができるとする結論の妥当性を疑問視する」意見も示された<sup>294</sup>。事務当局は、これらの意見を受けて、(注 1) においてこの問題について解釈に委ねるという考え方を取り上げた。

#### 5 小括

これまで、第 2 ステージで検討された様々な提案を見てきたが、以下ではこれらの提案の整理を試みる。

	将来債権の譲渡後に付された特約の効力
第 45 回	①債務者は将来債権の譲受人に対して特約を対抗できないとする案。

<sup>289</sup> 部会第 70 回会議議事録・45 頁〔三上委員発言〕。

<sup>290</sup> 部会第 70 回会議議事録・45-47 頁〔三上委員発言〕。

<sup>291</sup> 部会第 70 回会議議事録・47 頁〔三上委員発言〕。

<sup>292</sup> 部会第 70 回会議議事録・45-46 頁〔鎌田部会長発言〕。

<sup>293</sup> 中間試案の補足説明・257 頁。大阪弁護士会民法改正問題特別委員会有志による提案は、将来債権譲渡後に譲渡制限特約が付された場合については、原則として債務者は特約を譲受人に対抗できるとする。これは、「譲受人は、譲受後に付された譲渡禁止特約の対抗を原則として受ける点において不利な立場に置かれるが、そもそも将来債権譲渡はその発生すら不確実な債権をあらかじめ譲渡することを含む取引であることを鑑みれば、債権譲受人としても、債務者のニーズに基づき事後に付された特約の対抗を受ける可能性もあらかじめ覚悟すべきであり、債権譲受人に不当な負担を課すものとも解されない」ことに基づくのである。大阪弁護士会民法改正問題特別委員会有志・前掲注 13) 5 頁以下。

<sup>294</sup> 中間試案の補足説明・257 頁。

(24.4.17)	②譲渡された債権の性質やそれを発生させる契約の性質に照らして特約が付されることが取引上一般的である場合に譲受人は悪意（又は重過失）とみなされるとする案。 ③債務者は将来債権の譲受人に対して特約を対抗できるとする案。 ④規定を設けないとする案。
第70回 (25.2.19)	将来債権が譲渡され権利行使要件が具備された場合にその後に特約がされたときであっても債務者はこれをもって譲受人に対抗できないとする案。
第71回 (25.2.26)	①将来債権が譲渡され権利行使要件が具備された場合にその後に特約がされたときであっても債務者はこれをもって譲受人に対抗できないとする案。 ②（注）規定を設けないとする案。

### 第3項 第3ステージでの議論

#### 1 「中間試案」に対して寄せられた意見

「中間試案」に対して寄せられた意見では、「将来債権の譲受人の利益と債務者の利益のバランスの観点」から中間試案に賛意を示した意見が多数を占めた<sup>295</sup>。中間試案のもとでは、将来債権が譲渡され権利行使要件が具備された後に譲渡制限特約が付された場合には、債務者が譲渡制限特約を譲受人に対抗することができないとされているが、これまで譲渡制限特約によって保護されてきた相殺の利益は、「債権譲渡と相殺」に関する規律により引き続き保護される。

その他の意見として、第二東京弁護士会は、「権利行使要件が具備される前に譲渡禁止特約がされたときは、譲渡禁止特約をすることが取引慣行上一般的である場合には、譲受人は重過失とみなされる」旨の規定を設けることを提案する<sup>296</sup>。債務者は、権利行使要件の具備後に付された譲渡制限特約を譲受人に対抗することができないという点で、第二東京弁護士会による提案と中間試案は共通している。ただ、両者は以下のような点で違いを見せている。すなわち、中間試案のもとでは、権利行使要件の具備時までに譲渡制限特約が付された場合には、債務者は常に特約を譲受人に対抗することができる。これに対して、第二東京弁護士会による提案のもとでは、権利行使要件の具備時までに譲渡制限特約が付された場合においても、譲渡制限特約を締結することが取引上一般的でないときは、債務者は特約を譲受人に対抗することができない。これは、譲渡制限特約を締結することが一般的であるかどうかによって、債務者と譲受人の優劣を決定するのである<sup>297</sup>。また、第二

<sup>295</sup> 部会資料 71-4・134 頁以下。他方、「権利行使要件具備の前後を問わず、債務者はこれを譲受人に対し対抗できない」とするアプローチと、権利行使要件の有無にかかわらず、債務者は特約の効力を主張できる」とするアプローチとも出された。

<sup>296</sup> 部会資料 71-4・136 頁〔第二東京弁護士会〕。

<sup>297</sup> 部会資料 71-4・136 頁〔第二東京弁護士会〕。「譲渡禁止特約をすることが取引慣行上一般的である場合には、債務者の利益を保護する必要性が高いと推認されるし、譲受人も譲渡禁止特約がされることを予測できるが、譲渡禁止特約をすることが一般的でない場合にはその逆であり、譲受人の保護を優先すべきである」という。

東京弁護士会は、将来債権が譲渡された前に取引譲渡などを定めた基本契約が締結され譲渡制限特約が付されるとのケースが多いことに鑑み、このようなケースにおいて「個別契約の締結は将来債権譲渡の後であっても、基本契約の締結が将来債権譲渡の前であれば、譲渡禁止特約を悪意・重過失の譲受人に対抗することができる」とする<sup>298</sup>。つまり、基本契約に譲渡制限特約が付された場合においては、将来債権以外の債権の譲渡と同様に、譲受人が特約につき悪意又は重過失であるかどうかをもって債務者と譲受人の優劣を判断する。

また、ABL協は、中間試案における規律とは別に「将来債権を媒介として信用供与（資金供給）を受けた者（譲渡人）と信用供与（資金供給）をした者（譲受人）との関係において、後者を保護するための一定の規律（たとえば、譲渡制限特約をするには譲受人の事前承諾を必要とする、譲渡制限特約をするにはそれにより生じる損失、損害の補償など）を設けること」を提案する<sup>299</sup>。将来債権の譲受人が債務者から譲渡制限特約の効力を対抗される場合には、債務者の請求に応じて譲渡制限特約を締結した譲渡人は、譲受人に対して原因関係維持義務違反に基づく責任を負う余地があると考えられる<sup>300</sup>。

## 2 部会第 83 回会議

第 83 回会議において検討の対象とされた民法（債権関係）の改正に関する要綱案のたたき台（8）では、次のような案が提案された<sup>301</sup>。

（4）将来債権が譲渡され、権利行使要件が具備された場合には、その後に上記 1（2）の特約がされたときであっても、債務者は、これをもって譲受人に対抗することができない。

これは、中間試案の基本的な立場を踏襲した提案である。「将来債権譲渡の効果が譲渡契約時に発生し、債権の処分権限が確定的に譲受人に移転」したことになる<sup>302</sup>としても、債務者との関係においては、将来債権の譲渡につき権利行使要件が具備しない限り、譲渡人が債権の処分権を失わないと考えられる<sup>303</sup>。このような考え方を採用する本提案のもとでは、権利行使要件の具備時まで譲渡制限特約が付された場合に、債務者は特約を譲受人に対抗することができる。他方、権利行使要件が具備した場合に、債務者との関係においても、譲渡人が債権の処分権を失っている以上、譲渡人と債務者は弁済の相手方を変更するような譲渡制限特約まで締結することができない<sup>304</sup>。

上記のような提案に対して、部会審議では将来預金債権の譲渡へ適用の可否が議論の中心となった。提案を将来預金債権の譲渡に適用するとしておくと、将来預金債権が譲渡され権利行使要件が具備された場合において、その預金口座が作成されたときは、債務者は、

<sup>298</sup> 部会資料 71-4 ・ 136 頁〔第二東京弁護士会〕。

<sup>299</sup> 部会資料 71-4 ・ 137 頁〔ABL協〕。

<sup>300</sup> 部会資料 71-4 ・ 137 頁〔流動証券協、長島大野常松〕。

<sup>301</sup> 部会資料 74A ・ 7 頁。

<sup>302</sup> 部会資料 71-4 ・ 135-136 頁〔阪大〕。

<sup>303</sup> 部会資料 74A ・ 9 頁参照。

<sup>304</sup> 部会資料 74A ・ 9 頁。

譲渡制限特約をもって譲受人に対抗することができないことになる。これに対して、「将来債権譲渡の場合は特約の存在について、悪意、重過失の譲受人を保護する必要がない」ことを理由として、「譲受人が当該契約について譲渡制限特約が付されるであろうことについて悪意又は重過失がある場合には特約を対抗できるようにする必要がある」という指摘が表明された<sup>305</sup>。「譲渡制限特約が付されるであろうことに悪意又は重過失がある場合」とは、譲受人が将来預金債権を譲り受ける時点で、将来預金口座に譲渡制限特約が付されることを知っている場合を指す。しかし、これまでの議論は、改正前法 466 条 2 項にいう主観的要件は、譲渡の時点で譲渡制限特約が付されている場合にしか機能しえないので、譲渡の時点で特約が付されていない場合には適用されないという理解を前提としている<sup>306</sup>。この立場からは、このような指摘は必ずしも妥当ではない。

部会審議では、次のような考え方も示された。すなわち、将来預金債権が譲渡された時点で、預金口座を開設するための銀行取引の基本契約が存在していれば、そこに譲渡制限特約が付されているわけであり、その基本契約から発生する預金債権に譲渡制限特約が及ぶとするものである<sup>307</sup>。また、銀行取引の基本契約がまだ締結されていない段階で、将来発生するかもしれない預金債権を譲渡した場合には、銀行は権利行使要件具備後に預金債権を譲渡した者(預金者)と新たに預金契約を結ばなければ済むとする考え方があった<sup>308</sup>。さらに、預金契約の中に特約が不可分に入っていれば、将来の預金債権の譲渡も、契約上の特約付債権の譲渡と解する見解も見られた。

### 3 部会第 93・95・96・97・99 回会議

第 93・95・96・97・98 回会議において検討の対象とされた「民法(債権関係)の改正に関する要綱仮案の原案(その 3)」、「民法(債権関係)の改正に関する要綱仮案の第二次案」、「民法(債権関係)の改正に関する要綱仮案(案)」、「民法(債権関係)の改正に関する要綱案の原案(その 1)」、「民法(債権関係)の改正に関する要綱案(案)」では次のような案が提案された<sup>309</sup>。

第 93 回会議 第 95 回会議 第 96 回会議	民法第 467 条第 1 項の規定による通知又は承諾がされた時に債権が現に発生していないときは、その後になされた 1 (1) アの意思表示については、1 (1) イの規定は、適用しない。
第 97 回会議 第 99 回会議	(1) イに規定する場合において、譲渡人が 3 の規定による通知をし、又は債務者が 3 の規定による承諾をした時(以下この第 19 において「対抗要件具備時」という)までに譲渡制限の意思表示がされたときは、譲受人その他の第三者がそのことを知っていたものとみなして、1 (1) イ(譲渡制限の意思表示がされた債権が預貯金債権の場合)にあっては、1 (5) ア) の規

<sup>305</sup> 部会第 83 回会議議事録・56 頁〔中原委員発言〕。

<sup>306</sup> 部会第 83 回会議議事録・56 頁〔松尾関係官発言〕。

<sup>307</sup> 部会第 83 回会議議事録・57 頁〔内田委員発言〕。

<sup>308</sup> 部会第 83 回会議議事録・57 頁〔内田委員発言〕。

<sup>309</sup> 部会資料 81-1・2 頁、部会資料 82-1・31 頁、部会資料 83-1・31 頁、部会資料 88-1・33 頁。

定を適用する。
---------

第96回会議において提案された要綱仮案の文言では表現上の明確性を欠いており、その後、解釈上の紛れを解消するために債務者対抗要件の具備時までに譲渡制限特約が付された場合において譲受人の悪意を擬制する方向で要綱原案が提案された<sup>310</sup>。これによって、譲渡制限特約が債務者対抗要件具備前に付された場合には、譲渡制限特約は常に譲受人に対抗することができることになる。ただ、譲渡制限特約の効力が弁済の相手方を譲渡人に固定する範囲に限定されるのである。

ところで、将来預金債権が譲渡された場合には、預金債権の譲渡に関する規律（第19の1（1）イ）を適用する。つまり、債務者対抗要件具備時までに譲渡制限特約が付されたときは、預金債権の譲渡は、その効力を有しない。要するに債務者が悪意の譲受人にいかなる制約を及ぼすことができるかは譲渡された将来債権の種類による。

### 第3款 民法改正の経緯の与える示唆

#### 第1項 基本的な考え方

改正法のもとでは、譲渡制限特約の締結は債務者対抗要件具備時より前であれば、債務者は特約を譲受人に対抗できるとされている（改正法466条の6第3項）。譲渡制限特約を譲受人に対抗できることの意味は、譲渡された将来債権の種類によって変わる。譲渡された将来債権が預金債権である場合に、債務者は譲渡制限特約の効力に基づいて当該譲渡をなかつたものとして行動することができる（改正法466条の5を適用する）。これに対して、譲渡された将来債権は預金債権以外のものである場合には、債務者は譲渡制限特約の効力に基づいて債権の帰属の変更を妨げることができず、たんに弁済の相手方を譲渡人に固定することができる（改正法466条2-3項を適用する）。

他方、改正法466条の6第3項の反対解釈として、譲渡制限特約の締結は債務者対抗要件具備時より後であれば、債務者は特約を譲受人に対抗することができないとされている。改正法は、譲渡制限特約の第三者効を認めない代償として改正法469条2項2号を設けて、これまで譲渡制限特約によって保護されてきた債務者の相殺利益を保護するのである。その他の債務者の利益（事務煩雑化の回避、過誤払いの防止）が害されることがあるとしても、相殺の利益が保護されるので、一応のバランスが取れているといえるだろう。もちろん債務者対抗要件の具備により将来債権譲渡の事実を知った債務者は、債権が譲渡されることを望まないのであれば、譲渡人との取引関係を終了させることができる<sup>311</sup>。

#### 第2項 「譲渡制限の意思表示がされたとき」の意味

債務者対抗要件具備時までに「譲渡制限の意思表示がされたとき」の意味が問題となる。まず、検討の対象となるケースを確認しよう。

<sup>310</sup> 潮見・前掲注9) 421頁。

<sup>311</sup> 部会資料74A・9頁。



Aは、将来Bに対して取得するかもしれない債権をCに譲渡し、債権譲渡登記により第三者対抗要件を具備した後、AB間では基本契約が締結されて継続的取引が開始された。基本契約にはAのBに対する債権の譲渡を制限する旨の条項が記載されていた。その後、AB間では個別契約甲（譲渡制限特約付き）が締結され、Aはこの契約に基づいてBに対して甲債権を取得した。そして、Cは、Aの債務不履行によってBに対して債務者対抗要件を具備した。さらに、その後にAB間では個別契約乙（譲渡制限特約付き）が締結され、Aはこの契約に基づいてBに対して乙債権を取得した。<sup>312</sup>

上記のケースにおいて、債務者対抗要件の具備時までに譲渡制限特約付き個別契約甲（又は譲渡制限特約付き基本契約）が締結されているので、甲債権について債務者は特約を譲受人に対抗することができる。問題は、乙債権については債務者が特約を譲受人に対抗することができるかということである。結論は、債務者対抗要件具備時より前に締結された譲渡制限特約付き基本契約が改正法466条の6第3項にいう「対抗要件具備時までに譲渡制限の意思表示がされた」ものになるかという判断による。

これに関しては、次のような2つの考え方があり得る。第1の考え方は、特約付き基本契約の締結時を「譲渡制限の意思表示がされたとき」と解すべきであるとするものである（基本契約基準時説）。つまり、債務者は基本契約の時点で将来発生する個別債権について「包括的・抽象的な弁済の相手方を固定する特約」を締結することができる。このような考え方のもとでは、乙債権については、乙債権を発生させる個別契約乙が債務者対抗要件具備時より後に締結されたとしても、基本契約が債務者対抗要件具備時より前に締結されている限り、債務者は特約を譲受人に対抗することができる。その理由は、事務煩雑化の回避と、過誤払いの防止に求める。上記のケースにおいて、甲契約に基づく甲債権について弁済先を固定し、乙個別契約に基づく乙債権について弁済先を固定しないという扱いが許容されることになれば、かえって事務処理の煩雑化と過誤払いを助長することになる。<sup>313</sup>

上記の第1の考え方に対して、第2の考え方は、特約付き個別契約の締結時を「譲渡制限の意思表示がされたとき」と解すべきであるとするものである（個別契約基準説）。つまり、個別契約が成立し、基本契約上の譲渡制限特約が当該個別契約の内容となったことをもって、その債権に関する「譲渡制限の意思表示がされた」と扱われるのである。このような考え方のもとでは、乙債権については、特約付き基本契約が債務者対抗要件具備時より前に締結されたとしても、乙債権を発生させる個別契約乙が債務者対抗要件具備時より前に締結されない限り、債務者は特約を譲受人に対抗することができない。<sup>314</sup>

このようにしてみれば、債務者対抗要件具備までに「譲渡制限の意思表示がされたとき」

<sup>312</sup> 事業再生研究機構編『債権譲渡法制に関する民法改正と事業再生』（商事法務、2017年）26頁。

<sup>313</sup> 石田・前掲注157）137頁。

<sup>314</sup> 赫高規「将来債権譲渡や相殺範囲に関する改正法案が実務に与える影響」事業再生研究機構編『債権譲渡法制に関する民法改正と事業再生』（商事法務、2017年）137頁。

について、論者によってその意味には食い違いが生じている。このような解釈論の問題を解決するには、改正法 466 条の 6 第 3 項はどう根本的な発想で設けられたかを検討する必要がある。また、譲渡制限特約の効力は、債権譲渡における債務者の相殺と密接に関連しており、改正法 469 条 2 項 2 号が 466 条の 6 第 3 項の解釈にどう影響したのかという視点は有益であると考えられる。上記のケースにおいて、債務者が乙個別契約に基づいて譲渡人に対して損害賠償請求権を取得した場合には、この債権を自働債権として個別契約甲に基づく甲債権を相殺することができるかは問題となる。改正法は、その 469 条 2 項 2 号において、債務者の譲渡人に対する反対債権が譲渡された債権を発生させる契約に基づいて生じたものであるときは、債務者は当該債権による相殺をもって譲受人に対抗することができる」と定めている。改正法は、「債権譲渡と相殺」について「同一の契約」という枠組みを採用した以上、この枠組みを超えて債務者に相殺を認めることは許されない。債務者は、その相殺利益を確保するためには、基本契約に将来発生する債権の弁済先を固定する特約を記載するほかはない。ちなみに「譲渡制限の意思表示の規定の改正に関する経過措置」に関する審議において、「譲渡制限の意思表示がされたとき」について基本契約基準説を採ることを前提として議論がされた<sup>315</sup>。この文脈では、改正法はその 469 条 2 項 2 号において、相殺に供するお互いの債権を「同一の契約」から発生するものに限っており、債務者は、基本契約に譲渡制限特約を記載することにより相殺可能な領域を創出することができる仕組みになっているといえるだろう。

## 第 5 節 改正法 469 条の趣旨と改正過程

### 第 1 款 問題意識

債権譲渡と相殺について、改正法は、無制限説を明文化した上で（469 条 1 項）、次のような 2 つの基準から相殺の範囲を拡張している。第 1 は、469 条 2 項 1 号にいう「対抗要件具備時より前の原因に基づいて生じ債権」である。第 2 は、同条 2 項 2 号にいう「譲受人の取得した債権の発生原因である契約に基づいて生じ債権」である。つまり、債権が譲渡された場合において、債務者の譲渡人に対する反対債権が第 1 の債権又は第 2 の債権であるときは、債務者は当該債権による相殺をもって譲受人に対抗することができる。それでは、相殺の範囲はどのような発想で拡張されてきたのか。また、「前の原因」及び「同一の契約」は具体的にいかなる場合を意味しているのか。これらの点について、民法改正の過程において、どのような事案を想定しているのか。以下では、改正過程から「前の原因」と「同一の契約」の意義を検討する。

<sup>315</sup> 石田・前掲注 157) 137 頁。赫・前掲注 314) 137 頁。部会資料 87・1 頁には、「施行日前に締結された基本契約において譲渡制限の意思表示がされていたケースにおいては、当該基本契約又はこれに基づき締結される個別契約に基づき発生する債権が譲渡される場合には、当該譲渡が施行日後にされたときであっても、譲渡制限の意思表示に関しては旧法の規定の適用を受けることになる」との文言がある。

## 第2款 民法（債権関係）部会における議論の推移

### 第1項 第1ステージでの議論

#### 1 部会第8回会議

第8回会議において検討の対象とされた「民法（債権関係）の改正に関する検討事項（5）」では、「債権譲渡と相殺の抗弁」について、次のような4つの案が提案された<sup>316</sup>。

【A案】規定を置くべきであるという考え方

【A-1案】抗弁が切断される時点までに債務者が譲渡人に対する債権を取得していれば自働債権と受働債権の弁済期の先後を問わず、相殺することができるとする規定を置くという考え方

【A-2案】抗弁が切断される時点までに債務者が譲渡人に対する債権を取得しており、かつ、その時点で相殺適状にない場合は、自働債権の弁済期が受働債権の弁済期よりも先に到来する場合に限り、相殺することができるとする規定を置くという考え方

【A-3案】抗弁が切断される時点までに債務者が譲渡人に対する債権を取得しており、かつ、その時点で既に相殺適状にあった場合に限り、相殺することができるとする規定を置くという考え方

【B案】規定を置かず、解釈に委ねるべきである

部会審議では、【A-1案】に対して否定的な見解が多数を占めた。例えば、債権譲渡の場合には、譲渡代金を支払う譲受人の保護の必要性があることを理由に、将来相殺できるかもしれない地位・利益を保護してよいか疑問であるとの意見があった<sup>317</sup>。その上で、この場合には、【A-3案】相殺適状説を採るべきであると指摘した<sup>318</sup>。この批判は必ずしも妥当ではないと思われる。まず、譲受人が、債務者対抗要件を備えた後に相殺の抗弁を受けると点において不利な立場に置かれるが、そもそも譲受人が他人の債権を譲り受けて利益を得ていることに鑑みれば、譲受人としても、相殺の抗弁を受ける可能性も覚悟すべきである。単に譲受人の保護の必要性を理由として、債務者の相殺の抗弁を相殺適状説に縮減すれば、それはあまりに譲受人の利益を保護し過ぎるものである。また、債権譲渡と相殺の優劣が問題となる場合に、債権の譲受人が事実上、相殺可能性を知っているケースが多いから、債務者の保護を後退させることにも疑問がある<sup>319</sup>。

上記の意見に関しては、「債権譲渡と相殺」の問題は、債権の譲渡制限特約の効力と関連しており、譲渡制限特約の効力が現在よりも大幅に否定されるよう考え方が採らない限り、どのような形になっても検討の余地があり得るとする意見もあった<sup>320</sup>。これは、譲渡制限特約の論点と「債権譲渡と相殺」の論点を合わせて債務者の相殺利益保護のあり方を

<sup>316</sup> 部会資料 10-2・54頁。【A-1案】は無制限説に対応する考え方、【A-2案】は制限説に対応する考え方、【A-3案】は相殺適状説に対応する考え方である。

<sup>317</sup> 部会第8回会議議事録・52頁〔岡（正）委員発言〕、中間的な論点整理の補足説明・165頁参照。

<sup>318</sup> 部会第8回会議議事録・52頁〔岡（正）委員発言〕。

<sup>319</sup> 大阪弁護士会・前掲注3）578頁。

<sup>320</sup> 部会第8回会議議事録・53頁〔三上委員発言〕。

考えるものである。譲渡制限特約の効力に関する改正は、「債権譲渡と相殺」にどう影響するかという視点は有益である。

## 2 部会第 22・25・26 回会議

第 22・25・26 回会議において検討の対象とされた「中間的な論点整理のたたき台(2)」、「中間的な論点整理のたたき台(1)(2)改訂版」、「中間的な論点整理案」では、債権譲渡と相殺について次のような論点が取り上げられた<sup>321</sup>。

第 22 回会議	債権の譲受人に対して債務者が相殺の抗弁を主張するための要件を条文上明確にすべきであるという考え方については、法定相殺と差押えや譲渡禁止特約の効力に関する検討結果を踏まえて、転付命令と相殺との関係についての議論にも留意しつつ、更に検討してはどうか。
第 25 回会議 第 26 回会議	債権の譲受人に対して債務者が相殺の抗弁を主張するための要件について、法定相殺と差押えに関する規律(上記(1)参照)に従うことを条文上明確にするかどうかについては、法定相殺と差押え、譲渡禁止特約の効力及び転付命令と相殺との関係に関する検討結果を踏まえて、債権譲渡取引に与える影響にも留意しつつ、更に検討してはどうか。

## 3 小括

第 1 ステージでは、第 8 回会議において検討の対象とされた部会資料では債権譲渡と相殺について無制限説、制限説、相殺適状説に相当する案が提案された。部会審議では、債権の譲受人に対して債務者が相殺の抗弁を主張するための要件について一致できなかった。その後の会議において、債権譲渡と相殺については具体的な提案が示されていないが、論点として取り上げられた。

## 第 2 項 第 2 ステージでの議論

### 1 「中間的な論点整理」に対して寄せられた意見

「中間的な論点整理」に対して寄せられた意見では、債権譲渡と相殺について無制限説を立つ明文規定を設けることに対して否定的な見解が多数を占めた。まず、債権譲渡と相殺と法定相殺と差押えとの利益状況に鑑み、債権譲渡と相殺については、事案に応じて細やかな利益衡量が行われるべきであるとする意見が示された<sup>322</sup>。また、債権が譲渡された場合に債務者が譲受人に対してどのような抗弁を主張できるのかについて、相殺の抗弁のみ明文の規定を設けるのはバランスを欠くことを理由として債権譲渡における債務者の抗弁にかかる解釈に委ねるべきであるとする意見があった<sup>323</sup>。さらに、債務者は譲渡制限特約を予め締結しておくことにより相殺の利益を確保することが可能であるとする意見

<sup>321</sup> 部会資料 22・20 頁、部会資料 25・63 頁、部会資料 26・64 頁。

<sup>322</sup> 部会資料 33-3・371 頁以下〔兵庫県弁・日弁連・仙台弁・広島弁・愛知県弁・改正を考える研・日大民研・商研・札幌弁〕。

<sup>323</sup> 部会資料 33-3・371 頁〔日弁連・仙台弁・大阪弁・広島弁・横浜弁・愛知県弁・堂島有志〕。

も見られた<sup>324</sup>。

上記の意見に対して、「判例法理である無制限説を前提としてきた実務運用を尊重する観点」から、無制限説を明文化することについて賛意を示した意見があった<sup>325</sup>。また、「法定相殺と差押えについて無制限説に立った明文規定を設けるのであれば、債権譲渡と相殺について無制限説に立つ立法を併せて行うことが規律の明確化の観点」から、債権譲渡と相殺について無制限説を明文化しておくことにも意味があるとする意見も見られた<sup>326</sup>。

## 2 部会第 45 回会議

第 45 回会議において検討の対象とされた「民法（債権関係）の改正に関する論点の検討（9）」では、債権譲渡と相殺について次の 3 つの案が提案された<sup>327</sup>。

【甲案】抗弁切断の基準時に、債務者が譲渡人に対して有していた既発生 of 債権だけでなく、抗弁切断の基準時後に発生又は取得する債権であっても、債務者の相殺の期待を保護すべき場合については、債務者は、当該債権をもって相殺の抗弁を主張できる旨の規定を設けるものとする。

債務者の相殺の期待を保護すべき場合としては、①抗弁切断の基準時に債権の発生原因が既に存在していた場合や、②抗弁切断の基準時に債権の発生原因が存在していない場合でも、譲渡された債権と関連して一体的に決済されることが予定された取引があり、取得した反対債権がその取引から生ずるものであった場合とする考え方の当否を検討する。

【乙案】抗弁切断の基準時に、反対債権を取得していた場合に限り、債務者は、譲受人に対して相殺の抗弁を主張できる旨の規定を設けるものとする。

【丙案】抗弁切断の基準時に、相殺適状が生じていた場合に限り、債務者は、譲受人に対して相殺の抗弁を主張できる旨の規定を設けるものとする。

【丁案】規定を設けないものとする。

【甲案】は、譲渡制限特約を第三者に対抗することができないという考え方を採用することを前提にして提示されたものである<sup>328</sup>。具体的には、抗弁切断基準時前に債務者の譲渡人に対する反対債権が既に発生していれば、（自働債権と受働債権の弁済期の先後を問わず）債務者は当該債権による相殺をもって譲受人に対抗することができる。さらに、債務者の反対債権が抗弁切断基準時後に発生又は取得するものであっても、一定の制約のもとで、債務者は当該債権をもって相殺の抗弁を譲受人に主張できるとする<sup>329</sup>。すなわち、【甲案】の①は、抗弁切断基準時より「前の発生原因」に基づいて生じた債権を自働債権とする相殺について、債務者の相殺の抗弁を保護する。また、【甲案】の②は、自働債権と受働債権に一定の牽連性がある場合に、抗弁切断基準時より「後の発生原因」に

<sup>324</sup> 部会資料 33-3・373 頁。「譲渡禁止特約を付することによる対応が可能である」という。

<sup>325</sup> 部会資料 33-3・371 頁〔信用組合〕。

<sup>326</sup> 部会資料 33-3・372 頁〔森・濱田松本有志〕。

<sup>327</sup> 部会資料 37・50 頁以下。

<sup>328</sup> 部会資料 37・52 頁参照。

<sup>329</sup> 部会第 45 回会議議事録・50 頁〔松尾関係官発言〕参照。

基づいて生じた債権を自働債権とする相殺について、債務者の相殺の抗弁を保護する。そして、牽連性があると認められる場合は、「譲渡された債権と関連して一体的に決済されることが予定された取引があり、取得した反対債権がその取引から生ずるものであった場合」に限られている。【甲案】は、譲渡制限特約の第三者効を認めない代償として、相殺の抗弁を拡張することによって債務者の相殺利益を保護しているのである。

それでは、改正前法ではどうか。改正前法のもとでは、債務者の譲渡人に対する反対債権は抗弁切断基準時までには発生していない場合には、相殺の利益は保護されないこととなる（468条2項の解釈）。しかし、このような場合に備えるためには、債務者としては譲渡制限特約を結んでおくことによって、相殺の利益を確保することができる。改正前法は、466条2項で債務者が譲受人に主張できる相殺の抗弁を抗弁切断基準時前に譲渡人に主張できたものに限っているが、債務者は譲渡制限特約により相殺可能な領域を創出することができる仕組みとなっている。改正前法の構成と部会資料37で提示された構成とでは、実質的には変わりがないと言えるかもしれない。ただ、両者は、次のような点で違いを見せている。すなわち、抗弁切断基準時より後に発生した反対債権による相殺の可否について、改正前法のもとでは、悪意の譲受人との関係でのみ相殺が認められるのに対して、部会資料37では、善意の譲受人との関係でも相殺が認められる。この意味で、部会資料37の構成は、債務者の保護に資すること大である。他方、部会資料37の上記の甲案でカバーされない場合には、債務者はあらかじめ譲渡制限特約を締結したとしても、その効力を譲受人に対抗することができない。この点では、改正前法のほうが債務者の保護に資するとは言えよう。

### 3 部会第3分科会第4回会議

先に確認したように債権譲渡と相殺の抗弁について第45回会議において審議が行われた。まず、【甲案】については、具体的にどのような場合に相殺ができることになるのか具体例を明らかにすべきであるとの意見があった<sup>330</sup>。また、譲渡制限特約の効力を制限するのであれば、【甲案】を採ることが必要であるとの意見もあった<sup>331</sup>。これらの論点について、部会第3分科会第4回会議では、審議が行われた。

#### (1) 債権譲渡における相殺の抗弁の限界

【甲案】は、別に将来債権の譲渡が問題なのではなくて、既発生債権の譲渡であろうが、将来債権の譲渡であろうが、将来発生するかもしれない反対債権による相殺の抗弁を一定の場合は認めようとするものである<sup>332</sup>。このような規定を設ける場合には、どのような場

<sup>330</sup> これに対して、機械売掛債権あるいは請負報酬債権と、メンテナンス契約上の損害賠償請求権との相殺などが具体例として挙げられた。部会第45回会議・51頁〔内田委員発言〕、部会第3分科会第4回会議・12頁〔松尾関係官説明〕。メンテナンスの場合は、売買契約あるいは請負契約と異なって別契約になり、一体なので相殺の対象になるということが、【甲案】のような規定が設けられると無理なく導ける。

<sup>331</sup> 部会第45回会議・51頁〔三上委員発言〕、部会第3分科会第4回会議・12頁〔松尾関係官説明〕。

<sup>332</sup> 反対債権が将来債権であるということに【甲案】のポイントがあると思われる。部会第3分科会第4回会議・24頁〔松本分科会長発言〕。

合に相殺の抗弁が認められるかは問題となる。債務者の相殺の期待を保護すべき場合としては、①抗弁切断の基準時に債権の発生原因が既に存在していた場合と、②抗弁切断の基準時に債権の発生原因が存在していない場合でも、譲渡された債権と関連して一体的に決済されることが予定された取引があり、取得した反対債権がその取引から生ずるものであった場合が挙げられている<sup>333</sup>。①は、抗弁切断の基準時に反対債権が未発生であったとしても、その時点で債権の発生原因が存在する債権を反対債権とする相殺については、相殺の期待が保護に値すると考えられることに基づいて提示されたものである<sup>334</sup>。つまり、抗弁切断の基準時に「発生原因のある債権」があるかどうかを基準として債務者の相殺利益を保護しようとする。これに対して、②は、譲渡された債権と反対債権の間に牽連性があることを根拠に、さらに債務者に相殺を認めようとするものである。②は、反対債権が抗弁切断の基準時より後の原因に基づいて発生している場合を対象としており、原因契約未締結の将来債権譲渡の場合に限定されるものではなくて、それ以外の場合にも及ぶ<sup>335</sup>。すなわち、既発生債権が譲渡され、抗弁切断の基準時後に、将来発生するかもしれない反対債権による相殺を債務者に認めるべきという場合である。なお、将来債務者の譲渡人に対する反対債権が発生した場合、どこまで債務者の利益を保護すべきか、保護する場合には文言をどうすべきかは議論の1つである<sup>336</sup>。

【乙案】は、従来の無制限説を意識して提示したものであり、停止条件付債権をその中に含めるということを考えていたわけではない<sup>337</sup>。しかし、部会審議では、【甲案】の発想を顧みて、【乙案】を膨らませようとする傾向が見られる<sup>338</sup>。まず、【乙案】の「反対債権を取得していた」というのは、停止条件付債権を取得していた場合も含むとする意見があった<sup>339</sup>。このような考え方を採用するのであれば、【乙案】と【甲案】の①はそれほど大きく変わらないと考えられる。また、将来債権の譲渡を念頭において、抗弁切断の基準時を譲渡された将来債権の発生時とする意見もあった<sup>340</sup>。将来債権譲渡については、多くの場合は、第三者対抗要件のみが先行して具備され、債務者対抗要件が具備されるのは結構遅い場面であることが普通であり、また、譲渡された債権は発生してから債務者対抗要件が具備される例が多い。そうだとすると、抗弁切断の基準時を債務者対抗要件具備時にするという一般論は、債務者にとって多くの場合には不都合が生じないと考えられる<sup>341</sup>。しかしながら、将来債権が譲渡され、早い段階で債務者対抗要件が具備され、その後に反対債権が発生した場合には、このような債権による相殺の抗弁を譲受人に対抗することが

<sup>333</sup> 部会資料 37・50 頁。

<sup>334</sup> 潮見佳男『民法（債権関係）改正法の概要』（金融財政事情研究会、2017年）162頁参照。

<sup>335</sup> 部会第3分科会第4回会議・22頁〔内田委員発言〕参照。

<sup>336</sup> 部会第3分科会第4回会議・30頁〔松本分科会長発言〕。

<sup>337</sup> 部会第3分科会第4回会議・14頁〔松尾関係官発言〕。

<sup>338</sup> 部会第3分科会第4回会議・22頁〔内田委員発言〕参照。

<sup>339</sup> 部会第3分科会第4回会議・12頁〔三上委員発言〕、17頁〔山野目幹事発言〕。

<sup>340</sup> 部会第3分科会第4回会議・12頁〔三上委員発言〕。

<sup>341</sup> 部会第3分科会第4回会議・19頁〔中井委員発言〕。

できないこととなる<sup>342</sup>。このような場面を想定して、将来債権の譲渡について、譲渡された将来債権の発生時若しくは債務者対抗要件具備時のいずれか遅い時期を抗弁切断の基準時とする案が提示された（以下【乙案-1】という）<sup>343</sup>。この提案を採用する場合には、債権譲渡の相殺の抗弁について【乙案】を採ったとしても、債務者にとってはそれほど問題がないかもしれない。ただし、いくら将来発生する反対債権の範囲を拡張しても、譲渡された将来債権が発生した後に発生する債権による相殺の抗弁を譲受人に対抗することができない<sup>344</sup>。また、既発生債権が譲渡され、債務者対抗要件が具備され、その後の債権の発生原因に基づいて反対債権を取得した場合には、債務者は相殺することができない。既発生債権の譲渡に対して、将来発生する債権でもって相殺したいというニーズがあれば、【甲案】の②を支持されると思われる<sup>345</sup>。その限りでは、【乙案-1】と【甲案】には違いが生ずる。債務者の利益保護という観点からすれば、【甲案】のほうが魅力的である。

## （2）相殺の抗弁と譲渡制限特約の効力

【甲案】は、譲渡制限特約を第三者に対抗することができないという考え方を採用することを前提にして提示されたものである。しかし、このような前提ルールを採用せず、譲渡制限特約の効力について相対的効力案を採用するのであれば、【甲案】のような規律を設けなくても債務者は相殺できる<sup>346</sup>。つまり、譲渡制限特約付債権が譲渡され、対抗要件が具備した場合には、債務者は譲渡人に弁済することができる限り、相殺の抗弁を譲受人に対抗することができる。そうだとすると、「債権譲渡と相殺の抗弁」のところで、債務者の譲受人に対する相殺の抗弁を議論する必要がないかもしれない。<sup>347</sup>。ただし、相対的効力案を採用したとしても、譲渡人に弁済すれば免責されるという地位が外れる場合があるとの指摘がある<sup>348</sup>。例えば、譲渡人について倒産手続の開始決定があった場合には、債務者は譲渡制限特約を譲受人に対抗することができず、譲受人に弁済しなければならない。債務者にとっては、譲渡された債権の弁済先は譲受人であるが、債務者は、「破産手続開始の決定があった」という事実を知った時（知ることができた時）までに生じた抗弁を譲受人に対抗することができる<sup>349</sup>。つまり、相対的効力案を採用した上で、譲渡制限特約の効力を譲受人に対抗できない事由を規定しても、債務者の譲渡人に対する相殺の抗弁が保護される。しかし、債務者は、特約対抗不能時に発生又は取得する債権による相殺の抗弁を譲受人に対抗することができない。これに対しては、債権譲渡と相殺の抗弁について【甲案】を採用する場合には、債務者はそのような抗弁を主張することができる。したが

<sup>342</sup> 部会第3分科会第4回会議・20頁〔三上委員発言〕。「もし、自分が債権譲渡を受ける譲受人の立場だとしたら、抗弁を受けないほうがいいですから、必ず先に第三債務者対抗要件を備えてしまおうと思います」という。

<sup>343</sup> 部会第3分科会第4回会議・30頁〔三上委員発言〕。

<sup>344</sup> 部会第3分科会第4回会議・22頁〔中井委員発言〕。

<sup>345</sup> 部会第3分科会第4回会議・31頁〔松本分科会長発言〕。

<sup>346</sup> 部会第3分科会第4回会議議事録・16頁〔中井委員発言〕。

<sup>347</sup> 部会第3分科会第4回会議議事録・16頁〔中井委員発言〕。

<sup>348</sup> 部会第3分科会第4回会議議事録・16頁〔内田委員発言〕。

<sup>349</sup> 部会資料37・19頁以下。



って、【甲案】は、相対的効力案の採用と結び付いていないわけではない。なお、改正法は、譲渡制限特約の第三者効を肯定しながら、債務者の相殺の抗弁を広く認めている。

#### 4 部会第 61 回会議

第 61 回会議において検討の対象とされた「民法（債権関係）の改正に関する論点の補充的な検討（1）」では債権譲渡と相殺について次のような案が提案された<sup>350</sup>。

(1) 債権の譲渡があった場合であっても、債務者は、譲渡人に対して有する反対債権による相殺をもって譲受人に対抗することができるものとする。

(2) 上記 (1) にかかわらず、債務者は、上記 (1) の反対債権が次のいずれかに該当するときは、当該債権による相殺をもって譲受人に対抗することができないものとする。

ア 債務者対抗要件の具備前の原因に基づいて生じた債権でなく、かつ、債務者対抗要件の具備時から債権発生までの間の当該債権と同一の原因に基づいて生じた債権でないとき

イ 債務者対抗要件の具備前の原因に基づいて生じた他人の債権又は債務者対抗要件の具備時から債権発生までの間の当該債権と同一の原因に基づいて生じた他人の債権を債務者対抗要件の具備後に取得したものであるとき

上記の提案のもとでは、①債務者対抗要件の具備時までに債権の発生原因が既に存在していた場合について、債務者は当該債権による相殺を譲受人に対抗することができることされるとともに、②債務者対抗要件の具備時までに債権の発生原因が存在していない場合でも、譲渡された債権と同一の原因から発生する債権である場合、債務者は当該債権による相殺を譲受人に対抗することもできるとされる<sup>351</sup>。

②は、第 45 回会議の【甲案】と異なり、反対債権と譲渡された債権と同一の原因に基づくことは要求されており、将来債権の譲渡のみを想定している<sup>352</sup>。これは、前の提案と比べてみると、「同一の原因」ということであるから、非常に狭い範囲で債務者に相殺を認めるという趣旨であろうと推察することができる<sup>353</sup>。既発生債権が譲渡された場合には、債務者は、債務者対抗要件具備時より後の原因に基づいて取得した債権による相殺の抗弁を譲受人に対抗することができるかどうかという問題が残された。債権が譲渡されたが、将来発生する反対債権でもって相殺したいという期待を債務者は持っていると考え。このような利益を確保したいのであれば、債務者は、譲渡制限特約を締結するほかはない。これと関連して、部会審議では譲渡制限特約の第三者効を認めないとしておくと、債務者は困る場面がかなり残っているとの指摘がされた<sup>354</sup>。

#### 5 部会第 3 分科会第 6 回会議

<sup>350</sup> 部会資料 50・24 頁。

<sup>351</sup> 部会資料 50・25 頁。

<sup>352</sup> その具体例としては、譲渡された将来の売買代金債権と、当該売買代金債権を発生させる売買契約の目的物の瑕疵を理由とする買主の損害賠償債権との相殺が挙げられる。部会資料 50・25 頁。

<sup>353</sup> 部会第 61 回会議議事録・57 頁〔三上委員発言〕。

<sup>354</sup> 部会第 61 回会議では、預金債権を念頭において、相殺の範囲が狭いこと理由に、引き続き譲渡禁止特約の効力を認めるべきとする意見が見られた。部会第 61 回会議議事録・58 頁〔三上委員発言〕。

既に紹介したように債務者は債務者対抗要件の具備「前の原因」、または債務者対抗要件の具備時から債権発生までの間の当該債権と「同一の原因」に基づいて生じた債権による相殺をもって譲受人に対抗することができる。しかし、「前の原因」、「同一の原因」といった言葉には不明確な部分がある。すなわち、具体的にどのようなものが「前の原因」または「同一の原因」に入り、どのようなものが入らないのは、明らかではない。これらの点については、第 61 回会議においてほとんど議論がなく過ぎたので、第 3 分科会第 6 回会議では、「前の原因」、「同一の原因」といった言葉遣いについては議論がされた。

まず、「前の原因」に関する審議を確認しておく。部会審議では、「前の原因」の意義を検討する際に、その典型例として想定していたのは、賃料債権が譲渡された場合に、賃借人は、必要費償還請求権または有益費償還請求権による相殺をもって譲受人に対抗することができるかというケースである<sup>355</sup>。賃借人による相殺の可否を判断する際に、必要費償還請求権または有益費償還請求権の発生原因は、債務者対抗要件具備前に存在するかどうかは、重要なポイントである。結局、必要費償還請求権または有益費償還請求権の発生原因をどのようにとらえるかによって相殺の可否が決まることとなる。部会審議では、反対債権の発生原因について次のような 2 つの考え方が示された。1 つは、反対債権の具体的な発生原因に基づいて判断する考え方である<sup>356</sup>。すなわち、必要費又は有益費の支出原因（損傷の存在など）が債務者対抗要件具備前に既に存在した場合には、このような費用の支出は、債務者対抗要件具備後であったとしても、債務者に相殺を認めるということである<sup>357</sup>。もう 1 つは、契約の締結という抽象的なレベルで反対債権の発生原因を捉える考え方である<sup>358</sup>。すなわち、必要費償還請求権または有益費償還請求権の発生原因は、賃貸借契約であるとする。債務者対抗要件具備時に、反対債権の具体的な発生原因は、まだ生じないが、本来であれば、賃貸人は必要費を出すべきであるという契約関係があり、反対債権の発生原因は契約関係であるとすれば、相殺することができる<sup>359</sup>。

次に、「同一の原因」に関する審議を確認しよう。「同一の原因」に基づくというような密接な牽連性のあるよう債権・債務間については、債務者に相殺を認めるべきであると思われる<sup>360</sup>。この点について、部会審議では、あまり異論はなかった。問題は、何が「同一の原因」に入るということである。事務当局の説明では、「同一の原因」に関する提案は、債務者対抗要件の具備時に譲渡された債権を発生させる契約すら締結されず、その後、契約が締結された場合を想定して示したものである<sup>361</sup>。例えば、将来の売買代金債権が譲

<sup>355</sup> 部会第 3 分科会第 6 回会議・21 頁〔中井委員発言〕。

<sup>356</sup> 部会第 3 分科会第 6 回会議・27 頁〔中井委員発言〕。

<sup>357</sup> 内田委員は、有益費償還請求権による相殺の抗弁について、否定的であり、「必要費についても、差押えが掛かったことを知りながら、あえて費用を掛けて相殺しようとする期待をどこまで保護する必要があるかという議論はあり得る」と指摘した。

<sup>358</sup> 部会第 3 分科会第 6 回会議・23 頁〔中井委員発言〕。

<sup>359</sup> 部会第 3 分科会第 6 回会議・36 頁〔沖野幹事発言〕。

<sup>360</sup> 部会第 3 分科会第 6 回会議・36 頁〔沖野幹事発言〕。

<sup>361</sup> 部会第 3 分科会第 6 回会議・24 頁〔松尾関係官発言〕。

渡され、債務者対抗要件が具備され、その後、売買契約が締結され、この契約に基づいて瑕疵の損害賠償請求権が発生した場合である。この例において、「同一の原因」にいう「原因」は、売買契約であると説明されている<sup>362</sup>。つまり、売買契約に基づく売買代金債権と、その契約に基づいて生じた瑕疵担保に基づく損害賠償請求権が「同一の原因」に基づいているということである。

将来の売買代金債権が譲渡され、債務者対抗要件が具備された後に、譲渡された債権を発生させる A 売買契約が締結され、その後、債務者対抗要件具備時より後に締結された別の B 売買契約に基づいて損害賠償請求権が発生した場合はどうか<sup>363</sup>。部会審議では、「同一の原因」に関する提案は、このような場合を想定していないという説明がされた<sup>364</sup>。当事者間では、基本契約が締結された場合はどうか。基本契約を「同一の原因」とみることができるとは問題である。類似の契約が幾つも締結され、その契約を「同一の基本契約」のもとで統合することは、考えられていないと思われるが、「同一の原因」の範囲は、解釈の余地があり得るとの指摘がされた<sup>365</sup>。譲渡された債権と反対債権は、同じ契約に基づくものではないが、密接に関連するときは、債務者に相殺を認めるべきか、ということについてより一層立ち入った検討が必要である。

「前の原因」又は「同一の原因」の解釈について一致ができなかったとしても、これによる相殺の抗弁が認められるという結論について、あまり異論はないので、この概念で規定を設けることが決められていた。なお、部会第 61 回会議の提案では、債務者対抗要件具備「前の原因」と当該債権と「同一の原因」という言葉が使われているが、その「原因」の意義は、必ずしも同じではない。第 3 分科会第 6 回会議では、「同一の原因」という場合の「原因」について、混乱を招くとして、言葉遣いを改めるべきであるとの指摘がされた<sup>366</sup>。

## 6 部会第 66 ・ 71 回会議

第 66 ・ 71 回会議において検討の対象とされた「中間試案のたたき台 (3)」、「中間試案」では債権譲渡と相殺について次のような案が提案された<sup>367</sup>。

第 66 回会議	<p>ア 債権の譲渡があった場合に、譲渡人に対して有する反対債権が次に掲げるいずれかに該当するものであるときは、債務者は、当該債権による相殺をもって譲受人に対抗することができるものとする。</p> <p>(ア) 権利行使要件の具備前に生じた原因に基づいて取得した債権</p> <p>(イ) 権利行使要件の具備時から譲渡された債権が発生する時までの間に当該債権と同一の契約に基づいて取得した債権</p>
----------	--

<sup>362</sup> 部会第 3 分科会第 6 回会議・ 25 頁〔松尾関係官発言〕。

<sup>363</sup> 部会第 3 分科会第 6 回会議・ 25 頁〔高須幹事発言〕。

<sup>364</sup> 部会第 3 分科会第 6 回会議・ 25 頁〔松尾関係官発言〕。

<sup>365</sup> 部会第 3 分科会第 6 回会議・ 27 頁〔沖野幹事発言〕。

<sup>366</sup> 部会第 3 分科会第 6 回会議・ 38 頁〔沖野幹事発言〕。

<sup>367</sup> 部会資料 55 ・ 24 頁。

	<p>イ 上記アにかかわらず、債務者は、権利行使要件の具備後に取得した他人の債権による相殺をもって譲受人に対抗することはできないものとする。</p>
<p>第 71 回会議</p>	<p>ア 債権の譲渡があった場合に、譲渡人に対して有する反対債権が次に掲げるいずれかに該当するものであるときは、債務者は、当該債権による相殺をもって譲受人に対抗することができるものとする。</p> <p>(ア) 権利行使要件の具備前に生じた原因に基づいて債務者が取得した債権</p> <p>(イ) 将来発生する債権が譲渡された場合において、権利行使要件の具備後に生じた原因に基づいて債務者が取得した債権であって、その原因が譲受人の取得する債権を発生させる契約と同一の契約であるもの</p> <p>イ 上記アにかかわらず、債務者は、権利行使要件の具備後に他人から取得した債権による相殺をもって譲受人に対抗することはできないものとする。</p>

第 66 回会議の提案は、第 61 回会議の提案の趣旨を変化させるものではなくて、ただ否定的な表現を肯定的な表現に改める。すなわち、第 61 回会議の提案は、原則として債務者は、譲渡人に対する反対債権による相殺をもって譲受人に対抗することができるとし、例外的に債務者対抗要件の具備前の原因に基づいて生じた債権でなく、かつ、債務者対抗要件の具備時から債権発生するまでの間の当該債権と同一の原因に基づいて生じた債権でないときは、債務者は当該債権による相殺をもって譲受人に対抗することができないとする。これに対して、第 66 回会議の提案は、債務者は、権利行使要件の具備前に生じた原因に基づいて取得した債権、または権利行使要件の具備時から譲渡された債権が発生する時までの間に当該債権と同一の契約に基づいて取得した債権による相殺をもって譲受人に対抗することができるとする。また、第 61 回会議での議論を踏まえて、第 66 回会議において「同一の原因」が「同一の契約」に改められた。

## 7 小括

第 45 会議において、譲渡制限特約を第三者に対抗することが一切できないというルールを採用することを前提として、これまで譲渡制限特約によって保護されてきた債務者の相殺の利益を保護するために、無制限説より相殺の利益を厚く保護する旨の案が提示された。すなわち、①抗弁切断基準時より前に反対債権の発生原因がすでに存在していた場合と、②抗弁切断の基準時に反対債権の発生原因が存在していない場合でも、譲渡された債権と関連して一体的に決済されることが予定された取引があり、取得した反対債権がその取引から生ずるものであった場合において、債務者による相殺の抗弁を認める。第 45 回会議以降の会議は、上記のような譲渡制限特約の第三者効を否定する提案を採用していないが、その「相殺の抗弁を拡張する」という発想を受け入れた。第 61 会議においては、

債務者の反対債権が債務者対抗要件の具備の「前の原因」に基づいて生じた債権である場合、債務者は当該債権による相殺をもって譲受人に対抗することができる（上記の①の基本的な立場）とされる。ただ、上記の②に関連して、債務者の相殺の利益を保護すべき場合が、反対債権が譲渡された債権と「同一の契約」から発生した場合に限定されている。その後の第3分科会第6回会議において、「前の原因」、「同一の契約」の意味について審議が行われたが、一致ができなかった。それにもかかわらず、債務者対抗具備時より前の原因に基づく債権、又は譲渡された債権と同一の契約に基づく債権による相殺の抗弁を認めるという方針が固まった。

### 第3項 第3ステージでの議論

#### 1 「中間試案」に対して寄せられた意見

先に確認したように、中間試案のもとでは債権が譲渡された場合において、譲渡人に対する債権が①債務者対抗要件具備時より前の原因に基づいて生じた債権、②譲渡された債権と同一の契約に基づいて生じた債権であるときは、債務者は当該債権による相殺をもって譲受人に対抗することができることとされている。①は第45回会議において作成された【甲案】の①を踏襲したものであり、②は【甲案】の②を基礎として「相殺の範囲」を絞った形で設けられたものである。つまり、「譲渡された債権と関連して一体的に決済されることが予定された取引があり、取得した反対債権がその取引から生ずるものであった場合」との要件よりも、債務者の譲渡人に対して有する債権が譲渡された債権と「同一の契約」から生ずるであることを要求する点で相殺の範囲が狭められている<sup>368</sup>。それにもかかわらず、「中間試案」に対して寄せられた意見では中間試案（②）の立場について賛意を示した意見が多数を占めた<sup>369</sup>。

他方、「中間試案」に対して寄せられた意見では②をさらに拡張すべきとの意見がされた。例えば、「商社や役所関係等の継続的な基本売買契約では、譲渡禁止特約を例が多い。これは、双方向の取引により生じる当事者間の債権債務について相殺を可能とし、担保的機能を与える趣旨である」との観点から、「『同一の契約』の範囲は、基本売買契約（具体的には原料売り、製品買いのための基本契約等。）その他の取引基本契約といったように幅広いものとして明記」すべきであるとする意見がされた<sup>370</sup>。また、「債務者と譲渡人との間に継続的取引関係があつて、譲渡債権と反対債権がともに継続的取引関係の中で生じたもの（例えば、継続的売買契約における売主の商品代金請求権と仕入割合に応じて買主が受ける割戻金の請求権や、借主から貸主への建設協力融資金の授受がされた賃貸借契約における貸主の賃料債権と借主の建築協力融資金返還請求権につき、一定期間単位で相殺し、決済することが予定されているもの等）であれば、相互に債権債務を有して

<sup>368</sup> 部会資料 71-4 ・ 129 頁。

<sup>369</sup> 部会資料 71-4 ・ 129 頁。

<sup>370</sup> 部会資料 71-4 ・ 129 頁。

おり、債務者の相殺の期待が保護されるべきである」とし、このような相殺を認めるために中間試案（上記②）の表現を改めるべきであるとする意見もあった<sup>371</sup>。さらに、「相殺に対する期待が合理的であると認められるのは、形式的に契約が同一である場合に限られず」とし、「社会的に一体として行われる一連の取引において生じた債権」についても相殺を認めるべきであるとする意見が見られた<sup>372</sup>。

なお、「債権譲渡と相殺の抗弁」と関連して、「将来債権譲渡において債務者が譲受人に対抗し得る抗弁を拡大すべきという要請」が相殺の抗弁に限られるべきではないとし、「将来債権譲渡に対抗し得る抗弁の規定をより一般化した形で設ける」べきであるとする意見があった<sup>373</sup>。

## 2 部会第 83 回会議

第 83 回会議において検討の対象とされた「民法（債権関係）の改正に関する要綱案のたたき台（8）では債権譲渡と相殺について次のような案が提案された<sup>374</sup>。

ア 債権が譲渡された場合において、債務者が譲渡人に対して有する債権が次に掲げるいずれかに該当するものであるときは、債務者は、譲受人が権利行使要件を備えた後であっても、当該債権による相殺をもって譲受人に対抗することができる。

（ア）権利行使要件の具備前の原因に基づいて生じた債権

（イ）権利行使要件の具備後の原因に基づいて生じた債権であって、その原因が譲受人の取得する債権を発生させる契約と同一の契約であるもの

イ 債権が譲渡され、譲受人が権利行使要件を備えた後に、他人が有する債権者に対する債権を債務者が取得した場合には、その債権が権利行使要件の具備前の原因に基づいて生じたものであっても、これによる相殺は、譲受人に対抗することができない。

まず、中間試案からの変更点を確認しておく。素案アは、「譲受人が権利行使要件を備えた後であっても」という限定を付している点で中間試案を変更している。また、素案ア（イ）は、将来発生する債権が譲渡された場合において」という限定を付していない点では、中間試案と異なっている。ただ、この規律は、将来債権が譲渡された場合に、その適用が限定される<sup>375</sup>。

部会資料 74A の説明によれば、素案ア（イ）は「権利行使要件の具備後に付された譲渡制限特約を譲受人に対抗することができないが、権利行使要件の具備後に生じた原因に基づいて発生した債権についても相殺の期待を保護することによって、将来債権が譲渡された後も譲渡人と債務者との間における取引を継続することができるのであれば、債務者の

<sup>371</sup> 部会資料 71-4 ・ 129 頁

<sup>372</sup> 部会資料 71-4 ・ 130 頁

<sup>373</sup> 部会資料 71-4 ・ 131 頁。「将来債権譲渡が行われ権利行使要件が具備された後に譲渡された債権が発生したが、この債権に同時履行の抗弁が付着しているといったケースでは、債務者はこの抗弁をもって譲受人に対抗し得るとすべき」という。

<sup>374</sup> 部会資料 74A ・ 13 頁以下。

<sup>375</sup> 部会資料 74A ・ 15 頁。

みならず、譲受人の利益にもなる」ということを考慮してされるのである<sup>376</sup>。つまり、債務者の相殺期待を保護することによって、取引の継続ないし譲渡された債権の発生を促すことができる<sup>377</sup>。

素案ア（イ）のような規定を設ける場合には、どのような場合に「同一の契約」が認められるのか、基準として不明確であるという批判があり得る。これに関しては、部会資料 74A の説明では、契約書は同一であるか否かは、「同一の契約」に該当するか否かを判断するにあたって重要な考慮要素であるが、決定的な意味をもつものではないという説明がされている<sup>378</sup>。具体的には、「全く関係のない 2 つの契約を一通の契約書で作成したとしても、これを「同一の契約」と評価するのは適当ではない」と考えられる<sup>379</sup>。他方、一通の契約書が作成されることが取引慣行上一般的である取引について、二通の契約書が作成された場合に、譲渡された債権と反対債権とが別の契約書から発生していたとしても、取引の一体性が考慮されることによって、『同一の契約』であると解釈されることはあり得る」とも考えられる<sup>380</sup>。しかし、いくら相殺の範囲を拡張したいのであっても、「同一の契約」という枠組みを超えることができない。

以上の提案に対して、部会における議論の中心は、ア（ア）の「前の原因」及び（イ）の「その原因」の意義にあった<sup>381</sup>。①ア（ア）にある「その原因」とア（イ）にある「同一の契約」の関係をどう捉えていくと考えられるのか、という点が問題となる。<sup>382</sup>この「その原因」は、「同一の契約」とイコールと考えてよいのか。それとも、実質的な判断を入れて、「その原因」が「同一の契約」を評価していくのか。それは色んな言い方があり得る。また、②賃料債権が譲渡され後に、賃借人が賃貸人に対して必要費償還請求権又は有益費償還請求権（反対債権）を取得した事案において、賃借人の反対債権の「原因」は何か、という点が問題となる<sup>383</sup>。この点について判断する際に、賃貸借契約、瑕疵の発生、修補、費用の投下という要素が考えられる。①について、事務当局は、これまでの議論を経緯を踏まえて「その契約」と「同一の契約」の関係を形式的に考えていくべきで、実質的に広げていくことは避けたほうが良いと説明する<sup>384</sup>。つまり、議論の経緯としては、中間試案の前では、「同一の契約」よりも少し広い概念で反対債権の発生原因を捉えようという考え方が取り上げられていたが、これに対して反対する意見があつて、その後の段階では、瑕疵担保責任に基づく損害賠償請求権と売買代金債権のような場合を念頭において相殺

<sup>376</sup> 部会資料 74A・15 頁。

<sup>377</sup> 中井康之「債権譲渡法制の民法改正案の概要」事業再生研究機構編『債権譲渡法制に関する民法改正と事業再生』（商事法務、2017 年）9 頁。

<sup>378</sup> 部会資料 74A・15 頁。

<sup>379</sup> 部会資料 74A・15 頁。

<sup>380</sup> 部会資料 74A・15 頁。

<sup>381</sup> 潮見幹事の質問に松尾関係官は答えている。部会第 83 回会議議事録・58-60 頁。

<sup>382</sup> 部会第 83 回会議議事録・58 頁〔潮見幹事〕。

<sup>383</sup> 部会第 83 回会議議事録・58 頁〔潮見幹事〕。

<sup>384</sup> 部会第 83 回会議議事録・58 頁〔松尾関係官発言〕。

を認める場合があるという議論があった。②については、契約と考えてよいと説明する<sup>385</sup>。ア(ア)にある「その原因」は契約として捉えると、ア(ア)にある「前の原因」も契約ということになるのか、という点が問題となる。

### 3 部会第93・96・97・99回会議

第93・96・97・99回会議において検討の対象とされた「民法(債権関係)の改正に関する要綱仮案の原案(その3)」<sup>386</sup>、「民法(債権関係)の改正に関する要綱仮案(案)」<sup>387</sup>、「民法(債権関係)の改正に関する要綱案の原案(その1)」<sup>388</sup>、「民法(債権関係)の改正に関する要綱案」では債権譲渡と相殺について次のような案が提案された。

<p>第93回会議 第96回会議</p>	<p>ア 民法第467条第1項の規定による通知又は承諾がされたときは、債務者は、その通知を受け、又はその承諾をした時(以下この(2)において「権利行使要件具備時」という。)より前に取得した譲渡人に対する債権による相殺をもって譲受人に対抗することができる。</p> <p>イ 債務者が権利行使要件具備時より後に取得した譲渡人に対する債権であっても、その債権が次に掲げるいずれかに該当するものであるときは、アと同様とする。ただし、権利行使要件具備時より後に他人の債権を取得したものであるときは、この限りでない。</p> <p>(ア) 権利行使要件具備時より前の原因に基づいて生じた債権</p> <p>(イ) (ア)に規定するもののほか、譲受人の取得する債権を生ずる原因である契約に基づいて生じた債権</p>
<p>第97回会議 第99回会議</p>	<p>ア 債務者は、対抗要件具備時より前に取得した譲渡人に対する債権による相殺をもって譲受人に対抗することができる。</p> <p>イ 債務者が対抗行使要件具備時より後に取得した譲渡人に対する債権であっても、その債権が次に掲げるいずれかに該当するものであるときは、アと同様とする。ただし、対抗行使要件具備時より後に他人の債権を取得したものであるときは、この限りでない。</p> <p>(ア) 対抗行使要件具備時より前の原因に基づいて生じた債権</p> <p>(イ) (ア)に掲げるもののほか、譲受人の取得する債権を生ずる原因である契約に基づいて生じた債権</p> <p>ウ 1(2)の場合におけるア及びイの規定の適用については、これらの規定中「対抗要件具備時」とあるのは、「1(2)の相当の期間を経過した時」とし、1(3)イの場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「対抗要件具備時」とあるのは、「1(3)イの規定により1(3)</p>

<sup>385</sup> 部会第83回会議議事録・58頁〔松尾関係官発言〕。

<sup>386</sup> 部会資料81-1・3頁。

<sup>387</sup> 部会資料83-1・32-33頁。

<sup>388</sup> 部会資料84-1・34頁。



	イの譲受人 から供託の請求を受けた時」とする。
--	-------------------------

部会資料 84-1 第 19、4 (2) ア及びウは、部会資料 83-1 第 19、4 (2) ア及びウを踏襲するものであるが、そのア及びウに加えて、債務者の抗弁切断基準時について特則を設けている。すなわち、債務者の債務不履行により譲受人が相当の期間を定めて譲渡人への履行を催告し、債務者がその期間内に債務を履行しない場合において、「対抗要件具備時」は、「相当の期間を経過した時」と読み替えられる。また、譲渡人の破産により、債務者は譲受人からの供託請求を受けた場合において、「対抗要件具備時」は、「供託の請求を受けた時」と読み替えられる。これによって、債務者は、これらの時点より後に譲渡人に対して反対債権を取得したとしても、一定の場合にはその相殺の抗弁が保護されることになる。

#### 4 小括

先に紹介したように中間試案は、債務者対抗要件具備時より後の原因に基づく債権による相殺の可否について、債務者の相殺の利益を保護すべき場合を反対債権が譲渡された債権と「同一の契約」から発生した場合に限定している。これに対して、中間試案に寄せられた意見では、中間試案の立場を採用した上で、さらに相殺の抗弁を拡張すべきであるとする意見が示された。つまり、債権が譲渡されたとしても、双方向の取引から発生する債権の相殺、継続的取引関係から発生する債権の相殺、社会的に一体として行われる一連の取引から発生する債権の相殺を保護すべきであるとする<sup>389</sup>。このような考え方は、債権譲渡と相殺について第 45 回会議の提案（【甲案】の②）を復活させるために提示されたものでしょう。部会審議では、このような考え方に対しては何らの議論も行われず、結局、要綱案は「同一の契約」という枠組みを採用した（改正法 469 条 2 項 2 号）。

### 第 3 款 民法改正の経緯の与える示唆

#### 第 1 項 基本的な考え方

改正法は、その 469 条 1 項において従来の無制限説を採用し、改正前法 468 条 2 項の規律内容を実質的に維持している。他方、同条 2 項 1-2 号においては無制限説の範囲をさらに超えて債務者による相殺の抗弁を認めている。具体的には、債務者の譲渡人に対して取得した反対債権の発生原因が対抗要件具備の時点で既に存在していれば、債務者は当該債権による相殺をもって譲受人に対抗することができる（同条 2 項 1 号）。また、反対債権の発生原因が対抗要件具備の時点で存在していない場合でも、反対債権が譲渡された債権の発生原因である契約に基づいて生じものであるときは、債務者も当該債権による相殺をもって譲受人に対抗することができる（同条 2 項 2 号）。ここで注意すべきは、同条 2 項 2 号が適用されるのは、将来債権が譲渡された場合に限られるということである<sup>390</sup>。例えば、将来の売買代金債権が譲渡され、対抗要件が具備された後に、売買契約が締結され、

<sup>389</sup> 部会資料 71-4 ・ 129-130 頁。

<sup>390</sup> 部会資料 74A ・ 15 頁。

買主が売買契約の債務不履行に基づいて損害賠償請求権を取得した場合に、買主は当該債権を自働債権として売買代金債権と相殺することができる。このような場合における相殺範囲の拡張は、将来債権譲渡における譲渡制限特約の効力と連動している。以下では、譲渡制限特約の効力に関する改正は、相殺範囲の拡張に与えていた影響を確認する。

改正法 469 条の 6 第 3 項では、対抗要件の具備後に付された譲渡制限特約が譲受人に対抗することができないとされている。これによって、これまで譲渡制限特約によって保護されてきた相殺の利益が保護されないことになる。どうしても相殺の利益にこだわる債務者には、譲渡人との取引関係を終了させるという選択肢しか残されていない。このような利益状況を念頭において、改正法は、その 469 条 2 項 2 号において対抗要件具備後に生じ原因に基づいて発生した債権による相殺の抗弁を保護することによって債務者が譲渡人との取引関係を維持することを促すというアプローチを採用した<sup>391</sup>。債務者が譲渡人との取引関係を継続する場合には、これまで譲渡制限特約によって保護されてきた債務者の相殺の利益は、改正法 469 条 2 項 2 号により引き続き保護されることになる。改正法は、譲渡制限特約の第三者効を認めない代償として 469 条 2 項 2 号を置き、債務者の相殺利益を確保しているのである。

## 第 2 項 「対抗要件具備時より前の原因」の意味

改正法 469 条 1 号にいう「対抗要件具備時より前の原因」は、具体的にいかなる場合を意味しているのか。まず、検討の対象となるケースを確認しておこう。

A は B に対する貸金債権を C に譲渡し、その旨が B に通知した。他方、AB 間では売買契約が締結されていた。A が商品を B に引渡したところ、契約に適合しない瑕疵があり、B は A に対して損害賠償請求権を取得した。売買契約が対抗要件具備前に締結されたものの、商品の引渡しが行われた場合に、B は損害賠償請求権を自働債権として貸金債権と相殺することができるのか。

このようなケースにおいて、損害賠償請求権の発生原因がどのような捉えられるべきか。改正法 469 条 2 項 1 号をめぐる展開された学説を確認してみると、次のような 3 つの考え方があり得る（詳しくは序章第 4 款第 1 項）。第 1 は、「前の原因」を契約の締結という抽象的なレベルで捉え、それ以上何らの制限を加えないとの考え方である。損害賠償請求権の発生原因が売買契約であるとすれば、B による相殺が認められる。第 2 は、「前の原因」をそれなりに具体的な内容に求めて限定的に解釈するとの考え方である。損害賠償請求権の発生原因が売買契約の締結ではなく、商品の引渡しであるとすれば、B による相殺が認められない。第 3 は、牽連性を有する場合と牽連性を有しない場合を分けて「前の原因」を検討するとの考え方である。具体的には、相殺に供される債権の間に牽連性がある場合には、契約の存在をもって「前の原因」があるものに対して、牽連性がない場

<sup>391</sup> 部会資料 74A ・ 14 頁。

合には、反対債権の具体的な発生原因をもって「前の原因」があるとする。ケースに即してみれば、相殺に供される貸金債権と損害賠償請求権の間に牽連性がなく、「前の原因」は反対債権の具的的な発生原因に基づいて判断され、Bは損害賠償請求権による相殺をもって譲受人に対抗することができない。

改正法 469 条 1 号にいう「対抗要件具備時より前の原因」について、第 2 の考え方又は第 3 の考え方を採用する場合に、債務者は不利益を被るおそれがある。例えば、B が瑕疵に気付かないうちに、売買代金を支払った場合に、売買代金債権が弁済により消滅し、損害賠償請求権を自働債権とし、売買代金債権を受働債権として相殺することができないし、損害賠償請求権又は代金減額請求権だけを主張することができる。債務者の利益を保護するため、第 1 の考え方があり得る。ただし、この解釈については、今後、司法の場では裁判例という形で争われてその当否が判断されることになる。「対抗要件具備時より前の原因」を広く解釈したとしても、司法の場ではそれが支持されないということもあり得る。債務者の譲渡人に対して取得した債権が 469 条 2 項 1 号にいう「対抗要件具備時より前の原因に基づいて生じた債権」に該当しないとされたときに、債務者の相殺の利益をどのような形で守るか。改正法では、債務者には相殺の利益を確保することができる道が存在する。すなわち、債務者は、貸金債権に譲渡制限特約を付すことにより相殺の利益を確保することができる（改正法 466 条 2-3 項）。

### 第 3 項 「譲受人の取得した債権の発生原因である契約」の意味

先に確認したように改正法 469 条 2 項 2 号は、第 45 回会議の提案を基礎として設けられたものである。第 45 回会議の提案では、債務者の譲渡人に対して取得した債権が、譲渡された債権を発生させる契約に基づいて生じたものでない場合でも、譲渡された債権と関連して一体的に決済されることを予定された取引があり、その取引から生ずるものであった場合に、債務者はこの債権による相殺の抗弁を譲受人に対抗することができる<sup>392</sup>。しかし、「債権譲渡と相殺」については、改正法はこの提案を採用せず、相殺することが許される債権は同一の契約から発生するものに限定される（改正法 469 条 2 項 2 号）。また、同項 2 号が適用されるのは、将来債権が譲渡された場合に限られる<sup>393</sup>。例えば、将来の売買代金債権が譲渡され債務者対抗要件が具備された後に、売買代金債権を発生させる契約が締結され、債務者が当該契約の目的物の瑕疵を理由として譲渡人に対して損害賠償請求権を取得した場合には、債務者は、損害賠償請求権を自働債権とし、売買代金債権を受働債権として相殺することができる<sup>394</sup>。これに対して、債務者が売買代金債権を発生させる契約と異なる契約に基づいて譲渡人に対して反対債権を取得した場合には、反対債権が同項 2 号にいう「譲受人の取得した債権の発生原因である契約に基づいて生じた債権」に該

<sup>392</sup> 部会資料 37 ・ 50 頁。

<sup>393</sup> 部会資料 74A ・ 15 頁。

<sup>394</sup> 部会資料 74A ・ 15 頁。

当せず、債務者は反対債権による相殺の抗弁を譲受人に対抗することができない。確かに譲渡された債権と反対債権とが異なる契約から発生していたとしても、取引の一体性が考慮されることによって、「譲受人の取得した債権の発生原因である契約に基づいて生じた債権」であると解されることがあり得るが<sup>395</sup>、改正法において、「同一の契約」という客観的な基準で認められる相殺の範囲を画することとした。

改正法において、相殺することが許される債権は同一の契約から発生するものに限定されたが、債務者は相殺の利益を確保することができるという法的手段が存在している。つまり、改正法はその 466 条 2-3 項において譲渡制限特約の第三者効を認めているので、債務者は、相殺の利益を確保するために、譲渡制限特約を締結することができる。譲渡制限特約が締結された場合に、相殺に供される譲渡された債権と反対債権とが異なる契約から発生していたものでも、債務者は反対債権を自働債権とし、譲渡された債権を受働債権として相殺することができる。改正法は、「同一の契約」という客観的な基準で認められる相殺の範囲を画しているが、債務者は譲渡制限特約を付すことにより相殺の利益を確保することができる仕組みになっている。

---

<sup>395</sup> 部会資料 74A・15 頁。牽連する債務間の相殺の具体例として、①「将来債権譲渡がなされ債務者対抗要件が具備された後に、将来債権と自働債権の発生原因となる単一の契約が締結された場合」、②「債権譲渡がなされ債務者対抗要件が具備された後に、受働債権の発生原因となる契約とは異なる、自働債権の発生原因となる契約が締結されたが、両契約が複合契約を形成している場合」、③「債権譲渡がなされ債務者対抗要件が具備された後に、受働債権の発生原因となる契約とは異なる、自働債権の発生原因となる契約が締結されたが、両契約が同一の基本契約（枠契約）上の個別契約（適用契約）である場合」が挙げられる。岩川隆嗣「双務契約の牽連性と担保の原理——フランス法における同時履行の抗弁を中心として（10 完）」法学協会雑誌 135 巻 12 号（2018 年）93-95 頁。

## 第3章 日本における民法改正の経緯と議論（その2）

### 第1節 問題意識

改正法は、その466条の5において、譲渡制限特約付預金債権が譲渡された場合には、譲渡制限特約をもって悪意又は重過失の譲受人に対抗することができるとしている。ただ、悪意又は重過失の譲受人に対抗することができる内容は、改正法466条3項と異なり、そのような譲渡をなかつたものとするものである（つまり、譲渡は無効とされる）。しかし、ここには2つの問題がある。第1の問題は、誰がこの無効を主張できるかである。また、第2の問題は、銀行との関係では、銀行は改正法466条3項によって保護されるはずなのに、預金債権の譲渡を無効としないと、保護されない利益とは何かという問題である。

以下では、改正過程において債務者である銀行の利益として、どのような利益が考えられていたのかを確認し、かかる利益が改正法466条3項で対応することができるのかを検討した後に（第2款）、改正法466条の5の独立の存在意義を探る（第3款）。

### 第2節 民法（債権関係）部会における議論の推移

#### 第1款 第1ステージでの議論

##### 第1項 部会第7回会議

第7回会議で検討の対象となる部会資料9-2では、譲渡制限特約によって保護されるべき銀行の利益に関しては、①「銀行預金には、譲渡禁止特約が付されていることが知られているところ、預金を担保とする預金者への貸付（預金担保貸付）等の関係で銀行による相殺の利益を保護する必要があること」、②「預金払戻しの際の過誤払いを防止する必要がある」という指摘があるとされた<sup>1</sup>。

部会審議では、預金債権異質論というか、預金債権を別扱いにすべき意見が示された。まず、預金債権（特に流動性預金）については、債権の譲渡なのか契約上の地位の譲渡なのかは不明であり、③預金の残高が常々に変わるところ、どの部分が譲渡されたのかの特定など非常に複雑な問題が発生し、④定期性預金も含めて預金全般に関してはマネーロンダリング規制があって、本人確認を受けない譲受人に対して払うわけにはいかないといった問題があると指摘された<sup>2</sup>。また、⑤銀行が譲渡人の倒産手続開始の有無を逐次把握することができないという指摘もあった<sup>3</sup>。部会資料9-2では、譲渡制限特約の効力について相対的効力案を採用することを前提に、特約を譲受人に対抗することができない事由として、譲渡人について倒産手続の開始決定があった場合が挙げられている。このような規律が発動すると、銀行は、譲渡制限特約をもって悪意又は重過失の譲受人に対抗することができず、そのような譲受人に弁済しなければならないことになる。そのため、銀行は、「預金債権譲渡の有無」ないし「譲渡人についての倒産手続の開始決定の有無」を確認、

<sup>1</sup> 部会資料9-2・4頁。

<sup>2</sup> 第7回会議議事録・6-7頁〔三上委員発言〕。

<sup>3</sup> 第7回会議議事録・8-9頁〔藤本関係官発言〕。

管理する必要が生じる。

## 第2項 部会第25回会議

既に紹介したように、第7回会議において、譲渡制限特約の効力を制限するという考え方を採用する場合であっても、預金債権について一定の例外を認めることが望ましいという意見が示された。しかし、これに対して預金債権について特別法で規定すればよいという反対意見があった。預金債権を別扱いすることに支持が集まらなかったのを受け、第22回会議において、論点として取り上げられなかった<sup>4</sup>。部会審議では、債権の種類又は性質に応じて譲渡制限特約の効力を民法のレベルで書き分けるという選択肢もあり得るとの指摘がなされた<sup>5</sup>。

第25回会議において、これまでの議論を踏まえ、預金債権について次のような考え方が示された。すなわち、「預金債権のように譲渡禁止特約を対抗することを認める必要性が高い取引類型から生ずる債権に、引き続き譲渡禁止特約に強い効力を認めるべき」という考え方である<sup>6</sup>。「譲渡禁止特約に強い効力を認める」とは、特約付預金債権が譲渡された場合には、悪意又は重過失の譲受人との関係では、預金債権の譲渡が無効であることを意味する。つまり、預金債権が譲渡されたとしても、預金が移転することはない。

## 第3項 部会第26回会議

第1ステージの終盤となる第26回会議において、譲渡制限特約の効力に関する論点として、次のようなものが示された。すなわち、「預金債権のように譲渡禁止特約を対抗することを認める必要性が高い取引類型から生ずる債権に、引き続き譲渡禁止特約に強い効力を認めるべきかどうかについても、特定の取引類型に適用される例外を民法で規定することについて上記の意見があることに留意しつつ、検討してはどうか」という。部会資料の説明によれば、これは、譲渡制限特約の効力を原則として制限した上で、大量迅速に弁済する必要がある預金債権に引き続き譲渡制限特約に強い効力を認めるとするものである<sup>7</sup>。譲渡制限特約により確保されているのは、迅速に弁済することである。しかし、預金債権について、譲渡制限特約に強い効力を認めないとすると、いかなる場面において銀行は迅速弁済することができないのかは不明である。

## 第4項 小括

ここまで、第1ステージで「譲渡制限特約に違反する預金債権譲渡の効力」をめぐって

<sup>4</sup> 部会資料22・1頁以下。

<sup>5</sup> 部会第22回会議議事録・5頁〔岡本委員発言〕。「譲渡禁止特約は原則として有効とした上で、一定の種類、一定の性質の債権について例外を設ける、あるいは逆に譲渡禁止特約については原則として無効あるいは効力を制限されたとした上で、債権の種類、性質に応じて一定の例外を設ける」という。

<sup>6</sup> 部会資料25・41頁以下。

<sup>7</sup> 中間的な論点整理の補足説明・107頁。

行われた議論を確認してきた。譲渡制限特約によって確保されている利益を確認すると、次のようになる。

	特約によって確保されている銀行の利益
第7回 (10.4.13)	①相殺利益の確保 ②過誤払いの防止 ③マネーロンダリング規制 ④預金の特殊性
第25回 (11.3.8)	—
第26回 (11.4.12)	⑤迅速に弁済すること

第2章で紹介したように、第1ステージでは、譲渡制限特約の効力をめぐって絶対的効力案、相対的効力案という案が提示された<sup>8</sup>。絶対的効力案と相対的効力案のいずれのもとでも、債務者は譲渡制限特約につき悪意又は重過失の譲受人に対抗することができる<sup>9</sup>とされている。「特約を譲受人に対抗することができる」ことの最低限の意味は、債務者は悪意又は重過失の譲受人からの履行請求を拒むことができ、かつ、もともとの債権者に弁済することができることにある（改正法466条3項の根本的な発想）。したがって、譲渡制限特約の効力について相対的効力案を採用したとしても、特約によって確保されるべき銀行の利益（上記①②⑤）は、保護されることになる。また、③は、民法のレベルで議論する問題ではない。すると、預金債権を別扱いにする理由はないように思える。しかし、すでに紹介したように、実際には預金者に弁済することができない場合も存在するとされていた。

第1ステージでは、譲渡制限特約の効力について相対的効力案を採用することを前提にしつつ、特約を譲受人に対抗することができない事由として（つまり、譲受人への弁済を強いられる場合として）、（a）譲渡人について倒産手続の開始決定があった場合、（b）特約付債権が悪意の譲受人に譲渡された後に譲渡人の債権者が特約付債権を差押えた場合、（c）債務者の債務不履行の場合が挙げられている。これらの事由が生じると、債務者は悪意又は重過失の譲受人からの履行請求を拒むことができず、譲受人に弁済しなければならないことになる<sup>9</sup>。

上記の3つの場面のうち（c）は、銀行が預金者に弁済すればよいだけだが（ただし、預金者が受領を拒むことも考えられる）、（a）（b）の場面を想定すると、債務者である銀行にとっては、「債権譲渡の有無」、「倒産手続開始決定の有無」又は「差押えの有無」

<sup>8</sup> 部会資料9-2・1頁以下、部会資料22・1頁以下、部会資料25頁・40頁以下、中間的な論点整理の補足説明・103頁以下。詳しくは、第2章が参照になる。

<sup>9</sup> 部会資料9-2・1頁以下、部会資料22・1頁以下、部会資料25頁・40頁以下、中間的な論点整理の補足説明・103頁以下。詳しくは、第2章が参照になる。

を調査し、管理する必要がある<sup>10</sup>。このような事実の有無を調査し、管理をしなければならぬとすると、いったん預金債権が譲渡されると、銀行は、事務処理費用をかけない限り、その払戻しを円滑かつ迅速に行うことができないことになり、譲渡制限特約によって確保されるべき⑤の利益が保護されないことになる。また、「債権譲渡の有無」などの管理に手落ちがあれば、過誤払いのリスクを受けるおそれがある(②の利益が保護されない)。さらに、譲渡制限特約によって確保されている①の相殺利益も保護されないことになる。なぜなら、第1ステージでは、債務者は、特約を譲受人に対抗することができなくなるまでに譲渡人に対して生じた抗弁を譲受人に対抗することができないのである。要するに、特約を譲受人に対抗することができない事由が生じることによって、特約によりて追求されている銀行の利益は保護されないおそれがある。預金債権を別扱いにする意義は、(a) (b) (c) のような規定を預金債権に適用しないことにある。

## 第2款 第2ステージでの議論

### 第1項 「中間的な論点整理」に対して寄せられた意見の検討

「中間的な論点整理」に対して寄せられた意見の中では、預金債権を別扱いにすることに肯定的な見解が示された。<sup>11</sup>なお、預金債権について例外を認めるのであれば、特別法で対応すべきであるという意見も見られた<sup>12</sup>。以下では、預金債権を別扱いにする理由を確認しておく。

まず、長島・大野・常松有志は、「譲渡に伴う事務の煩雑化の回避のために、銀行に対する預金債権など少額多数のものが存在し、大量かつ迅速な払出事務処理が求められるものに対しては、特則として譲渡制限特約付債権の譲渡は現行法どおりに無効とする旨の例外的な規律を設けること」が考えられるとする<sup>13</sup>。また、全銀協は、「(a) 預金は大量な取引を迅速に処理する必要があり、それが利用者の利益に資すること、(b) 預金債権は譲渡が禁止されていることが公知であり、譲渡禁止特約により譲受人に不測の損害を与えるおそれはないこと、(c) マネーロンダリングを防止する必要があること、(d) 預金債権については、随時の引き出しが可能であり、引き出した後に振り込むといった方法により、債権譲渡を同様の効果を得ることが容易であること」などの理由から、預金債権について従来のおり債権譲渡の効力を無効とする方向も考慮されるべきとする<sup>14</sup>。さらに、譲渡人について倒産手続の開始決定があったときは、債務者は特約を譲受人が払戻しを受けられるという場面を念頭において、「真の払戻権者の確認が困難となること……など、

<sup>10</sup> 特約付債権が悪意の譲受人譲渡された後に、譲渡人の債権者が特約付債権を差押えた場合には、裁判所から差押えの通知が届くわけであり、銀行は、「差押えの有無」を調査する必要がないかもしれないが、譲渡人について倒産手続の開始決定があった場合には、銀行は官報を見て「倒産手続開始決定の有無」を調査する必要がある。

<sup>11</sup> 部会資料 33-3・1-50 頁。

<sup>12</sup> 部会資料 33-3・23-26 頁。

<sup>13</sup> 部会資料 33-3・6-7 頁〔長島・大野・常松有志意見〕。

<sup>14</sup> 部会資料 33-3・11 頁〔全銀協意見〕。



銀行の適切な預金業務が損なわれるおそれがある」と指摘して、現行制度をベースとした絶対的効力案でよいとする意見もあった<sup>15</sup>。これに関連して、譲渡人倒産手続の開始決定があった場合には譲渡制限特約を譲受人に対抗することができないという旨の規定を設ける場合には、「銀行としては、倒産手続が開始する場合に備えて債権譲渡の通知の有無を日常的に管理しなければならなくなる」ため、「預金者の管理コストを削減するという譲渡禁止特約を付したメリットが失われかねず、預金実務への影響が甚大である」という指摘もなされた<sup>16</sup>。

ここまで、「中間的な論点整理」に対して寄せられた意見を見てきたが、預金債権を別扱いにする理由を整理してみると、次のようになる。①事務手続の煩雑化回避を目指すこと、②過誤弁済の危険回避を図ること、③払戻事務の円滑化確保を目指すこと、④マネーロンダリング対策、⑤特約効力制限規定の適用回避を目指すこと、といった理由である。①②③のような譲渡制限特約によって保護されるべき銀行の利益は、銀行が譲受人に対してその債務の履行を拒むことができ、かつ、譲渡人に弁済などを行うことができる限り、特約に違反する債権譲渡が有効であったとしても、現行法のとおり保護される<sup>17</sup>。しかしながら、譲渡制限特約の効力をもっと制限する規律が発動され、銀行が特約をもって譲受人に対抗することができなくなる場合には、①②③のような利益を保護するためには、何らかの手当てしておく必要があると思われる。預金債権については、特約付債権の譲渡を現行法のとおり無効とすることの意義は、相対的効力案を採用することを前提にして設けられた特約の効力を制限する規律は、預金債権に適用しないことにある。

## 第2項 部会第45回会議

改正前法 466 条の改正に関しては、預金債権を別扱いにすべきであるという意見が多く示されたが、第 45 会議で検討された部会資料 37 では、この問題を取り上げていない。事務当局は、預金債権を別扱いにすることに特に反対するわけではなく、単に「仮に規定を設けるとして場合その置き場所が民法であるかどうかは、問題となり得る」と説明した<sup>18</sup>。

それにもかかわらず、部会審議では、預金債権を別扱いにすることに賛意を示した意見が表明された。まず、「銀行の立場からしますと、預金債権が一括して対象から外れるか否かという論点と債権譲渡場面における、なかんずく、将来債権譲渡場面における相殺が対抗できる範囲にいかんによって、かなりこの部分の結論は変わってきますが、その分が確定していないという前提」を考へて、基本的には現行法の規律を維持すべきであるとの

<sup>15</sup> 部会資料 33-3 ・ 14 頁〔農中意見〕。

<sup>16</sup> 部会資料 33-3 ・ 14 頁〔信用組合意見〕。

<sup>17</sup> これに関しては、預金債権であっても、譲渡制限特約により債権者を固定できれば、債務者保護としては十分であり、現行法どおり譲渡に強い効力を認める必要がないとの指摘があった。部会資料 33-3 ・ 25 頁〔札幌弁意見〕。

<sup>18</sup> 部会資料 37 ・ 4-5 頁。

意見があった<sup>19</sup>。また、「相対的効力案を採用する場合の譲渡制限特約の効力の制限」に関しては、「破産手続開始決定等の後は譲渡禁止特約を対抗できないという趣旨が、譲渡が有効になって、破産管財人等に対して支払ったら二重払いになり得るという趣旨なのであれば、債権譲渡が過去にあったということを常に記録しておく負担が発生して、多数の預金者を抱えている銀行などにとってはほぼ不可能に近いことを強いられる」ということを理由に、反対意見を示すものがあった<sup>20</sup>。つまり、銀行が譲渡制限特約をもって譲受人に対抗することができないとする場合には、これまで特約によって保護されている事務手続の煩雑化回避、過誤弁済の危険回避といった銀行の利益は保護されないことになる。

### 第3項 部会第66回会議

上記の議論の過程で、「中間試案のたたき台」のところでは、預金債権を別扱いにする規律は、明文化として落ちており、「中間試案」にも存在しない。部会審議では、譲渡制限特約の効力を譲受人に対抗することができない事由に関しては、「譲渡の効果が宙ぶらりんになっている間に、差押えとか破産などの新たな事象が起こったときに、その通知を受けるだけでなく、債権譲渡があったことを長時間、記録して、それにプラスアルファの差押えなり、倒産が発生したということを組み合わせて判断をしなければならないということで、これはより一層、第三債務者に負担を掛けることになって改正の方針とは逆方向」であるとの指摘がされた<sup>21</sup>。とりわけ、銀行においては、支店も多数存するから、譲渡制限特約の効力を譲受人に対抗するができない旨の規定を設けておくと、銀行は、預金債権の譲渡を把握する必要性が生じ、譲渡通知をすべての支店に通知しなければならないことになる<sup>22</sup>。譲渡通知を全部の支店に通知するのは、不可能ではないが、銀行にとっては、事務手続の量が増やすことになる。上記のような指摘は、事務手続の量を節約するために、譲渡制限特約の効力を譲受人に対抗することができない旨の規定が預金債権に適用すべきではないと主張するものである。

### 第4項 小括

譲渡制限特約の効力に関しては、預金債権を別扱いにするものの要否は、第1ステージでは、議論されていた。しかし、これに対して特別法で規定すべきであるという反対意見が示された。この議論の過程で、第2ステージに入ると、これは問題として取り上げられ

<sup>19</sup> 部会第45回会議議事録・4頁〔三上委員発言〕。

<sup>20</sup> 部会第45回会議議事録・18頁〔三上委員発言〕。

<sup>21</sup> 部会第66回会議議事録・28頁〔三上委員発言〕。債権譲渡法改正の方針とは、第三債務者の負担を減らすことに求められる。

<sup>22</sup> 部会第66回会議議事録・28頁〔三上委員発言〕参照。預金債権については、「銀行は特別なものかもしれませんが、多数の支店を抱えて、どこで新規の取引が起こるか分からないときに、特に例えば将来預金債権のようなものが一括で譲渡されて、そういうものに関して5年前、10年前に譲渡通知が来たというのを保管・記録して、全部の店に通知していくというのは、不可能に近いです」という。

ていなかった。それにもかかわらず、部会審議では、預金債権の譲渡を念頭においてさまざまな意見が出された。議論の中心は、譲渡制限特約の効力を譲受人に対抗することができない旨の規定（上記（a）（b）（c））を預金債権に適用することの是非にあった。この規定が預金債権に適用されるという考え方を採ると、一定の事由が発生する場合には、特約によって保護されるべき債権者を固定する銀行の利益が失われ、譲受人に弁済しなければならなくなる。すると、銀行にとっては、預金債権譲渡の有無、またはかかる事由の有無を確認したり、管理しなければならないため、事務手続の量が増加することになる。この点に関しては、銀行の事務手続の量を節約するために、何らかの手当てしておく必要があるという問題意識は、審議の中で生まれた。つまり、預金債権について、特則として特約付債権の譲渡は現行法のとおりは無効とする旨の規定を設けるとするものである。繰り返しになるが、預金債権を別扱いにする意義は、相対的効力案を採用することを前提にして設けられた特約の効力を制限する規律は、預金債権に適用しないことにある。

### 第3款 第3ステージでの議論

#### 第1項 「中間試案」に対して寄せられた意見の検討

「中間試案」に対して寄せられた意見では、譲渡制限特約の効力を弁済先を固定するという範囲に限定し、譲渡制限特約に違反する債権譲渡であっても、完全に有効とすることに対して肯定的な見解が多数を占めた。他方、預金債権について、特約付債権の譲渡を現行法のとおりは無効とすべきであるとの意見も見られた。以下では、いかなる理由で預金債権を別扱いにするかということを確認する。

日商・東商は、「銀行の普通預金債務のように大量かつ迅速な支払いが要求されるものがあり、債権譲渡禁止特約の効力が見直されると、現場の実務が煩雑になるおそれがある」と指摘して、このような実務上の懸念に配慮する必要があるとする<sup>23</sup>。また、経済法令研は、「預金債権については、マネーロンダリング防止の政策的観点から、自由に譲渡できると解することは妥当でない」と指摘して、「預金債権のように債権者の資格が問題となる債権については、例外規定を設けるか、別途特別法で規律すべきである」とする<sup>24</sup>。

他方、一定の事由が生じた場合に債務者は特約をもって譲受人に対抗することができないという事態を念頭において、預金債権について特則を設けるべきとする意見が提出された。例えば、TMIは、「債務者が適切な支払をするためには、常にかかる事由が生じた場合に備えて当該債権に関する譲渡の有無を把握し、支払の都度、債権譲渡の有無を確認する必要が生じる。しかしながら、その場合には、事務コストが膨大となり、当該債務コストが利用者に転嫁されることが懸念されるほか、迅速な処理が困難となって取引相手の利便性が失われるなど、実務上の弊害が極めて大きい」と指摘して、このような事態を回避するために、預金債権について、「（4）ウ及びエの適用を除外するなど、債務者が譲受

<sup>23</sup> 部会資料 71-4・87頁〔日商・東商意見〕。

<sup>24</sup> 部会資料 71-4・87頁〔経済法令研意見〕。

人に譲渡制限特約を対抗することができない事由を限定するための特則を設ける必要がある」とする<sup>25</sup>。この他にも、預金債権のような特殊な債権については、「当該債権の譲渡人に倒産手続が開始されたという事実や当該債権が差し押えられたという事実を、本支店間等、債務者全体で共有することは困難である」と指摘して、「譲渡制限特約付債権の譲渡を現行法どおり無効とする等の手当てをすべきである」とする意見があった<sup>26</sup>。

ここまで、「中間試案」に対して寄せられた意見を見てきたが、預金債権について特則を設ける際のアプローチは、一般論として譲渡制限特約の効力を弁済の相手方を譲渡人に固定するという範囲を限定しており、例外的に預金債権について特約付債権の譲渡を現行法どおり無効とすることと、譲渡制限特約の効力を弁済の相手方を譲渡人に固定するという範囲を限定することを前提にして、単に債務者が譲受人に譲渡制限特約を対抗することができない旨の規定を預金債権に適用しないとするものの2つに大別することができる。いずれにせよ、預金債権を別扱いにする意義は、債務者が譲受人に譲渡制限特約を対抗することができない旨の規定が預金債権に適用しないことにある。

## 第2項 部会第83回会議

事務当局は、「中間試案」に対して寄せられた意見を踏まえ、第83回会議において預金債権について次のような案を提案した<sup>27</sup>。

民法第466条を部会資料74A第1、1の内容に改める場合には、預金債権を対象として、当事者間の特約によって譲渡を無効とすることができる旨の規律を設けるべきであるという考え方があり、このような規律の要否について、どのように考えるか。

これは、預金債権について特約付債権の譲渡を現行法どおり無効とするものである。部会資料74Bでは、「債権譲渡による資金調達の促進という観点から、譲渡制限特約を対抗することができないとするための規律を別途設ける場合には、譲受人が債務者に対して直接払戻しを請求することができる場合が生ずる以上……預金債権について例外として扱う規律の可否を別途検討することが必要となり得る」という指摘がされた<sup>28</sup>。ここで注意しておく必要があるのは、部会資料74Aでは特約を譲受人に対抗できない事由として、債務者が債務の履行について遅滞の責任を負う場合だけが取り上げられたという点である。

部会審議では、預金債権を例外とする規定を設けることの是非を検討する際に、その正当化の根拠を何に求めるのかというのが問題点となった。以下では、預金債権について特則を設けないとする場合に、金融事務においてはいかなる支障が生じるかを確認しておく。

まず、預金債権が譲受人に確定的に移転するとすれば、譲渡人から銀行に対する預金債

<sup>25</sup> 部会資料71-4・97頁〔TMI〕。

<sup>26</sup> 部会資料71-4・110-111頁〔長島大野常松・流動証券協〕。

<sup>27</sup> 部会資料74B・13頁。

<sup>28</sup> 部会資料74B・16-17頁。

務を払戻請求はできない一方、銀行は当該預金口座に対して支払停止条件を設定しなければならなくなる事務手続の量が増やすことになるという懸念が示された（以下「支障-1」という）<sup>29</sup>。また、普通預金債権のような譲渡制限特約が付された期限の定めのない債権が悪意又は重過失の譲受人に譲渡された場合に、譲渡人と譲受人のいずれも債務者に遅滞の責任を負わせるための請求することができない局面を念頭において、銀行はどちらに対して払えないという状況にあり、このようなデットロック状態に陥りながら遅滞になるのであれば、銀行にとっては法定利率による損害賠償金が発生するとの指摘も見られた（以下「支障-2」という）<sup>30</sup>。この他にも、預金債権が確定的に反社会的勢力に譲渡されれば銀行は全く関知しない間に、反社会的勢力との新たな取引関係が発生したり、反社会的勢力の預金残高が増えていくという事態が生じるとの指摘もなされた<sup>31</sup>。

しかし、上記のような支障が生じるかどうかは疑問する余地がある。まず、〔支障-1〕を確認しておく。確かに譲渡によって預金債権が譲受人に確定的に移転し、譲渡人はその債権の履行を請求することができないことになるが、銀行は預金口座の名義人が債権者であることを前提に払戻しに応ずればよい。そもそも支払停止条件は問題にならないはずである。次に、〔支障-2〕を見てみよう。預金債権が確定的に譲受人に移転した場合に、譲渡人は自らの名義で裁判を起こして銀行に対して請求することができないが、事実行為としての預金の払戻しができるので、事実として預金の払戻しを求めてくれれば銀行は払戻しに応じて、それによって債務は消滅する<sup>32</sup>。

### 第3項 部会第89回会議

既に紹介したように第83回会議で譲渡制限特約によって債権譲渡の効力は妨げられないという考え方を採用する場合には、預金債権について特則を設けるべきであるとする意見が提出された。しかし、これに対して反対意見があった。この議論の過程で、第89回会議においてこれは論点として取り上げないという形にされた。

ところが、部会審議では、従前の議論は別の形で復活したようになった。預金債権が譲受人に移転するとした場合には銀行取引実務にどのような影響を与えるのかというのは、議論の中心である。まず、預金債権について譲渡制限特約が付されても譲渡人と譲受人間では債権は移転することになれば、譲渡人に取立権限があったとしても、銀行としては譲渡された預金債権を別に管理しなければならないという指摘がなされた<sup>33</sup>。つまり、譲渡によって預金債権が譲受人に移転することになり、預金債権の帰属に変動が生じ得るため、銀行は、預金債権の譲渡を管理する必要性が生じる。具体的には、「預金残高のうち、発生時期を限定せずに、一定額のみ」または「始期と終期を定め、その間に発生する残高」

<sup>29</sup> 部会第83回会議議事録・34頁〔中原委員発言〕。

<sup>30</sup> 部会第83回会議議事録・38頁〔中原委員発言〕。

<sup>31</sup> 部会第83回会議議事録・34頁〔中原委員発言〕。

<sup>32</sup> 部会第83回会議議事録・38頁〔内田委員発言〕。

<sup>33</sup> 部会第89回会議議事録・10頁〔中原委員発言〕。

を譲渡した場合に、銀行はこのような譲渡の通知に対応できることが難しいとする<sup>34</sup>。

上記の指摘に対して、部会審議では強く反対する意見が提出された<sup>35</sup>。その理由を確認しておく、次のようになる。「譲渡制限特約付の預金債権が譲渡されると基本的に供託できるというルールが今回入ることで、譲渡されても元の預金者が請求してくる限りはそのまま払戻に応じて何の問題もなく、かつ譲受人が直接請求したきたり、あるいは倒産手続が始まりそうだとか、あるいは差押えがかかるという場面では即座に供託すれば免責されるということですので、あえて別勘定とまで言わなくても対応可能なのではないか」という<sup>36</sup>。この反論は預金債権について2つの場面を想定している。1つは、銀行は特約をもって譲受人に対抗することができるという場合である。この場合において、預金債権が譲渡されたとしても、元の預金者が請求してくる限り、銀行はそのまま払戻しに応じればよい。預金債権の管理に支障が生ずるという事態が想定し難い。もう1つは、一定の事由が生じることによって特約をもって譲受人に対抗することができるという場合である。この場合において、譲受人が銀行に対して直接払戻しを請求することができるが、銀行は即座に供託すれば免責される。

確かに部会資料 78B は、第 3 債権譲渡、1 (2) において債務者に供託する権利を認めているが、このような規定は預金債権に妥当するかどうかは疑問する余地がある。部会資料 74 の説明によれば、これは「譲受人が善意無重過失であれば譲渡人に弁済をすることができなくなるという点で、債務者が弁済の相手方の判断に迷うという状況には改正の前後で変化はない」ことを理由に、新たな独立の供託原因を設けるものである。しかし、譲渡制限特約付預金債権が譲渡された場合において、譲受人が常に悪意または重過失であるため、銀行はそのような譲渡をなかったものとして行動すればよい。「債務者が弁済の相手方の判断に迷う」という事態は、銀行にとっては発生する可能性がないはずである。他方、このような規定が預金債権に妥当したとしても、銀行は預金債権の譲渡を管理する必要性もある。なぜなら、供託をした銀行は、譲渡人及び譲受人に供託の通知をしなければならないからである。

#### 第 4 項 部会第 93 回会議

##### 1 事務当局による提案

預金債権を別扱いにすることについて反対する意見があるにもかかわらず、第 93 回会議で決断にいたった。預金債権の譲渡性を制限する特約の効力について、次のような案が提案された<sup>37</sup>。

預金債権又は貯金債権に係る債権の譲渡性を制限する特約の効力について、次のような

<sup>34</sup> 部会第 89 回会議議事録・10 頁〔中原委員発言〕。

<sup>35</sup> 銀行としては、最終的に預金者が誰であるかよりも、誰に弁済すれば免責されるということは重要である。部会第 89 回会議議事録・26-27 頁〔内田委員発言〕。

<sup>36</sup> 部会第 89 回会議議事録・26 頁〔内田委員発言〕。

<sup>37</sup> 部会資料 81-3・2 頁。

規律を設けるものとする。

ア 預金口座又は貯金口座に係る預金又は貯金に係る債権（以下「預貯金債権」という。）について（1）アの意思表示がされた場合において、悪意又は重大な過失がある第三者がその債権を譲り受けたときは、（1）アの規定にかかわらず、その債権の譲渡は、その効力を有しない。

イ 預貯金債権に係る（1）アの意思表示は、差押債権者に対抗することができない。

これは、預貯金債権について譲渡制限特約付債権の譲渡はその効力を有しない旨の規定を定めるものである。これによって、預貯金債権が譲渡されたとしても、銀行は現在のとおりそのような譲渡をなかつたものとして行動すればよい。部会資料 81-3 では、この規律を説明する際に問題事例として想定されていたのは、次のようなものである<sup>38</sup>。すなわち、①ある時点における預貯金債権の残高 100 万円が譲渡された後に、②その口座に 100 万円が入金され、③更にその後、100 万円の払戻しがされた。預金債権について特別を設けないとする場合には、譲渡によって債権が譲受人に移転することになり、預貯金債権の帰属に変動が生じ得るため、債務者である銀行にとっては、次のような問題が生じるとの説明がされている<sup>39</sup>。

第 1 に、上記の事案において、③の払戻しをされた後の残高 100 万円が譲渡の対象となっていた債権かどうか不明確であり、債務者である銀行は、債権の譲受人からの払戻請求の応じてよいかどうかの判断に悩むことになる（以下「問題-1」という）。第 2 に、口座名義人の債権者から差押えがあった場合に、その差押えによって口座名義人による払戻しに応じてはならないことになるのか（以下「問題-2」という）。第 3 に、①の譲渡による譲受人の債権者から差押えがあった場合に、その差押えが有効であることを前提として、権利供託（民事執行法第 156 条 1 項）をすることができるか（以下「問題-3」という）。これらの問題について銀行がどの範囲で差押えに応じなければならないかという点を検討しなければならないとすると、いったん預貯金債権が譲渡されると、その払戻しを円滑かつ迅速に行うことができないことになる（以下「問題-4」という）。

しかし、上記のような問題が生じるかどうかは疑問する余地がある。まず、〔問題-1〕を確認しておく。銀行が譲渡制限特約をもって譲受人に対抗することができる限り、預貯金債権の譲渡を無視して預金口座の名義人が債権者であることを前提に、払戻しに応ずればよい。譲受人からの払戻請求に応じる必要はないはずである。また、〔問題-2〕については、③の時点における預貯金債権残高 100 万円が、譲渡対象の預貯金債権であるか否かは不明であるが、銀行は権利供託できるのであれば問題が解決することができる。この場合には、銀行は権利供託できるかどうかは重要なポイントである。〔問題-3〕については、譲受人は悪意または重過失があった場合においてその債権者が預貯金債権に対して差押えをしたときは、銀行はその債務の履行を拒むことができ、かつ、譲渡人に対する弁済そ

<sup>38</sup> 部会資料 81-3 ・ 3 頁。

<sup>39</sup> 部会資料 81-3 ・ 3-4 頁。

の他の債務を消滅させる事由をもって差押債権者に対抗することができるので、譲受人の債権者の差押えに応じる必要はないはずである。この3つの問題が解決されるなら、〔問題-4〕を検討する余地がないことになる。というのは、銀行が譲渡人の債権者又は譲受人の債権者差押えに応じる必要がないからである。結局、預貯金債権を別扱いする意義は、銀行の権利供託を正当化することに求めることができる。

なお、上記の議論は、口座の名義人が銀行に対して事実行為としての払戻請求をすることを前提にして取り上げられていたものである。口座の名義人が預貯金債権の払戻しを求めない場合はどうなるか。例えば、AのB銀行に対する特約付預貯金債権が第三者Cに譲渡され後に、Cが当該債権をDに譲渡し、Dも当該債権をさらにEに譲渡した。他方、いずれの譲渡も対抗要件を備えた。この事案において、B銀行はAに対して払戻をすればよいが、Aは受け取らない可能性がある。Aが受け取らない場合には、銀行は供託することができる（民法495条）。供託をした銀行は、債権者である譲渡人に通知すればよい。預貯金債権に関する第93回会議の提案は、銀行の供託を正当化するためのものであると見ることができる。この提案を銀行の供託を正当化するためのものとする、この提案と部会資料81-1第2債権譲渡1(3)アとの関係は、どのように理解すればよいか。部会資料81-1第2債権譲渡1(3)アによって、銀行はその譲渡された金銭債権の全額に相当する金銭を供託することができるが、その事実を譲渡人と譲受人の双方に対して通知する必要がある。譲受人に通知しなければならないとすると、いったん預貯金債権が譲渡されると、銀行は譲渡の通知（または譲渡の過程）を記録して、その事実を全部の支店に通知しておく必要性が生じる。しかし、銀行にとっては、譲渡の事実を本支店間で共有することが困難であり、事務手続の量も増やすことになる。これに対して、本提案のもとでは、銀行との関係で債権者となる譲渡人に供託の事実を通知すればよい。預貯金債権の譲渡の過程、又は譲渡の通知を管理する必要がある。いずれにせよ、本提案は銀行の権利供託を正当化する機能があるといえる。

## 2 部会審議

部会審議では、預金債権を別扱いにした理由とは何か、という点が問題となる。この点に関しては、事務当局は、次のように説明した<sup>40</sup>。部会第83回会議において、預金債権について改正前法466条を維持すべきであるという提案が取り上げられており、その正当化の根拠をマネーロンダリング対策に求めた。これに対して、預金債権のみを例外とする規定を設ける理由は不明確であり、あるいは、預金債権に関する例外を設けるとしても、そういった観点から民法に規定を設けることが適切ではないといった意見があり得る<sup>41</sup>。ただ、部会第89回会議以降、預金債権について、例外を設けるべきであるという意見は、その理由が大分変わっている。最も大きな理由として挙げられているのが、①預金債権の性質に関わるものである。すなわち、預金債権の成り立ちの仕組みなどとの関係では、

<sup>40</sup> 部会第93回会議議事録・38頁〔松尾関係官発言〕。

<sup>41</sup> 部会第93回会議議事録・38頁〔松尾関係官発言〕。



その性質上、預金債権の管理が困難になる。他にも、②預金債権については、引き出して現金化することが可能であって、譲渡を認める実質的な必要性が乏しいため、それが譲渡された場合が詐害的である可能性が高いということも考えられる。事務当局は、預金債権を別扱いにした理由を語る際に、その典型例として想定されていたのは、普通預金であった<sup>42</sup>。このような説明が定期預金にも妥当するかは、問題である。普通預金を想定して組み立てられた規律は、普通預金以外の定期預金にも適するかということについて、事務当局は、次のように説明した。①及び②以外の理由なども含めて考えると、この規律が定期預金に適用すればよい。また、現実の問題としては、預金種類ごとに条文を設けるのが難しい。

### 第5項 部会第95・96・97回会議

預貯金債権に関する第93回会議の提案がそのまま第95回会議の提案となった。第95・96・97回会議の提案を整理してみると、次のようになる<sup>43</sup>。

第95回会議	預金口座又は貯金口座に係る預金又は貯金に係る債権（以下「預貯金債権」という。）について（1）アの意思表示がされた場合において、悪意又は重大な過失がある第三者がその債権を譲り受けたときは、（1）アの規定にかかわらず、その債権の譲渡は、その効力を有しない。
第96回会議	預金口座又は貯金口座に係る預金又は貯金に係る債権（以下「預貯金債権」という。）について譲渡制限の意思表示がされた場合において、そのことを知り、又は重大な過失によって知らなかった第三者がその債権を譲り受けたときは、（1）アの規定にかかわらず、債務者は、譲渡制限の意思表示をもってその第三者に対抗することができる。
第97回会議	預金口座又は貯金口座に係る預金又は貯金に係る債権（以下「預貯金債権」という。）について当事者がした譲渡制限の意思表示は、（1）アの規定にかかわらず、その譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかった譲受人その他の第三者に対抗することができる。

まず、第95回会議から第96回会議までの変更点、又は第96回会議から第97回会議までの変更点を確認しておく。「債務者は、譲渡制限の意思表示をもってその第三者に対抗することができる」又は「譲渡制限の意思表示は……第三者に対抗することができる」とは、譲渡制限特約付預貯金債権の譲渡が無効であることを意味する<sup>44</sup>。そうだとすると、第95回会議の提案と第96回会議の提案とは、譲渡制限特約付預貯金債権の譲渡が無効で

<sup>42</sup> 事務当局は、預金債権の成立などに関わる説明は、基本的には普通預金債権を念頭においていることを自認する。部会第93回会議議事録・39頁〔松尾関係官発言〕。

<sup>43</sup> 部会資料82-1・31頁、部会資料83-1・31頁、部会資料84-1・32-33頁。

<sup>44</sup> 部会第96回会議議事録・27頁〔松尾関係官発言〕参照。

あるという点で共通している。ただ、第 95 回会議の提案のもとでは、譲渡無効の主張権者が債務者に限定されていない。譲渡人の破産管財人、差押債権者、同一債権が多重譲渡された場合の競合する譲受人など債務者以外の第三者が、譲渡無効を主張することができるかという問題が残されていた。これに対して、第 96 回会議の提案は、譲渡無効の主張権者を債務者に限定している。これによって、債務者以外の第三者が、譲渡無効を主張することができないことになる。結果としては、譲渡制限特約によって保護されているのは、債務者だけである。

また、第 97 回会議において、第 96 回会議で提示されいた「譲渡制限の意思表示がされた場合において、そのことを知り、又は重大な過失によって知らなかった第三者がその債権を譲り受けたときは、(1) アの規定にかかわらず、債務者は、譲渡制限の意思表示をもってその第三者に対抗することができる」が「当事者がした譲渡制限の意思表示は、(1) アの規定にかかわらず、その譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかった譲受人その他の第三者に対抗することができる」に改められた。これは、実質的に第 96 回会議の提案を変更するものではない。しかし、このような修正を加えると、第 97 回会議の提案は、譲渡制限特約の主張権者が明らかではない状況にある。譲渡制限特約の主張権者をめぐって展開されてきた従前の議論は、再び復活するおそれがある。

### 第 3 節 民法改正の経緯の与える示唆

ここまで、第 3 ステージで検討されたさまざまな提案をみてきたが、その議論の流れを整理して見ると、次のようになる。

「中間試案」に対して寄せられた意見には、改正前法 466 条を改正するのであれば、譲渡制限特約付預金債権の譲渡を無効とすることを可能とする規律を設けることを求める意見が少なくない<sup>45</sup>。第 83 回会議において、事務当局はこれを踏まえ、預金債権を対象として譲渡制限特約によって譲渡を無効とすることができる旨の案（改正法 466 条の 5）を提案した。しかし、これに対して債務者である銀行は譲渡人に弁済すれば免責されるので、金融実務に支障が生ずるという事態は想定し難いとして反対する意見があった<sup>46</sup>。この議論の過程で、第 89 回会議においてその規律（改正法 466 条の 5）は明文として落ちているが、部会審議では、譲渡によって預金債権が移転することになれば、銀行としては譲渡された預金債権を別に管理しなければならないといった指摘がなされた<sup>47</sup>。しかし、これに対して銀行は供託（改正法 466 条の 2）すれば免責されるので、特に預金債権の譲渡を管理する必要がないという反論があった<sup>48</sup>。それにもかかわらず、第 93 回会議において、事務当局は預金債権の特殊性に鑑み、譲受人が悪意又は重過失であれば、「特約付

<sup>45</sup> 部会資料 71-4・86-113 頁、部会資料 74B・16 頁。

<sup>46</sup> 部会第 83 回会議議事録・38 頁〔内田委員発言〕。

<sup>47</sup> 部会第 89 回会議議事録・10 頁〔中原委員発言〕。

<sup>48</sup> 部会第 89 回会議議事録・26 頁〔内田委員発言〕。

預金債権の譲渡は、その効力を有しない」旨の規定を設けるとした。

ところで、このような提案を採用する場合には、譲渡無効の主張権者が誰であるかが問題となる。そして、第 93 回会議においては、誰が無効を主張できるかについて明示的な文言は見当たらないが、第 96 回会議において、譲渡無効の主張権者を「債務者」とするとの文言が追加された。しかし、それ以降の会議においては、この「債務者」という文言は削除された。「債務者」という文言が追加された際も、削除された際も、その理由は述べられていない。したがって、無効の主張権者が誰であるかについては改正法のもとでも、解釈の余地がある。

次に、預金債権に係る譲渡制限特約に関する特則（改正法 466 条の 5）の独立の存在意義を確認しておく。

第 1 に、譲受人の催告権限に関する規定（改正法 466 条 4 項）が預金債権に適用されないことである。改正法 466 条 4 項によれば、債務者が債務を履行しない場合において譲渡制限特約につき悪意または重過失の譲受人が相当の期間を定めて譲渡人への履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、債務者は特約を譲受人に対抗することができない。具体的には、債務者は将来譲渡に対して取得するかもしれない反対債権による相殺の抗弁を確保するために、譲受人からの履行請求を拒絶した場合において、一定期間を経過したときは、債務者は譲受人からの履行請求を拒むことができないことになる。債務者にとっては、債務の弁済先は譲渡人から譲受人に変わる。このような規定が預金債権に適用されるとすれば、譲受人が銀行に対して履行を請求をするときは、銀行はその債権譲渡が有効になされたかどうかを確認する必要がある。仮に、これに対応する必要が生じれば、各預金に関する譲渡の通知が届いた場合には、銀行は通知の内容を吟味してその内容に従って預金債権の譲渡に関する管理を行わざるを得ない。預金債権の管理に手落ちがあれば、譲渡人に弁済しても有効な弁済とはならない（改正法 466 条 4 項）。結局、預金債権が譲渡された場合に、銀行にしてみれば、事務手続の負担が増えることのみならず、過誤払いのリスクを受けるおそれがある。もちろん銀行は、過誤払いのリスクを回避するために、改正法 466 条の 2 により自らの判断によって供託をすることが可能であるが、その供託の事実を譲渡人と譲受人の双方に通知しなければならない。つまり、銀行は、適式な供託通知をするために預金債権の譲渡を管理する必要性が生じる。ところが、改正法 466 条の 5 とおりに、銀行との関係では特約付預金債権の譲渡を無効とする場合には、銀行は常に特約を譲受人に対抗することができるため、預金債権の譲渡を管理する必要がない。

第 2 に、譲渡制限特約が付された債権に係る債務者の供託に関する規定（改正法 466 条の 3 ないし 466 条の 2）は、預金債権に適用されないことである。改正法 466 条の 3 によれば、譲渡人について破産手続開始の決定があった場合において、譲受人は債務者に供託することができる。債務者は譲受人からの供託請求を受ける前に、破産管財人に弁済すれば免責される。これに対して、譲受人からの供託請求を受けた場合には、債務者は供託

しなければならない。そして、供託した債務者は、譲渡人と譲受人の双方に供託通知をしなければならない。この規定が預金債権に適用されるとすると改正法 466 条の 3 が 466 条の 2 第 2 項を準用している関係上、債務者である銀行は適式な供託通知をするためには、やはり「預金債権の譲渡の有無」ないし「預金債権の譲渡の過程」を記録して本支店間で共有しなければならない。ところで、銀行において債権が多数存在するから、改正法 466 条の 3 を預金債権に適用するとしておくと、銀行の事務手続の負担が増やすことになる。

なお、改正法 466 条の 2 によって、銀行は自らの判断によって供託をすることが可能であるが、供託をした後に譲渡人と譲受人の双方に供託通知をしなければならない。結局、銀行にとっては、預金債権の譲渡を管理する必要性が生じる。ところが、預金債権について特約を設けるとすれば、銀行との関係では譲渡制限特約付債権の譲渡が無効となり、銀行は事務手続の負担を節約することができることになる。

要するに、債務者の利益の保護という観点からは、改正法 466 条 4 項及び 466 条の 3 の事由が生じた場合に債務者が譲渡制限特約を譲受人に対抗することができない(又はその債務者の全額に相当する金額を供託しなければならない) とすると、その範囲で債務者の保護は後退することになる。しかし、これまで特約によって保護されている債務者の利益は、改正法 466 条の 2 (事務手続の煩雑化回避又は過誤弁済の危険回避を図る) 及び 469 条 (相殺利益の確保を図る) により一定の範囲で保護されているといえる。ただし、預金債権については、これらの規定を設けたとしても、銀行の利益 (事務手続の煩雑化回避又は過誤弁済の危険回避) は十分に保護される場合がある。預金債権を別扱いにする意義は、改正法 466 条 4 項、466 条の 2、466 条の 3 のような規定を預金債権に適用しないことにあるのである<sup>49</sup>。

---

<sup>49</sup> 後に裁判例の分析を通じて、預貯金債権について特別な取扱いも正当化し得ることを示唆する。預貯金債権に関する裁判例は、本稿第 6 章第 4 節で取り上げることにする。

## 第4章 日本改正法における債権譲渡制限特約の全体像の分析

### 第1節 問題意識

改正前法のもとでは、譲渡制限特約の機能について、①相殺利益の確保、②過誤弁済危険の防止、③事務手続煩雑化の回避などが挙げられてきた<sup>1</sup>。本稿からは、①②③の他にも、④紛争に巻き込まれるリスクを回避することを可能にする機能もあることが明らかになった。従来の学説が①②③を検討する際に、その典型例として想定されていたのは、預金債権であり、売買代金債権、請負代金債権などは想定されていなかった<sup>2</sup>。その当時、売買契約、請負契約などにおける譲渡制限特約は普及していなかった可能性がある。その検討の結果は、譲渡制限特約によって追求されてきた①②③のような利益は、悪意の第三者との関係においても保護に値しないとし、特約を第三者に対抗することができないと解する<sup>3</sup>。

先に紹介したように改正法においては、債権譲渡につき、いくつかの重要な改正がされた。とりわけ、譲渡制限特約及びそれと関連する諸制度は大幅に見直されている。それでは、①②③のような利益は、改正法のもとでは保護に値する利益とはいえるのか。また、改正法のもとではどのような形で保護されているのか。以下では、これらを確認することにする。

### 第2節 譲渡制限特約の機能

#### 第1款 相殺利益の確保

改正前法のもとでは、債務者は、対抗要件具備時までに譲渡人に対して取得した債権による相殺をもって譲受人に対抗することができる。他方、対抗要件具備後に取得した債権については、相殺が認められない。しかし、債務者は、自らの利益を守るために、譲渡制限特約を結ぶことができる（改正前法 466 条 2 項）。かかる事態に備えた譲渡制限特約には独自の存在意義があることになる。債権が譲渡されたとしても当事者間に譲渡制限特約がある場合に、債務者は特約をもって悪意または重過失である譲受人に対抗することができる。つまり、対抗要件具備後に債務者が取得した債権であっても、譲渡制限特約が締結された場合には、債務者はなお相殺できる。このように、改正前法は、468 条 2 項で債務者が譲受人に主張できる相殺の抗弁を対抗要件具備時前に譲渡人に主張できたものに限っているが、債務者は譲渡制限特約によって相殺可能な領域を創出することができる仕組みになっているといえる。

債務者が譲受人に対して主張することができる相殺の抗弁の範囲について、改正法はルールを明確化を図るために、新たな規定を設けた。すなわち、改正法は 469 条 1 項において従来の無制限説を採用し、改正前法 468 条 2 項の規律内容を実質的に維持している。他

<sup>1</sup> 米倉明『債権譲渡——禁止特約の第三者効』（学陽書房、1976年）70-80頁。

<sup>2</sup> 米倉・前掲注1）79頁。

<sup>3</sup> 米倉・前掲注1）70-80頁。

方、同条2項1-2号においては無制限説の範囲をさらに超えて債務者による相殺の抗弁を認めている。具体的には、債務者の譲渡人に対して取得した反対債権の発生原因が対抗要件具備の時点で既に存在していれば、債務者は当該債権による相殺をもって譲受人に対抗することができる(同条2項1号)。また、反対債権の発生原因が対抗要件具備の時点で存在していない場合でも、反対債権が譲渡された債権の発生原因である契約に基づいて生じたものであるときは、債務者も当該債権による相殺をもって譲受人に対抗することができる(同条2項2号)。このような場合には、債務者が譲渡制限特約を予め締結する必要がなく、相殺の利益は改正法469条により保護されることになる。

上記のように相殺の抗弁が改正法469条により広く認められてきたが、譲渡制限特約を締結することの意義が当然になくなるというわけではない。譲渡制限特約を通じて相殺の利益を確保する必要が生じるのは、改正法469条によってもカバーされない場面である。例えば、既発生債権が譲渡され、反対債権の発生原因が対抗要件具備後に存在した場合には、改正法469条2項1号によれば、債務者は相殺をすることができない。債務者が相殺の利益を確保するためには、改正法466条2-3項によって譲渡制限特約を結んだときは、特約の第三者効が認められるべきかが問題となる。同じ論点について海外に目を向けると、改正法の参考の対象とされたヨーロッパ契約法は、11:307条において相殺の抗弁(譲渡された債権と密接に関する債権まで)を広く認めると同時に、11:301条においては譲渡制限特約の第三者効を認めている。11:301条の説明では、譲渡制限特約の機能の1つは、相殺利益の確保にあるとされている<sup>4</sup>。つまり、11:307条では保護されない相殺の利益は、11:301条によって初めて保護されることになる。

改正法466条3条項では、譲渡制限特約付債権が譲渡された場合において、譲受人が悪意又は重過失であるときは、債務者は、譲渡人に対して弁済その他の債務を消滅させる行為をすれば免責されるとされている。また、相殺が改正法466条3項にいう「債務の消滅行為」に含まれる。これによって、譲渡制限特約付債権が譲渡された場合においては、譲渡制限特約の効力に基づいて相殺の抗弁を悪意又は重過失の譲受人に対抗することができることになる。この点においては、改正法466条3項は、債務者が相殺な領域を創出することを可能にするための規定と位置付けることができる。要するに、改正法が469条において債務者の利益を保護するために債務者に最低限の保護を与えているので、債務者が自助努力をしなくても、469条に規定する「相殺の要件」を満たすと、相殺の利益が保護されることになる。それ以上に、債務者は相殺の利益を確保しているのであれば、予め譲渡制限特約を締結すべきである。譲渡制限特約をもって善意又は無重過失の譲受人に対抗することができないとしても、一応のバランスが取れるといえよう。

## 第2款 過誤弁済危険の防止

<sup>4</sup> オーレ・ランドーほか編(潮見佳男ほか監訳)『ヨーロッパ契約法原則Ⅲ』(法律文化社、2008年)51頁以下。

過誤弁済危険の防止という債務者の利益は、どのような形で保護されているのか。まず、改正前法の状況を確認する。債権が譲渡され対抗要件が具備された場合において、債務者にしてみれば、譲渡の通知が届いたものの、譲渡人の印鑑の有無、印鑑が真正な実印であるか否かを確認する必要がある<sup>5</sup>。また、債権譲渡の対象となる債権の表示に不備による不明確性がある場合に、譲渡人又は譲受人に確認する必要がある<sup>6</sup>。さらに、債権が多重に譲渡された場合に、債務者にしてみれば、複数の譲受人の優先関係を判断する必要もある<sup>7</sup>。要するに債務者は、譲受人と称する者に弁済するのが正当であるかどうかを判断する必要がある。弁済の相手方の判断に手落ちがあれば、弁済しても免責されない。確かに譲受人と称する者に弁済した債務者は、改正前法 478 条によって保護される可能性があるが、過失の債務者は保護されない。債務者にとっては、過誤弁済のリスクを避けるために、債権者を譲渡人に固定すべきである。つまり、譲渡制限特約を締結することにより、債務者は、譲渡通知が到達したとしても、債権者不確知を原因として供託することができ、上記のような過誤弁済のリスクを回避することができる。

改正法のもとでは、譲受人の主観態様を問わず債権が譲渡によって完全に譲受人に移転する（改正法 466 条 2 項）。債権が多重に譲渡された場合においても、債務者が第一譲受人に対して履行をすれば免責されるため、第一譲受人に劣後する第二譲受人（又は差押債権者）の存在を確認する必要は生じない。仮に債務者が第一譲受人の判断に迷うという事態が生じる場合であっても、債務者は改正法 494 条 2 項によって債権者不確知を原因として供託することができる。また、第一譲受人が確定されたとしても、債務者が第一譲受人の主観態様を知らないときに弁済先の判断に困るという事態が生じ得る。このような場合には、弁済先の判断に迷った債務者は、新債権者である第一譲受人に弁済をすれば常に免責される（改正法 466 条 3 項）。譲渡制限特約の効力については根本的見直しがされたとしても、これまで譲渡制限特約によって保護されてきた過誤弁済危険の防止という債務者の利益は、改正法のもとでも引き続き保護される。

ところが、改正法 466 条 4 項及び 466 条の 3 に規定する事由が生じた場合においては、債務者が譲渡制限特約を譲受人に対抗できず、又はその債務の全額に相当する金銭を供託しなければならない。この点において、債務者の利益保護が後退することになる。もっとも、改正法 466 条 4 項及び 466 条の 3 のような規律を設けたとしても、これまで譲渡制限特約によって保護されてきた過誤払いの防止という債務者の利益が、原則として保護されるのである（改正法 466 条 3 項）。このように改正法は原則として譲渡制限特約を悪意の第三者に対抗できるとする一方、一定の事由が生じた場合において譲渡制限特約の第三者効を認めないという方法により、債務者の利益とそれと対立する利益との均衡を取れた立

<sup>5</sup> 部会資料 7-2・2 頁〔譲渡禁止特約に関する実態調査結果報告（経団連）〕。

<sup>6</sup> 部会資料 7-2・2 頁〔譲渡禁止特約に関する実態調査結果報告（経団連）〕。

<sup>7</sup> 部会資料 71-4・87 頁〔日商・東商〕。

法として、一定の評価をすることができる<sup>8</sup>。

改正法のような一定の事由が生じた場合につき譲渡制限特約の第三者効を認めないとする立法は、一般論として成り立ち得るが、その論理は預金口座から発生する預金債権については、同様に妥当させるべきかは疑問する余地がある。まず、改正法 466 条 4 項をみてみよう。改正法 466 条 4 項を預金債権に適用するとすれば、譲受人が銀行に対して履行を請求するときは、銀行はその債権譲渡が有効になされたかどうかを確認する必要がある。また、改正法 466 条の 3 が預金債権に適用されるとすると、供託の請求を受けた銀行は、債権譲渡の有効性を確認する必要も生じる。預金債権の管理に手落ちがあれば、譲渡人に弁済しても有効な弁済とはならない。このような事態を念頭に入れて、改正法は預金債権について 466 条 3 項と異なっている規律を設けている。すなわち、譲渡制限特約に違反して行われた債権譲渡は、無効であるとされる（改正法 466 条の 5）。このようにしてみれば、特約に違反する譲渡が有効であるということを前提する改正法 466 条 4 項及び 466 条の 3 は、預金債権に適用される余地がない。換言すれば、改正法 466 条の 5 の存在意味は、466 条 4 項、466 条の 2、466 条の 3 を預金債権に適用しないことにあるのである。

### 第 3 款 事務手続煩雑化の回避

債権が譲渡されていない場合において、弁済に当たっては、取引を始める取引先に対して代表者の印鑑を捺印の上、代表印の印鑑証明書及び資格証明書を添えた口座指定書を提出してもらい、当該指定口座にシステム的な弁済を行うことにより、多数の債権についても、債務者は効率よく弁済期限どおりに弁済をしているのである<sup>9</sup>。これに対して、債権が譲渡された場合においては、債務者にしてみれば、いちいち弁済の都度債権譲渡の事実関係の確認と、弁済方変更のための個別対応（振込先変更など）が必要となり、事務処理のコストが増えてしまう<sup>10</sup>。債権譲渡が盛んに行われるようになった場合には、債務者の状況はさらに悪化する。

事務手続煩雑化の回避については、譲渡制限特約を付することにより債権者を譲渡人に固定する必要がなく、債権譲渡によって生じた追加的費用を補償する方法があり得る。例えば、民法改正の過程において、民法（債権法）改正検討委員会による提案は、「債務者は、債権の譲渡によって増加した履行の費用を債権の譲渡人又は譲受人に対して請求することができる」旨の規定を明示している（3.1.4.09）。また、ヨーロッパ契約法原則は、その 11:103 条において、「分割できる債権は、その 1 部分を譲渡することができる。ただし、これによって債務者の費用が増加したときは、譲渡人が債務者に対して責任を負う。」と定めている<sup>11</sup>。これらは、過誤弁済危険の回避という債務者の利益の要保護性を

<sup>8</sup> 部会資料 71-4・91 頁参照。

<sup>9</sup> 部会資料 7-2・2-3 頁〔譲渡禁止特約に関する実態調査結果報告（経団連）〕。

<sup>10</sup> 部会資料 7-2・3 頁〔譲渡禁止特約に関する実態調査結果報告（経団連）〕。

<sup>11</sup> オーレ・ランドーほか・前掲注 4）60-62 頁。



例証するものであるといえる。ところが、改正法においてこのような債務者を保護するための特則が存在していない。債務者が債権者の交代に伴う事務手続の煩雑化という不利益から自己を守られるように何らかの手当てしておく必要がある。そこで、改正法 466 条 3 項は、弁済先を譲渡人に固定する限度で譲渡制限特約の効力を認めている。債務者は、事務手続の煩雑化を回避したいのであれば、この規律によって債権者を譲渡人に固定することができる。

先に確認したように改正法 466 条 4 項及び 466 条の 3 項に規定する事由が生じた場合において、債務者が譲渡制限特約を譲受人に対抗できず、又はその債務の全額に相当する金銭を供託しなければならない。このような規律が預金債権については、同様に妥当させるべきかは疑問する余地がある。まず、改正法 466 条 4 項を預金債権に適用するとすれば、譲受人が銀行に対して履行を請求するときは、銀行はその債権譲渡が有効になされたかどうかを確認する必要がある。仮に、これに対応する必要が生じれば、各預金に関する譲渡の通知が届いた場合には、銀行は通知の内容を吟味してその内容に従って預金債権の譲渡に関する管理を行わざるを得ない。また、改正法 466 条の 3 を預金債権に適用するとすると、供託した銀行は、その事実を譲渡人と譲受人の双方に通知しなければならないので、銀行は適式の供託通知をするために、「預金債権の譲渡の有無」ないし「預金債権譲渡の過程」を記録して本支店間で共有しなければならない。もちろん銀行は、事務手続の煩雑化を回避するために、改正法 466 条の 2 により自らの判断によって供託することができるが、その供託の事実を譲渡人と譲受人の双方に通知しなければならない。結局、銀行は、適式の供託通知をするためには、やはり「預金債権譲渡の有無」ないし「預金債権譲渡の過程」を記録して本支店間で共有しなければならない。銀行においては、預金債権が多数存在するから、改正法 466 条 4 項、466 条の 2、466 条の 3 を預金債権に適用するとしておく、銀行の事務手続の負担が増えることになる。このことを憂慮して、改正法 466 条の 5 は、事務手続煩雑化の回避という銀行の利益を保護するため、譲渡制限特約の効力につき預金債権を別扱いにしている。すなわち、特約違反する債権譲渡が無効として扱った。このように、改正法 466 条の 5 は、466 条 4 項、466 条の 2、466 条の 3 の預金債権への適用を阻止するための規定と位置付けることができる。

#### 第 4 款 紛争に巻き込まれるリスクの回避

紛争に巻き込まれるリスクを回避するために、予め譲渡制限特約を付することもある。債権が譲渡された場合に、債務者にしてみれば、どのような紛争に巻き込まれる可能性があるのか<sup>12</sup>。この問題を検討するに当たっては、以下のような 3 つの場面が想定される。

<sup>12</sup> 譲渡禁止特約に関する実態調査結果報告によれば、実務では、「紛争に巻き込まれることを防止することを理由として、特約を締結することがある。その具体的な理由としては、①「譲渡の有効性に関する争い等、紛争に巻き込まれるリスクを回避したいということ」、②「債権者が倒産手続開始決定間近という危機的状況で債権譲渡を乱発する場合もあり、見知らぬ相手方やいわゆる素性がよくない相手方に譲渡されると、債権の有無や譲渡の効力の争いに巻き込まれることがあり得るため、そのような事態

第1は、譲渡人と譲受人の間で譲渡された債権を奪い合う場面である（第1の検討場面）。第2は、複数の譲受人の間で譲渡された債権につき優先順位を奪い合う場面である（第2の検討場面）。第3は、譲受人と譲渡人の一般債権者の間で譲渡された債権につき優先順位を奪い合う場面である（第3の検討場面）。

まず、第1の検討場面をみてみよう。Aは、Bに対する譲渡制限特約付債権を悪意又は重過失のCに譲渡し、その旨がBに通知された。その後、譲受人であるCから支払請求を受けた。他方、譲渡人であるAも、自己が当該債権の債権者であると主張した。このなケースにおいて、AC間で債権の帰属について争われた<sup>13</sup>。

次に、第2の検討場面をみてみよう。Aは、Bに対する譲渡制限特約付債権を悪意又は重過失Cに譲渡し、その旨がBに通知された。その後、Aは同一の債権をさらに善意又は無重過失のDに譲渡し、その旨もBに通知された。このケースにおいて、CD間ではこのケースにおいて、CD間では同一の債権について優先順位が争われた。

最後に、第3の検討場面をみてみよう。Aは、Bに対する譲渡制限特約付債権を悪意又は重過失のCに譲渡し、その旨がBに通知された。その後、Aの一般債権者Dは、当該債権を差押えた。このケースにおいて、CD間では同一の債権について優先順位が争われた<sup>14</sup>。

上記のような場面において、債務者は、債権者と称している者に弁済したとしても、この者が真の債権者でないと確定されたときは、新の債権者に改めて弁済しなければならない。債権譲渡をめぐる紛争に巻き込まれるリスクから債務者を保護するための準則が不可欠となる。改正前法のもとでは、上記のような場面において譲渡制限特約を付した債務者は、債権者不確知を原因として供託することができる（改正前法494条後段）。つまり、債権が譲渡された場合に、債務者は譲渡制限特約を付することにより債権者不確知という状態を創出することができ、かつ、それを原因として供託することができる。その理由としては、「譲渡制限特約が付されていた債権が譲渡された場合における債務者保護の必要性は、特約が付されていない場合に比べて高い」ということである<sup>15</sup>。

改正法のもとでは、譲渡制限特約付債権が譲渡された場合に、譲受人の主観態様を問わず、当該債権は完全に譲受人に移転することになる（改正法466条2項）。そのため、上記の検討場面においても、債権者が客観的に確定されるので、債務者にとっては、弁済の相手方の判断に迷うという事態が生じないはずである。上記の検討場面に即してみれば、第1の検討場面において、債務者は、譲受人に弁済すれば常に免責される。第2の検討場面又は第3の検討場面においては、債務者は、第一譲受人に劣後する第二譲受人や差押債

---

を避けたいということ」、③債権譲渡を巡るトラブル（譲渡人・譲受人間のトラブル、二重譲渡等）に巻き込まれるリスクを回避したいということ」が挙げられる。部会資料7-2・3頁〔譲渡禁止特約に関する実態調査結果報告（経団連）〕。

<sup>13</sup> 最判平成21年3月27日民集63巻3号449頁。

<sup>14</sup> 平成9年6月5日民集51巻5号2053頁。

<sup>15</sup> 部会資料78B・10頁。

権者の存在を考慮する必要がなく、第一譲受人に弁済すると有効な弁済と認められる。改正法のもとでは、債権者不確知の状況が生じないものの、債務者は債権譲渡をめぐる紛争に巻き込まれる可能性があるという状況には、改正前後で変化はない。例えば、第2の検討場面において、先に債務者対抗要件を具備した第一譲受人が第二譲受人に優先するのは、明らかであるが、第二譲受人が債務者に対して「支払え」と請求してきたとしよう。第二譲受人からの請求を受けた債務者にしてみれば、不安に陥ることになり、債権譲渡をめぐる紛争に巻き込まれるリスクが生じる。改正前法のもとでは、譲渡制限特約を付することにより、債権者不確知を原因として供託することができる（改正前法494条後段）。これに対して、改正法のもとでは、債権者が客観的に確定されるので債務者は改正法494条2項により供託することができない。債権譲渡が盛んに行われるようになった場合には、債務者の不安が増大することは予想される。改正法は、466条の2において供託原因を拡張することによって紛争に巻き込まれるリスクから債務者を保護している<sup>16</sup>。具体的には、債権が譲渡された場合に、譲渡制限特約を付した債務者は、譲受人の主観的態様を問わず、供託することができる<sup>17</sup>。これによって、債権譲渡をめぐる紛争に巻き込まれた場合においても、改正法466条の2によって債務者が保護される。このような文脈では、改正法466条の2は、紛争に巻き込まれるリスクを回避することを可能にするための規定と位置付けることができる。

### 第3節 小括

すでに確認したように、改正法のもとでも、これまで譲渡制限特約によって保護されてきた①相殺利益の確保、②過誤弁済危険の防止、③事務手続煩雑化の回避、④紛争に巻き

<sup>16</sup> 民法改正の過程において、債権譲渡をめぐる紛争に巻き込まれるリスクから債務者を保護するとの観点から、債務者の行為準則を条文上明確にするという考え方が提示された。例えば、部会第26回会議において検討の対象となった「中間的な論点整理」では、「債務者保護のための規定の明文化等」について、「供託原因を拡張することにより、債務者が供託により免責される場合を広く認めるかどうかについて、更に検討してはどうか」とされた。それより後の部会第45回会議において検討の対象とされた「民法（債権関係）の改正に関する論点の検討（9）」では、供託原因を拡張する考え方を採用せず、「複数の譲受人が同時に第三者対抗要件を具備した場合には、債務者は供託をすることによって債務を免れることができる旨の規定」を提案した。部会第45回会議以降の会議においては、供託を認める考え方を採用せず、単に債務者がいずれの譲受人に対しても債務の履行をすることができる旨の行為準則を提案した。要綱案の段階において、債務者の行為準則は論点として取り上げられなかった。ただし、「民法（債権関係）の改正に関する要綱案の取りまとめに向けた検討（14）」では、弁済の相手方の判断に迷った債務者の要保護性を理由に、供託原因を拡張する案が提示された。

また、ヨーロッパ契約法原則には、債務者が複数の履行請求を受けた場合に、債務者を保護するための準則（11:305条）が見られる。すなわち、「債務者は、2つ以上の競合する履行請求の通知を受けた場合には、履行場所における法に従って、責任を免れることができる。履行場所が異なるときは、債務者は、その債権に適用される法に従って、責任を免れることができる」。各国法は、通常、債務者を保護するための準則によって、紛争に巻き込まれるリスクから債務者を保護する。例えば、「金銭債権の総額を、裁判所その他の機関に供託することを認めることがある」。オーレ・ランドーほか・前掲注4）83頁。

<sup>17</sup> 改正法466条2-3項と466条の2の役割分担については、三枝健治「債権譲渡制限特約」法学教室473号（2020年）78-79頁は、「『特約悪意の抗弁』しか認められなければ、特約について譲受人が善意無重過失の場合には、債権者である譲受人に弁済しなければならなくなり、弁済先固定の利益が確保されないことから、それを避けるべく、譲受人の主観的態様にかかわらず供託することができる」と説く。

込まれるリスクの回避といった債務者の利益は、概ね保護されている。しかし、改正法 466 条 4 項及び 466 条の 3 に規定する事由が生じた場合には、債務者は譲渡制限特約をもって譲受人に対抗することができず、又はその債務の全額に相当する金額を供託しなければならない。債務者の利益保護は、この範囲で後退することになる。具体的には、債務者が譲受人からの催告請求又は供託請求を受けた場合には、その者が真の債権者であることを確認する必要がある（転々譲渡の場合に、譲渡の過程を把握する必要がある）。債権譲渡の管理に手落ちがあれば、過誤弁済の危険を受けるおそれがある。結局、譲渡制限特約により追求している②③の利益が失われる可能性がある。これに対して、①又は④改正法 469 条 3 項又は 466 条の 2 によって引き続き保護される。改正法 466 条 4 項及び 466 条の 3 の規律が発動されることによって債務者の利益保護（②③）が後退するとしても、譲渡制限特約を付した債務者は、原則として弁済の相手方を譲渡人に固定することができるから、一応のバランスが取れているといえる。

譲渡制限特約が原則的に譲受人に対抗することができるとし、一定の事由が生じた場合に限って特約の効力を制限するとする考え方は、一般論としてあり得るが、預金債権につき同様に妥当させることについては疑問がある。銀行にしてみれば、預金債権が多数存在するから、譲渡制限特約を譲受人に対抗できないとするなら、事務手続の負担が増えることになる。民法改正の過程において、預金債権を念頭において改正法 466 条 4 項又は 466 条の 3 のような規律に反対する意見が多数示された。改正法はこれを受けて預金債権を別扱いにすると決した。すなわち、譲渡制限特約に違反する預金債権の譲渡は無効であるとされている（改正法 466 条の 5）。そのため、特約に違反する譲渡が有効であるということ为前提とする改正法 466 条 4 項、466 条の 2、466 条の 3 は、預金債権につき適用する余地がない。譲渡制限特約付預金債権が譲渡された場合には、これまで譲渡制限特約によって保護されてきた②③のような債務者の利益は、改正法のもとでも引き続き保護されることになる。

## 第5章 債権譲渡制限特約に関する諸外国のルール

### 第1節 中国契約法の考察

#### 第1款 概観

##### 第1項 債権譲渡のメカニズム

中国法は、民法通則において債務者の同意を要件として債権の譲渡を認めている（民法通則 91 条・1986 年）。民法通則制定以前においては、債権譲渡の民事主体が主に国営企業である故に、法律は国営企業間での相互尊重の問題を考慮して債務者の同意を要件としていた<sup>1</sup>。債務者は債権譲渡を同意しない限り、誰も債務者に新しい債権者を押し付けることができない。そのため債権が譲渡されたとしても、債務者には何らの不利益が生じない。債権の自由譲渡性を認める法体系と比べて、債権譲渡によって債務者の地位を悪化させてはならないという要請がないと思われる。したがって、民法通則は債権者の交代に伴う不利益から債務者を保護する準則を設けないと決した。

その後、民法通則 91 条が実質的に廃止され、債権の自由譲渡性が契約法により認められるに至った。すなわち、債権者は、原則的に契約の権利の全部又は一部を第三者に譲渡することができる（契約法 79 条）<sup>2</sup>。契約法には、ドイツ民法 398 条 2 文のような「新債権者は、契約締結によって旧債権者に代わる」といった類いの文言はないが、解釈上は、譲受人が譲渡人と債権譲渡契約を締結すれば直ちに譲渡人の地位に取って代わるとする<sup>3</sup>。なお、同一債権が多重に譲渡された場合には、譲受人間の優劣関係は優先性原理に従って解決される。つまり、最初に債権譲渡契約を締結した譲受人が勝つとされる<sup>4</sup>。

ところが、譲渡当事者間で債権が移転したとしても、債務者に通知しない限り、当該債権譲渡は債務者に対して効力が発生しない。日本法は通知をもって債務者対抗要件とするのに対して、中国法はこれをもって債務者に対する効力発生要件とする（契約法 80 条 2 項）。しかし、通知を必要とするのは、もっぱら債務者保護の趣旨になることに鑑みると、両者は同一の結果を生ずると考えられる<sup>5</sup>。すなわち、債務者は譲渡通知を受ける前に譲渡人に対してなした弁済その他の免責行為はすべて有効である<sup>6</sup>。その反面として、債務者は譲渡通知を受ける後に譲受人に弁済しなければならないことになる。これは、債務者が債権譲渡を認めなくとも、債務者に新しい債権者を押し付けることができる、という意味である<sup>7</sup>。したがって、債権者の交代による不利益から債務者を保護する準則が不可欠となるのである<sup>8</sup>。

<sup>1</sup> 小口彦太「中国契約法における債権譲渡の基礎的研究」早法 90 巻 2 号（2015 年）10 頁。「中国契約法研究会（2013 年 3 月、早稲田大学）での小口からの質問に対する王正教授の後日の文書での回答」という。

<sup>2</sup> 中国契約法の翻訳として、小口・前掲注 1）があり、参照した。

<sup>3</sup> 韓世遠『契約法総論（第 4 版）』（法律出版社、2017 年）607-608 頁。

<sup>4</sup> ハイン・ケッツ（潮見佳男ほか訳）『ヨーロッパ契約法 I』（法律文化社、1999 年）516 頁。

<sup>5</sup> 我妻栄『中華民法 債権総則』（中華民法法制研究會、1933 年）396 頁参照。

<sup>6</sup> 韓・前掲注 3）616 頁。

<sup>7</sup> ハイン・ケッツ・前掲注 4）519 頁。

<sup>8</sup> ハイン・ケッツ・前掲注 4）519 頁。

## 第2項 債務者保護規定の内容

契約法は、債権譲渡に関与しない債務者を保護するために、次のような債務者保護規定を設けている。

第1に、債務者は、債権譲渡の通知を受けるまでに譲渡人に対する抗弁を譲受人に対しても主張することができる（契約法82条）。「債権譲渡の通知を受けるまでに譲渡人に対する抗弁」という要件は、緩やかに解されている。つまり、譲渡の通知を受けた時点で抗弁の事実がすでに発生していることを必要とせず、抗弁の発生原因又は抗弁の発生基礎がこの時点で存在していれば足りる。例えば、譲渡された債権を発生させる契約に関しては、「譲渡人の債務不履行」又は「目的物の瑕疵」が譲渡の通知を受けた時点までに生じていれば、債務者は譲渡の通知を受けた後に契約を解除することができる<sup>9</sup>。その反面として、「譲渡人の債務不履行」が譲渡通知までに生じていなければ、債務者はこれによる抗弁を譲受人に対抗することができない。つまり、債務不履行がされるかもしれないとの単なる抽象的可能性が譲渡通知の時点で存在していたというだけでは足りない<sup>10</sup>。

第2に、債務者が債権譲渡の通知を受けたとき、譲渡人に対して債権を有し、且つその債権が譲渡された債権の弁済期より先に、あるいは同時に到来する限り、債務者は譲受人に対して相殺を主張することができる（契約法83条）<sup>11</sup>。これは、両債権の弁済期に関する定めをおく一方、債務者の譲渡人に対して有する債権の発生時期を定めており、債務者の保護を制限している。債務者は、譲渡の通知を受けた後に取得する債権による相殺をもって譲受人に対抗することができるかは問題である。この問題に対して、これまでの学説は債権の発生時期によって検討する傾向が強く見られる<sup>12</sup>。同じ論点について海外に目を向けると、債務者に広く相殺を認めるという考え方が国際的に有力になりつつある。例えば、国際債権譲渡において債務者は原因契約又は同一の取引の一部である他の契約に基づく債権による相殺をもって譲受人に対抗することができる。また、ヨーロッパ契約法においては、債務者は譲渡された債権と密接に関連する債権による相殺をもって譲受人に対抗することができる。債務者の相殺利益は中国ではどのような形で保護されているかは検討する必要がある。

第3に、債務者は、債権者が不明である場合には、供託によって免責される（供託公証規則5条）。これによって、債務者は債権譲渡の有無及びその効力発生に疑問がある場合

<sup>9</sup> 韓・前掲注3) 617頁。韓世遠は、その本で椿寿夫=右近健男『ドイツ債権法総論』（日本評論社、1988年）352頁、林良平ほか『債権総論（改訂版）』（青林書院、1982年）452頁、奥田昌道『債権総論（増補版）』（悠々社、1992年）441頁、本城武雄=宮本健蔵『債権法総論（第2版）』（嵯峨野書院、2001年）204頁を引用しており、日本法の影響を受けたとみられる。

<sup>10</sup> 潮見佳男『新債権総論Ⅱ』（信山社、2017年）433頁参照。

<sup>11</sup> 中国民法典は契約法83条の規律を維持する同時に、同一の契約から発生する債権間の相殺を認めている（549条）。ただし、同一の契約から発生する債権ではなく、異なる契約から発生する債権による相殺の利益は、中国法ではどのような形で保護されるかは、今後に残された課題である。加えて、同一の契約の意義及び想定される場面を明らかにする必要がある。

<sup>12</sup> 韓・前掲注3) 618頁。

には、債権者を確知することができないことを理由に供託することができる<sup>13</sup>。供託公証規則には、日本現行民法 495 条のような「弁済者が過失なく債権者を確知することができない」といった類いの文言はないが、解釈上は債権者不確知が債務者の過失に基づく場合に、債務者は供託することができないとする<sup>14</sup>。債務者にとっては、自分の債権者が誰であるかを調査する必要がある。この調査に手落ちがあれば、供託しても免責されない。

以上のように、債権譲渡に関与しない債務者を保護するために、中国法は詳細な債務者保護規定<sup>15</sup>を設けている。このような規定で十分に保護されていない債務者は、債権者との合意で債権譲渡を禁止又は制限することにより、自衛措置を講じることができる<sup>16</sup>。ここでの問題は、中国法では譲渡制限特約に込められている意味はいったい何かにある。

### 第 3 項 譲渡制限特約の効力

中国契約法 79 条は、その本文において「債権者は契約の権利の全部又は一部を第三者に譲渡することができる」とし、そのただし書において「当事者の約定により譲渡することができないもの」はこの限りではないとしている<sup>17</sup>。契約法 79 条本文とただし書を合わせて読んでみると、ただし書は、債務者が弁済の相手方を当初の債権者に固定したい場合には、その意思を尊重することで、当事者間に自由な法形成の権限を与えたのである<sup>18</sup>。そして、ただし書は、債務者は譲渡制限特約をもって第三者に対抗することができることを前提とするものである。もし特約は第三者効がないとするならば、当事者間でその旨とりきめば足るのであって、わざわざただし書を設けるまでもない<sup>19</sup>。かようなわけで、中国契約法は譲渡制限特約に第三者効を認めているとみることができる。

実務的に大切な問題としては、譲渡制限特約の善意の第三者への対抗の可否である。契約法には、日本改正前法 466 条 2 項ただし書にいう「その意思表示は、善意の第三者に対抗することができない」のような文言はないが、従来<sup>20</sup>の学説は、譲渡制限特約は善意の第三者に対抗することができないとする傾向が強く見られる<sup>20</sup>。というのは、譲渡制限特約の存在を知らずに特約付債権を譲り受けた譲受人の利益を保護する必要があるからであ

<sup>13</sup> 韓・前掲注 3) 719 頁。

<sup>14</sup> 韓・前掲注 3) 719 頁。「いわゆる債権者不確知は、弁済者が善意管理人の注意を払っても（無過失）、債権者が誰であるかを確知することができないことを指す。」という。

<sup>15</sup> 中国契約法では、従来は「原因契約の変更」に関する規定がなかったところ、民法典では初めて原因契約変更の第三者効を認めるにいたった。すなわち、原因契約の変更等が合理的な理由で行われた場合には、譲渡通知後であったとしても、それは譲受人に対して効力を有する（民法典 765 条）。

<sup>16</sup> ハイン・ケッツ・前掲注 4) 509 頁参照。

<sup>17</sup> 中国民法典は、金銭債権一般につき譲渡制限特約を第三者に対抗できないものとする立場を採用している（545 条 2 項後段）。譲渡制限特約付債権が譲受人に移転するという点で、中国法も日本法も一致している。ただし、悪意又は重過失の第三者との関係においても譲渡制限特約の効力を否定した点が、中国法の特徴である。

<sup>18</sup> 石田剛『債権譲渡禁止特約の研究』（商事法務、2013 年）123 頁参照。

<sup>19</sup> 奥田昌道ほか『民法学 4 債権総論の重要問題』（有斐閣、1976 年）279-280 頁〔米倉明執筆〕参照。

<sup>20</sup> 胡康生編『中華人民共和國契約法積義』（法律出版社、1999 年）132 頁、李永軍『契約法（第 3 版）』（中国人民大学出版社、2012 年）182 頁、崔建遠編『契約法（第 6 版）』（法律出版社、2015 年）173 頁〔申衛星執筆〕、韓・前掲注 3) 719 頁。

る。これに対して、裁判例は善意の第三者保護より当事者間の約定を重視するという傾向が見られる<sup>21</sup>。つまり、第三者が譲渡制限特約の存在につき善意であっても特約を対抗することができるとする。ただ、注目すべきは、一部の裁判例は第三者の善意・悪意について言及しており、善意の第三者に対して譲渡制限特約を対抗することができないとする<sup>22</sup>。

以上のように、中国法では譲渡制限特約付債権の譲受人について、特約に基づいて一定の制約がなされている。問題は、譲渡制限特約の第三者への対抗を認める場合に、第三者にいかなる制約を及ぼすべきかである。これは譲渡制限特約の効力の問題である。譲渡制限特約の効力を考察する際に、特約によって追求されている利益を緻密に考慮する必要がある同時に、債務者保護規定の中で譲渡制限特約を位置づけることが求められる。そこで、次款で債権譲渡制限規定の沿革にさかのぼることとする。

## 第2款 譲渡制限規定の沿革——中国契約法 79 条の成立史

### 第1項 前史

中国では、譲渡制限特約という法形像の萌芽は、20 世紀 50 年代に見出すことができる。第 1 回民事立法の成果として完成された民法草案には譲渡制限特約に関する規定がある。債篇通則 51 条 1 項において「債権者は、その債権を第三者に譲渡することができる。ただし、法定、約定又は債権の性質によって移転することができないものは、この限りではない。」と定められている<sup>23</sup>。これは、原則として現行契約法 79 条と同様に債権の自由譲渡性を承認し、例外的に譲渡制限特約を承認とする。ただ、注意すべきは、同草案は善意の第三者保護について全く言及していないことである。また、債務者保護規定が設けられていないことである<sup>24</sup>。同草案は、詳細な債務者保護規定を定めていないが、譲渡制限特約により債務者は債権者の交代による不利益を避けることができる仕組みになっている。具体的には、債務者は相殺の利益を確保するために、譲渡制限特約を結んだときは、これをもって譲受人に対抗することができる。同草案において、譲渡制限特約は債務者保護規定の欠如をカバーする機能を果たしている。

20 世紀 60 年代、第 2 回民事立法の成果として作成された民法草案には、債権譲渡に関する規定がない。80 年代に入ると、第 3 回民事立法の作業は始まった。1982 年に公表された民法草案は、債権譲渡につき次のように規定する。「当事者の一方は、その有する請求権又は負う履行義務を第三者に譲渡することができる。ただし、一身に専属する権利義務を譲渡することができない。権利の譲渡は相手方に通知しなければならない。義務の譲

<sup>21</sup> 小口・前掲注 1) 37 頁。小口彦太は、その論文で (2013) 一中民終字第 2214 号及び (2011) 蘇商外終字第 0072 号を取り上げている。両裁判例いずれも、譲受人の主観態様に言及していない。

<sup>22</sup> (2017) 湘 06 民終 54 号、(2017) 浙 01 民再 2 号、(2015) 冷民二初字第 1340 号、(2014) 費商字初字第 604 号、(2013) 順民初字第 10378 号など。

<sup>23</sup> 何勤華＝李秀清＝陳頤編『新中国民法典草案総覧（増補版・上巻）』（北京大学出版社、2017 年）190 頁。

<sup>24</sup> 同草案 51 条 3 項においては、債権者の通知義務が定められている。「債権者は、その債権を移転するときは、債務者に通知しなければならない。何勤華ほか・前掲注 23) 190 頁。



渡は、相手方の同意を得なければならない。そうでなければ、譲渡はその効力が生じない。契約が国家計画に基づいて締結された場合に、権利又は義務を譲渡するときは、計画の主管機関の批准を経なければならない。」（156条）<sup>25</sup>。これは、50年代の民法草案と同様に債権の自由譲渡性を認めていた。そして、債権が譲渡された事実を債務者に通知すると、当該譲渡は債務者に対して効力が生ずる。ここで注意すべきは、50年代の民法草案は債務者保護規定を設けない代償として、譲渡制限規定を置き、債務者を債権者の交代による不利益から保護するのに対して、80年代の民法草案には債務者保護規定と譲渡制限規定いずれも見られない。債務者保護より譲渡人の利益を重視すると見ることができる。

80年代の民法草案を基にして作成された民法通則は、債権譲渡につき次のように規定する。「契約の一方当事者が契約上の権利、義務の全部又は一部を第三者に譲渡する場合、契約の相手方の同意を得なければならない、且つ利益を貪ってはならない。法律の規定により国家の承認を受けなければならない契約は、原承認機関の承認を受けなければならない。ただし、法律に別段の規定があるか、あるいは原契約に別段の約定があるときは、この限りでない。」（91条）。これによって、債権が債務者の同意なくして譲渡することができないことになる。譲渡制限特約は、論理的に債権の自由譲渡性が認められていることを前提するから、そのような前提を欠く民法通則にはそもそも問題にならなかった<sup>26</sup>。

## 第2項 契約法の立法過程

民法通則が実施されてから、市場経済が次第に進展することに伴って、契約法の起草は検討の俎上にのぼった。契約法の起草過程において最も起草段階の代表性を備えているのは、いわゆる「契約法試擬稿」、「契約法意見徴集稿」、「契約法草案」である。<sup>27</sup>そこで以下では、契約法の起草過程における提案を確認することにする。

契約法試擬稿（1995年1月）は、債権の自由譲渡性を承認する同時に、詳細な債務者保護規定を定められている。第1に、債務者は譲渡の通知を受ける前に譲渡人に対する法律行為が有効である（80条4項）。第2に、債務者は譲渡の当時に譲渡人に主張することができる抗弁をもって譲受人に主張することができる（82条1項）。第3に、債務者が債権譲渡の通知を受けたとき、譲渡人に対して債権を有し、且つその債権が譲渡された債権の弁済期より先に、あるいは同時に到来する限り、債務者は譲受人に対して相殺を主張することができる（82条2項）。第4に、債務者は債権の分別譲渡によって増加した費用を譲渡人に対して請求することができる（84条）。第5に、債務者は譲渡人との合意で債権の譲渡を禁止又は制限することができる（76条1項1号）。譲渡制限特約も債

<sup>25</sup> 何勤華＝李秀清＝陳頤編『新中国民法典草案総覧（増補版・中巻）』（北京大学出版社、2017年）1311頁。

<sup>26</sup> 石田・前掲注18）130頁参照。

<sup>27</sup> 于敏（円谷峻校閲）「中国民法典（草案）の立法過程について」横浜国際経済法学14巻2号（2005年）77頁。

務者の利益保護をはかる債務者保護規定の1つなのである<sup>28</sup>。ただ、債務者は譲渡制限特をもって善意の第三者に対抗することができない（同条2間）。ここでの問題は、譲渡制限特約によって確保されている利益はいったい何かにある。

契約法意見徴集稿（1997年5月）は、債権譲渡につき次のように規定する。「債権者は、その契約の権利の全部又は一部を第三者に譲渡する場合に、債務者に通知しなければならない。ただし、取引の慣習に照らして通知を必要としないときは、この限りではない。債権者はその権利を譲渡するとき、債務者の負担を増やしてはならない。債務者の負担を増やすとき、債務者の同意を得なければならない。」（55条）。これは、原則として債権の自由譲渡性を承認しており、債権譲渡により債務者の負担が増加する場合には債務者の同意を要件とするものである。債権譲渡について、債務者の同意を要件とする提案は、債務者に債権譲渡の過程に参加するための権限を与えたのである。このような提案を採用する場合には、いかなる場合に債権譲渡が債務者の同意を得なければならないかは問題となる。また、契約法意見徴集稿55条にいう「債務者の負担」の意味も問題とされる。これは、単なる履行負担であるなら、あえて債務者の同意を要件とする必要がない。債権者の交代による履行負担の増加から債務者を保護するためには、債務者の行為準則を明確化することが考えられる。債権譲渡による増加費用を債権者側に請求することができる旨を明示することも考えられる。<sup>29</sup>しかし、「債務者の負担」を履行負担に限定しておく、債務者の譲渡人に対する相殺の抗弁を譲受人に主張することができるかは問題となる。かかる債務者の利益を念頭において、「債務者の負担」を債権者の交代による不利益に拡張して解釈すると、債務者がより一層保護されることになる。いずれにせよ、債務者にとっては債権者の交代によっていかなる不利益が生ずるかに関してより一層立ち入った検討が必要である。

契約法草案（1998年8月）は、契約法意見徴集稿の基本的な立場と異なり、原則的に債権の自由譲渡性を承認し、例外として譲渡制限特約を承認している（81条）。また、債権譲渡に関与できない債務者の利益を保護するためには、次のような詳細な債務者保護規定を定めている。第1に、債権譲渡は債務者に通知しなければ、債務者に対して効力が生じない（82条2項）。第2に、債務者は譲渡通知を受ける当時に譲渡人に対して生じた抗弁をもって譲受人に対抗することができる（84条）。第3に、債務者は譲渡通知を受ける当時に譲渡人に対して弁済期の到来する債権を有していた場合には、当該債権による相殺の抗弁を譲受人に対抗することができる（85条）。

上記の契約法草案の規定に対しては複数の批判が示された。まず、第1の規定についてある論者は、「本条第（二）項の規定には不備がある」と指摘する。その理由として、「一般に、当事者は契約の権利が譲渡することができないということを約定したときは、その

<sup>28</sup> 石田・前掲注18) 121頁参照。

<sup>29</sup> 民法（債権法）改正検討委員会『詳解・債権法改正の基本方針Ⅲ——契約および債権一般（2）』（商事法務、2009年）312-313頁参照。

意思に従う。しかし、当事者の約定は、単なる内部関係の一種に属しており、善意の第三者はこれを知ることができない。取引における善意の第三者の合法權益を保護するためには、当該約定を制限すべきである」と挙げられている。さらに、「前項第(二)項の規定は、善意の第三者に対抗することができない。」との規定を別途設ける必要があるとする。<sup>30</sup>また、第3の規定について、「本条の規定により債務者の主張できる相殺の範囲はあまりにも限定され、契約法上の私的自治原則に悖る」との指摘があった。同条を次のように変更すべきであるとする。すなわち、「債務者が譲渡の通知を受ける当時、譲渡人に対して債権を有する場合において、その債権の弁済期が譲渡された債権より先に又はこれと同時に到来することは、債務者は譲受人に対して相殺を主張することができる」。<sup>31</sup>さらに、債権の譲渡によって増加した履行の費用については、「草案では当該費用の負担主体は不明であり、債務者の利益保護に不利である」との指摘がされた。「債権者は、債権の譲渡によって増加した債務者の履行費用を負担しなければならない。」との規定を別途設ける必要があるとする。<sup>32</sup>

### 第3項 小括

以上、債権譲渡制限規定——契約法79条の立法過程を概観したが、一覧表にすると次のようになる。

		債権の自由譲渡性	債務者保護規定
前史	50年代の民法草案	○	通知前譲渡人への弁済有効 譲渡制限特約
	60年代の民法草案	○	通知前譲渡人への弁済有効
	80年代の民法通則	×	債務者同意規定
契約法の 立法過程	1995年の契約法試擬稿	○	通知前譲渡人への弁済有効 債務者の抗弁権及び相殺権 増加した履行費用の譲渡人 負担 譲渡制限特約+善意譲受人 保護
	1997年の契約法意見徵 集稿	○(?)	債務者同意規定
	1998年の契約法草案	○	通知前譲渡人への弁済有効 債務者の抗弁権及び相殺権 譲渡制限特約

<sup>30</sup> 北京大学法律学系民法教研室「关于統一契約法草案的修改建議」中外法学第1期(1999年)97頁。

<sup>31</sup> 北京大学法律学系民法教研室・前掲注30)98頁。

<sup>32</sup> 北京大学法律学系民法教研室・前掲注30)98頁。

契約法の立法過程の追跡から次のようなことが明らかとなった。第1に、譲渡制限特約は、債権の自由譲渡性という原則の上に築かれたものである。20世紀80年代の民法通則は、債権の自由譲渡性に否定的であり、譲渡制限特約に関する規定を設けないと決した。また、1997年の契約法意見徴集稿は、債権の譲渡が債務者の負担を増やさないとを前提に、債権の自由譲渡性を承認した。ただし、このようなことを前提とする法制は、債権の自由譲渡性を認めない法制の一種として位置づけられる。債権の自由譲渡性が公認されていない法制では、債権譲渡の禁止又は制限を検討する意味がない。というのは、このような法制は、債務者に債権譲渡に参加するための権限を与えていたからである。第2に、譲渡制限特約は、その他の債務者保護規定と密接に関連している。50年代の民法草案は、譲渡制限特約を承認したが、その他の債務者保護規定を定めていなかった。詳細な債務者保護規定を定めている法制と比べて、同草案では譲渡制限特約は債務者保護規定の欠如をカバーする機能を果たすといえよう。譲渡制限特約は、債務者の利益を保護するためのものである以上、債務者保護に必要な範囲内でその効力を認めておけば十分であり、あえて譲渡制限特約をもって譲渡の効力を否定する必要がないかもしれない。なお、1998年の契約法草案は、債務者の抗弁権及び相殺権に関する規定を定める同時に、譲渡制限特約を承認している。譲渡制限特約を通じて債務者の利益を確保する必要性が生じるのは、かかる規定によってカバーされない場面である。第3に、譲渡制限特約の効力に関しては、特約の善意の第三者への対抗可否についてふれておかなければならない。50年代の民法草案は、譲渡制限特約を承認したが、第三者の主観態様について全く言及していない。1995年の契約法試擬稿は、譲渡制限特約を承認する同時に、特約が善意の第三者に対抗することができないと定めている。しかし、1998年の契約法草案には、譲渡制限特約は善意の第三者に対抗することができないという文言はない。起草者は、第三者保護より当事者の意思を重視すると推測される。それにもかかわらず、中国法では、譲渡制限特約の善意者への対抗の可否について検討を要する。

### 第3款 学説の紹介と検討

#### 第1項 学説の展開過程

展開過程は、2つの時代に区切られる。第1は1980年代から1990年代まで、第2は2000年代以降、である。

##### 1 1980年代から1990年代まで

民法通則制定直後に、債権譲渡（同法91条）に触れる論文があった。それらは、「債務者同意規則」に着目しており、債務者の意思自由（債権譲渡への同意自由）を制限する傾向が見られる。譲渡制限特約はほとんど注目されなかった。すでに紹介したように、民法通則は、債務者に債権の譲渡に参加するための権限を与えたのである。つまり、債権の譲渡は、債務者の同意を得なければならない。そうでなければ、債権譲渡はその効力が生

じない。このような法制のもとでは、債務者は任意に債権譲渡の効力を否定する権限を持っている。債権譲渡の有用性に鑑み、債務者の意思をできる限り制限する方向で民法通則 91 条を解釈すべきであるとの指摘がなされた<sup>33</sup>。債務者の意思制限をめぐって次のような 2 つのアプローチが示されていた。

第 1 は、「債務者同意」の方式を緩和するのである。すなわち、「債務者同意」の表示は、黙示であってもかまわない。「債権譲渡人又は譲受人は譲渡の事実を債務者に通知した後、債務者は反対を表示したり異議を唱えたりしたいときは、合理の期間内に為さなければならない。その期間内にしないときは、黙示とみなす」<sup>34</sup>。第 2 は、「債務者の同意」を債権譲渡に異議を唱える権利とみなすのである<sup>35</sup>。具体的には、「債権譲渡について、債務者は情理及び社会一般見解により認められる反対理由を唱える場合には、債権譲渡は債務者の同意を得なければ効力が生じない」。これに対して、「債務者は正当異議を唱えない場合には、債権譲渡は一旦債務者に通知されると、債務者の同意を得なくても効力が生ずる」。ここでの問題は、いかなる場合において債権譲渡は債務者の同意を得なければならないということにある。その当時の学説によると、次のような場合において債権譲渡は債務者の同意を得なければならない。すなわち、①「債務者は譲渡人に対して同種の債権を有し、且つ当該債権の弁済期は譲渡された債権より先に又はこれと同時に到来する場合に、債務者はその時相殺を主張することができる」という場合である。債務者の相殺権に関する規定を定めている法制と比べて、民法通則のもとでは「債権譲渡は、債務者の同意を要件とする」という方式で債務者の相殺利益が保護される<sup>36</sup>。②「債務者は譲渡人に対して他種の債権を有し、あるいは同種の債権を有しても、その弁済期は譲渡された債権より後に到来する。この場合において、債務者は相殺を主張することができない」という場合である。③「債権譲渡により債務者に対して不利又は不便を来す」という場合である。④「債務者と債権譲受人との間に感情のもつれがある」という場合である<sup>37</sup>。これらは、債務者を保護する範囲で債務者に債権譲渡の効力を否定する権限を認めるものである。債権者の交代に伴う不利益に着目して債権譲渡の債務者に対する効力を規律すべきであるという発想は示唆に富む。

## 2 2000 年代から現在に至るまで

契約法の頒布によって民法通則 91 条が実質的に廃止された。債務者に対する譲渡の通知を必要とする契約法において、債権譲渡に対する債務者の同意まで必要としていない。契約法は、債務者に債権譲渡に参加するための権限を与えていないが、債務者はその債権

<sup>33</sup> 張説「債的移転及其要件」法学研究第 3 期（1990 年）96 頁。

<sup>34</sup> 王家福ほか編『中国民法学・民法債権』（法律出版社、1991 年）77 頁。

<sup>35</sup> 張・前掲注 33) 96 頁、王家福ほか・前掲注 34) 77 頁、王旭光「論契約権利譲與の若干基本問題」河北法学第 2 期（1995 年）20 頁、王利明「統一契約法制訂中の若干疑難問題探討（下）」政法論壇第 4 期（1996 年）56 頁。

<sup>36</sup> 王家福ほか・前掲注 34) 77 頁は、立法例としてドイツ民法 406 条、スイス債務法 169 条 2 項、台湾民法 296 条 2 項を取り上げている。

<sup>37</sup> 張・前掲注 33) 96 頁、王家福ほか・前掲注 34) 77 頁。

者との譲渡制限特約によって債権譲渡に参加するための権能を留保することができる。契約法が成立するせい、学説も譲渡制限特約の効力を意識し始めた。

## 第2項 学説の現状

### 1 債権的効力説

申衛星が代表的論者である。彼は、1999年の教科書で「譲渡制限特約は、債権的効力しかを有せず、且つ公示性を有しないため、特約の当事者間で効力を有するにとどまり、特約の存在につき善意である譲受人に対しては、信頼が保護されるべきという法律精神に基づいて譲受人が契約の権利を取得できると認めるべきである」と説く。また、譲受人が譲渡制限特約の存在を知らず、譲渡された債権を譲り受けた場合には、「当該債権譲渡契約は無効である」と説く<sup>38</sup>。これは、日本民法及び台湾民法の影響を受けて私的自治と取引の安全とのバランスをとろうとするものである<sup>39</sup>。しかし、この説には、不明確な点もある。すなわち、誰が譲渡制限特約を援用することによって譲渡の無効を主張することができるかが明らかではない。

彼は、より後の教科書では、「譲受人が善意である場合には、債権譲渡契約<sup>40</sup>が有効である。すなわち、債権者と債務者がした譲渡制限特約は、善意の譲受人に対抗することができない。譲渡された債権の弁済期が到来したとき、譲受人が債務者に対して請求することができる。しかし、債務者は譲渡人に対して債務不履行に基づく損害賠償を請求することができる。譲受人が悪意である場合には、債務者は抗弁を主張しないときは、譲渡人と譲受人がした債権譲渡契約が有効である。債務者は、譲受人が悪意であるという抗弁を主張し、債権譲渡契約が無効であると主張したときは、その主張が認められるべきである」と説く<sup>41</sup>。これによって、債務者は悪意の抗弁によりその譲渡行為の無効を主張することができる。ただし、債務者以外の第三者は譲渡制限特約の効力を主張することができるかは必ずしも明らかではない。

他に日本改正法を参照する馮潔語の論文は、契約法79条の解釈論に債権的効果説の導入を検討するに値すると説く。日本改正法の規律については、「譲渡制限特約が締結されたとしても、債権譲渡は有効である。ただ、債務者は特約をもって譲受人に対抗することができる」ことが紹介されても、具体的に債務者は特約の効力に基づいて譲受人にいかなる制約を及ぼすことができるかということにはまったく言及されていない。<sup>42</sup> なお、馮潔語は、その後の論文では、『Schweizer Obligationenrecht 2020』164条を参照して契約法

<sup>38</sup> 崔建遠編『新契約法原理與案例評釋』（吉林大学出版社、1999年）394-395頁〔申衛星執筆〕。

<sup>39</sup> 同書395頁では日本民法及び台湾民法の規定を参照していることを自認する。

<sup>40</sup> 日本法では、債権譲渡は準物権行為であるとされている。申衛星は、中国法は物権行為の理論を採用しないことを理由に、債権譲渡契約を債権売買契約のような債権契約と位置づける。崔・前掲注20)173頁〔申衛星執筆〕。

<sup>41</sup> 崔・前掲注20)173頁〔申衛星執筆〕。

<sup>42</sup> 馮潔語「禁止債権讓與特約的效力論——對繼受日本學說的反思」甘肅政法學院學報第3期（2016年）79-80頁。

79条2項を「当事者は債権の譲渡を禁止する旨の約定をしたときであっても、債権の譲渡は、その効力を妨げられない」に改めるべきであると指摘する<sup>43</sup>。このような提案が妥当とすると、譲渡制限特約は、特約の当事者間で効力を有するにとどまり、第三者には善意・悪意を問わず対抗することがなくなる。

## 2 相対的無効説

現行ドイツ民法は、その399条で譲渡制限特約の第三者効を認めていたが、その後、この条文をめぐって論争されたのは、債権的効力説と物権的効力との争いではなく、物権的効力説の枠内での争い、すなわち、譲渡無効を誰もが主張できるとする絶対的無効説と債務者のみが主張できるとする相対的無効説との争いであった<sup>44</sup>。中国では、ドイツ法の影響を受けて相対的無効を支持する論文が見られる。

韓世遠は、譲渡制限特約の効力について「譲受人が悪意であり、又は善意・過失である場合には、その時の債権が譲渡性を有せず、物権的効力説を採用すべきである。債権譲渡は相対的無効であり、すなわち、債務者だけ当該譲渡が無効であると主張することができる」と説く<sup>45</sup>。相対的無効説のもとでは、特約付債権が譲渡されたとしても、譲渡当事者・第三者関係では有効であるが、債務者はそのような譲渡をなかつたものとして行動することができる。譲渡制限特約に強い効力を認める絶対的無効説と比べて、特約の効力が制限されたが、債務者の利益保護が後退するわけではない。相対的無効説は債務者保護に必要な範囲に譲渡制限特約の効力を認めたものと位置づけることができる。

莊加園は、譲渡制限特約の絶対的効力に対して批判的であり、解釈論として相対的無効説を採り、立法論としてはドイツ商法345条aの効力構成を採るべきであるとする。<sup>46</sup>譲渡制限特約に違反する債権譲渡の効力について、相対的無効説を採用するという点では莊加園も韓世遠も一致している。ただ、両者は、善意者保護の要否という点で違いを見せている。韓世遠は、譲受人の譲渡制限特約の存在に対する認識又は認識可能性を分水嶺として債務者の譲渡無効の主張可否を決定する<sup>47</sup>。この見解のもとでは、債務者は善意の譲受人に対して譲渡無効を主張することができない。これに対して、莊加園は譲受人の善意・悪意を問わず、債務者が譲受人に対して譲渡無効を主張することができるとする<sup>48</sup>。譲受人の主観態様によって譲渡無効の主張可否が左右されるような考え方は、債務者の予測可

<sup>43</sup> 馮潔語「禁止債権譲與特約——比較法的經驗與啟示」法商研究第5期（2018年）191頁。

<sup>44</sup> 池田清治「債権の流動化と譲渡禁止特約の効力」北海道大学法学研究科高等法政教育研究センター報告書2（2002年）72頁。

<sup>45</sup> 韓世遠『契約法総論（第3版）』（法律出版社、2011年）469-470頁。韓・前掲注3）605頁。

<sup>46</sup> 莊加園「禁止債権譲與約定的效力模式解析——以德國商法典第354a條的法教義學分析為基礎」『為民法而鬥爭——梁慧星先生七秩華誕祝壽文集』（法律出版社、2014年）627頁以下。

<sup>47</sup> 日本では、悪意・重過失の譲受人にのみ特約を対抗できるとする現行法の基本的な枠組みを維持しながら、相対的無効説の導入を検討する論文がある。石田・前掲注18）224頁以下。

<sup>48</sup> 莊加園は、譲渡制限特約を善意者に対抗できないという準則に批判的であり、その理由は次のとおりである。①善意又は悪意を判断する基準は存在しない。②このような準則を採用しても、譲渡制限特約に違反する債権譲渡の効力は画一的ではない。莊・前掲注46）640-641頁。莊加園「契約法第79條（債権譲與）評註」法學家第3期（2017年）第170-171頁。馮潔語「論禁止債権譲與特約的教義學構造」清華法學第4期（2017年）137-138頁も実質的に莊加園に従うものである。

能性が確保されないから、経済制度として中途半端であるとも言えるところであり、その意味では後者の立場は合理的割り切った制度であると評価することができる<sup>49</sup>。しかし、中国の実務では、譲渡制限特約を善意者に対抗できないという準則を採用する裁判例がある。債務者保護の要請に関する実務把握をしない限り、直ちにドイツの相対的無効説を導入することに躊躇を禁じ得ない。

### 3 債権の種類を基準としての法律効果の細分化

譲渡制限特約の効力をめぐって、黄斌は、民事債権の譲渡と商事債権の譲渡とを区別している。<sup>50</sup>民事債権の譲渡について、日本民法及び台湾民法の規定を参照して譲渡制限特約を善意の第三者に対抗することができない旨の規定を別途設けるとする。商事債権の譲渡について、アメリカ統一商事法典及び国連国際債権譲渡条約の規定を参照して譲渡制限特約を第三者に対抗することができないとする。その典型例とした想定されていたのは、供給者からファクターに対する債権譲渡の場合である。この場合において、「個々の契約に譲渡禁止条項が含まれているかどうかを判断するために、ファクターが何百にも及ぶかもしれない契約を綿密に調査することは、とうてい期待できない」<sup>51</sup>。譲渡制限特約の第三者効を肯定することは、ファクターにとっては酷であるかもしれない。

ところが、商事債権の譲渡について、譲渡制限特約の第三者効を否定する場合には、これまで譲渡制限特約によって保護されている債務者の利益がどのように保護するかは問題となる。この点に関しては、黄斌は当該見解が債務者に実質的な負担及び不公平を来すわけではないと説く。その理由としては、①「商事契約の履行過程において譲渡人の債務不履行が発生した場合には、債務者は譲渡人に対して生じた抗弁をすべて譲受人に主張することができる」こと、②「債権譲渡により増加した履行の費用について、譲渡人が当該費用を負担する旨の規定を設けておけば足りる」ことが挙げられている。注意すべきは、中国契約法はその 82 条では債務者が譲受人に主張できる抗弁を譲渡通知を受けた前に譲渡人に対して生じたものに限っているという点である。

楊明剛は、金銭債権の流動性に鑑み、ドイツ商法典及びアメリカ統一商事法典の規定を参照して譲渡制限特約の効力を制限すべきであると説く<sup>52</sup>。すなわち、商取引から発生した金銭債権について、当事者は譲渡制限特約を締結してはならないとする。このような考え方を採用する場合には、債務者の利益保護は問題となる。他に「譲渡制限特約が締結されたとしても、金銭債権の譲渡は、その効力を妨げられない。特約に違反する当事者は債務不履行の責任を負わなければならない」旨の規定を別途設けるべきであるとする莊加園

<sup>49</sup> 赫高規「債権譲渡禁止特約と債権法改正」NBL987号（2012年）15頁参照。

<sup>50</sup> 黄斌「国際保理業務中應收賬款債権讓與的法律分析」清華大學學報（哲學社會科學版）第2期（2006年）。

<sup>51</sup> オーレ・ランドーほか編（潮見佳男ほか監訳）『ヨーロッパ契約法原則Ⅲ』（法律文化社、2008年）75頁。

<sup>52</sup> 楊明剛『契約權利轉讓論』（中国人民大学出版社、2006年）369頁。



は、実質的に楊明剛に従うものである<sup>53</sup>。また、目的論的縮減として契約法 79 条の適用範囲から資金調達を目的とする債権譲渡を排除するものも見られる<sup>54</sup>。

#### 4 特約の形式を基準としての法律効果の細分化

馮潔語は、ドイツの学者である Wagner の見解<sup>55</sup>をアレンジして当事者の追求する利益に応じて特約に違反する債権譲渡の効力を細分化する<sup>56</sup>。特約条項は、①債権の譲渡を禁止する条項、②債権の譲渡を制限する条項に大別される<sup>57</sup>。当事者は、譲渡禁止特約を結ぶ場合と譲渡制限特約を結ぶ場合とではそれぞれ異なった利益を追求している<sup>58</sup>。すなわち、当事者は譲渡禁止条項を結ぶ場合には、その意思は絶対的に債権の譲渡を排除するとし、債務者に法定利益以外の経済利益を認めるとする。当事者は譲渡制限条項を結ぶ場合には、その意思は債権者を選択し、あるいは特定の債権者を相対的に排除するとする。

そして、特約条項に違反する債権譲渡の効力もこれに応じて次のような 2 つの効力構成に区別すべきであるとする。譲渡禁止特約にあっては、絶対的無効が妥当する。譲渡制限条項を付す場合には、相対的無効が妥当である。<sup>59</sup>より具体的には、「債務者と譲渡人は『当該契約の債権は譲渡することができない』という条項を結ぶ場合に、債権譲渡人は債権を譲渡したときは、当該債権譲渡は無効である」とし、「債務者と譲渡人は『当該契約の債権は債務者の同意を得なければ譲渡することができない』という条項を結ぶ場合には、債権譲渡人は条項に違反してその債権を譲渡したときは、当該債権譲渡は債務者に対して効力を生じない」とする<sup>60</sup>。このような見解は、特約の文言に基づく法律効果の類型化を契約法 79 条の解釈に持ち込むことにより特約の強い効力を制限しようとするものと位置づけることができる<sup>61</sup>。ここで注意しておかねばならないのは、ドイツ法において譲渡制限特約に「債務者への通知又は承諾に譲渡の効力を係らしめる譲渡制限条項」が含まれるという点である。このような条項は、フランス法や日本法のような「債権の譲渡は、譲渡人が債務者に通知をしなければ、債務者に対抗することができない」という債務者対抗要件制度の欠如をカバーする機能を果たすのである<sup>62</sup>。債務者対抗要件制度を取る中国法で

<sup>53</sup> 莊・前掲注 48) 172 頁。

<sup>54</sup> 孫超『應收賬款融資的法律問題研究—以促進債權流轉為中心（博士論文）』中国知網（2011 年）100 頁。

<sup>55</sup> Wagner の見解の紹介としては、石田・前掲注 18) 187-190 頁が参照になる。

<sup>56</sup> 馮・前掲注 48) 138-140 頁。

<sup>57</sup> Wagner の見解のもとでは、特約条項は、①債権譲渡を完全に排除する条項、②修正された譲渡排除条項、③譲渡制限条項に大別される。また、③をさらに、③-1 債務者が選択利益を伴う同意留保を付す場合と、③-2 同意留保のその他の場合に分類する。石田・前掲注 18) 187-190 頁。なお、債務者の同意を前提する特約に関しては、特約付債権の譲渡の効力は、未確定的絶対無効又は未確定的相対無効という 2 つの効力構成があり得る。馮潔語は、③の条項に違反する債権譲渡の効力を画一的に確定するために、③をさらに分類しない。馮・前掲注 48) 140 頁。

<sup>58</sup> 馮・前掲注 48) 139 頁。

<sup>59</sup> 馮・前掲注 48) 139 頁。注意すべきは、Wagner は①および②について、譲渡の確定的絶対的無効だが当であるとする点、③-1 については、未確定的絶対的無効が妥当であるとする点、③-2 については、未確定的相対無効が妥当であるとする点である。

<sup>60</sup> 馮・前掲注 48) 140 頁。

<sup>61</sup> 石田・前掲注 18) 188 頁参照。

<sup>62</sup> 石田・前掲注 18) 216 頁参照。

は、債務者のかかる利益は契約法 80 条 1 項により十分に保護されるから、自由に債権譲渡を認めてもよいことになる。中獨両法の構造の相違を無視してドイツの学説を契約法 79 条の解釈論に導入するのは問題であろう。

## 5 小括

譲渡制限特約は、債権の自由譲渡性の承認を前提とするから、そのような前提を欠く民法通則ではそもそも問題にならなかった。民法通則のもとでは、債権が債務者の同意なくして譲渡することができないとされている。債務者の同意を要件とする立法は、債権の譲渡にとって足かせとなる。その当時の学説は、債務者の意思自由が狭く制限される傾向にある。債務者の意思自由を制限する際のアプローチは、「債務者同意」の方式を緩和すること、「債務者の同意」を債権譲渡に異議を唱える権利とみなすことの 2 つに大別することができる。後者のアプローチは、債務者保護に必要な範囲で債務者に債権譲渡の効力を否定する権能を認めたのである。

中国契約法は、債権の自由譲渡性を承認した契約法 79 条において、当事者が譲渡制限特約によって債権の譲渡を禁ずることができると定めている。ただ、同条には「特約は善意の第三者に対抗することができない」のよう文言はなかった。特約の善意者への対抗の可否に関しては、一部の学説は、善意・悪意を問わず第三者に対抗することができると主張していたが、それ以外の学説はほぼ特約を善意の第三者に対抗することができないとする。いずれにしても、譲渡制限特約に第三者効を基本的に認めることになる。譲渡制限特約の第三者効を肯定する場合における譲渡制限特約の効力をめぐっては、特約の効力を画一的に確定する効力一元論と、債権の種類ないし特約条項ごとに特約の効力を規律する効力二元論に細分化される。債権的効力説は、譲渡制限特約を債務者に悪意の抗弁を与えるものと位置づける。債務者は、悪意の抗弁により特約付債権の譲渡無効を主張することができる。相対的無効説は、債務者保護に必要な範囲で特約の効力を認めるのである。特約付債権の譲渡は、譲渡当事者・第三者関係では有効であっても、債務者は、そのような譲渡をなかつたものとして行動することができる。債務者保護の観点からすれば、両者は法律効果のレベルでは基本的に似ている。債権的効力説のもとでは、債務者は悪意の抗弁により債権譲渡を無効することができる。相対的無効説のもとでは、債務者との関係においては悪意者への債権譲渡は当然に無効になる。債権の種類に着目した効力二元論は、商事取引から発生した債権又は金銭債権の譲渡事例に限定して、譲渡制限特約の第三者効を否定するのである。確かに商事取引から発生した債権又は金銭債権に関しては、譲渡制限特約によって追求されている債務者の利益は比較的小さく、その他の譲渡人・譲受人の利益の前に後退を余儀なくされてもやむを得ないという考え方があり得る。しかし、債権の譲渡に伴う不利益から債務者が保護されるように手当てしておく必要がある。また、特約の文言に着目した類型論も登場した。すなわち、当事者が譲渡禁止特約を結ぶ場合と譲渡制限特約を結ぶ場合とでは、特約付債権の譲渡の効力はそれぞれ異なる。しかし、単に特

約条項の文言を場合分けの基準として債権譲渡に異なる効力を与えるのであれば、形式論理偏重のそしりを免れない。いずれにしても、債権の種類ないし当事者の特約により追及する利益に応じて典型的に特約の効力を規律するという発想は示唆に富む。

#### 第4款 裁判例の紹介と検討

##### 第1項 裁判例の紹介

譲渡制限特約に関する裁判例は、以下の通りである。

【1】（2008）昌民初字第03816号<sup>63</sup>。買主Aと売主Yは、『レディーミクストコンクリート売買契約』を締結していた。Yは、2006年6月4日、Aに対する売掛代金債権を代物弁済として第三者Xに譲渡し、その旨がAに通知された。しかし、売掛代金債権には譲渡制限特約が付されている。Xは、上記債権に基づく支払いを請求したが、拒絶された。その後、Xは、Yの売買契約における債務不履行を理由に譲渡された債権の相当額を認めた。これに対して、Yは、Xとの間でAに対する債権を譲渡することによりその債務を消滅させたことを理由に反論した。裁判所は、Yの反論を否定し、Xの請求を認容した。

【2】（2009年）紹興初字第790号<sup>64</sup>。売主Aと買主Yが『ボイラー売買契約』を締結していた。この契約には「双方の当事者が当事者の事前同意を取得していない場合、本契約下の権利の一部又は全部を第三者に譲渡することはできない」との特約が含まれている。2008年10月27日、Aは、Yに対する売買代金債権（品質保証金50万元）をXに譲渡し、その旨がYに通知された。Xは、Yに対して、譲り受けた売買代金債権の支払いを求めて提訴した。これに対して、Yは、次のように反論した。①売買代金債権に譲渡制限特約が付されているので、AとXとの『債権譲渡契約』は無効である。②Aは品質監督証明書などの関連証明をYに交付しないことにより、今までボイラが取り付けられていないため、Aは先に契約を破った。さらに、③譲渡された50万元は存在するかどうかは不明である。裁判所は、当該譲渡がYの同意を得なければ、Yに対して拘束力を有しないと見て、Xの請求を棄却した。

【3】（2009）徐民二商第119号<sup>65</sup>。売主Xと買主Yは、2007年5月15日、売買契約を締結した。売買代金債権には譲渡制限特約が付されている。2008年4月15日、XとYは代金債務について『債務者支払計画』を締結したが、Yは計画のとおり代金債務を履行しなかった。同年7月18日、Xの請求を受けたYは、もともとの支払計画を変更しようとした。同年7月23日、XはYに対する売買代金債権をAに譲渡し、その旨がYに通知された。Yは、債権譲渡に対して否定的であり、商業為替手形方式で代金債務を履行するこ

<sup>63</sup> 北京涿鹿通宜建材有限公司與北京市青年路混凝土有限公司、北京市第二建築工程有限責任公司買賣合同糾紛案，（2008）昌民初字第03816號。

<sup>64</sup> 紹興縣有限公司、組織機構代碼與江陰市鋼管有限公司組織機構代碼一案一審民事判決書，（2009年）紹興初字第790號。

<sup>65</sup> 上海某電子有限公司與某電子有限公司買賣合同糾紛一案一審民事判決書，（2009）徐民二（商）初字第119號。

とを提案したところ、XはYを相手どって、訴訟を提起した。Yは、債権譲渡は有効であるので、XはYに対して請求する権限がないと反論した。裁判所は、譲渡制限特約に違反する「Xの債権譲渡行為は無効である」として、Xの請求を認容した。

【4】（2011）蘇商外終字第0072号<sup>66</sup>。売主Aと買主Yは、ある商品の継続的取引基本契約を締結していた。2005年2月2日、AとX銀行との間で『ファクタリング契約』が締結され、Aは、Yに対する売買代金債権を一括してXに譲渡した。他方、2008年4月と5月の間、YはAに対して50万ドルの前渡金を支払った。Xは、Yに対して譲渡された債権に基づく弁済期の到来する62.602059万ドルの支払を求めて提訴した。これに対して、Yは次のように反論した。①売買代金債権に譲渡制限特約が付されているので、AとXとの間でなされた債権譲渡は無効である。②今まで、XはAに対して何らかの弁済債務を負わない一方、Aに対して9.866280万円の過払い金を有する。第1審は、「かかる売掛代金債権は、当事者間の特別な約定によって制限され、譲渡できない債権である」として、Xの請求を棄却した。以上の判断を不服としてXが上告した。第2審は、「X銀行は専門の銀行として、慎重の原則に基づいてファクタリング業務を展開し、債権を譲り受けるべきであるが、AとYとの間で締結された契約については、合理的な審査義務を尽さないため、相応の不利益な結果を負担すべきである」として、Xの上告を棄却した。

【5】（2013）沪一中民四（商）終字第991号<sup>67</sup>。AとYは、『CM放送契約』を締結していた。AはYからCM放送を受注し、報酬債権を取得した。2010年6月13日、Aは、代物弁済としてこの債権をXに譲渡し、同年8月30日、その旨がYに通知された。Xからの支払請求を受けたYは、譲渡制限特約の存在を理由にこれを拒んだ。裁判所は、当該債権譲渡はYに対してその効力を有しないと見て、Xの請求を棄却した。

【6】（2013）一中民終字第2214号<sup>68</sup>。売主Aと買主Yは、『大型軸流送排風機売買契約』を締結した。その際に、AY間では譲渡制限特約が合意された。しかしそれにもかかわらずAは、売買代金債権をXに譲渡した。Xは、Yに対して譲り受けた債権の支払いを求めて提訴した。第1審は、「当該債権譲渡は当事者の約定に違反してなされたものであり、Xは、譲渡された債権を取得することができない」として、Xの請求を棄却した。これに対して、Xは次のようなことを理由に上告した。①当該債権譲渡は、Yの法律上の利益を害しない。②譲渡制限特約は、特約の当事者間で効力を有するに止まり、善意の第三者に対して対抗することができない。上告審は、Xの請求を棄却し第1審を維持した。

【7】（2013）浦民二（商）初字第1225号<sup>69</sup>。AとYは『委託販売契約』を締結していた。YはAの商品又はサービスに関する販売委託を受けたのに対して、AはYに対する債

<sup>66</sup> 星展銀行（香港）有限公司與博西華電器（江蘇）有限公司債權轉讓合同糾紛上訴案，（2011）蘇商外終字第0072號。

<sup>67</sup> A公司與B公司廣告合同糾紛一案一審民事判決書，（2012）浦民二（商）初字第3227號。

<sup>68</sup> 上海鼎王投資經營管理有限公司與北京軌道交通建設管理有限公司等債權轉讓合同糾紛，（2013）一中民終字第2214號。

<sup>69</sup> 上海XX鞋業有限公司與上海XX購物商務有限公司債權轉讓合同糾紛一案一審民事判決書，（2013）浦民二（商）初字第1125號。

権を取得した。Aは、この債権をXに譲渡した。そこで、Xは譲渡された債権に基づく支払を求めて提訴した。これに対して、Yは、譲渡制限特約をもってXに対抗した。裁判所は、Xは特約付債権を取得していないとして、Xの請求を棄却した。

【8】（2013）順民初字第10378号<sup>70</sup>。売主Aと買主Yは、CTAの継続的取引基本契約を締結していた。そして、基本契約には譲渡制限特約が規定された。2011年8月30日から2011年11月14日までの間、AとYは13通の『販売契約』を締結した。2012年1月16日、AとXは、『債権譲渡契約』を締結し、Yに対する売買代金債権をXに譲渡した。その旨が、2013年6月25日、Xに通知された。そこで、Xは譲渡された債権に基づく支払を求めて提訴した。裁判所は、譲渡制限特約は善意の第三者に対して対抗することができないということを前提に「債権譲渡の過程において、AがYとの販売契約、商業請求書、梱包伝票、船荷証券などの書類をXに開示したが、AがYとの基本契約をXに開示した証拠は存在せず、Xは譲渡制限特約につき善意の第三者である。そのため、当該債権を取得することができる」として、Xの請求を一部認容した。

【9】（2013）甬象商初字第387号<sup>71</sup>。AとYは、『Engineering Cost Consultation 契約』を締結していた。2013年2月27日、AはYに対する譲渡制限特約付報酬債権を譲渡し、同年3月27日、その旨がXに通知された。Yの支払請求に対し、XがYの契約の債務不履行、さらに譲渡制限特約の存在を抗弁として主張した。裁判所は、「AがYに対する債権をXに譲渡する行為は、Yの書面による同意を得なければ無効となる」、Yの請求を棄却した。

【10】（2014）深中法商終字第1758号<sup>72</sup>。売主Aと買主Yは、有効期間を2011年9月28日-2012年9月28日とする売買契約を締結した。その際にAY間で、「Aは契約上の権利、義務を第三者に譲渡することができない」との合意がされた。この契約の有効期限は2012年9月28日であるが、Aはこれまでの取引慣行に従ってYに商品を供給していた。2013年4月25日、AとXは債権譲渡契約を締結し、2012年10月-2013年4月、発生するAのYに対する売買代金債権がXに譲渡され、その旨が2013年6月21日、Yに通知された。Xはこの債権に基づく支払を請求したところ、裁判所は、売買契約はその後に供給関係に適用することを前提に、債権譲渡契約を無効とした。

【11】（2014）鶴民終字第547号<sup>73</sup>。売主Aと買主Yは、継続的取引基本契約を締結した。その際にAY間で、「Aは、Yの書面による事前の同意を得なければ、本契約または本契約から生じる権利あるいは義務を他の団体または人物に譲渡することができない。同

<sup>70</sup> 韓中小企業銀行龜尾分行與北京樂金飛利浦電子有限公司債權轉讓合同糾紛一審民事判決書，（2013）順民初字第10378號。

<sup>71</sup> 林文德與象山縣萬象房屋開發有限公司債權轉讓合同糾紛一審民事判決書，（2013）甬象商初字第387號。

<sup>72</sup> 深圳祥和紅傢俱配件有限公司與深圳市德勝傢俱有限公司債權轉讓合同糾紛一案二審民事判決書，（2014）深中法商終字第1758號。

<sup>73</sup> 錦江麥德龍現購自運與無錫市達威投資有限公司、耿玉清債權轉讓合同糾紛二審民事判決書，（2014）鶴民終字第547號。

様に、本契約または当事者間の他の契約から生じるいかなる利益、支払請求その他の権利の譲渡も、Yの書面による事前の同意を得る必要がある。Yは、理由なく同意を拒否することができない」との合意がなされた。2013年3月10日、AはYに対する売買代金債権をX<sub>1</sub>に譲渡し、同年3月26日、その旨がYに通知された。他方、X<sub>1</sub>は、同年12月21日、この債権をさらにX<sub>2</sub>に譲渡し、その旨が、2014年1月22日、Yに通知された。X<sub>2</sub>からの請求を受けたYは、譲渡制限特約の存在を理由にこれを拒んだ。裁判所は、約款規制的手法によって特約の効力を否定し、X<sub>2</sub>の請求を認容した。Yは上告したが、棄却された。

【12】（2014）費商初字第604号<sup>74</sup>。売主Aと買主Yは、ある機械の売買契約を締結していた。2011年12月2日、Aは、Yに対する売買代金債権をXに譲渡し、その旨が、翌年8月23日、Yに通知された。そこで、Xは、Yに対してこの債権に基づく支払を求めた。裁判所は、「Aはその債権を譲渡する際に当該債権を発生させる契約をXに交付したため、Xは当事者の約定を知っているはずである……それ故にAがXに対してなされた債権譲渡は、Yに対してその効力を有しない」として、Xの請求を棄却した。

【13】（2014）許民初字第280号<sup>75</sup>。AとYは、『12mw2#発電設備運営及び入熱契約』を締結していた。2012年4月16日、AとXは『債権譲渡契約』を締結し、Yに対する水道電気料金請求権をXに譲渡した。そこで、Xはこの債権に基づく支払をYに求めた。これに対して、Yは、譲渡制限特約の存在、Aに対する反対債権の存在、さらに訴訟時効の経過を抗弁として反論した。裁判所は、「Yの書面による同意を得ず、AがYに対する債権をXに譲渡するのは、当事者の約定に違反してなされたものである。そのため、当該譲渡行為及び『債権譲渡契約』は無効となる」として、Xの請求を棄却した。

【14】（2014）揚商初字第322号<sup>76</sup>。AとYは、売買契約を締結していた。Aは、Yに対する売買代金債権をXに譲渡した。Xからの支払請求を受けたYは、譲渡制限特約に違反する債権譲渡が無効であると抗弁した。裁判所は、「Aが契約の相手方の同意を得ず、債権を譲渡するのは、契約の約定に違反してなされたものである……そのため、XはAのYに対する債権を譲り受けることができない」として、Xの請求を棄却した。

【15】（2014）濟商終字第489号<sup>77</sup>。AとYは、『ライトボックス広告発行契約』を締結した。その際に、AY間で「契約に基づく権利義務は、各当事者が勝手に譲渡することはできない」との合意がなされた。Aは、Yに対する広告費用請求権をXに譲渡し、その旨が、Yに通知された。Xからの請求を受けたYは、譲渡制限特約に違反する債権譲渡は無効であると抗弁した。裁判所は、「AがXとの債権譲渡契約により譲渡したのは、契約の権利義務ではなく債権である。それ故に、債権がXに譲渡された後、XはYに対してこ

<sup>74</sup> 石家莊工大化工設備有限公司與山東新時代藥業有限公司合同糾紛一審民事判決書，（2014）費商初字第604號。

<sup>75</sup> 許繼集團有限公司與焦作韓電發電有限公司合同糾紛一審民事判決書，（2014）許民初字第280號。

<sup>76</sup> 張偉民與天威新能源控股有限公司買賣合同糾紛一審民事裁定書，（2014）揚商初字第322號。

<sup>77</sup> 濟南美容整形醫院與濟南久尚廣告傳媒有限公司債權轉讓合同糾紛二審民事判決書，（2014）濟商終字第489號。

の債権を主張することができる」として、Xの請求を認容した。Yが上告したが、棄却された。

【16】（2015）哲甬民二終字第268号<sup>78</sup>。AとYは、『プロジェクト契約』を締結していた。Aは、Yに対する設計費用請求権をXに譲渡した。Xは、この債権に基づく支払を求めたところ、第1審は、「Aは、Yの書面による同意を得ず、当該契約から発生する権利を譲渡するのは、当事者間の約定に違反してなされたものである。また、当事者間で締結された『プロジェクト契約』は、建設工事設計契約に属し、これには設計の成果の交付、受領、費用決済、瑕疵担保などの一連の権利・義務が含まれている……あえて当事者間の約定に違反して権利を譲渡することは適切ではない」として、Xの請求を棄却した。Xは上告したが、棄却された。

【17】（2015）蘇商再提字第00091号<sup>79</sup>。売主Aと買主Yは、売買契約を締結していた。2012年9月3日、AとXは『債権譲渡契約』を締結し、代物弁済としてYに対する売買代金債権（220.069776万元）をXに譲渡し、その旨が、同年9月7日、Yに通知された。しかしそれにもかかわらず、同年9月10日、Yは64.297813万元をAに弁済し、10月10日、64.682715万元をAに弁済した。他方、同年10月15日、Aの債権者Bは、AのYに対する債権を差押え、144.1674万元の債権が執行された。そこで、XはYに対して220.069776万元を求めて提訴した。これに対して、Yは、次のような理由で反論した。①売買代金債権には譲渡制限特約が付されているので、Aはその債権を譲渡することができない。②XはAに対して何らかの弁済債務を負っていない。第1審は、Xは譲渡制限特約の存在を証明する証拠の原本を提出しないことを理由に、Xの請求を認容した。Yは上告し、第2審は譲渡制限特約の存在を認め、Xの請求を棄却した。Xは再審を提起し、裁判所は第2審を破棄し、第1審を維持した。

【18】（2015）苏中商終字第01630号<sup>80</sup>。売主Aと買主Yは、売買契約を締結した。その際にAY間で、Yの同意を得なければ、Aは契約の権利義務を譲渡することができないとの合意がされた。Xの請求を受けたYは、譲渡制限特約に違反する債権譲渡は無効であると抗弁した。第1審は、債権譲渡契約は成立しないとして、Xの請求を棄却した。Xは不服して上告した。第2審は、譲渡制限特約について「当該特約は、契約の権利義務の譲渡を禁止するものであり、本件債権譲渡は特約により禁止されている範囲に属しない」として、Yの譲渡制限特約による抗弁を棄却した。

<sup>78</sup> 紹爾工程諮詢（杭州）有限公司與寧波金譽置業有限公司建設工程設計合同糾紛二審民事裁定書，（2015）浙甬民二終字第268號。

<sup>79</sup> 施玉根與中達光電工業（吳江）有限公司債權轉讓合同糾紛再審民事判決書，（2015）蘇商再提字第00091號；施玉根與中達光電工業吳江有限公司債權轉讓合同糾紛二審民事判決書，（2014）蘇中商終字第00708號；施玉根與中達光電工業（吳江）有限公司買賣合同糾紛一審民事判決書，（2013）吳江商初字第0790號。

<sup>80</sup> 昆山益群農產品有限公司與彩晶光電科技（昆山）有限公司債權轉讓合同糾紛二審民事判決書，（2015）蘇中商終字第01630號。

【19】（2015）威民初字第1319号<sup>81</sup>。売主Aと買主Yは、『鉍工業産品売買契約』を締結していた。Aは、Yに対する売買代金債権をXに譲渡した。Xからの請求を受けたYは、譲渡制限特約の存在を理由にこれを拒んだ。裁判所は、「AY間では、相手方の同意を得なければ、権利義務は第三者に譲渡することはできないとの約定がされた……そのために当該譲渡がYに対してその効力を有しない」として、Xの請求を棄却した。

【20】（2015）安民初字第5号<sup>82</sup>。Y<sub>1</sub>とY<sub>2</sub>は、『建設工事施工下請契約』を締結していた。Y<sub>1</sub>は、Y<sub>2</sub>に対する報酬債権を代物弁済としてXに譲渡した。そこで、XはYらを相手どって報酬債権に基づく支払を求めた。これに対して、Y<sub>1</sub>は債権譲渡が有効であると抗弁した。Y<sub>2</sub>は譲渡制限特約の存在、さらに譲渡された債権の不存在を抗弁としてこれを拒んだ。裁判所は、「当該債権譲渡契約書はY<sub>2</sub>に対してその効力を有しない」として、XのY<sub>1</sub>に対する請求しか認容しなかった。Y<sub>1</sub>は上告したところ、裁判所は、「債権譲渡は成立することができない」として、Y<sub>1</sub>の請求を棄却した。

【21】（2015）一中民（商）終字第543号<sup>83</sup>。売主Aと買主Yは、3通の売買契約を締結してした。AはYに対する売買代金債権をXに譲渡し、その旨が、Yに通知された。Xの支払請求に対して、Yは次のように反論した。①売買契約には、譲渡制限特約が付されている。②譲渡された債権は品質保証金であり、その弁済期が到来せず、また、その1部は凍結されているので、Xに弁済することができない。裁判所は、XはYによる書面の同意を得ないかぎり、債権譲渡によりYに対して債権を取得することができないとして、Xの請求を棄却した。Xは譲渡制限特約につき善意であるということを理由に上告したところ、裁判者は、Aが売買契約をXに交付したとして、Xの請求を棄却した。

【22】（2015）冷民二初字第1340号<sup>84</sup>。売主Aと買主Yは、2014年7月1日、2015年1月1日、2通の売買契約を締結した。その際にAY間で、「双方の同意を得なければ、本契約の債権債務は譲渡することができない」との合意がされた。2015年1月30日、AはYに対する債権をXに譲渡し、その旨が2015年2月9日、Yに通知された。他方、2015年3月5日、Aの債権者Bは、Aを相手どって、訴えを提起する一方、財産保全を申立てた。同年3月18日、AのYに対する売買代金債権が凍結された。Xの請求を受けたYは、譲渡制限特約の存在を理由にこれを拒んだ。裁判所は、譲渡制限特約が善意の第三者に対抗できないことを前提に、特約の存在につき悪意のXとの関係において債権譲渡が成立しないと、Xの請求を棄却した。

【23】（2015）宜官商初字第351号<sup>85</sup>。売主Aと買主Yは、売買契約を締結し、売買代

<sup>81</sup> 原告山東耐材集團中齊耐火有限公司與被告成渝鈦鈦科技有限公司買賣合同糾紛一案一審民事裁定書，（2015）威民初字第1319號。

<sup>82</sup> 遷安市華奧混凝土製造有限公司與北京市萬宇通裝飾工程有限公司、北京首鋼建設集團有限公司買賣合同糾紛二審民事判決書，（2015）唐民四終字第953號。

<sup>83</sup> 魯於翔與中國電力工程有限公司買賣合同糾紛二審民事裁定書，（2015）一中民（商）終字第543號。

<sup>84</sup> 王宏江與冷水江鋼鐵有限責任公司債權轉讓合同糾紛一審民事判決書，（2015）冷民二初字第1340號。

<sup>85</sup> 江蘇凱達電纜有限公司與江蘇中興電纜有限公司債權轉讓合同糾紛一審民事判決書，（2015）宜官商初字第351號。



金債権に譲渡制限特約が付されている。AはYに対する売買代金債権をXに譲渡し、その旨がYに通知され、Xの請求を受けたYは、譲渡制限特約の存在を理由にこれを拒んだ。裁判所は、債権譲渡は無効であるとして、Xの請求を棄却した。

【24】（2015）庆商終字第489号<sup>86</sup>。AとYは、『Engineering Cost Consultation 契約』を締結した。その際にAY間では「相手方の書面による同意を得なければ、契約から発生する権利と義務を譲渡することができない」との特約が付された。しかしそれにもかかわらず、AはYに対する報酬債権をXに譲渡し、その旨が、Yに通知された。Xは、Yに対してこの債権に基づく支払を求めたところ、第1審では棄却された。Xは不服して上告した。第2審は債権譲渡が無効であるとしてXの請求を棄却した。

【25】（2015）济商終字第168号<sup>87</sup>。2005年1月28日、売主Aと買主Yは、売買契約を締結していた。翌年1月10日、Aが設備をYに引渡した。2013年11月10日、AはYに対する売買代金債権（品質保証金を含む）をXに譲渡し、その旨が、Yに通知された。Xは売買代金債権に基づく支払を請求した。これに対して、Yは訴訟時効の経過を抗弁として反論した。裁判所は、Yの抗弁を認めており、また、譲渡制限特約に違反する債権譲渡はYに対してその効力を有しないとして、Xの請求を棄却した。Xは上告したが、棄却された。

【26】（2015）清城法横民初字第1021号<sup>88</sup>。売主Aと買主Yは、2014年10月28日から2015年3月4日までの間、9通の売買契約を締結していた。他方、売主Bと買主Yは、2014年9月20日から2015年1月20日の間、10通の売買契約を締結していた。2015年9月22日、AとBそれぞれはYに対する売買代金債権をXに譲渡し、その旨がYに通知された。Xからの請求を受けたYは、譲渡制限特約の存在を理由にこれを拒んだ。裁判所は、「本案の債権譲渡は、売買契約の約定に違反しており、Yに対してその効力を有しない」として、Xの請求を棄却した。

【27】（2015）杭淳商再字第2号<sup>89</sup>。請負人Aと注文者Yは、請負契約を締結していた。AはYに対する報酬債権をXに譲渡し、その旨がYに通知された。Xの請求を受けたYは、譲渡制限特約の存在を理由にこれを拒んだ。裁判所は、「当事者間の特約は善意の第三者に対抗することができない。債権者が譲渡制限特約に違反してその債権を譲渡した場合に、債権譲受人は特約の存在を知らずに特約付債権を譲り受けたときは、当該譲渡行為は有効である……本件において、XはAのYに対する債権を譲り受けたとき、特約の存在を知っていると証明する証拠は存在せず、かつ、YはXが特約の存在を知っているという抗弁を提出していない。したがって、当該債権譲渡は特約の存在により当然無効とならない」と

<sup>86</sup> 陳金餘與大慶油田南垣實業公司債權轉讓合同糾紛二審民事判決書，（2015）慶商終字第489號。

<sup>87</sup> 常州江南電力設備集團有限公司與華電章丘發電有限公司債權轉讓合同糾紛二審民事判決書，（2015）濟商終字第168號。

<sup>88</sup> 佛山市信際環保技術有限公司與廣東億捷科技發展有限公司、李學銀債權轉讓合同糾紛一審民事判決書，（2015）清城法橫民初字第1021號。

<sup>89</sup> 徐嫩民、徐愛民等與淳安益佳千島農家農業開發有限公司、葉紅念債權轉讓合同糾紛再審民事判決書，（2015）杭淳商再字第2號。

して、Xの請求を認容した。

【28】（2015）宿城商初字第00008号<sup>90</sup>。売主Xと買主Yは、『工業品売買契約』を締結していた。XはYに対して売買代金を請求した。他方、売主Aと買主Xは、『設備売買・組立契約』を締結していた。Aは売買代金を支払ったところ、Xは商品をAに引渡さなかった。AはそのXに対する債権をYに譲渡した。Xの請求を受けたYは、譲渡された債権による相殺の抗弁をとってこれを拒んだ。裁判所は、譲渡制限特約に違反する債権譲渡は無効ということ为前提としてXの請求を認容した。

【29】（2016）渝0120民初7614号<sup>91</sup>。売主Aと買主Yは、売買契約を締結していた。AとXは、2015年6月22日・23日・25日、3通の『債権譲渡契約』を締結し、代物弁済としてAのYに対する売買代金債権をXに譲渡した。その旨が、同年8月4日・5日、Yに通知された。Xの請求を受けたYは、譲渡された債権の不存在、さらに譲渡制限特約の存在を理由にこれを拒んだ。裁判所は、「Xは、Aと締結していた債権譲渡契約がYの同意を得たことを証明するための関連証拠を提出しなかった。また、AはYに対して債権を有することを取得することができない」として、Xの請求を棄却した。

【30】（2016）豫1323民初736号<sup>92</sup>。売主Y<sub>1</sub>と買主Y<sub>2</sub>は、『耐火材製品売買契約』を締結した。その際にY<sub>1</sub>Y<sub>2</sub>間では、「Y<sub>2</sub>の同意を得ないかぎり、債権は譲渡することはできない」との特約が合意された。2015年12月3日、Y<sub>2</sub>はY<sub>1</sub>に対して『支払計画』を提出した。2016年3月18日、Y<sub>1</sub>とXは、『債権譲渡契約』を締結し、代物弁済としてY<sub>2</sub>に対する売買代金債権をXに譲渡し、その旨が、Y<sub>2</sub>に通知された。Xは、売買代金債権に基づいてY<sub>2</sub>に請求したが、拒絶された。そこで、Xは、Y<sub>1</sub>Y<sub>2</sub>を相手どって売買代金債権に基づく支払を求めて、訴えを提起した。Xの請求を受けたY<sub>2</sub>は譲渡制限特約の存在を理由にこれを拒んだ。Y<sub>1</sub>は、「この支払計画は元の売買契約に代わるものであり、これに債権は譲渡することができないとの特約が付されていないため、Y<sub>1</sub>X間で締結していた債権譲渡契約は有効である」を抗弁として反論した。裁判所は、「Y<sub>1</sub>とY<sub>2</sub>は、『耐火材製品売買契約』において債権は譲渡することができないと定めていたが、Y<sub>1</sub>が製品の引渡義務を履行した後、Y<sub>2</sub>はY<sub>1</sub>に『支払計画』を交付し、これに債権は譲渡することができないとの特約がふされていなかった。そして、この『支払計画』は、新しい契約関係を形成したものであると考えられる。本件において、問題となるのは、『支払計画』における債権であり、『耐火材売買契約』とは関係しない。したがって、『耐火材売買契約』における約定は、本件に対してその拘束力を有しない」として、XのY<sub>2</sub>に対する支払請求を認容した。

<sup>90</sup> 江蘇騰宇機械製造有限公司與哈爾濱蘭根彩瓦製造有限責任公司買賣合同糾紛一審民事判決書，（2015）宿城商初字第00008號。

<sup>91</sup> 重慶阜瑞實業有限公司與重慶永達精密機械有限公司，重慶市富浩科技有限公司債權轉讓合同糾紛一審民事判決書，（2016）渝0120民初7614號。

<sup>92</sup> 西峽縣閩程商貿有限公司與天津鐵廠，河南省豫西冶金材料有限公司債權轉讓合同糾紛一審民事判決書，（2016）豫1323民初737號。

【31】（2016）遼 02 民終 8694 号<sup>93</sup>。A と Y は、『委託販売契約』を締結していた。A は Y に対する売買代金債権を X に譲渡し、その旨が Y に通知された。X からの請求を受けた Y は、譲渡制限特約の存在を理由にこれを拒んだ。裁判所は、譲渡制限特約に違反する債権譲渡は無効であるとして、X の請求を棄却した。

【32】（2016）豫 1323 民初 736 号<sup>94</sup>。売主 Y<sub>1</sub> と買主 Y<sub>2</sub> は、売買契約を締結した。その際に Y<sub>1</sub>Y<sub>2</sub> 間では、「本契約の権利と義務は、双方の書面による同意なしに譲渡することはできない」との合意がなされた。2015 年 12 月 4 日、Y<sub>1</sub> と Y<sub>2</sub> は、『支払計画』を締結していた。2016 年 3 月 18 日、Y<sub>1</sub> と X は『債権譲渡契約』を締結し、代物弁済として Y<sub>2</sub> に対する債権を X に譲渡し、その旨が、同年 3 月 21 日 Y<sub>2</sub> に通知された。X は Y<sub>2</sub> に対して請求したが、拒絶された。そこで、X は Y<sub>1</sub>Y<sub>2</sub> を相手どって譲渡された債権に基づく支払を求めて、訴えを提起した。Y<sub>2</sub> は、譲渡制限特約の存在を抗弁として反論したところ、裁判所は『支払計画』に譲渡制限特約が付されていないとして、X の Y<sub>2</sub> に対する請求を認容した。

【33】（2016）蘇 1003 民初 8830 号之 1<sup>95</sup>。売主 A と買主 Y は、『材料供給契約』を締結した。その際に AY 間で、「当事者は、双方の書面による承認なしに、本契約に基づく権利と義務を第三者に譲渡することができない」との合意がされた。しかしそれにもかかわらず、A は Y に対する売買代金債権を X に譲渡した。X は Y に対してこの債権に基づく支払を求めたところ、裁判所は「X は A の Y に対する債権を譲り受けたが、Y の書面による同意なしに Y に対して支払を請求する権利がない」として、X の請求を棄却した。

【34】（2016）蘇 11 民終 2881 号<sup>96</sup>。売主 A と買主 Y は、『ケーブル専用橋売買契約』を締結していた。A は Y に対する売買代金債権を X に譲渡し、その旨が、Y に通知された。X からの請求を受けた Y は、譲渡制限特約の存在、さらに X の売買契約の債務不履行を抗弁としてこれを拒んだ。裁判所は、債権譲渡契約が Y に対してその効力を有しないとして、X の請求を棄却した。

【35】（2016）遼 01 民終 8315 号<sup>97</sup>。売主 A と買主 Y は、『预制装配式混凝土构件采购契約』を締結した。その際に AY 間で、Y の同意を得なければ、A は契約の権利の全部又は一部を譲渡することができないとの合意がされた。しかしそれにもかかわらず、A は Y に対する売買代金債権を代物弁済として X に譲渡し、その旨が Y に通知された。X の請求を受けた Y は、次のように反論した。①債権譲渡行為は無効であり、Y は X に対して給付義務を負わない。②Y は多数の『協助執行通知』を受けており、A に対して給付義務を負わな

<sup>93</sup> 丁文軍與大連老虎灘海洋公園有限公司買賣合同糾紛二審民事裁定書，（2016）遼 02 民終 8694 號。

<sup>94</sup> 西峽縣閻程商貿有限公司與天鐵勞服實業有限責任公司、河南省豫西冶金材料有限公司債權轉讓合同糾紛一審民事判決書，（2016）豫 1323 民初 736 號。

<sup>95</sup> 陳愛忠與揚州運東建築材料有限公司、高少明債權轉讓合同糾紛一審民事裁定書，（2016）蘇 1003 民初 8830 號之一。

<sup>96</sup> 江蘇群凱鍍業有限公司與新疆嘉潤資源控股有限公司追償權糾紛二審民事判決書，（2016）蘇 11 民終 2881 號。

<sup>97</sup> 上訴人瀋陽奧邦新型建材有限公司與被上訴人遼寧宇輝新型建築材料有限公司、瀋陽地鐵房地產開發有限公司買賣合同糾紛二審民事判決書，（2016）遼 01 民終 8315 號。

い。③債権譲渡は、Yの合法的な権利を損害してはならない。第1審は、「債権譲渡契約はYに対してその効力を有しない」として、Xの請求を棄却した。Xは、上告したが、棄却された。

【36】（2017）湘06民終54号<sup>98</sup>。AとYは、施工契約を締結した。AはYに対する債権（品質保証金）をX譲渡し、その旨がYに通知された。そこで、Xはこの債権に基づく支払を請求したところ、裁判所は、「Yは契約に相手方の書面による同意なくして権利又は義務の全部或は一部は譲渡することができないとの特約が付されていたと抗弁した場合に、Xは特約の存在につき善意であることを証明すべきである。そうでなければ、Xは譲渡された債権を取得できず、Yに対して請求する権限がない……Xは、AのYに対する債権を譲り受ける際に……施工契約の内容を確認する義務がある。当該契約には譲渡制限特約が付されているので、Xは特約の存在を知るべきであり、そのため、Xは善意の第三者ではない」として、Xの請求を棄却した。

【37】（2017）浙04民終第1641号<sup>99</sup>。売主Aと買主Yは、売買契約を締結していた。2016年7月15日、AとYは、『投資合作協議』を締結した。その際にAY間では、「Yは現金でAの光源項目に投資し……合作の間に、Aはその資産、資産、権益及び債務を処分することができない。契約違反がある場合、Yは投資を回収する権利を有する」との合意がされた。2016年8月1日から2016年11月21日までの間、YはAに175万元の投資金を交付した。2016年12月21日、AはYに対する売買代金債権を代物弁済としてXに譲渡し、その旨が、同年12月23日、Yに通知された。Xの請求を受けたYは、Aの売買契約の債務不履行、譲渡制限特約の存在を抗弁としてこれを拒んだ。第1審は、譲渡制限特約は善意の第三者に対抗することができないとして、Xの請求を認容した。Yは不服して次のようなことを理由として上告した。①Aの売買契約の債務不履行である。②譲渡制限特約に違反債権譲渡は無効である。③投資金による相殺の抗弁である。第2審は、Yの②③のような抗弁を認めており、Xの請求を棄却した。すなわち、当該債権譲渡は特約に違反するのであり、Xは譲渡された債権を取得することができないとし、また「Xは債権譲渡によりAのYに対する売買代金債権を取得したとしても、Yの投資金による相殺の抗弁は合理的であり、認められる」とする。

【38】（2017）川01民終13769号<sup>100</sup>。請負人Aと注文者Yは、『建設工事施工契約』を締結した。その際にAY間で、「相手方の同意を得なければ、当事者の一方は契約権利の全部または一を第三者に譲渡することができない」との合意がされた。2015年11月6日、AはYに対する報酬債権をX譲渡し、その旨が、同年11月10日、Yに通知された。Xの請求を受けたYは、譲渡制限特約の存在を理由にこれを拒んだ。第1審は、AYの特約

<sup>98</sup> 董小蘭與中石化泉州石化有限公司債權轉讓合同糾紛二審民事判決書，（2017）湘06民終54號。

<sup>99</sup> 浙江永能節能科技有限公司、嘉興雷明電子科技有限公司、海寧市映宇電子照明有限公司買賣合同糾紛二審民事判決書，（2017）浙04民終1641號。

<sup>100</sup> 成都天府新區三怡新農村投資有限公司、成都盛世太平園家居有限責任公司建設工程施工合同糾紛二審民事判決書，（2017）川01民終13769號。

により譲渡が制限されたのは、建設工事施工に関する権利であり、報酬債権ではないとして、Yの抗弁を否定した。Yは上告したが、棄却された。

【39】（2017）晋08民終3802号<sup>101</sup>。X、YとAは、『保証担保貸付契約』を締結した。その際にXYA間で、「本契約から発生する権利、義務は第三者に譲渡することができない」との合意がされた。YとAは『債権譲渡契約』を締結し、Xに対する貸付債権をBに譲渡し、その旨が、Xに通知された。XはYを相手どって債権譲渡契約は無効であることの確認を求めて、訴えを提起した。第1審でXは勝訴した。Yは上告したが、棄却された。

【40】（2017）贛民初79号<sup>102</sup>。A銀行とY<sub>1</sub>は、『貸付契約』を締結していた。Y<sub>2</sub>は、A銀行に対し、極度額を1200万元とする連帯保証をした（以下「本件根保証契約」という）。その際にAY<sub>2</sub>間で、「本人の同意を得なければ、主たる契約を変更することができない」との合意がされた。AはY<sub>1</sub>に対する貸付債権をXに譲渡し、その旨がY<sub>1</sub>に通知された。そこで、XはY<sub>1</sub>Y<sub>2</sub>を相手どって貸付債権に基づく支払を求めた。これに対して、Y<sub>2</sub>は次のように反論した。①Y<sub>2</sub>は、Y<sub>1</sub>のA銀行に対する債務だけに保証責任を負担する。②A銀行のY<sub>1</sub>に対する貸付債権が譲渡された後、Y<sub>2</sub>の保証責任は免除される。裁判所は、保証人の責任について「譲渡されたのは、2015年9月30日、Y<sub>2</sub>とA銀行は根保証契約を締結したときに既に確定された債権である。権利者だけは変更され、権利の内容には何らかの変更がない。保証人の責任を加重することはない」とし、また『最高人民法院关于审理涉及金融不良債権譲渡案件工作座談会紀要』の第3を援用し、「根保証契約における声明はXの権利主張に影響を及ぼさない」として、Xの請求を認容した。

【41】（2017）冀08民終3140号<sup>103</sup>。売主Aと買主Yは、2010年12月25日、セメント売買契約を締結した。その際にAY間で、Aは売買契約から発生する債権を第三者に譲渡することができないとの合意がされた。契約の履行の過程において、Aは継続的にセメントを供給できないため、2014年11月19日、AとYは、『セメント売買契約を終止する協議』を締結した。2014年11月20日、AはYに対する売買代金債権をXに譲渡し、その旨が2014年12月8日、Yに通知された。Xの請求を受けたYは、譲渡制限特約の存在を理由にこれを拒んだ。第1審は、「AとYが締結した『セメント売買契約を終止する協議』により、セメント売買契約は終止された。そのために、債権を譲渡することは、法律の規定と契約の約定に違反しない」として、Xの請求を認容した。Yは上告したところ、第2審は、「セメント売買契約の履行が終止された一方、『セメント売買契約を終止する協議』は債権の譲渡可否に言及していない」として、Xの上告を棄却した。

<sup>101</sup> 上訴人運城市鹽湖區匯龍小額貸款有限責任公司與被上訴人山西鑫源兄弟實業集團有限公司及原審第三人董濤、劉曉紅合同糾紛-民事判決書，（2017）晋08民終3802號。

<sup>102</sup> 共青城市天華金融資產管理有限公司與共青城賽龍通信技術有限責任公司、共青城凱賽房地產開發有限公司金融不良債権轉讓合同糾紛一審民事判決書，（2017）贛民初79號。

<sup>103</sup> 中鐵十七局集團有限公司、中鐵十七局集團有限公司張唐鐵路專案經理部債権轉讓合同糾紛二審民事判決書，（2017）冀08民終3140號。

【42】（2017）冀 0404 民初 1296 号<sup>104</sup>。2015 年 2 月 11 日、売主 A と買主 Y は、『邯鉄鋼前系統一完善項目汽車取様机等設備売買契約』を締結した。同年 15 年 12 月 24 日、売主 A と買主 Y は、『邯鉄鋼前系統完善項目汽車取様机増加設備売買契約』を締結した。2017 年 3 月 30 日、A と X は『債権譲渡契約』を締結し、A の Y に対する売買代金債権が X に譲渡された。そこで、X はこの債権に基づく支払を請求した。これに対して、Y は譲渡制限特約の存在、さらに A の売買契約のテスト義務の違反を抗弁として反論した。裁判所は、「A の Y に対する債権が譲渡されたという行為は、A と Y との上記の契約上の合意に違反しており、当該譲渡行為はその効力を生じない」として、X の請求を棄却した。

【43】（2017）鄂 0625 民初 433 号<sup>105</sup>。A は、A と B 不動産会社と Y 商貿協会は締結した市場開発協議により、Y に開発資金を振り込んだ。市場開発協議には譲渡制限特約が付されていた。契約の履行不能により、契約を解除することを提案した。A の提案を受けて Y は、『支払計画』を発行しており、この計画により Y の A に対して開発資金を含めて 155.6 の返還義務を負う。そこで、A は Y に対する債返還請求権を C に譲渡し、さらに同債権を X に譲渡した。X はこの債権に基づく支払を請求したところ、裁判所は、「債権譲渡行為は無効である」として、X の請求を棄却した。

【44】（2017）湘 0302 民初 3647 号<sup>106</sup>。売主 A と買主 B は、2013 年 8 月 30 日、『原料気吸収塔売買契約』を締結した。その際に AB 間で、「いかなる当事者も、他の当事者の同意なしに、本契約に基づく権利または義務を第三者に譲渡することができない」との合意がされた。しかしそれにもかかわらず、2015 年 4 月 16 日、A の Y に対する債権 596 万元（組立テスト費・品質保証金）を X に譲渡し、その旨が Y に通知された。他方、2017 年 5 月 2 日、A の債権者 Y は A の B に対する債権を差押え、Y は裁判所の執行口座に供託した。そこで、X は Y を相手どって、供託金還付請求権の取立権を X が有することの確認を求めて、訴えを提起した。第 1 審は、「A と X は締結していた債権譲渡契約はその効力を有しない」として、X の請求を棄却した。X は上告したところ、第 2 審は「当該債権譲渡は成立しない」として、X の請求を棄却した。

【45】（2018）冀 01 民終 8772 号<sup>107</sup>。A と Y は、2014 年 1 月 29 日、『2013 年中国联通宽带接入网 PONFTTH 終端売買框架契約』（以下「基本契約」という）を締結した。その際に AY 間で、売主は、一方的に本契約に基づく買主に対する債権の全部又は一部を第三者に譲渡することができない。そうではない場合には、債権譲渡は無効となる」との合意がされた。2015 年 11 月 24 日、A と X は『国内ファクタリング契約』を締結した。同年 12 月 17 日、A と X は『債権譲渡契約』を締結し、2 通の個別売買契約から発生する売買

<sup>104</sup> 劉振興河鋼股份有限公司邯鄲分公司債權轉讓合同糾紛一審民事判決書，（2017）冀 0404 民初 1296 號。

<sup>105</sup> 張某與穀城縣商務局、穀城縣城市管理執法局等債權轉讓合同糾紛一審民事裁定書，（2017）鄂 0625 民初 433 號。

<sup>106</sup> 湘潭企業融資擔保有限公司、長沙挺峰數控刀具有限公司二審民事判決書，（2018）湘 03 民終 573 號。

<sup>107</sup> 冠中國際商業保理有限公司、中國聯合網路通信有限公司河北省分公司債權轉讓合同糾紛二審民事判決書，（2018）冀 01 民終 8772 號。

代金債権がXに譲渡され、その旨がYに通知された。Xの請求を受けたYは、譲渡制限特約の存在を理由にこれを拒んだ。第1審は、「当該譲渡行為は基本契約の約定に違反しており、無効となる」として、Xの請求を棄却した。Xは上告したところ、第2審は「Xは上記の契約上の約定を知っており、AのYに対する売買代金債権を譲り受けようとした場合には、その旨をYに通知し、Yの同意を得るべきである」とし、さらに「当該債権譲渡はYに対してその効力を有しない」として、Xの請求を棄却した。

【46】（2018）湘0406民初847号<sup>108</sup>。売主Aと買主Yは、継続的战略合作契約を締結していた。AとYは、2015年4月22日、売買契約を締結した。その際にAY間で、「Yの同意を得なければ、Aは本契約の債権を譲渡することができない」との合意がされた。2017年10月10日、AはYに対する債権をXに譲渡した。Xの請求を受けたYは、「YとAとの間の債務には大きな論争があり、債権譲渡は無効である」と抗弁した。裁判所は「当該契約第16条は、Yの同意を得なければAは当該契約の債権を譲渡することができないと定めており、Xは、AYが当該契約について決済したことを証明する証拠を提供しておらず、未払いの代金が存在するかどうかは明らかではない」として、Xの請求を棄却した。

【47】（2018）蘇0115民初11317号<sup>109</sup>。売主Aと買主Yは、2通の売買契約を締結していた。その際にAY間で、「Yの同意を得なければ、Aは本契約の権利義務を譲渡することができない」との合意がされた。しかしそれにもかかわらず、AはYに対する売買代金債権をXに譲渡した。Xの請求を受けたYは、譲渡制限特約の存在、さらにAの売買契約の債務不履行を抗弁としてこれを拒んだ。裁判所は、債権譲渡契約はYに対してその効力を有しないとして、Xの請求を棄却した。

【48】（2018）皖17民終593号<sup>110</sup>。AとYは、『加工ガラス発注契約』を締結した。その際にAY間で、「いずれの当事者は契約を第三者に譲渡する権限がない」との合意がされた。AとXは、『債権譲渡契約』を締結し、AのYに対する売買代金債権がXに譲渡された。Xは、この債権に基づく支払を請求したところ、第1審は、「Aは契約当事者の一方としてその債権を第三者に譲渡する権限がないので、AとXは締結していた債権譲渡契約はその効力を有しない」として、Xの請求を棄却した。Xは不服し上告したが、第2審は、「当該債権譲渡行為は無効である」として、Xの請求を棄却した。

【49】（2018）黒01民終8074号<sup>111</sup>。売主Aと買主Y<sub>1</sub>は、売買契約を締結し、Y<sub>2</sub>がY<sub>1</sub>の代金債務について保証人となった。Aは、Y<sub>1</sub>に対する売買代金債権をXに譲渡した。そこで、XはY<sub>1</sub>Y<sub>2</sub>この債権に基づく支払を請求したところ、第1審は「保証人Y<sub>2</sub>とAは締

<sup>108</sup> 深州市遠征氟塑膠有限公司與特變電工衡陽變壓器有限公司債權轉讓合同糾紛一審民事判決書，（2018）湘0406民初847號。

<sup>109</sup> 原告江蘇海格環保工程科技有限公司與被告江蘇新世紀江南環保股份有限公司債權轉讓合同糾紛一審民事判決書，（2018）蘇0115民初11317號。

<sup>110</sup> 杭州富春江幕牆玻璃有限公司、浙江亞廈幕牆有限公司買賣合同糾紛二審民事判決書，（2018）皖17民終593號。

<sup>111</sup> 山東臨工工程機械有限公司、王俊傑買賣合同糾紛、債權轉讓合同糾紛二審民事判決書，（2018）黒01民終8074號。

結していた保証契約にはY<sub>1</sub>の代金債務に対して保証責任を負うと定められており、Aは特定の債権者であるためにこの債権譲渡行為はY<sub>2</sub>に対してその効力を有しない。Y<sub>2</sub>は保証責任を負わないことになる」として、XのY<sub>2</sub>に対する請求を棄却した。Xは、上告したが、棄却された。

【50】（2018）京0107民初第830号<sup>112</sup>。売主Aと買主Yは、『物資設備売買契約』を締結した。その際にAY間で、「双方の書面による同意を得なければ、双方は本契約における権利と義務（債権、債務）の全部または一部を第三者譲渡することができない」との合意がされた。しかしそれにもかかわらず、Aは代物弁済として売買代金債権（品質保証金を含む）をXに譲渡し、その旨がYに通知された。Xからの請求を受けたYは、譲渡制限特約の存在を理由にこれを拒んだ。裁判所は、債権譲渡行為はYに対してその効力を有しないとして、Xの請求を棄却した。

【51】（2018）湘0111民初第9325号<sup>113</sup>。売主Aと買主Yは、2014年5月、売買契約を締結していた。2017年8月11日、AはYに対する売買代金債権（品質保証金を含む）91.965万元をYに譲渡し、その旨がYに通知された。2018年6月22日、Aについて破産更生の開始決定があった。同年10月20日、AとYは、清算協議により、「設備には欠陥があり、売買代金から30.655万元を差し引く」、「YはAに対して品質保証金61.31万元を支払う」ことを約定した。しかしそれにもかかわらず、Xは、譲渡された債権に基づく支払をYに対して請求した。これに対して、Yは、譲渡制限特約の存在、さらにAY間で清算がすでにされたことを抗弁として、反論した。裁判所は、当該譲渡はYに対してその効力を有しないとして、Xの請求を棄却した。

【52】（2018）魯1526民初第3389号<sup>114</sup>。売主Aと買主Yは、『石炭売買契約』を締結し、売買代金債権に譲渡制限特約が付された。その後、AY間では新しい売買契約が締結されず、上記の売買契約は、その後の供給に適用する。AはYに対する売買代金債権をXに譲渡し、その旨がYに通知された。Xからの請求を受けたYは、譲渡制限特約の存在を理由にこれを拒んだ。裁判所は、「XはAX間で締結された債権譲渡契約によりYに対する債権を取得することができない」として、Xの請求を棄却した。

【53】（2018）粵20民終第7353号<sup>115</sup>。請負人Aと注文者Yは、2013年6月18日、建設工事標準施工契約を締結した。その際にAY間で譲渡制限特約がされた。同年7月31日、AとYは、第1期工事契約を締結し、この契約に譲渡制限特約が付された。その後、当該工事が竣工検査を通過していないため、2015年4月1日、AとYは補充契約により

---

<sup>112</sup> 北京同心共達裝飾材料有限公司與中鐵建設集團有限公司買賣合同糾紛一審民事判決書，（2018）京0107民初第830號。

<sup>113</sup> 營口奧博機械製造有限公司與中國能源建設集團湖南省電力設計院有限公司債權轉讓合同糾紛一審民事判決書，（2018）湘0111民初第9325號。

<sup>114</sup> 寧津縣明潤汽車內飾有限公司與山東泉林集團熱電有限公司債權轉讓合同糾紛一審民事判決書，（2018）魯1526民初3389號。

<sup>115</sup> 盛世遊艇會（中山）有限公司、廣東開平二建集團股份有限公司建設工程合同糾紛二審民事裁定書，（2018）粵20民終7353號。



契約代金の決算、残された工事と完成期限、品質欠陥の整備仕事、支払いの状況、竣工の検収その他の違約責任などを詳しく約した。2017年7月5日、AはYに対する報酬債権をXに譲渡し、その旨がYに通知された。Xからの請求を受けたYは、譲渡制限特約の存在、Aの契約の債務不履行、さらに修理費の支出を抗弁として反論した。裁判所は、「当該譲渡行為は無効である」として、Xの請求を棄却した。

【54】（2018）粵1721民初第110号<sup>116</sup>。請負人Aと注文者Yは、建設契約を締結していた。AとXは、債権譲渡契約を締結し、AのYに対する報酬債権を代物弁済としてXに譲渡された。そこで、Xはこの債権に基づく支払を請求した。これに対して、Yは次のように反論した。①Yの同意なくして、契約における権利義務を第三者に譲渡することができない。②報酬債権が譲渡されると、YのAに対する有効な制約を弱め、建設契約の全面的な履行に不利である。裁判所は、「これはAの報酬債権から直接に関連修復費用を差し引くというYの権利を剥奪し、YのAに対する債権による相殺権を損害しており、Yにとっては不公平がある」とし、また、「債権譲渡契約は無効であり、Yに対してその効力を有しない」として、Xの請求を棄却した。

【55】（2018）魯1491民初第290号<sup>117</sup>。売主Aと買主Yは、2012年11月9日、2012年12月19日、2通の売買契約を締結した。2013年12月4日、AはYに対する売買代金債権をXに譲渡し、その旨が2013年12月11日、Yに通知された。Xの請求を受けたYは、譲渡制限特約の存在、さらにAの売買契約の債務不履行を抗弁として反論した。裁判所は、「Xは契約法の関連規定によりYに債権譲渡の通知を送達したが、Yが当該通知を受けた後1年以内に異議を示さないもので、この債権譲渡は当然有効である」として、Xの請求を認容した。

以上の55件の全体的傾向を見てみよう。

#### 1) 裁判例の時代的推移

裁判例は、2010年代以降急増する。2010年代以前は、3件に過ぎないが、2010年代は52件と飛躍的に増加する。これは、実務において譲渡制限特約がよく用いられていることを示している。

#### 2) 紛争類型の特徴

売買契約においては、代金債権に譲渡制限特約が付される事件が多く、全体の80%近くを占める（41件）。他方、請負契約に関する事件も多い（12件）。保証契約に関する事件が2件しかない。

#### 3) 紛争形態の特徴

紛争形態が単純で、譲渡制限特約付債権を譲り受けた第三者は、この債権に基づく支払

<sup>116</sup> 陽西縣東村石料有限公司與陽江市粵豐投資有限公司、陽西縣教育局債權轉讓合同糾紛一審民事判決書，（2018）粵1721民初第110號。

<sup>117</sup> 中大貝萊特壓濾機有限公司與大連善水德環保科技有限公司承攬合同糾紛一審民事判決書，（2018）魯1491民初290號。

いを債務者に求めたものである。他方、債権が複数に譲渡された場合のように同一の債権につき両立しえない債権を主張する者の中で譲渡された債権を奪い合う事件は見られなかった。

#### 4) 請求の認容率

債権の譲受人の請求を受けた債務者は、譲渡制限特約の存在などを理由に支払を拒んだ事件が多数を占めている。譲受人の債務者に対する請求の認容率については、認容例のほうが少ない（7件）。裁判所は、債権の譲受人より債務者の保護を重視している傾向が強く見られた。

## 第2項 裁判例の検討

裁判例を検討する際に注意すべきは、次の3点である。第1に、実務においては、売買契約、請負契約、保証契約に譲渡制限特約が付されることが多い。契約類型ごとに、いかなる事情で譲渡制限特約が付されているかを検討しなければならない。第2に、譲受人からの請求を受けた債務者は具体的にいかなる抗弁を持ち出して支払を拒んだかに留意する。譲受人の債務者に対する請求を認めておくと、債務者にはいかなる不利益が生じるかは重要なポイントである。第3に、譲渡制限特約の効力構成に関しては、債務者の反論の仕方に着目する。

### 1 請負代金債権

#### (1) 譲渡制限特約の目的及び合理性

既に紹介したように、請負契約では請負代金債権に譲渡制限特約が付されることが多い。いったい、注文者（債務者）は、譲渡制限特約によってどのような利益を確保しようとしているのか。これに対して、どのような法的評価が加えられているのか。以下では、譲渡制限特約付き請負代金債権に関わる事例を検討する。

譲渡制限特約に関する裁判例において、請負代金債権の譲受人からの請求を受けた注文者は、譲渡制限特約の存在を理由に支払を拒む場合には、次のような2つの場面が見られる<sup>118</sup>。1つは、注文者は、仕事の目的物に瑕疵が発生したことにより、請負人に対して反対債権を取得した場面である。もう1つは、注文者は、請負契約が履行期限内に履行されなかったことにより、請負人に対して違約金請求権を取得した場面である。注文者がこれらの債権による相殺の抗弁を譲受人に対抗できるかについて、反対債権が譲渡通知の時点で発生していたかは重要なポイントである。裁判例において反対債権の発生時期が明らかではないが、次のような3つの検討場面が想定される。

第1に、請負人が請負契約に基づく請負代金債権を第三者に譲渡し、その旨が注文者に通知されたが、その前に請負人が注文者に引渡した目的物に瑕疵があり、注文者は請負人に対して損害賠償請求権を取得した場面である（第1の検討場面）。第2に、請負人が請

<sup>118</sup> (2013) 甬象商初字第387號。

負契約に基づく請負代金債権を第三者に譲渡し、その旨が注文者に通知され、その後に請負人が注文者に引渡した目的物に瑕疵があり、注文者は請負人に対して、損害賠償請求権を取得した場面である（第2の検討場面）。第3に、請負人が第1期請負契約に基づく請負代金債権を第三者に譲渡し、その旨が注文者に通知され、その後に第2期請負契約が締結され、請負人が第2期請負契約に基づいて注文者に引渡した目的物に瑕疵があり、注文者は請負人に対して、この契約に基づく損害賠償請求権を取得した場面である（第3の検討場面）。

まず、第1の検討場面を取り上げる。中国法は、契約法83条において債務者が譲受人に主張できる相殺の抗弁の範囲を制限するから、債務者は譲渡通知前に譲渡人に対して反対債権を取得したとしても、その債権の弁済期が、譲渡された債権のそれより後に到来する限り、この債権による相殺の抗弁を譲受人に対抗することができない。注文者は、かかる事態に備えて譲渡制限特約を締結し、債権を譲渡人に固定しておけば、反対債権と譲渡された債権の弁済期の先後関係を問わず相殺の利益を確保することができる<sup>119</sup>。

次に、第2の検討場面を見てみよう。注文者は、譲渡通知後に請負人に対して取得する損害賠償請求権による相殺の抗弁を譲受人に対抗することができるのか。中国法は、契約法83条において債務者の債権を譲渡通知前にすでに発生したものに限定しており、これまでの学説は、債務者が譲渡通知後に発生した債権による相殺の抗弁を譲受人に対抗できないと解する傾向がある<sup>120</sup>。しかし、譲渡の通知を受けた時に損害賠償請求権が具体的に発生していなくとも、その発生原因が存在すれば、債務者に相殺を認めるべきである。法定相殺としての処理が、契約法83条の文言・構造に照らして無理であるのであれば、譲渡制限特約によるほかない。

最後に、第3の検討場面を取り上げよう。この場面において、損害賠償請求権を発生させる第2期請負契約は譲渡通知後に締結されたものである。中国法の下では、注文者は、第1期請負契約に基づく請負代金債権を受働債権として、第2期請負契約に基づく損害賠償請求権を自働債権として、相殺することができない。もっとも、注文者は請負人に対して瑕疵のない目的物の引渡しを求める権利を有しているので、第2期請負代金が弁済されていない場合には、注文者は第2期請負契約に基づく損害賠償請求権を自働債権として譲渡された債権（第1期請負代金債権）と相殺することができる。このようにして、注文者は譲渡制限特約によって第1期請負代金債権を請負人に固定しなくても、相殺の利益を確保する道が存する。しかし、注文者は、第2期請負代金を支払った場合に、請負人に対して損害賠償請求権しか主張できない。注文者にとって、これは許容不可能なリスクであるのであれば、第2期請負契約を締結しないなどの方法を取ることができる。しかし、第2

<sup>119</sup> 譲渡制限特約と法定相殺との相関関係について、拙稿「債権流動化與禁止讓與特約的效力——日本法轉向與我國的課題」日本法研究5卷（2019年）3頁以下参照。

<sup>120</sup> 債権譲渡と相殺に関する議論の状況について、拙稿「論債権讓與中債務人的抵銷權」民商法論叢70卷1期（2020年）参照。

期請負契約を締結しないと、注文者の工事遂行に支障を来すことがある。例えば、工事中に当初の予定になかった工事を追加で発注するなどの局面において、注文者による相殺の抗弁を認めるべき場合がある。ただ、第1期請負契約締結後の状況に対応して第2期請負契約を締結した場合に、注文者の第2期請負契約に基づく損害賠償請求権による相殺の抗弁を契約法83条の枠内に収めるのは無理である。注文者は、相殺の利益を確保したいのであれば、譲渡制限特約を締結すべきである。

## (2) 譲渡制限特約の効力構成

ここまで、請負契約に関しては、譲渡制限特約により確保されている注文者の相殺の利益を確認してきた。中国法は債務者が譲受人に対して主張することができる相殺の抗弁の範囲を制限しているが、譲渡制限特約は、相殺可能な領域を創出することを可能にするものであり、債務者にとっては、実益を有する。そこで、譲渡制限特約の効力は、大切な問題である。以下では、裁判例において譲渡制限特約の善意者への対抗の可否を確認した上で、譲渡制限特約に違反する譲渡の効力を検討する。

従来、譲渡制限特約は善意の第三者に対抗できないとする学説が多い。しかし、本稿が見た裁判例に関する限り、譲受人の主観態様に言及する裁判例は2件しかない(【27】【36】)。譲渡制限特約が債務者により持ち出された場合に、裁判者は、譲受人の主観態様を考慮せず、特約の第三者効を認める傾向が見られる。【27】において、譲渡制限特約の存在と譲受人の悪意について、債務者の側に主張・立証責任があるとされていた。【36】において、債務者は、譲渡制限特約の存在の主張・立証責任を負い、譲受人は善意の主張・立証責任を負うとされていた。さらに、【36】は明示的に「Xは、AのYに対する債権を譲り受ける際に……施工契約の内容を確認する義務」という表現を用いる。この事例においては、施工契約に譲渡制限特約が記載されており、「Xは特約の存在を知るべき」として、譲受人の悪意が肯定されている。つまり、譲渡された債権を発生させる契約に譲渡制限特約が記載されているかを調査しなければ悪意とされることになる。

譲渡制限特約に違反する譲渡の効力に関して、裁判例を、①債権譲渡は債務者に対して効力を生じないとする事例群(【5】【16】)と、②債権譲渡は無効であるとする事例群(【9】、【24】、【27】、【36】、【48】、【53】、【54】)に分けることができる。いずれの事例においても、譲受人の請求を受けた注文者は、譲渡制限特約の存在を理由に支払を拒むことができる。つまり、譲渡制限特約により確保されている注文者の相殺の利益が保護されることになる。ただ、②の効力構成を採る場合には、注文者以外の第三者は、譲渡の無効を主張することができるのかという問題が残される。現在は、譲渡制限に違反する譲渡の効力について絶対的無効説に賛成する論者が見られる。しかし、そもそも譲渡制限特約は、債務者を保護するための手段であり、そのために特約の主張権者を債務者に限定してよいはずである。

なお、譲渡制限特約は債務者を保護するための手段であるとしても、債務者の譲渡人に

対する反対債権による相殺の抗弁を認めておけばよく、特約に債権譲渡を無効とする効力を認める必要性は感じられない。譲渡制限特約に強い効力を認めるべきではないというのは、建築工事の実務からも明らかである。建築業企業各業保証金研究報告によれば、瑕疵修補に代わる損害額は、請負代金債権額の0.3%を占めている。例えば、3万円の損害賠償請求権による相殺の利益を確保するために、1000万円の請負代金債権に譲渡制限特約を付しておく場合である。この場合には、譲渡制限特約に違反する譲渡の効力を無効とすると、997万円の債権を不必要に譲渡人に固定しており、譲渡人にとって、譲渡制限特約の存在が債権譲渡取引の障害となり得る。そこで、譲渡制限特約の効力に関しては、特約に譲渡を無効とする効力を認めず、特約が債務者の譲渡人に対する反対債権による相殺の利益を保護するためのものであると解釈しておけば、一定のバランスがとれるといえよう。

## 2 売買代金債権

売買契約に譲渡制限特約が付されることも多い。そこで、以下では譲渡制限特約の目的及び合理性、またその効力に着眼して、売買代金債権に関する裁判例を検討することにする。

### (1) 譲渡制限特約の目的及び合理性

裁判例においては、売買代金債権の譲受人からの請求を受けた債務者（買主）が譲渡制限特約の存在、さらに譲渡人（売主）の売買契約の債務不履行を理由に支払を拒むことが多い。譲渡制限特約は、債務者の相殺の利益を確保することを可能にするものであり、債務者にとっては実益を有する。そこで、譲渡制限特約により確保されている相殺の利益について典型的に検討する。

第1に、売買代金債権が譲渡され、その譲渡通知前に反対債権が発生したが、反対債権の弁済期は売買代金債権より後に到来する場合である。中国契約法のもとでは、反対債権の弁済期が譲渡された債権より先に又はこれと同時に到来する場合には、債務者は契約法82条により反対債権による相殺の抗弁を譲受人に対抗することができる。あえて譲渡制限特約を締結して売買代金債権を売主に固定する必要がない。しかし、反対債権の弁済期が売買代金債権より後に到来する場合には、相殺の利益はもはや契約法82条により確保されない。具体的には、譲渡通知後に売主が納品した目的物に契約不適合があり、買主は売主に対して損害賠償請求権を取得した場合、又は、買主は委託販売契約に売れ残った商品を返品して売主に対して反対債権を取得した場合には、買主の売主に対する反対債権による相殺の抗弁を認めないとすると、買主にとっては酷である。このような事態に備えて譲渡制限特約を締結して売買代金債権を売主に固定しておけば、買主の相殺の利益が確保されることになる。この点において、譲渡制限特約が売主にとっては実益を有するといえよう。

第2に、売買契約（以下「A契約」という）から発生する代金債権が譲渡され、譲渡通知後にその他の売買契約（以下「B契約」という）が締結され、買主はB契約に基づいて

売主に対して反対債権を取得した場合である。実務では、売主は買主に対して基本契約に基づいて発注書と請書を発行する方法により個別売買契約を締結して商品を継続的に供給することが多い。そこで、買主はB契約に基づいて売主に対して反対債権（損害賠償請求権など）を取得した場合には、この債権による相殺の抗弁を譲受人に対抗できるかは問題となる。契約法83条は債務者の譲渡人に対する反対債権を譲渡通知前に生じたものに限っており、解釈論としてはそれを83条の枠内に収めるのは困難である。買主は相殺の利益を確保したいのであれば、譲渡制限特約を締結して売買代金債権を売主に固定する必要がある。そして、譲渡制限特約に第三者効を認めることに合理性がある。同様のことは、譲渡通知後にその他の契約が締結され、買主はこの契約に基づいて売主に対して反対債権を取得した場合にも妥当する。例えば、買主が商品の開発を目的として売主に融資する場合である。

## （2）譲渡制限特約の効力構成

ここまで、譲渡制限特約の目的及び合理性を検討してきた。以下では、裁判例において譲渡制限特約の善意者への対抗の可否を確認した上で、譲渡制限特約に違反する譲渡の効力を検討する。

本稿が見た裁判例に関する限り、譲受人の主観態様に言及する裁判例は6件しかない（【4】【8】【12】【21】【45】）。【4】において、裁判所は、銀行が専門知識のある金融機関として、債権を譲り受けようとするにあつては、売買契約に譲渡制限特約が記載されているかを調査すべきであるということを前提にして、銀行の善意主張を棄却した。これは、譲受人に調査義務を課するものである。しかし、【4】と同様に、売買代金債権が銀行に譲渡された【8】において、裁判所は、譲渡人が売買契約を銀行に交付していないとして、銀行は特約につき善意であると判示した。【12】は、譲渡人は譲渡制限特約が記載されている売買契約を譲受人に交付した事案であり、裁判所は、譲受人が譲渡制限特約の存在を知るべきであるとした。【21】において、裁判所は、譲渡人と譲受人との親族関係に着目して、譲受人が譲渡制限特約の存在を知るべきであるとした。【45】においては、裁判所は、単に譲受人が譲渡制限特約の存在を知るべきであるとした。

譲渡制限特約の効力構成に目を転じると、譲受人からの履行請求を受けた債務者が譲渡制限特約を持ち出した場合に、裁判所は特約に第三者効を認めることが多い。譲渡制限特約に違反する譲渡の効力に関して、裁判例を、①債権譲渡は債務者に対して効力を生じないとする事例群（【2】【12】【19】【25】【26】【34】【35】【45】【47】【50】【51】）と、②債権譲渡は無効であるとする事例群（【3】【10】【13】【22】【23】【24】【28】【39】【43】【44】【48】【53】）と、③譲受人は特約付き債権を取得できないとする事例群（【6】【14】【21】【36】【37】【52】）に分ける。なお、単に譲渡人は特約付き債権を譲渡できないとする事例群もある（【46】など）。

上記のような効力構成は、いずれも譲渡制限特約付き債権が譲受人に帰属しないという

形で債務者の利益を保護しようとするものである。譲渡制限特約によって保護されているのは、債務者の利益である。譲渡人の債権者などが譲渡制限特約を持ち出して特約付債権を奪うという紛争は表面化していない。そして、譲渡制限特約は債務者の利益を保護するためのものであり、債務者以外の第三者が特約を主張することにより利益を得るのは、適当ではない。譲渡制限特約付き債権が譲受人に帰属しないということが債務者の利益保護を目的として導かれる法律効果であるのであれば、債務者の利益保護に必要な範囲内で特約の効力を認めておけばよい。譲渡制限特約に債権の帰属変更を妨げる効力を認める必要がなく、特約の効力について履行拒絶構成を採用する日本法の立場は、中国法においても検討する余地がある。すなわち、債務者は譲受人からの履行請求を拒んで譲渡人に対して弁済することができる限り、特約によって確保されている債務者の利益が保護される。とりわけ、債務者は譲渡人に対して反対債権を取得した場合には、債務者は譲受人からの請求を拒絶し、反対債権を自働債権として譲渡された債権と相殺することができる。このようにして、譲渡制限特約に強い効力を与える必要がないといえよう。

### (3) 譲渡制限特約の効力制限

既に紹介したように、譲受人からの請求を受けた債務者が譲渡制限特約を持ち出した場合に、裁判例の多くは特約の第三者効を認める傾向が見られた。しかし、次のような場合に譲渡制限特約の効力を譲受人に対抗できないので要注意である。

第1に、売買契約に譲渡制限特約が記載されていたとしても、支払計画に特約がない限り、債務者は、譲受人に対して特約の効力を対抗することができないとの場合である。**【30】**はこれに属する。

第2に、売買契約に譲渡制限特約が記載されていたとしても、売買契約を終止する協議に特約がない限り、債務者は、譲受人に対して特約の効力を対抗することができないとの場合である。**【41】**はこれに属する。

第3に、約款の解釈規則により譲渡制限特約の効力を個別的に制限する裁判例がある。例えば、**【11】**において、売買契約には次のような条項が含まれていた。「Aは、Yの書面による事前の同意なしに、本契約、又は本契約から発生する権利或は義務を他の団体又は人物に譲渡することができない。同様に、本契約または当事者間の他の契約から発生する利益、支払請求権その他の権利の処置（代辨、質入れ又は担保譲渡を含む）も、Yの書面による事前の同意を得なければならない。Yは、理由なく同意を拒否することができない」。裁判所は、「売買基本契約は、Yが反復使用するために予め作成された約款契約であり、基本契約11条には、Xの事前の書面による同意なしに契約上の権利義務を譲渡することができないとの意思表示だけでなく、契約上の権利義務の譲渡を制限することができないとの意思表示も含まれている。この条項は前後の意思表示が矛盾するため、約款を提供する側に不利な解釈によるべきである。すなわち、Xは当該契約から発生する債権を譲渡する権限がある」として、譲渡制限特約の効力を制限した。

第4に、譲渡制限特約の文言解釈により特約の効力を個別的に制限する裁判例がある。契約上の権利を譲渡できない旨を明記せずに、単に契約上の権利義務を譲渡できない旨を明記した場合に、権利の譲渡が制限されないと解釈される。例えば、【18】において、売買契約に次のような条項が含まれていた。すなわち、「Aは、Yの事前の書面による同意なしに契約上の権利義務を第三者に譲渡することができない」。裁判所は、債権の譲渡が制限されていないとして、譲受人の債務者に対する履行請求を認めた。しかし、裁判例の多くは、契約上の権利義務を譲渡できない旨の特約を債権の譲渡を制限する特約と解釈する傾向が見られる。【1】 【7】 【9】などはこれに属する。

### 3 保証債権

ここまで、譲渡制限特約付代金債権の譲渡に関する裁判例を検討してきたが、債務者は譲渡制限特約を持ち出した場合には、裁判所は債権譲渡の効力を無効とする傾向が見られる。他方、債権者と保証人の間で特約を結んで保証債権の移転を制限することもある。どうしてこのような特約を結ばなければいけないのだろうか。保証債権が主債権の譲渡に伴い譲受人に移転したとしても、保証人にしてみれば、所詮は元の保証が担保している範囲内で譲受人に対して保証責任を負い、その責任が加重されていないのだから、保証債権の移転を制限する必要があるのだろうか。

#### (1) 関連規定

担保法（1995年10月1日施行）22条は、「保証期間において、債権者が法に主たる債権を第三者に譲渡した場合に、保証人は元の保証が担保する範囲において、引き続き担保責任を負う。保証契約に別途約定があるときは、その約定に従う」とするのである<sup>121</sup>。これによって、主たる債権が譲渡された場合には、保証債権も譲受人に移転しており、保証人は元の保証が担保していた範囲内において譲受人に対して保証責任を負うことになるが、債権者と保証人の間で保証債権の移転を制限するための特約がされた場合には、保証人はもはや保証責任を負わないことになる（担保法司法解釈（2000年12月13日施行）28条本文）。つまり、特約は保証人の担保責任を免除することを可能にするためのものである。そして、担保法司法解釈28条ただし書によれば、この意味での約定には、「特定の債権者に対してのみ保証責任を負う」、又は「債権譲渡を禁止する」との特約が含まれる。しかし、国有銀行が金融資産管理会社に不良債権を譲渡し、あるいは金融資産管理会社が不良債権を買い上げ、処置した場合には、担保契約に「契約変更につき担保権設定者の同意を必要とする」又は「主たる債権の譲渡を禁ずる」との特約が付されたとしても、

<sup>121</sup> 保証債権の移転に関しては、民法典696条2項は、担保法司法解釈28条ただし書の規律を明文化したものである。すなわち、「保証人と債権者が特定の債権者に対してのみ保証責任を負うこと又は債権譲渡を禁止することを約定していた場合に、債権者が保証人の書面による同意なしに債権の全部又は一部を譲渡したときは、保証人は譲受人の債権に対してもはや保証責任を負わない」。しかし、ここには次のような2つの問題がある。第1の問題は、譲受人が譲渡制限特約につき善意である場合に、保証人が譲渡制限特約を譲受人に対抗できるかである。第2の問題は、保証人が譲受人に対して保証責任を負わないが、譲渡人に対して何らかの責任を負うかである。



保証人は特約をもって譲受人に対抗することができない<sup>122</sup>。保証債権が主たる債権の譲渡に伴い譲受人に金融資産管理会社に移転しており、保証人は原担保の範囲内において金融資産管理会社に対して保証責任を負う。

## (2) 譲渡制限特約の効力

保証債権の移転を制限する特約が問題となる裁判例は2件しか見られない(【40】【49】)。**【49】**において、裁判例は、債権の譲渡が保証人に対して効力を生じないとする同時に、保証責任も免除されるとした。これに対して、**【40】**においては、保証人の特約による保証責任免除の抗弁が否定された。その理由として、①保証人の責任が加重されていないこと、②国有銀行が金融資産管理会社に不良債権を譲渡したような場合に、保証人は、特約をもって譲受人に対抗することができないことが挙げられる。

保証契約は、主たる債務の履行を担保するために締結されたものである。そこで、主たる債権が譲渡されたとしても、債務者に変化が生じない限り、債権譲渡によって保証人の地位は悪化しないはずである<sup>123</sup>。譲渡制限特約により追及されている保証人の利益の内実については、検討を要する。従来の学説は、特約の第三者効の根拠を、保証債権債務関係を契約当事者に固定するという保証人の意思の尊重に求めることが多い。例えば、曹士兵は「司法解釈は、保証人と債権者間でなされた債権の譲渡を禁止する又は特定の債権者のみに対して保証責任を負うとの約定を承認し、債権者が約定に違反した場合、約定に保証人の保証責任を免除する効力を認めたのは、保証が信用保証に属しており、人と人の間の信用関係に基づくものであるからである。保証人は、特約の債権に対してのみ保証責任を負うこと又は債権譲渡を禁止することを約定したのは、その債権者との関係を固定したいからである。従って、保証人の意思を尊重すべきである」と説く。なお、実務では、保証人にとっては、「債権者が誰であるかは保証契約を締結する際に重要な動機」であり、こういう債権者でなければ保証契約を締結しないことがある。

上記のような見解に対しては、譲渡制限特約の第三者効について疑問視する意見がある。張谷は、立法論として特約の第三者効に否定的であり、「保証債権も譲受人に移転するが、保証人は保証契約の債務不履行を理由に譲渡人に対して損害賠償を求めることができる」と説く<sup>124</sup>。ただ、保証人が譲受人に対して原担保の範囲内で保証責任を負う場合には、通常は損害はないはずである。また、韓世遠は、日本改正前法466条2項を参照にして特約が善意者に対抗できないと解する<sup>125</sup>。譲受人が特約につき善意である場合には、保証債権も譲受人に移転し、譲受人は保証人に対して保証債務の履行を請求することができる。がある。

ところで、保証債権について譲渡制限特約の第三者効を認める規定を置くのは、比較法

<sup>122</sup> 最高人民法院「金融不良債権譲渡案件審理についての工作座談会紀要」(2009年)。

<sup>123</sup> 曹士兵『中国担保諸問題的解決与展望』(法制出版社、2001年)126-127頁。

<sup>124</sup> 張谷「論債権譲渡契約与債務者保護原則」民商法学第6期(2003)7-8頁。

<sup>125</sup> 韓・前掲注3)605頁。

の観点からは異例である。多くの法体系においては、保証債権の移転が債権譲渡に固有のものであるから、保証契約当事者の合意によって排除できないと考えられている<sup>126</sup>。それを認めると、第三者は主たる債権を譲り受ける際に保証人に対して一々「あなたは、主たる債権が譲渡された場合であっても私との関係で保証人になってくれませんか」を確認しなければならないことになり、社会的にみると、効率的ではない。契約当事者の合意ではなく、制度としての効率性という観点からすれば、善意の譲受人を保護すべきであろう。つまり、譲受人が主たる債権を譲り受ける際に保証契約に譲渡制限特約が含まれていることを知らないときは、保証債権が譲受人に移転すると解するのである。

譲渡人以外の第三者と債務関係を持つことを避けたいという理由から譲渡制限特約が付された場合、保証人保護に必要な範囲内で譲渡制限特約の効力を認めておけば十分である。すなわち、保証人は譲受人からの請求を拒むことができるにもかかわらず、譲渡人に対して保証責任を負わなければならないとするのである。このように譲渡制限特約の効力を解釈すると、譲渡人にもはや帰属していない主たる債権についてその担保が譲渡人の下に残されることになる。これは、債権譲渡の事実を知らない債務者がすでに債権者でなくなった譲渡人に弁済することにより債務関係から解放されるという規律に似ている。

## 第5款 考察

ここまで、中国法における譲渡制限特約の生成過程、理論の現状、実務運用を確認してきたが、次のことは明らかになった。

### 第1項 譲渡制限特約の第三者効と譲受人の主観的態様

譲渡制限特約の第三者への対抗の可否に関しては、3つのモデルが考えられる。すなわち、①特約の第三者効を貫徹するもの、②特約の第三者効を認めないもの、③第三者の主観的態様を分水嶺として特約の対抗可否を分けるものである。中国契約法79条には「債権の譲渡を制限する意思表示は、善意の第三者に対抗できない」といった類いの文言がない。単に契約法79条の文言からみれば、中国法は①のモデルに属する。これに対して、これまで学説の多くは、譲渡制限特約を善意の第三者に対して対抗することができないと解釈する傾向が見られた。しかし、従来の裁判例を網羅的に検討してみると、第三者の主観的態様に言及する裁判例がごくわずかであり、特約の第三者効を貫徹する裁判例は予測に反して数が多い。

### 第2項 譲渡制限特約と他の債務者保護規定との関連

債権が譲渡された場合に債務者は譲渡人に対して取得した反対債権による相殺の抗弁を譲受人に対抗することができるかは、実務では大切な問題である。実務では、債務者は、原因契約（売買契約、請負契約など）の債務不履行に基づいて譲渡人に対して損害賠償請求

<sup>126</sup> オーレ・ランドーほか・前掲注51) 66頁。

権を取得したことが多い。しかし、契約法 83 条では、債務者が譲渡人に対して反対債権を取得したとしても、その債権が譲渡通知後に発生する場合、又はその債権の弁済期が譲渡された債権より後に到来する場合に、債務者は、反対債権による相殺を譲受人に対抗することができない。債務者が相殺の利益を確保するためには、契約法 79 条により譲渡制限特約を締結して債権を譲渡人に固定するほかはない。しかも、実務では原因契約に譲渡譲渡特約が記載されることも多い。譲渡制限特約の効力をめぐる裁判例において、債務者は譲渡制限特約を持ち出した場合に、裁判所は譲渡制限特約に第三者効を与える傾向が見られた。もっとも、債務者は相殺の利益を確保するために譲渡制限特約を締結したのに、特約の第三者効を認めないとするなら、特約を締結する意味がなくなってしまうから、裁判所の判断に合理性があるといえる。中国法では、譲渡制限特約は、債務者の相殺利益を確保することを可能にするものであり、債務者にとっては実益を有する。つまり、債務者は譲渡制限特約により相殺可能な領域を創出することができる。この点において、契約法 79 条を抗弁接続条項の一種と位置付けることができる。

### 第 3 項 譲渡制限特約の効力と債権種類との関連

中国法は、契約法 79 条において当事者の意思表示による譲渡制限を定めている。ただ、債務者は、譲渡制限特約の効力に基づき第三者に対していかなる制約を及ぼすことができるかは明らかではない。実務では、契約法 79 条をめぐって、特に問題となるのは、譲渡制限特約に違反する売買代金債権又は請負代金債権の譲渡の効力である。譲渡制限特約に違反する債権譲渡の効力については、裁判例を①債権譲渡は債務者に対して効力を生じないとする事例群と、②債権譲渡は無効であるとする事例群と、③譲受人は特約付き債権を取得できないとする事例群に分けることができる。いずれの効力構成のもとでも、譲渡制限特約に債権の帰属変更を妨げる効力が認められている。そこで、債務者は、特約に違反する債権譲渡をなかつたものとして行動すればよい。ただ、債務者は譲渡制限特約を持ち出して、譲受人からの履行請求を拒んだ場合に、譲渡人に対して弁済しなければならない。

他方、中国法は、担保法司法解释 28 条において、当事者は意思表示により保証債権の移転を制限することができる旨の規定を明記している。保証債権は、原則的に主たる債権の譲渡に伴い譲受人に移転するから、保証人は特定の債権者に対してのみ保証責任を負いたいのであれば、司法解释 28 条により保証契約に譲渡制限特約を付して保証債権の移転を制限するほかはない。保証契約に譲渡制限特約が付された場合に、主たる債権が譲渡されても、保証人は保証債権の移転をなかつたものとして行動することができる。しかも、保証人は、譲渡人に対しても保証責任を負う必要がない。中国法では、譲渡制限特約は、保証人の保証責任を免除することを可能にするものであり、保証人にとっては実益がないわけではない。司法解释 28 条をめぐる裁判例は少ないが、譲渡制限特約の第三者効が認められている。いずれにせよ、上記の売買契約や請負契約における利益状況とは異なる状

況にあり、債権の種類によって譲渡制限特約に込められている意味は異なっているのである。

## 第2節 アメリカ法の考察

### 第1款 コモンローの状況

かつて、コモンローでは債権が債務者と債権者の間の人的な絆であるゆえに、債権者は債権を譲渡することできないのが原則であった<sup>127</sup>。アメリカ合衆国の諸州は、この原則を承継していたが、19世紀に入ると債権は原則として譲渡できるとされる。他方、アメリカ合衆国の諸州では、債務者と債権者が譲渡制限特約により債権の譲渡を制限することができるの原則が承認されていた<sup>128</sup>。以下では、譲渡制限特約がどんな場面でいかなる事情から利用されているかという観点から、譲渡制限特約の利用実態を概観しておこう。

実務では、道路工事、建築工事、塗装作業に基づく債権に譲渡制限特約を付しているのが典型であり、映画配給契約等から発生する債権の譲渡も制限されている<sup>129</sup>。譲渡制限特約の効力が争われる場面は、「二重譲渡や差押が行われるときのように同一債権につき両立しない権利を主張する者の間で優先順位が争われる」場面（第1の検討場面）と、「債権の譲受人から請求を受けた債務者が譲渡制限条項を持ち出して支払を拒む」場面（第2の検討場面）と大別される<sup>130</sup>。

上記の第1の検討場面において、裁判所は、譲渡制限特約は債務者（注文者等）を守る盾になっても後の譲受人がより有利な支払順位を確保するための武器にはならないとして、譲渡制限特約の主張権者を債務者に限定している。これに対して、上記の第2の検討場面において、裁判所は、「譲渡を制限するような条項があってもその効力がそのまま承認されない」<sup>131</sup>——譲渡制限特約の効力が狭く解釈される<sup>132</sup>——傾向があった。具体的には、請負契約等に「譲渡が不可能である」ことを明確に示す言葉がない限り、譲渡制限特

<sup>127</sup> 木南敦「アメリカ合衆国における譲渡禁止特約の効力——統一商事法典 9-318 条 4 項の意義」法学論叢 110 巻 4・5・6 号（1982 年）256-259 頁、樋口範雄『アメリカ契約法（第 2 版）』（弘文堂、2005 年）331 頁。

<sup>128</sup> フランス法においては、民法典の原始規定に譲渡制限特約に関する規律が存在しなかったところ、2016 年の債権法改正でははじめて譲渡制限特約の効力を明文で認めるに至った（1321 条 4 項）。白石大「債権譲渡制限特約に関する法改正の日仏比較」瀬川信久先生・吉田克己先生古稀記念論文集『社会の変容と民法の課題（上巻）』（成文堂、2018 年）529 頁以下。

<sup>129</sup> フランス法においては、譲渡制限特約の効力に関する判例として、①破毀院民事部 1853 年 6 月 6 日判決、②破毀院商事部 2000 年 11 月 21 日判決、③破毀院商事部 2002 年 10 月 22 日判決が挙げられる。①は兵役代金証書に基づく債権の譲渡にまつわる事件であり、②及び③は請負代金債権の譲渡にまつわる事件である。また、①及び②において、破毀院は譲渡制限特約の効力に対して否定的であるが、③において、「債権譲渡を承諾していない債務者は、譲受人に対し、譲渡人との間の人的関係に基づく抗弁をもって対抗することができる」として、譲渡制限特約の第三者効を認めるに至った。白石・前掲注 128) 536-540 頁。

<sup>130</sup> 木南・前掲注 127) 262-268 頁。フランス法においては、先に確認したように譲渡制限特約に関する判例は 3 件に尽きる一方、いずれも債権の譲受人からの請求を受けた債務者が譲渡制限特約を持ち出して支払を拒んだ事件である。

<sup>131</sup> 木南・前掲注 127) 264-268 頁。

<sup>132</sup> 平野晋『体系アメリカ契約法』（中央大学出版部、2009 年）580 頁。

約は債務者と債権者間で効力を有するに止まり、債務者は譲渡制限特約を第三者に対抗することができないとされる。しかし、請負契約等に記載されていた譲渡制限特約がはっきりと「譲渡が無効であるというかそれと同じ内容のことを明確に示している」場合には、譲渡制限特約に違反する債権譲渡は無効とされる。

譲受人からの支払請求を受けた債務者は、上記のような場合において譲渡制限特約の存在を理由にこれを拒むことができるが、譲渡制限特約により追求されている債務者の利益が何であるかを検討する必要がある。譲渡制限特約の目的について、次のようなことが挙げられる。すなわち、①「譲渡を制限しておけば弁済をすべき相手方が変更することがないため債務者は弁済にかかる手数や費用を最小限にとどめることができる」こと、②「あいまいな内容の譲渡通知を受けた場合のように、債務者は譲渡の効力を判断する必要がない」こと、③債務者は譲渡通知を受けた後は債権者（譲渡人）に対し別にこの債権者との取引から生じる権利または抗弁に基づく相殺を譲受人に対し主張できなくなるが、譲渡を制限しておけばこのような相殺を行うことができる」こと、④譲渡された債権が生じるもとなった契約の内容を変更する場合譲受人の同意が必要とされることがある。このとき変更が譲受人に不利であるため同意が得られないという事態を回避しうる」ことである<sup>133</sup>。日本法から見ると、上記の①は⑦事務手続煩雑化の回避に対応すること、②は①過誤弁済危険の防止に対応すること、③は⑥相殺利益の確保に対応することであるが、日本法では④に言及する論稿が多くない<sup>134</sup>。いずれにしても、コモンローにおいては、譲渡禁止特約は、契約調整の機会を確保することを可能にするものであり、債務者にとっては実益を有する<sup>135</sup>。

<sup>133</sup> 木南・前掲注 127) 259-260 頁。フランス法においては、譲渡制限特約が債務者にとって実益があるかという点につき学説は対立している。リカリは、譲渡制限特約を契約自由の問題と捉え、特約の目的につき次のように整理している。すなわち、①「譲渡人は債務者との間で債権の発生原因となる取引を行っていたのに対し、譲受人と債務者との間にはこのような取引関係はなく、単に譲受人が債務者に弁済を求めるといった財産的な関係があるにすぎないため、譲受人は譲渡人よりも厳しい権利行使を行う可能性がある」こと、②「債権の一部のみが譲渡されると債務者のコストが増加するし、訴訟になれば債務者は複数の債権者を相手にしなければならない」こと、③「債権が譲渡されると裁判管轄が変更になる可能性がある」こと、④「譲渡人が成年であり、本来であれば消滅時効が完成していた場合であっても、譲受人が未成年であれば消滅時効は完成しない」こと、⑤「債務者が譲渡人に対して同時履行の抗弁を有していた場合であっても、債権譲渡がされると、譲渡人に反対給付を履行するよう心理的圧迫をかけることができなくなる」こと、⑥「債務者に対して債務を負う者が譲受人となり逆相殺をすると、債務者が譲渡人に対して有していたはずの相殺の期待が害される」こと、⑦「債権譲渡によって職業秘密の保持に問題が生じるおそれがある」ことである。白石・前掲注 128) 541-542 頁。ドイツ法においては、譲渡制限特約は普及しており、その機能も多岐にわたる。①②⑤⑥⑦との関係では、ドイツ法においては、それぞれが①「鷹揚な債権者との関係でのみ義務を負担したい」こと、②「契約関係における『清算手続の明確性と一覽可能性を保つ』という意味での簡明化利益」こと、③「将来における相殺可能性の保持ないしは、継続的取引関係の清算に関する利益である」こと、④「高度に個人的な結びつきを理由とする譲渡制限である」こととして検討される。他方、ドイツ法においては、フランス法にみられる「対抗要件制度の不存在を補完する機能が譲渡制限特約条項には認められる」。石田・前掲注 18) 125-129 頁。

<sup>134</sup> 池田清治「民法理論の構造と展開に関する実証的研究——パラダイム転換論の異議・役割・限界」（科研報告書、2003 年）23 頁、同「債権の流動化と譲渡禁止特約の効力」高等法政教育研究センター年次報告書 2（2002 年）77-78 頁。

<sup>135</sup> ドイツ法においては、譲渡制限特約の利用実態について「譲渡の事実を知りつつも、これまで緊密な取引関係にあった譲渡人に便宜を図るために、譲渡人に弁済することがある」。石田・前掲注 18) 125-126

## 第2款 統一商事法典における譲渡制限特約の効力

上記のコモンローの原則と異なり、統一商事法典は、一定の種類の債権につき譲渡制限特約を無効としているのである。例えば、1962年版の統一商事法典は、その9-318条4項において「勘定債務者（account debtor）と譲渡人が当事者である勘定債権（account）または契約債権（contract right）の譲渡を禁止する両者間のあらゆる契約中の条項は無効である。」と定めるのに対して、1972年版の統一商事法典は、その9-318条4項において「勘定債務者と譲渡人の間のあらゆる契約中の条項が勘定債権の譲渡を禁止しまたは弁済期にあるか将来弁済期が到来する金銭の支払を目的とする一般無形財産（general intangible）への担保権（security interest）の設定を禁止またはこのような譲渡や担保権に勘定債務者の同意を要求する場合その条項は無効である。」と定める<sup>136</sup>。現在の統一商事法典では、「口座、動産証書、支払受領権、および約束手形」の譲渡（9-406条（d））、「リース保有権または賃貸人の残余権」の譲渡（9-407条（a））、「約束手形、健康保険受給金受領権、およびその他一定の無体財産」の譲渡（9-408条（a））、「信用状の権利」の譲渡（9-409条（a））につき譲渡制限特約は無効とされる<sup>137</sup>。

他方、9-109条（d）により次のような譲渡が除外される。「従業員の給料、給与またはその他の補償の請求権の移転」、「事業が売却されたその1部としてなされた、口座、動産証書、支払金受領権、または約束手形の売買」、「取立だけを目的とした、口座、動産証書、または約束手形の売買」、「契約による支払受領権の譲受人への譲渡であって、当該の契約によりこの履行が義務づけられていたことでもあるもの」、「既存の負債の弁済の全部または一部に当てた、単一の口座、支払金受領権、または約束手形の譲受人への譲渡」、健康保険のヘルス・ケア供与者による、またはヘルス・ケア供与者に対する、譲渡及び当該支払金受領権の事後の譲渡を除く、保険約款に対する権利の移転または保険約款による請求権の譲渡」、「担保物であった支払金受領権に関して下された判決を除く、判決により表示された権利の譲渡」、「商事不法行為請求権以外の、不法行為から生じる請求権の譲渡」、消費者取引における預金口座の譲渡」等である。

譲渡制限特約を無効とする規定が適用されない場合には、譲渡制限特約がどのように解釈され、第三者効が認められていたであろうか。第2次契約法リステイメントは、その

---

頁。このようにしてみれば、債権が譲渡されその旨が債務者に通知された場合であっても、代金の事後的調整等もあり得るから、譲渡制限特約が契約変更の機会を確保するための手段であるといえよう。

<sup>136</sup> 木南・前掲注127) 270-271頁。

<sup>137</sup> アメリカ統一商事法典の翻訳として、田島裕『UCC2001——アメリカ統一商事法典の全訳——』（商事法務、2002年）があり、参照した。フランス商法典L.442-2条Ⅱにも、「生産者、商人、工業者、または手工業者名簿に登録された者」が債務者である債権につき譲渡制限特約それ自体を無効する旨の規定が見られる。白石・前掲注128) 545-546頁。これは、アメリカ統一商事法典と同じ方向での立法であると思われる。フランス商法典やアメリカ統一商事法典と異なり、ドイツ商法典では、「金銭債権に関しては、その債権の発生原因である法律行為が双方当事者にとって商行為であるか、あるいは債務者が公法人または公法上の特別財産である場合には、譲渡制限特約に違反する譲渡も有効とされる」一方、債務者の利益を保護するために、「債務者は譲渡の事実を知っているかどうかを問わず、旧債権者（譲渡人）に弁済して免責を得ることができる」とされている（§354aHGB）。石田・前掲注18) 193-197頁。

317 条 2 項において契約上の権利は「譲渡が契約によって有効に妨げられている場合」等を除き、譲渡することができることと定める一方、322 条 2 項において「当該契約に基づく権利の譲渡を禁止する契約条項は、別段の意思が表示されている場合を除き、以下の効果を生じる。(a) その条項は、契約全部の違反に対する損害賠償を受くべき権利、または譲渡人の全債務の履行期における履行から生じる権利の譲渡を禁止するものではない。(b) その条項は、譲渡を禁止する条項の違反に対する損害賠償を受くべき権利を債務者に与えるが、その譲渡を無効とするものではない。(c) その条項は、債務者の利益のためのものであり、譲受人が譲渡人に対する権利を取得すること、または、そのような禁止が存在しないかのように債務者が自己の債務を履行によって消滅させることを妨げるものではない。」と定めている<sup>138</sup>。これによって、明確な言葉を使用すれば債権の譲渡を制限することが認められることになる。なお、債務者以外の第三者に譲渡制限特約の効力を主張する利益が認められるかという点について、322 条の公式注釈では「通常、契約による譲渡の禁止は、債務者の利益のためであり、このような場合に債務者が異議を唱えない限り、第三者は禁止された譲渡の無効を主張することができない。」として、第三者の無効主張に否定的である<sup>139</sup>。

### 第 3 款 統一商事法典における債務者保護規定の内容

#### 第 1 項 債務者の抗弁と相殺権

譲受人は、債権を取得するにあたって、①債務者と譲渡人の間の契約の条項、②当該契約を生んだ取引に基づいて生じた抗弁又は請求権、及び③その他の抗弁又は請求に服する(9-404 条 a 項 1-2 号)。①においては、例えば、代理人は貸付債権を担保するために報酬請求権を譲受人に譲渡した場合に、譲受人が債務者と譲渡人の間の契約の条項に服しており、債務者により代理人に対して支払われた前払金を譲渡された報酬請求権から控除するのである(同項 1 号前段)。②においては、債務者は、当該契約を生んだ取引に基づいて譲渡人に対して反対債権を取得したときは、この債権による相殺の抗弁を譲受人に対抗することができる。そして、このことは反対債権が譲渡通知前に発生するか、譲渡通知後に発生するかを問わない。これに対して、③においては、債務者は譲渡通知前に譲渡人に対して反対債権を取得した場合に限って相殺を譲受人に対抗することができる<sup>140</sup>。コモン

<sup>138</sup> 松本恒雄「第 2 次契約法リステイトメント (5 完)」民商法雑誌 95 卷 2 号 (1986 年) 140 頁以下。

<sup>139</sup> The American Law Institute, Restatement of The Law Second Contracts 2d, Vol. 3, 33(1981)。ドイツ商法典の立法過程において、譲渡制限特約の効力につき「金銭債権の譲渡が債務者との約定により §399Satz2 にしたがって禁止されており、かつその金銭債権の原因となった法律行為が双方当事者にとって商行為であるか、債務者が公法上の企業もしくは団体である場合には、譲渡は債務者に対してのみ無効である。これに反する約定は無効である」旨の条文案が提案された。しかし、この提案は批判を浴び、結局採用されなかった。石田・前掲注 18) 194 頁。

<sup>140</sup> フランス民法は、その 1324 条 2 項前段において牽連する負債間の相殺を負債に内在する抗弁と捉えており、債務者は常にそれを譲受人に対抗することができる。これに対して、牽連しない負債間の相殺については、譲渡が対抗可能となる前に譲渡人との関係から生じたものに限って、債務者はそれを譲受人に対抗することができる(同項後段)。荻野奈緒ほか訳「フランス債務法改正オールドナンス (2016 年

ローのもとでは、譲渡制限特約は「債権者との別の取引から生じる抗弁及び相殺の主張を可能にする」ものと位置づけられたが<sup>141</sup>、統一商事法典のもとでは譲渡制限特約を無効とする規定が適用された場合には、債務者と譲渡人の中で譲渡制限特約が付されたとしても、債務者は特約を譲受人に対抗することができない。

次に検討の対象となる判例（1972年の判例）を確認してこう<sup>142</sup>。事実関係は、次のようなものであった。1968年12月12日、YはAから合板を購入した。翌日、Aは売買代金債権をX銀行に譲渡し、その旨がYに通知された。他方、当該債権がXに譲渡された時より前に当該債権を発生させる契約とは別にAとYの間で合板を目的物とする2つの売買契約が締結されたが、合板の引渡しはAによって行われたことはなく、YはこれによってAに対して損害賠償請求権を取得した。Xからの請求を受けたYは、損害賠償請求権による相殺の抗弁をXに主張して支払いを拒絶したため、XはYを相手どって訴えを提起した。

この事案において、裁判所は「Yが主張しようとする相殺または請求権は、Xに譲渡された債権と関連していない契約の違反に基づいて生じたものであるため、無関係の相殺（unrelated set-off）である。そのため、YがXからの譲渡通知を受ける前に相殺が発生した場合においてのみ、Yはこれを主張することができる……当事者は、『契約の違反 [Aによる引渡しの失敗] は1969年1月3日またはその前後に発生した』と規定した。したがって、当該請求権はその時点で「発生した」。Yが譲渡の通知を受ける後に当該請求権が発生したため、相殺を成功に主張することはできない」として、Yの抗弁を否認し、Xの請求を認めた。

1972年版の統一商事法典において、債務者の抗弁及び相殺権については、譲受人は債務者と譲渡人との間の契約の条項とそれから生じる抗弁又は請求権（9-318条1項（a））、及び債務者が譲渡通知を受ける前に発生した債務者の譲渡人のその他の抗弁又は請求権（同項（b））の対抗を受けるとされる。上記の事案に即してみれば、YのAに対して取得した損害賠償請求権は、譲渡された債権を発生させる契約と異なる売買契約に基づいて発生したものである一方、その発生時期は、譲渡通知後であり、9-318条1項により相殺が許される反対債権に該当しないから、Yはこの債権による相殺の抗弁をXに主張することができない。ここで注意すべきは、現行の統一商事法典はその9-404条a項1号において相殺に供される反対債権を譲渡された債権を発生させる契約から生じたものに限定していないということである。債務者が当該契約を生んだ取引に基づいて譲渡人に対して反

---

2月10日オールドナンス第131号)による民法典の改正」同志社法学69巻1号(2017年)313頁。ピエール・クロック(斎藤由紀訳)「フランス法における債務法改正後の債権譲渡」ノモス39号(2016年)3頁。フランス法と異なり、ドイツ法においては「債務者が自己の給付を拒絶する権限を与える関連性のある反対債権を有しているが、その債権の満期が譲渡後にはじめて到来する場合、ならび譲渡の事実を債務者が認識した後に発生した債権による相殺は§406条によって許されないことになっている」から、相殺の利益を保護したいということが譲渡制限特約を付す動機になり得る。石田・前掲注18)126頁。

<sup>141</sup> 木南・前掲注127)278-280頁。

<sup>142</sup> Seattle-First National Bank v. Oregon Pacific Industries, Inc., 262 Or. 578 (Or. 1972) • 500 P.2d 1033 Decided Sep8, 1972. 王軍『美國合同法案例選評』(對外經濟貿易大學出版社、2006年)426-438頁は、この判例を紹介している。



対債権を取得した場合には、この債権が当該契約と異なる契約から発生するものであったとしても、債務者はこの債権による相殺の抗弁を譲受人に対抗することができるであろう。上記のような事案において、損害賠償請求権を譲渡された債権と同じ取引に基づいて発生したものと捉えれば、債務者による相殺の抗弁が保護されることになる。

## 第2項 原因契約の変更

先に確認したように、コモンローにおいては、譲渡された債権を発生させる契約（原因契約）を変更するときは、譲受人の同意が必要とされるから、原因契約の変更によって債権の価値が減少するため、同意が得られないという事態を回避することが譲渡制限特約が付す動機になり得る。

統一商事法典は、譲渡制限特約の第三者効を認めない代償として、原因契約の変更に関する規定を置き、契約調整の機会を確保しているのである<sup>143</sup>。すなわち、9-405条a項は、原因契約の変更が信義誠実になされた場合には、譲受人の同意なしの変更を認めている。より具体的にいえば、原因契約に基づく債権の全部または一部が履行によって完全に発生していない場合においては、債務者は、譲渡の通知を受けた後で行われた変更をもってすら譲受人に主張することができる（同条b項1号）。原因契約に基づく債権の全部または一部が履行によって完全に発生している場合においては、譲渡の通知があった前に債務者と譲渡人が原因契約を変更した場合に限って、譲受人の同意なしの変更が認められる（同条b項2号）。なお、譲受人は変更された契約により対応する権利を取得する。

また、第2次契約法リステイメント336条2項は、「譲渡された権利が反対約束の履行を条件とする限度において、譲渡の通知がなされていても、譲渡と信義に従い誠実にかつ合理的な商業上の基準（reasonable commercial standards）に従う債務者との間でなされた当該契約についての一切の変更及び代替（substitution）は、譲受人に対して効力をもつ。譲受人は、変更または代替された契約に基づく対応した権利を取得する。」として、原因契約の変更を認めている。1972年版の統一商事法典と同じように、第2次契約法リステイメントは、債務者が譲渡の通知を受けたかどうかにかかわらず、いかなる状況もとも完全に履行された契約の変更を有効にしていない。第2次契約法リステイメントの公式注釈には、以下の設例が掲載されている<sup>144</sup>。

〔設例1〕AはBの建設工事を請け負い、代金債権をCに譲渡した。CはBに譲渡の事実を通知した。Aは財政的に履行できなくなり、Bは、Aが履行できるようにするため、A

<sup>143</sup> 原因契約の変更に関する規定がドイツ民法に存在しなかったが、実務では、債務者は「譲渡の事実を知りつつも、これまで緊密な取引関係にあった譲渡人に便宜を図るために、譲渡人に弁済することがある」。石田・前掲注18）125-126頁。例えば、継続性のある契約においては、譲渡の通知を受けた債務者は、譲渡人の資金調達上の都合により代金の一部を譲渡人に弁済することは十分に予想される。しかし、ドイツ法のもとでは、譲渡の事実が債務者に通知された場合には、債務者は譲渡人に弁済しても免責されず、つまり二重払いを強いられるとの危険があるから、このような危険を回避することが譲渡制限特約を付す動機となり得る。換言すれば、譲渡人の経済状況に応じた代金の事後的調整（原因契約の変更の1つ）に備えて譲渡制限特約が付されることもあり得る。

<sup>144</sup> The American Law Institute, supra note 139, at 78-9.

に前払いを行った。Bは、前払金を控除した後の残高についてのみ、Cに対して責任を負う。

〔設例2〕A社は、B社に20年間電力を供給する旨の契約を締結した。後で、Aは、Bが契約に基づいて支払うべき月額固定代金債権をCに譲渡した。10年後、Bは電力を必要とせず、AとBは、契約に基づくすべての履行を信義誠実に終了することに合意した。Bは、Cに対してその後発生する代金について責任を負わない。

継続的契約において、当該契約の履行過程において生じた状況により、契約の内容を変更する必要がある。上記の〔設例1〕においては、BはAの財務状況により請負契約における代金の支払いに関する条項を変更して一部代金をAに支払った<sup>145</sup>。〔設例2〕においては、Aは電力を供給することが困難になったことがないが、電力の供給がBの経済状況により無意味になったため、BとAは、契約の履行を終了することに合意した<sup>146</sup>。

#### 第4款 考察

先に確認したように、統一商事法典は、一定の類型の債権につき譲渡制限特約を無効としている（9-406条等）一方、譲渡制限特約の効力を認めない代償として、債務者保護規定を設け、これまで譲渡制限特約によって保護されてきた債務者の利益を保護している。すなわち、債務者は、譲渡された債権を発生させる契約を生んだ取引から生じた債権を自働債権とし、譲渡された債権を受働債権として相殺することができる（9-404条）。そして、このことは、自働債権が譲渡通知前に生じるか後に生じるかを問わない。また、譲渡通知後の状況の変化により譲渡された債権を発生させる契約を変更する必要がある場合において、契約の変更が信義誠実になされたときは、それは譲受人にも効力を有する（9-405条）。このような規律は後の立法例にかなり取り込まれている。例えば、国連国際債権譲渡条約20条、ヨーロッパ契約法原則Ⅲ11:204条及び11:308条、共通参照草案5:112条等にも同様な規律がみられる。

他方、譲渡制限特約を無効とする統一商事法典の規律が適用されない場合において、債務者は譲渡制限特約をもって譲受人に対抗する余地がある。第2次契約法リストメントのもとでは、契約の当事者には譲渡制限特約により契約に基づく債権の譲渡を制限する権利があるとされる（317条2項(c)号及び322条2項）。譲渡制限特約に違反してなされた債権譲渡は無効である。誰が譲渡の無効を主張することができるかという点は、条文上明らかではないが、第2次契約法リストメントの公式注釈は、譲渡制限特約は債務者を保護するための手段であることを前提にして無効の主張権者を債務者に限定している。同様な規律は、国際ファクタリング条約6条2項、ヨーロッパ契約法原則Ⅲ11:301条にもある。ただし、ヨーロッパ契約法原則のもとでは、譲受人が譲渡制限特約を知らず

<sup>145</sup> 〔設例1〕は *Peden Iron Steel Co. v. McKnight* をアレンジしたものである。Grant Gilmore, *The Assignee of Contract Rights and His Precarious Security*, 74 *Yale L.J.* 245(1962).

<sup>146</sup> 〔設例2〕は *Babson v. Village of Ulysses* をアレンジしたものである。Grant Gilmore, *supra*, note 145, at 267-7.

また知るべきであったともいえない場合には、債権譲渡は債務者との関係においても効力を有する。

### 第3節 国際ファクタリング条約の考察

#### 第1款 概観

国際ファクタリングが、国際貿易の発展に重要な役割を果たしているのに鑑み、国際私法統一研究所は、1976年3月から国際ファクタリングに関するルールの統一化をはかるために、草案作成作業を行っていた。10年以上にわたったこの作業は、1987年4月24日の政府専門家委員会では、草案が採択となり、翌年5月9日から開催されたオタワ会議に提出された。この草案を検討した後、オタワ会議は国際ファクタリング取引に関する条約を策定した。現時点では、19カ国は国際ファクタリング取引に関する条約を批准した<sup>147</sup>。そのうちフランス、ナイジェリア、イタリアは、同条約18条により譲渡制限特約の効力について留保しているのである。これによって、それらの国では譲渡制限特約に違反する債権譲渡は、債務者に対して効力を有しないことになる（6条2項）。

国際ファクタリング取引に関する条約には、前文と4つの章が含まれている。前文では、条約の目的などが示されている。第1章は、適用範囲と一般条項である（1-4条）。第2章は、当事者の権利と義務である（5-10条）。第3章は、連鎖譲渡である（11条及び12条）。第4章は、最終条項である（13-23条）。前文によると、この条約はファクタリング取引における関係当事者の利害を公平に調整することを前提にして、ファクタリング取引ルールの統一化を目指しているのである。まず、売買契約から発生する債権の譲渡について、資金調達の必要性を優先する立場を採用しており、譲渡制限特約付に違反する債権譲渡であったとしても、譲受人の主観態様を問わず債権が完全に譲受人に移転する（6条1項）。また、これまで譲渡制限特約によって確保されてきた債務者の利益は、その他の債務者保護規定（6条3項及び9条）により保護されている。

そこで、本節ではその他の債務者保護規定を検討する前に、譲渡制限特約の効力に関する規定の内容及ば立法過程を確認する。最後に、若干の考察を行うことにする。

#### 第2款 譲渡制限特約の効力

国際ファクタリング条約では、譲渡制限特約の効力について次のような2つのアプローチが採用されている。すなわち、第1のアプローチは、譲渡制限特約に違反する債権譲渡は完全に有効であるとするのに対して（6条1項）、第2のアプローチは、譲渡制限特約に違反する債権譲渡は債務者に対して無効であるとしている（6条2項）<sup>148</sup>。

<sup>147</sup> <https://www.unidroit.org/status-1988-factoring>.

<sup>148</sup> 譲渡制限特約の効力に関しては、立法過程において対する利益のバランスをはかるために、次の4つの提案が示された。すなわち、第1は、譲渡制限特約に違反する債権譲渡は、債務者により譲渡通知を受領した後X日以内に譲渡制限特約の存在を主張する旨の書面による通知がファクターに与えられない限り、効力を有するとする提案である。第2は、売買契約に記載されている譲渡制限特約は、供給者により書面で明確に受け入れられた場合においてのみ、ファクターに対して有効であるとする提案である。

第1のアプローチは、当初、事務当局から提案されたものである<sup>149</sup>。政府専門家委員会の第1回会議では、このアプローチに賛意を示した意見があった。例えば、①現在では大企業は、強い交渉力を利用して中小企業としての供給者に譲渡制限特約を含む標準契約を押し付けることがよくあるため、譲渡制限特約の存在は、中小企業の債権譲渡による資金調達の障害となること<sup>150</sup>、②ファクタリングは、数百にも及ぶかもしれない比較的小さな債権を処理するものであり、売買契約に債権の譲渡を制限する特約が記載されているかどうかを綿密に調査することは、ファクターにとっては大きな負担であるため、譲渡制限特約の存在は、国際ファクタリングの発展を妨げる可能性があること<sup>151</sup>、③強い交渉力を持つ債務者は、供給者（債権者）からの支払いの保証の要求を拒むことができるため、譲渡制限特約をファクターに対抗することができるようにすると、供給者は支払いの保証を取得できないだけでなく、債権をファクターに譲渡することによってリスクを軽減することもできないことになること<sup>152</sup>などの意見が示された。

譲渡制限特約の効力について第1アプローチを採用する場合には、これまで譲渡制限特約によって確保されてきた債務者の利益はどのような形で保護されるべきかは問題となる。立法過程において、譲渡制限特約の目的としては、過誤弁済危険の回避と相殺利益の確保などが挙げられる<sup>153</sup>。前者については、譲渡通知を見逃すことに起因する過誤弁済危険は、譲渡通知に関する規律により低減されるとの見解があった<sup>154</sup>。後者については、債務者の抗弁及び相殺権に関する規律により保護されるとの見解があった<sup>155</sup>。すなわち、債務者は、売買契約に基づく抗弁をすべて譲受人に対抗することができ、又は譲渡通知を受領した時点までに譲渡人に対して取得する反対債権による相殺の抗弁を譲受人に主張することができる。しかし、ここで注意すべきは、この規律のもとでは債務者が譲受人に主張することができる相殺権を譲渡通知の時点で譲渡人に対して主張することができたものに限定するという点である。

上記の第1アプローチに対して、第2のアプローチは、1986年の条文案を基礎として採用されたものである。1986年の条文案のもとでは、「供給者と債務者との間で譲渡を禁止するいかなる合意があるにもかかわらず、供給者によるファクターへの金銭債権の譲

---

第3は、供給者によるファクターへの債権譲渡は、標準書式契約に譲渡制限特約が記載されているにもかかわらず有効であるとする提案である。第4は、譲渡制限特約に違反する債権譲渡を有効とする条文を維持しており、この条文を適用しないことを希望する国を許可する留保条項を設けるべきであるとする提案である。UNIDROIT 1986 Study LVIII - Doc.20, p16. 国際ファクタリング条約6条1-2項は、第4の提案を参照にして作成されたものである。

<sup>149</sup> UNIDROIT 1979 Study LVIII - Doc.8, p2.

<sup>150</sup> UNIDROIT 1986 Study LVIII - Doc.20, p15.

<sup>151</sup> UNIDROIT 1986 Study LVIII - Doc.22, p8. UNIDROIT 1986 Study LVIII - Doc.22, p9.

<sup>152</sup> UNIDROIT 1986 Study LVIII - Doc.22, p8.

<sup>153</sup> UNIDROIT 1986 Study LVIII - Doc.22, pp7-8.具体的には、債務者は、譲渡制限特約を付することにより譲渡の通知を見逃すリスク——もともとの債権者に弁済した後に譲受人に2回目の弁済を行わなければならないというリスク——を排除することができる。また、譲渡制限特約は、譲渡人に対して取得する反対債権による相殺の利益を確保することができるのである。

<sup>154</sup> UNIDROIT 1986 Study LVIII - Doc.20, p15.

<sup>155</sup> UNIDROIT 1986 Study LVIII - Doc.20, p15.

渡は有効である。前項の規定は、債務者が本条約の X 条によって宣言を行った締約国に営業所を有する場合には適用されない。」と定められている（4 条）<sup>156</sup>。議論の中で、4 条 2 項の解釈については対立する意見が現れた。同条 2 項の目的は、1 項に規定する規律を置き換えることにあり、譲渡制限特約に違反する債権譲渡の効力は、国際私法の規則により処理されるとする意見があった<sup>157</sup>。これに対して、同条 2 項の目的は、1 項に規定する規律とは正反対の実体法の規則を定めることにあるという意見も見られた<sup>158</sup>。つまり、譲渡制限特約に違反する債権譲渡は無効であるとされる。ただし、誰が債権譲渡の無効を主張できるかという問題は残された。

1987 年の条文案では、委員会は、4 条 1 項に規定する原則（譲渡制限特約に違反する債権譲渡を有効とする）を制限する方向で、債権譲渡の効力について譲渡当事者関係と対債務者関係を区別する。すなわち、「ただし、そのような譲渡は、債務者が本条約の X 条によって宣言を行った締約国に営業所を有する場合には、債務者に対しては効力を生じない。」<sup>159</sup>。この条文案は、結局、そのまま国際ファクタリング条約 6 条 2 項となった。これによって、譲渡制限特約に違反する債権譲渡は、債務者との関係では無効であるとされるため、債務者は供給者との売買契約に譲渡制限特約を記載することによって債権譲渡に伴う不利益から自らを保護することができる。例えば、譲渡通知を見逃してもととの債権者に弁済した場合には、その弁済は有効な弁済とされる。ちなみに、フランス政府などは、輸入者としての債務者の利益を保護するために、同条約 18 条によって宣言を行った上で条約を批准した<sup>160</sup>。しかし、これに対して、債務者以外の者との関係では、債権譲渡が有効であるとされる<sup>161</sup>。譲渡された債権について供給者の破産管財人とファクターとの間で優先順位が争われた場合に、ファクターが優先する<sup>162</sup>。換言すれば、債務者は、供給者の破産管財人・ファクターの優劣を決定する権限を有しない。

### 第 3 款 債務者の抗弁と相殺権

債務者の抗弁について、譲渡された債権を発生させる契約から生じる抗弁（以下「内在抗弁」という）と、債務者・譲渡人間の他の取引から生じる抗弁とを区別することは、有益である。前者については、債務者は、譲渡された債権に内在する抗弁をすべて譲受人に主張することができる。そして、このことは、抗弁の事由は、譲渡通知の前に生じるか、

<sup>156</sup> UNIDROIT 1986 Study LVIII - Doc.24, p2.

<sup>157</sup> UNIDROIT 1986 Study LVIII - Doc.32, p5.

<sup>158</sup> UNIDROIT 1986 Study LVIII - Doc.32, p5.

<sup>159</sup> UNIDROIT 1986 Study LVIII - Doc.32, p6. UNIDROIT 1986 Study LVIII - Doc.33, p4.

<sup>160</sup> ドイツ政府が 18 条によって宣言を行わず、条約を批准した。その理由は、ドイツは債権譲渡に関する規則の間に更なる相違を引き起こさないことを望むことにある。Ulrich Brink, *New German Legislation Opens Door to Ratification of UNIDROIT Factoring Convention*, *Uniform Law Review*, Vol.3,771(1998).

<sup>161</sup> 譲渡当事者ないし対第三者関係では、債権譲渡が有効であるという点は、同条 1 項により導かれる帰結と同じである。

<sup>162</sup> Hein Kötz, *Rights of third parties:third party beneficiaries and assignment*, *International encyclopedia of comparative law*, 70(1992).

後に生じるかを問わない。後者については、債務者は、譲渡通知を受領するまでに譲渡人に対して生じた事由のみを譲受人に対抗することができる。その典型例としては、債務者は、譲渡された債権に関係しないが、債務者・譲渡人間の他の契約から発生する債権による相殺の抗弁を譲受人に対抗するという場合である。<sup>163</sup>

債務者の抗弁及び相殺権に関する本条約の規定は、次のとおりである。すなわち、「ファクターの債務者に対する物品の売買契約に基づいて発生する債権の支払いに関する請求について、債務者は、ファクターに対してこの契約から生じるすべての抗弁であって、譲渡人から請求されたときに主張し得るものを主張することができる。The debtor may also assert against the factor any right of set-off (債務者は、ファクターに対してすべての相殺の権利を主張することができる) in respect of claims existing against the supplier in whose favour the receivable arose and available to the debtor (債務者が行使することができる) at the time a notice in writing of assignment conforming to Article 8 (1) was given to the debtor.

(8条1項に従う書面による譲渡の通知が債務者に与えられたときに)。」(9条)。公式注釈によれば、本条約9条は、債務者の抗弁について、譲渡された債権に牽連する抗弁と、譲渡された債権に牽連しない抗弁とを区別する。したがって、本条約においては債務者は、譲渡人に対して生じた事由を譲受人に対抗することができるかどうかは、抗弁の種類による。

まず、9条1項を確認しておこう。9条1項は、譲渡された債権に牽連する抗弁を規定するものである<sup>164</sup>。これによって、売買契約から発生する債権がファクターに譲渡された場合には、ファクターからの請求を受けた債務者は、この契約に基づいて譲渡人に対して生じた事由をすべてファクターに主張することができる<sup>165</sup>。より具体的には、債務者は、譲渡人の債務不履行に基づいて譲渡人に対して損害賠償請求権を取得した場合には、この債権を自働債権として、譲渡された債権と相殺することができる。債務者が譲渡通知を受領した後に譲渡人の債務不履行があった場合であっても、債務者による相殺の抗弁は認められる。この点においては、9条1項は譲渡された債権と同じ契約から発生する債権を自働債権とする相殺を可能にするための規定と位置づけることができる。

上記の9条1項に対して、9条2項は、譲渡された債権に牽連しない抗弁としての相殺の権利を規定するものである。公式注釈によれば、このような権利は、特定の条件を具備する場合においてのみ、ファクターに対して対抗することができる。すなわち、このような権利は、債務者が譲渡通知を受領した時点までに存在し、かつ債務者に利用可能でなければならない<sup>166</sup>。さもないと、譲渡通知を受領した債務者は、譲渡人と新しい契約を締結することによってファクターの法的地位を侵食する可能性がある。例えば、売買契約甲か

<sup>163</sup> Hein Kötz, *supra* 162, at 89.

<sup>164</sup> UNIDROIT 1986 Study LVIII - Doc.33, p22.

<sup>165</sup> 譲渡人・債務者間の売買契約に記載されていた譲渡制限特約のみは、ファクターに対して主張することができない。

<sup>166</sup> UNIDROIT 1986 Study LVIII - Doc.25, p25.

ら発生する債権がファクターに譲渡され、その旨が債務者に通知された後に、債務者は譲渡人と売買契約乙を締結した場合において、債務者は売買契約乙に基づいて譲渡人に対して取得する債権を自働債権として譲渡された債権と相殺することができるものと認めておくと、ファクターの法的地位が侵害される可能性がある。結局、9条2項は、このような問題状況を念頭において設けられたものである。このような文脈では、9条2項は、譲渡通知は債務者の譲渡された債権に牽連しない相殺の抗弁を切断することを可能にするものであるとえいさるだろう<sup>167</sup>。

ところが、債務者は、上記のような事態を備えて売買契約甲に譲渡制限特約を付した場合はどうか。本条約6条1項では、譲渡制限特約に違反する債権譲渡は完全に有効であるとされるので、債務者に相殺の利益が認められない。しかし、同条2項が適用される場合においては、債務者の相殺の利益は確保されることになる。この点においては、同条2項は、債務者は譲渡制限特約を締結することにより相殺の利益を確保することを可能にするための規定であると位置づけることができる。

#### 第4款 考察

先に確認したように国際ファクタリング条約は、譲渡制限特約の効力については、譲渡制限特約が原則として第三者（ファクター）に対抗することができないものとするアプローチを採用している（6条1項）。このようなアプローチは、ファクターをより有利な立場に置いている。ファクターは、ファクタリング契約を締結する際に譲渡制限特約の存在を無視することができる<sup>168</sup>。つまり、売買契約の当事者間では債権の譲渡を制限する特約が付されているかどうかを判断するために、何百にも及ぶかもしれない売買契約を調査する必要性が生じない。

このようにして譲渡制限特約の第三者効を否定しておくこと、債務者の利益保護が後退することになる。もっとも、これまで譲渡制限特約に確保されてきた債務者の利益は、他の債務者保護規定により引き続き保護されている（6条2-3項、9条）。まず、債務者の譲渡された債権と同一の契約から発生する債権による相殺の抗弁は、9条1項により認められる。また、その他の相殺の抗弁は、9条2項により認められる。つまり、債務者は、譲渡通知を受領した時点までに譲渡人に対して取得する債権を自働債権として譲渡された債権と相殺することができる。さらに、債務者は、譲渡制限特約に違反する債権譲渡によって損害を被った場合には、債務不履行を理由として譲渡人に対して損害賠償を求めることができる。

他方、債務者の営業地が所在する国は、本条約を批准するときに18条に基づいて譲渡

<sup>167</sup> ただし、譲渡通知は、債務者の譲渡された債権に牽連する相殺の抗弁を切断することができない（9条1項）。

<sup>168</sup> Dimitar Stoyanov, *Supranational attempts for harmonization of the anti-assignment clause*, *Current Issues in Law and Beyond On EU Level*, 4-7(2017).

制限特約の効力につき留保した場合には、譲渡制限特約に違反する債権譲渡は、債務者との関係では無効である（6条2項）。債務者以外の者との関係においては、債権譲渡は有効である。6条2項は、譲渡制限特約により保護されているものを債務者に限定する方向で設けられたものであり、債務者以外の者は、譲渡制限特約の存在を理由に債権譲渡を無効とする権限がない。このようにして債務者の利益に必要な範囲内で譲渡制限特約の第三者効を認めておくと、過誤弁済危険の防止ないし相殺利益の確保といった債務者の利益が保護されることになる。

なお、ファクタリング取引における対立する利益のバランスを維持しようとする国際ファクタリング条約は、その後の国際立法に大きな影響を与えている。例えば、ヨーロッパ契約法原則は、将来の金銭債権について譲渡制限特約に違反する債権譲渡を完全に有効とするのである（11:301条）。また、共通参照枠草案は、物品又は役務の提供に対する支払いを目的とする債権について譲渡制限特約を第三者に対抗することができないとする（5:108条3項(c)号）。両者ともファクタリング取引を想定して作成されたものである。ただし、それ以外の債権の譲渡については、原則として譲渡制限特約の第三者効が認められている<sup>169</sup>。ここでは、国際ファクタリング条約の適用範囲が一定の種類 of 商事契約に限定されるという点は看過されない。すなわち、この条約は、主に個人、家庭、または家族の使用のために締結された契約以外の物品の売買及びサービスの提供に関する契約から発生する債権に適用されている（2条1項(a)号）。これに対して、ヨーロッパ契約法原則と共通参照枠草案は、商事取引のみならず消費者取引を射程に含んでいる。

## 第4節 国連国際債権譲渡条約の考察

### 第1款 概観

債権譲渡に関するルールの一統化を目指した国際的立法の1つとして、国連国際債権譲渡条約（United Nations Convention on the Assignment of Receivables in International Trade）が、2001年の第56回国連総会では採択されたものである<sup>170</sup>。国連国際債権譲渡条約における譲渡制限特約ないし「債務者の抗弁及び相殺」の取り扱い、今回の日本民法改正に及ぼす影響は看過できない。以下では、債務者保護規定の内容を概観する。

第1に、債務者の相殺の利益を保護することは必要である。国連国際債権譲渡条約において、債務者は譲渡人に対する反対債権による相殺をもって譲受人に対抗することができることの可否は、反対債権の属性次第である。つまり、債務者の譲渡人に対して有する債権が原因契約又は同一の取引の一部である他の契約から発生したものである場合におい

<sup>169</sup> ヨーロッパ契約法原則のもとでは、譲渡制限特約に違反する債権譲渡は、債務者に対して効力を有しないとされる（11:301条1項）。この規定は、国際ファクタリング条約6条2項と軌を一にする。これに対して、共通参照枠草案は、譲渡制限特約に違反する債権譲渡を完全に有効とする一方、債務者が譲渡人に対して弁済することによって債務関係から解放でき、譲渡人に対して取得する債権による相殺の抗弁を譲受人に対抗することができるとしている（5:108条2項）。

<sup>170</sup> 国連国際債権譲渡条約の翻訳として、池田真朗＝北澤安紀「注解・国連国際債権譲渡条約（2）」法学研究75巻8号等があり、参照した。



て、債務者は、常にこの債権による相殺をもって譲受人に対抗することができる（18条1項）。また、債務者の譲渡人に対して有する債権は、譲渡された債権と密接に関係しないもの（独立の債権）である場合においては、債務者は、譲渡通知を受けた時に譲渡人に対して主張することができる相殺の抗弁を譲受人に対抗することができる（同条2項）<sup>171</sup>。

第2に、債務者は、譲渡通知を受けた後に従前の債権者との間で原因契約を変更する合意をした場合に、債務者の保護も必要となる。国連国際債権譲渡条約において、①譲受人が同意した場合、又は②当該債権の履行が完全に終了していない場合において、原因契約により変更することができるとき又は原因契約の内容に照らし合理的な譲受人であれば変更合意するときは、原因契約の変更は譲受人にも効力を有すると扱われる（20条2項）<sup>172</sup>。

第3に、国連国際債権譲渡条約は、その17条において債務者行為準則を置き、債権譲渡に伴う過誤払いの危険から債務者を保護している。①債務者は、譲渡通知を受けるまでの間、原因契約に従った支払により免責される（1項）。ただし、債務者は、譲渡通知を受領した後は、譲受人に対する支払によってのみ免責される（2項）。②債務者が同一譲渡人による同一債権の単一譲渡に関する二以上の支払指示を受け取った場合には、債務者は支払前に譲受人から受け取った最後の支払指示に従う支払により免責される（3項）。③債務者が同一譲渡人による同一債権の二以上の譲渡に関する通知を受け取った場合には、債務者は、最初に受け取った通知に従う支払により免責される（4項）。④債務者が一又は複数の後続譲渡の通知を受け取った場合には、債務者は、最後の後続譲渡についての通知に従う支払により免責される（5項）。⑤債務者が一又は複数の債権における部分又はその全体についての支配権に関する譲渡通知を受け取った場合には、その通知又は債務者が通知を受け取っていないものとするこの条に従った支払により免責される（6項）。

<sup>171</sup> 国連国際債権譲渡条約18条で確立されている規律は、そのまま担保取引に関するUNCITRALモデル法64条になった。すなわち、「1. 第65条の規定に従った別段の合意がなされた場合を除くほか、担保権者が金銭債権の債務者に対してする、担保権の目的となっている金銭債権の支払請求において、金銭債権の債務者は、担保権者に対して、次の(a)及び(b)で定める抗弁又は権利を主張することができる。(a) 契約から生じた金銭債権については、当該契約、又は、同一の取引の一部であるその他の契約から生じる全ての相殺の抗弁及び権利（これらについて、金銭債権の債務者は、担保権が設定されておらず、当該請求が設定者によってなされたものとして利用することができる）；及び(b) 金銭債権の債務者が、担保権の通知を受けた時に、主張することができたその他の相殺の権利。2. 第1項の規定に関わらず、金銭債権の債務者は、第13条第2項に定める合意の違反を援用して、設定者に対する相殺の抗弁又は権利を主張することはできない。」。曾野裕夫＝山中仁美訳「担保取引に関するUNCITRALモデル法（2完）」第68巻第2号（2017年）104-105頁。

<sup>172</sup> 国連国際債権譲渡条約20条で確立されている規律は、そのまま担保取引に関するUNCITRALモデル法66条になった。すなわち、「1. 契約から生じる金銭債権については、金銭債権を目的とする担保権の通知の前に、設定者と金銭債権の債務者との間で結ばれた、担保権者の権利に影響を与える合意は、担保権者に対抗することができ、担保権者はそれに応じた権利を取得する。2. 第1項に定める合意が、金銭債権を目的とする担保権の通知後にされた場合には、次のときでない限り、担保権者に対抗することができない。(a) 担保権者がそのことに同意したとき；又は(b) その金銭債権が履行によって完全に満たされておらず、かつ、その金銭債権を生じさせた契約において変更が定められ、又は、その契約がなされた状況に照らして、合理的な担保権者は変更合意するであろうとき。3. 第1項及び第2項の規定は、設定者と担保権者との間の合意の違反によって生じる、設定者又は担保権者のいかなる権利にも影響しない。」。曾野裕夫＝山中仁美・前掲注171) 112-113頁。

⑥債務者が譲受人から譲渡通知を受けた場合には、債務者は第一譲渡人から第二譲受人への譲渡及び全ての中間の譲渡に関する適切な証拠を合理的な期間内に求めることができる（7項前段）。譲受人がこれを提出しないときは、債務者は、譲受人からの通知を受けなかったものとして原因契約に従った支払により免責される（同項後段）。⑦条約は、支払を受け取る権限のある者、管轄権を有する裁判所若しくはその他の機関又は公的な供託機関に対する支払により債務者が免責される他のいかなる事由にも影響を及ぼさない（7項）。

## 第2款 譲渡制限特約の効力

国連国際債権譲渡条約では、一定の類型の債権について、譲渡制限特約を第三者に対抗することができない旨の規定が設けられている（9条）<sup>173</sup>。つまり、「物品若しくは金融サービスを除くサービスの供給契約若しくは賃貸借契約、建築契約又は不動産の売買契約若しくは賃貸借契約である原因契約から生じる債権」（同条3項a）、「工業その他の知的所有権若しくは財産的情報の売買、賃貸借又は使用許諾を目的とする原因契約から生じる債権」（同項b）、「クレジットカード取引に基づく支払義務の立替払いによる債権」（同項c）、「三以上の者によるネットティング合意に従い、満期の支払のネット決済に基づく譲渡人の債権」（同項d）といった債権が譲渡された場合においては、譲渡制限特約が当事者間で効力を有するにとどまっており、債務者に債権の帰属の変更を妨げる権限が認められない。これによって、譲渡制限特約付債権が譲渡されたとしても、債権は譲受人に帰属することになる（1項）<sup>174</sup>。

公式注釈によると、9条は次のような仮定に基づくものである。すなわち、集合的な債権譲渡の場合において、譲受人は譲渡された債権を発生させる契約に譲渡制限特約が記載されているかどうかを調査するためにコストがかかり、また、将来債権譲渡の場合においては、譲渡制限特約の有無を調査することは、不可能であるため、譲受人は、個々の契約を調査してはならないということである<sup>175</sup>。また、債権の自由譲渡性を認める立法におい

<sup>173</sup> 池田真朗＝北澤安紀・前掲注170）18-19頁。

<sup>174</sup> 国連国際債権譲渡条約9条で確立されている規律は、担保取引に関するUNCITRALモデル法13条になった。すなわち、「1. 金銭債権を目的とする担保権は、当初又は後続の設定者と当該金銭債権の債務者又は担保権者との間において、当該設定者の担保権設定の権利を制限する合意があったとしても、効果を有する。2. この条は、第1項に定める合意に違反したことによる設定者のあらゆる義務又は責任に影響しないが、その合意の相手方は、その合意違反のみを理由として金銭債権の発生原因となっている契約を解除すること、又は、第64条第2項に定めるとおり設定者のそのような違反によって設定者に対して生ずる権利を担保権者に対して主張することはできない。第1項に定める合意の当事者でない者は、その合意について知っていたことのみによって設定者の合意違反について責任を負うことはない。3. この条は、次の金銭債権のみに適用される。(a) 物品の供給若しくは賃貸又は金融サービス以外のサービスのための契約、建設契約、不動産の売買若しくは賃貸借の契約から生ずる金銭債権、(b) 工業所有権その他の知的財産権又は財産的情報(proprietary information)の売買、賃貸借、ライセンスの契約から生ずる金銭債権、(c) クレジットカード取引の支払義務を表す金銭債権；又は(d) 3以上の当事者間のネットティング合意に従った差額清算によって生じた金銭債権。」。曾野裕夫＝山中仁美訳「担保取引に関するUNCITRALモデル法(1)」第68巻第1号(2017年)116-117頁。

<sup>175</sup> A/CN.9/489,para.99 Chinese version p37.

て、債権譲渡自体は債務者に大きな利益をもたらすという点も考えられる<sup>176</sup>。具体的には、譲渡人は、債権を譲渡することにより低コストで資金調達ができ、コストの節約は、商品やサービスのコストの削減という形で債務者に還元できる<sup>177</sup>。いずれにしても、弁済の相手方を譲渡人に固定したいという債務者の利益を保護するよりも、債権の譲渡を促進し、取引のコストを削減する方が、誰にとっても、有益である。

このような一定の種類の債権につき譲渡制限特約の第三者効を否定する規律が、先に確認したアメリカ統一商事法典 9-406 条等にもある。ただし、アメリカ統一商事法典では、9-406 条等の規定が適用された場合には、譲渡制限特約自体が無効になるため、譲渡制限特約に違反して債権の譲渡を行った譲渡人は、債務者から債務不履行の責任を追求される余地がない。これに対して、国連国際債権譲渡条約では、9 条の規定が譲渡制限特約についての違反に対する譲渡人の義務又は責任に影響を及ぼさないとされるため、債務者は譲渡制限特約の違反を理由として譲渡人に対して損害賠償請求権を主張することができる（同条 2 項前段）。その結果、譲渡制限特約に違反する債権譲渡が有効とする一方、譲渡制限特約自体も有効とするとの折衷的な構成を採用しているのである<sup>178</sup>。

国連国際債権譲渡条約 9 条 3 項の目的は、9 条の適用範囲を取引債権の譲渡に限定することにある<sup>179</sup>。同条 3 項の各号に掲げる契約から発生した債権について、譲渡制限特約の第三者効を否定的に解したとしても、その論理は、その他の契約から発生した債権について同様に妥当させるべきかは疑問する余地がある。同条約は、その 4 条 1 項において「個人的、家族的又は日常的な目的のために個人に対してされる譲渡」、譲渡された債権が発生した営業の売買又は所有形態もしくは法的地位の変更の一部としてされる譲渡」を条約の適用範囲から除外する<sup>180</sup>。また、同条 2 項において、「規制された取引所における取引から生ずる債権」、「ネットィング合意に規律される金融契約から生ずる債権。ただし、すべての未決済の取引の終了により生ずる債権を除く」、「外国為替取引から生ずる債権」、「銀行間の支払いのシステム、銀行間の支払いの合意又は証券その他の金融資産若しくは金融証書に関する清算及び決済のシステムの下での債権」、「仲介者により保有される証券その他の金融資産若しくは金融証書における担保権の移転又はこれらの売買、貸借、保持若しくは買戻しの合意から生ずる債権」、「銀行預金債権」、「信用状又は独立信用保証の下での債権」を条約の適用範囲から除外する<sup>181</sup>。

なお、同条約 9 条の立法過程において、譲渡制限特約を第三者に対抗することができない旨の規定を設けることを前提にして、同規定は「ローン契約、預金口座、独立信用保証状、個人的、家族的又は日常的な目的のための契約及び政府調達契約から発生する債権」

<sup>176</sup> A/CN.9/489,para.99 Chinese version p37-38.

<sup>177</sup> A/CN.9/489,para.99 Chinese version p38.

<sup>178</sup> このような構成は国際ファクタリング条約 6 条にも見られる。実は、国連国際債権譲渡条約 9 条は国際ファクタリング条約 6 条を参考にして設けられたものである。A/CN.9/489,para.99 Chinese version p37.

<sup>179</sup> A/CN.9/491,para.37 Chinese version p12.

<sup>180</sup> 池田真朗＝北澤安紀・前掲注 170) 14-15 頁。

<sup>181</sup> 池田真朗＝北澤安紀・前掲注 170) 16 頁。

に適用されないとする条文案が提案された<sup>182</sup>。譲渡制限特約に違反してなされた債権譲渡の効力については、事務局により次のような説明がなされた。すなわち、当事者間で譲渡制限特約がある場合に、特約に違反してなされた譲渡は、譲渡人（及び譲渡人の債権者）と譲受人との関係では、有効であるが、債務者との関係において、譲渡は無効となる<sup>183</sup>。一定の種類債権に限って譲渡制限特約の効力につき相対的無効を採ると、①債権譲渡ないし譲渡の通知がなされたとしても、債務者は従前の債権に弁済することによってその債務を免除することができる<sup>184</sup>。②債務者の相殺権が譲渡通知がなされたことにより遮断されず<sup>185</sup>、債務者は譲渡通知後に取得した債権による相殺をもって譲受人に対抗することができる。③譲受人の同意なしに原因契約を変更する権利が制限されず<sup>186</sup>、債務者は譲渡通知後に原因契約を変更することができる。結局、このような条文案が採用されなかったが、債権の発生原因に応じて譲渡制限特約の効力を類型的に規律するアプローチは示唆に富む。

### 第3款 債務者の抗弁と相殺権

債権が譲渡された場合に、債務者は譲渡人に対して取得する反対債権による相殺の抗弁を譲受人に対抗することができるかという問題について、国連国際債権譲渡条約においては、相殺に供される債権が譲渡された債権を発生させる原因契約又は同一の取引の一部である他の契約から発生するものであるか、譲渡された債権を発生させる原因契約を生んだ取引と異なる取引から発生するかによって、債権譲渡と相殺との優劣関係を決している<sup>187</sup>。

まず、前者の場合を取り上げよう。債務者の譲渡人に対して取得する反対債権が原因契約又は同一の取引の一部である他の契約から発生するものであれば、その発生時期は、債権譲渡の通知後であったとしても、債務者は、この債権を自働債権とし、譲渡された債権を受働債権として相殺することができる（18条1項）。つまり、相殺に供される債権は同一の取引から発生する場合に、反対債権の発生時期には時的制限が存在せず、債務者は常にこの反対債権による相殺の抗弁を譲受人に対抗することができる。

国連国際債権譲渡条約18条の立法過程においては、「債務者の法的地位は譲渡により不利益を受けてはならない」との原則は、当初から広く支持されていた。そこで、草案にも、債務者は原因契約から発生する債権による相殺の抗弁を譲受人に対抗することができるとする条文案も早い段階で提案されていた<sup>188</sup>。この議論の過程で、原因契約と密接に関連する契約から発生する債権を、原因契約から発生する債権と同等に扱うべきかは論点と

<sup>182</sup> A/CN.9/456,para.105 Chinese version p18.

<sup>183</sup> A/CN.9/456,para.105 Chinese version p18.

<sup>184</sup> A/CN.9/456,para.108 Chinese version p18.A/CN/9/WG.II/WP.102,para.4 Chinese version p15.

<sup>185</sup> A/CN/9/WG.II/WP.102,para.4 Chinese version p15.

<sup>186</sup> A/CN/9/WG.II/WP.102,para.4 Chinese version p15.

<sup>187</sup> 国際債権譲渡18条の邦語訳としては、池田真朗＝北澤安紀「注解・国連国際債権譲渡条約（3）」法学研究75巻9号（2002年）13頁。

<sup>188</sup> A/CN.9/420,para.132 Chinese version p32.

なった<sup>189</sup>。議論の結果としては、そのような債権が原因契約から発生する債権と同じ扱いを受けるべきであることが広く支持されていた<sup>190</sup>。また、どのような契約は「原因契約と密接に関連する契約」として認められるか、基準として不明確であるという批判が予想されるので、最終の条文案においては、「原因契約と密接に関連する契約」の意味を表現するにあたっては、過度に広い範囲の契約を含んでしまうような文言を防ぐために、「原因契約と同一の取引の一部である他の契約」という文言が採用されていた<sup>191</sup>。

しかし、それにもかかわらず、「原因契約と同一の取引の一部である他の契約」の意義及びそれが具体的にかなる契約を意味しているかを明らかにして検討する必要もある。同条約 18 条の立法過程においては、次のよう契約が想定されていた。すなわち、「原因契約である販売契約を支えるメンテナンス又は他のサービスの合意」である<sup>192</sup>。具体的には、売買代金債権が譲渡され、その旨が債務者に通知された場合においても、債務者はメンテナンスの合意に基づく損害賠償請求権を自働債権とし、譲渡された売買代金債権を受働債権として相殺することができる。

次に、後者の場合を確認する。債務者の譲渡人に対して取得する反対債権が譲渡された債権を発生させる契約を生んだ取引と異なる取引から発生した場合には、譲渡通知の時点で反対債権が発生しないときは、債務者はこの反対債権による相殺の抗弁を譲受人に対抗することができない（同条 2 項）。反対債権の発生原因としては、同条 2 項の立法過程において、「譲渡人・債務者間の別個の契約、法による規律（不法行為の規律）、又は司法その他の裁定」が想定されていた<sup>193</sup>。

この規定の根拠は、「債務者に通知をした勤勉な譲受人の権利は、いかなる時であっても、譲渡人・債務者間の別個の取引またはその他の事象から生じる相殺の権利であって、譲受人が認識することが合理的に期待できないものに制約されるべきではない」ことに求められる<sup>194</sup>。他方、譲渡の通知を受けた債務者は、たとえ将来譲渡人に対して取得する反対債権による相殺の抗弁を譲受人に対抗することができなくとも、どうしても相殺の利益にこだわる場合には、反対債権を発生させる取引を避ける等の方法を取ることが可能であるから、債務者の利益は、債権譲渡によって不当に影響を受けることはないとも考えられる<sup>195</sup>。

しかし、譲渡された債権を発生させる契約を生んだ取引と異なる取引から発生する反対債権について、債務者の相殺の範囲を限定的に解したとしても、その根拠は、譲渡された債権を発生させる契約を生んだ取引について、同様に妥当されるわけではない。例えば、

<sup>189</sup> A/CN.9/466,para.134 Chinese version p24.

<sup>190</sup> A/CN.9/466,para.134 Chinese version p25.

<sup>191</sup> A/CN.9/466,para.134 Chinese version p25.

<sup>192</sup> A/CN.9/489/Add.1,para.17 Chinese version p10.

<sup>193</sup> A/CN.9/489/Add.1,para.117 Chinese version p10.

<sup>194</sup> A/CN.9/489/Add.1,para.117 Chinese version p10.石田京子「債権譲渡と相殺——比較法からの示唆」NBL933（2010年）33頁。

<sup>195</sup> A/CN.9/489/Add.1,para.117 Chinese version p10.石田・前掲注 194）33頁。

先に確認したようなケースにおいて、債務者（買主）と譲渡人（売主）の間では、1つの取引を実現するために、売買契約とメンテナンス契約という2つの契約が締結されたが、譲受人が売買契約に基づく代金債権を譲り受ける際に、売買契約と密接に関連するメンテナンス契約の存在を認識することも期待される。他方、譲渡の通知により売買代金債権が譲渡されたことを知った債務者は、取引を実現するために、メンテナンス契約の締結を避けることが期待されない。

#### 第4款 原因契約の変更

継続性のある契約において、経済状況等の変化により、契約内容を変更することが十分に予想される。具体例として、契約を締結する時の主な状況に重大な変化が生じることにより、譲渡人が約定通りに物品を引き渡すことが不公平になる場合、建設プロジェクトにおいて当初約定されたものとは異なる機器又は材料が必要になる場合、一般的な状況の変化により、当初の契約で約定された支払期限を延長する必要がある場合等が挙げられる<sup>196</sup>。

国連国際債権譲渡条約は、その20条において「原因契約の変更」に関する規定を置き、当事者の原因契約を変更する機会を確保しているのである。すなわち、「1. 譲渡通知前の譲受人の権利に影響を与える譲渡人と債務者との間の合意は、譲受人に対して効力を有し、譲受人は、変更された権利を取得する。2. 譲受人の権利に影響を与える譲渡人と債務者との間の譲渡通知後に締結された合意は、次の場合を除き、譲受人に対して効力を有しない。(a) 譲受人が同意した場合、(b) 当該債権の履行が完全終了していない場合において、原因契約により変更することができるときは又は原因契約の内容に照らして合理的な譲受人であれば変更合意するとき。3. 前2項の規定は、譲渡人又は譲受人の合意の違反から生じる権利に影響を及ぼさない。」<sup>197</sup>。

この条文で紹介されている基本的なルールは、譲渡の事実が債務者に通知される前に、譲渡人と債務者は、自由に原因契約を変更することができるということである<sup>198</sup>。これは、「債務者は、譲渡通知を受けるまでの間、原因契約に従った支払により免責される」という規律に似ている。これに対して、譲渡通知後に行われた原因契約の変更は、次のような2つの場合においてのみ、譲受人に対して効力を有する。すなわち、①譲受人が実際に同意した場合と、②譲受人が同意したとみなす場合である。その根拠は、譲渡の事実が債務者に通知された後に、譲受人は三角関係における当事者の1つとなり、このような関係において譲受人の権利に影響を与える如何なる変更も、譲受人からの同意がない限り、譲受人に対して効力を有しないということに求められる<sup>199</sup>。

上記①については、債権が履行によって完全に満たされており、譲受人が実際に同意しない限り、原因契約の変更は譲受人に対して効力を有しない。というのは、譲受人は当初

<sup>196</sup> A/CN.9/WG.II/WP.106,para.61 Chinese version p15.

<sup>197</sup> 池田真朗=北澤安紀・前掲注187) 15-16頁。

<sup>198</sup> A/CN.9/WG.II/WP.106,para.63 Chinese version p15.

<sup>199</sup> A/CN.9/WG.II/WP.106,para.63 Chinese version p15.

の債権額の支払いを受けることを合理的に期待しているからである。それでは、「債権が履行によって完全に満たされる」とは、どのようなことを意味しているのか。この問題については、同条約 20 条の公式注釈では、譲渡された債権を発生させる契約が部分的にしか履行されていない場合であっても、請求書が発行された時に、債権が完全に満たされたと見なされるとされる<sup>200</sup>。その結果、部分的に履行された契約を変更するには、譲受人の実際の同意が必要となる。

これに対して、上記②については、債権が履行によって完全に満たされていない場合において、契約に変更が定められ、又は合理的な譲受人が同意したときは、同意の擬制で十分である<sup>201</sup>。なぜなら、債権が履行によって完全に満たされていない場合においては、契約の効率的な履行に影響を与える可能性のある要求を当事者に提出する必要はないからである。公式注釈では、次のような長期契約の変更が想定されていた。すなわち、プロジェクト・ファイナンスと債務再構成の取り決めなどの長期契約においては、譲渡人は契約の小さな変更ごとに譲受人の同意を得る必要があるとすると、譲受人に歓迎されない負担をかける一方、業務を遅らせる可能性もある<sup>202</sup>。

## 第 5 款 考察

国連国際債権譲渡条約では、一定の種類の債権につき譲渡制限特約が当事者間で効力を有するに止まり、譲渡された債権を従前の債権者に固定する効力を有しない旨の規定が設けられている（9 条）。これは、債務者にとっては、弁済先が変更することになるという意味である。譲渡制限特約の第三者効を認める法制度では、譲渡制限特約は債権者の交代に伴う不利益から債務者を保護しているのである。同条約は、一定の種類の債権につき譲渡制限特約の第三者効を認めない代償として、まず債務者の行為準則を整備し、債務者が弁済先の判断を誤るリスクを回避することができるようにして、債務者の利益の保護をはかっている。また、これまで譲渡制限特約によって保護されてきた債務者の相殺の利益が引き続き保護されるように、相殺の抗弁を広く認めている。すなわち、債務者が譲渡人に対して取得する債権が譲渡された債権を発生させる契約又は同一の取引の一部である他の契約から発生するものであれば、その発生時期は譲渡通知後であったとしても、債務者はこの債権を自働債権とし、譲渡された債権を受働債権として相殺することができる。さらに、債務者の原因契約を変更する機会を保護するために、原因契約の変更の第三者効をも認めている。すなわち、譲受人が合理的にみて原因契約の変更に対抗できない場合であれば、それが譲渡通知後に行われたものであったとしても、譲受人に対して効力を有する。

ところが、上記のような譲渡制限特約に違反する債権譲渡を有効とする規律は、主として取引債権（物品の供給契約又はリース若しくは金融サービス以外のサービスの提供契約

<sup>200</sup> A/CN.9/470, para.157 Chinese version p46.

<sup>201</sup> A/CN.9/470, para.157 Chinese version p46.

<sup>202</sup> A/CN.9/470, para.157 Chinese version p46.

から発生する債権等を含む)にのみ適用されており、保証金債権や貸付金債権 (loan or insurance receivables) 等の債権に適用される余地がない。この規律が適用されない債権の譲渡においては、譲渡制限特約の効力は同条約以外の法律により規律される。譲渡制限特約により保護されている債務者の利益は何かはなお問題となり得るが、債権の発生原因に応じて譲渡制限特約の効力を典型的に規律するアプローチは示唆に富む。

## 第5節 ヨーロッパ契約法原則の考察

### 第1款 概観

ヨーロッパ契約法委員会では、1982年からヨーロッパにおける私法及び取引法の統一化を図って、ヨーロッパ契約法原則の起草作業を続けてきた<sup>203</sup>。ヨーロッパ契約法原則Ⅰは、第1段階での成果として、履行、不履行、救済を扱っており、1995年にイングランドで刊行された。ヨーロッパ契約法原則Ⅱは、第2段階での成果として、契約の成立、有効性、解釈、内容などを扱っており、1999年にイングランドで刊行された。ヨーロッパ契約法原則Ⅲは、ヨーロッパ契約法委員会の最後の成果であり、複数当事者、債権譲渡、債務者の交替、契約譲渡、相殺、時効、違法性、条件などを扱っており、2002年に刊行された<sup>204</sup>。

ヨーロッパ契約法原則Ⅲにおいて、第11章では債権譲渡の一般原則、譲渡人と譲受人の間での譲渡の効果、譲受人と債務者の間での譲渡の効果、譲受人と競合債権の間での優先順が扱われる<sup>205</sup>。債権譲渡がヨーロッパ諸国における取引・金融の世界では重要な役割を演じることに鑑み、債権（特に商事取引から発生する金銭債権）は、債務者の同意又は債務者への通知なしに有効に譲渡することができる<sup>206</sup>とされている。しかし、債務者にしてみれば債権の譲渡によってその法的地位が害さる恐れがある。したがって、ヨーロッパ契約法原則Ⅲでは、債権者の交代に伴う不利益から債務者を保護する準則が必要となる。以下では、債務者保護規定の内容を概観しておこう。

第1に、債務者が債権者でない者に弁済する可能性があるため、債権譲渡に伴う過誤弁済危険から債務者を保護する必要性が生じる。まず、債務者は、債権譲渡を知らずに譲渡人に履行すれば、債務関係から解放される(11:303条)。また、債務者は、債権譲渡の通知に従って譲受人とされる者に履行した場合には、有効な履行とされる(11:304条本文)。ただし、債務者が、その者が履行を求める権利を有する者ではないことを知らずにいることなどありえなかったときは、その者に履行しても免責されない(11:304条ただし書)。その結果として、善意で行動する債務者は、保護されることになる<sup>206</sup>。

第2に、債権譲渡によって弁済の費用が増加する可能性があるため、債務者を保護する必要がある。債権の一部譲渡によって債務者の費用が増加した場合には、債務者は、譲渡

<sup>203</sup> ヨーロッパ契約法原則の立法経緯は、オーレ・ラントーほか・前掲注51) 5-9頁は、参照になる。

<sup>204</sup> ヨーロッパ契約法原則Ⅲの翻訳として、オーレ・ラントーほか・前掲注51) があり、参照した。

<sup>205</sup> 第11章はサー・ロイ・グット教授により起草されたものである。

<sup>206</sup> オーレ・ラントーほか・前掲注51) 82頁。



人に追加費用の償還を求めることができる（11:103 条）。

第 3 に、債務者は、譲渡された債権に対する実体上又は手続上の抗弁で譲渡人に対して主張することができたものをすべて、譲受人に対して対抗することができる（11:307 条 1 項）。そして、このことは、抗弁の基礎は、債務者が譲渡通知を受領した前に生じるか、後に生じるかを問わない<sup>207</sup>。また、債務者は、譲渡通知を受領した時点で存在していた債権又は譲渡された債権と密接に関係する債権による相殺の抗弁を譲受人に対して主張することができる（11:307 条 2 項）。このようにヨーロッパ契約法原則は、債務者の相殺の権利について「牽連性を有しない債権間の相殺」と「牽連性を有する債権間の相殺」とを区別している。前者と異なり、後者においては、債務者は譲渡通知を受領した時より後に譲渡人とその間の新たな取引に基づく債権を自働債権として、譲渡された債権を受働債権として相殺することができる<sup>208</sup>。

第 4 に、譲渡された債権について両立しない権利を主張する者の間では優先順位が争われる場合には、債務者は争いに巻き込まれる可能性があるので、債務者を保護する必要がある<sup>209</sup>。ヨーロッパ契約法原則においては、「債務者は、2 つ以上の競合する履行請求の通知を受け取った場合には、履行場所における法に従って、責任を免れることができる。履行場所が異なるときは、債務者は、その債権に適用される法に従って、責任を免れることができる。」とされている（11:305 条）。公式注釈によれば、各国法は、「金銭債権の総額を、裁判所その他の機関に供託する」又は「債務者が裁判所に紛争処理を申し出て、その裁判所の判決に従う」ことを可能にするための準則によって、このような問題を処理するのである<sup>210</sup>。なお、日本法においても、紛争に巻き込まれるリスクの回避という債務者の利益を保護するための準則が見られる。すなわち、譲渡制限特約付金銭債権が譲渡された場合には、債務者は常に金銭債権の総額を債務の履行地に供託することができる（日本改正法 466 条の 2）。

第 5 に、債権がすでに譲渡された場合において、債務者と譲渡人は、原則として譲渡された債権を発生させる契約を自由に変更することができないとされるため、「この原則に厳格にこだわれば、商業上の著しい不便を生じてしまう」<sup>211</sup>。ヨーロッパ契約法原則においては、原則として「債権譲渡の通知が債務者に到達した後で、譲受人の同意なしに、譲渡人と債務者の間の合意によって行われた債権の変更は、譲受人の債務者に対する権利に影響及ぼさない」とされ、例外的に「その変更が債権譲渡の合意において定められているとき、又はその変更が信義誠実に従って行われ、かつ譲受人が合理的にみてそれに反対できない性質のものであるときは、このかぎりではない。」とされている（11:308 条、

<sup>207</sup> オーレ・ラントーほか・前掲注 51) 86 頁。

<sup>208</sup> オーレ・ラントーほか・前掲注 51) 87-88 頁。

<sup>209</sup> 公式注釈では、次のような 3 つの典型例が想定されている。すなわち、①譲渡人が債権譲渡の有効性を争った場合、②譲渡人が同一の債権を 2 人以上の譲受人に譲渡した場合、③債権の譲受人と譲渡人の差押債権者との間で争いが生じた場合である。オーレ・ラントーほか・前掲注 51) 83 頁。

<sup>210</sup> オーレ・ラントーほか・前掲注 51) 83 頁。

<sup>211</sup> オーレ・ラントーほか・前掲注 51) 72 頁。

11:204 条 (b) 号)。公式注釈によれば、これはアメリカ商法典 9:405 条を参照にして作成されたものである<sup>212</sup>。

第 6 に、上記のような保護では足りない債務者は、譲渡人との間で譲渡制限特約を締結することにより自らの利益を守ることができる。ヨーロッパ契約法原則は、譲渡制限特約に違反する債権譲渡が「債務者に対して効力を有しない」として、譲渡制限特約の第三者効を認めている (11:301 条)。債務者にしてみれば、譲受人の新債権者としての地位を認める必要なく、譲渡通知を無視して譲渡人に履行することができる<sup>213</sup>。具体的に譲渡制限特約により確保されている債務者の利益とは何かは、別途検討する必要がある (第 2 款)。

## 第 2 款 譲渡制限特約の効力

### 第 1 項 譲渡制限特約による抗弁の具体的内容

ヨーロッパのほとんどの国においては、譲渡制限特約に違反する債権譲渡が債務者に対して無効であるとされるが、譲渡人と譲受人との関係では有効であるか否かについて沈黙している<sup>214</sup>。ドイツの判例及び多数説は、譲渡制限特約に違反する債権譲渡は、譲渡人と譲受人との関係においても無効であるとしている<sup>215</sup>。また、第 6 節で確認したユニドロワ国際商事契約原則は、譲渡制限特約に違反する金銭債権の譲渡が完全に有効であるとする一方、非金銭債権については債権譲渡を絶対的無効としている<sup>216</sup>。つまり、譲渡制限特約付非金銭債権が譲渡された場合には、誰も譲渡無効を主張することができる。

ヨーロッパ契約法原則は、ユニドロワ国際商事契約原則と異なり、譲渡制限特約に違反する債権譲渡の効力について対債務者関係と譲渡当事者関係とを区別している。すなわち、「債権の譲渡は、その債権の発生の基礎となる契約によって禁止されているが、禁止違反以外で契約に反する場合は、債務者に対して効力を有しない」とされる一方 (11:301 条 1 項本文)、債権譲渡は、11:301 条 1 項本文に基づいて債務者に対して無効であったとしても、譲渡人と譲受人の間では有効であると定められている (11:203 条)<sup>217</sup>。これは、債務者以外の第三者が譲渡制限特約の効力を主張することができないという方向で作成されたものである<sup>218</sup>。11:301 条 1 項本文と同様の規定は、国際ファクタリング条約 6 条 2

<sup>212</sup> オーレ・ラントーほか・前掲注 51) 89 頁。

<sup>213</sup> オーレ・ラントーほか・前掲注 51) 75 頁。

<sup>214</sup> オーレ・ラントーほか・前掲注 51) 69 頁。

<sup>215</sup> オーレ・ラントーほか・前掲注 51) 79 頁。

<sup>216</sup> Nils Jansen, Reinhard Zimmermann, *Commentaries on European Contract Laws*, p184.

<sup>217</sup> このような規律は、ドイツ及びイギリスの学説を参考して作成されたものである。例えば、ドイツでは、債権譲渡の無効を、債務者と譲渡人の間に限定する学説がある。また、イギリス法では、「債務者は、自分が支払った金額を譲渡人処分することを有効に禁止できなかったであろう」とする学説もある。オーレ・ラントーほか・前掲注 51) 69 頁。

<sup>218</sup> ヨーロッパ契約法原則Ⅲの第 11 章の起草者であるオーレ・ラントーは、1979 年の論文において譲渡制限特約によって保護されているのは、譲受人又は譲渡人の破産管財人ではなく、債務者の利益であるということを前提として、債務者が譲渡制限特約を主張しようとしめない場合、又はそうすることに正当な利益がない場合には、譲受人又は譲渡人の破産管財人は、譲渡制限特約の存在を援用することができないと説く。譲渡制限特約の主張権者を限定しないと、次のような不都合が生じる。まず、債権が譲渡人から譲受人に売却された場合に、譲渡人が譲渡された債権を回収して、回収された金額を保持するこ

項に見られる。譲渡制限特約の効果としては、「債務者は、譲受人の地位を認める必要がなく、債権譲渡の通知を無視して譲渡人に履行することができる」とされる<sup>219</sup>。これによって、債務者は、譲渡制限特約に違反する債権をなかつたものとして行動することができるので、特約の効力が制限されたとしても債務者の利益が引き続き保護されることになる。しかし、譲渡制限特約によって確認されている債務者の利益とは何かは別途検討する必要がある。

譲渡制限特約の合理性について、公式注釈では「債権の発生基礎となる契約に、債権者がこの契約に基づく債権譲渡を譲渡することを禁じる条項が含まれている場合には、このような禁止は原則として尊重されなければならない」とされており、譲渡制限特約の目的について次のように述べる<sup>220</sup>。すなわち、①「債務者は、譲渡人よりも峻厳かもしれない見ず知らずの債権者と取引することを望まないこともある」。②「債務者は、通知を見逃して譲渡人に支払いをしてしまう危険を避けたいと思うこともある。譲受人に重ねて支払いその他の履行をしなければならなくなる危険があるからである」。③「譲渡人と継続的な双方取引を行うことを期待している債務者は、相殺権を確保することを望んでいるが、〔債権譲渡が認められるとすれば〕債権譲渡の通知を受け取った後に生じる反対債権については、相殺権が行使できなくなってしまう」。④「譲受人が、法制や税制が取引にとって好ましくない地域で設立された会社であることや、そこに主たる営業所を有することもある」。このようにして過誤弁済危険の回避、相殺利益の確保といった債務者の利益がヨーロッパ契約法原則Ⅲのもとでも保護される。

ここでは各国でよく問題とされている相殺利益の確保という譲渡制限特約の目的を検討する。公式注釈のもとでは、このような譲渡制限特約の目的を述べる際にその典型例として想定していたのは「継続的な双方取引」である。ヨーロッパ契約法原則においては、譲渡通知を受け取っている債務者が譲渡人との間で新たな取引がなされたときは、債務者は、この取引に基づく債権による相殺の抗弁を譲受人に対して主張することができなくなる可能性がある(11:307条2項(a)号)。債務者と譲渡人との間に「継続的な双方取引」がある場合において、譲渡制限特約が締結される例が多い。譲渡制限特約に違反する債権譲渡を債務者との関係においても有効としておくと、債権譲渡に伴って債務者と譲渡人との間の双方取引の有効性がある程度制限される<sup>221</sup>。ヨーロッパ契約法原則は、このような取引に基づいて発生する債権による相殺の抗弁を保護するために、譲渡制限特約の第三者効を認めているのである。これによって、譲渡制限特約付債権が譲渡された場合において、債務者の譲渡人に対して取得する反対債権が債務者が譲渡通知を受け取った後に発生す

---

とを認めるのは、全く不公平である。また、債権を売却して代金の支払いを受けた譲渡人が破産した場合には、破産管財人が譲渡された債権を回収して、回収された金額を譲渡人の責任財産として保持することは、全く間違っており、譲受人が無担保債権者となる。Roy Goode, *INALIENABLE RIGHTS?*, 42M.L.R., 553-7(1979).

<sup>219</sup> オーレ・ラントーほか・前掲注 51) 69 頁。

<sup>220</sup> オーレ・ラントーほか・前掲注 51) 74-75 頁。

<sup>221</sup> Roy Goode, *supra* 218, at 553-7.

るものであっても、債務者は、この債権を自働債権として譲渡された債権を受働債権として相殺することができることになる。なお、デリバティブなどの取引においては、譲渡制限特約は利用されることが多い<sup>222</sup>。

## 第2項 譲渡制限特約を第三者に対抗できない場面

先に確認したように譲渡制限特約に違反する債権譲渡は債務者との関係で無効であるとされるが、次のような3つの場合に、債権譲渡は債務者に対して効力を有する。すなわち、①「債務者がそれに同意するとき」、②「譲受人が契約違反を知らずまた知るべきであったともいえないとき」、③「譲渡が将来の金銭債権についての譲渡契約によるものであるとき」である。

①は、譲渡制限特約が専ら債務者の利益を保護するための手段であるという観点から当然に導かれるものである。②は、譲受人が譲渡制限特約の存在を知らない場面を規律するものである。このような譲受人の主観態様を基準として譲渡制限特約の第三者効を判断するアプローチは、日本改正法466条3項にもある。ただし、譲渡制限特約について善意の譲受人に無過失のある譲受人が含まれるという点では、ヨーロッパ契約法原則の特色が見られる。無過失のある譲受人が保護されないとすると、債権を譲り受けようとする者に譲渡制限特約の有無に関する調査義務を課する結果となる。そうだとすれば、債権を譲り受けようとする者が、譲渡された債権を発生させる契約の内容を調査して譲渡制限特約が存在すると知ることができる場合に、債権譲渡は債務者に対して効力を有しない<sup>223</sup>。公式評釈によれば、譲受人が保護されるのは、次のような場面である。すなわち、譲渡制限特約が、別の契約に含まれていて、譲受人がその契約の存在を知らない場合である<sup>224</sup>。

上記の①②と異なり、③は、一定の類型の債権について譲渡制限特約を譲受人に対抗することができないとするものである。その典型例として想定されていたのは、将来の契約に基づいて発生する金銭債権である。将来の金銭債権が譲渡された場合にも、債権譲渡は債務者に対して効力を有する。このように金銭債権の譲渡について資金調達を優先する立場を採用した立法例として、国際ファクタリング条約6条1項、ユニドロワ国際商事契約原則9.1.9条1項など挙げられる。ただし、将来の金銭債権の譲渡についてのみ、譲渡制限特約の効力を制限した点が、ヨーロッパ契約法原則の特色である<sup>225</sup>。ちなみに、日本改正法では、将来債権の譲渡について譲渡制限特約が譲渡通知の前に締結されたか、後に締結されたかによって、譲渡制限特約の第三者効を決している。日本法と異なり、ヨーロッパ契約法原則のもとでは、譲渡制限特約が譲渡通知の前に締結されたとしても、債

<sup>222</sup> Roy Goode, CONTRACTUAL PROHIBITIONS AGAINST ASSIGNMENT, L.M.C.L.Q, 2(2009).

<sup>223</sup> オーレ・ラントーほか・前掲注51) 75頁。

<sup>224</sup> オーレ・ラントーほか・前掲注51) 75頁。

<sup>225</sup> 国際ファクタリング条約は、売買契約から発生する金銭債権について譲渡制限特約の第三者効を否定するのに対して、ユニドロワ国際商事契約原則は、商取引から発生する金銭債権について譲渡制限特約を第三者に対抗することができないとする。

務者は譲渡制限特約を譲受人に対抗することができない。

③のような規律は、如何なる発想で作成されたものであるのか。これについて、公式評釈によれば、③が特に必要となるのは、「譲渡が継続的な一連の将来の金銭債権を対象とする場合、例えば、供給者からファクターにファクタリング契約に基づく債権譲渡」の場合である<sup>226</sup>。このような契約類型においては、譲受人との関係で譲渡制限特約の効力を認めておくと、次のような不都合が生じる<sup>227</sup>。まず、「個々の契約に譲渡禁止条項が含まれているかどうかを判断するために、ファクターが何百にも及ぶかもしれない契約を綿密に調査することは、とうてい期待できない」。また、「契約が、通常そうであるように、そのような譲渡禁止条項を含まない標準書式条項による契約である場合であっても、そうした契約の1つを吟味した譲受人は、譲渡人がある段階で譲受人に通知することなく契約条項を変えることはないとは、確信できない」。要するに、③は供給者の取引先に対する債権（既発生債権と将来債権）を一括してファクターに譲渡する場面については、ファクターの主観態様を基準として譲渡制限特約の第三者効を判断するとのアプローチを採用するのは、適格的ではないという考え方に基づくものである。

ところで、③のように譲渡制限特約を譲受人に対抗することができないものとする、債務者にしてみれば、その利益の保護が後退することになる。これに関して、公式評釈では、「譲渡禁止条項を要求する債務者は、ほとんど例外なく、強い交渉力を持つ地位にあり、したがって、本来的には保護が必要な者ではない」とされる。また、公式評釈では、比較法として、アメリカ商法典 9:406 条、国際ファクタリング条約 6 条 1 項、国連国際債権譲渡条約 9 条が挙げられている。これらの立法例のもとでは、債権譲渡による資金調達  
の需要に応えるために、商取引から発生する債権について譲渡制限特約の第三者効を否定的に定めている。ここで注意すべきは、国連国際債権譲渡条約は、譲渡制限特約の第三者効を認めない代償として、債権譲渡における相殺の権利に関する規定を置き、債務者による相殺の抗弁を広く認めているという点である。すなわち、債務者の譲渡人に対して取得する反対債権は、譲渡された債権を発生させる契約又は同一の取引の一部である他の契約から発生するものであるのであれば、債務者は常にこの債権による相殺の抗弁を譲受人に対することができる（18 条 1 項）。国際債権譲渡条約 18 条 1 項と同様の規定は、ヨーロッパ契約法原則 III 11:307 条 2 項 (b) 号に見られる。このようにして牽連性を有した債権による相殺の抗弁が認められるから、譲渡制限特約が譲受人に対して主張することができないとしても、一応のバランスは取れるといえるだろう。

### 第 3 款 債務者の抗弁と相殺権

#### 第 1 項 債務者の抗弁

債務者が譲渡人に対して主張することができる抗弁のうち何を譲受人に対抗すること

<sup>226</sup> オーレ・ラントーほか・前掲注 51) 75 頁。

<sup>227</sup> オーレ・ラントーほか・前掲注 51) 75 頁。

ができるかという点については、法体系により異なる。日本法、中国法においては、債務者が譲受人に対抗することができるのは、譲渡通知の時点で生じた事由である。ヨーロッパ契約法原則においては、「債務者は、譲渡された債権に対する実体上又は手続上の抗弁で譲渡人に対して主張することができたものをすべて、譲受人に対して対抗することができる」とされており、日本法、中国法のような時的制限が存在しない（11:307条1項）。これによって、ヨーロッパ契約法原則のもとでは、譲受人が取得する権利は、債務者が譲渡人に対して主張することができた抗弁すべてに服することになる。譲渡通知後に生じた抗弁であっても、債務者はこれをもって譲受人に対して対抗することができる。

公式評釈では、債務者の抗弁について、次のような2つの設例が挙げられている<sup>228</sup>。設例1は、「Sは、商品をBに売却して引き渡した後に、売主の権利をAに譲渡した。商品は、売買契約に適合していなかった。Bは、商品を返還して、Aに対する代金の支払いを拒絶することができる。これと選択的に、Bは、商品を手元に保持して、代金支払責任の減額を求める訴訟で、損害賠償を請求する反対債権を主張することができる。」としている。設例2は、「Sは、商品をBに売却することを約し、引渡しは、1カ月内に行うものとした。その後Sは、売主の権利をAに譲渡した。しかし、Sは、引渡しをしなかった。Bは、Aに対する代金の支払いを拒絶することができる。」としている。

上記の設例においては、債務者は譲渡された債権を発生させた売買契約についての債務不履行を理由として代金債務の履行を拒絶することができる。このような債務者の履行拒絶の権利は、譲渡された債権に内在する抗弁であるので、債権譲渡によって切断されるのではない。ヨーロッパ契約法原則の参考資料となった国連国際債権譲渡条約は、債務者の抗弁について、債務者は、譲渡された債権を発生させる契約又は同一の取引の一部である他の契約に基づいて譲渡人に対して生じた抗弁をもって譲受人に対抗することができるとしている（18条1項）。また、2016年改正されたフランス民法典においては、譲渡された債権に内在する抗弁について「債務者は、無効、同時履行の抗弁、解除又は牽連する負債間の相殺その他の負債に内在する抗弁を譲受人に対抗することができる」とされる一方、その他の抗弁について「債務者はまた、期限の付与、負債の免除又は牽連しない負債間の相殺その他の譲渡が対抗可能となる前に譲渡人との関係から生じた抗弁も対抗することができる」とされている。このようにして譲渡された債権に内在する抗弁である場合には、譲渡通知受領後に生じたものであっても、債務者はそれを譲受人に対抗することができる。

## 第2項 債務者の相殺権

債務者の譲渡人に対する反対債権による相殺の抗弁を譲受人に対抗することができるか否かについて、ほとんどの法体系においては反対債権が譲渡された債権と密接に係る

<sup>228</sup> オーレ・ラントーほか・前掲注51) 86頁。

るものであるか、独立の債権であるかによって結論が変わる<sup>229</sup>。ヨーロッパ契約法原則 11:307 条 2 項は、このようなアプローチを参照して作成されたものである。すなわち、「債務者は、譲渡人に対する次に掲げる債権について第 13 章に基づいて譲渡人に対して行使することができた相殺権もすべて、譲受人に対して主張することができる。(a) 債権譲渡の通知が 11:303 条 1 項に従ったものであるかどうかにかかわらず、それが債務者に到達した時点で存在していた債権、(b) 譲渡された債権と密接に関係する債権」。11:307 条 2 項 (a) は、独立の債権による相殺を規律するのに対して、同条 2 項 (b) 号は、譲渡された債権と密接に関係する債権による相殺を規律するものである。

まず、11:307 条 2 項 (a) の規律をみてみよう。公式評釈では、次のような設例が挙げられている<sup>230</sup>。すなわち、「O に対して建設工事費用につき 10 万ユーロの債権を有していた C は、建設契約に基づく権利を A に譲渡し、A が、O に債権譲渡の通知をした。その後、O は、消費貸借の合意に基づいて 4 ユーロを C に貸し付けた。この消費貸借の合意は、建設契約とは無関係であった。O は、貸付金返還債権を A に対する債務と相殺することができない。」(以下「設例 3」という)。この設例において、C の O に対する貸付金返還債権は、譲渡された債権を発生させた建設契約から発生するものではなく、消費貸借契約に基づくものである。そして、消費貸借契約は、建設契約と密接に関係していない。したがって、11:307 条 2 項 (b) が適用される余地がなく、債務者は、譲渡通知受領後に締結された契約に基づく債権を自働債権として譲渡された債権を受働債権として相殺することができない。

公式評釈によれば、11:307 条 2 項 (a) は、「債務者がすでに債権譲渡の通知を受け取っている場合には、債務者が、譲渡人との間の新たな取引に基づいて発生する独立の債権をもって相殺し、その結果た、譲受人の利益が縮減又は消滅することを許すとすれば、不当であろう」との考え方にに基づくものである<sup>231</sup>。換言すれば、譲渡通知により譲渡の事実(建設契約に基づく債権が譲渡されたこと)を知った債務者は、抗弁の切断を望まないのであれば、譲渡人との間で新たな契約(消費貸借契約)を締結しないとの方法を取ることが可能であり、相殺の抗弁が認められなくても、債務者にとって酷ではないといえよう<sup>232</sup>。他方、建設契約に基づく債権が譲渡されたことを知らない債務者は、譲渡人と消費貸借契約を締結し、この契約に基づいて譲渡人に対して貸付金返還債権を取得したときは、貸付金返還債権による相殺の抗弁を譲受人に対抗することができる。というのは、債権譲渡の事実を債務者に通知しなかった譲受人が、このようなリスクを受けるはずであるからである。

<sup>229</sup> オーレ・ラントーほか・前掲注 51) 88 頁。

<sup>230</sup> オーレ・ラントーほか・前掲注 51) 87 頁。

<sup>231</sup> オーレ・ラントーほか・前掲注 51) 87 頁。

<sup>232</sup> なお、建設契約に基づく債権が譲渡されたとしても、将来譲渡人との間で締結されるかもしれない消費貸借契約に基づく債権による相殺の利益を確保したいのであれば、建設契約に譲渡制限特約を記載して債権の譲渡を制限するという方法を取ることにも可能である。

次に、11:307条2項(b)の規律をみてみよう。公式評釈では、次のような設例が挙げられている<sup>233</sup>。すなわち、「Sは、機械類を100万ユーロでBに売却し、支払いは、20万ユーロずつ5年分割で行われるべきものとされた。別の契約で、Sは、5年間、その設備の保守点検を約した。Sは、これらの契約に基づくSの権利すべてをAに譲渡した。賦払金の支払いがないためその支払いを求めるAの請求において、Bは、Sの役務提供契約違反により生じた損失について損害賠償を請求する反対債権をもって相殺することができる。」(以下「設例4」という)。

相殺に供される債権は、同一の契約から発生するものではないという点では、設例3と設例4は一致している。ただし、設例4においては、損害賠償請求権の発生原因である役務提供契約は、譲渡された債権の発生原因である機械売買契約の存在を前提に締結されたものであるため、相殺に供される債権に牽連性があると認められる。役務提供契約が譲渡通知後に締結されたとしても、債務者は、この契約に基づく損害賠償請求権を自働債権として譲渡された債権を受働債権として相殺することができる。それでは、牽連性を有する債権間の相殺はなぜ認められるのか。この点について、公式評釈では、「これらの新たな債権が、譲渡された債権と密接に関係するときは、譲受人はそれらの債権〔による相殺〕に服すべきものとするのが、合理的である」と説明されている<sup>234</sup>。ヨーロッパ契約法原則の参考資料となった国連国際債権譲渡条約では、牽連性を有する債権間の相殺について、譲渡された債権を発生させる契約又は同一の取引の一部である他の契約から発生する債権による相殺の抗弁は、常に譲受人に対抗することができることとされている(18条1項)。また、2016年法改正によって新設されたフランス民法典1324条2項は、牽連性を有する債権間の相殺を譲渡された債権に内在する抗弁と同一視している<sup>235</sup>。これらの立法例は、債務者の相殺利益の要保護性を優先する立場を採用したものである。

他方、債権譲渡の取引の安全を図るという観点からは、牽連性を有する債権間の相殺を認めておくと、一定の範囲で譲受人の利益保護が後退することになる。しかし、債権を譲り受けようとする者としては、このようないわゆる譲渡された債権に内在する抗弁があることを考慮した上で取引に入ることが可能であるから、譲受人の利益が不当に害されることがないといえよう。

#### 第4款 考察

先に確認したようにヨーロッパ契約法原則は、譲渡制限特約の効力について、原則として譲渡制限特約に違反する債権譲渡が債務者に対して効力を有しないとのアプローチを採用している(11:301条)。このアプローチのもとでは、債務者は、譲渡通知を無視して

<sup>233</sup> オーレ・ラントーほか・前掲注51) 87頁。

<sup>234</sup> オーレ・ラントーほか・前掲注51) 88頁。

<sup>235</sup> ピェール・クロック・前掲注140) 9頁。



譲渡人に履行することができる一方、譲渡人に対して反対債権を取得した場合には、この債権を自働債権として譲渡された債権を受働債権として相殺することができる。つまり、債務者と譲渡人との間に継続的な双方取引があった場合において、債務者は、譲渡制限特約を付することにより、譲渡通知受領後の取引に基づく債権による相殺の抗弁を確保することができる。このようにして譲渡制限特約によって追求されている債務者の利益（過誤弁済危険の回避、相殺利益の確保など）が保護される。ただし、譲受人が譲渡制限特約について善意又は無過失である場合には、債務者は、債権譲渡を無効する権利を行使することができない。

他方、将来の金銭債権の譲渡については、譲渡制限特約に違反する債権譲渡を債務者に対しても有効であるとするアプローチを採用している（11:301条1項(c)号）。このアプローチを採用する際に、その典型例として想定されていたのは、供給者の取引先に対する債権を一括してファクターに譲渡するという場面である。ファクタリング取引においては、何百にも及ぶかもしれない契約債権を譲渡対象としており、ファクターが譲渡制限特約の存在を調査することが合理的に期待することができないため、ファクターを保護する必要性が生じる。

債務者の利益の保護という観点からは、このアプローチを採用することは、債務者にとって酷である。債務者が契約に譲渡制限特約を記載したとしても、過誤弁済危険の回避、相殺利益の確保などの利益が保護されないことになる。もっとも、11:301条1項(c)号によって規律される場面は、ファクタリング取引に限定されており、それ以外の場面（例えば、金融取引から発生する債権が譲渡された場合）においては、11:301条1項(c)号を適用する余地がなく、債務者は譲渡制限特約を譲受人に対抗することができる。また、債務者の譲渡人に対して取得する債権は、譲渡された債権と密接に関係するものである場合には、譲渡制限特約が締結されなかったとしても、この債権による相殺の抗弁が11:307条2項(b)号によって保護される。このようにして牽連性を有する債権間の相殺が認められるから、譲渡制限特約がファクターに対抗することができないとしても、一応のバランスが取れるといえるだろう。

## 第6節 ユニドロワ国際商事契約原則の考察

### 第1款 概観

#### 第1項 債権譲渡のメカニズム

ユニドロワ国際商事契約原則においては、債権は債務者への通知又は同意を要することなく、譲渡当事者の合意のみによって譲渡することができる（9.1.7条）<sup>236</sup>。これは、契約などについて特定の方式要件を一般的に要求しない同原則1.2条の適用であ

<sup>236</sup> ユニドロワ国際商事契約原則の翻訳として、私法統一国際協会（内田貴ほか訳）『ユニドロワ国際商事契約原則2010』（商事法務、2013年）等が、参照した。

る<sup>237</sup>。不要な手続きを最小限にとどめることによって譲渡当事者ための効率性をはかっている。ただし、債務者は、譲渡の事実を知らずに旧債権者＝譲渡人に弁済することがあるため、債権者の交代に伴う過誤弁済の危険から債務者を保護するための規定が不可欠となる。

実際に同一の債権は多重に譲渡された事案があるが、競合する譲受人間の優先順位を決する規律は明文化されていない。というのは、債務者以外の第三者に対する譲渡の有効性については、国によっては異なるため、競合する譲受人間の優先順位につき一般に受け入れられる規則を定めることは難しいからである<sup>238</sup>。

## 第2項 債務者保護規定の内容

債権が譲渡当事者間の合意のみによって譲渡することができるので、債務者は、譲渡の過程に関与する機会が与えられていない。そこで、ユニドロワ国際商事契約原則は、次のような規定を設けて、債権者の交代に伴う不利益から債務者を保護している。

第1に、債権が譲渡された場合において、譲渡人ではなく譲受人に対して債務を履行しなければならなくなるため、債務者にしてみれば履行するための費用が増加することになる<sup>239</sup>。債務者は、譲渡によって生じた追加的費用に対して、譲渡人又は譲受人から受ける権利がある（9.1.8条）。類似の規律は、ヨーロッパ契約法原則Ⅲ11:103条、共通参照枠草案5:107条3項にもある。ただし、債権譲渡のパターンを一部譲渡に限定しない点と、請求しうる相手方を譲渡人に限定しない点が、ユニドロワ国際商事契約原則の特色である<sup>240</sup>。債務者にしてみれば、反対債権との相殺の便宜などを考えると、譲受人に請求するほうが有利な場面がないわけではない<sup>241</sup>。

第2に、債権者ではない者に対して履行する可能性があるため、過誤弁済の危険から債務者を保護する必要性が生じる。譲渡人又は譲受人から譲渡の通知を受領するまでは、債務者は譲渡人に対して弁済することにより債務を免れる（9.1.10）。立法の過程では、債務者が譲渡を知っていたことを譲受人が証明することができる場合に、債務者が譲渡の通知を受領する前に譲渡人に履行しても免責されないとの条文案が提案された<sup>242</sup>。最終に、作業部会は、そのような事実を考慮しないことに決めた。譲渡人又は譲受人から通知が届かない限り、債務者が譲渡を知っていたとしても、譲渡人に対して弁済を行った場合に、その弁済は有効な弁済とされる。「このような画一的ルールは、国際取引で要請される法

<sup>237</sup> 内田貴「ユニドロワ国際商事契約原則 2004年——改訂版の解説（2）」NBL812号（2005年）71頁。

<sup>238</sup> Michael Joachim Bonell, *The UNIDROIT Principles: What Next?*, 3 *Unif. L. Rev.* n.s, 275(1998).

<sup>239</sup> 私法統一国際協会・前掲注 236) 212頁。

<sup>240</sup> ユニドロワ国際商事契約原則 9.1.8条は、当初一部譲渡を想定して作成されたものである。Wolfgang Wiegand, Corinne Zellweger-Gutknecht, *Assignment, UNIDROIT principles: new developments and applications*, 35(2005).

<sup>241</sup> 内田・前掲注 237) 72頁。

<sup>242</sup> UNIDROIT 1999, Study L-Doc.65, p7. 「譲渡の通知を受領するまでは、債務者は、譲渡人に対して弁済することにより債務を免責される。ただし、譲受人は債務者が譲渡を知っていたことを証明した場合は、この限りではない」という（1.7条）。

的安定を確保するために必要である」と考えられる<sup>243</sup>。なお、同一の債権が二重に譲渡された場合においては、債務者は譲渡の通知を受領した順序に応じて弁済することによって債務を免れる（9.1.11条）。そして、このことも債務者の主観的事情の如何を問わない。

第3に、債務者は、譲渡人から請求された場合に主張しえたすべての抗弁を譲受人に対して主張することができる（9.1.13条1項）。債務者が譲受人に対して主張することができる抗弁を、譲渡の通知を受領するまでに譲渡人に対して生じたものに限定する立法例があるが（日本改正法468条1項、中国契約法82条など）、ユニドロワ国際商事契約原則にはそのような時的制限が存在しない。したがって、譲渡人から請求された場合に主張しえた抗弁である限り、譲渡通知後に生じたものであったとしても、債務者はこれをもって譲受人に主張することができる。

第4に、債務者は、譲渡の通知を受領した時点までに譲渡人に対して行使しえた相殺の権利を譲受人に対して行使することができる（9.1.13条2項）。「譲渡の通知を受領した時点までに譲渡人に対して行使しえた」といえるためには、8.1条に規定する「相殺の要件」が満たさなければならない<sup>244</sup>。つまり、債務者が譲渡通知を受領する時点までに債務者が譲渡人に対して取得する反対債権の弁済期は到来しなければならない。換言すれば、債務者による相殺の抗弁が禁止されるのは、譲渡通知の受領の時点までに反対債権が発生が発生していなかった場面と、反対債権の弁済期がその時点で到来していなかった場面である。

なお、国際的に債務者の反対債権が譲渡された債権と密接に関連する場合においては、上記のような時的制限を捨象して債務者の相殺利益を広く保護しようとする立法例が見られるが（国連国際債権譲渡条約18条1項、ヨーロッパ契約法原則III11:307条2項(b)号、共通参照草案5:116条3項(b)号、フランス民法1324条2項、日本改正法469条2項）、ユニドロワ国際商事契約原則には、牽連関係を有する債権間の相殺を規律するための規定が存在しない。

第5に、債権者の交代に伴う不利益から債務者を保護する伝統的な方法は、譲渡制限特約である<sup>245</sup>。譲渡制限特約の効力について、ユニドロワ国際商事契約原則は、金銭債権の譲渡の譲渡と、非金銭債権の譲渡とを区別している。すなわち、金銭債権が譲渡された場合において、特約に違反する債権譲渡が完全に有効とされる一方、特約に違反する非金銭債権の譲渡がその効力を生じないとしている（9.1.9条）<sup>246</sup>。詳しくは、第2款で検討することにする。

### 第3項 小括

<sup>243</sup> 内田・前掲注237) 75頁。

<sup>244</sup> 私法統一国際協会・前掲注236) 218頁。

<sup>245</sup> Wolfgang Wiegand, Corinne Zellweger-Gutknecht, *supra* 240, at 35.

<sup>246</sup> ただし、譲受人が非金銭債権を譲り受けた時に特約の存在を知らず、かつ知っているべきでもなかった場合には、譲渡が有効となる（9.1.9条2項ただし書）。

先に確認したようにユニドロワ国際商事契約原則においては、債権譲渡の過程に関与することができない債務者を保護するために詳細な債務者保護規定が設けられている。譲渡制限特約は、そのような規定の1つである。譲渡制限特約に関しては、債権の種類に応じて典型的に特約の効力を規律するとのアプローチが採用されている。つまり、金銭債権一般について、譲渡制限特約を第三者に対抗することができないとするのに対して、非金銭債権については、特約に違反して行われた譲渡を無効としている。また、債務者の相殺の権利について、相殺の抗弁を主張できる要件を制限的に考える立場が採用されている。そこで、このような譲渡制限特約の効力を一定の種類の債権について認めないとしつつ、相殺の抗弁を制限する立法例において債務者の相殺利益がどの形で保護されているかについて検討を要する。

## 第2款 譲渡制限特約の効力

譲渡制限特約の効力について、ユニドロワ国際商事契約原則は、金銭債権の譲渡と非金銭債権の譲渡とを区別している。具体的に、9.1.9条1項は、「金銭の支払に対する権利の譲渡は、譲渡を制限し又は禁ずる譲渡人と債務者間の合意にかかわらず効力を有する。この場合において、譲渡人の債務者に対する契約違反の責任が生ずることは妨げられない。」と定めている<sup>247</sup>。これによって、譲渡制限特約は、当事者間で効力を有するとどまり、譲受人に対して一切対抗することができなくなる。同様な規律は、ヨーロッパ契約法原則Ⅲ11:301条1項(c)号にも見られる<sup>248</sup>。ただし、金銭債権一般について譲渡制限特約の第三者効を否定する点は、ユニドロワ国際商事契約原則の特色である。ここで注意すべきは、ユニドロワ国際商事契約原則の規律対象は、「国際」および「商事」契約に限定されるので、「消費者取引」は同原則の射程に入らないという点である<sup>249</sup>。これに対して、ヨーロッパ契約法原則は、純粋に国内的な取引や商人と消費者間の取引を含むあらゆる種類の契約に適用される<sup>250</sup>。つまり、ヨーロッパ契約法原則は、当事者が同じ交渉力を持たない消費者取引をも規律対象としている<sup>251</sup>。要するに譲渡制限特約の効力を考察する際に、譲渡制限特約の効力と債権の発生原因との相関関係が看過されない論点である。

同条2項は、非金銭債権の譲渡については、「金銭債権の支払以外の給付を求める権利の譲渡は、それが譲渡を制限し又は禁ずる譲渡人と債務者間の合意に反するときは、効力を生じない。ただし、譲渡の時において譲受人が合意を知らず、かつ知っているべきでもなかったときは、譲渡は有効である。この場合において、譲渡人の債務者に対する契約

<sup>247</sup> 私法統一国際協会・前掲注236) 213頁。

<sup>248</sup> ヨーロッパ契約法原則は、原則として譲渡制限特約の第三者効を認めるが、将来の金銭債権について適用除外ルールを定めている(11:307条)。UNIDROIT 2002 Study L-Misc.24, para.173, p24.

<sup>249</sup> 「……本原則の規律対象からいわゆる『消費者取引』を除外する……」という。私法統一国際協会・前掲注236) 2頁。

<sup>250</sup> Michael Joachim Bonell, Roberta Peleggi, UNIDROIT Principles of International Commercial Contracts and Principles of European Contract Law: a Synoptical Table, 9 Unif. L. Rev. n.s, 322(2004).

<sup>251</sup> Michael Joachim Bonell, Roberta Peleggi, supra 250, at 323.

違反の責任が生ずることは妨げられない。」と定めている<sup>252</sup>。ここでは、譲受人の主観態様を基準として譲渡制限特約の第三者への対抗の可否を決めている。すなわち、譲受人が善意又は無過失であれば、譲渡制限特約に違反する債権譲渡は有効とされる。これに対して、譲受人が悪意又は過失であれば、譲渡制限特約に違反する債権譲渡は無効とされる。ここでの問題は、「譲渡制限特約に違反する譲渡の無効」を誰が主張できるかにある。このような問題について、9.1.9条の立法過程において議論されていない。しかし、9.1.9条の立案担当者である Fontanel は、譲渡制限特約の目的について次のように述べた。すなわち、譲渡制限特約の目的は、債権者の交代を好まない債務者を保護することにある<sup>253</sup>。このように譲渡制限特約は債務者を保護するための手段であるとする、特約を主張できるのは債務者に限定してよいはずである。国際的に譲渡制限特約の効力について相対無効説の基本的な考え方を明文化する立法例としては、ヨーロッパ契約法原則は挙げられる。ヨーロッパ契約法原則Ⅲ11:307条1項は、債権の譲渡は、譲渡制限特約に違反する場合は、債務者に対して効力を有しないと定めている<sup>254</sup>。また、ドイツでは、「金銭債権では債権的効力説が、それ以外の債権では相対無効説が妥当である」とする学説もある<sup>255</sup>。ユニドロワ国際商事契約原則のもとでも、譲渡制限特約の主張権者を債務者に限定することは解釈論としてあり得るといえるだろう。

上述したようにユニドロワ国際商事契約原則は、譲渡制限特約の効力に関して債権の種類に応じて異なる考え方を採用している。しかし、当初、Fontanel による提案（1999年10月）において金銭債権の譲渡と非金銭債権の譲渡は区別されていない。1999年の提案は、譲渡制限特約の効力につき次のように規定する。すなわち、「権利の譲渡は、譲渡を禁止し、又は制限する譲渡人と債務者間の合意にかかわらず効力を有する。この場合において、譲渡人の債務者に対する契約違反の責任が生ずることは妨げられない。」<sup>256</sup>。これは、譲渡制限特約は当事者間で効力を有することとどまり、譲受人の主観態様を問わず譲受人に対して効力を有しないものとするを提案するものである<sup>257</sup>。1999年以降のFontanel による提案は、金銭債権の譲渡と非金銭債権の譲渡とを区別するアプローチを採用した<sup>258</sup>。すなわち、金銭債権の譲渡については、1999年の提案の基本的な考え方を採用するのに対して、非金銭債権の譲渡については、譲受人の主観態様を基準にして譲渡制限特約の第三者効を決める考え方を採用している。それでは、いかなる理由で類型的なア

<sup>252</sup> 私法統一国際協会・前掲注 236) 213 頁。

<sup>253</sup> UNIDROIT 2000 Study L-Misc.22, para.503, p60.

<sup>254</sup> ヨーロッパ契約法原則の第 11 章は、金銭債権のみならず非金銭債権の譲渡を規律対象とするので（11:101 条 1 項）、同原則 11:307 条は非金銭債権の譲渡にも適用される。

<sup>255</sup> 石田・前掲注 18) 214 頁。

<sup>256</sup> UNIDROIT 1999 Study L-Doc.65, pp3-4.

<sup>257</sup> ここで注意すべきは、このような条文案が金銭債権の譲渡のみを想定していたということである。そして、「権利の譲渡」の定義に関する 1.1 条は、「権利の譲渡」の定義を金銭債権の譲渡に限定しているのである。UNIDROIT 1999 Study L-Doc.65, p2.

<sup>258</sup> UNIDROIT 2000 Study L-WP.3, p13. UNIDROIT 2001 Study L-Doc.69, p11. UNIDROIT 2001 Study L-Doc.69, p11. UNIDROIT 2000 Study L-WP.7, p8 .

アプローチは明文化されたのだろうか。

このような問題について、公式注釈は、「第 1 項は、金銭債権の譲渡について資金調達  
の必要性を優先する立場を採用した……非金銭債権の譲渡については、金銭債権が有する  
ような資金調達との関係がないので、第 2 項が定める別の解決策が正当である……」と説  
明している<sup>259</sup>。9.1.9 条 1 項の背後に、債権譲渡による資金調達の円滑化を目指すとの立  
法政策がある。立法過程において譲渡制限特約の効力をめぐって展開された議論の背後に  
もこのよう立法政策がみられる。例えば、「資金調達の手段としての債権譲渡の重要性に  
対する認識が高まっており、このような特約の効力を制限する傾向がある。譲受人にして  
みれば、譲渡を禁止する特約の存在を調査することは非常に困難である」との考え方があ  
った<sup>260</sup>。また、「債務者と債権者との関係のみを考慮する考え方に懸念を示してマクロ経  
済的な視点も考慮に入れなければならないとし、この観点から提案された規定は、信用の  
コストを削減することできる。これは、債権者だけでなく債務者にも役立つ」との考え方  
もみられた<sup>261</sup>。債務者の利益の保護という観点からは、金銭債権について譲渡制限特約の  
第三者効を否定する立場を採用すると、債務者の利益保護が後退することになる。これま  
で譲渡制限特約によって確保されてきた債務者の利益は保護されなくなる可能性がある。

公式注釈には、次のような設例が掲載されている。すなわち、「X 社は A 社に対して  
50 万ユーロの債務を負っていたが、その弁済期には、その債務の一部を、X 社が A 社に  
対して有する 20 万ユーロの反対債権と相殺することができるはずであった。XA 間の契約  
には譲渡禁止特約が存在していたが、それにもかかわらず、A 社は X に対する債権を B 社  
に譲渡してしまった。このとき、X 社は A 社から 20 万ユーロを回収するために別途の手  
続をとらなければならなくなったことによる追加費用の賠償を求めることができる。」<sup>262</sup>。  
この設例において、反対債権の弁済期が譲渡の通知を受領するまでに到来していなければ、  
債務者はこの債権による相殺をもって譲受人に対抗することができない (9.1.13 条 2 項)。  
このような事態に備えた債務者は、「譲渡禁止特約に加えて、相殺適状を発生させるため  
の特約も A との契約に盛り込む」ことによって「結果的に相殺を B に対抗できる地位を  
得る」可能性がある<sup>263</sup>。しかし、これに対して債務者の反対債権が譲渡通知後に発生する  
ものである場合には、このような特約が付されたとしても起動する可能性がないはずであ  
る。なぜならば、譲渡通知前にまだ発生していない反対債権と譲渡された債権が譲渡通知  
より前の時点で相殺適状になることは観念することができないからである。

他方、金銭債権につき譲渡制限特約の第三者効を否定する立場を採用したとしても、そ  
の論理は非金銭債権につき同様に妥当されるわけではない。非金銭債権の譲渡について、  
公式注釈において次のような設例が掲載されている。すなわち、「X 社は、ある技術プロ

<sup>259</sup> 私法統一国際協会・前掲注 236) 214 頁。

<sup>260</sup> UNIDROIT 2000 Study L-Misc.22, para.503, p60.

<sup>261</sup> UNIDROIT 2000 Study L-Misc.22, para.512, p62.

<sup>262</sup> 私法統一国際協会・前掲注 236) 214 頁。

<sup>263</sup> 内田・前掲注 237) 74 頁。

セスに対して X が一定期間中に開発して加えるすべての改良を A 社に知らせることを、A 社と合意した。その契約においては、X 社に対する A 社の権利は譲渡できない旨が定められていた。しかし A 社は、もやはその技術が不要となったので、その権利を B 社に譲渡した。しかし、そのような効力を有さず、X 社が B 社の債権者になることはない。この場合、B 社は A 社に対して第 9.1.15 条 (b) に基づく請求をすることができる。」<sup>264</sup>。この設例において、譲渡制限特約に違反する債権譲渡が無効とされるため、履行の相手方を譲渡人に固定したいという債務者の利益が保護されることになる。しかしながら、譲受人が譲渡制限特約につき善意・無過失であった場合には、結論が逆転する (9.1.9 条 2 項ただし書)。実際的な見地から、債務者が譲渡人との契約で非金銭債権の譲渡を制限し又は禁止する旨の意思表示を行ったにもかかわらず債務者に新債権者に対して履行するように強要するのは正当化できないことを理由として、譲受人の主観態様を問わず譲渡制限特約の第三者効を貫徹すべきであるとの考え方がみられた<sup>265</sup>。

### 第 3 款 債務者の抗弁と相殺権

#### 第 1 項 債務者の抗弁

債権譲渡の場合に、債務者は譲渡人に対して主張することができる抗弁のうち何を譲受人に主張することができるのか。一部の法域では、譲渡の効力が債務者との関係で生ずる時点 (譲渡通知の時点) までに譲渡人に生じた事由のみを譲受人に対抗することができる。このようなアプローチは、当初 Fontaine による提案 (1999 年 10 月) によって採用されたものである。すなわち、「債務者は、譲渡の通知を受領するまでに譲渡人に対して主張することができたすべての譲渡人との契約から生じる抗弁を、譲受人に対して主張することができる。」 (1.8 条 1 項)<sup>266</sup>。

作業部会では、上記のようなアプローチに対して否定的な見解が多数を占めた。まず、作業部会で検討の対象とされていた例を確認しておこう。すなわち、「建築請負契約の履行開始時にこの契約から発生する請負報酬請求権が譲渡され、その後工事の質に関する争いが絶えない」という事例である<sup>267</sup>。工事の質について債務者 (注文者) と譲渡人 (請負人) との間に争いを生じた場合にも、債務者に譲受人に対して弁済する義務を負わせることは受け入れられないだろう<sup>268</sup>。実務では、債務者はこのような争いを避けるために、請負契約に譲渡制限特約を記載することが多い。しかし、Fontaine による提案のもとでは、譲渡制限特約が第三者との関係で効力を有しないので、債務者は特約をもって譲受人に主張することができない。このような状況の中で、作業部会では債務者の抗弁の範囲を拡張すべきであるとする考え方が生まれた。そして、比較法として国際ファクタリング条約

<sup>264</sup> 私法統一国際協会・前掲注 236) 214-215 頁。

<sup>265</sup> Wolfgang Wiegand, Corinne Zellweger-Gutknecht, supra 240, at 36.

<sup>266</sup> UNIDROIT 2000 Study L-WP.3, p20. UNIDROIT 1999 Study L-Doc.65, p8.

<sup>267</sup> UNIDROIT 2000 Study L-Misc.22, para.787, pp96.

<sup>268</sup> UNIDROIT 2000 Study L-Misc.22, para.787, pp96.

20 条 1 項、Goode 草案 12:304 条 1 項が引用されている<sup>269</sup>。具体的に、前者は「ファクタ一の債務者に対する物品の売買契約から発生する債権の支払いに関する請求について、債務者は、この契約から生じるすべての抗弁であって、供給者から請求されたときに主張し得るものを主張することができる。」と定めるのに対して、後者は「債務者は、譲渡人に対して主張することができたすべての実体上又は手続上の抗弁を譲受人に対して主張することができる。」と定めている。作業部会には、債務者は譲渡人に対して主張し得る抗弁をすべて譲受人に主張することができるという見解が多数を占めた<sup>270</sup>。

1999 年以降の提案<sup>271</sup>には、そのような時的制限が存在せず、結局、9.1.13 条 1 項では、債務者は譲渡人から請求された場合に主張しえたすべての抗弁を譲受人に対して主張することができることとされる。債務者は、具体的にいかなる抗弁を譲受人に対抗することができるのか。公式注釈には、次のような設例が掲げられている。すなわち、「ソフトウェア会社 A は、顧客 X に対し、年末までに新しい会計ソフトをインストールする契約をし、X はソフトの設定完了の 1 カ月後に代金を支払う旨約した。A 社はこの代金債権を直ちに B 銀行に譲渡した。弁済期において、B 銀行が X に代金債権の弁済を求めたところ、X は、A 社がインストールした新しいソフトが正常に機能せず、経理部が混乱をきたしている旨説明した。X は、この致命的状況が解消されるまで、支払を拒んだ。X の B 銀行に対するこの抗弁の主張は正当であり、B 銀行は A 社に対して第 9.1.15 条 (d) に基づく請求をすることができる。」<sup>272</sup>。この設例において、債務者により主張された契約不適合を理由とする履行拒絶は、契約に内在する抗弁であり、譲受人がこの抗弁に服することになる。

ところで、債務者は、譲渡された債権を発生させる契約と密接に牽連する他の契約に基づいて譲渡人に対して生じた抗弁をもって譲受人に対抗することができるのか。Fontaine の説明では、9.1.13 条 1 項の言葉遣いは、国際ファクタリング条約 9 条 1 項から実質的に取られたものである<sup>273</sup>。ただし、債務者が譲受人に対抗できる抗弁を譲渡された債権を発生させる契約に基づいて生じたものに限定しないという点は、ユニドロワ国際商事契約原則の特色である。立法過程において、国際ファクタリング条約 9 条 1 項を参照することを前提にして「契約」に関する言葉を削除すべきであるとする意見がされた<sup>274</sup>。この文脈では、譲渡された債権を発生させる契約と密接に牽連する他の契約に基づいて生じた抗弁で

<sup>269</sup> UNIDROIT 2000 Study L-Misc.22, para.784, pp95-96.

<sup>270</sup> UNIDROIT 2000 Study L-Misc.22, para.792-800, pp97-98. それにもかかわらず、1999 年の提案の基本的な立場に賛意を示す一方、譲渡通知の時点で抗弁事由の発生基礎が存在していれば債務者による抗弁の主張が認められるとする見解があった。「契約から発生する債権が譲渡された場合において、譲渡人の債務が譲渡通知の後に不能になったとしても、債務者は、契約を解除する権利が譲渡通知の時点で既に存在しているため、契約を解除することができる。」という。1999 年の提案の意義は次のような点にある。すなわち、譲渡通知の後に債務者と譲渡人との間で債務を免除する旨の合意がされても、債務者はこれをもって譲受人に対して主張することができない。UNIDROIT 2000 Study L-Misc.22, para.794, p97.

<sup>271</sup> UNIDROIT 2000 Study L-WP.3, P19. UNIDROIT 2001 Study L-Doc.69, p17. UNIDROIT 2001 Study L-WP.7, P14. UNIDROIT 2003 Study L-Doc.92, p15.

<sup>272</sup> 私法統一国際協会・前掲注 236) 218 頁。

<sup>273</sup> UNIDROIT 2000 Study L-Misc.22, para.285, p34.

<sup>274</sup> UNIDROIT 2000 Study L-Misc.22, para.800, p98.



あっても、債務者がこれをもって譲受人に対抗することができるという考え方があり得るだろう。ユニドロワ国際商事契約原則は、9.1.9条1項において譲渡制限特約の第三者効を認めない代償として、9.1.13条1項において債務者の抗弁を広く認めることによって債務者の利益を確保しているのである<sup>275</sup>。

## 第2項 債務者の相殺権

国際的に、債務者がその譲渡人に対して取得する反対債権と譲渡された債権とを相殺することができるかを決めるにあたっては、両債権が密接に牽連するかどうかは重要な意味を持っている。例えば、国連国際債権譲渡条約は、牽連性を有しない債権の相殺について、債務者が譲受人に主張することができる相殺権を譲渡通知の時点で譲渡人に対して主張することができたものに限定しており（18条1項）、牽連性を有する債権の相殺については、このような時的制限を加えていない（同条2項）。つまり、債務者の反対債権が原因契約又は同一の取引の一部である他の契約に基づくものである場合には、債務者が常にこの債権による相殺の抗弁を譲受人に対抗することができる。同様な規律は、ヨーロッパ契約法原則Ⅲ11:307条、共通参照草案5:116条、フランス民法1324条2項にも見られる。

ユニドロワ国際商事契約原則は、債務者の相殺権について国際債権譲渡18条2項を参考にして<sup>276</sup>、次のように規定する。すなわち、「債務者は、譲渡の通知を受領した時点までに譲渡人に対して行使することができた相殺権を譲受人に対して行使することができる。」（9.1.13条2項）<sup>277</sup>。債務者は、その譲渡人に対して取得する反対債権と譲渡された債権とを相殺することができるかを判断するにあたっては、反対債権の弁済期が譲渡通知の時点までに到来するかどうかが決定的である。その時点で反対債権の弁済期が到来しない場合に、債務者はこの債権による相殺の抗弁をもって譲受人に対抗することができない。この規律は、国際債権譲渡18条2項と一致している。その論理としては、譲渡の事実を通知された債務者は、新しい状況を認識したため、相互性の要件を無視して債務者による相殺の抗弁を認める必要性が生じないということが挙げられる<sup>278</sup>。牽連性を有しない債権について相殺抗弁の範囲を制限的に解したとしても、その論理は、牽連性を有する債権について同様に妥当させるべきかは疑わしい。先に確認したように、国連国際債権譲渡条約のもとでは、債務者が譲渡人に対して取得する反対債権は、譲渡された債権を発生さ

<sup>275</sup> UNIDROIT 2001 Study L-Doc.69, p19.

<sup>276</sup> UNIDROIT 2002 Study L-Misc.24, para.208-209, p28.

<sup>277</sup> ユニドロワ国際商事契約原則9.1.13条2項は、制限説に対応する。立法過程において、債務者の相殺の抗弁をさらに制限する条文案が提示された。すなわち、「債務者は、譲渡通知を受領した時点で債務者と譲渡人との間の通知によって既に行使された相殺の権利を譲受人に対して主張することができる」（1.13条2項）。UNIDROIT 2002 Study L-Doc.74, p15. 譲渡通知の時点までに債務者と譲渡人との間で相殺の通知がされていない場合に、債務者は譲受人に対して相殺の権利を行使することができない。作業部会では、この条文案に対して否定的な意見が多数を占めた。UNIDROIT 2002 Study L-Misc.24, para.192-209, pp26-28.

<sup>278</sup> Klaus Peter Berger, set-off, UNIDROIT principles: new developments and applications, 29(2005).

せる原因契約又は同一の取引の一部である他の契約から発生するものである場合には、譲受人は、それらの債権による相殺の抗弁に服することになる。ユニドロワ国際商事契約原則 9.1.13 条 2 項は、牽連性を有しない債権の相殺を想定して設けられたものであるが、牽連性を有する債権の相殺については何も言及していない。9.1.13 条の立法過程において、「譲渡された債権と密接に牽連する債権」による相殺については規定を置く必要があるかどうかは論点として取り上げられた<sup>279</sup>。しかし、これに対して「譲渡された債権と密接に牽連する債権」が具体的にいかなる場合を意味するかは、不明確であるとの指摘がなされた<sup>280</sup>。このような指摘を受けて牽連性を有する債権の相殺が明文化されなかった。それでは、牽連性を有する債権の相殺がユニドロワ国際商事契約原則のもとでどのような形で保護されているのか。

債務者が上記のような相殺の利益を確保するために、予め譲渡人との契約に譲渡制限特約を記載すべきであるという考え方があり得るが、ユニドロワ国際商事契約原則は、金銭債権については、譲渡制限特約を譲受人に対抗することができないとしている。つまり、金銭債権の債務者は、譲渡制限特約によって相殺可能な領域を創出することができない。債権譲渡による資金調達の要請との関係で債務者の利益保護が後退すべきであるとしても、牽連性を有する債権による相殺の抗弁を譲受人に対抗することができるように手当てしておく必要がある。Fontaine の説明によると、作業部会は債権譲渡に関する規定を設ける際に、「債務者の抗弁」(9.1.13 条 1 項)と「譲渡制限特約」(9.1.9 条 1 項)の調和を図っていた<sup>281</sup>。9.1.9 条 1 項は、債務者の利益より資金調達の必要性を優先する立場を採用するのに対して、9.1.13 条 1 項は、債務者の利益を保護するために抗弁の範囲を広く認めている。結局、ユニドロワ国際商事契約原則は、譲渡制限特約に違反する譲渡を完全に有効とする一方、債務者が譲渡人に対して生じた抗弁をすべて譲受人に主張することができるという方法により対立する利益のバランスを図っている。この文脈では、牽連性を有する債権による相殺の抗弁は、9.1.13 条 1 項によって認められるといえるだろう。

#### 第 4 款 考察

ユニドロワ国際商事契約原則は、金銭債権については、第三者の主観態様を問わず譲渡制限特約の第三者効を否定する一方(9.1.9 条 1 項)、非金銭債権については、第三者の主観態様を基準として譲渡制限特約の第三者への対抗の可否を分ける方法(同条 2 項)により、対立する利益のバランスを図っているのである。金銭債権に関しては、弁済の相手方を譲渡人に固定したいという債務者の利益より、債権譲渡による資金調達の必要性を優先する立場を採用した。債権譲渡による資金調達の要請との関係では債務者の保護が後退することになる。

<sup>279</sup> UNIDROIT 2003 Study L-Misc.25, para.211, p23.

<sup>280</sup> UNIDROIT 2003 Study L-Misc.25, para.211, p23.

<sup>281</sup> UNIDROIT 2001 Study L-Doc.69, p19.

このように金銭債権については譲渡制限特約を第三者に対抗できないとする規定は、ヨーロッパ契約法原則Ⅲ11:301条1項(c)号、共通参照枠草案5:108条3項(c)号にもある。ただし、金銭債権全般については譲渡制限特約の第三者に対する効力を否定するのは、ユニドロワ国際商事契約原則の特色である。なお、ヨーロッパ契約法原則と共通参照枠草案はいずれも原則として譲渡制限特約の第三者に対する効力を認めている。ヨーロッパ契約法原則Ⅲ11:301条1項では、譲渡制限特約に違反する債権譲渡は債務者との関係で無効とされるのに対して、共通参照枠草案5:108条2項では、譲渡制限特約に違反する債権譲渡は常に有効であるが、債務者は、譲渡人に対して履行することにより、その債務を免れるとされるとともに、譲渡人に対して取得する債権を自働債権として譲渡された債権と相殺することができる。ヨーロッパ契約法原則又は共通参照枠草案が、純粋に国内的な取引や商人と消費者間の取引を含むあらゆる種類の契約に適用されるということとを考慮すると、債権の流動化を確保するために商取引から発生する金銭債権について譲渡制限特約の第三者に対する効力を否定的に解したとしても、消費者取引から発生する金銭債権のように譲渡制限特約の第三者に対する効力を認める必要があるといえるだろう。

他方、金銭債権の譲渡による資金調達の要請との関係では債務者の保護が後退すべからずであるとしても、これまで譲渡制限特約によって確保されてきた債務者の相殺の利益が、引き続き保護されるように手当てしておく必要がある。ヨーロッパ契約法原則又は共通参照枠草案は、一定の類型の金銭債権について譲渡制限特約の第三者に対する効力を認めない代償として、牽連性を有する債権の相殺に関する規定を置き、債務者の相殺の利益を保護しているのである。ユニドロワ国際商事契約原則には、そのような規定が存在しないが、牽連性を有する債権の相殺の抗弁は、同原則9.1.13条1項(債務者の抗弁)により保護されているのである。つまり、債務者の牽連性を有する債権による相殺の抗弁は、譲渡された債権に内在する抗弁であるため、譲受人はこの抗弁に服する。

## 第7節 共通参照枠草案の考察

### 第1款 概観

#### 第1項 債権譲渡のメカニズム

共通参照枠草案では、債務者への通知又は債務者の承諾を必要とせず、債権が有効に譲渡することができる(5:104条4項、5:113条)<sup>282</sup>。債権が有効に譲渡された後に、譲渡人はもはや債権者ではないため、譲渡人と債務者との間で譲渡された債権につき債務の猶予、債務の免除などの合意がされたとしても、これを譲受人に対抗することができない。債務者への通知を債務者対抗要件とする日本法、又は債務者への通知を譲渡効力発生要件とする中国法に比べて、債権者の交代に伴う不利益から債務者を保護するための準則が不

<sup>282</sup> 共通参照枠草案の翻訳として、クリスティアン・フォン・パールほか編(窪田充見ほか監訳)『ヨーロッパ私法の原則・定義・モデル準則——共通参照枠草案(DCFR)』(法律文化社、2013年)があり、参照した。

可欠となる。共通参照枠草案は、「債務者の保護」に関する規定を置き、債務者の利益を保護しているのである（詳しくは第2項参照）。

また、譲渡人が同一の債権につき二重に譲渡されたとしても、第二譲受人は譲渡によって何らかの権利を取得することができない<sup>283</sup>。ただし、譲渡人による二番目の譲渡は常に完全に無効であるというわけではなく、一定の場合に最初の譲渡よりも優先する場面がある。例えば、同一の債権が譲渡人によって多重に譲渡された場合において、第二譲受人が当該債権を譲り受けた時に、第一譲渡を知らないときは、最初に譲渡の事実を債務者に通知した第二譲受人が優先する（5:121条1項）。これは無権利の法理（*nemo dat principle*）という原則の例外であり、二重譲渡について *first-to-notify rule* を採用することを前提に設けられたものである。その理由としては、次の①②が挙げられる<sup>284</sup>。すなわち、①「誠実に譲渡を通知することは、誠実に所有物を取得することに最も近いことであり、これは、有体動産が譲渡された場合につき優先権を取得する方法として認められている。また、債権を譲り受けようとする譲受人は、債務者が先に譲渡の通知を受け取ったかどうかということについて債務者に照会することができる」。②「最初の譲受人が譲渡の通知を行わなかった場合には、第二譲受人は、先に行われた譲渡が存在しないと仮定することができる。ただし、第二譲受人がその他の方法で先に行われた譲渡の存在を知り、又は知るべきであるときは、この限りではない（例えば、第一譲渡が登記された場合）」。

なお、債務者が最初に譲渡の通知を行った第二譲受人に弁済した場合には、有効な弁済とされる（5:121条2項）。債務者は、競合する譲渡の存在、又は最初に譲渡の通知を行った譲受人が、先に行われた譲渡の存在を知り若しくは知るべきであるということを認識した場合においても、最初に譲渡の通知を行った譲受人に弁済したときは、有効な弁済とされる。なぜならば、債務者が譲受人と称する者の誠実さを調査することは期待できないからである<sup>285</sup>。ただし、最初に譲渡の通知を行った者（第二譲受人）が、先に行われた譲渡の存在を知り、又は知るべきである場合には、第一譲受人は、不当利得に基づいて第二譲受人に対して返還を請求することができる。つまり、第一譲受人や第二譲受人の相互間では不当利得返還による清算処理は必要となる。

## 第2項 債務者保護規定の内容

第1に、債務者が債権者でない者に弁済するおそれがあるので、過誤弁済のリスクから債務者を保護する必要がある。まず、債務者は、譲渡人又は譲受人から譲渡の通知を受け取っておらず、かつ、譲渡人がもはや弁済を受領する権限を有しないことを知らずに、譲

<sup>283</sup> 債権が債務の履行を担当するために譲渡された場合において、譲渡人にはさらに同一の債権を譲渡する権利を有するものの、最初の譲渡よりも優先されるような二番目の譲渡を行う権利がないという点で譲渡人の権利が制限されている。

<sup>284</sup> Christian Von Bar, Eric Clive edited, *Principles, Definitions and Model Rules of European Private Law Draft Common Frame of Reference (DCFR), Full Edition, Vol. 3, 1075-6(2009)*.

<sup>285</sup> *Id.* at 1075.

渡人に弁済した場合には、その弁済は有効とされる（5:119条1項）。ここで注意すべきは、「債務者は、債権が譲渡されたことを他の情報源から知っているという理由だけで、必ずしもこのような保護を失うわけではない」という点である<sup>286</sup>。というのは、「債権が譲渡されたことはまれではないが、譲渡人と譲受人の間で債権が譲渡されたことを債務者に通知せず、譲渡人が引き続き債務者による弁済を受領するとの合意がされる可能性がある」からである<sup>287</sup>。また、譲渡人が債権を譲渡したことを債務者に通知した場合には、譲受人とされる者が債権者でなくても、債務者は、その者に対して善意で、かつ、過失なく弁済すれば、債務関係から解放される（5:119条2項）。さらに、譲受人と称する者から受け取った譲渡の通知において譲受人とされる者が債権者でない場合でも、譲渡人が、譲受人とされる者に債権が譲渡されたとの信頼を債務者に生じさせ、その信頼が合理的であり、かつ、債務者に過失がないときは、債務者は、その者に対して弁済すれば、その弁済は有効とされる（5:119条3項）。

第2に、債権の譲渡によって弁済の費用が増加する可能性があるため、債務者を保護する必要性も出てくる。まず、債権の一部が譲渡された場合には、債務者はこれによって増加した費用を譲渡人に対して請求することができる（5:107条3項）。これと類似した規律は、ヨーロッパ契約法原則III11:103条にもある。しかし、このような規律があるだけで、債務者は適切に保護されない場面がある。例えば、「債権者が多数の一部譲渡を行い、その処理が、債務者の営業の混乱その他の耐えがたいほどの不便の原因となる場合がある」<sup>288</sup>。また、譲渡人が履行場所の変更により債務者に生じる増加費用についても、債務者に対して責任を負う（5:117条1項ただし書）。

第3に、債務者は、譲渡された債権に基づいて譲渡人に対して生じた実体上又は手続上の抗弁をすべて譲受人に主張することができる（5:116条）。これは、「譲受人が譲渡人以上の地位を取得することができない」という原則を採用することを前提に作成されたものである。つまり、譲受人が譲渡人から譲け受けた債権は、債務者が譲渡人に対して主張することができる抗弁に服する。仮に抗弁の基礎が譲渡通知後に生じたとしても、譲渡された債権に基づいて生じた抗弁である限り、債務者は、これをもって譲受人に主張することができる<sup>289</sup>。しかし、「債務者が、譲受人に対して、その抗弁が存在しないと信頼させた場合」、又は「その抗弁が、債権譲渡の禁止又は制限に対する譲渡人の違反を理由とするものである場合」には、債務者が、譲渡人に対して抗弁を主張することができない（5:116条2項）。前者は、信義誠実の原則（principle of good faith and fair dealing）の適用であるのに対して、後者は、譲渡制限特約に関する規律が間接的に排除されることを防ぐために設けられたものである<sup>290</sup>。債務者による履行の拒絶又は原因契約の取消の理由は、譲渡人

<sup>286</sup> Id. at 1068.

<sup>287</sup> Id. at 1068.

<sup>288</sup> Id. at 1032.

<sup>289</sup> Id. at 1057.

<sup>290</sup> Id. at 1058.

による譲渡制限特約の違反にすぎない場合であれば、債務者は、譲受人からの履行請求を拒絶し、又は根本違約（fundamental non-performance）を理由として原因契約を取り消すことができない<sup>291</sup>。

第4に、債務者は、譲渡人に対する債権について譲渡人に対して行使することができた相殺権をもって譲受人に主張することができる。具体的にいえば、債務者の反対債権が、「譲渡された債権について譲渡人に対して履行したのでは責任を免れることができなくなる時に存在していた債権」、又は「譲渡された債権と密接に関係する債権」である場合には、債務者の相殺期待が認められる（5:116条2項）。前者は、牽連性を有しない債権による相殺の可否を規律するものであるのに対して、後者は、牽連性を有する債権による相殺を保護する趣旨の規律である。債務者の反対債権が「譲渡された債権と密接に関係する債権」である場合には、その発生時期が譲渡通知後であっても、債務者は、この債権による相殺をもって譲受人に対抗することができる。それでは、「譲渡された債権と密接に関係する債権」とは、具体的にどのようなものを意味しているのか。つまり、「譲渡された債権と密接に関係する債権」の範囲を明らかにして検討する必要がある（詳しくは第2款第2項）。

第5に、継続性のある契約において、経済状況等の変化により譲渡された債権を発生させる契約を変更することが多いので、債務者の契約変更の機会を確保する必要がある。共通参照枠草案では、契約の変更が信義誠実に従って行われ、かつ譲受人が合理的にみてそれに反対できない性質のものであれば、譲渡通知後であったとしても、譲受人に対して効力を有するとされる（5:112条4項）。

第6に、債務者は、契約に債権の譲渡制限特約を付することにより、債権者を譲渡人に固定することができる。共通参照枠草案は、譲渡制限特約の効力について類型的なアプローチを採用しており、譲渡制限特約は原則として譲受人に対抗することができるが、一定の種類の債権について譲渡制限特約を譲受人に対抗することができないとされている（5:108条2項）。このようなアプローチを採用する立法例では、これまで譲渡制限特約によって保護されてきた債務者の利益がどのような形で保護されているのかを別途検討する必要がある。

### 第3項 小括

債権の譲渡について債務者への通知を必要しない通参照枠草案においては、債権が譲渡された途端に、譲受人は債務者に対しては譲渡を主張することができる。譲渡の事実を知らなかった債務者は債権者でない者に弁済する可能性があるため、過誤弁済のリスクから債務者を保護する必要性が出てくる。共通参照枠草案は、「債務者の保護」に関する規定（5:119条）を設けることによって債務者の利益保護をはかっているのである。債務者に

---

<sup>291</sup> Id. at 1058.

とっては、債務者への通知が法的な意義を有しないかもしれないが、債権が二重に譲渡された場合においては、債務者への通知に競合する譲受人間の優劣関係を決めるという意義が与えられている。つまり、最初に譲渡の事実を債務者に通知した譲受人が勝つ。

他方、共通参照枠草案は、債務者の相殺の利益を保護するために相殺の範囲を広く認めている。ただ、具体的にいかなる場合に相殺の抗弁が認められるのかを明らかにして検討必要がある。また、相殺の利益との関係でいうならば、譲渡制限特約は法定相殺と重要な関係を有しており、法定相殺では保護されず譲渡制限特約を締結することによって初めて確保される債務者の利益とは、具体的に何かという問題について検討を要する。逆に、共通参照枠草案は、一定の種類の債権について譲渡制限特約を譲受人に対抗することができないとしており、これまで譲渡制限特約によって保護されてきた債務者の相殺利益がどのような形で保護されているか、又は保護に値する利益とはいえるかも、検討を要する問題である。そこで次款でこれらの問題を検討するにしよう。

## 第2款 譲渡制限特約の効力

### 第1項 譲渡制限特約による抗弁の具体的内容

共通参照枠草案 5:108 条 1 項は、「契約による譲渡の禁止又は制限は、債権の譲渡性に影響を及ぼさない。」と定めている。これによって、当事者間では譲渡制限特約が付されていたとしても、特約に違反する債権譲渡が有効となり、債権が完全に譲受人に移転することになる。

他方、同草案 5:108 条 2 項は、譲渡制限特約による抗弁の具体的内容について、「債務者は、譲渡人に対して履行することができ、これにより債務を免れることができる」ことを明らかにするとともに、「債務者は、その債権が譲渡されなかったとき同様に、譲渡人に対する相殺権を有する」ことを明らかにする。これは、譲渡制限特約が専ら債務者の利益を保護するためのものであるという考え方を貫徹して、譲渡制限特約の主張権者を債務者に限定する旨の規定を定めるものである。これによって譲渡制限特約付債権が譲渡された場合には、債務者は、譲渡人に対して弁済すれば有効な弁済とされる。また、債務者は、譲渡人に対して取得した債権による相殺をもって譲受人に対抗することができる<sup>292</sup>。

ところが、共通参照枠草案は、その 5:116 条 3 項において債権譲渡における債務者の相殺権を認めており、5:108 条 2 項と 5:116 条 3 項との役割分担は問題となる。つまり、5:116 条 3 項により保護されず、譲渡制限特約を締結することにより初めて確保される債務者の相殺利益がどのような場面で問題とされるかについて検討を要する。5:108 条 2 項の公式注釈では、「債務者は、譲渡制限条項を付することに商取引上の十分な理由があるかもしれない」とされる<sup>293</sup>。具体的にいえば、「債権者との相互取引を継続することを期待する

<sup>292</sup> これに対して、債務者が譲渡人ではなく譲受人に弁済することを選択した場合には、5:116 条に規定する相殺権をもって譲受人に対抗することができる。

<sup>293</sup> Christian Von Bar, Eric Clive edited, *supra* 284, at 1034.

債務者は相殺権を確保することを望みんでいるが、譲渡通知後に発生した反対債権については、その相殺権は、遮断されてしまう<sup>294</sup>。ここで想定されていた取引の類型は双方向の取引であり、譲渡制限特約は、双方向の取引から発生する債権債務について相殺を可能にする。つまり、債務者は、譲渡制限特約を付することにより、譲渡の通知を受け取った後に反対債権を取得したとしても、相殺の利益を確保することができる。この点については、譲渡制限特約は、債務者が相殺可能な領域を創出することを可能にするためのものともみることができる。

譲渡制限特約の目的は、①相殺利益の確保に尽きるわけではなく、次のような目的も挙げられる<sup>295</sup>。すなわち、②自分が望まない第三者と取引関係を待つことを回避したいという点である。つまり、債務者は、譲渡人より峻厳かもしれない見ず知らずの債権者と取引することを望まないことがある。③過誤弁済の危険を防止したいということである。債務者は、譲渡の通知を見逃して旧債権者に弁済する可能性があるため、過誤弁済の危険から債務者を保護する必要性が出てくる。

## 第2項 譲渡制限特約を第三者に対抗できない場面

既に確認したように債務者は原則として譲渡制限特約による抗弁を譲受人に対して主張することができるが、次のような場合には、債務者の利益保護が後退することになる。すなわち、①「債務者が譲渡を承諾した場合」（5:108条2項(a)号）、②「債務者が、契約による禁止又は制限が存在しないとの合理的な理由による信頼を譲受人に生じさせた場合」（同項(b)号）、③「譲渡された債権が、物品又は役務の提供に対する支払を目的とする債権である場合」（同項(c)号）である。譲渡制限特約付債権が譲渡された場合でも、債務者は譲渡を承諾したときは、譲渡制限特約を譲受人に対抗することができなくなる。この規律は、譲渡制限特約が専ら債務者の利益を保護するための手段であるという観点から当然に導かれるものである。

上記①②の場合に対して、③は、取引債権 (trade receivables) について譲渡制限特約を譲受人に対抗することができないとする。すなわち、物品又は役務の提供に対する支払を目的とする債権が譲渡された場合において、譲受人からの譲渡通知を受け取った債務者は、譲受人に弁済しなければならない。ここで想定されていたのは、ファクタリング契約に基づいて供給者から「継続的に発生する将来債権」がファクターに譲渡された場合である<sup>296</sup>。公式評釈によると、「このような譲渡の類型においては、譲渡を制限する特約が存在しているかどうかを確認するために、何百にも及ぶかもしれない個々の契約を精査することは、とうてい期待できない」<sup>297</sup>。また、「通常そうであるように、契約がそのような条項を具体化しない標準約款による契約である場合でも、そのような契約の1つを調査する譲受人

<sup>294</sup> Id. at 1034.

<sup>295</sup> Id. at 1034.

<sup>296</sup> Id. at 903.

<sup>297</sup> Id. at 903.



は、譲渡人がある段階で通知なしに条項を変更しないことを確信できない」<sup>298</sup>。

なお、公式評釈では、比較法として、アメリカ統一商事法典 9-406 条、国際ファクタリング条約 6 条 1 項、国連国際債権譲渡条約 9 条が引用されている。国際的には、資金調達のために譲渡されることが想定される一定の類型の債権については、譲受人の主観態様を問わず譲渡制限特約の第三者効を認めないとする考え方が有力になっている。しかし、債務者の利益保護という観点からは、このような考え方を採用すると、債務者の保護が後退することになる。つまり、これまで譲渡制限特約によって確保されてきた債務者の相殺の利益が保護されなくなってしまう。もっとも、債務者が同草案 5:116 条に規定する抗弁及び相殺権を譲受人に対して主張することができるから、その相殺の利益は一定の範囲で保護されているといえよう。ここでの問題は、どのような場合に債務者による相殺の抗弁が認められるかということにある。そこで次款で債権譲渡における債務者の抗弁及び相殺権に関する規律を検討することにしよう。

### 第 3 款 債務者の抗弁と相殺権

#### 第 1 項 債務者の抗弁

債務者の抗弁について、共通参照草案 5:116 条 1 項は、「債務者は、譲渡された債権に基づく請求に対する実体上又は手続上の抗弁であって、譲渡人に対し主張することができるすべてのものを、譲受人に対して主張することができる。」と定めている。

本項の公式解釈では、次のような設例が挙げられている。すなわち、「S は商品を B に売却して引渡した後に、A に売主の権利を譲渡した。商品は売買契約に適合していなかった。A の B に対する請求について、B は、S から請求されたときに主張することができた抗弁を A に対して主張することができる。B は根本違約 (fundamental non-performance) を理由として売買契約を終了させることができ、又は A に対する代金の支払いを拒絶することができる。また、B は商品を保持して代金の減額を求めることができる。」<sup>299</sup>。日本改正法 468 条 1 項は、「債務者は、対抗要件具備時までに譲渡人に対して生じた事由をもって譲受人に対抗することができる」としているが、同草案 5:116 条 1 項はそのような時的限定がない。上記のケースに即してみれば、債務者の代金減額を求める権利は、売買契約自体の中に内在しているので、債務者の譲渡人に対して生じた抗弁の発生時期は、譲渡の通知を受け取った後であっても、債務者はこれをもって譲受人に主張することができる。

#### 第 2 項 債務者の相殺権

債務者の相殺権については、共通参照草案は、債務者の譲渡人に対して有する債権の性質によって異なる規律を設けている。すなわち、同草案は、その 5:116 条 3 項において

<sup>298</sup> Id. at 903.

<sup>299</sup> Id. at 1057.

「債務者は、次に掲げる譲渡人に対する債権について譲渡人に対して行使することができた相殺権を、譲受人に対して主張することができる。(a) 譲渡された債権について譲渡人に対して履行したのでは責任を免れることができなくなる時に存在していた債権、(b) 譲渡された債権と密接に関係する債権。」と定めている。

債務者の譲渡人に対して有する債権が譲渡された債権と密接に関係しないものである場合には、この債権による相殺の可否については、時的限定（反対債権の発生時期及び弁済期）が加えられている。まず、債務者の譲渡人に対する債権は、「譲渡された債権について譲渡人に対して履行したのでは責任を免れることができなくなる時」（例えば、債務者が譲渡の通知を受け取った時）に存在していたものでなければ、債務者はこの債権による相殺をもって譲受人に対抗することができない<sup>300</sup>。また、債務者の譲渡人に対して有する債権は、譲渡通知の時点で、弁済期が到来することが要件ではないが、債務者は、譲渡された債権を履行するよう求められる時点までに、その債権の弁済期が到来していることが要件とされている<sup>301</sup>。

他方、債務者の譲渡人に対して有する債権が譲渡された債権と密接に関係するものである場合には、上記のような時的限定が緩和される。具体的にいえば、債務者の譲渡人に対して有する債権が譲渡通知後に発生したものであったとしても、債務者はこの債権による相殺をもって譲受人に対抗することができる。そして、このことは、債務者の譲渡人に対して有する債権の弁済期のいかに問わない。つまり、債務者は譲渡された債権を履行するよう求められる時点までに、その債権の弁済期が到来しなくても、債務者による相殺の抗弁に影響を及ぼさない。ここでの問題は、「譲渡された債権と密接に関係する債権」の意義とは何かにある。公式評釈のもとでは、次のような設例が挙げられている。すなわち、「Sは、機械類を100万ユーロでBに売却し、支払いは、20ユーロずつ5年分割で行われるべきものとされた。別の契約で、Sは、5年間、その設備の保守点検を約定した。Sは、これらの契約に基づくSの権利すべてをAに譲渡した。賦払金の支払いがないためその支払いを求めるAの請求において、Bは、Sの役務提供契約違反により生じた損失について損害賠償を請求する反対債権をもって相殺することができる。」<sup>302</sup>。日本改正法469条2項2号は、債務者は「譲受人の取得した債権の発生原因である契約に基づいて生じた債権」による相殺をもって譲受人に対抗することができるとしているが、同草案5:116条3項にはそのような限定が見られない。譲渡された債権と債務者の譲渡人に対して有する債権の発生原因が異なる契約であったとしても、両者は密接に関係する場合には、相殺が認められる。

#### 第4款 考察

##### 第1項 手続的制限と譲渡制限特約の機能

<sup>300</sup> Id. at 1059.

<sup>301</sup> Id. at 1059.

<sup>302</sup> Id. at 1059.

共通参照草案における債権譲渡に関する規律の背後には、効率性の原理が見られる<sup>303</sup>。債権譲渡の基本的な要件について、同草案は、「債務者に対する通知及び債務者の承諾」を必要としない（5:104 条 4 項）。日本法は、「債務者に対する通知及び債務者の承諾」を債務者対抗要件としているが、同草案は、このような対抗要件制度を採用せず、方式要件を最小限にとどめようとしている。しかし、譲渡された債権の債務者は、自身のために方式要件を欲するのであれば、同草案 5:108 条によって契約に譲渡譲渡制限特約を記載すればよい<sup>304</sup>。このようにして、同草案においては「債務者に対する通知及び債務者の承諾」を条件に債権譲渡を有効とする譲渡制限特約は、対抗要件制度の欠如をカバーするための機能を有している<sup>305</sup>。

## 第 2 項 取引債権の特殊性と譲渡制限特約の効力

既に確認したように共通参照草案のもとでは、譲渡制限特約は、債権の譲渡性に影響を及ぼさいとされるようになった（5:108 条 1 項）。同時に債務者は、譲受人に対して譲渡制限特約の効力に基づいて一定の制約を及ぼすことができる。すなわち、債務者は、譲渡人に弁済すれば債務関係から解放される（5:108 条 2 項（a）号）。また、債務者は、譲渡人に対する債権を自働債権として譲渡された債権と相殺することができる（同条 2 項 b 号）。同案 5:108 条 1-2 項は、日本改正法 466 条 2-3 項と同じ構造を持っている。ただし、日本改正法のもとで、債務者は譲渡制限特約を善意又は無重過失の譲受人に対抗することができないとされるのに対して、同草案は、譲受人の主観態様の如何を問わない。

他方、同草案 5:108 条 3 項（c）号は、物品又は役務の提供契約である原因契約から発生する債権（取引債権）について、譲渡制限特約の第三者効を否定するという立場を採用した。このような規律は、「物品その他の財産の自由な流通を支えることによって全体的な効率を促進」するために作成されたものである。その背後には、効率性の原理が見られる<sup>306</sup>。つまり、譲渡制限特約が付されている債権を譲渡することを可能にすることによって、債権の流動化を促し、経済的厚生を増大させる。

取引債権については、上記のような立場を採用すると、債務者の利益保護が後退することになる。これまで譲渡制限特約に確保されてきた債務者の利益（相殺の利益など）が失ってしまう。同草案は、譲渡制限特約の第三者効を認めない代償として、債権譲渡における債務者の相殺権に関する規定を置き、相殺の利益を保護しているのである。このようなアプローチを採用する立法例としては、ヨーロッパ契約法原則 III 11:301 条 1 項（c）号及び 11:307 条 2 項、国際債権譲渡 9 条及び 18 条が挙げられる。つまり、債務者の反対債権

<sup>303</sup> クリスティアン・フォン・パールほか・前掲注 282) 6 頁以下。

<sup>304</sup> 「取引の当事者が自身のために書面その他の方式要件を欲するのであれば、そのように取り決めればよい」という。クリスティアン・フォン・パールほか・前掲注 282) 76 頁。

<sup>305</sup> 「ドイツにおいては、債務者への通知・承諾に譲渡の効力を係らしめる譲渡制限特約が対抗要件制度の欠如をカバーする機能を果たしている」。石田・前掲注 18) 216 頁。

<sup>306</sup> 「より広く公的な目的のための効率性」という。クリスティアン・フォン・パールほか・前掲注 282) 80 頁。

が「譲渡された債権と密接に関係するもの」又は「原因契約又は同一の取引の一部である他の契約から発生するもの」であれば、その発生時期が譲渡通知後であっても、この債権による相殺の抗弁が認められる。共通参照枠草案は、一定の種類の債権について譲渡制限特約を譲受人に対抗できないとする一方、広く相殺の抗弁を認めるというアプローチにより弁済先を譲渡人に固定したいという債務者の利益と、債権譲渡による資金調達に対する譲渡人の利益の均衡を図っている。

### 第3項 法定相殺と譲渡制限特約の役割分担

先に確認したとおり、法定相殺において「譲渡された債権について譲渡人に対して履行したのでは責任を免れることができなくなる時」に、債務者が譲渡人に対して既発生の債権を有していたとき、又は債務者の譲渡に対する債権が譲渡された債権と密接に関係する債権であるときには、債務者は、相殺の抗弁を譲受人に対抗することができる（5:116条3項）。譲渡制限特約を付することにより相殺の利益を確保する必要が生じるのは、同条項によってもカバーされない場面である。双方向の取引において、債務者は相殺の利益を確保したいのであれば、譲渡制限特約を締結する必要がある<sup>307</sup>。譲渡制限特約によって債権者を譲渡人に固定しておけば、反対債権が譲渡通知後に発生したものであっても、相殺の利益を確保し得ることになる。この文脈では、譲渡制限特約は、双方向の取引から発生する債権債務について相殺を可能にするためのものとみることができる。

## 第8節 比較法的に見た日本改正法の位置付け

### 第1款 国際的趨勢の析出

ここまで、譲渡制限特約に関する諸外国のルール及びそれと密接に関連する諸制度を確認してきたが、次のことが明らかになった。第1に、譲渡制限特約の効力について、一定の種類の金銭債権につき譲渡制限特約の第三者効を否定するという考え方が国際的に有力になりつつある。例えば、譲受人との関係で譲渡制限特約の効力を認めない規定は、アメリカ統一商事法典、国際ファクタリング条約、ユニドロワ国際商事契約原則、ヨーロッパ契約法原則、共通参照枠草案、国連国際債権譲渡条約、ドイツ商事法典、フランス商事法典、中国民法典（2020年）に見られる。

具体的には、①アメリカ統一商事法典は「口座、動産証書、支払受領権、および約束手形」（9-406条（d））、「リース保有権または賃貸人の残余権」（9-407条（a））、「約束手形、健康保険受給金受領権、およびその他一定の無体財産」（9-408条（a））、「信用状の権利」（9-409条（a））について、②国際ファクタリング条約6条1項は国際取引から発生する売買代金債権について、③ユニドロワ国際商事契約原則9.1.9条1項は国際取引から発生する金銭債権について、④ヨーロッパ契約法原則III11:301条1項（c）号

<sup>307</sup> Christian Von Bar, Eric Clive edited, *supra* 284, at 1034.

は将来の契約から発生する金銭債権について、⑤共通参照枠草案 5:108 条 3 項 (c) 号は物品又は役務の提供契約から発生する金銭債権について、⑥国連国際債権譲渡条約 9 条 3 項は、②物品若しくは金融サービスを除くサービスの提供契約若しくは賃貸借契約、建築契約又は不動産の売買契約若しくは賃貸借契約である原因契約から発生する金銭債権、①工業その他の知的所有権若しくは財産的情報の売買・賃貸借又は使用許諾を目的とする原因契約から発生する金銭債権、③クレジットカード取引に基づく支払義務の立替払いによる金銭債権、④三以上の者によるネットティング合意に従って満期の支払いのネット決済に基づく譲渡人の金銭債権について、⑦ドイツ商事法典 395 条 (a) は金銭債権（その債権の発生原因である法律行為が双方当事者にとって商行為であるか、あるいは債務者が公法人又は公法上の特別財産である場合）について、⑧フランス商事法典 L.442-2 II は生産者、商人、工業者、または手工業者名簿に登録された者が債務者である金銭債権について、弁済の相手方を譲渡人に固定するという債務者の利益より、金銭債権の譲渡による資金調達の必要性を優先する立場を採用している<sup>308</sup>。なお、中国民法典 545 条は、金銭債権一般につき譲渡制限特約を第三者に対抗できないものとする立場を採用している。

譲渡制限特約の第三者効を否定する考え方を採用する法域においては、これまで譲渡制限特約によって保護されてきた債務者の利益は、どのような形で保護されているのか。各債権の類型において利益状況が異なるため、単純に譲渡制限特約の目的を論じられないが、実務で特に問題視されるのは、相殺利益の確保と、原因契約変更利益の確保である。相殺利益の確保については、債権が譲渡された場合に債務者が相殺の抗弁を譲受人に対抗することができる範囲が問題となる。債務者が譲渡制限特約によって確保している相殺の利益を保護するために、広く相殺の抗弁を認めることが譲渡制限特約の第三者効を否定する考え方を採用する法域に共通であるといえよう。例えば、アメリカ統一商事法典では、債務者が譲渡人に対して取得する反対債権が譲渡された債権を発生させる契約を生んだ取引に基づくものであれば、その取得が譲渡通知後であっても、債務者はこの反対債権を自働債権とし、譲渡された債権を受働債権として相殺することができる（9-404 条）。また、国連国際債権譲渡条約では、相殺に供される自働債権と受働債権が原因契約又は同一の取引の一部である他の契約から発生するものであれば、自働債権の発生時期を問わず相殺が認められる（18 条）。ヨーロッパ契約法原則又は共通参照枠相殺では、債務者は、譲渡人に対して取得する「譲渡された債権と密接に関連する債権」につき譲渡人に対して行使することができた相殺権を譲受人に対抗することができる（ヨーロッパ契約法原則 III 11:307 条又は共通参照枠草案 5:116 条）。フランス民法では、債務者は、

<sup>308</sup> ヨーロッパ契約法原則又は共通参照枠草案は、一定の類型の金銭債権について譲受人との関係で譲渡制限特約の効力を否定するが、原則として譲渡制限特約の第三者効が認められている。例えば、ヨーロッパ契約法原則 III 11:301 条では、譲渡制限特約に違反する債権譲渡が債務者との関係では無効であるとされるのに対して、共通参照枠草案 5:108 条 2 項では、譲渡制限特約に違反する債権譲渡が債務者との関係でも有効であるが、債務者が譲渡人に対して弁済又は相殺を行うことによって債務を免れることができる（5:108 条 2 項）。なお、フランス法は、その改正民法 1321 条において原則的に譲渡制限特約の第三者効を認めている。フランス法の動向を紹介するものとして、白石・前掲注 128) 529 頁以下参照。

牽連性を有する債務間の相殺を譲受人に対抗することができる（1324条2項）。これらの立法例においては、相殺することが許される自働債権と受働債権が同一の契約に発生する債権に限定されておらず、両債権に密接な関連性が存在している場合には、相殺が認められる。中国民法典に目を転じると、同草案では、金銭債権につき譲渡制限特約の第三者効を否定する方向で同一の契約から発生する債権間の相殺を認める旨の規定が設けられている（549条）。これによって、相殺に供される自働債権と受働債権が同一の契約に基づくものであるならば、自働債権の取得が譲渡通知後であったとしても、債務者は相殺の抗弁を譲受人に主張することができることになる。ただし、同一の契約の意義及びそれが具体的に如何なるものを意味しているのかという論点は、立法過程において検討されておらず、すべて解釈に委ねられている。

国際ファクタリング条約、ユニドロワ国際商事契約原則、ドイツ商事法典においては、牽連性を有する債務間の相殺に関する規定が設けられず、牽連性を有する債務間の相殺がどのような形で保護されているのか。国際ファクタリング条約では、確かに国際取引から発生する売買代金債権につき譲渡制限特約の第三者効を否定する考え方が採用されているが、条約加盟国は、留保を宣言することにより、その加盟国に営業地を有する債務者との関係では、譲渡制限特約に違反して行われた債権の譲渡が無効であるとされる（6条2項）。また、ドイツ商事法典では、債務者の利益を保護するために、債務者は譲渡人に弁済すれば免責される旨の規定が設けられている（354条a）。譲渡制限特約の効力については、特約違反の譲渡が債務者に対して効力を有しないとしている考え方を採ろうと、特約違反の譲渡が完全に有効であるとする一方、債務者が譲渡人に弁済することができるとしている考え方を採ろうと、債務者が弁済先を譲渡人固定することができるということは、変りはないといえよう。このようにして、牽連性を有する債務間の相殺に関する規定を設けるまでもなく、債務者には相殺の利益を確保することができる道が存在しているのである。

次に、原因契約変更機会の確保を確認しておこう。コモンローでは、譲渡制限特約は、原因契約を変更する機会を確保するための手段として利用されていた。アメリカ統一商事法典は、一定の類型の金銭債権につき譲渡制限特約の第三者効を認めない代償として、「原因契約の変更」に関する規定を置き、これまで譲渡制限特約によって確保されてきた債務者の利益を保護しているのである。すなわち、原因契約の変更が信義誠実に従って行われた場合には、譲渡通知後であったとしても、譲受人に対して効力を有する（9-405条）。この規律と似ているものは、国連国際債権譲渡条約にもみられる。国連国際債権譲渡条約では、原因契約の内容に照らして合理的な譲受人であれば、原因契約の変更に同意したであろう場合には、原因契約の変更は譲受人に対して効力を有する。ヨーロッパの法域に目を転じると、債務者が譲渡の通知を受けた後で、譲受人の同意なしに、譲渡人と債務者の間で行われた原因契約の変更は、譲受人の債務者に対する権利に影響を及ぼさないという

一般的な準則は、ヨーロッパの法域すべて共通であるとの指摘がある<sup>309</sup>。しかし、一定の種類の金銭債権につき譲渡制限特約の第三者効を否定する考え方を採用するヨーロッパ原則ないし共通参照枠草案においては、アメリカ統一商事法典を参照して「原因契約の変更」に関する規定が設けられており、原因契約を変更する機会を確保したいという債務者の利益が保護されている。すなわち、原因契約の変更が信義誠実に従って行われ、かつ譲受人が合理的にみてそれに反対することができない性質を有するものである場合には、債務者は原因契約の変更を譲受人に主張することができる（ヨーロッパ契約法原則Ⅲ11:308条及び共通参照枠草案5:112条4項）。なお、中国民法典においても、債務者が譲渡の通知を受けた後で、正当な理由なしに、債務者と譲渡人との合意によって行われた原因契約の変更等は、譲受人の債務者に対する債権に影響を及ぼさない旨の規定が設けられている（同草案765条）。これによって、原因契約の変更等が正当な理由で行われた場合には、譲渡通知後であったとしても、それは譲受人に対して効力を有することになる。このようにして、譲渡制限特約の第三者効を否定する法域においては、特約の第三者効を認めない代償として、「原因契約の変更」に関する規定を設けることによってこれまで譲渡制限特約によって確保されてきた債務者の利益を保護しているのである。

国際ファクタリング条約やドイツ商事法典には「原因契約の変更」に関する規定が存在していないが、債務者は譲渡制限特約によって弁済の相手方を譲渡人に固定することができるから、原因契約の変更により譲渡された債権の金額に増減が生じた場合には、債務者は変更契約後の金額を譲渡人又は譲受人に弁済すれば免責される。これらの法域においては、譲渡制限特約は、原因契約を変更する機会を確保するための機能を果たしており、債務者は原因契約を変更する機会を確保したいのであれば、譲渡人との間で譲渡制限特約を締結する必要がある。要するに、債務者には原因契約を変更する機会を確保することができる道が存在しているのである。

第2に、譲渡制限特約の第三者効を認めている法域においては、譲渡制限特約の主張権者を債務者に限定することを前提にして、債務者保護に必要な範囲内で譲渡制限特約の効力を認める考え方が国際的な趨勢である。例えば、国際ファクタリング条約においては、加盟国は、留保を宣言することによってその加盟国に営業所を有する債務者に対して譲渡制限特約に違反して行われた債権譲渡が効力を有しないとすることができる（6条2項）。また、ヨーロッパ契約法原則では、譲受人が譲渡制限特約の存在を知らずまた知るべきであった場合において特約違反の債権譲渡は債務者に対して効力を有しないとされる（11:301条）。両者とも、譲渡制限特約の効力につき相対的無効説の立場を採用しており、単に善意又は無過失のある譲受人を保護すべきかという点では違いを見せている。国際ファクタリング条約やヨーロッパ契約法原則と異なり、共通参照枠草案においては、譲渡制限特約の効力につき相対的無効説の立場が採用されておらず、特約違反の債権譲渡が債務

<sup>309</sup> オーレ・ランドーほか・前掲注51) 89頁以下。

者との関係では有効とされる一方、債務者が譲渡人に弁済ないし相殺すれば免責されるとされている（5:108条）。

上記のような「特約違反の債権譲渡が債務者に対して効力を有しない」とする規定（以下「規定①」という）と、「特約違反の債権譲渡が有効で、債務者は譲渡人に弁済ないし相殺することができる」とする規定（以下「規定②」という）は、いずれも債務者の利益を保護するために設けられたものである。これらの規定によって、債務者は譲渡制限特約を付すことにより弁済の相手方を譲渡人に固定することができることになる。具体的に、債務者が譲渡人に対して反対債権を取得した場合においては、譲受人からの履行請求を拒むことができ、かつ反対債権による相殺の抗弁を譲受人に対抗することができる。しかし、「特約違反の債権譲渡が債務者に対して効力を有しない」という意味での譲渡無効は、弁済の相手方を譲渡人に固定したいという債務者の利益を保護するために導かれた譲渡制限特約の効果であるとするならば、譲渡制限特約の効力につき規定②のようなものを設けておけば債務者の利益が保護されるため、債務者との関係においても特約違反の債権譲渡を無効とする必要がないと思われる。いったい、どのような場面において規定①と規定②とで違いが出てくるのであろうか。確かに、規定①を設ける場合には債務者との関係では特約違反の譲渡が無効であるため、債務者は譲渡の有無ないし譲渡の過程を管理する必要がないのに対して、規定②を設ける場合には特約違反の譲渡が債務者との関係でも有効であるため、債務者は譲渡の有無ないし譲渡の過程を管理する必要が出てくるかもしれないが、それが具体的にいかなる場面を意味しているのかを明らかにして検討する必要がある。

## 第2款 日本改正法の位置付け

先に確認したように、ほとんどの法体系においては、債権の種類に応じて譲渡制限特約の第三者効を規律している。このようなアプローチは日本改正法にもみられる。例えば、預貯金債権については、特約違反の譲渡を無効とする旨の規定が設けられている（466条の5）。これに対して、預貯金債権以外の債権については、特約違反の譲渡を有効とするが、債務者は悪意又は重過失のある譲受人からの履行請求を拒むことができ、かつ譲渡人に弁済ないし相殺することができる（466条1-3項）。

改正法では、一定の種類の債権につき譲渡制限特約の第三者効を否定する規定が存在しなかったが、466条の改正過程において「一定の種類の債権については、譲渡制限特約を譲受人に対抗することができない旨の規定を設けるものとする」案が提案された<sup>310</sup>。ここでは、債権の具体的な類型が問題となる。この問題については、「金銭債権一般について、譲渡制限特約の第三者に対抗できないとすることが考えられる」という考え方があった<sup>311</sup>。また、譲渡制限特約に関する実態調査結果報告では、「債権の種類（金銭消費貸借契約・売買契約・請負契約等）を特定して、原則として、譲渡禁止特約の効力を認めないことと

<sup>310</sup> 部会資料 37・1頁。

<sup>311</sup> 部会資料 37・4頁。



すべきである」とい考え方と、「売掛債権を資金調達目的で譲渡する等の一定の場合には、譲受人の善意・悪意にかかわらず、譲渡禁止特約の第三者及び債務者に対する効力を認めないとする」考え方も示された<sup>312</sup>。

しかし、上記のような提案を採用する場合には、「これまで譲渡制限特約によって保護されてきたと言われる債務者の利益について、別途保護する規定を設けることの要否を検討することが必要となる」との指摘があった<sup>313</sup>。この指摘を踏まえ、債務者が譲渡制限特約を第三者に対抗することが一切できないというルールを採用することを前提にして、債務者の相殺の抗弁を広く認める案も提案された。すなわち、「譲渡された債権と関連して一体的に決済されることが予定された取引があり、取得した反対債権がその取引から生ずるものであった場合」には、抗弁切断基準時に反対債権の発生原因が存在していなかったとしても、債務者は反対債権を自働債権とし、譲渡された債権を受働債権として相殺することができる<sup>314</sup>。これは国際的趨勢に沿うものであり、これまで債務者が譲渡制限特約を付すことにより有している相殺の期待は、この提案によって保護されるのであれば、譲渡制限特約の第三者効を認めなくてもよいと思われる。しかし、「債権譲渡と相殺」については、改正法はこの提案を採用せず、相殺することが許される債権は同一の契約から発生する債権に限定されている。そして、譲渡制限特約の効力については、改正法はこの提案の前提ルールをも採用していないので、債務者は原則として譲渡制限特約を悪意又は重過失の譲受人に対抗することができる。譲渡制限特約の第三者効を否定する法体系では、譲渡された債権と密接に関連する債権による相殺の抗弁として論じられている債務者の相殺利益が、改正法では譲渡制限特約を付すことにより確保されている。

改正法では、債務者は譲渡制限特約を付すことにより弁済の相手方を譲渡人に固定することができるが、特約違反の譲渡が債務者との関係でも有効である。この点において、改正法は「債権譲渡の促進に親和的な内容だ」と評価することができる<sup>315</sup>。債権譲渡による資金調達の促進という改正法の狙いが十分に実現されないようであれば、アメリカ統一商事法典やフランス商事法典の規律を参照して、適用対象を絞りつつ、より債権譲渡促進的な特則を設けるべきであるとする見解があった<sup>316</sup>。すなわち、一定の類型の金銭債権につき譲渡制限特約を無効とする旨の特則を特別法に設ける。しかし、これらの法体系においては、譲渡制限特約の第三者効を認めない代償として、「牽連性を有する債務間の相殺」ないし「原因契約の変更」に関する規定を置き、相殺利益の確保ないし原因契約変更機会の確保といった債務者の利益を保護しているのである。このような規定に対応する規律は、改正法には存在しない。あえて特別法に譲渡制限特約の効力につき特則を設けるのであれ

<sup>312</sup> 部会参考資料 5-2・9-10 頁。

<sup>313</sup> 部会資料 37・5 頁。

<sup>314</sup> 部会資料 37・50-51 頁。

<sup>315</sup> 白石大「譲渡制限特約に関する改正法の比較法的位置づけ」事業再生研究機構編『債権譲渡法制に関する民法改正と事業再生』（商事法務、2017年）162 頁。

<sup>316</sup> 白石・前掲注 315) 162 頁。

ば、債務者の利益が保護されるように「牽連性を有する債務間の相殺」ないし「原因契約の変更」に関する規定を設けることが必要になる。

ところで、譲渡制限特約の第三者効を認める諸外国の間にも、譲受人に対して特約の効力に基づき如何なる制約を及ぼすべきかに関しては、理論構成において違いがある。ファクタリング条約ないしヨーロッパ契約法原則の「特約違反の譲渡が債務者に対して無効である」とする理論構成、及び共通参照枠草案の「特約違反の譲渡が債務者との関係でも有効であるが、債務者が譲渡人に弁済ないし相殺することができる」とする理論構成が代表的である。両者は、いずれも譲渡制限特約の主張権者を債務者に限定することを前提にして構成されたものである。改正法において、預貯金債権につき特約違反の譲渡を無効とする旨の規定（466条の5）が設けられているので、誰が無効を主張できるかは問題となっているが、解釈上は、比較法的趨勢に沿って譲渡無効の主張権者が債務者に限定されることを期待したい。なお、預貯金債権以外の債権については、特約違反の譲渡が有効であっても、債務者は譲渡人に弁済ないし相殺することができる（466条2-3）という点では、改正法は共通参照枠草案に近いと評価することができる。

上記ヨーロッパ契約法原則の理論構成と共通参照枠草案の理論構成とで違いがあるのかということ、先に確認したように明らかではない状況にある。これに対して、改正法においては、預貯金債権につき共通参照枠草案の理論構成を採ると、債務者である銀行の利益が十分に保護されない場合がある。例えば、預貯金者が受領を拒んでいる場合において、銀行は、結局、譲受人に弁済しなければならなくなる（466条4項）。また、銀行が供託を行うには、譲受人が誰であるかを把握する必要がある（466条の2第2項）。ヨーロッパ契約法原則のような理論構成を採用するのであれば、特約違反の譲渡が債務者との関係では無効であるから、466条4項又は466条の2第2項等の規定が預貯金債権に適用される余地がないし、銀行としては譲渡の有無ないし譲渡の過程を管理する必要があることにならない。その結果として、改正法においては、「特約違反の譲渡が債務者に対して無効である」とする理論構成と、「特約違反の譲渡が債務者との関係でも有効であるが、債務者が譲渡人に弁済ないし相殺することができる」とする理論構成とでは違いが出てくる。したがって、この点からは債権の種類に応じて債務者の利益を保護する目的の達成に必要な範囲内において譲渡制限特約の効力を認める改正法は、世界的に見ても優れた立法であると評することができるだろう。

## 第6章 債権譲渡制限特約効力論の再構成

### 第1節 請負代金債権に関する裁判例の紹介と検討

#### 第1款 裁判例の紹介

請負代金債権に関する裁判例は、以下の通りである。

【1】東京地裁昭和31年11月10日（判タ66号94頁）。Aは昭和29年12月27日国有鉄道であるYから、詰所移転修繕工事を請け負った。その際にAY間で、「AはYの承諾がなければ請負代金債権の譲渡ができない」旨の特約がされた。しかし、それにもかかわらず、Aは昭和30年2月1日Xに対して請負代金債権を譲渡し、その旨が同月3日Xに通知された。Xからの請求を受けたYは、①譲渡制限特約の存在、②既にAの差押債権者B又はCに請負代金を弁済したことを抗弁として、これを拒絶した。裁判所は、Yは譲渡制限特約を悪意のXに対抗できるからXに対して請負代金債務を履行すべき責任がないとして、Xの請求を棄却した。

【2】仙台高裁昭和41年7月13日（高民19巻4号316頁）。Aは、Yとの間に昭和34年9月1日改築工事請負契約を締結した（請負代金620万円）。AとYとの請負契約においては、Aが契約により取得する権利をYの承諾なくして第三者に譲渡してはならない旨の特約があった。Yは、昭和34年12月30日Aに請負代金の前渡金50万円を交付した。昭和35年1月17日、請負契約が解除され、AはYに対し請負代金債権100万円を取得した。なお、Aは、Yに対し違約金62万円の支払義務を負担した。Xは、AのYに対する請負代金620万円の内金35万円につき、昭和34年10月30日仮差押決定を得て、同月31日これを執行した。昭和35年4月13日転付命令を得て、該命令は同月15日Yに送達された。

Yは、昭和34年12月30日Aに請負代金の前渡金50万円を交付したことを理由に、該金額は出来高部分の代金から当然控除されるべきであると主張したが、裁判所は、「Xとの関係のみについて考えても、右代金支払はXの仮差押に遅れるものであるから、仮差押金35万円の限度においてXに対抗できない」と判示した。また、Yは、昭和35年1月末頃Aとの間に出来高部分の代金と違約金とにつき相殺契約をしたと主張するが、裁判所は、「転付命令による債権移転は、譲渡通知のみによる指名債権譲渡と同一の効力を有するに過ぎないから、債務者は通知以前に譲渡人に対し有した反対債権をもって譲受人に対し相殺を主張することが許される。本件において、出来高部分の代金債権と違約金債権とは、ともにXの仮差押以前になされた本件請負契約に由来するものであり、仮差押当時は未だ現実に発生しておらず、その後Xの転付命令（昭和35年4月15日送達）以前に同時に発生し、且つ相殺適状にあったこと前示のとおりであるから、Yが本訴においてXに対し、右違約金債権62万円とXの転付債権34万2914円とを対当額につき相殺の意思表示したのは有効であり」として、Yの抗弁を認めた。

【3】東京地裁昭和44年7月23日（判タ240号249頁）。東京都であるYはAとの間

で昭和 42 年 10 月 4 日屋内給水衛生設備工事請負契約を締結し、A が Y に対して有する請負代金債権に譲渡制限特約が付された。X は、昭和 43 年 10 月 1 日請負代金債権について差押え・転付を受けた。X からの請求を受けた Y は、①譲渡制限特約の存在、②供託によって被転付債権が消滅したことを抗弁として、これを拒絶した。裁判所は、①の抗弁を否定したが、②の抗弁を認めた。

【4】東京高裁昭和 44 年 11 月 25 日（東高民時報 20 卷 11 号 231 頁）。A は、A より請負工事のうち整地工事と建物基礎工事を下請した Y に対し、下請代金の支払いのため、将来 A が B より受領すべき請負代金債権の一部を昭和 41 年 2 月 5 日譲渡し、これにつき即日 B の承諾を得た。他方、A の債権者である X は、同月 25 日 A の B に対して取得する債権を仮差押えた。

裁判所は、「右の債権譲渡についてはいずれも請負代金代理受領委任状の形式を以てんされていることが認められるが……公共団体が請負契約をする場合において債権譲渡の制限の特約がなされているときは、債権譲渡契約書なるものは作成せず、多くの場合右のような委任状の形式で債権譲渡が行われていることが認められるから、右の委任状の形式が用いられていることは前記のように債権譲渡の事実を認定することの妨げとはならない」とした。

【5】福岡高裁昭和 45 年 8 月 4 日（金法 598 号 32 頁）。北九州市である Y が、A に建設工事（1）ないし（3）を請負させた。請負契約（1）ないし（3）には、いずれも工事代金債権の譲渡を制限する旨の特約があった。しかし、それにもかかわらず A は X に対し、昭和 41 年 3 月 8 日、建設工事（1）の工事代金債権を、次いで同月 29 日、建設工事（2）（3）の工事代金債権を譲渡し、Y が昭和 41 年 3 月 28 日建設工事（1）の代金債権の、同月 29 日建設工事（2）（3）の代金債権の各譲渡通知を受けた。X からの請求を受けた Y は、譲渡制限特約の存在を理由にこれを拒絶した。裁判所は、まず「Y が請負契約等の契約を締結する場合には、Y 市の規則に基づき、契約の履行を確保し、或は代金支払事務の円滑適正を図る等の趣旨から請負人等契約の相手方が契約上の権利義務を他に譲渡できない旨の特約が必ずなされ」とし、譲渡制限特約の合理性を認めた。また、X が譲渡制限特約につき悪意であると確認した上で、その請求を棄却した。

【6】大阪地裁昭和 49 年 2 月 15 日（金法 729 号 33 頁）。A は Y を建築請負契約を締結した。その際に、AY 間で同契約により発生した債権の譲渡については相手方の書面による承諾を要する旨の特約がされた。A の債権者である Y は、請負代金債権につき債権差押・転付命令を受けた。X からの請求を受けた Y は、譲渡制限特約の存在を理由にこれを拒絶した。裁判所は、X の善意悪意を問わず転付命令が常に有効であるとして、X の請求を認容した。

【7】東京地裁昭和 52 年 8 月 30 日（判時 880 号 46 頁）。A は日本道路公団である B との間において、設計請負契約（昭和 49 年 6 月 28 日）及びその追加変更契約（同年 10 月

3日)を締結した。その際に、AB間で契約によって生ずる権利を第三者に譲渡できない旨の特約がされた。

他方、Yは、昭和49年6月28日、Bとの間で設計請負契約についてAが作業を履行できないときは、Bの請求によりAに代わって自ら同作業を完成させることを保証する旨の完成保証契約を締結した。Aは同年11月13日頃倒産して請負作業することができなくなるため、Yは、同月18日、道路公団から工事完成保証義務の履行を請求され、右請求に基づき、Aに代わり、自ら請負作業を続行し、同年12月14日、同作業全部を完成させた。

Xは、昭和49年10月7日Aから請負代金債権の一部を譲り受け、その旨が同年11月13日Bに通知された。Bは、同年12月24日、債権者の確知不能であることを原因にして、X及びYを被供託者とし、請負代金を供託した。そこで、XはYとの間で供託金全額についてXが還付請求権を有することの確認を求めた。Xの請求に対して、Yは譲渡制限特約に違反する債権譲渡が無効であると主張した。裁判所は、Yの抗弁を認めた上で、XがYの関係において供託金還付請求権を有しないと判示した。

【8】高松高裁昭和56年11月16日(金商641号38頁)。AとB(愛知県農業開発公社)は、昭和54年1月10日、工事請負契約を締結したが、その契約に譲渡制限特約が記載されていた。Xは、昭和54年5月1日Aから請負代金債権の全部を譲り受け、その旨が内容証明郵便でBに通知された。その後にAの債権者Yらは、請負代金債権を仮に差し押えた。Yらは、Xは譲渡制限特約につき悪意又は重過失があると主張したところ、裁判所は、Yらの主張を否定した上で、譲渡制限特約がXに対抗できず、Xは請負代金債権の譲り受けによってこれを取得したものであるから、請負代金債権がAの権利に属することを前提としてなされた仮差押えはいずれも失当であると判示した。

【9】仙台地裁昭和60年11月1日(訴月32巻7号1512頁)。Xは、昭和58年10月31日、Aから同社がB(雇用促進事業団)に対し取得した昭和58年9月13日付テレビ共聴設備工事請負契約に基づく請負代金債権の譲渡を受け、その旨が内容証明郵便でY<sub>1</sub>に通知された。なお、同請負契約には「Aは、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継せしめてはならない」との特約が記載されていた。他方、昭和58年12月26日、Yは、請負代金債権を差押えた。Bは、X、Aを被供託者として請負代金を真の供託者を確認できないとして供託した。そこで、Xは、前記譲渡がYの差押えに優先し、Yの差押えが無効であることを理由に、Yに対して供託金の還付請求権がXにあるとの確認を求めた。

Yは、Xに譲渡制限特約の存在につき悪意又は重過失があることを理由として、Xの譲り受けは無効であると主張した。裁判所は、官公庁発注の建設工事請負契約に譲渡制限特約が記載されることが「少なくとも商取引の経験のある者にとって広く知れた事実となっている」として、Yの抗弁を認めない一方、XとYとの間において供託金の還付請求権がAに帰属することを確認した。なお、譲渡制限特約の合理性については、「代

金債権を譲渡した請負人はその後注文者に一定期間義務だけ履行するという関係に立つから、これが請負人の誠実な契約義務の履行に影響を与えるおそれを否定できず、少なくとも注文者にそのような不安を及ぼす結果となることは明らかである」として、その合理性を肯定した。

【10】東京高裁昭和63年6月27日(判時1283号103号)。AとYとの建設工事請負契約には「当事者は、相手方の書面による承諾を得なければ、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡すること若しくは承継させることはできない」との特約があったところ、AがYに対して取得する請負代金債権をXに譲渡した。第1審は、XのYに対する支払請求を認めた。控訴審では、Yは「仮に、Xが右譲渡制限特約を知らなかったとしても、Xは金融業を営む株式会社であり、債権を有効に譲受けるための要件を熟知している筈であり、又、この種建築請負契約から生ずる債権債務に譲渡制限特約が付されることは常識であって、かような点からしても、Xは右特約を知らなかったことにつき重大な貸付債権がある」と抗弁した。

裁判所は、まず「建設工事請負契約の場合、元々それが注文者と請負人との間の相互の信頼関係を前提としているところ、請負債務の履行には長時間を要することがあり、しかも、その間、注文者の協力を得つつ義務を履行していかななくてはならないこともあるので、権利の譲渡を自由にした場合には、以降、それに対応する義務のみを忠実に履行するかどうか相手方に不安を抱かせることになるし、具体的にも権利者の変更は義務者に不利益を与える場合がある」として、譲渡制限特約の合理性を認めた。さらに、「この種契約に常時従事している人々はいかに及ばず、この種業界の実情に少しでも通じた人々の間においては、建設工事請負契約においては、債権譲渡は原則として禁止されているとの認識が相当広範囲に浸透している」として、Yの抗弁を認め、原判決を取消した。

【11】東京簡易昭和63年7月19日(公刊物未登載)。AがB市に対して取得する工事請負代金債権をXに譲渡し、その旨が昭和61年9月3日Bに通知された。それにもかかわらず、Bは真の債権者を確知できないことを理由に同年9月9日請負代金を地方法務局に供託した。同法務局は、同月18日Yからの債権差押通知書を受領したとの理由をもってXの供託金還付請求を却下した。そこで、Xは、Yに対して右供託金の受領権限がXに帰属することを求めるため本訴を提起した。Yは、Xは譲渡制限特約につき悪意又は重過失があると主張した。裁判所は、「公共工事の請負代金債権に譲渡制限の特約が付されていることは、もはや周知の事実であり」として、Yの抗弁を認め、Xの請求を棄却した。

なお、裁判所は、譲渡制限特約の趣旨については「公共工事にあつては、社会的、経済的及び行政的要請に基づく円滑な工事の完成が重要な意義を有することから、工事請負人が、工事請負契約締結後、その代金債権を第三者に譲渡することによって工事施行義務の履行不能、又は工事遅延の状態になることを防止し、公益的を迅速に達成すること」とした。

【12】東京地裁昭和63年11月7日（公刊物未登載）。これは、【9】の控訴審判決である。BがA及びXを被供託者として昭和61年9月9日地方法務局に供託した金銭につき、控訴人Xは、還付請求権を有することを確認する。被控訴人Yは、①譲渡制限特約の存在、②Xが特約につき悪意又は重過失であることを抗弁として反論した。裁判所は、①及び②の抗弁を認め、Xの控訴を棄却した。

【13】東京地裁平成6年12月15日（金法1413号38頁）。Y<sub>1</sub>は、Aに対して平成2年11月20日、請負代金債権を有していたが（本件債権）、AY<sub>1</sub>間で「Y<sub>1</sub>はAの書面による承諾がなければ債権を譲渡することができない」との特約がされた。Y<sub>1</sub>は、平成2年11月22日、本件債権をXに譲渡し、その旨がAに通知された。他方、Y<sub>2</sub>は、本件債権について仮差押命令を申し立て、同年12月6日、その仮差押命令がAに到達された。また、Y<sub>3</sub>は、本件債権について仮差押命令を申し立て、同月20日、その仮差押命令がAに送達された。Aは、平成3年2月8日、本件債権について、譲渡制限特約についてのXの善意悪意が不明で債権者を確知できない及び二重の仮差押えがされたことを供託原因として、供託した。

XとYらとの間で、Xが供託金の還付請求権を有することを確認したところ、Y<sub>3</sub>は、「Xは実質的に貸金を業としている者であり、建設工事請負契約から生じる債権に譲渡制限特約が付されていることが常識であるから、仮にXが債権譲渡制限特約の存在を知らなかったとしても、そのことにつき重大な過失がある」と抗弁した。裁判所は、Y<sub>3</sub>の抗弁を認めた上で、「Y<sub>2</sub>及びY<sub>3</sub>との関係では債権譲渡の効力を認めることができない」と判示した。

【14】東京地裁平成7年9月4日（判タ904号152頁）。Aは、Yに対して請負代金債権を有していたが（本件債権）、AY間で「当事者は、あらかじめ相手方の書面による承諾を得ないかぎり、第三者にこの契約によって生じる債権を譲渡し、義務を引き受けさせてはならない」との特約がされた。Aは平成6年4月6日本件債権をXに譲渡し、その旨が内容証明郵便でYに通知された。Yは、本件債権について、Xを被供託者として、Xの譲渡制限特約についての善意悪意が不明で、真の債権者を確知できないとの供託原因により、同年5月31日供託した。

Xからの遅延損害金の支払請求を受けたYは、①Xは譲渡制限特約につき悪意又は重過失があること、②Aに対する立替金の控除を抗弁として、これを拒絶した。これに対して、Xは、③「工事完成は、代金支払債務のみが残存し、譲渡制限特約は注文者にとって意味が失われる」、④「YがAに対する立替金債権を取得したのは、債権譲渡通知の後であるから、Yは右立替金の控除をもって原告に対抗することができない」と再抗弁した。裁判所は、Yの①の抗弁を認め、「工事請負契約において工事が完成した後においても、請負人の瑕疵担保責任等の義務があり、代金支払まで譲渡制限特約の意味が失われることはない」としてXの③の抗弁を否定した上で、Xの請求を棄却した。

【15】東京地裁平成10年5月6日（金法1544号77頁）。Aは、譲渡制限特約のある

テレビ番組製作請負代金債権を有していた（本件債権）。Xは、平成4年3月11日租税債権を徴収するため、本件債権を差押え、同月13日右債権差押通知書をBに送達した。ところで、本件債権については、Xの右差押えの他に、平成4年1月6日AからYに本件債権が譲渡されたとの通知がYからBに対して発せられ、同年3月11日Bに到達しており、Yは、右債権譲渡がXによる差押えに優先すると主張した。

しかし、上記Yの主張に対して、Xは、Yは譲渡制限特約につき悪意又は重過失があると反論した。裁判所は、「テレビ局がテレビ番組製作会社にテレビ番組の製作を発注する場合には、書面により契約書を取り交わしているのが通例であり、その契約には、ほとんどの場合、債権譲渡等を制限する旨の特約が記載されている」として、Xの反論を認めた上で、「AからYに対する本件債権の譲渡は、Xによる本件債権の差押えに対抗することができない」と判示した。

【16】東京地裁平成10年6月26日（公刊物未登載）。Y<sub>1</sub>は、平成7年9月20日Y<sub>2</sub>市との間で道路改修工事請負契約を締結した。その際に、Y<sub>1</sub>Y<sub>2</sub>間で「Y<sub>1</sub>はこの契約により生ずる権利を第三者に譲渡してはならない」旨の特約がされた。平成8年4月4日Y<sub>2</sub>に対して、請負契約に基づき請負代金債権を有していた（本件債権）。Y<sub>3</sub>は、同月4日租税債権を徴収するため、本件債権を差押え、右債権差押通知書は同日午前9時、Y<sub>2</sub>に到達された。

他方、本件債権については、平成8年4月4日、右債権差押通知の後に、譲渡人をY<sub>1</sub>、譲受人をX、譲渡債権を本件債権とする債権譲渡通知書がY<sub>2</sub>に送達された。Y<sub>3</sub>は、平成8年4月17日、本件債権を差押え、右債権差押通知書が同月18日Y<sub>2</sub>に送達された。Y<sub>2</sub>は、平成8年5月23日、本件債権の真の債権者を確知できないとして、本件請負代金を供託した。Y<sub>3</sub>は、平成8年6月11日租税債権を徴収するため、供託金の還付請求権を差押えた。そこで、XとY<sub>1</sub>Y<sub>2</sub>Y<sub>3</sub>との間において、Xが供託金の還付請求権を有することを確認する。これに対して、Y<sub>3</sub>は、Xは譲渡制限特約につき悪意又は重過失があると主張し、Xとの間で、Y<sub>3</sub>が供託金の還付請求権を有することを求める。

裁判所は、「……国又は地方公共団体に対する請負代金債権には通常譲渡制限特約が付されていることは、金融業者など債権回収業務に従事する者の間では相当広く知られている事実である」として、Y<sub>3</sub>の抗弁を認め、Y<sub>3</sub>が供託金の還付請求権の取立権を有すると判示した。

【17】大阪地裁平成10年6月29日（公刊物未登載）。Aは、Bらから運搬業務等を請け負ったが、AとBらとの各業務の委託契約においては、いずれもその契約に基づくAのBらに対する債権の譲渡を制限する旨の特約があった。しかし、それにもかかわらず、Aは、Bらに対して現在及び将来有する一切の債権をXに譲渡し、その旨がBらに通知された。他方、Aの債権者であるYらは、譲渡された債権を差押えた。bらは、債権者不確知等を理由として、請負代金を供託した。そこで、Xは、Yらに対し、Xが供託金還付請求



権を有することの確認を求める。これに対して、Yらは、Xが特約につき悪意又は重過失であることを抗弁として反論した。裁判所は、「右のような契約には、一般的に代金債権につき譲渡制限特約が付されていることが広く知られており、商取引を行うものにとって周知の事柄に属すると認めるに足る証拠はない」として、XとYらとの間で、Xが供託金につき還付請求権を有することを確認した。

【18】東京地裁平成11年1月26日（判タ1026号220頁）。Yは、A（大日本土木）に対し、平成8年4月1日締結された工事下請負基本契約及び平成9年2月18日付注文書に基づく請負代金債権を有していたが（本件債権）、AY間で本件債権についてAの書面による承諾を得た場合を除き、その譲渡を制限する旨の特約がされた。しかし、それにもかかわらず、Yが本件債権をXに譲渡し、その旨が平成9年6月4日Aに通知された。Aは、同年7月8日本件債権につき真の債権者を確知できないとして、請負代金を供託した。B（国）は、平成10年2月17日Yが有する本件供託金の還付請求権を差押えた。そこで、XとYとの間で、Xが本件供託金の還付請求権を有することを確認した。

Bは、Xは譲渡制限特約につき悪意又は重過失があると主張した。これに対して、Xは、請負代金債権に譲渡制限特約を付するのは理由については合理性が認められないと反論した。裁判所は、「元請業者の当該工事にかかる労賃相当額の二重払いの回避（孫請先等に立替払したことによる求償権債権との相殺権の確保）、債権者不確知による危険の回避、債権譲渡を契機とする下請業者の信用不安の回避などの必要性から……一般広く、建設工事請負契約においてはお請負代金債権の譲渡を禁止する特約が付せられていることが認められる」として、譲渡制限特約の合理性を認め、またBの抗弁を認めた上で、XとBとの間において、Bが本件供託金の還付請求権を有することを確認した。

【19】東京高裁平成11年12月28日（金商1089号20頁）。これは、【12】の控訴審判決である。控訴人Xと被控訴人Aとの間で、Xが供託金につき還付請求権を有することを確認する。これに対して、裁判所は、譲渡制限特約につき悪意又は重過失のXが本件債権を取得することができないとして、本件控訴を棄却した。

【20】東京地裁平成12年4月25日（金法1598号57頁）。Yは、Aから建設工事屋根工事及びその追加工事等を請け負ったが、それ以前にAY間で締結された基本契約に基づく工事下請契約には、「相手方の書面による承諾を得た場合を除いては、個別契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させない」旨の特約が記載された。しかし、それにもかかわらず、Yは、Aに対して有する請負代金債権をXに譲渡し、その旨が平成10年10月5日配達証明郵便でAに通知された。他方、Aは、Yが同年10月5日に支払いを停止し事実上倒産したことから、右請負契約を解除し、同月8日、それまでの出来高に相当するYの代金債権とAがYに代わって支払った労賃相当分の立替払請求権とを対等額で相殺し、工事残代金を供託した。

Xは、Yから右債権の譲渡を受けたとして優先的な還付請求権を主張し、本訴において

その確認を求めるのに対して、Yは、Xへの債権譲渡の存在を争うとともに、譲渡制限特約の存在を理由に譲渡無効等を主張して、反訴において供託金の還付請求権の確認を求める。裁判所は、まず「右特約は一般に第三債務者の利益を考慮して付されるものであるところ、本件においては、前記認定のとおり、第三債務者であるAはXからの債権譲渡通知を受けた後にYに対して有する反対債権によって相殺をすることにより自己の利益を確保した上で全代金のみを供託しているのであるから、もはやAの利益を考慮する必要がない」として、譲渡制限特約の目的を明らかにした。その上で、「自ら右特約に違反する行為をしたYが右特約違反の主張をすることは、禁反言の法理に照らし許さない」として、Yの請求を棄却し、Xの請求を認めた。

【21】東京地裁平成14年8月2日（公刊物未登載）。Aは、平成11年9日B<sub>1</sub>又はB<sub>2</sub>に対して、請負代金債権（1）又は請負代金債権（2）を有していた（本件債権1又本件債権2）が、これらの債権には、いずれも譲渡制限特約が付された。しかし、それにもかかわらず、Aは、同年9月25日本件債権をXに譲渡し、その旨がB<sub>1</sub>B<sub>2</sub>に通知された。B<sub>1</sub>B<sub>2</sub>は、本件各債権の真の債権者を確知できないとして、同年11月9日それぞれ供託した。

Y<sub>1</sub>（国）は、租税債権を徴収するため、平成12年2月23日本件供託金1の還付請求権を差押え、さらに同年3月3日本件供託金2の還付請求権を差押えた。Y<sub>2</sub>は、同年3月22日本件供託金1を差押え、また、同月7日本件供託金2の還付請求権を差押え、さらに同月22日本件供託金2を差押えた。Xは、本件供託金1・2について、それぞれ還付請求権を有すると主張するのに対して、Y<sub>1</sub>Y<sub>2</sub>はこれを争い、Y<sub>1</sub>は、還付請求権の取立権を有すると主張した。

Y<sub>1</sub>Y<sub>2</sub>は、Xは譲渡制限特約につき悪意又は重過失があると主張するのに対して、Xは、①主位的に譲渡制限特約につき善意・無重過失であること、②予備的に悪意又は重過失があったとしても、B<sub>1</sub>B<sub>2</sub>はY<sub>1</sub>Y<sub>2</sub>の差押え以前に本件債権譲渡もそれぞれ承諾を与えたことと反論した。裁判所は、「建設工事請負代金債権については、債権譲渡制限特約が付されることが通例であり」として、Xの①の抗弁を否定し、②の抗弁を認めた上で、XとY<sub>1</sub>Y<sub>2</sub>との間において、Xが各供託金についてそれぞれ還付請求権を有することを確認した。

【22】東京高裁平成15年2月26日（訴月51巻1号181頁）。これは、【15】の控訴審判決である。控訴審では、被控訴人Y<sub>2</sub>は、「B<sub>1</sub>B<sub>2</sub>は、債権譲渡制限特約付債権の譲渡を承諾したのではなく、債権の譲渡の事実があったことを認識した上で、紛争に巻き込まれることを回避するために供託したに過ぎない」と主張した。裁判所は、Y<sub>2</sub>の主張を認めた上で、控訴人Y<sub>1</sub>と被控訴人Xとの間において、各供託金についてY<sub>1</sub>が還付請求権の取立権を有することを確認した。

【23】大分地裁平成16年3月26日（訴月51巻5号1315頁）。Aは、平成14年2月21日Bと間で、建設工事下請基本契約を締結した。その際に、AB間で請負代金債権を第三者に譲渡することを制限する旨の特約がされた。しかし、それにもかかわらず、Aは、

Bに対して取得する請負代金債権をYに譲渡し、その旨が同年9月30日Bに通知された。

他方、Xは、同年14月10月7日国税債権を徴収するため、請負代金債権を差押えた。Bは、真の債権者を確知できないとして、同年11月11日請負代金を供託した。Xは、国税債権を徴収するため、同月14日供託金の還付請求権を差押えた。XとYとの間で、Xは供託金の還付請求権を有することを確認する。裁判所は、Yには譲渡制限特約につき重大な過失があり、Yに対する債権譲渡は無効であって、Yは請負代金債権を取得することができないとして、Xの請求を認容した。

【24】横浜地裁平成16年6月8日（金法1754号81頁）。破産会社X<sub>1</sub>とYは、平成14年9月6日、X<sub>1</sub>のAに対して現在有し又は将来有する請負代金債権を譲渡した。XとAは、同年4月建設工事請負契約を締結した。その際に、AX<sub>1</sub>間で請負代金債権につき譲渡制限特約が締結された。Aは、同年10月31日債権者不確知を理由として請負代金を供託した。そこで、破産管財人X<sub>2</sub>とYとの間において、X<sub>2</sub>は供託金の還付請求権を有することを確認するため、Yには譲渡制限特約につき重過失があったと主張した。

上記X<sub>2</sub>の主張に対して、Yは、譲渡制限特約が譲渡された債権の債務者のみが主張し得ることであると反論した。裁判所は、「本件債権譲渡契約は、譲渡された債権が請負代金債権であることにかんがみても、同債権の債務者の利益のみを保護するためのものであるとはいえないし、X<sub>2</sub>は破産管財人として、X<sub>1</sub>とは別個の立場に立つものであるから、本件債権譲渡特約を主張し得る」として、Yの反論を否定し、X<sub>2</sub>の請求を認容した。

【25】東京高裁平成16年10月19日（金法1754号75頁）。これは、【22】の控訴審判決である。被控訴人X<sub>2</sub>が譲渡制限特約を援用して譲渡無効を主張できるかについて、裁判所は、「破産手続は、強制的に破産者の全財産を管理換価して、総債権者に公平な金銭的満足を与えることを目的とする裁判上の手続であり、破産管財人は、破産裁判所から選任されて、破産債権者の共同的満足の引当てとして破産者の総財産を把握し、これをもって形成される破産財団の代表機関となり、破産財団の管理処分権限を専有してその管理、換価、配当等を実施するのであって、破産者の代理人ではなく、破産者とは別個の立場に立つものであるから、本件債権譲渡制限特約を援用して本件債権譲渡の無効を主張し得る」として、Yの控訴を棄却した。

【26】長野地裁平成18年1月19日（訴月52巻8号2675頁）。AとBは、運送請負契約を締結した。その際に、AB間で運送代金債権の譲渡を制限する旨の特約がされた。しかし、それにもかかわらず、Aは、平成16年5月6日Bに対して取得する運送代金債権をXに譲渡した、その旨が同月8日午後Bに通知された。他方、Aは、同年4月30日同一の債権をY<sub>1</sub>に譲渡し、その旨が同年5月8日午後Bに通知された。Bは、同年5月21日、債権者不確知を理由に、運送代金を供託した。Aの差押債権者であるY<sub>2</sub>及びY<sub>1</sub>は、供託金の還付請求権の帰属を争う。そこで、Xは、Y<sub>1</sub>Y<sub>2</sub>との間において供託金についてXに還付請求権があることの確認を求める。Y<sub>2</sub>は、Xに譲渡制限特約につき悪意又は重過失

があることを抗弁として主張した。裁判所は、まず「継続的な運送契約及び多数の取引先を有する運送事業者の運送契約においては、決済等事務処理の円滑性等の要請から譲渡制限特約を付すことに合理性がある」として、譲渡制限特約の合理性を認めた。さらに Y<sub>2</sub> の抗弁を認め、X の Y<sub>2</sub> に対する請求を棄却した。

【27】神戸地裁平成 18 年 11 月 17 日（金法 1870 号 49 頁）。X は、A に対して請負代金債権を有していたが、X と A と間の工事発注基本契約及び工事発注基本契約約款によって請負代金債権には譲渡制限特約が付されていた。しかし、それにもかかわらず、X は、請負代金債権を Y らに譲渡した。その後に、A は債権者不確知を供託原因として請負代金を供託した。そこで、X は、Y らに対して、X が供託金の還付請求権を有することの確認を求める。これに対して、Y らは、①X 及び Y らの間では債権譲渡は有効であること、②譲渡無効を主張できるのは A だけであること、③特別清算手続の清算人は特別清算前の X の立場と異なる法的主張を行うこと等を抗弁として主張した。

裁判所は、まず「……特約は債権の譲渡性を物権的に奪うものであり、特約に反してなされた債権譲渡は無効であり（物権的効力）……本件において債務者である A の承諾がない以上、本件債権譲渡担保契約による譲渡は無効であり、本件債権の帰属主体に変更がないことは明らかである」として、①及び②の抗弁を否定した。また、③の抗弁について「……X は特別清算手続中であり、債権者間に公平かつ平等な配当を行う必要があり、清算人にはその義務が課せられていること……を総合考慮すると、X の代表清算人が債権譲渡の効力を無効であると主張することが禁反言の法理に反し、信義則に違反するまでは言えない」とし、X の請求を認容した。

【28】大阪高裁平成 19 年 4 月 27 日（金法 1870 号 47 頁）。これは、【25】の控訴審判決である。控訴人 Y らは、原判決の取消しを求めて控訴を提起した。控訴審で、Y らは、以下の理由により譲渡担保債権に付された譲渡制限特約が失効したことを主張する。すなわち、①A が譲渡制限特約違反であるとの指摘をせずに「債権者不確知」として供託したことにより、A は、譲渡について黙示の承諾を与えたものと解釈できること、②譲渡担保債権が供託により消滅したことから、譲渡制限特約の効力もその時点で消滅したこと、③譲渡制限特約の利益は第三債務者のみに帰属する「譲渡制限特約保護権」として構成すべきであり、A は供託によりこの利益を放棄したことである。

前記①については、A が事後的にも債権の譲渡を承諾していなことは明らかである、②については、譲渡制限特約関係が終了しても債権の帰属に影響せず、③については、「譲渡制限特約保護権」なる概念は失当であることを理由に、Y らの主張の棄却を求める。裁判所は、まず「A は債権者不確知として供託した後も、本件債権の譲渡を承諾していないことが認められる」として、①の抗弁を否認した。また「本件債権が供託により消滅したとしても、譲渡担保債権の譲渡制限特約関係の消長には影響しない」として、②の抗弁を否認した。さらに、③の抗弁については、「Y らの主張する譲渡制限特約保護権なる権利

は認めることができない」とした。結局、本件控訴を棄却した。

【29】最高裁平成21年3月27日（民集63巻3号449頁）。最高裁は、「……債権の譲渡性を否定する意思を表示した譲渡制限の特約は、債務者の利益を保護するために付されるものとされる。そうすると、譲渡制限の特約に反して債権を譲渡した債権者は、特約の存在を理由に譲渡の無効と主張する独自の利益を有しないのであって、債務者に譲渡の無効を主張する意思があることが明らかであるなどの特段の事情がない限り。その無効を主張することは許さないと解するのが相当である」として、第1審判決を取り消した上で、上告人Yらが供託金の還付請求権を有することを確認した。

【30】津地裁平成20年3月11日（訴月55巻4号1917頁）。Aは、平成2年6月1日Bとの間で工事下請基本契約及び下請基本契約約款を締結した。その際に、AB間でA又はBが、基本契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させてはならない旨の特約がされた。しかし、それにもかかわらず、Aは、平成14年7月12日Bに対して取得する同年1月12日から平成18年7月12日までの間の請負代金をYらに譲渡し、その旨が同日（平成14年7月12日）Bに通知された。

他方、Xは、同年8月1日、租税債権を徴収するため、AのBに対する請負代金債権を差押えた。Bは、同月25日真の債権者が確知できないとして、請負代金を供託した。Xは、同年9月27日、供託金の還付請求権を差押えた。そこで、Xは、Yらに対して供託金還付請求権の取立権がXにあることの確認を求める。Xは、①工事請負契約に譲渡制限特約を付すことは公知の事実であること、②譲渡制限特約の有無について調査・確認を行っていないことを理由に、悪意又は重過失のYらが譲渡された債権を取得し得ず、供託金の還付請求権を取得しないと主張した。裁判所は、①の主張を否定したが、②の主張を認め、Xの請求を認容した。

【31】長崎地裁平成24年8月27日（判タ1385号129頁）。Aは、平成20年9月26日、Bと改修工事請負契約を締結した。その際に、AB間で請負代金債権の譲渡を制限する特約がされた。しかし、それにもかかわらず、Aは、同年12月26日、Bに対して取得する請負代金債権をXに譲渡し、その旨が同月27日Bに通知された。Bは、同月30日、債権者不確知を供託原因として、請負代金を供託した。Cは、供託金の還付請求権に対する債権差押えの申立てをし、その旨の債権差押命令を得て、同命令は、同年5月19日Y（国）に送達された。Xは、同年8月11日法務局に対し、供託金の還付を受けようと払渡しの請求を行ったが、供託官は、同月16日還付を受ける権利を有することを証する書面（Cの承諾書）の添付がないことを理由に、Xの請求を却下した。

裁判所は、「供託物の還付請求権が差し押えられたときは、差押債権である還付請求権の譲渡の有無を問わず差押債権者は還付請求権についての利害関係人に当たる」、又は「債権の譲渡人の差押債権者は、前判示のとおり、債権の譲受人から独立した利害関係と地位を有しているから、債権の譲受人とは独立して、前記特約の存在を理由に当該債権譲渡の

無効を主張することができる」として、供託官に対し、供託金の還付を求める部分を却下した。

【32】東京地裁平成24年10月4日（判タ1387号216頁）。Y<sub>1</sub>とAは、平成20年5月30日、Y<sub>1</sub>がAに対する債権を担保するため、AのBに対する工事請負代金債権のうち同年2月29日から平成23年7月3日までの間に発生するものをYに譲渡するとの契約を締結した。そして、これに基づき、平成20年6月18日に利、債権譲渡登記ファイルに譲渡の登記がされた。Aは、平成21年5月18日、Bとの間で、建物改修工事請負契約を締結した。その際に、AとBは、請負契約によって生ずる債権について、譲渡制限の特約を付する合意をした。

Y<sub>1</sub>は、Bに対し、平成21年2月9日譲渡契約及び譲渡の登記がされたことについて、通知した。Xは、租税債権を徴収するため、同月22日請負代金債権を差押えた。bは、同年2月9日、過失なく債権者を確知できないとして、請負代金を供託した。Y<sub>1</sub>は、平成23年12月19日、供託金の還付請求権をY<sub>2</sub>に譲渡した。そこで、XとY<sub>2</sub>との間で、供託任につきXが還付請求権の取立権を有することを確認する。これに対して、Y<sub>2</sub>は、①Y<sub>2</sub>が譲渡制限特約につき善意又は無重過失であること、②Xが譲渡制限特約の存在を理由に譲渡無効を主張できないことを抗弁として主張した。

裁判所は、まず「本件請負代金債権に譲渡制限の特約を付する合意がされたのは、Y<sub>1</sub>が本件請負代金債権を譲り受ける契約を締結した後のことである（前提のなる事実（2）（3））から、本件請負代金債権の譲渡当時のY<sub>1</sub>の善意について論ずることは不可能であって、無意味というほかない」として、①の抗弁を否認した。また、「Xは、譲渡制限の特約に反して債権を譲渡した債権者ではなく、特約の付された債権について差押えをした債権者であって、特約の存在を理由に譲渡の無効を主張する独自の利益を有する」として、②の抗弁を否認した上で、Xの請求を認容した。

【33】大阪地裁平成25年8月6日（訴月60巻3号688頁）。Aは、平成18年4月1日、Bとの間で運送委託契約を締結した。なお、この契約には譲渡制限特約が記載された。Aは、平成22年4月9日、脱退Y<sub>1</sub>との間でAが現に有し又は将来有する債権を脱退Y<sub>1</sub>に譲渡する旨の集合債権譲渡契約を締結した。同年4月16日、譲渡契約に基づく債権譲渡登記がされ、同年8月9日頃、Bに当該登記がされている旨の通知がされた。

他方、Xは、平成22年8月3日租税債権を徴収するため、運送代金債権を差押え、同日債権差押通知書をBに交付した。Bは、同年12月7日債権者不確知を理由に運送代金を供託した。Y<sub>1</sub>は、平成23年12月19日引受参加人Y<sub>2</sub>に対し、供託金の還付請求権を譲渡した。そこで、Xは、上記債権譲渡が無効であると主張し、Y<sub>1</sub>に対し、Xが上記供託金還付請求権の取立権を有することの確認を認める訴訟を提起した。

裁判所は、まず「Xは、本件債権譲渡制限特約の存在を理由に、本件債権譲渡契約の無効を主張する適格を有する」とし、また「銀行として、悪意と同視し得る重大な過失に当

たる」とし、Xの請求を認容した。なお、「全国に多数の販売拠点や製造拠点を有しており、自社製品を運送するために運送契約を多数締結する必要がある本件第三債務者にとっては、運送人が運送代金債権を自由に譲渡できるとすると、債権者及び債権譲渡の有無の確認を行うことが事務処理上煩雑となり、二重払いを強いられるなどの危険があるから、運送人が運送債務を履行しない限り、運送代金に相当する金員を得ることができないようにすることが運送代金債権に債権譲渡禁止特約を付す動機となり得る」として、譲渡制限特約の合理性を認めた。

【34】東京地裁平成27年4月28日（判時2275号97頁）。Aは、継続的にBからBが建設、管理する建築物の内装工事について発注を受けて内装工事を行い、その都度、Bに対する請負代金債権を取得していた。そして、AとBとの協議により、それらの請負代金債権については、譲渡制限特約が付されていた。

Xは、平成23年10月3日、Aとの間で、AのXに対する同日時点及び将来発生する一切の債務を担保するため、AがBに対して同日時点で有し及び同日から5年間に取得する請負代金その他の一切の債権を譲渡するとの債権譲渡契約を締結した。Xは、同月27日当該債権の譲渡につき債権譲渡登記ファイルに譲渡の登記をした。なお、Xは、登記事項証明書を平成24年8月17日Bに交付した。

Aは、上記の継続的な取引の一環として、平成24年1月11日Bから、マンション新築工事に関する内装工事を請け負った。AとBは、上記請負契約に係る請負代金債権について、譲渡制限特約の合意をした。Aは、この請負契約に基づき、Bに対し、請負代金404万円を取得した。Bは、真の債権者を確知できないとして、請負代金を供託した。そこで、Xは、破産管財人Yとの間において、供託金の還付請求権がXに帰属することの確認を認める。

裁判所は、まず改正前法466条2項ただし書の適用がないかどうかについて、「債権譲渡制限特約より前に本件債権譲渡契約がされた場合には、譲渡時における債権譲渡制限特約の有無についての『善意』の概念をいれる余地がなく、同項ただし書の適用はない」とし、また債権譲渡の無効を主張することの可否について、「譲渡制限債権の譲渡の一般債権者がこれを差し押えたことをもって、譲渡制限特約の存在を理由に譲渡の無効を主張する独自の利益を有するということができないのと同様、破産債権者の利益のために財団債権に対する差押債権者と類似の法律上の地位が認められることはできない」とした上で、XとYとの間において、供託金についてXが還付請求権を有することを確認した。

【35】東京地裁平成28年4月22日（訴月63巻3号1132頁）。Bは、平成23年10月3日、Xとの間で、債権譲渡担保契約を締結し、BのXに対する同日時点及び将来発生する一切の債務を担保するため、BがAに対して、同日時点及び同日から5年の間に取得する請負代金その他の一切の債権を譲渡した。XとBは、同月27日債権譲渡について、譲渡登記をした。Xは、譲渡契約に基づき、Aに対し、BのAに対する工事請負代金債権の

譲渡を受けた旨の通知をし、同通知は、平成 24 年 8 月 18 に A に到達した。

Y は、平成 24 年 9 月 5 日、B の A に対する請負代金債権を差し押えた。A は、平成 25 年 7 月 16 日、B に対する平成 24 年 7 月及び同年 8 月分の工事請負代金を供託した。なお、請負代金債権については、A の承諾なしに債権譲渡をすることができない旨の譲渡制限特約が付されていた。X と Y との間において、供託金につき X が還付請求権を有することを確認する。

裁判所は、まず Y が譲渡無効を主張することの可否については、「X は、債権譲渡によって B が利益を受けているから、一般債権者である Y もこれにより利益を受けていると主張するが、そのような利益を観念することができるとしても事実上のものに過ぎない上、債権譲渡の無効を主張することによる利益と両立するものであって、Y が債権譲渡の無効を主張する独自の利益を有することを否定すべき事情には当たらない」とし、また改正前法 466 条 2 項ただし書の適用がないかどうかについては、「善意とは、債権譲渡を受けた時点において、債権譲渡制限特約の存在を知らないことを意味するから、将来生じるべき債権が譲渡された場合に、その時点で債権譲渡制限特約の存在を知らないということは観念できないというべきである」とした上で、X と Y との間において、供託金につき Y が還付請求権の取立権を有することを確認した。

【36】和歌山地裁令和 1 年 5 月 15 日（金商 1577 号 33 頁）。破産会社 X<sub>1</sub> は、平成 26 年 12 月 8 日から平成 27 年 7 月 31 日までの間に、A との間で、X<sub>1</sub> を請負人とする工事請負契約を締結した。工事請負契約に、X<sub>1</sub> が、A の書面による承諾を得ずに、A に対して代金債権等を譲渡すること制限する特約が付されている。X<sub>1</sub> は、平成 27 年 7 月 17 日、Y との間で、X<sub>1</sub> が A に対して「平成 26 年 12 月 31 日～平成 36 年 12 月 31 日」に取得する工事請負代金について、債権譲渡担保契約を締結した。Y は、同年 7 月 28 日譲渡担保契約について、譲渡登記を経由した。A は、平成 27 年 8 月以降、債権者不確知を理由に、請負代金の一部を供託した。そこで、破産管財人 X<sub>2</sub> は、供託金につき還付請求権が X<sub>2</sub> に帰属することの確認を求める。

裁判所は、「破産手続の開始決定があった場合には、破産財団に属する財産の管理及び処分をする権利は、裁判所が選任した破産管財人に専属し（破産法 78 条 1 項）、それとともに、破産財団に属する財産に対する破産債権に基づく強制執行等が破産財団に対しては禁止され、既になされた部分は失効すること（同法 42 条 1 項、2 項）に照らすと、破産管財人は、総債権者の利益のために、破産財団に属する財産について包括的な差押えをしているものと評価することができる。そうすると、差押債権者について債権譲渡制限特約の無効主張を主張する独自の利益を肯定する平成 9 年最判の射程は、破産管財人にも及ぶものと解するのが相当である」として、X<sub>2</sub> の請求を認容した。

## 第 2 款 裁判例の検討



## 第1項 全体的傾向

### 1 裁判例の数の時代的推移

譲渡制限特約に関する裁判例を確認すると、裁判例の数の時代的推移には顕著な特徴が看取される。裁判例は、平成時代に入ると急増する。昭和時代には12件に過ぎないが、平成10年代には5件、20年代には12件、30年代には6件、令和時代には1件徐々に増加する。

### 2 紛争類型の特徴

紛争形態についても、顕著な特徴が看取される。建設工事請負契約に纏わる事件が断然多く、全体の90%を占める(33件)。他方、荷役請負契約(又は運送委託契約)に纏わる事件が2件がある。その他、テレビ番組製作請負契約に纏わる事件が1件しかない。

### 3 紛争形態の特徴

譲渡制限特約の効力が争われる場面は、「債務者以外の者(差押債権者、破産管財人など)は、譲渡制限特約を持ち出して譲渡制限特約に違反する債権譲渡が無効であると主張した」場面(第1の検討場面)と、「譲受人からの請求を受けた債務者は、譲渡制限特約の存在を理由に支払を拒絶した」場面(第2の検討場面)とに大別される。

### 4 請求の認容率

認容率についていえば、第1の検討場面において、一部の裁判例は、譲渡人や破産管財人が譲渡制限特約を援用できないと判示したが、それ以外の裁判例は、破産管財人や差押債権者や第二譲受人や履行保証人との関係では、譲渡制限特約に違反する債権譲渡が無効であるとの立場を採用しており、認容例のほうが多い。また、第2の検討場面において、譲渡制限特約の合理性を問題視することによって債務者の譲渡制限特約による抗弁を否認する裁判例が存在しない。

## 第2項 譲渡制限特約の目的及び合理性

### 1 第1の検討場面

#### (1) 裁判例の一般的傾向

譲渡制限特約は、債務者の利益を保護するために付されるものであるが、実務では債務者以外の者が譲渡制限特約を持ち出して譲渡無効と主張した事例は圧倒的に多い。譲渡制限特約により追求される利益とは何かという視点からは、裁判例を、①破産管財人や差押債権者が「譲渡された債権を譲渡人の責任財産にとどめておく利益」を確保するために譲渡制限特約を持ち出した事例群<sup>1</sup>と、②同一債権が多重譲渡された場合の競合する譲受人が譲渡された債権についての優先順位を確保するために譲渡制限特約を持ち出した事例群<sup>2</sup>と、③譲渡制限特約に違反して債権を譲渡した譲渡人が債権譲渡契約を無効とするた

<sup>1</sup> 【4】【7】【8】【9】【11】【12】【13】【15】【16】【17】【18】【19】【21】【22】【23】【24】【25】【26】【27】【28】【30】【31】【32】【33】【34】【35】は①の事例群に属する。

<sup>2</sup> 【7】は②の事例群に属する。

めに譲渡制限特約を持ち出した事例群<sup>3</sup>とに分けることができる。

これら3つの事例群において、債務者は、争いの結果を待たず、譲渡された債権について債権者不確知を原因として供託する傾向が強く見られた。つまり、債務者は、譲渡された債権の真の債権者が誰であるか、譲渡制限特約に違反する債権譲渡が有効であるか無効であるかについて関心を有しておらず、その関心は、争いに巻き込まれるリスクを回避したいということである。譲渡された債権の金額に相当する金銭を供託した債務者に譲渡無効を主張する意思がない場合において、債務者以外の者は、①②③のような利益を確保するために譲渡制限特約の存在を理由に譲渡無効を主張したときは、裁判所は、どのように無効主張について判断してきたであろうか。

上記①の類型の事案においては、一部の裁判例は、「差押債権者と類似の法律上の地位が認められる破産管財人についても、譲渡禁止特約の存在を理由に譲渡の無効を主張する独自の利益を認めることができない」とし、「破産管財人は、第三者に対し、そのことを理由に当該債権譲渡の無効を主張することはできない」と判示したが（1件しかない）<sup>4</sup>、それ以外の裁判例は、破産管財人、差押債権者、履行保証人といった者との関係では、譲渡制限特約に違反する債権譲渡が無効であるとの立場を採用してきた<sup>5</sup>。他方、②の類型の事案において、裁判所は、譲渡制限特約につき善意又は無重過失のある第二譲受人が譲渡制限特約の存在を援用することができるということを前提としていた<sup>6</sup>。その他、③の類型の事案において、裁判所は、「譲渡人が譲渡制限特約の存在を理由に譲渡の無効を主張する独自の利益を有しない」として、譲渡人の譲渡無効について否定的である<sup>7</sup>。

## （2）若干の裁判例の検討

平成15年6月前の実務では、譲受人は、悪意又は重過失のある第三者との関係では譲渡制限特約に違反する債権譲渡が無効であり、債務者以外の第三者（差押債権者、履行保証人等）も譲渡の無効を主張できることを前提として行動していた。例えば、【23】において、差押債権者は、譲受人が改正前法466条2項の善意の第三者に当たらず、譲渡制限特約付債権を取得できないと主張するのに対して、譲受人は、譲渡制限特約の主張権者に言及せず、単に譲渡制限特約につき善意又は無重過失の抗弁を持ち出した<sup>8</sup>。その後、【24】を始めとする事案において、譲渡制限特約の主張権者が法的問題として争われた。それでは、譲受人が如何なる理由をもって譲渡制限特約の主張権者を債務者に限定しようとするか。それに対して、裁判所はどのような法的評価を加えているか。

まず、譲受人の「譲渡制限特約の主張権者を債務者に限定する理由」を確認しておく。

①譲渡制限特約は専ら債務者の利益を保護するために付されるものであるから、差押債権

<sup>3</sup> 【29】は③の事例群に属する。

<sup>4</sup> 東京地裁平成27年4月28日（判時2275号97頁）。

<sup>5</sup> 和歌山地裁令和1年5月15日（金商1577号33頁）、東京地裁平成28年4月22日（訴月63巻3号1132頁）。

<sup>6</sup> 東京地裁平成8年3月19日（金法1467号35頁）。

<sup>7</sup> 東京地裁平成12年4月25日（金法1598号57頁）。

<sup>8</sup> 大分地裁平成16年3月26日（訴月51巻5号1315頁）。

者、破産管財人、特別清算人等の「債権を譲渡人の責任財産にとどめておく利益」を保護する趣旨を含んでいるとは考えられない<sup>9</sup>。②破産管財人、差押債権者、特別清算人等に無効主張を認めると、総債権者は、融資金という利益だけでなく、譲渡された債権までも譲渡人の責任財産に回復させるという利益を受けることになって、二重の利益を得ることになり、明らかに不当である<sup>10</sup>。③第三者対抗要件が具備された時点で、譲渡人の一般債権者は、譲渡人が破産した場合であっても、譲渡された当該債権が破産財団に含まれるという期待を持ち得なくなる<sup>11</sup>。④差押えという方法により譲渡当事者と債務者の法律関係に割り込んできた差押債権者の利益を重視して、譲渡の無効主張を差押債権者に認めるのは、債権回収を確実にするための一手段として譲渡を受ける努力した譲受人との対比において公平ではなく、既に存在していた当事者間の法律関係の安定を不必要に害する<sup>12</sup>。⑤譲渡制限特約の利益は、債務者のみに帰属する「譲渡制限特約保護権」として構成すべきであり、債務者は供託によりこの利益を放棄する。

上記①のような理由については、裁判所は、【26】において「本件債権〔譲渡された債権〕の帰趨は、他の債権者への配当率及び配当額に直接影響を与えることとなり、清算人において他の債権者の利益を考慮すべき立場にある……譲渡人が特別清算手続中であり、債権者間に公平かつ平等な配当を行う必要があり、清算人にはその義務が課せられている」として、特別清算人の無効主張を認めた。また、【24】において「同債権の債権者の利益のみを保護するためのものであるとはいえないし、原告は破産管財人として、破産会社とは別個の立場に立つものである」として、破産管財人の無効主張を認めた。さらに、【31】において「差押債権者は、差押債権が譲渡されたときも差押債務者から独立した利益及び地位を有するから、差押債権について直接的な利害関係を有するというべきである」として、差押債権者の譲渡無効を認めた。

上記②のような理由については、裁判所は、【33】において「これはあくまでも反射的なものであり、譲渡人の一般債権者は、間接的な利益を享受しているに過ぎない」とし、また【35】において「そのような利益を観念することができるとしても事実上のものに過ぎない上、債権譲渡の無効を主張することによる利益と両立するもの」であるとし、さらに【36】において「本件融資によって、破産会社は6800万円の現金を取得すると同時に、被告〔譲受人〕に対して同額の借入金債務等を負担した」として、譲受人の主張を採用しなかった。

上記③のような理由については、裁判所は、【35】において「被告〔差押債権者〕は、

<sup>9</sup> 和歌山地裁令和1年5月15日（金商1577号33頁）、東京地裁平成28年4月22日（訴月63巻3号1132頁）、大阪地裁平成25年8月6日（訴月60巻3号688頁）、長崎地裁平成24年8月27日（判タ1385号129頁）、神戸地裁平成18年11月17日（金法1870号49頁）、横浜地裁平成16年6月8日（金法1752号81頁）。

<sup>10</sup> 和歌山地裁令和1年5月15日（金商1577号33頁）、東京地裁平成28年4月22日（訴月63巻3号1132頁）。

<sup>11</sup> 東京地裁平成27年4月28日（判時2275号97頁）。

<sup>12</sup> 大阪地裁平成25年8月6日（訴月60巻3号688頁）。

本件供託の基礎となる請負人の注文者に対する工事請負代金債権を差し押さえた者であって、債権譲渡の無効を主張することによって利益を受ける立場にあり、利害関係のある第三者に該当する」として、譲受人の主張を採用しなかった。

上記④のような理由については、裁判所は、【33】において「本件債権を差し押さえた原則〔差押債権者〕は、創設的に取得した債権の取立権を行使しうるか否かという意味において、本件債権の帰趨について独自の利益を有するといえるから、原告の譲渡無効の主張を許容することが不公平であるとか、法的安全性を害するということもできない」として、譲受人の主張を採用しなかった。

上記④のような理由については、裁判所は、【27】において「譲渡制限特約に反した譲渡の効力は無効であるから、債務者の供託という事実によって債権の帰属に変更を生じるとしたり、債務の消滅原因に過ぎない供託の有無によって債権の帰属が決せられるとするのは、法理論上困難である」とし、さらに【28】において「債権が供託により消滅したとしても、譲渡債権の譲渡制限特約関係の消長に影響しない」として、譲受人の主張を採用しなかった。

譲渡制限特約の主張権者をめぐって学説は対立しているが<sup>13</sup>、前記のとおり、裁判例の態度の骨格はほぼ固まっており、債務者のほか、譲渡人以外の者に譲渡制限特約の効力を主張する利益が認められている。つまり、債務者以外の者は、譲渡制限特約によって「譲渡された債権を譲渡人の責任財産にとどめておく利益」、又は譲渡された債権についての優先順位を確保することができる。譲渡制限特約は、そもそも債務者の利益を保護するためのものであるが、実務ではこれと異なる目的で利用されている。本報告では、これを判例理論と指称する。

## 2 第2の検討場面

譲受人からの支払請求を受けた債務者は、譲渡制限特約の存在を理由にこれを拒絶することができる。ただ、譲渡制限特約により目指されている利益が何であるかを検討する必要がある。譲渡制限特約により目指している注文者の利益は、①「弁済の相手方を譲渡人に固定すること」と、②「建設工事の適正な施工、最後まで工事を完成させること」と大別される。まず、①の利益を確認することにしよう。弁済の相手方の固定という債務者の利益としては、㊦相殺利益の確保、㊧過誤弁済危険の防止、㊨事務手続煩雑化の回避、㊩紛争に巻き込まれるリスクの回避といった点が挙げられる。

上記㊦の相殺利益の確保については、請負代金債権が譲渡され債務者対抗要件が具備された場合に相殺の抗弁を譲受人に対抗できる範囲が問題となる<sup>14</sup>。具体的には、注文者が建設工事請負契約に基づいて下請業者に対して賃金を立替払したことにより元請業者に

<sup>13</sup> 池田清治「民法学における『意図せざる結果』」民事研修 517号（2000年）12頁以下、中田裕康『債権総論（第3版）』（岩波書店、2013年）528頁、石田剛『債権譲渡禁止特約の研究』（商事法務、2013年）77-79頁等参照。

<sup>14</sup> 東京地裁平成7年9月4日（判タ904号152頁）。

対して立替払債権を取得した場合、建設工事につき請負契約に適合しない瑕疵があり、注文者は瑕疵の修補にかわる損害賠償請求権を取得した場合、建設工事が遅延した結果注文者が譲渡人に対して違約金債権を取得した場合に、それらの債権による相殺の抗弁を譲受人に対抗できるのかといった問題である。

改正前法のもとでは、債務者は、譲渡人に対して反対債権を取得したとしても、その債権が債務者対抗要件具備後に発生した場合に、反対債権による相殺の抗弁を譲受人に対抗することができないのが原則であるが（改正前法 468 条 2 項の解釈）、注文者が譲渡制限特約によって請負代金債権を譲渡人に固定しておけば、相殺の利益が確保される。改正前法は、468 条 2 項で債務者が譲受人に主張できる相殺の抗弁を債務者対抗要件具備前に譲渡人に主張できるものに限っているが、債務者は譲渡制限特約により相殺可能な領域を創出することができる仕組みになっている（もちろん、改正前法 468 条 2 項を解釈によって拡大する可能性は残されていた）。

上記④の過誤弁済危険の防止については、請負代金債権が譲渡され債務者対抗要件が具備された場合に、債務者は、譲渡人に弁済しても有効な弁済とはならないので、改正前法に二重払いの危険が内在している。例えば、判例では、注文者は譲渡人である請負人の資金調達上の都合により、毎月支払相当分を超えて支払った事例がある<sup>15</sup>。改正前法のもとでは、債務者対抗要件具備後に、注文者は譲渡人に対して請負代金につき支払をしても譲受人との関係においては何らの効力も生じない。注文者は、二重払いの危険を回避したいのであれば、譲渡制限特約によるほかない。

上記⑤の事務手続煩雑化の回避については、長期間の請負契約及び多数の取引先を有する注文者の請負契約において、請負代金決済等事務処理の円滑性などの要請から請負契約に譲渡制限特約が記載することに合理性がある<sup>16</sup>。仮に譲渡制限特約がなければ、注文者は、請負代金の支払いに応じる度に、請負代金債権の債権者、譲渡の有無ないし譲渡の過程を確認する必要性が生じる。つまり、債権譲渡によって事務処理が煩雑となる危険性がある。この点において、事務手続煩雑化を回避することが請負代金債権に譲渡制限特約を付す動機になり得る。

上記⑥の紛争に巻き込まれるリスクの回避については、実務では同一債権につき二重の譲渡通知が到達したり、裁判所からの仮差押命令が到達した場合が多く、債務者が紛争に巻き込まれるリスクは、改正前法にも内在している。このようなリスクを回避することが譲渡制限特約を付す動機になり得る。しかも、譲渡制限特約を結んだ債務者は、争いの結果を待たず譲渡された債権について債権者不確知を原因として供託することが多い。

次に②の利益に移ろう。譲渡制限特約は、弁済の相手方を譲渡人に固定する以外の目的で利用されることもある。すなわち、建設工事請負契約においては、注文者は、譲渡制限

<sup>15</sup> 大阪地裁昭和 49 年 2 月 15 日（金法 729 号 33 頁）。

<sup>16</sup> 大阪地裁昭和 49 年 2 月 15 日（金法 729 号 33 頁）。

特約によって建設工事を最後まで適正に完成させることなどを担保している<sup>17</sup>。具体的に言えば、建設工事完成前に請負代金債権の譲渡を認めると、請負人に履行義務のみを残す結果となるため、注文者は、請負人の義務が適正に履行されるかどうかという不安に陥ることになる。また、債権譲渡によって建設工事着手前に請負契約を締結した段階で建設資金がほぼ全額調達できるということになった場合に、工事が長期間に渡るため、その間に資金がほかの目的で利用される可能性があり、適正な施工がされるかどうか注文者に不安を抱かせることになる。これらの不安を緩和することが、建設工事請負契約に譲渡制限特約が記載する動機である。

ここでの問題は、上記②のような場合に債務者の利益が保護に値するかにある。一般論としては、このような債務者の利益は保護に値しないであろう。しかし、債務者が上記のような不安を緩和するために予防的措置として譲渡制限特約まで結んでいた場合に、そこまでの債務者には保護を与える必要があるであろう。譲渡制限特約の効力をめぐる裁判例において、裁判所は、譲渡制限特約の合理性を認める傾向が見られる<sup>18</sup>。仮に譲渡制限特約の合理性を認めないとするならば、譲渡制限特約の存在意義が著しく減殺されるから、裁判所の法的判断に合理性があるといえよう。

### 第3項 将来債権の譲渡と譲渡制限特約の効力

将来発生する債権（例えば、注文者に対して将来何年間に取得する請負代金債権）が譲渡され、その後に、債権の発生原因たる契約（例えば、請負契約）を締結する際に譲渡制限特約が付された場合には、その後に具体的に発生する債権（例えば、請負代金債権）について譲渡制限特約の効力が及ぶかは問題である。

将来の請負代金債権の譲渡性が問題となる裁判例は、3件しか見られない（【32】【34】【35】）。まず、【32】において、債権譲渡の効力を争った差押債権者は、「本件請負代金債権は、本件債権譲渡契約が締結された時点では発生していなかったから、譲渡制限の特約について善意（民法466条2項ただし書）の概念を容れる余地がない」ことを理由として、譲渡の無効を主張した。これについて、裁判所は、「債権の譲渡制限の特約についての善意（民法466条2項ただし書）とは、譲渡制限の特約の存在を知らないことを意味し、その判断の基準時は、債権の譲渡を受けた時であるところ、本件請負代金債権に譲渡制限の特約を付する合意がされたのは、譲受人が本件請負代金債権を譲り受ける契約を締結した後のことである（前提となる事実（2）、（3））から、本件請負代金債権の譲渡当時の譲受人の善意について論じることは不可能であって、無意味というほかない」とし、譲受人が譲渡契約により請負代金債権を取得できないと判示した。

<sup>17</sup> 中央建設業審議会建設工事標準請負契約約款改正ワーキンググループ第2回（2019年8月1日）資料4・12頁、昭和60年11月1日仙台地裁（訴月32巻7号1512号）、東京高裁昭和63年6月27日（判時1283号103頁）参照。

<sup>18</sup> 東京簡易昭和63年7月19日（公刊物未登載）、平成27年4月28日東京地裁（判時2275号97頁）等参照。

次に、【34】において、改正前法 466 条 2 項ただし書の適用がないかどうかは争点となった。債権譲渡の効力を争った譲渡人の破産管財人は、「本件供託金に係る請負代金債権（本件各債権）については、前提事実のとおり、債権譲渡制限特約が付されているところ、本件各債権の発生時期はいずれも本件債権譲渡契約の後であるから、民法 466 条 2 項ただし書の適用はなく、譲受人の認識がどのようなものであったかにかかわらず、本件各債権は、譲渡制限債権としての性質を有することになる」ことを理由として、譲渡制限特約に反して行われた債権譲渡は無効であると主張した。これについて、裁判所は、「……民法 466 条 2 項ただし書は、債権譲渡制限特約について『善意』の第三者に対抗できないとするが、この場合の『善意』とは、現に債権譲渡制限特約があるという事実を知らないことを意味する概念であると解され、上記のように、債権譲渡制限特約より前に本件債権譲渡契約がされた場合には、譲渡時における債権譲渡制限特約の有無についての『善意』の概念をいれる余地はなく、同項ただし書の適用はないものと解される。そうすると、本件各債権（前提事実（3）ウ及び（4）イの請負代金債権）は、債権譲渡制限特約に関する譲受人の認識のいかんにかかわらず、そもそも譲渡性がないものとして発生したものというべきである」として、破産管財人の主張を採用した。

最後に、【35】において、債権譲渡の効力を争った譲渡人の破産管財人は、「本件債権譲渡契約は、個々の債権が発生する前に包括的な債権譲渡をすることを内容とするものであるから、譲渡制限特約について譲受人が善意であるということは観念できない」ことを理由として、譲渡の無効を主張した。これについて、裁判所は、「民法 466 条 2 項ただし書は、債権譲渡制限特約について、善意の第三者に対抗することができないと定めており、第三者が善意であることは、同規定が適用されるための積極要件であると解されるどころ、善意とは、債権譲渡を受けた時点において、債権譲渡制限特約の存在を知らないことを意味するから、将来生じるべき債権が譲渡された場合に、その時点で債権譲渡制限特約の存在を知らないということは観念できないというべきである」とし、「本件債権譲渡契約について、民法 466 条 2 項ただし書は適用されず、同契約は、少なくとも差押債権者に対する関係においては無効」であると判示した。

将来債権の譲渡と譲渡制限特約の効力については、日本法は制定法の規律を欠いている。ただ、以上のように将来の請負代金債権が譲渡された場合において注文者と請負人との間で締結された譲渡制限特約の効力につき安定した判例法理が形成されている。【32】【34】【35】において、裁判所は、先行する債権譲渡の譲受人との関係においても、譲渡制限特約の第三者効を貫徹させる。すなわち、将来債権が譲渡された後に付された譲渡制限特約の効力が先行する債権譲渡の譲受人に及び、債務者は、将来債権の譲受人に対して常に譲渡制限特約を対抗することができる。一方、債務以外の第三者に譲渡制限特約の効力を主張する利益が認められるから、譲渡人の差押債権者や破産管財人も、将来債権の譲渡を無視して行動することができる。

ところで、【32】【34】において問題となる譲渡制限特約は、確かに将来債権が譲渡された後に付されたものであるが、厳密に言えば将来債権の譲渡時から債務者対抗要件具備時の間に付されたものである。譲渡制限特約の具体的な締結時期を念頭においてみると、裁判例は、必ずしも将来債権の譲渡につき譲渡制限特約の第三者効を貫徹させていない。具体的には、債務者対抗要件具備前に譲渡制限特約が付された場合には、譲受人に譲渡制限特約を対抗できるが、債務者対抗要件具備時を基準として、その後に付された譲渡制限特約を譲受人に対抗できるかという点については、裁判例の立場は、必ずしも明らかではない状況にある。

## 第2節 保証金（敷金）返還請求権に関する裁判例の紹介と検討

### 第1款 裁判例の紹介

保証金（敷金）返還請求権に関する裁判例は、以下の通りである。

【1】東京地裁昭和47年5月12日（民集31巻2号314頁）。Aは昭和44年6月18日、Yとの間で、賃貸借契約を締結し、AはYに対し右契約に基づき保証金120万円を預託した。右契約が解除された場合又はAが貸室を明け渡した場合には、Yは直ちに右保証金を返還する約定であった。その際に、AY間で債権の譲渡を禁止する旨の特約がされた。Aは昭和45年12月28日Yに対し貸室を明け渡した。したがって、AはYに対し前記保証金の返還を請求する権利を有するのである（本件債権）。

Aは、昭和45年8月26日本件債権をBに譲渡し、同日内容証明郵便でYに対しその旨通知した。他方、Xは、昭和45年6月11日Aに対し金100万円を貸し付け、同額の債権を有するが、昭和46年1月20日前記保証金の返還請求権の差押え及び転付命令を申請し、その差押え及び転付命令は同月22日Yに送達された。そこで、Xは、Yに対し右保証金の内金45万円の支払を求める。

Yは、抗弁として次のとおり述べた。①Aが貸室を明け渡した当時、同会社はYに対し合計83万111円の債務を負担していたので、Yは右債務と前記保証金返還債務とを対等額で相殺した。②Yは昭和46年2月10日Bに対し保証金の内金36万9889円を支払ったから、これによって本件債権は消滅した。これに対して、裁判所は、譲渡制限特約につき悪意又は重過失であるBとの関係では債権譲渡が無効であることを前提として、「Xは右債権のうち金36万9889円の返還請求権を取得した」と判示した。

【2】東京高裁昭和48年5月10日（高民26巻2号208頁）。これは、【1】の控訴審判決である。控訴審は、「昭和45年11月27日頃、Aの本件債権譲受を承認した」と認定した上で、「Yの前記債権譲渡承認によってAとBの本件債権の譲渡はその譲渡の日である昭和45年8月26日に遡及してその効力を生じたものといえる。そして、〈証拠〉によると前記債権譲渡の通知は昭和45年8月26日の確定日附をもつてなされていることが認められるから、Yとしてはその譲渡承認によつて有効となつた本件債権の譲渡の事実を



第三者である X に対してもこれを対抗しうるものであり、このような場合承認のあつた前示昭和 45 年 11 月 27 日以後改めてその事実を確定日附ある証書をもって証明する必要はないものと解するのが相当である……従つて、昭和 46 年 1 月 20 日本件債権に対する差押命令および右債権を X に転付する旨の転付命令が発せられ、その決定正本が同月 22 日 Y に送達されたことは当事者間に争いのないところであるが、右差押および転付命令が発せられた当時被転付債権たる本件債権はすでに適法に B に譲渡され、A は本件債権の債権者ではなかつたのであるから X は右転付命令により本件債権を取得するに由ないものといふべく、結局 X は本件債権の債権者ではなく、Y は X に対しその支払義務がないことは明らかである」と判示した。

【3】最高裁第一小法廷昭和 52 年 3 月 17 日（民集 31 卷 2 号 308 頁）。これは、【2】の上告審判決である。最高裁は、「譲渡制限の特約のある指名債権をその譲受人が右特約の存在を知つて譲り受けた場合でも、その後、債務者が右債権の譲渡について承諾を与えたときは、右債権譲渡は譲渡の時にさかのぼって有効となり、譲渡に際し債権者から債務者に対して確定日付のある譲渡通知がされている限り、債務者は、右承諾以後において債権を差し押え転付命令を受けた第三者に対しても、右債権譲渡が有効であることをもって対抗することができるものと解するのが相当であり、右承諾に際し改めて確定日付のある証書をもってする債権者からの譲渡通知又は債務者の承諾を要しないといふべきである」とし、X の上告を棄却した。

【4】東京高裁昭和 48 年 11 月 19 日（判時 725 号 43 頁）。A は、Y との間で賃貸借契約を締結し、A は Y に対し右契約に基づき保証金を預託した。その際に、AY 間で「保証金預り証は、Y の承諾を得ないでこれを質入又は譲渡することができない」旨の特約がされた。しかし、それにもかかわらず、A は Y の対する保証金返還請求権を X に譲渡し、その旨が Y に通知された。

X からの請求を受けた Y は、「本件保証金返還請求権は、本件店舗賃貸借契約が終了した場合にはじめて具体的に発生したものであるから、同債権についての譲渡制限条項（乙第 1 号証の店舗賃貸借契約書第 6 条）は、正に、右によって具体的発生し、あるいは将来発生すべき保証金返還請求権を対象とし、その譲渡を特約をもって制限した趣旨と解すべきである。そうすると、仮に X の本件保証金返還請求権譲受行為が現実になされたものであり、かつ、同賃貸借終了ののちになされたものであるとしても、同行為は、前記特約によって禁止せられていたものといわなければならない」ことを理由に、これを拒絶した。

裁判所は、「Y は、A に対するのと同様の売場を同訴外会社の他約 180 店に賃貸してそれぞれからほぼ同様の多額の保証金を取得している関係上、その多数の賃借権者が自由に右保証金預り証の受渡によって保証金返還請求債権を他に質入または譲渡などをした場合にはやがてはこれが第三者間に転々と移転することが予想され、かくては Y としても賃貸借終了時において真実の保証金返還請求権者の判定や、保証金と差引精算すべき場合の

措置などに複雑な問題の生ずることが懸念されるので、これらの事態の生起することをさけるため、本件の場合に限らず他の賃借人との間でも右保証金返還請求債権の質入および譲渡を禁止することを特約しているものであることが認められ」として、譲渡制限特約の目的を明らかにしている。

譲渡制限特約の第三者効については、裁判所は、「前示契約条項中、『預り証は……質入又は譲渡することができない。』と表現されていることおよび同契約書第5条によれば、本件保証金は主として本件賃貸借の存続中に発生すべき賃借人の債務を担保し、契約終了時にそれらの債務相当金額を右保証金から差引き残額を賃借人に返還すれば足りるものであることが認められることなどを合わせ考えると、前記賃貸借契約書第6条の定めは、賃貸借終了後保証金返還請求債権が現実発生したのちにおいて、正規の指名債権譲渡の方式になされたその譲渡までを禁止する趣旨のものではないと認めるのが相当である」として、「Aが本件店舗賃貸借契約終了後において指名債権譲渡の方式によって右保証金返還請求債権をXに譲渡したことは、禁止されていたものとは認められないから、その譲渡が禁止されていたことを前提とするYの前記主張はこれを採用することができない」と判示した。

【5】東京高裁平成7年7月27日（判タ910号517頁）。Yは、Aとの間で、平成2年7月23日Yを貸主、Aを借主とし、賃貸借契約を締結した。その際に、AY間でAは賃貸借契約に基づく一切の権利を第三者に譲渡してはならない旨の特約がされた。Aは、Yに対し、賃貸借契約に基づく敷金として、合計506万円を差し入れていた。Aは、賃貸借契約の終了に際して、Yに対し右敷金506万円から平成2年11月1日から賃貸借契約が終了した同年12月27日までの未払賃料等として109万8390円を控除した残額396万1610円の返還を催告した。Aは、平成3年1月9日敷金返還請求権をXに譲渡し、Yに対して同月10日付翌11日到達の書面をもってその旨の通知をした。そこで、Xは、Yに対して敷金の残額の支払を求める。Xからの請求を受けたYは、譲渡制限特約につき悪意又は重過失であるXとの関係では債権譲渡が無効であることを理由にこれを拒絶した。

裁判所は、「本件譲渡制限特約は、本件賃貸借契約書中に当該特約の占める位置及びその文言からして、当事者間の信頼関係を必要とする賃貸借契約が存続していることを前提とした約定であって、賃貸借契約が終了した後まで効力を有するものとは解されない。しかるところ、本件債権譲渡は、本件賃貸借契約が終了した後、その対象となった前記各債権を譲渡したものであって、敷金返還債権も既に具体的に発生していた残額の返還債権を譲渡したものであるから、本件譲渡禁止特約によって、その譲渡が制限されることはなく、被控訴人の本件譲渡禁止特約に対する認識の有無及び過失の有無・程度を検討するまでもなく、控訴人が被控訴人に対し敷金返還債権の譲渡が禁止されていた旨を対抗する余地はないものというべきである」として、Yの主張を採用しなかった。

【6】東京高裁平成7年10月31日（金法1463号36頁）。AとB間の昭和62年5月

26日付の賃貸借契約には、Aは敷金に関する債権を第三者に譲渡し又は債務の担保に供することができない旨の特約が記載されている。しかし、それにもかかわらず、Aは、平成4年4月24日Bに対して取得する敷金返還請求権をXに譲渡し、その旨が同年5月18日Bに通知された。Aは、平成4年7月14日破産宣告決定を受け、Yが破産管財人に選任された。

Bは、債権者不確知を理由として敷金（賃貸借契約解除後にBにより相殺約定に基づくAの債務控除後の金銭）を供託した。Xは、供託金につき還付請求権がXに帰属することの確認を求めたところ、裁判所は、「Xには、本件敷金返還請求権に譲渡制限特約が付けられていたことを知らなかったことについて重大な過失がある」と認定した上で、供託金の還付請求権がXとYとの間でYに帰属することを確認した。

【7】東京地裁平成7年10月31日（公刊物未登載）。Aは、Bに対し不動産賃貸借契約に基づいて差入れた保証金600万円の返還請求権を有していた。保証金返還請求権につき譲渡制限特約が付されている。しかし、それにもかかわらず、Aは、Bに対して取得する保証金返還請求権をY<sub>1</sub>に譲渡し、その旨が平成4年8月28日Bに通知された。Y<sub>1</sub>は、さらに同債権をY<sub>2</sub>に譲渡し、その旨が同年12月24日Bに通知された。

他方、Xは、租税債権を徴収するため、同年9月2日同債権を差し押さえて右債権差押通知書をBに送達した。Aは、同債権をY<sub>3</sub>に譲渡し、その旨が同年9月2日Bに通知された。Bは、各譲受人の善意・悪意が不明のため債権譲渡の有無・無効が判断できないとして、平成6年4月5日不動産賃貸借契約に基づくAに対する一切の債権を控除した残金124万6556円について供託した。そこで、XとY<sub>1</sub>Y<sub>2</sub>Y<sub>3</sub>との間において、Xが供託金の還付請求権の取立権を有することを確認する。

裁判所は、まず「本件保証金は、本件賃貸借の終了後本件ビル6階の明渡義務の履行までに生ずる賃料相当額の損害金債権その他賃貸借契約により賃貸人が賃借人に対して取得することのある一切の債権を担保するものと考えられ、賃貸人は、賃貸借の終了後本件ビル6階の明渡しが行われた時においてそれまで生じた右被担保債権を控除してなお残額がある場合に、その残額につき賃貸人が返還義務を負担するものと考えられる。そうすると、保証金自体で賃貸人のリスクは担保されるのであるから賃貸人にとって、本件債権に譲渡制限特約を付する合理性に乏しいものというべきであり」として、譲渡制限特約の合理性について否定的である。

また、「一般的に保証金返還請求権あるいは敷金返還請求権について譲渡禁止特約が付されているともいえない」として、Y<sub>1</sub>には譲渡制限特約につき重大な過失がないと認定した上で、「AからY<sub>1</sub>への債権譲渡及びY<sub>1</sub>からY<sub>2</sub>への本件各債権譲渡はいずれも有効であり、かつ、本件債権につき確定日付のあるY<sub>1</sub>への譲渡に関する通知の到達がXの差押の到達及びY<sub>3</sub>への譲渡に関する通知の到達よりも先である」とし、「Y<sub>1</sub>が本件債権譲渡の譲受をもって右兩名に対抗しうるものであり、さらに同社から本件債権を譲り受けたY<sub>2</sub>

も右兩名に対抗しうるものというべきである」と判示した。

【8】東京高裁平成8年6月26日（公刊物未登載）。これは、【7】の控訴審判決である。Y<sub>1</sub>、Y<sub>2</sub>及びY<sub>3</sub>の重過失については、裁判所は、「営業用の事務所や店舗の賃貸借では、保証金（敷金）の返還請求権について譲渡禁止特約を付すことは一般的であり、ビル賃貸業者の間では、右譲渡禁止特約を付すことは常識的であり、さらに、市販されているビル貸室賃貸借契約書等の書式集においても、保証金（敷金）の返還請求権について譲渡禁止の特約条項が記載されている……被控訴人Y<sub>2</sub>が専門的法律知識を有している弁護士であること、被控訴人Y<sub>1</sub>が不動産の賃貸及び管理をも事業目的としていること（甲第7号証）及び被控訴人Y<sub>3</sub>が不動産の仲介等を事業目的とする金融業者であること（甲第9号証）を併せ考慮すると、被控訴人Y<sub>1</sub>、同Y<sub>2</sub>及び同Y<sub>3</sub>は、本件債権の各譲渡の際に、本件賃貸借契約書を見ることなどによって本件債権の譲渡禁止特約の存在を容易に確認できるにもかかわらず、これを怠ったものというべきであるから、本件債権の譲渡禁止特約の存在を知らなかったことにつき重大な過失があるというべきである」とした上で、原判決を取り消し、XとY<sub>1</sub>Y<sub>2</sub>Y<sub>3</sub>との間において、Xが供託金の還付請求権の取立権を有することを確認した。

【9】東京地裁平成8年3月19日（金法1467号35頁）。Y<sub>1</sub>は、貸金の支払のため、平成5年8月19日Aに対して取得する保証金返還請求権をXに譲渡し、その旨がAに通知された。ところが、Y<sub>1</sub>は貸金の支払のため、同一の債権をさらにY<sub>2</sub>に譲渡し、その旨が平成5年12月30日Aに通知された。Aは、平成6年6月21日、確定日付のある書面により、Xへの譲渡につき承諾し、保証金返還請求権のうち504万1500円をXに支払う旨約束した。次いで、Y<sub>3</sub>は、平成6年8月20日保証金返還請求権を差し押さえた。Bは、保証金返還請求権につき債権者不確知を原因として供託した。そこで、XとY<sub>1</sub>Y<sub>2</sub>Y<sub>3</sub>との間において、Xが供託金について還付請求権を有することを確認する。

裁判所は、XとY<sub>2</sub>が譲渡制限特約につき悪意又は重過失があると認定した上で、「譲渡制限特約のある指名債権の譲受人が、右特約の存在を知り、あるいは重大な過失によりこれを知らないで譲り受け、右譲渡につき第三者に対する対抗要件を具備した場合において、債務者がその譲渡につき承諾を与えたときは、債権譲渡は譲渡の時に遡って有効となるが……その対抗力は、譲渡の時まで遡るのではなく、承諾の時まで遡及することとどまるものと解すべきである。したがって、右譲受人は、右譲渡の時から承諾時の間に、右債権につき譲渡を受け又は差し押さえる等をし、かつ、第三者に対する対抗要件を具備するに至った利害関係人に対しては、対抗することができないが、右利害関係人が右譲渡禁止特約の存在を知り、あるいは重大な過失によりこれを知らないで譲り受けた場合には、右利害関係人に対する債権譲渡もその効力を生じないのであるから、譲受人は、右承諾を得たことにより、右利害関係人に対して、自己に対する債権譲渡の効力を主張することができるものというべきである」として、Xの請求を認めた。

【10】東京高裁平成8年11月27日（金商1045号13頁）。これは、【8】の控訴審判決である。裁判所は、「Y<sub>2</sub>がY<sub>1</sub>から貸借借契約書の写しを渡されていなかったとしても、近時の貸室の貸借借契約においては、保証金返還請求権につき譲渡制限の特約がなされるのが通常であり、Y<sub>2</sub>の供述によれば、Y<sub>2</sub>も同様の認識を有していたこと、また、Y<sub>2</sub>はこれまでに貸借借契約の保証金を担保にして融資をしたことが何回があり、その中には譲渡制限の特約が付されていたものもあったことが認められるところ、右のY<sub>2</sub>の認識、経験及び貸借借契約における保証金預託の性質に鑑みると、Y<sub>2</sub>は、本件保証金返還請求権に譲渡制限特約が存在することを容易に推測できたものというべきであるから、Y<sub>1</sub>から貸借借契約書入手するか、Aに問い合わせるなどして、譲渡制限特約の有無について確認すべき義務があり、これを怠ったことに重大な過失があったものというべきである」とし、Y<sub>2</sub>の控訴を棄却した。

【11】福岡地裁平成22年1月28日（公刊物未登載）。Aは、貸金債権の弁済のために、平成15年11月18日、Bに対して取得する保証金返還請求権をXに譲渡し、その旨が平成16年6月2日Bに通知された。なお、保証金（528万7913円）は、AとBとの間の加盟店契約に基づき、AがBに対して負担する一切の債務を担保するために差し入れられたものである。保証金還付請求権については、AがBの書面による承諾なく、譲渡・担保権の設定等の処分行為をしてはならない旨の特約が付されていた。Yは、平成16年9月28日租税債権等を徴収するため、保証金還付請求権を差し押さえた。Bは、Xから保証金の支払請求を受けたが、平成21年4月24日、債権者を確知できないことを理由に、保証金還付請求権に基づく金員である452万8548円を供託した。そこで、Xは、供託金の還付請求権を有することの確認を求める。

Yは、譲渡制限特約つき悪意又は重過失のあるXとの関係で、債権譲渡が無効であると主張したところ、裁判所は、「個々の店舗がクレジット会社に対して提供する保証金について譲渡制限特約が付されていることが一般的であると広く周知、認識されているとはいえず（証拠〔乙13、14〕によれば、他のクレジット会社においても同様の特約が存在することは認められるが、そのような譲渡制限が、加盟店でもないXのような立場の者に、公知のものとして認識し得たと認める証拠はない」として、Yの主張を否認し、XとYとの間において、Xが供託金について還付請求権を有することを確認した。

【12】大阪地裁昭和61年9月3日（公刊物未登載）。AがYに対して取得する不渡異議申立預託金返還請求権をXに譲渡し、その旨がYに通知された。Xからの請求を受けたYは、譲渡制限特約の存在を理由にこれを拒絶したところ、裁判所は、「銀行を債務者とする債権については、譲渡制限の特約の付されるのが一般であることは世間周知の事実である。しかるに貸金業の登録もしており銀行取引について相応の知識を有するXが、Aの資金繰りの苦しいことを知りながら、AのYに対する多額の債権を、その内容する明確に認識せず、かつ、Yに対し譲渡の可否についての問合せをすることもなく、漫然と譲り受

けたものであるから、Xには本件債権の譲受に際して譲渡制限の特約の存在を知らなかったことについて重大な過失があったというべきである」として、Xの請求を棄却した。

【13】大阪高裁昭和62年3月31日（金法1159号29頁）。これは、【12】の控訴審判決である。譲渡制限特約を知らなかった点に関するYの重過失の有無については、裁判所は、「Xは貸金業の登録を受けて金銭を貸付けていたとはいえ副業としてこれを行っていたにすぎず、銀行取引及びこれに付随する銀行業務の実態や慣行等について特に一般人以上の知識経験を有していたとは認め難いから、本件債権の譲渡性の有無について特に疑問を抱かなかつたとしても不思議ではなく、本件譲受にかかる債権の譲渡の可否についてYに問合せをしなかったからといってXに重大な過失があったとすることはできない。参加人は、銀行を債務者とする債権については一般に譲渡制限の特約が付されていることは世間周知の事実である旨主張するが、各種預金債権の場合であれば格別、本件のような預託金債権についてまでそのようにいうことはできない（預金の場合は、大量の取引が行われる関係上預金債権者の確認や譲渡の事実の確認を行うことは事務処理上判絶であつて過誤を生じやすいこと、及び預金は銀行の貸出等による反対債権につき担保的機能を果たしているところ、預金債権が譲渡されると相殺による反対債権の回収が事実上困難となることから譲渡を禁止する必要性が認められるのに対し、本件預託金債権については預金債権の場合と異なり特に譲渡制限を必要とする事情は見当たらない。）」として、原判決を取り消した。

【14】最高裁第三小法廷昭和62年11月24日（金法1179号37頁）。これは、【13】の上告審判決である。最高裁は、「所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らして是認しえないものではなく、その過程に所論の違法があるとはいえない。論旨は、ひっきょう、原審の専権に属する証拠の取捨判断、事実の認定を非難するものであつて、採用することができない」として、Yの上告を棄却した。

## 第2款 裁判例の検討

### 第1項 全体的傾向

#### 1 裁判例の時代的推移

昭和40年代3件、50年代1件、60年代3件、平成10年代6件、20年代1件となる。

#### 2 紛争類型の特徴

紛争形態については、顕著な特徴が看取される。不動産賃貸借契約に纏わる事件は多く、全体の70%を占める（10件）。他方、加盟店契約に纏わる事件は1件しかない。その他、不渡異議申立預託金に纏わる事件は3件がある。

平成10年代末の裁判例には、不動産賃貸借契約において保証金返還請求権につき譲渡制限特約が付されるのが一般的であるといえる（平成8年）<sup>19</sup>。加盟店がクレジット会社

<sup>19</sup> 東京地裁平成8年3月19日（金法1467号35頁）、東京高裁平成8年6月26日（公刊物未登載）、

に対して提供する保証金（平成 22 年）、又は不渡異議申立預託金（昭和 62 年）につき譲渡資源特約が付されていることが一般的である広く認識されているとはいえない<sup>20</sup>。

### 3 紛争形態の特徴

譲渡制限特約の効力が争われる場面は、「債務者以外の者（差押債権者、破産管財人、第二譲受人）は、譲渡制限特約を持ち出して譲渡制限特約に違反する債権譲渡が無効であると主張した」場面（第 1 の検討場面）と、「譲受人からの請求を受けた債務者は、譲渡制限特約の存在を理由に支払を拒絶した」場面（第 2 の検討場面）とに大別される。

### 4 請求の認容率

認容率についていえば、第 1 の検討場面において、裁判例は、破産管財人、差押債権者、第二譲受人との関係では、譲渡制限特約に違反する債権譲渡が無効であるとの立場を採用しているため、債務者以外の第三者の無効主張を否定する裁判例が存在しない。また、第 2 の検討場面において、譲渡制限特約の合理性を問題視することによって債務者の譲渡制限特約による抗弁を否認する裁判例は 3 件がある<sup>21</sup>。

## 第 2 項 譲渡制限特約の目的及び合理性

### 1 第 1 の検討場面

譲渡制限特約により追求される利益とは何かという視点からは、裁判例を、①破産管財人や差押債権者が「譲渡された債権を譲渡人の責任財産にとどめておく利益」を確保するために譲渡制限特約を持ち出した事例群（【1】【2】【3】【6】【7】【8】【9】【10】）と、②同一の債権が多重譲渡された場合の競合する譲受人が譲渡された債権についての優先順位を確保するために譲渡制限特約を持ち出した事例群（【9】【10】）とに分けることができる。

まず、上記①の類型の事案をみることにしよう。【6】においては、裁判所は「譲受人が、禁反言、権利濫用を主張するが、債権譲渡制限特約に反してされた債権はその効力が生じないのであって、前示の本件事実関係のもとでは、右譲受人の主張にかかる法理が適用される余地はない」とし、破産管財人の無効主張を認めた。【8】において、差押債権者は保証金返還請求権に譲渡制限特約が付されているとして第三者への譲渡の効力を争うのについて、裁判所は、譲渡制限特約につき悪意又は重過失である第三者が債権譲渡によって保証金返還請求権を取得できないとし、差押債権者の無効主張を認めた。

次に、上記②の類型の事案に移ろう。【9】においては、第二譲受人が第一譲受人への譲渡の効力を争うのについて、裁判所は「右譲受人は、右譲渡の時から承諾時の間に、右債権につき譲渡を受け又は差し押さえる等をし、かつ、第三者に対する対抗要件を具備す

東京高裁平成 8 年 11 月 27 日（金商 1045 号 13 頁）参照。

<sup>20</sup> 福岡地裁平成 22 年 1 月 28 日（公刊物未登載）、大阪高裁昭和 62 年 3 月 31 日（金法 1159 号 29 頁）参照。

<sup>21</sup> 東京高裁昭和 48 年 11 月 19 日（判時 725 号 43 頁）、東京高裁平成 7 年 7 月 27 日（判タ 910 号 157 頁）、東京地裁 7 年 10 月 31 日（公刊物未登載）参照。

るに至った利害関係人に対しては、対抗することができない」とし、譲渡制限特約につき善意又は無重過失である第二譲受人（又は差押債権者）との関係では、債権譲渡が無効であるとの立場を採用している。

以上のように、裁判例は、譲渡制限特約の効力について物権的効力説の立場を採用している。すなわち、譲渡譲渡制限特約に違反する債権譲渡が原則として無効である。譲渡制限特約は、債務者の利益を保護するためのものであるから、無効の主張権者の範囲は限定的に解釈すべきであるが、裁判例は、債務者以外の者との関係においても、譲渡制限特約の第三者効を貫徹させる。つまり、債務者以外の者は、譲渡制限特約を援用することによって、譲受人への譲渡の効力を争うことができる。この点において、請負契約に纏わる事件と同様の傾向が看取される。

## 2 第2の検討場面

譲受人からの支払請求を受けた債務者は、譲渡制限特約の存在を理由にこれを拒絶することができる。ただ、譲渡制限特約により目指されている利益が何であるかを検討する必要がある。譲渡制限特約により目指している注文者の利益は、①「弁済の相手方を譲渡人に固定すること」と、②「弁済の相手方を選択すること」と大別される。まず、①の利益を確認することにしよう。弁済の相手方の固定という債務者の利益としては、請負契約に纏わる事件と同様に、㉞相殺利益の確保、㉟事務手続煩雑化の回避、㊱過誤弁済危険の防止、㊲紛争に巻き込まれるリスクの回避といった点が挙げられる。

上記㉞の相殺利益の確保については、請負契約との関係において、譲渡制限特約は、注文者の相殺利益を確保することを可能にするものであり、注文者にとっては実益を有する。保証金返還請求権が譲渡され債務者対抗要件が具備された後に、貸貸人は譲渡人である賃借人に対して反対債権（賃料債権、違約金債権、敷金償却債権等）を取得する事案もある。貸貸人の反対債権はどのようにして実現されるのか。貸貸人は、賃貸借契約において保証金返還請求権に譲渡制限特約を記載しなくても、賃借人の他の債権者に優先して反対債権を回収できるのか。

保証金は、賃料債権その他の賃貸借契約に基づいて生ずる貸貸人の賃借人に対する債権を担保する目的で、賃借人が貸貸人に交付するものであって、貸貸人は、賃貸借契約が終了した後、賃貸物の明渡しがされた時において、それまで生じた右被担保債権を保証金から控除してなお残額がある場合に、その残額につき貸貸人が返還債務を負担すると考えられる。このようにみても、保証金返還請求権は「支払時期、額が確定しているわけではなく、賃貸借契約終了時において初めて確定し、それまでの賃貸借契約の履行状況に左右されるという不安定な側面を有する債権」<sup>22</sup>であるといえる。保証金返還請求権が譲渡された場合でも、それによって保証金としての性質に変更が生ずるとは考えられない。保証金返還請求権の譲受人から請求を受けた貸貸人は、保証金から被担保債権を控除してそ

<sup>22</sup> 大阪高裁平成16年7月13日（金法1731号67頁）。



の残額を返還すればよい。保証金返還請求権のような不安定な側面を有する債権を譲り受けようとする者は、不利益を甘受すべきであることは当然であろう。

保証金は貸貸人の貸貸借契約に基づいて貸借人に対して取得する反対債権につき担保的機能を果たしている——保証金自体で貸貸人の反対債権が担保される——のであるから、貸貸人は、あえて保証金返還請求権に譲渡制限特約を付して同債権を貸借人に固定する必要がない。実務では、相殺利益の確保との関係において保証金返還請求権に譲渡制限特約を付する合理性の乏しさを指摘する裁判例も見られる<sup>23</sup>。つまり、譲渡制限特約の効力について、譲渡制限特約によって確保しようとする貸貸人の利益（反対債権の回収）が他の法的手段（保証金自体）で保護されるかという実質的判断を混入させるものがある。

上記④の事務手続煩雑化の回避については、貸貸人が貸室（又は店舗）を多数の取引先に貸貸してそれぞれから保証金を取得している関係上、その多数の取引先が保証金返還請求権を第三者に譲渡した場合、あるいはさらにそれが転々譲渡された場合には、貸貸人にしてみれば、貸貸借契約が終了した時において真実の保証金返還請求権者の判定等に複雑な問題が生じるから、このような事態の生起することを避けることは、保証金返還請求権に譲渡制限特約を付する動機になり得る<sup>24</sup>。

上記⑤の過誤弁済危険の防止については、保証金返還請求権が多重に譲渡された場合に、複数の譲受人からの請求を受けた貸貸人は、その優先関係を判断する必要が生じる。優先関係の判断に手落ちがあれば、弁済しても免責されない。他方、債権譲渡が競合する場合を少し離れ、貸借人が保証金返還請求権を第三者に譲渡したという単純化した場合において、貸借人からの譲渡通知が到達したときは、貸貸人はそれを未来永劫管理する必要がある。貸貸借契約が終了し、貸貸物が明け渡された時において、貸貸人は、譲渡の通知を見落とし、被担保債権を保証金から控除して残額を貸借人に返還しても有効な弁済とはならない。結局、債権譲渡により貸貸人が過誤弁済の危険に晒されることになる。もっとも、過誤弁済の危険について、貸貸人は「債権の準占有者に対する弁済」の要件（改正前法 478 条）満たせば免責される、との反論もありえよう。しかし、この要件を充足を債務者に求めるのが酷である<sup>25</sup>。いずれにせよ、過誤弁済の危険を軽減するためには貸貸人は保証金返還請求権に譲渡制限特約を付することにより同債権を貸借人に固定することができる。

上記⑥の紛争に巻き込まれるリスクの回避については、保証金返還請求権が多重に譲渡され複数の譲渡通知が到達するとともに貸借人の債権者による差押えも競合するといった事態は発生する場面において、貸貸人は譲渡通知又は差押通知の日時を管理し、その到達日時に従い譲受人又は差押債権者に弁済したとしても、他の利益関係者は到達日時の正確性を争う可能性がある<sup>26</sup>。このような場合に債務者は紛争に巻き込まれるリスクが高い

<sup>23</sup> 東京地裁平成 7 年 10 月 31 日（公刊物未登載）。

<sup>24</sup> 東京高裁昭和 48 年 11 月 19 日（判時 725 号 43 頁）。

<sup>25</sup> 部会資料 33-3・39 頁〔法友会〕。

<sup>26</sup> 部会資料 71-4・108 頁）。

と思われる。裁判例に現れた事案を確認してみると、保証金返還請求権に譲渡制限特約を付した貸貸人は、債権者不確知を供託原因として保証金の残額について供託する実務が定着している<sup>27</sup>。譲渡制限特約は、貸貸人の紛争に巻き込まれるリスクを回避することを可能にするものであり、貸貸人にとっては実益を有する。

次に②の利益に移ろう。譲渡制限特約は、弁済の相手方を譲渡人に固定する目的で付されるものであるが、それ以外の目的で利用されることもある。例えば、【9】において貸借人 Y<sub>1</sub> が第一譲受人 X (譲渡制限特約につき悪意又は重過失) に保証金返還請求権を譲渡し、X が対抗要件を具備した後、Y<sub>1</sub> が同債権を第二譲受人 Y<sub>2</sub> (譲渡制限特約につき悪意又は重過失) に譲渡し、Y<sub>2</sub> が対抗要件を具備した。改正前法のもとでは、譲渡制限特約に違反する債権譲渡が無効であるから、X に対する債権譲渡と Y<sub>2</sub> に対する債権譲渡どちらも、その効力を生じない。債務者 A は、X 又は Y<sub>2</sub> のいずれかに対する債権譲渡を承諾した上で、承諾した譲渡の譲受人に弁済すれば免責される。債務者が弁済の相手方を自由に選択することができるの場合を採用すると、債務者は XY<sub>2</sub> の優劣を決定する権限を持つことになる。そこまでの権限を債務者に与える必要があるのか。

譲渡制限特約の目的に関しては、譲渡制限特約が「債権譲渡の過程に協働(参与)するための保護手段として用いられていること」を指摘し、債務者に弁済の相手方を選択する利益を認めようとする見解がみられる<sup>28</sup>。確かに誰が真債権者になるかは、債務者にとって関心事である。しかし、このような見解のもとでは、債務者に XY<sub>2</sub> の優劣を決定する権限を与えると、Y<sub>2</sub> は債務者に承諾するように依頼することになるが、承諾の自由がある以上、債務者は Y<sub>2</sub> に承諾の見返りを要求することは十分に予想できる<sup>29</sup>。とりわけ、Y<sub>1</sub> の財産状態はかんばしくない場合には、Y<sub>1</sub> に対する一般債権者になることを嫌うであろう Y<sub>2</sub> は、債務者の請求を受け入れることになろう<sup>30</sup>。

なお、国際的にみて、「禁止に反して本来なら無効であるはずの債権譲渡を後で追認し、その気になればこういう方法で、譲受に優先権を与えてやるのが、債務者の随意の判断に委ねられることになるが、その理由はなおさら理解しがたいものである」とし、弁済の相手方を選択するという債務者の利益に疑問視する見解もある<sup>31</sup>。そもそも譲渡制限特約は弁済の相手方を譲渡人に固定するための手段である。債務者保護に必要な範囲内で譲渡制限特約の効力を認めておけばよいはずであり、債務者に競合する譲受人間の優劣を決定する権限を与える必要がないだろう。

### 第3項 貸借契約の終了と譲渡制限特約の効力

<sup>27</sup> 東京高裁平成7年10月31日(金法1463号36頁)、東京地裁平成7年10月31日(公刊物未登載)、東京高裁平成8年6月26日(公刊物未登載)、東京地裁平成8年3月19日(金法1467号35頁)、福岡地裁平成22年1月28日(公刊物未登載)等。

<sup>28</sup> 石田・前掲注13)265頁。

<sup>29</sup> 池田(清)・前掲注13)16頁。

<sup>30</sup> 池田(清)・前掲注13)16頁。

<sup>31</sup> ハイン・ケッツ(潮見佳男ほか訳)『ヨーロッパ契約法I』(法律文化社、1999年)510頁。

譲渡制限特約の効力に関するこれまでの裁判例の多くは、譲渡制限特約の主張権者等が中心的論点であったが、賃貸借契約が終了し、その後具体的に発生する保証金返還請求権が譲渡された場合には、この譲渡について譲渡制限特約の効力が及ぶかという問題もある。この問題について、裁判所は【4】において譲渡制限特約が「賃貸借終了後保証金返還請求権が現実発生したのちにおいて、正規の指名債権譲渡の方式になされたその譲渡までを制限する趣旨のものではないと認めるのが相当である」とし、「譲渡人が本件店舗賃貸借契約終了後において指名債権譲渡の方式によって右保証金返還請求権を譲受人に譲渡したことは、制限されていたものとは認められない」と判示した。

また、【5】において、裁判所は「本件譲渡制限特約は……当事者間の信頼関係を必要とする賃貸借契約が存続していることを前提とした約定であって、賃貸借契約が終了した後まで効力を有するものと解されない」とし、「本件債権譲渡は、本件賃貸借契約が終了した後、その対象となった前記各債権を譲渡したものであって、敷金返還債権も既に具体的に発生した残額の返還債権を譲渡したものであるから、本件譲渡制限特約によって、その譲渡が制限されることはなく」と判示した。

これら2つの判決は、譲渡制限特約の効力に関して譲受人の譲渡制限特約に対する認識の有無及び過失の有無・程度を検討することなく、賃貸借契約において保証金返還請求権に付された譲渡制限特約の効力は、賃貸借契約が存続する間にのみ及ぶとした点で、留意すべきものである<sup>32</sup>。このような立場を採用する場合には、賃貸借契約が終了し、その後保証金返還請求権が譲渡制限特約につき悪意又は重過失のある譲受人に譲渡されたとしても、賃貸人は、保証金返還請求権の譲渡が制限された旨の抗弁を主張する余地がない。

賃貸借契約が終了した後において、賃貸人の賃借人に対して取得する債権が保証金自体で担保されるから、㊦相殺利益の確保との関係においては譲渡制限特約の第三者効を認める必要がない。しかし、㊧事務手続煩雑化の回避、㊨過誤弁済危険の防止、㊩紛争に巻き込まれるリスクの回避といった賃貸人の利益は、譲渡制限特約が機能しない限り、十分に保護されない。保証金返還請求権は、賃貸借契約が終了し、賃貸物が明け渡された場合にはじめて具体的に発生したものであるから、同債権に付されている譲渡制限特約は、正に具体的に発生し、あるいは将来発生すべき保証金返還請求権を対象とし、その趣旨が同債権を賃借人に固定することにある<sup>33</sup>。そうだとすると、賃貸借契約が終了し、その後保証金返還請求権が譲渡された場合でも、賃貸人は譲渡制限特約をもって第三者に対抗することができる。

### 第3節 売買代金債権に関する裁判例の紹介と検討

#### 第1款 裁判例の紹介

<sup>32</sup> 澤野順彦『判例にみる借地・借家における特約の効力』（新日本法規出版、2008年）232頁、同『判例にみる借地・借家における契約の終了と原状回復』（新日本法規出版、2004年）394頁、東京高裁平成7年7月27日（判タ910号157頁）。

<sup>33</sup> 賃貸人の主張については、東京高裁昭和48年11月19日（公刊物未登載）参照。

売買代金債権に関する裁判例は、次の通りである。

【1】東京地裁平成元年12月25日（民集51巻5号2073頁）。AはBに対し、売掛金債権1183万7560円を有していた。AとBとの間の金型等の取引基本契約において、Aは、Bの書面による承諾を得ない限り、債権譲渡することが禁止されている。YはAに対し、予約完結権に基づき、昭和62年12月9日、売掛金債権を譲り受ける旨の予約完結の意思表示を行い、これを受けて、AはBに対し、同月10日到達の内容証明郵便により、売掛金債権をYに譲渡した旨通知した。

他方、国であるXの機関は、国税債権等を徴収するため、昭和62年12月11日売掛金債権を差押えを行い、同日Bに差押通知書を送達した。また、同月22日売掛金債権の一部を差押え、同日Bに差押通知書を送達した。Bは、昭和63年1月29日売掛金債権につき真の債権者を確知できないとして、供託したところ、XとYとの間において、Xは供託任について還付請求権の取立権を有することを確認する。

裁判所は、「本件売掛金債権については譲渡制限の特約があるという理由については、Bが自ら本件売掛金債権の譲渡自体についてはこれを認めた上で、真の譲受人等確知できないとして供託しており、譲渡の意思表示が真正にされたのであればその効力を否定しないという態度を示している以上、右特約の存在は、本件売掛金債権譲渡の効力を否定する根拠にならないのであって、いずれにしろ、いずれも、右債権譲渡の効力を否定する根拠とはならないというべきである」として、Xの請求を棄却した。

【2】東京高裁平成5年2月25日（判時1452号40頁）。これは、【1】の控訴審判決である。控訴審では、Xは、Yとの間で、Xが供託金の取立権を有することの確認を求める。裁判所は、まず「右供託書には本件譲渡制限の特約に違反することの記載がなく、本件売掛代金債権の譲渡自体についてはこれを認めたいうえで、真の債権者を確知できないとして供託していることが認められるから、Bは、本件供託に際し、AからYへの債権譲渡を承諾したものというべきである」として、Bによる債権譲渡への承諾を認めた。また、「譲渡制限特約のある指名債権の譲受人が、右特約の存在を知り、あるいは重大な過失によりこれを知らないで譲り受け、右譲渡につき第三者に対する対抗要件を具備した場合において、債務者がその譲渡につき承諾を与えたときは、債権譲渡は譲渡の時に遡って有効となるが（最高裁判所昭和52年3月17日第一小法廷判決・民集31巻2号308頁参照）、その対抗力は、譲渡の時まで遡及するものではなく、承諾の時まで遡及するにとどまるものと解すべきであるから、右譲受人は、右譲渡の時から承諾時までの間に、右債権につき譲渡を受け又は差押える等をし、かつ、第三者に対する対抗要件を具備するに至った利害関係人に対しては、対抗することができないものというべきである」として、Xの請求を認めた。

【3】最高裁平成9年6月5日（民集51巻5号2053頁）。これは、【2】の上告審判決である。最高裁は、「譲渡制限の特約のある指名債権について、譲受人が右特約の存在

を知り、又は重大な過失により右特約の存在を知らないでこれを譲り受けた場合でも、その後、債務者が右債権の譲渡について承諾を与えたときは、右債権譲渡は譲渡の時にさかのぼって有効となるが、民法 116 条の法意に照らし、第三者の権利を害することはできないと解するのが相当である」として、Y の上告を棄却した。

【4】東京地裁平成 9 年 5 月 6 日（公刊物未掲載）。A は、昭和 54 年 4 月ころに B と取引基本契約を締結した。この取引基本契約には「甲及び乙は、文書による相手方の承諾を得ない限り、個別契約により生じる権利の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない」旨の特約が定められている。A は、取引基本契約に基づき、B に対して売買取引を継続的に行ってきた。X は、平成 6 年 7 月 1 日、A に対する売掛代金の弁済に代えて、A から A の B に対する売掛代金債権の譲渡を受け、A は B に対し、同月 14 日到達した内容証明郵便により、売掛代金債権を X に譲渡した旨通知した。

他方、Y は、平成 6 年 7 月 21 日 A に対する租税債権に基づき、売掛代金債権の一部につき差押をなし、右差押通知書は同日 B に送達された。そのため、B は、新の債権者を確知できないとして、供託した。X と Y との間において、X が「債権譲渡制限特約は、債務者を保護するために存在するのであって、本件において第三債務者たる B が債権譲渡の無効を主張する意思がない以上、第三者たる Y が右無効を主張することはできない」とし、供託金について還付請求権を有することを確認する。

裁判所は、「債権譲渡制限特約の存在による債権譲渡の無効は、第三債務者のみならず債権の帰属を争う第三者も主張することができることはいうまでもないから、X の主張は独自の見解に基づくもので採用することができない」として、X の請求を棄却した。

【5】東京地裁平成 13 年 3 月 13 日（金法 1626 号 142 頁）。A に繊維資材あるいは合繊メーカーの生地を卸していた商社の X<sub>1</sub> 及び X<sub>2</sub> が、その売掛金債権の回収を担保するために A との間で、X<sub>1</sub> は、平成 9 年 10 月 3 日に債権譲渡予約契約（本件契約（1））を、X<sub>2</sub> は、同年 12 月 2 日に条件付債権譲渡契約（本件契約（2））をそれぞれ締結し、その後 A が手形不渡りを出したことから、約定に従って A の取引先である B に対して A が有する売掛代金債権（本件債権）の譲渡を確定的に受けたとして、予め A から徴求していた債権譲渡通知書を発送したところ、各通知書は平成 10 年 1 月 6 日の同一日に到達した。なお、本件債権には A と B 間の基本契約で譲渡制限特約が付されている。

他方、A は、以前から税金（都税）を滞納していたため、Y は、平成 10 年 1 月 21 日、A の B に対する本件債権を滞納処分により差押えた。このような経緯から B は、同年 9 月 11 日、A への債務の支払先を確知できないことを理由に A 又は X<sub>1</sub>X<sub>2</sub> を被供託者として本件債権の代金を供託した。そこで、X<sub>1</sub>X<sub>2</sub> が Y に対し、本件供託金の還付請求権があることの確認を求める。

裁判所は、「本件各契約時ないしその後の債権譲渡通知時まで、A の代表者 C ほかの者が X らの担当者に B への売掛金債権につき基本契約に基づく譲渡制限特約がなされてい

ることを告げた経緯は窺われず、XらがBに右特約の存在につき悪意であったものとは認められない……Aが手形不渡りを出し、Xらが売掛代金債権を早急に保全する必要がある状況もとで、Xらは本件契約（1）及び本件契約（2）の対象として合意する債権につき、問題のある債権かどうかという形でAに確認しており、相手先のBに確認を取らなかったことが重過失であるとまではいえない」とした上で、「右特約の存在は、XらがAから譲り受けたBへの本件債権の取得にとって障害とはならない」として、Xらの請求を認めた。

【6】大阪地裁平成15年5月15日（金法1700号103頁）。破産会社Aは、平成8年1月30日、Bとの間で、取引約定書を交わし、取引一般についての契約を締結し。その際に、A及びBは、AはBに対する商品代金その他の債権を第三者に譲渡し、又は担保に供することはしない旨合意した。しかし、それにもかかわらず、平成12年12月15日、Aに対する貸付債権等を担保するため、Aとの間、AがBに対し当時及び将来取得する売掛代金債権について債権譲渡担保契約を締結した（本件債権譲渡）。Xは、同日、本件債権譲渡に基づき、債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例法等に関する法律（特例法）により、登記を経た。Xは、平成13年10月4日、Bに対し、AのBに対する売掛代金債権（平成12年11月1日から平成17年12月15日までに発生するもの）については、本件債権譲渡により、AからXが譲り受けている旨及び特例法による登記を同日経ている旨の通知を発し、同通知は、同月5日Bに到達した。

他方、Aの債権者であるY<sub>1</sub>は、平成13年10月24日上記売掛代金債権を差押え、差押命令が同年11月7日、Bに対し送達された。裁判所は、同年10月23日、Aに対し、破産を宣告し、同日、Y<sub>2</sub>をAの破産管財人に選任した。XのBに対する譲渡通知が到達した時点において、BがAに支払うべき買掛債務のうち、平成13年10月31日に支払うべきものが6億578万6490円（本件債権1）であり、同年11月30日に支払うべきものが8992万4239円（本件債権2）であった。

Bは、平成13年11月28日、本件債権1について、同債権には譲渡制限特約が付されていたこと及びY<sub>1</sub>から差押えを受けたことを理由に、債権者を確知できないとして、同額を供託した。また、Bは、同日、本件債権2について、同債権には譲渡制限特約が付されていたことを理由に、債権者を確知できないとして、同額を供託した。そこで、Xと、Y<sub>1</sub>及びY<sub>2</sub>との間において、Xが、供託金全額について、還付請求権を有することを確認する。

裁判所は、「小売業における売掛債権について譲渡制限特約が付されることも決して少なくないことが認められる。また、本件のAとBとの取引のように継続的に大量の商品の売買取引がされる場合、取引当事者間で包括的な取引基本契約を締結することも決して珍しくない……本件において、Xは、銀行としての高度な専門的知識経験及び調査能力に照らして要求される最低限度の注意を払い、譲渡制限特約の有無という債権譲渡担保を行

う際の基本的かつ初歩的な事項について正しく理解をすれば、これを確認調査することが容易であるのに、上記事項について正しい理解を欠いたため、必要な確認調査を怠り、本件債権譲渡を受けたものである。したがって、Xは、本件債権譲渡の際に、譲渡制限特約の存在を知らなかったことについて重大な過失があるものというべきである」として、Xの請求を棄却した。

【7】大阪高裁平成16年2月6日（判時1851号120頁）。これは、【6】の控訴審判決である。裁判所は、「本件において、Xは、銀行としての高度な専門的知識経験及び調査能力に照らして要求される最低限度の注意を払い、譲渡制限特約の有無という債権譲渡担保を行う際の基本的かつ初歩的な事項について正しく理解をすれば、これを確認調査することが容易であるのに、上記事項について正しい理解を欠いたため、必要な確認調査を怠り、本件債権譲渡を受けたものである。したがって、Xは、本件債権譲渡の際、譲渡制限特約の存在を知らなかったことについて、悪意と同視し得る重大な過失があるものというべきである」として、Xの控訴を棄却した。

【8】最高裁第一小法廷平成16年6月24日（金法1723号41頁）。これは、【7】の上告審判決である。裁判所は、「本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない」として、Xの上告を棄却した。

【9】大阪地裁平成17年11月30日（金法1795号62頁）。Aは、Bとの間で、平成12年12月12日付けで、譲渡制限特約が付された取引基本契約書を作成し、また、平成13年1月5日付けで、インターネットを通じた受発注システムを利用して行われる両者間の取引に関し、「受発注システムに関する契約書」を作成したが、同契約書には、「本契約は、両者間において平成12年12月12日付で締結された取引基本契約に基づく個別の受発注業務に関し……」「本契約に定めのない事項については、取引基本契約を適用するものとする」等の条項があった。

Yらは、平成14年6月27日、Aから、貸付債権等の根担保として、AのBに対する売掛代金債権（平成13年12月27日から平成18年6月27日までに発生するもの）を譲り受けた。また、Yらは、同年7月9日、債権譲渡について、債権譲渡特例法による債権譲渡登記を経由した。平成16年10月12日、Aは破産宣告を受け、Xが唯一の破産管財人に選任された。Yら、同月22日Bに対し、債権譲渡及びその譲渡につき債権譲渡登記がされたことについて、登記事項証明書等を送付して通知をした。Bは、債権者を確認できないとして、供託した。そこで、Xは、Yらに対し、供託金還付請求権を有することの確認を求めたところ、裁判所は、「Yらに、本件特約の存在につき、悪意はもとより、重過失を認めこともできない」としてXの請求を棄却した。

【10】大阪地裁平成28年9月26日（判時2350号95頁）。Xは、平成26年9月29日、Aとの間で、AがXに対して同日時点で負担し、又は将来負担することのある一切の債務の弁済を担保するため、Aが同日から平成31年9月28日までの間にBに対して取得する

商品販売契約に基づく売掛代金債権を譲渡する旨の債権譲渡担保契約を締結した。Xは、平成26年10月22日、債権譲渡担保契約について、動産債権譲渡特例法4条1項に基づき、債権譲渡登記ファイルに譲渡の登記をした。Xは、平成27年12月21日到達の内容証明郵便をもって、Bに対し、売掛代金債権についてはXが譲り受けているので、Xに売掛代金債権に係る支払をするように通知した。

Aは、Bとの間の商品売買契約に基づき、平成26年9月29日から平成27年12月11日までの間に、Bに対し、380万1763円の売掛代金債権を取得していたところ、この債権には譲渡制限特約があったが、Xはそれについて悪意であった。裁判所は、平成27年12月25日、Aについて破産手続開始決定をし、破産管財人にYが選任された。Yは、平成28年1月13日、Bに対し、売掛代金債権に係る支払を請求した。Bは、譲渡制限特約についてのXの善意・悪意が不明であり、売掛代金債権のAからXへの債権譲渡の有効性を判断できず、真の債権者を確知できないとして、被供託者をX又はYとして、売掛代金債権につき供託をした。そこで、Xは、Xが供託金還付請求権を有していると主張した。

裁判所は、「譲渡制限の特約のある指名債権について、譲受人が特約の存在を知ってこれを譲り受けた場合、債権譲渡は、債務者が承諾を与えていない以上無効であって、債務者が承諾を与えたときに譲渡の時に遡って有効になるが、民法116条の法意に照らし、差押債権者等の第三者の権利を害することはできないと解される（平成9年判決）、本件において、譲渡制限特約のある本件売掛債権のAからXへの債権譲渡について、Bは承諾を与えていないのであるから（争いが無い）、上記債権譲渡は無効であるし、また、仮に、上記債権譲渡について、今後、Bが承諾を与えることがあっても、上記のとおり、Aは既に平成27年12月25日午後1時に破産手続開始決定を受けたのであるから、もはや差押債権者と同様の法律上の地位を有している（昭和8年大判）第三者たるAの破産管財人の権利を害することはできず、したがって、XがYに対して上記債権譲渡の効力を主張することはできないというべきである」として、Xの請求を棄却した。

【11】大阪高裁平成29年3月3日（判時2350号92頁）。これは、【10】の控訴審判決である。Xは、「平成9年判決は、債務者が債権譲渡を承認しても差押債権者に対抗できないとして、譲渡制限特約の効力に関して判断した判例であって、無効主張適格の問題を論じたものではないから、平成9年最判をもって差押債権者に無効主張適格が認められる根拠にはならない」として、控訴したところ、裁判所は、「Xの上記主張は、差押債権者は譲渡制限特約がある債権についての譲渡の無効を主張し得ないとの解釈を前提とするものであるところ、平成9年最判の説示に照らしても、上記主張は到底採用し得ないものといわざるを得ない……破産債権者の利益のために破産財団を収集し、その換価、配当に当たる点で、包括執行における執行機関としての地位も具有するものであるから、譲渡制限債権を自ら譲渡した破産者が債権譲渡の無効の主張をし得ないからといって、直ちに破産管財人もその無効を主張し得ないとされるものではない」として、Xの控訴を棄却し



た。

## 第2款 裁判例の検討

### 第1項 全体的傾向

#### 1 裁判例の時代的推移

譲渡制限特約に関する裁判例を調査すると、裁判例の数の時代的推移には、顕著な特徴が看取される。昭和時代には、売買代金債権について譲渡制限特約の効力をめぐる法的紛争はほとんど表明化していなかった<sup>34</sup>。平成時代に入ると、売買代金債権に纏わる事件が現れだした。平成10年代には4件、20年代には5件、30年代には2件徐々に増加する。

#### 2 紛争類型の特徴

継続的売買契約において、売買代金債権に譲渡制限特約が付されているのが典型である(11件)。これに対して、単発の売買契約から発生する売買代金債権に関して、どの程度譲渡制限特約が付されているのが必ずしも明らかではない。売買の目的物には、金型(【1】【2】【3】)、制御装置の中核コンピューター等(【4】)、日用品(【6】【7】【8】)、文房具・事務用品(【9】)の三種類があるが、その相違により譲渡制限特約の第三者効が変化することはないようである。

#### 3 紛争形態の特徴

第1節又は第2節で確認したように、請負代金債権又は保証金返還請求権については、譲渡制限特約の効力が争われる場面は、「債務者以外の者(差押債権者、破産管財人、第二譲受人)は、譲渡制限特約を持ち出して譲渡制限特約に違反する債権譲渡が無効であると主張した」場面(第1の検討場面)と、「譲受人からの請求を受けた債務者は、譲渡制限特約の存在を理由に支払を拒絶した」場面(第2の検討場面)とに大別される。これに対して、売買代金債権については、紛争形態が単純で、債務者以外の第三者は譲渡制限特約に違反する債権譲渡の効力を争ったものである。他方、第2の検討場面が表面化していないが、隠れたものである。

---

<sup>34</sup> なぜ売買契約において譲渡制限特約が慣行化していないのかという問題について、田邊光政教授は、その理由を「企業(債権者)の金融取得の必要性が、実際取引の関係者間でよく認識されていることを意味する」ということに求める。具体的にいうなら、「売掛債権の譲渡を禁ずるところか、裸の売掛債権よりもっと流通性に富む手形を振出・交付することによって、商品売主の金融を助けている……しかし、以上のような債権者の金融の必要が十分企業間で認識されているかといえば、決してそうではない。手形債権は譲渡されるのが当然であるが、単なる売掛債権は譲渡すべきではないものという意識が取引界に存在することは疑いない。債権者の側には、証券化されていない売掛債権を譲渡することは、取引先(債務者)や一般の取引界から財政危機と受けとられはしないか、競争企業との関係等で商機を逸したり事実上不利益が生じないかを懸念する法意識があるようである……売掛債権の譲渡は異常時に行なわれることであって、正常な企業活動を継続している間は、裸の売掛債権は譲渡すべきでないという債権者の法意識と、譲渡しないであろうとの債務者の見込み、それに加えて、債権の発生の有無または支払期日の不確定なもの(もし売れたら、あるいは売れた分だけ支払うという条件での納品等の場合)を含む売掛債権は金融機関からも敬遠されがちで、實際上流通しないという事情から、明示の『特約』がなされない場合も考えられる。」。田邊光政『ファクタリング取引の法理論』(金融財政事情研究会、1979年)198-199年。

#### 4 請求の認容率

認容率についていえば、債務者以外の第三者が債権譲渡の効力を争った事案において、一部の裁判例は、差押債権者との関係においても譲渡制限特約に違反する債権譲渡が有効であるとの立場を採用したが<sup>35</sup>、それ以外の裁判例は、差押債権者や破産管財人が譲渡制限特約を援用できるということを前提しており、認容例のほうが多い。

### 第2項 譲渡制限特約の目的及び合理性

#### 1 第1の検討場面

同一の債権が多重に譲渡された場合の競合する譲受人が譲渡された債権についての優先順位を確保するために譲渡制限特約を持ち出した事例が存在しないが、譲渡人の差押債権者や破産管財人が「譲渡された債権を譲渡人の責任財産にとどめておく利益」を確保するために債権譲渡の効力を争うのが典型である。

差押債権者又は破産管財人による譲渡無効の主張について、譲受人は次のような2つの抗弁を持ち出した事案が多い。①譲渡制限特約は、債務者を保護するために存在するのであって、債務者が譲渡の無効を主張する意思がない以上、債務者以外の第三者が譲渡無効を主張することはできない<sup>36</sup>。②破産管財人が譲渡された債権を有することになると、譲渡人の破産債権者は譲渡による利益を受けるだけでなく、債権譲渡の無効による利益まで取得して二重に利益を受け得ることになり、相当ではない<sup>37</sup>。

上記の①のような抗弁について、裁判所は、【2】において「右譲受人は、右譲渡の時から承諾時までの間に、右債権につき譲渡を受け又は差押える等をし、かつ、第三者に対する対抗要件を具備するに至った利害関係人に対しては、対抗することができない」とし、また【3】において「譲渡制限の特約のある指名債権について、譲受人が右特約の存在を知り、又は重大な過失により右特約の存在を知らないでこれを譲り受けた場合でも、その後、債務者が右債権の譲渡について承諾を与えたときは、右債権譲渡は譲渡の時に遡って有効となるが、民法116条の法意に照らして、第三者の権利を害することはできないと解するのが相当である」とし、差押債権者等の第三者は譲渡制限特約の存在を理由に譲渡無効を主張できることを当然の前提にしているのである。さらに、裁判所は、【4】において「債権譲渡制限特約の存在による債権譲渡の無効は、債務者のみならず債権の帰属を争う第三者も主張することができる」としているのである。

上記の②のような抗弁については、裁判所は、【11】において「確かに、債権譲渡が無効とされれば還付請求権が復帰するので、その分財団増加することになるが、他方、同債権譲渡が無効となった場合には、譲受人が上記債権を担保として貸し付けた貸金債権も、譲渡担保権の実行（売掛債権の回収）による充当を受けることなく全額が破産債権となる

<sup>35</sup> 東京地裁平成元年12月25日（民集51巻2073頁）。

<sup>36</sup> 東京地裁平成9年5月6日（公刊物未登載）。

<sup>37</sup> 大阪地裁平成28年9月26日（判時2350号95頁）。

から、破産債権もその分増加する関係にある。したがって、上記により生ずる相違は、譲受人の担保権取得の有無であって、財団が二重に利得することとなるものではない」とし、譲受人の抗弁を否認した。

以上のように、実際の紛争は、債務者が債権者不確知を理由として供託して紛争から離れ、差押債権者又は破産管財人との間で生じている。このような紛争において、裁判所は、譲渡制限特約の主張権者を債務者に限定しない傾向が強く見られる。しかし、そもそも譲渡制限特約は債務者の利益を保護するための手段であり、譲渡制限特約の主張権者は債務者に限定してよいはずである。確かに、譲渡人の債権者の利益を保護する必要があるが、それは詐害行為取消権又は否認権その他の法的手段により図られるべきであり、譲渡制限特約の文脈において検討されるべきものではない<sup>38</sup>。

## 2 第2の検討場面

先に紹介したように、継続的商品売買契約において、売買代金債権に譲渡制限特約に付されているのが一般的である。確かに、譲渡制限特約により追求されている債務者の利益とは何かは表面に出ないが、隠された問題である。債務者の利益としては、㉞相殺利益の確保、㉟事務手続煩雑化の回避、㊱過誤弁済危険の防止、㊲紛争に巻き込まれるリスクの回避といった点が挙げられる。

上記㉞の相殺利益の確保については、売買代金債権が譲渡され債務者対抗要件が具備された場合に相殺の抗弁を譲受人に対抗できる範囲が問題となる。具体的には、㉠譲渡人が商品を債務者に引渡したところ、売買契約に適合しない瑕疵があり、債務者は譲渡人に対して損害賠償請求権を取得した場合、㉡債務者は、売買契約上の代金債務等を担保するため、取引保証金を譲渡人に差し入れ、譲渡人に対して取引保証金返還請求権を取得した場合、㉢債務者と譲渡人との間で販売協力契約が締結され、債務者はこの契約に基づいて譲渡人に対して割戻金請求権を取得した場合、㉣双方向の売買取引において、債務者は譲渡人に対して売買代金債権を取得した場合である。

これら場合においては、債務者と譲渡人との間に継続的取引関係があつて、譲渡された債権と反対債権がともに継続的取引関係の中で生じたものであれば、相互に債権債務を負担しており、債務者の相殺の期待が保護されるべきであろう<sup>39</sup>。しかし、改正前法のもとでは、債務者は、債務者対抗要件が具備された後に生じた反対債権による相殺の抗弁を譲受人に対抗することができない（改正前法 468 条 2 項）。相殺の利益を確保したいのであれば、債務者は譲渡人との間で譲渡制限特約を締結すべきである。換言すれば、譲渡制限特約は、債務者対抗要件が具備された後に生じた反対債権による相殺の抗弁を譲受人に対抗するために付されるものである。仮に譲渡制限特約の第三者効を認めなければ、債務者は継続的取引において譲渡人に対して反対債権を取得したとしても、相殺の抗弁を譲受人に対抗することができないとの立場を採ると、譲渡制限特約の存在意義が著しく減殺され

<sup>38</sup> 部会資料 71-4 ・ 105 頁、部会資料 37 ・ 10 頁。

<sup>39</sup> 部会資料 71-4 ・ 129 頁。

る。いずれにせよ、債務者にしてみれば、上記のような反対債権の保全の範囲では、譲渡制限特約により譲渡された債権を譲渡人に固定する利益がある。

上記④の事務手続煩雑化の回避については、債務者は、譲渡人との売買契約に基づき継続的に取引を行った場合に、譲渡人との間の取引の支払処理は、週単位で数百ないし数千に及ぶかもしれず、支払処理を円滑に行うためには、譲渡制限特約が必要不可欠な存在である<sup>40</sup>。取引実務では、取引先（売主）から、代表者の印鑑を捺印の上、代表印の印鑑証明書及び資格証明書を添えた口座指定書を提出いただき、当該指定口座にシステム的な支払いを行うことにより、大量の売買代金につき、効率よくし弁済期通りに支払を行っている<sup>41</sup>。譲渡制限特約はこの簡便・迅速な支払システムを背後から支えるものであるから、仮に債務者が譲渡制限特約により弁済の相手方を譲渡人に固定できるとの立場を採用しなければ、譲受人からの請求を受けた債務者は、いちいち支払の都度譲渡の有無等を確認する必要が生じる一方、譲受人が真の債権者であると確認された場合であっても、弁済先を変更するために個別対応を行う必要も生じる。そのため、事務処理のコストが著しく増大する。この点において、事務手続煩雑化を回避することが継続的取引において売買代金債権に譲渡制限特約を付す動機になり得る。

上記の⑤過誤弁済危険の防止については、売買代金債権がすでに第三者に譲渡されているのに、債務者側の事務手続のミスなどにより、譲渡人に弁済してしまう可能性があり、真の債権者である譲受人から二重に請求を受けるリスクがある。具体的には、債権譲渡という債務者がコントロールできない事情により、弁済先が増加すれば、人的なミスが発生するリスクが高くなり、過誤弁済を強いられるなどの危険がある。このような危険を回避するために、継続的に大量の商品の売買取引において譲渡制限特約により売買代金債権の譲渡を制限するべきである。

上記⑥の紛争に巻き込まれるリスクの回避については、実務では譲渡人の差押債権者又は破産管財人等の第三者は、債権譲渡の効力を争った場合には、債務者が譲渡の有効性に関する紛争に巻き込まれるリスクがあるため、このような紛争を回避することは、譲渡制限特約を付す動機になり得る<sup>42</sup>。譲受人の譲渡制限特約の存在に対する主観態様は、債務者にとっては知り得ない事項であるため、譲渡された債権につき債権者不確知といえる<sup>43</sup>。したがって、債務者は、これを理由として供託することができる（改正前法 494 条）。実際、債務者は、差押債権者又は破産管財人に弁済せず供託したのは、譲受人が善意又は無重過失の第三者として保護される可能性があることを考慮したからである<sup>44</sup>。

### 第 3 項 基本契約の締結と譲渡制限特約の効力

<sup>40</sup> 部会資料 33-3 ・ 19-20 頁。

<sup>41</sup> 部会資料 7-2 ・ 2-3 頁、部会資料 33-3 ・ 19-20 頁。

<sup>42</sup> 部会資料 7-2 ・ 3 頁。

<sup>43</sup> 部会資料 7-2 ・ 2 頁。

<sup>44</sup> 大阪高裁平成 29 年 3 月 3 日（判時 2350 号 92 頁）。

商品の継続的売買取引において、基本契約に基づく取引方法が採用されるのが一般的である。すなわち、買主は売主との間で取引の基本的な事項につき基本契約を締結した上で、基本契約に基づいて注文書等を作成し、売主に商品を発注することにより個別契約が締結されるのである。なお、基本契約には売買代金債権についての譲渡制限特約が付されることが決して稀ではない。例えば、【4】において、基本契約には「甲及び乙は、文書による相手方の承諾を得ない限り、個別契約により生じる見地の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない」旨の特約が記載されている。

売買当事者間で譲渡制限特約が付された基本契約が締結された後に、売主の買主に対して取得する既存債権又は将来債権が譲渡された場合には、譲受人からの請求を受けた債務者は、譲渡制限特約の存在を理由にこれを拒むことができるのか。この問題に関しては、裁判所は【4】において「XがAとBとの間の債権譲渡制限特約の存在を知っていたと認めることは必ずしもできないが、前記認定のように、本件取引基本契約には債権譲渡制限の特約が定められていること、本件取引基本契約には、Aが用いる定型の契約書用紙が使用されていること、XとAとの間の取引が、BとAとの間の取引と同様形態の継続的商品売買契約であること、本件取引基本契約の契約書（乙二）はAからX本社へ送付され、Xの代表社印が押捺された上でA営業所に送り返されたこと、本件債権の譲渡が本件取引基本契約後1か月半程度経過してからなされていることなどからすると、Xは、BとAとの間においても本件取引基本契約と同内容の契約が締結されており、BとA間に債権譲渡制限特約が存在していたということは十分予測することができたと認められる」とし、「Xにおいて、本件取引基本契約の契約書（乙二）の精査やBに対する問合せ・確認等をすれば、本件債権に譲渡制限特約が付されていたことを容易に知ることができたと認められるから、本件債権に付された譲渡制限特約の存在を知らないことについて重大な過失があったものというべきである」と判示した。

また、【6】において、裁判所は「……小売業における売掛債権について譲渡制限特約が付されることも決して少なくないことが認められる。また、本件の破産会社とBとの取引のように継続的に大量の商品の売買取引がされる場合、取引当事者間で包括的な取引基本契約を締結することも決して珍しくないというべきであって、現に本件においても、甲野は、破産会社に対し再三にわたり取引基本契約の有無を質しており、丁田司法書士からも譲渡制限特約の存否を確認するため取引基本契約書の有無を確認するよう求められている。そして、このような取引基本契約書があれば、これに売掛債権についての譲渡制限特約が付されることが稀でないことは、丁田司法書士の甲野に対する前示認定の注意の内容から容易に窺い知ることができる……Xは、銀行としての高度な専門的知識経験及び調査能力に照らして要求される最低限度の注意を払い、譲渡制限特約の有無という債権譲渡担保を行う際の基本的かつ初歩的な事項について正しく理解をすれば、これを確認調査することが容易であるのに、上記事項について正しい理解を欠いたため、必要な確認調査を

怠り、本件債権譲渡を受けたものである。したがって、原告は、本件債権譲渡の際、譲渡制限特約の存在を知らなかったことについて重大な過失があるものというべきである」とした。

上記 2 つの判決に対しては、裁判所は【9】において「本件債権譲渡に当たって、春田は、Y らに対し、B との間に譲渡制限特約や取引基本契約書は存在しない旨の説明を口頭及び書面で行っている。そして、当時、破産会社 A には、過去 10 年以上にわたって支払の遅滞がなく、経営状況が決算書上特に悪化していたわけでもなかったのであるから、Y らにおいて、春田があえて事実と異なる説明をするとは考え難い状況にあり、春田の説明を信用したからといって、Y らに落ち度があるとはいえないし、そもそも、春田自身、当時はこれらは存在しないものと思っていたのであるから、Y らにおいて、春田の言動から不審な点を見出すことは不可能であったといえる……春田がその存在を一切告げていない以上、Y らが、春田に対し、インターネット取引に関する契約書（前記「受発注システムに関する契約書」）の提示を求めなかったことに、大きな落ち度があったともいえない……Y らにおいて、春田の意向に反して、B に対し、譲渡制限特約や取引基本契約書の有無を照会することは、事実上不可能であったといえるし、中小企業の経営支援という本件制度の趣旨などに反することにもなりかねず、これをすべきであったということはできない」とした。

債権譲渡の時点で基本契約が締結され、そのなかに譲渡制限特約が記載されている場合には、裁判例は、改正前法 466 条 2 項の基本的な枠組みにおいて、譲渡制限特約の効力を規律する傾向が見られる。譲渡された債権である売買代金債権は個別契約に基づいて発生するものであるが、基本契約に記載されている譲渡制限特約は、正に個別契約に基づいて発生する債権を対象とし、その譲渡を譲渡制限特約をもって制限した趣旨と解すべきである。なお、将来債権が譲渡された場合であっても、譲渡の時点で基本契約が締結されている限り、第三者は基本契約によって債務者が債権譲渡を制限したことについて認識が可能となる。しかし、これに対して、基本契約が締結されていない場合に、将来債権譲渡の時点で認識対象たる譲渡制限特約が存在しないときは、第三者の主観態様を観念できず、改正前法 466 条 2 項ただし書を適用する余地がないから、債務者は常に譲渡制限特約を第三者に対抗することができる。

#### 第 4 節 預貯金債権に関する裁判例の紹介と検討

##### 第 1 款 裁判例の紹介

預貯金債権に関する裁判例は、次の通りである。

【1】東京地裁昭和 29 年 11 月 12 日（判時 53 号 17 頁）。A は、昭和 29 年 5 月 21 日 Y から 100 万円を弁済期同年 6 月 19 日の約で借り受け、その履行を担保するために、X に対して有していた預金債権 500 万円を Y に譲渡した。しかし、預金債権については、A と

Bとの間に、Bの承諾がなければ預金債権を他に譲渡することができない旨の特約が付されている。Aの債権者であるXは、Yにおいてこの特約の存在することを知りながら、預金債権を譲り受ける旨の合意をなすに至ったものであるから、その譲渡は、効力を生じえないと主張するのに対して、Yはこれを争っている。

裁判所は、「債務者は前示特約違背の点は、債権者において主張しうる限りでないというけれども、債権譲渡制限の特約が物権的効力を有することは、民法第466条第2項の解釈上明かであり、その特約の存することを知らず、かつ知らざるにつき、過失なき第三者のみが、除外せられ保護されるべきものなること、前示の通りであるから、右主張の失当なること明かである」として、Xの主張を認容した。

【2】東京地裁昭和30年10月27日（判タ57号50頁）。Xは昭和29年6月25日Bに対して取引限度額金50万円とし石炭を売渡す旨の契約を締結した。その際に、Aは右売買代金を担保するため、AがYに対して有していた定期預金債権に質権を設定し、同日定期預金証書及びY組合支店長の右債権に対する昭和29年6月25日付質権設定承認書の交付を受けた。なお、質権設定承認書の記載内容によれば、単に前記定期預金債権について他に質権設定をすることを承認するというのみであって、果たして何人に対する質権の設定を承認するのが必ずしも明らかではない。Xからの請求を受けたYは、右質権設定への承認を否認し、これを拒絶した。

裁判所は、「本件預金債権を証する前記定期貯金証書（甲第一号証）にはその裏面に『この貯金は、組合長の承認がなければ他人に譲渡又は質入することはできません』と印刷明記されており、これはY組合とAとの預金に関する契約の一部として本件預金債権についても効力のあるものとみられるところ……その組合長の承諾の方式については更らに特定の文書の形式等の定はないが、通常は組合長名による書面上の承諾が考えられ……本件定期預金債権質入承認の権限及び方式を特定した趣旨から推論すれば、右特定による制限を解除し、一般の債権と同様の譲渡質入性を附与することも右特定された権限と方式に基くことを要するのは自明であるから、右に基かない前記質権設定承認書（甲第二号証）の記載内容によつて、本件債権の質入が一般に可能となつたものとし、これについて対抗要件の具備状況を検討する必要もない」として、Xの請求を棄却した。

【3】東京高裁昭和31年9月29日（金法120号5頁）。これは、【2】の控訴審判決である。裁判所は、「支店長は被控訴Y組合または組合長等からこれ等に代わり右質権設定を承諾する権限を与えられていなかったことが認められるからAに対し右質権設定承認書表示以上の代理権限を有するものとは解するをえない。従て右質権設定承認書によつてはAがYから右質権設定の承諾をえたものとは認めえないし、他にこの事実を認めしめるに足る証拠はない」として、Xの控訴を棄却した。

【4】東京地裁昭和38年2月26日（判タ146号75頁）。AはYに対し定期預金契約に基く金12万1470円の債権を有していた。Xは、昭和34年8月27日定期預金債権につき

債権差押転付命令を得、同命令は同月 31 日第三債務者たる Y に送達された。X からの請求を受けた Y は、譲渡制限特約の存在を理由にこれを拒絶したところ、裁判所は、「財貨そのものとも言うべき金銭債権については斯る当事者間の特約をもつてしては転付債権者の善意悪意を問わず対抗できないものと解するのが相当である」として、Y の抗弁を否認した。

【5】東京地裁昭和 38 年 10 月 25 日（金法 360 号 5 頁）。A は、Y 信用金庫に対し別紙目録第一の（1）ないし（四）記載の定期預金債権合計 50 万円及び別紙目録第二の（1）、（二）記載の定期積金債権合計 18.1800 万円右総計 68.1800 万円を有していた。A は、昭和 37 年 5 月 24 日預金債権全額を X に譲渡し、その旨が同月 28 日 Y に通知された。他方、昭和 36 年 10 月頃、Y と A との取引契約において預金債権には A の Y に対する手形割引による債務の履行を担保するため、質権が設定されていた。

預金債権が譲渡された昭和 37 年 5 月 24 日当時、Y は A に対し 4 枚の手形（額面 50 万円手形 2 枚、額面 22.5227 万円手形 1 枚、額面 25 万円手形 1 枚）を割引いたことによる金 147.5227 万円の債権を有しており、右金員は全額、預金債権につき設定した質権の被担保債権であった。上記被担保債権の内 100 万円（額面 50 万円手形 2 枚）が決済されている。残りの手形 2 枚については、昭和 37 年 7 月 9 日 Y が A の申出に応じ、手形金合計 47.5227 万円を、預金債権中より対等額で相殺することとして控除し、残余金と 2 枚の手形を A に交付した。X からの請求を受けた Y は、譲渡制限特約の存在等を理由にこれを拒絶した。

裁判所は、「A は本件預金債権譲渡に承諾（但し後記質権付のまま）を与えたこと」を認めた上で、「預金債権は、それ以前に原告会社に譲渡されたこと判示の如くであるから、右相殺は原告会社に対し何等の効力も生じないものというべきである」として、Y の抗弁を否認した。

【6】東京高裁昭和 40 年 12 月 24 日（金法 431 号 11 頁）。これは、【5】の控訴審判決である。裁判所は、「A と控訴人 Y 間には昭和 36 年 10 月頃締結された与信契約および根質権設定契約にもとづき A は控訴人 Y に対し手形割引にもとづく 147 万 5227 円の債務があり、控訴人 Y は現に譲渡承諾を求められている A の Y 金庫に対する預金債権が右根質権の目的物となっており、また右預金債権は A と控訴人 Y との間で譲渡禁止の特約がなされていたので、支店長は右の旨を告げ、かつ、A の当時の営業状況等を考えて、譲渡承諾を拒み」として、Y の債権譲渡への承諾を否認した。

また、「譲渡制限の記載のある本件定期積金の証書が当時 A の手中にあった事実とによれば被控訴人 X は A から債権譲受の際右譲渡制限の特約の存在を知っていたものと認められる……右のとおり譲渡制限の特約があり、かつ被控訴人 X がこれを知っていた以上結局 A から被控訴人 X への債権譲渡はその効力を生じないものというべきである」として、Y の控訴を認めた。



【7】東京高裁昭和39年10月12日（判タ170号228頁）。この判決の事実が不明であるが、裁判所は、「債権の譲渡制限の特約は譲渡制限といつても、実は広く債権の移転制限の特約に外ならないものであつて、民法第466条第2項の規定はかような特約の効力を認めたものと解するを相当というべく従つて苟くも第三者にして悪意である以上譲渡制限の特約ある債権について譲渡行為によつて之を取得することが出来ないと同時に転付命令によつても之を取得することが出来ないものと謂うべきである」とした。

【8】東京地裁昭和昭和39年12月24日（公刊物未登載）。Xは、AがYに対して有していた当座預金3万円、普通預金4万6326円、定期預金債権4口合計165万円、出資金50万円についての債権差押命令の申請をし、裁判所の右債権に対する差押命令は、昭和35年7月28日第三債務者であるYに送達され、続いてXは右債権に対する転付命令の申請をなし、裁判所の転付命令は同年8月9日同じくYに送達された。そこで、原告はYに対して、右転付債権の一部である金360万7336円の支払を求めたところ、裁判所は、Xの請求を棄却した。

【9】東京高裁昭和42年9月29日（公刊物未登載）。これは、【8】の控訴審判決である。裁判所は、「一般に、銀行、相互銀行又は信用金庫等の銀行は普通預金、定期預金及び定期積金等の債権についてその預金者との間の預金契約において銀行の承諾がなければ預金者はこれを譲渡できない旨の譲渡禁止の特約をしているのが普通であつて、本件各預金債権についても同様の特約があることが認められ、右認定を左右する証拠はない。おもうに、債権についてその当事者間に右に認定したごとき譲渡禁止の特約がなされている場合と雖も、その債権者に対し債権を有する者のためにこれを差押、かつ、転付命令を発することはなんらの支障がないけれども、転付命令による債権の移転についても民法第466条第2項の規定が準用されるものと解するを相当とするから、転付命令を受けた債権者が当時右特約の存在につき悪意である場合には転付命令によつてその債権を取得しえないものといわなければならない」として、Xの控訴を棄却した。

【10】最高裁第二小法廷昭和45年4月10日（民集24巻4号240頁）。これは、【9】の上告審判決である。裁判所は、「譲渡制限の特約のある債権であつても、差押債権者の善意・悪意を問わず、これを差し押え、かつ、転付命令によつて移転することができるものであつて、これにつき、同法466条2項の適用ないし類推適用をなすべきではないと解するのが相当である」として、原判決を破棄した。

【11】福島地裁昭和39年12月26日（公刊物未登載）。X・Aは、Y銀行に対して定期預金債権を有していた。Aは、Xの同意を得て定期預金債権を参加人Bに贈与する契約を締結したところ、Yに対して定期預金債権の支払を請求した。裁判所は、「本件定期預金債権は参加人Bが有するものであることが認められるので、Yに対し右債権が参加人Bに属することの確認を求める同人の請求は理由がある」として、Xの請求を棄却した。

【12】仙台高裁昭和41年7月6日（金法453号10頁）。これは、【11】の控訴審判

決である。Xは、「右贈与は、前記定期預金につき控訴人Xと、被控訴Y銀行との間になされている譲渡制限の特約に違反するものである……から、無効である」と主張したところ、裁判所は、「右贈与後、被控訴Y銀行は被控訴人Bからの前記定期預金の満期毎の書替えや、利息支払いの請求に応じていたことが認められる。以上の事実によると、被控訴Y銀行は、控訴人Xらが被控訴人Bに対してなした前認定の贈与につき、右特約に基く承諾を与えたことを窺うに十分である」として、Xの主張を否認した。

【13】最高裁第一小法廷昭和42年3月23日（金商68号17頁）。これは、【12】の上告審判決である。裁判所は、「被上告Y銀行が、判示債権譲渡の行われた後被上告人Bからの本件定期預金債権の満期毎の書替えや利息支払いに応じて来た事実を認定し、右事実により、被上告Y銀行が判示定期預金債権が上告人XおよびAより被上告人Bに譲渡されたことを承諾した事実を認定したものであって、右判断は肯認できるから、原判決に所論の違法はない」として、Xの上告を棄却した。

【14】東京地裁昭和41年1月27日（金法436号10頁）。Yは、Aに対して有していた無記名定期預金債権をXに譲渡した。裁判所は、「本件各定期預金の譲渡が制限せられているからといっても、Yとしては預金証書と印鑑を持参すれば、原則としてその者に支払っているというのであるから、右の制限条項は、XY間の譲渡行為の効力に何等消長を及ぼすものとは解せられないからである」として、債権譲渡の効力を認めた。

【15】東京地裁昭和41年9月19日（金法456号8頁）。AがY銀行に対して昭和36年1月31日（1）定期預金497万9700円、（2）定期積金32万1000円、（3）当座預金1万5507円、（4）普通預金2万4827円の各債権を有していた。Yは、Aとの間で現在及び将来にわたりAが負担する債務の担保のため、上記（1）、（2）の定期預金、定期積金債権につき根質権の設定を受け、公証人の昭和36年2月4日付の公印ある契約書が作成された。Yは、Aに対して（1）手形貸付による債権として（イ）昭和35年7月28日貸付、返済期日昭和36年1月31日の約定の金1000万円、（ロ）昭和35年10月11日貸付、返済期日（イ）と同じ約定の金15万円、（二）手形割引による債権として合計金1204万6600円の各債権を有していた。

Aは、昭和36年2月2日上記預金債権をXに譲渡し、同月9日付内容証明郵便によって、Yに対し債権譲渡が通知された。なお、Xは昭和43年3月8日同債権を参加人Cに譲渡し、同月9日その旨がYに通知された。Yは、Xから譲渡の通知を受けた後、同月16日までの間に上記（1）、（二）の債権と上記（1）ないし（4）の預金債権とを対等額で相殺した。また、AのYに対する貸付金債権の担保又は手形割引によりAから取得した約束手形を債権譲渡の通知後にAに返還した。Xは、Yが約束手形の返還先を誤ったことにより損害を受けたことを理由にYに対して損害金の支払いを請求するのに対して、Yは、①譲渡制限特約の存在、又は②質権の実行を理由にこれを拒絶した。

裁判所は、まず「Xら債権者は右特約の存在を知らず、かつこれを知らなかったことに

つき過失はなかったことが認められるのが相当である」として、上記①の主張を否認した。また、上記②の主張について、「AのXに対する前記債権譲渡が有効であり、その通知がYに到達した以上その譲渡債権を受働債権とする相殺の意思表示は、原告に対してしなければ効力がないのであり……これがAとの間でなされれば足りるものとし前記清算をしたことを認めることができるから、Yのした前記清算（相殺）は、無効のものというほかない」として、Xの請求を認めた。

【16】東京高裁昭和46年9月30日（判タ271号328頁）。これは、【15】の控訴審判決である。裁判所は、「脱退被控訴人Xはすでに有効に質権の設定ある本件預金債権を取得した者（債権譲渡は質権設定以前であるが譲渡通知をしたのは質権設定以後であるから結果的には質権が先行する）であるから、右質権の被担保債権たる本件手形割引債権等について民法第500条にいわゆる弁済をするにつき正当の利益を有する者というべきである。しかるに脱退被控訴人Xは本件預金債権中前記部分の質権実行を受けることにより、これを犠牲に供して本件手形割引債権の対当額を満足させて消滅せしめたものであり、これひつきよう自己の出捐によつて控訴人の債権を満足せしめたものというべく、結局右法条にいう弁済をした者と同視するのが相当である。従つて脱退被控訴人Xは当然これによつて債権者たる控訴人Yに代位するものというべきである」として、Xの法定代位主張を認容した。

また、「はたしてしからは脱退被控訴人Xはその代位の効果として自己がAに対して求償しうべき範囲内すなわち本件預金債権中前記部分の範囲内で、債権者たる控訴人Yがその債権の効力及び担保として有した一切の権利を行使しうる地位にあるものというべきである……本件手形は本件手形割引債権に対しては一種の担保たるものというべきである」ことを理由に、「代位権ある者が自己の出捐によつて本件手形割引債権を満足せしめた以上、本件手形は右代位権者すなわち脱退被控訴人に返還すべきものといわなければならない」とした。

さらに、「右損害は控訴人Yが本件手形の返還先きをあやまつたことによるものというべきところ、これについては控訴人Yが銀行としてその尽すべき注意義務を尽さず、本件預金債権が譲渡されたことを重視せず、たやすく通常の決済と同視して、結局その措置をあやまつたものであり、少くとも過失の責は免れない」として、Yの控訴を棄却した。

【17】最高裁第一小法廷昭和48年7月19日（民集27巻7号823頁）。これは、【16】の上告審判決である。裁判所は、「民法466条2項は債権の譲渡を制限する特約は善意の第三者に対抗することができない旨規定し、その文言上は第三者の過失の有無を問わないかのようなのであるが、重大な過失は悪意と同様に取り扱うべきものであるから、譲渡制限の特約の存在を知らずに債権を譲り受けた場合であつても、これにつき譲受人に重大な過失があるときは、悪意の譲受人と同様、譲渡によつてその債権を取得しえないものと解するのを相当とする。そして、銀行を債務者とする各種の預金債権については一般に譲渡制限

の特約が付されて預金証書等にその旨が記載されており、また預金の種類によつては、明示の特約がなくとも、その性質上黙示の特約があるものと解されていることは、ひろく知られているところであつて、このことは少なくとも銀行取引につき経験のある者にとつては周知の事柄に属するというべきであるとして、原判決を破棄した。

【18】東京高裁昭和50年5月7日（判時786号42頁）。参加人Bは、YはBに対して損害金の支払いを請求したところ、裁判所は、「一般に、銀行預金についてはその証書類に譲渡や質入を禁ずる旨の約款が明記されている等いわゆる譲渡制限の約定が存すること（特に定期預金について然り）は世間に広く知られている事実というべきところ、更には本件の如き商人の銀行預金については、質権設定の外、通常相殺予約等の約定が為され、これらが譲渡制限特約と相俟ち、銀行の有する債権の担保の役割を果していることは、少くとも商取引経験のある者ならば周知の事柄というべきであるから、商人たる第三者が、他の商人からその銀行預金債権を譲受けるような場合には、特にかかる特約の有無等を充分調査したうえこれを取得すべき取引上の注意義務があるものというべく、これを著しく怠り、軽々に特約の不存在等を信頼した者については、前示法条による保護は与えられないものと解するのが相当である」とし、譲渡制限特約に違反する預金債権の譲渡が有効であることを前提とする参加人の請求を棄却した。

【19】東京高裁昭和42年4月17日（金法479号28頁）。AはY銀行に対して定期預金債権を有していたが、定期預金債権につきY銀行の承諾なくして譲渡、質入ができない旨の特約が付されている。Xは、Aから定期預金債権の贈与を受け、その旨がYに通知された。Xからの請求を受けたYは、譲渡制限特約の存在を理由にこれを拒絶した。

裁判所は、「控訴人XはAから書替前の本件預金の贈与を受けた際右預金証書の保管場所の指示を受け、以後Aと控訴人Xがこれを共同占有していたと認めることができるから、反証のない本件では控訴人Xは右譲渡制限の条項を了知していたものと推認すべく、仮に控訴人Xが預金債権を有効に譲り受けたと信じたとしても、控訴人Xにはかように信ずるにつき過失があつたというほかはない。従つて被控訴人は右特約をもつて控訴人に対抗し得べきことは明らかである」として、Xの請求を棄却した。

【20】東京地裁昭和42年7月11日（判タ210号206頁）。Aは、昭和32年6月17日Y銀行に対して無記名定期預金債権を有していたが、この債権につき譲渡制限特約が付されている。しかし、それにもかかわらず、Aは、昭和39年10月17日定期預金債権をXに譲渡し、その旨が同月19日Yに通知された。Xからの請求を受けたYは、譲渡制限特約の存在を理由にこれを拒絶した。

裁判所は、「銀行取引上普通預金、通常の定期預金の場合と同じように無記名定期預金には例外なく債権譲渡禁止の特約があり、右特約は預金証書に明記されていることは銀行取引上顕著な事実である。したがつて、銀行取引に経験のある者は右特約を知っていることを推認することができるのであるが、右経験のない一般人であつてもいやしくも無記名

定期預金債権の譲渡を受ける者は、預金証書が存在することを知っているものと推認するのが相当である」として、Xの請求を棄却した。

【21】大阪地裁昭和47年9月20日（判タ288号332頁）。Bは、Aに対し昭和42年10月31日現在取引上の債権金2000万円を有していたところ、同日Aは、Bに対し、右債権の内金400万円の支払いのために、AがY銀行に対し有していた預金債権を譲渡し、Yに対し、同年11月6日Yに到達の書面をもって、右債権譲渡の通知をした。次いで、同年12月22日、Bは、Xに対し、譲受預金債権を譲渡し、Yに対し、同年同月29日Yに到達の書面をもって、債権譲渡の通知をした。Xからの請求を受けたYは、譲渡制限特約の存在を理由にこれを拒絶した。

裁判所は、「B及びXは、いずれも右各譲受当時、右譲渡制限の特約があったことを知らなかったことが認められ、右認定を覆すに足る証拠はないので、Yは、右譲渡制限の特約を善意者のB及びXに対抗できないといわなければならない」として、Yの抗弁を否認した。

【22】大阪高裁昭和48年11月26日（判タ307号190頁）。Xは、Y銀行に対して定期預金債権を有していたが、預金証書にはYの承諾がなければ譲渡又は質入することができない旨の特約が記載されている。Xの妻であるAは、借金を担保するために、Xに無断で定期預金証書を参加人Bに差し入れた。Xからの請求を受けたYは、Xにおいて預金証書を所持しておらず、預金の権利者を確知できないとして、Xに対し預金の支払いを拒んだ。

裁判所は、「被控訴人Y銀行としては、本件定期預金証書には、前記のとおり譲渡質入制限の特約が明記され、自らその譲渡質入を承諾したことはない（この承諾をしたことを認める証拠はない）のであるから、前記事実により、補助参加人Bが、預金債権につき権利を取得する理由がなく、本件定期預金の権利者は控訴人であること」を認めた上で、Y銀行はXに対して支払う義務があったと判示した。

【23】東京地裁昭和52年6月17日（訴月23巻6号1067頁）。Y<sub>1</sub>は、A信用組合に対し、昭和49年7月31日現在、当座預金、普通預金、定期預金、定期積金と借入金等との債務との相殺後の別段預金2口合計金64万1966円、普通預金4367円総計金64万6333円の預金債権（本件預金債権）を有していた。Y<sub>1</sub>は、本件預金債権をY<sub>2</sub>に譲渡し、その旨が同月6日にAに通知された。

他方、Xは、租税債権を徴収するため、昭和49年7月31日、本件預金債権を差押え、同年8月8日債権差押通知書がAに送達された。Aは、昭和50年6月9日、債権者を確知できないとして供託した。そこで、Xは、Yらに対し、XとYらの間で租税債権の差押にもとづき、供託金の還付請求権をXが有することを確認する、との判決を求める。

裁判所は、「銀行等を債務者とする各種の預金債権については一般に譲渡制限の特約が付されて預金証書等にその旨が記載されていることはひろく知られているところであつ

て、このことは少なくとも銀行取引につき経験のある者にとっては周知の事柄に属するものというべきであるから、商人たる第三者が他の商人からその銀行預金債権を譲受けるにあたっては、特にかかる特約の有無、銀行等の銀行の側で預金債権の譲渡を承諾するかどうか等について銀行等の銀行に照会する取引上の注意義務が存すると解するのを相当とする」として、Y<sub>2</sub>が譲渡制限特約につき重大な過失があったと認定し、Xの請求を認めた。

【24】東京地裁平成8年10月7日（公刊物未掲載）。Aは、生前、Y銀行との間で預金等の取引を行い、Yに対して預金債権を有していた。Aは、平成6年7月17日死亡した。Xは、平成3年10月9日Aとの間で、Aが有する全財産をXに死因贈与する旨の契約を締結したと主張し、預金債権がXに帰属することを確認したところ、裁判所は、贈与契約の成立を否認し、Xの請求を棄却した。

【25】東京高裁平成9年10月30日（金法1535号68頁）。これは、【24】の控訴審判決である。控訴審では、裁判所は、まず死因贈与契約の契約の成立を認め、「控訴人Xは、Aの死亡（平成6年7月17日）により、本件契約に基づき本件預金債権を譲り受けたことが認められる」とした。

また、譲渡制限特約の効力については、裁判所は、「控訴人XとAの相続人全員との間において、本件預金債権が控訴人に帰属することに争いがなく、その趣旨の確定判決もあって、Aの相続人全員から被控訴人Y（債務者）に対して本件預金債権につき譲渡の通知がされており、本件預金債権の帰属主体が控訴人であることは明白であるといえることができる。そして、被控訴人Y銀行は、本件預金の受寄者であって、本件預金債権の帰属主体が誰であるかが明白かどうかについては利害関係を有するものの、本件預金債権の帰属主体が誰であるかそのものについては被控訴人Y銀行が固有の利害関係を有するものではないことも明らかである」とし、「このように本件預金債権の帰属主体が控訴人があることが明白であり、その帰属主体が誰であるかについては利害関係がないのに、受託銀行である被控訴人銀行において、本件預金債権につき譲渡を禁止する特約があることを理由に控訴人が本件契約に基づき本件預金債権を譲り受けたことを否認することは、信義則上許されないものと解するのが相当である」と判示した。

## 第2款 裁判例の検討

### 第1項 全体的傾向

#### 1 裁判例の時代的推移

譲渡制限特約に関する裁判例を調査すると、裁判例の数の時代的推移には、顕著な特徴が看取される。裁判例は、昭和20年代（2件）、30年代（7件）、40年代（13件）、50年代（1件）に集中し、平成時代に入ると減少する（平成10年代2件）。原因ははっきりしないが、譲渡制限特約付預金債権の譲渡性に関する最高裁の態度（最判昭和48年7月19日）が確立したため、訴訟が一定程度減少した可能性がある。

## 2 紛争類型の特徴

銀行を債務者とする各種の預金債権については、一般に譲渡制限特約が付されて預金証書等にその旨が記載されているが、実務では主に定期預金、定期貯金、定期積金債権の譲渡性が争われ、普通預金債権の譲渡性が問題とされた事案が少ない。原因ははっきりしないが、普通預金債権では、預金者がいつでも全額を引き出しうるから、普通預金債権の流動性を高める需要が乏しい。これに対して、定期預金債権等では、期限前に預金者は払戻を請求する権利を有しないから、定期預金債権等を第三者に譲渡して金融を取得する必要が生じてくることになる<sup>45</sup>。

## 3 紛争形態の特徴

紛争形態の面では請負代金債権、売買代金債権、保証金返還請求権と同様に、譲渡制限特約の効力が争われる場面は、「債務者以外の者は、譲渡制限特約を持ち出して譲渡制限特約に違反する債権譲渡が無効であると主張した」場面（第1の検討場面）と、「譲受人からの請求を受けた債務者は、譲渡制限特約の存在を理由に支払を拒絶した」場面（第2の検討場面）とに大別される。しかし、第1の検討場面と比べてみると、第2の検討場面において債務者は譲渡制限特約を援用する事件が圧倒的に多い（全体の92%を占める）。

## 4 請求の認容率

認容率についていえば、第1の検討場面において、裁判例は、債務者以外の第三者との関係でも、譲渡制限特約に違反する債権譲渡が無効であるとの立場を採用しており、差押債権者の無効主張を否定する裁判例が存在しない。また、第2の検討場面において、譲渡制限特約の合理性を問題視することによって債務者の譲渡制限特約による抗弁を否認する裁判例が存在しない。

## 第2項 譲渡制限特約の目的及び合理性

### 1 第1の検討場面

譲渡人の差押債権者等が「譲渡された債権を譲渡人の責任財産にとどめておく利益」を確保するために債権譲渡の効力を争うのが典型である（2件）。

【1】において、譲渡人の差押債権者が譲渡制限特約に違反する譲渡は、効力を生じないと主張するのに対して、債務者はこれを争ったところ、裁判例は、「債務者は前示特約違背の点は、債権者において主張し得る限りというけれども、債権譲渡制限の特約が物権的効力を有することは、民法第466条第2項の解釈上明らかであり、その特約の存することを知らず、かつ知らざるにつき、過失なき第三者のみが、除外せられ保護されるべきものなること、前示の通りであるから、右主張の失当なること明らかである」として、譲渡人の債権者の無効主張を認めた。

【23】において、預金債権の譲受人は、債権譲渡制限の特約は専らないし主として債務

<sup>45</sup> 米倉明『債権譲渡——禁止特約の第三者効』（学陽書房、1976年）139-140頁。

者である訴外信用組合の利益を追求するためのものであり、このような特約は悪意の譲受人にも対抗し得ないと主張したところ、裁判所は、「右の主張は、立法論としてはとも角、民法の解釈として独自の見解に立つものであり、採用の限りではない」として、差押債権者の無効主張を認めた。

## 2 第2の検討場面

譲受人からの請求を受けた債務者は、譲渡制限特約の存在を理由にこれを拒絶する事件が多い。譲渡制限特約によって確保されている銀行の利益としては、㉗相殺利益の確保、㉘事務手続煩雑化の回避、㉙過誤弁済危険の防止、㉚紛争に巻き込まれるリスクの回避といった点が挙げられる。

上記㉗相殺利益の確保については、譲渡制限特約によって確保されてきた相殺の利益とは、譲渡された債権につき債務者対抗要件具備時より後に譲渡人に対して取得する債権を自働債権とする相殺を確保することである<sup>46</sup>。具体的には、㉛銀行と預金者との間で手形割引又は手形貸付による手形取引契約が締結され、銀行はこの契約に基づいて預金者に対して貸金債権又は買戻請求権等を取得した場合、㉜銀行と預金者との間でコミットメントライン契約が締結され、銀行はこの契約に基づいて個別貸付を行うことにより預金者に対して貸付債権を取得した場合である。

取引実務では、譲渡制限特約によりこれら場合の相殺の利益を確保することによって与信実務が行われている。譲渡制限特約は、この与信実務を背後から支えるものであり、なくてはならないものである。仮に譲渡制限特約を第三者に対抗できないものとする、預金者は銀行にとっての受働債権（預金債権）を自由に譲渡することができるので、与信判断につき現状対比厳しくみる必要性に迫られる可能性が生じる<sup>47</sup>。これは、預金者にとって決して望ましい結果ではない。いずれにせよ、預金者は預金債権を担保として銀行から金融を取得するのであれば、預金債権の流動性を高める需要が乏しい。

上記㉘事務手続煩雑化の回避については、事務手続を円滑に行うためには、譲渡制限特約の存在が必要不可欠である。銀行は、大量の預金者に対して多数の営業拠点において預金取引を行っているが、これは、預金債権者が預金名義人であることを前提にした事務手続で成り立っている<sup>48</sup>。仮に譲渡制限特約がなければ、銀行は、預金の支払等の依頼に応じる度に、預金債権につき譲渡の有無ないし譲渡の過程を確認する必要性が生じる。また、譲渡通知が銀行のどの支店に対して送達されても債務者対抗要件として有効なので、銀行は全拠点においてを調査する必要性が生じる一方<sup>49</sup>、譲渡の事実が確認された場合であってもそれを全拠点で共有する必要性が生じ、銀行の管理コストが著しく増大する<sup>50</sup>。

<sup>46</sup> 金融法委員会志「『民法（債権関係）の改正に関する中間試案』に対する意見」（2013年6月17日）16頁。

<sup>47</sup> 全国銀行協会「銀行取引に係る債権法に関する研究会報告書」（2007年4月）32頁。

<sup>48</sup> 全国銀行協会・前掲注47）31頁。

<sup>49</sup> 全国銀行協会・前掲注47）31頁。

<sup>50</sup> 部会資料71-3・110-111頁。



銀行の預金管理については、この管理を銀行内部情報ネットワークにより対応できるとの反論がありえよう。確かに銀行は預金管理システムを構築することができる。しかし、譲渡通知は銀行のどの支店に到達した時点でその効力が生じるので、譲渡通知の送達を受けてから担当者がその情報を端末に入力するまでに時間を要することに鑑み、実際に預金払戻等の依頼があった場合に、この時間の経過を待ってから応じる実務対応を迫られることが予想される<sup>51</sup>。これは、預金者にとって望ましい状態になる。いずれにせよ、銀行にしてみれば、多数の預金債務を処理にする場合において譲渡制限特約を締結することによって預金債権を預金者に固定することは、弁済先を明確にする上で適切かつ有効というべきである<sup>52</sup>。

上記⑦過誤弁済危険の防止については、銀行は預金債権の管理に手落ちがあれば（譲渡通知が送達されたこと自体を失念しているケースがあり得る）<sup>53</sup>、預金債権の債権者でない者に弁済する可能性があるので、過誤弁済の危険から銀行を保護する必要がある。過誤弁済の危険を避けるために、預金債権に譲渡制限特約を付する動機になり得る。

上記⑧紛争に巻き込まれるリスクの回避については、銀行以外の第三者は債権譲渡の効力を争う事件が少ないが、銀行は譲渡の有効性に関する紛争に巻き込まれるリスクがないわけではない。例えば、【23】において、仮差押命令、債権差押通知書、債権譲渡通知書を受領した銀行は、債権者を確知できないとして預金につき供託した。譲渡制限特約は、銀行が譲渡人の債権者・譲受人間のトラブルに巻き込まれることを嫌って、締結されたものである。

### 第3項 手形取引と譲渡制限特約の効力

検討の対象となるケースを確認しておこう。AとY銀行との間で手形取引契約が締結され、Yはこの契約に基づきAから手形を取得し、これを割引きAに対して手形割引債権を取得した。Yは、手形割引債権その他将来発生する債権を担保するため、AのYに対する預金債権の上に根質権を設定し、公正証書による質権設定契約書を作成した。しかし、それにもかかわらず、Aは、同債権をXに譲渡し、その旨が内容証明郵便でYに通知された。なお、譲渡された債権としての預金債権にはYの承諾がなければ譲渡し得ない旨の特約が記載されている。その後、Aの倒産によりYは割引手形の買戻を請求し、Aが買戻に応じないので、根質権の実行として預金債権を手形割引債権の弁済に充当し、その手中にあった割引手形をAに返還した（【15】）。

上記のケースにおいて、譲渡制限特約に違反する預金債権の譲渡を有効とする立場を採用する場合に、Xは債権譲渡によってすでに質権の設定ある預金債権を取得した者であるから、質権の被担保債権たる手形割引債権について改正前法500条にいわゆる弁済をする

<sup>51</sup> 全国銀行協会・前掲注47) 31頁。

<sup>52</sup> 東京地裁昭和30年10月27日（判タ57号50頁）。

<sup>53</sup> 部会資料33-3・43-44頁〔全銀協〕。

ことに正当の利益を有する者というべきである。Xは上記質権の実行を受けることにより、預金債権を犠牲に供して手形割引債権の対等額を満足させて消滅せしめたものであり、これ畢竟自己の出捐によってYの債権を満足せしめたものというべき、結局改正前法500条にいう弁済を行った者と同視するのが相当である。したがって、Yはこれによって債権者たるYに代位するものというべきである。具体的には、Xはその代位の効果として自己がAに対して求償し得る範囲内で、債権者たるYがその債権の効力及び担保として有していた一切の権利を行使し得る地位にある。

割引手形はYにおいて割引のため取得していたものであり、本来その割引による手形割引債権は、その手形債務者が満期に支払をすることにより決済せられるべきものとして取得しているのであるから、それは手形割引債権に対しては一種の担保たるものというべきである。したがって、Xが自己の出捐によって手形割引債権を満足せしめた以上、割引手形はXに返還すべきものである。結局、割引手形につき適切な返還をするためには、預金債権が譲渡された場合に備えて譲渡の有無ないし譲渡の過程を管理する必要がある。これらの管理に手落ちがあれば、不利益を受けるおそれがある。例えば、Yが割引手形の返還先を誤ったことにより、Xは割引手形を取得行使してAに対する求償権の満足を受けることができず、損害を蒙ったときは、Xからの損害賠償請求を受けることがあり得る。

他方、譲渡制限特約に違反する預金債権の譲渡を無効とする立場を採用する場合には、Xは債権譲渡によって預金債権を取得することができないので、質権の実行により代位することがあり得ない。手形割引債権が質権の実行によって満足した後に、Yは割引手形を割引依頼人であるAに返還すれば、返還債務から解放されるが、Aに返還すべき義務がない。要するに、割引手形の返還につき銀行は譲渡の有無ないし譲渡の過程を管理する必要がある。いずれにせよ、事務手続煩雑化の回避という銀行の利益を保護するためには、少なくとも銀行との関係においては譲渡制限特約に違反する預金債権の譲渡を無効とする必要がある。

## 第5節 民法改正と実務上の課題

### 第1款 相殺範囲の拡張と譲渡制限特約の存在意義

先に述べたように請負契約、売買契約、賃貸借契約、預金取引においては、債権が譲渡され債務者対抗要件が具備された場合であっても、債務者が譲渡人に対して反対債権を取得することは十分に予想される。しかし、改正前法は468条2項で債務者が譲受人に主張できる相殺の抗弁を債務者対抗要件具備時に譲渡人に主張できたものに限っているため、債務者は債務者対抗要件具備より後に取得した譲渡人に対する反対債権による相殺をもって譲受人に対抗することができない。現在は、債務者はこのような場合に備えて譲渡制限特約を付することによって相殺の利益を確保する実務が定着している。

改正法は、無制限説を明文化したうえで、次のような2つの方向から相殺の範囲を拡張

している。1つは469条2項1号の「対抗要件具備時より前の原因に基づいて生じた債権」であり、もう1つは同条2項2号の「譲受人の取得した債権の発生原因である契約に基づいて生じた債権」である。469条により債務者の相殺範囲が広汎に認められるにいたった。すると、譲渡制限特約を通じて相殺の利益を確保する必要が生じるのは、同条によってもカバーされない場面であることになる。しかし、それが具体的に如何なる場面であるのかを明らかにして検討する必要がある。以下では、請負代金債権、売買代金債権、預貯金債権といった債権の譲渡を念頭において譲渡制限特約の存在意義を検討する。

第1に、請負代金債権の譲渡と譲渡制限特約による相殺利益の確保である。まず、実務上、同一当事者間で連続して複数の請負契約が締結されることが多い。例えば、請負契約甲に基づく請負代金債権が譲渡され債務者対抗要件が具備された後に、請負契約甲と異なる請負契約乙が締結され、注文者は、この契約に基づいて譲渡人に対して損害賠償請求権を取得した場合である。このような場合において、注文者は、請負契約乙に基づく損害賠償請求権と自動債権とし、請負契約甲に基づく請負代金債権を受働債権として相殺することができるかは問題となる。

この問題については、両契約は同一の工事を完成させるために締結されたものであり、密接な関連性を有する場合と、両契約はそれぞれ工事内容を異にする別個独立のものであり、密接な関連性を有しない場合がある。前者については、例えば、実務では請負契約甲上の工事（都市計画道路整地工事等）と請負契約乙上の工事（交通広場暫定整備工事）は、注文者が請負人に発注した同じ地区の公共工事として関連性を有しているとされる<sup>54</sup>。しかし、改正法469条2項2号により相殺することが認められる反対債権と譲渡された債権は、同一の契約から発生したものでなければならない。そうすると、債務者において、請負契約甲に基づく請負代金債権との間で、請負契約乙に基づく損害賠償請求権を自動債権とする相殺に対して期待があったとしても、それが法的要件を満たさないとして否定されるおそれがある<sup>55</sup>。

また、請負取引において、元請負人が倒産状態等にあった場合に、請負代金債権が譲渡されたり、差押ええられたりして、下請負人への支払いが滞ることが予想される。請負代金債権が譲渡され債務者対抗要件が具備された後でも、注文者が当該工事の進行の必要等から、請負人に代わって下請業者に対して賃金などの立替払いをしたときは、立替払債権と自動債権とし、請負代金債権を受働債権として相殺することができるかは問題となる。注文者と請負人との間で締結された請負契約に「賃金などの立替払」に関する規定があれば、立替払債権が改正法469条2項1号の「前の原因に基づいて生じた債権」に該当する

<sup>54</sup> 東京地裁平成28年6月2日（金法2054号60頁）。

<sup>55</sup> 異なる請負契約間の違約金債権と請負代金債権の相殺の可否が問題となった事案においては、平成30年9月21日（公刊物未登載）は、「本件請負契約ア、本件請負契約イ及び本件請負契約エは、それぞれ工事内容を異にする別個独立の契約関係にあり、他の請負契約によって生じる債権債務とは対価牽連関係にないところ、このような対価牽連関係にない法律関係において、ある特定の請負契約に係る違約金債権を自動債権として、これと別個の請負契約に係る報酬債権との間で相殺することを期待することは直ちには合理的なものといえない」とした。

から、立替払債権と請負代金債権との相殺が可能である。しかし、これに対して、請負契約に「賃金などの立替払」に関する規定がなければ、注文者は、立替払債権による相殺の抗弁を譲受人に対抗することができない。

上記のような場合において、注文者は、請負人との間で連続して請負契約を締結し、又は元請負人に代わって下請負人に対して下請負代金等の支払いを行うのは、先行契約に基づく請負代金債権をもって、後行契約に基づく損害賠償請求権又は立替払債権の引当てとしているからである。相殺の抗弁が改正法 469 条 2 項 1-2 号により十分保護されないから、注文者としては、請負人との間で譲渡制限特約を締結することになる。つまり、譲渡制限特約は、請負代金債権が譲渡され債務者対抗要件が具備された後に、注文者が譲渡人に対して反対債権を取得したとしても相殺の利益が法定相殺に関する規定により認められない場合に備えて締結されたものである。

第 2 に、売買代金債権の譲渡と譲渡制限特約による相殺利益の確保である。まず、商品の継続的売買取引において、同一当事者間で取引の基本的な事項につき基本契約を締結した上で、基本契約に基づいて注文書等を作成し、売主に商品を発注することにより個別契約締結されるのが一般的である。基本契約に基づいて締結された売買契約甲に基づく売買代金債権が譲渡され債務者対抗要件が具備された後に、買主は売主との間で基本契約に基づいて売買契約甲と異なる売買契約乙を締結し、この契約の債務不履行として売主に対して損害賠償請求権を取得することが予想される。この場合において、売買契約乙に係る損害賠償請求権を自働債権として、これと別個の売買契約甲に係る売買代金債権との間で相殺することができるかは問題となる。なお、売買契約甲に係る代金債権が譲渡され債務者対抗要件が具備された後に、譲渡人であるブランド品メーカーが倒産し、その販売先の売卸業者がブランド価値毀損などで返品をして反対債権を取得した場合に、反対債権と売買代金債権との相殺の可否も問題である<sup>56</sup>。

また、商品の継続的売買取引において、売主が一定額以上の売上実績があった相手先に対して、売上代金の減額又は返金を行うこともある。具体的には、将来の売買代金債権が譲渡され債務者対抗要件が具備された後に、将来債権の発生となる売買契約及び販売協力契約がそれぞれ締結され、買主は販売協力契約に基づいて売主に対して割戻金請求権を取得した場合である<sup>57</sup>。この場合において、買主が販売協力契約に係る割戻金請求権を自働債権として、これと別個の売買契約に係る代金債権を受働債権として相殺することができるかは問題となる。

さらに、双方向の継続的売買取引において、ある特定の売買契約に係る代金債権の債務者である買主は、これと別個の売買契約に係る代金債権の債権者であることがある。具体例としては、有償支給の資材の加工委託が挙げられる。将来の原材料の売買代金債権が譲

<sup>56</sup> 株式会社三菱総合研究所「ABL の現状、普及促進に向けた課題及び債権法改正法等を踏まえた産業金融における実務対応の調査検討」（2016 年 2 月）32 頁。

<sup>57</sup> 部会資料 71-4 ・ 129 頁〔国際取引法フォーラム有志 ・ 日本チェーンストア協会〕。

渡され債務者対抗要件が具備された後に、原材料及び製品の売買契約がそれぞれ締結され、債務者は、譲渡人に対して製品の売買代金債権を取得した場合に、この債権による相殺の抗弁を譲受人に対抗することができるかは問題である。

上記のような場合において、自働債権の発生原因となる契約及び受働債権の発生原因となる契約は、同一当事者間で締結されたものとはいえ、それぞれ目的物を異にする別個独立のものである。改正法 469 条 2 項 1-2 号により相殺が許される受働債権は、債務者対抗要件具備時より前の原因に基づいて生じた債権又は譲受人の取得した債権の発生原因である契約に基づいて生じた債権に限られるから、債務者は譲渡人との間で各契約を締結した当時、これら相殺により決済されることを予定していたとしても、それは法的要件を満たさないとして否定されるおそれがある。

第 3 に、賃料債権の譲渡と譲渡制限特約による相殺利益の確保である。不動産賃貸借において、賃借人は、賃貸人に対して賃料債務を負担する一方、敷金返還請求権や建設協力金返還請求権を有していることが多い。具体例としては、賃料債権が譲渡され債務者対抗要件が具備された後に、賃借人は賃貸人に対してそれぞれ敷金及び建設協力金を差し入れた場合が挙げられる。これらの場合において、賃借人は敷金返還請求権又は建設協力金返還請求権を自働債権として、賃料債権を受働債権として相殺することができるのか。

建設協力金は、賃貸人が賃借物の建設代金又は既に調達した建設資金の返済に充てることを目的としてその賃借人から借用した金銭であって、建設協力金の差入れに関する契約は、賃貸借契約とは別個の金銭消費貸借契約にほかならない。このような性質を異にする 2 つの契約が、一個の不可分の契約関係をなすものと解することが困難であろう。改正法 469 条 2 項 2 号により相殺することが許される両債権は、同一の契約から発生するものでなければならない。そうすると、賃借人は金銭消費貸借契約に係る建設協力金返還請求権を自働債権として、これと別個の賃貸借契約に係る賃料債権との間で相殺することができない。しかし、賃借人が賃貸人に対して建設協力金を差入れたのは、賃料債権から回収できるという期待があったからであり、そのような期待は正当なものといえる。賃料債権の譲渡によって、本来保護される相殺の利益が保護されなくなるとすると、賃借人に見れば、予想外の不利益を被ることになる。そのため、賃借人は、賃料債権が譲渡された場合に備えて、建設協力金返還請求権を回収するための対策を講じておく必要がある。すなわち、賃借人は、賃料債権について譲渡制限特約を付しておけば、賃料債権が譲渡された場合でも、建設協力金返還請求権を自働債権とし、賃料債権を受働債権として相殺することにより建設協力金返還を回収することができる。

上記の建設協力金と異なり、敷金の差入れは、賃料債務その他の賃貸借に基づいて生ずる賃借人の賃貸人に対する金銭の給付を目的とする債務を担保する趣旨で行われることである。敷金の差入れに関する契約は、賃貸借契約とは別個の敷金契約であるが、敷金契約は、賃貸借契約を離れて、独立にその存在意義を有しないので、両契約の間に密接な関

係性がある。敷金返還請求権と賃料債権の相殺の可否について、敷金契約と賃貸借契約とを一個の不可分の契約関係のもとで統合して、改正法 469 条 2 項 2 号により相殺を認めようとする見解があり得る。このような見解が妥当だとすると、賃借人は、資金返還請求権と賃料債権を相殺することによって債権を回収していくことが可能となるため、賃料債権につき譲渡制限特約を付する必要性が生じない。しかし、このような見解は、469 条 2 項 2 号の解釈の域を超えるものとして、許されないところと言わないわけではない。敷金返還請求権と賃料債権の相殺を 469 条 2 項 2 号の枠内に収めるのは無理であれば、譲渡制限特約は独自の存在意義を有することになる。

第 4 に、預貯金債権の譲渡と譲渡制限特約による相殺利益の確保である。金融取引において、銀行は、預貯金者に対して預貯金債務を負担する一方、貸付債権や手形割引債権等を有することが多い。具体例としては、預貯金債権が譲渡され債務者対抗要件が具備された後に、銀行は預貯金者の請求に応じて定期預貯金を担保に預貯金者に対して貸付を行った場合、又は預貯金者から約束手形等を取得し、これを割り引き、手形割引債権を有していた場合が挙げられる。

銀行は、預貯金者に対して貸付等を行ったのは、預貯金債権から貸金債権等を回収できるとの期待があったからであり、その期待は正当なものである。しかし、改正法 469 条 2 項 2 号により相殺が許される受働債権は譲受人の取得した債権の発生原因である契約に基づいて生じた債権に限られる。そうすると、貸付に関する契約は、預金契約とは別個の金銭消費貸借契約であるから、預金債権と貸金債権との間で相殺することは許されない。債務者対抗要件の具備により譲渡の事実を知った銀行は、相殺できないことを望まないのであれば、譲渡人に対して貸付等を行わないという方法を採用することが可能であるが、現在は銀行で定期預貯金を預けておけば、誰でも定期預貯金担保貸付を利用できるから、銀行は預貯金者の請求に応じて一定額を融資しなければならない。銀行としては、譲渡制限特約により預貯金債権を譲渡人に固定しておくことになる。いずれにせよ、譲渡制限特約は、定期預貯金担保貸付を背後から支えるものであり、銀行にとってはなくてはならないものである。

また、銀行は預貯金者に対して預貯金債務を負担する一方、保証契約上の債権を有することもある<sup>58</sup>。具体例としては、預貯金債権が譲渡され債務者対抗要件が具備された後に、銀行は、第三者に対して貸付を行い、預貯金者はその連帯保証人となっていたが、弁済期に貸金の弁済がなかったため、銀行は預貯金者に対して保証契約上の債権を取得した場合が挙げられる。このような場合において、銀行は、保証契約に係る債権を自働債権として、これと別個の預貯金契約に係る預貯金債権との間で相殺をすることを期待していたとしても、それが改正法 469 条 2 項 2 号により保護されない。相殺により保証契約上の債権を回収したいのであれば、預貯金債権につき譲渡制限特約を付しておくこと重要である。

<sup>58</sup> 東京地裁昭和 30 年 10 月 27 日（下民 6 卷 10 号 2251 頁）。

これまで、相殺利益の確保に関して譲渡制限特約の存在意義を確認してきた。請負取引、売買取引、銀行取引及び不動産賃貸借において、債権が譲渡され債務者対抗要件が具備された場合であっても、債務者は譲渡人に対して反対債権を取得することは十分に予想される。しかし、改正法のもとでは、相殺が許される受働債権は、「前の原因に基づいて生じた債権」又は「譲受人の取得した債権の発生原因である契約に基づいて生じた債権」に限られるから、債務者の相殺利益は 469 条 2 項により十分に保護されない場面がある<sup>59</sup>。すなわち、債権が譲渡され債務者対抗要件が具備された後に、受働債権の発生原因となる契約が締結され、この契約及び自働債権の発生原因となる契約は、それぞれ性質を異にする契約関係にあるとの場面である。債務者は相殺の利益を確保したいのであれば、譲渡制限特約を締結することになる。確かに第 1 の個別契約と第 2 の個別契約があったとして、第 2 の個別契約が第 1 の個別契約の引当財産とすべき合理性は必ずしもないが、両当事者がそれを欲しているなら、それを認めてよい。ただし、譲受人との関係では、譲受人がそのことを知っているにも拘らず、あえて譲り受けた場合にのみ、譲受人にそのことを主張することができる。要するに、469 条により相殺範囲が広汎に認められ、その結果、相殺との関係では譲渡制限特約の存在意義がなくなるように見えても、同条によってもカバーされない場面はやはり残っており、譲渡制限特約は、そのような場面において、引き続き相殺の利益を確保するためのものとして機能するのである。

## 第 2 款 譲渡制限特約付債権の譲渡と譲渡人の債務不履行

改正前法のもとでは、譲渡制限特約は、弁済の相手方を譲渡人に固定する以外の目的で利用されることがあった。すなわち、前述のとおり、建設工事請負契約では、譲渡制限特約は工事を最後まで適正に完成させることなどを担保するためのものとして機能していた。そして、改正法でも 466 条 2-3 項において弁済の相手方を譲渡人に固定する限度で譲渡制限特約の効力を認められているが、このような——弁済の相手方を譲渡人に固定する利益——以外の利益はどのような形で保護されるのであろうか。譲渡人が譲渡制限特約に違反して債権を譲渡した場合に、債務者はこれを理由として取引の打ち切りや解除を行うことができるのであろうか<sup>60</sup>。

譲渡制限特約に違反した場合の契約解除に関して、国土交通省は、改正法の内容を踏まえて建設工事標準請負契約約款の見直しを検討している。まず、約款改正の経緯を確認しておこう。建設工事標準請負契約約款改正ワーキンググループ第 2 回会議において、次の

<sup>59</sup> 継続的契約でないものにしてみれば、債務者の相殺利益保護は基本的に改正法 469 条で処理するのが合理的である。つまり、1 つの契約の内部で処理すべき問題であるなら（優先的な決済を認めるなら）、譲受人の善意悪意によって解決方法が変わるのはおかしいし、差押えとの関係でも注文者の相殺を認めるてよいはずである。もっとも、譲渡制限特約を結んでおけば、例えば請負代金の支払期の延期等、相殺では解決できない問題に対しても対応可能となるというメリットがある。ただし、この問題についても、将来的には別の法理論を発展させて対応すべきかもしれない。

<sup>60</sup> 山野目章夫ほか「債権法改正と実務上の課題——債権譲渡制限特約」ジュリスト 1522 号（2018 年）62-75 頁は債務者の債務不履行責任に言及しており、譲渡制限特約の目的が看過された。

ような2つの論点を取り上げられた<sup>61</sup>。1つは、「債権譲渡によってその利益が害される場合は債務不履行に該当し、損害賠償や契約解除の対象となるか」である。もう1つは、「譲渡制限特約が付された工事代金債権を譲渡することは、債務不履行にはあたらない、またこれを理由とした契約解除等が権利の濫用にあたることとされた場合に、約款上どのように対応するか」である。前者の論点については、「債務不履行を理由として契約解除や損害賠償請求を行うのは、発注者側としては、建設工事を適正に施工し、最後まで完成させてほしいという目的を達成するためであって、少なくとも請負者における資金調達の円滑化等を妨げたい等の加害目的や害意性はないものとする」との考え方が示された<sup>62</sup>。後者の論点については、発注者の解除権として、「前払金債権を譲渡した場合」、「代金債権を譲渡した場合」及び「代金債権のうち下請への支払い部分を譲渡した場合」等を約款に規定する必要があるとする考え方が示された<sup>63</sup>。

第3回会議において、公共工事標準請負契約約款では、次のような2つの案が提案された<sup>64</sup>。1つは、請負人が請負代金債権を譲渡した場合に、注文者が直ちに請負契約を解除できる旨の提案（案1）である。もう1つは、請負代金債権を譲渡した請負人が工事の目的物の完成に支障がないことを速やかに証明できない場合に、注文者が直ちに請負契約を解除できる旨の提案（案2）である。一方、民間工事標準請負契約約款（甲・乙）、建設工事標準下請契約約款では、案1若しくは案2又は「受注者が工事を実施するための資金調達を目的に請負代金債権を譲渡した場合において、当該譲渡により受けた金銭を工事実施のために使用したことを証明できない」場合に注文者が直ちに請負契約を解除できる旨の案が提案されている<sup>65</sup>。

第4回会議において、公共工事標準請負契約約款では発注者の催告解除事由として、「第5条第1項の規定に違反して、請負代金債権を譲渡したとき」（第47条1号）及び「第5条第4項の規定に違反して、この建設工事の目的物に係る工事以外に請負代金債権の譲渡により受けた資金を使用したとき、又は同項の規定による書類を提出せず若しくは虚偽の記載をしてこれを提出したとき」（第47条第2号）が挙げられた<sup>66</sup>。一方、民間工事標準請負契約約款（甲・乙）、建設工事標準下請契約約款では発注者の催告解除事由としては、「第X条第1項の規定に違反して、請負代金債権を譲渡したとき」（民間工事標準請負契約約款甲第32条第2項第1号、民間工事標準請負契約約款乙第23条第2項第1号、

<sup>61</sup> 中央建設業審議会建設工事標準請負契約約款改正ワーキンググループ第2回（2019年8月1日）資料4・2頁。

<sup>62</sup> 中央建設業審議会建設工事標準請負契約約款改正ワーキンググループ第2回（2019年8月1日）資料4・23頁。

<sup>63</sup> 中央建設業審議会建設工事標準請負契約約款改正ワーキンググループ第2回（2019年8月1日）資料4・25頁。

<sup>64</sup> 中央建設業審議会建設工事標準請負契約約款改正ワーキンググループ第3回（2019年10月3日）資料2・4頁。

<sup>65</sup> 中央建設業審議会建設工事標準請負契約約款改正ワーキンググループ第3回（2019年10月3日）資料2・5頁。

<sup>66</sup> 中央建設業審議会建設工事標準請負契約約款改正ワーキンググループ第4回（2019年10月24日）資料4・23頁。



建設工事標準請負契約約款第 37 条 1 号) 及び「第 Y 条第○項の規定に違反して、譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき、又は同条第○項の報告を拒否したとき若しくは虚偽の報告したとき」(民間工事標準請負契約約款甲第 32 条第 2 項第 2 号、民間工事標準請負契約約款乙第 23 条第 2 項第 2 号、建設工事標準請負契約約款第 37 条 2 号) が挙げられた<sup>67</sup>。

第 5 回会議において、公共工事標準請負契約約款では、発注者の催告による解除の事由として、「第 5 条第 4 項の規定に違反して、この契約の目的物に係る工事の施工以外に請負代金債権の譲渡により受けた資金を使用したとき、又は同項の規定による書類を提出せず若しくは虚偽の記載をしてこれを提出したとき」が挙げられるのに対して、発注者の催告によらない解除の事由として、「第 5 条第 1 項の規定に違反して、請負代金債権を譲渡したとき」(第 48 条第 1 号) 及び「この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき」(同条第 2 号) が挙げられた<sup>68</sup>。一方、民間工事標準請負契約約款甲では発注者の催告による解除の事由として、「第 6 条第 3 項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき、又は同条第 4 項の報告を拒否したとき若しくは虚偽の報告をしたとき」が挙げられるのに対して、発注者の催告によらない解除の事由として、「第 6 条第 1 項の規定に違反して、請負代金債権を譲渡したとき」(第 34 条第 1 号) 及び「この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき」(同条第 2 号) が挙げられる<sup>69</sup>。同様な規定は、民間工事標準請負契約約款乙及び建設工事標準請負契約約款の改正案に見られる<sup>70</sup>。

ここまで約款改正の経緯を確認してきたが、譲渡制限特約が建設工事を最後まで適正に完成させることなどを担保するという目的で利用された場合に、譲渡自体は、譲渡制限特約の趣旨に違反することがあり得る。例えば、請負代金債権の譲渡を発端として工事の目的物の完成に支障が生じたときは、注文者が上記のような提案によって請負契約を解除することができる。つまり、譲渡制限特約に違反した場合の約定解除権を措置した注文者は、当該権利を行使することにより、請負代金債権の移転を遮断することができる。これまで譲渡制限特約によって保護されてきた弁済の相手方を譲渡人に固定する以外の債務者の利益は、このような方法によって、改正法のもとでも確保されることになる。

### 第 3 款 預貯金債権の譲渡無効と譲渡制限特約の主張権者

改正前法のもとでは、債務者以外の第三者に譲渡制限特約の効力を主張する利益が認め

<sup>67</sup> 中央建設業審議会建設工事標準請負契約約款改正ワーキンググループ第 4 回(2019 年 10 月 24 日)資料 4・23 頁。

<sup>68</sup> 中央建設業審議会建設工事標準請負契約約款改正ワーキンググループ第 5 回(2019 年 11 月 11 日)資料 1・39-40 頁。

<sup>69</sup> 中央建設業審議会建設工事標準請負契約約款改正ワーキンググループ第 5 回(2019 年 11 月 11 日)資料 2・22 頁。

<sup>70</sup> 中央建設業審議会建設工事標準請負契約約款改正ワーキンググループ第 5 回(2019 年 11 月 11 日)資料 3・16 頁、資料 4・20 頁。

られていた。これに対して、改正法 466 条 2-3 項は、債務者以外の第三者が譲渡制限特約の効力を主張できない方向で設けられたものである（3 項は「債務者は……第三者に対抗することができる」としている）。そのため、改正前法の判例理論は、改正法 466 条 2-3 項が適用される場面で、その意義を失うことになる一方、譲渡人の一般債権者が譲渡制限特約付債権を差し押さえた場合に譲受人との間では対抗問題となり、その差押え又は譲受人による第三者対抗要件の具備の先後によって優劣関係が決まることになる。他方、先に確認したように改正前法の枠組みが、預貯金債権については維持されている。すなわち、譲渡制限特約に違反する預貯金債権の譲渡は、悪意又は重過失の譲受人との関係では、無効である（改正法 466 条の 5）とされているのである。すると、ここでの問題は、誰がこの無効を主張できるかである。

民法改正の過程では、第 93 回会議において誰が無効を主張できるかについて明示的な文言は見当たらないが<sup>71</sup>、第 96 回会議において譲渡無効の主張権者を「債務者」とするとの文言が追加された<sup>72</sup>。しかし、それ以降の会議においては、この「債務者」という文言は削除された。「債務者」という文言が追加された際も、削除された際も、その理由は述べられていない。したがって、無効の主張権者が誰であるかについては改正法のもとでも、解釈の余地がある。改正法 466 条 2-3 項と同じように、譲渡制限特約の主張権者を債務者に限定する立場を採用する場合に、預貯金債権についても、改正前法の判例理論はその意義を失うことになる<sup>73</sup>。なお、預貯金債権の譲渡につき第三者対抗要件が具備された時点で、譲渡人の一般債権者等は、譲渡の事実を認識することができるから、預貯金債権が差し押さえられた場合、又は譲渡人が破産した場合であっても、譲渡された預貯金債権が譲渡人の責任財産に含まれるという期待を持ち得なくなる<sup>74</sup>。一般債権者は、このような期待を持ち得ない以上、預貯金債権の譲渡無効を主張することができない。仮に一般債権者の利益を重要視して、譲渡の無効主張を一般債権者に認めると、債権回収を確実にするための一手段として預貯金債権を譲り受ける努力をした譲受人との対比において公平ではなく（つまり、遅い者勝ちはおかしい）、既に存在していた譲渡当事者の法律関係の安定を害する<sup>75</sup>。

譲渡人の一般債権者の利益を保護する必要がないわけではないが、それは詐害行為取消権又は否認権その他の法的手段により図られるべきであり、譲渡制限特約の文脈において検討されるべきものではない<sup>76</sup>。例えば、譲渡人の一般債権者は、譲渡人に対し詐害行為取消権があることを前提とし、預金債権の譲受人に対し預金債権が譲受人に属せず、譲渡人に属することの確認を求める訴訟において、裁判所は、権利保全のためなされた債権者

<sup>71</sup> 部会資料 81-3・2 頁。

<sup>72</sup> 部会資料 83-1・31 頁、部会資料 84-1・32-33 頁。

<sup>73</sup> 改正前法のもとで譲渡無効を主張していたのは、実は債務者よりも、差押債権者等の第三者であることのほうが多かった。詳しくは、本稿第 6 章第 4 節を参照する。

<sup>74</sup> 東京地裁平成 27 年 4 月 28 日（判時 2275 号 97 頁）。

<sup>75</sup> 大阪地裁平成 25 年 8 月 6 日（訴月 60 卷 3 号 688 頁）。

<sup>76</sup> 部会資料 71-4・105 頁、部会資料 37・10 頁。

の仮処分申請を認めた<sup>77</sup>。

#### 第4款 預貯金債権の特殊性と譲渡制限特約の効力

既に確認したように、改正法はその466条の5において「預金口座又は貯金口座に係る預金又は貯金に係る債権（以下「預貯金債権」という。）について当事者がした譲渡制限の意思表示は、第466条第2項の規定にかかわらず、その譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかった譲受人その他の第三者に対抗することができる。」として、預貯金債権を別扱いにしている。これによって、譲渡制限特約に違反する預貯金債権の譲渡は、悪意又は重過失の譲受人との関係においては無効となる<sup>78</sup>。

銀行との関係では、銀行は466条3項によって保護されるはずなのに、預貯金債権の譲渡を無効としないと、保護されない利益とは何か。民法改正の過程で、譲渡制限特約の効力については466条2-3項のような規律を採用する場合に、預貯金債権の管理に著しい支障が生ずるとの指摘がされた<sup>79</sup>。それでは、466条2-3項では保護されず、466条の5によって初めて保護される銀行の利益とは何であろうか。預貯金債権の管理に著しい支障が生ずるという以上、466条の5が目指しているのは事務手続煩雑化の回避であろうが、具体的にそれが何であるかを特定する、つまり、具体的な状況を明らかにする必要がある。以下では、①預貯金者が払戻を拒絶している場合と、②銀行が預貯金者に弁済しても、弁済としての効力が認められない場合と、③預貯金者に弁済を受領し、かつ、それが有効な弁済であったとしても、銀行が債権譲渡の事実を把握しておかなければならない場合に分けて検討する。

まず、上記①の場合をみることにしよう。この場合、銀行としては、預貯金債権を供託したい。しかし、494条を根拠として供託することができない。なぜなら、預貯金者は、466条2項により、もう債権者ではなくなっているから、494条1項を根拠とする供託できない。また、譲受人が預貯金債権の債権者であることは、明確であるから、494条2項を根拠する供託もできない。銀行は供託をしなければ、債務を履行したことにならないから、譲受人は銀行に預貯金者への払戻を催告した上で、譲受人への支払いを請求することができる（466条4項）。結局、銀行は、譲受人への支払いを余儀なくされるから、譲渡の有無ないし譲渡の過程を記録しておく必要がある。しかし、これに対して、466条の5があれば、銀行は、494条1項に基づいて預金者のために供託することができるので、譲渡の有無ないし譲渡の過程を記録する必要、すなわち、預貯金債権の譲渡を管理する必要はない。

もっとも、これには、上記②の場合、銀行としては、494条ではなく、466条の2に基づいて供託することができるはずであるから、銀行に不利益は発生しないのではないか、

<sup>77</sup> 東京地裁昭和29年11月12日（判時53号17頁）。

<sup>78</sup> 潮見佳男『新債権総論Ⅱ』（信山社、2017年）415頁。

<sup>79</sup> 部会資料81-3・2-3頁。

との反論もありえよう。改正法のもとでは、銀行は、確かに供託することができる（466条の2第1項）。しかし、この場合、銀行は、預貯金者だけでなく、譲受人にも通知しなければならない（466条の2第2項）。つまり、銀行は、譲受人がいるかどうか、もしいるとして、それが誰であるかを知っておく必要がある。そのため、ここでも譲渡の有無ないし譲渡の過程を記録しておく必要があり、コストが発生する。しかし、466条の5があれば、上記のとおり、銀行は494条1項に基づいて預貯金者を債権者とする供託が可能であるから、預貯金債権の譲渡を管理する必要はない。このような文脈では、466条の5は、銀行による譲受人への連絡を不要とする供託を可能とするための規定と位置付けることができる。

次に、上記⑥の場合に移ろう。預貯金者について破産手続開始の決定があった場合、銀行が預金者に払い戻しても、それに弁済としての効力は認められない。そうだとすれば、銀行としては供託をしたいが、上記④の場合と同じ理由から、494条に基づく供託はできないように思われる。しかも、この場合、譲受人は銀行に供託するように請求することができる（466条の3）。そうだとすれば、銀行としては、供託するように請求してきた者が本当に譲受人かどうかを確認しなければならない。つまり、結局、銀行としては、譲渡の有無ないし譲渡の過程を記録しておく必要があり、コストが発生する。しかし、これに対して、466条の5があれば、銀行としては、譲受人からの供託請求に応じる必要はなく、その結果、預貯金債権の譲渡について管理しなくてよい。

最後に、上記⑤の場合を見てみよう。預貯金者と銀行との間で手形取引契約が締結され、銀行はこの契約に基づいて預貯金者から約束手形等を取得したが、預貯金者の倒産等により銀行は約束手形等の買戻を請求し、預貯金者が買戻に応じないので手形割引債権を自働債権とし、預貯金債権を受働債権として相殺した場合において、いずれに割引手形を交付すべきかは問題となる。

改正法466条2項によると、譲渡制限特約付債権が譲渡された場合には、譲受人の主観態様を問わず、債権は譲受人に移転するから、譲受人は手形割引債権について改正法500条にいわゆる弁済するについて正当な利益を有する者である。また、譲受人は、弁済による代位の効果として自己が預貯金者に対して求償をすることができる範囲すなわち相殺により消滅した預貯金債権の範囲内で、手形割引債権の債権者たる銀行がその債権の効力及び担保として有していた一切の権利を行使することができる。具体的には、銀行は、手形割引債権を担保するための割引手形を譲受人に交付しなければならない。つまり、銀行は、適式な割引手形の交付を行うためには、預貯金債権の譲渡を管理する必要性が生じる。預貯金債権の譲渡の管理に手落ちがあれば、割引手形を譲渡人に交付したとしても、譲受人の譲渡人に対する求償権を確保するための対象となるべきものない事案では、譲受人の求償権の行使を害するため、譲受人に対して損害賠償義務を負担する<sup>80</sup>。

<sup>80</sup> 債権者たる銀行が代位弁済を受けるに際し、担保物としての割引手形を代位者に交付しなかった事案

しかし、改正法 455 条の 5 があれば、上記のとおり、譲渡制限特約に違反する債権譲渡が無効であるから、銀行としては、500 条にいわゆる弁済による代位が生じないし、預貯金債権の譲渡を管理する必要が生じない。これによって、銀行は、預貯金口座の名義人が債権者であることを前提に割引手形を預貯金口座の名義人に交付すればよいことになる。このような文脈では、466 条の 5 は、銀行は手形取引において割引手形の交付先を預貯金口座の名義人に固定することを可能とするための規定と位置づけることができる。なお、現在は、預貯金債権が譲渡された場合には譲渡制限特約が付されていることを根拠に、預貯金口座の名義人に割引手形を交付する実務が定着している<sup>81</sup>。このような実務は、改正法のもとでも維持される。

改正前法のもとでは、事務手続煩雑化の回避を理由として譲渡制限特約を正当化することはできないとする考え方があった。例えば、米倉明教授は、「預金を他に貸付けて利益を収めておりながら、右に挙げた費用支出〔債権が譲渡されることによる弁済費用又は誤払防止のための調査費用の増加〕をしたくないので、自分は預金者に融資することをしないうまま、預金者が他から融資を受けようとするのを妨げることはよろしくあるまい。」と説く<sup>82</sup>。預貯金債権に対する譲渡制限特約が合理的か否かは、(預貯金担保)貸付が円滑に行われているか否かによる。貸付が円滑に行われているなら、譲渡制限特約は銀行の事務費用を減らし、また預貯金担保貸付という方法は手続費用やモニタリングコストも安い。要するに、預貯金債権に関する譲渡制限特約の合理性は、それ自体では決まらず、貸付の実態に依存している。現在は、銀行で定期預貯金を預けておけば、誰でも定期預貯金担保貸付を利用することができるから、銀行は預貯金者の請求に応じて一定額を融資しなければならない。銀行は預貯金者に融資するのであれば、事務手続煩雑化の回避を理由として譲渡制限特約を正当化することはできるといえるだろう。

## 第 5 款 クレジット取引と譲渡制限特約の効力

クレジット取引において、クレジット会社は、加盟店の間で、加盟店のクレジット会社に対する立替払請求権又は債権譲渡代金請求権につき譲渡制限特約を締結することがある。例えば、三井住友カード加盟店規約に「加盟店は、売上債権及び立替払い請求をすることにより発生する加盟店の当社に対する債権を第三者に譲渡し、もしくは立替えて支払わせることはできない」旨の特約が記載されている。譲渡制限特約によって確保されているクレジット会社の利益としては、㊦相殺利益の確保、㊧事務手続煩雑化の回避、㊨過誤弁済危険の防止といった点が挙げられる。

---

において、銀行は譲渡制限特約に違反する債権譲渡がその効力を生じない旨を主張せず、代位弁済者の求償権を害したことによる損害賠償義務が認められた。最高裁昭和 48 年 4 月 10 日(金法 685 号 20 頁)参照。この事案において、銀行は譲渡制限特約を主張していたとしたら、この判決の結論が変わることになる。秦光昭「質権の設定された預金債権の譲受人と民法 500 条の法定代位」手形研究 188 号(1972 年) 26 頁。

<sup>81</sup> 最高裁昭和 48 年 7 月 19 日(民集 27 卷 7 号 823 頁)。

<sup>82</sup> 米倉明「債権譲渡禁止特約に関する再検討」法学研究(愛知大学) 47 卷第 2 号(2006 年) 59-60 頁。

上記⑦の相殺利益の確保については、「加盟店と顧客の取引がキャンセルされた場合のクレジット会社の加盟店に対する立替払金返還請求権又は債権譲渡代金返還請求権及びクレジット会社の加盟店に対する手数料請求権が加盟店のクレジット会社に対する立替払金請求権又は債権譲渡代金請求権との相殺により決済されるため、かかる相殺が債権譲渡によって排除されることを防止すること等にある」との指摘がある<sup>83</sup>。

上記④の事務手続煩雑化の回避については、「(ア) クレジット会社が極めて多数の加盟店に対して多額の立替払金又は債権譲渡代金を支払うため、自動的かつ画一的な処理を行うシステムを導入していること、(イ) 多数の加盟店に対する小口かつ多頻度の支払を銀行に対する口座振替の指図等によって行っていること等から、加盟店のクレジット会社に対する立替払請求権又は債権譲渡代金請求権が譲渡された場合に支払先を変更することが困難であること」との指摘がある<sup>84</sup>。

上記⑤の過誤弁済危険の防止については、「支払先変更がシステム上不可能なタイミングでクレジット会社が立替払金請求権又は債権譲渡代金請求権の譲渡通知を受領した場合には、クレジット会社は、当該債権譲渡の譲受人に対して支払義務を負うにもかかわらず加盟店に対して支払を行うことになり、二重払いの危険を負うこと」との指摘がある<sup>85</sup>。

改正法は、債務者の利益を保護するために、466条3項において「前項に規定する場合には、譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかった譲受人その他の第三者に対しては、債務者は、その債務の履行を拒むことができ、かつ、譲渡人に対する弁済その他の債務を消滅させる事由をもってその第三者に対抗することができる。」として、弁済の相手方を譲渡人に固定する限度で譲渡制限特約の効力を認めている。これによって、466条3項が立替払請求権又は債権譲渡代金請求権に適用される限り、これまで譲渡制限特約により保護されてきた債務者の利益のうち、⑦相殺利益の確保、④過誤弁済危険の防止、⑤事務手続煩雑化の回避は、改正法のもとでも引き続き保護されることになる。しかし、466条4項及び466条の3の規律が発動された場合に債務者が譲渡制限特約を譲受人に対抗することができなくなるため、債務者の利益保護は後退する。もっとも、改正法は、469条3項を設けて相殺の抗弁を対抗できるように手当てしており、その範囲で相殺利益が確保されている。いずれにせよ、466条4項及び466条の3にいわゆる事由が生じた場合に④過誤弁済危険の防止、⑤事務手続煩雑化の回避といった債務者の利益は十分に保護されない。

民法改正の過程において、銀行を債務者とする預貯金債権及び立替払請求権等に対しては、特則として譲渡制限特約付債権の譲渡は改正前法どおりに無効とする旨の規律とする意見があった<sup>86</sup>。この意見と異なり、改正法466条の5は、改正前法の考え方を維持する

<sup>83</sup> 社団法人日本クレジット協会＝債権法改正に係る研究会「債権法改正に係る意見（中間論点整理）」（平成22年5月18日）18頁。

<sup>84</sup> 社団法人日本クレジット協会＝債権法改正に係る研究会・前掲注83）18頁。

<sup>85</sup> 社団法人日本クレジット協会＝債権法改正に係る研究会・前掲注83）18頁。

<sup>86</sup> 部会資料33-3・6頁、部会資料71-4・93頁。

債権類型を預貯金債権に限っており、立替払請求権が挙げられていない。466条の5により保護されているのは、上記④の事務手続煩雑化の回避という銀行の利益である。具体的には、466条4項及び466条の3のような規律が発動されると、銀行は譲渡制限特約をもって譲受人に対抗できなくなるため、債権の譲渡を管理する必要が生じる。預貯金債権と同様に、立替払請求権の債務者である銀行は、極めて多数の取引先を有するものであり、466条4項及び466条の3のような規律が発動され、譲渡制限特約の第三者が否定される場合があれば、銀行にしてみれば「その意に反する加盟店による債権譲渡によって、支払先変更に係る多大な事務負担を負い、二重払の危険にさらされる」という不利益を受けることになる<sup>87</sup>。改正法は466条の5において預貯金債権に限って改正前法の考え方を維持したが、466条の5を銀行を債務者とする立替払請求権に適用する余地がないわけではない（466条の5の類推適用）。

### 第6款 将来債権の譲渡と譲渡制限特約の効力

将来債権の譲渡と譲渡制限特約の効力という論点に関しては、①将来債権譲渡契約が締結された時点で譲渡制限特約が付された場合——基本契約が締結されており、その中に譲渡制限特約が記載された場合——と、②将来債権譲渡契約が締結された後に個別契約が締結されてその中に譲渡制限特約が記載された場合とに分けて検討する。

上記①の場合において、将来債権譲渡契約が締結された時点で基本契約の中に譲渡制限特約が記載されており、裁判所は、改正前法466条2項の基本的な枠組みにおいて、譲渡制限特約の効力を規律する傾向が見られる<sup>88</sup>。つまり、債務者は、譲渡制限特約を悪意又は重過失のある譲受人に対抗することができる（同項ただし書）。これに対して、上記②の場合において、将来債権譲渡契約締結された時点で譲渡制限特約が存在せず、裁判所は、改正前法466条2項ただし書を適用する余地がないとして、債務者は常に譲渡制限特約を譲受人に対抗することができるとしている<sup>89</sup>。

改正法は、466条の6において「前項に規定する場合において、譲渡人が次条の規定による通知をし、又は債務者が同条の規定による承諾をした時（以下「対抗要件具備時」という。）までに譲渡制限の意思表示がされたときは、譲受人その他の第三者がそのことを知っていたものとみなして、第466条第3項（譲渡制限特約の意思表示がされた債権が預貯金債権の場合にあつては、前条第1項）の規定を適用する。」として、将来債権の譲渡後に付された譲渡制限特約の効力を明文化している。これによって、債務者対抗要件の具備時までに譲渡制限特約が付された場合（以下「②-a」の場合」という）には、債務者は譲受人に対して特約を対抗することができることになる。その反面、債務者対抗要

<sup>87</sup> 部会資料33-3・13頁。

<sup>88</sup> 大阪地裁平成15年5月15日（金法1700号103頁）、大阪地裁平成17年11月30日（金法1795号62頁）。

<sup>89</sup> 東京地裁平成24年10月4日（判タ1387号216頁）、東京地裁平成27年4月28日（判時2275号97頁）、東京地裁平成28年4月22日（訴月63巻3号1132頁）。

件の具備後に譲渡制限特約が付された場合（以下「②-b」の場合」という）には、債務者は特約を譲受人に対抗することができないことになる。

先に確認したように、改正前法のもとでは、上記②の場合において債務者は常に譲渡制限特約を譲受人に対抗することができるかとされている。債務者の利益の保護という観点からは、改正法のもとでは、上記の②-bの場合において債務者が譲渡制限特約を譲受人に対抗できないものとする、その範囲で債務者の保護が後退する。ドイツ法においては、判例は譲渡制限特約の効力を先行する債権譲渡の譲受人との関係でも貫徹させており、「通謀や害意がなく、債務者が既に譲受人に権利が移転したことを知っていただけでは、譲渡禁止特約を結ぶことに対する債務者の利益はなお法的保護に値すると考えられているのである」<sup>90</sup>。日本法に目を転じると、債務者対抗要件の具備により譲受人に譲渡制限特約を対抗できなくなった後においても、債務者の相殺の抗弁を保護するための手当てしておく必要がある。そこで、改正法は、②-bの場合において譲渡制限特約の第三者効を認めない代償として、将来債権が譲渡され債務者対抗要件が具備された後に締結された契約から発生する債権による相殺の抗弁を認め、債務者の相殺の利益を確保しているのである（469条2項2号）。

なお、改正法466条の6第3項は、上記②の場合を想定して設けられたものであるから、①の場合については、同項は適用する余地がなくて、466条2項以下の条項や466条の5第1項が適用されることになる<sup>91</sup>。

### 第7款 原因契約の変更と譲渡制限特約の効力

継続性のある契約において、経済状況等の変化により当該契約の内容を変更してしまうケースがある。例えば、建設工事請負契約においては、通常、債権の発生時期と支払時期との間の時間が長いため、この間に設計図書変更等による請負代金債権の変更、解除による請負代金債権の一部又は全部の消滅等が生じることが多いとの指摘があった<sup>92</sup>。また、請負代金債権が譲渡され債務者対抗要件が具備された場合であっても、注文者が譲渡人である請負人の資金調達上の都合により、譲渡人に弁済することも予想される<sup>93</sup>。請負代金債権が譲渡された後も、注文者と請負人との間で請負契約の内容を変更することは、契約自由の原則から差し支えないが、契約の変更は、譲受人に対して効力を有するのかが問題となる。これについては、債務者対抗要件具備時を基準として、契約の変更がそれ以前に行われた場合と、その後に行われた場合とがある。

まず、前者の場合を取り上げる。債権が譲渡されていたことを知らない債務者は、契約の変更が制限されると考える理由はない。改正前法のもとでは、債務者は、債務者対抗要

<sup>90</sup> 石田・前掲注13) 282-286頁。

<sup>91</sup> 中田・前掲注13) 225-226頁。

<sup>92</sup> 東京地裁平成15年12月1日（公刊物未登載）。

<sup>93</sup> 大阪地裁昭和49年2月15日（金法729号33頁）。



件具備時までに譲渡人に対して生じた事由をもって譲受人に対抗することができる（468条2項）。したがって、譲渡通知前に契約の変更が行われた場合には、譲受人に対してそれを対抗することができる。このようにして、債務者には、譲渡制限特約により債権の譲渡を制限するまでもなく、契約変更の機会を確保しうる道が存在するのである。

次に、後者の場合を検討してみよう。先に確認したように、改正前法は、その468条2項において、債務者は譲受人に対抗できる抗弁を債務者対抗要件具備までに生じたものに限っているから、債務者対抗要件の具備により譲渡の事実を知った債務者は、経済状況等の変化により契約を変更する必要があったとしても、その契約変更の機会が確保されないおそれがある。もちろん、当該契約に内容変更に関する条項が記載されていた場合には、債務者は、最判昭和42年10月27日民集21巻8号2161頁の論理を援用して、契約の変更を譲受人に対抗することができるかもしれない<sup>94</sup>。しかし、その条項が当該契約に存在しなければ、債務者と譲渡人は契約を変更したとしても、それを譲受人に対抗することができず、契約変更の機会を確保したいという債務者の利益はもはや確保されない<sup>95</sup>。しかし、これについては、海外に目を向けると、アメリカ統一商事法典9:405条、国連国際債権譲渡条約20条、ヨーロッパ契約法原則III11:308条、共通参照枠草案5:112条4項では、契約の変更が信義誠実に従って行われた場合であれば、譲渡譲渡後であったとしても、それは譲受人に対抗することができるという<sup>96</sup>。これらの法体系において、「契約の変更」に関する規定により契約変更の機会が制度的に確保されている点が、日本法と異なる。それでは、日本法において契約変更の機会を確保したいという債務者の利益がどのような形で保護されていたであろうか。

実務では、建築請負契約に請負代金債権の譲渡を制限する条項がよく見られる。譲渡制限特約の趣旨については、「このよう定めが設けられた趣旨は……〈2〉工事請負契約については、通常、債権の発生時期（契約成立時）と支払時期（前払時、部分払時、工事完成時）との間の期間が長いため、この間に設計図書変更等による請負代金債権の変更、解除による請負代金債権の一部又は全部の消滅等が生じることが多いなど、工事請負代金債権の金額について不確定な要素が多いことから、公共工事の請負代金債権について譲渡禁

<sup>94</sup> 池田清治「民法理論の構造と展開に関する実証的研究——パラダイム転換論の異議・役割・限界」（科研報告書、2003年）23頁。

<sup>95</sup> 池田（清）・前掲注94）23頁。

<sup>96</sup> ヨーロッパ契約法原則III11:204条の公式注釈には、次のような設例が掲載されている。「建設業者Cは、銀行Dとの間で、Dの顧客の証券その他の貴重品の保管倉庫を建設することを合意した。その後すぐに、Dは、銀行事業をEに譲渡し、建設契約に基づく権利もEに譲渡した。建設途中で、その保管倉庫の敷地に関するいずれの図面にも示されてない水脈が、倉庫の床の直下に流れており、浸水を防ぐには、排水用に相当額の追加費用で地下ポンプを設置することが必要である、と判明した。このことは、契約の変更条項には含まれないが、それでも、建築技師は、保管倉庫が使用不能にならないようにするためにポンプの設置が不可避であると考え、ポンプと労働の費用が認約上の代金に追加されることを示して、建設業者に必要な指示をした。この変更は、Fの同意なく行われたとしても、Eを拘束する。」オーレ・ランドーほか編（潮見佳男ほか監訳）『ヨーロッパ契約法原則III』（法律文化社、2008年）72-73頁。同じ設例が共通参照枠草案5:112条の公式注釈にもある。この設例において、DからEに譲渡された権利は、金銭債権ではなく、Dの建設契約に基づいてCに対して取得する目的物の引渡請求権である。

止特約を設け、発注者があらかじめ承諾をした場合のみ譲渡することができるとしているものである」とした判決がある。つまり、契約内容の変更に備えて、契約に譲渡制限特約が記載されることがあり得る。検討の対象となる事例を確認しておこう<sup>97</sup>。請負人 A と注文者 B との間で譲渡制限特約付請負契約が締結されたが、A が B に対して取得する代金債権を C に譲渡し、その旨が B に通知された。その後、A が財務状況の悪化で工事の継続が困難になり、B が一部代金を A に支払って工事の継続をさせた。この事例において、B は A の財産状況により契約の支払条項を変更して一部代金を A に支払ったが、それをもって C に対抗することができる。ここでは、B の利益保護が相殺によって対応することができるかという問題があり得る。つまり、B の反対債権（譲渡通知後に行われた一部代金の支払いによって B が A に対して取得した債権）と譲渡された請負代金債権とが同一の契約に基づいて発生したものでなくても、牽連性を有するものとして相殺が認められるという考え方があり得る。相殺によって債務の利益が保護されるのであれば、譲渡制限特約を締結する必要がない。しかし、相殺によって対応することができない事例がある。例えば、請負契約において、工事が進んでいるが、工事が遅れているから、請負代金の支払期が延期された。このような事例において、譲渡制限特約を締結しておけば、請負代金の支払期の延期等、相殺では解決できない問題に対しても対応可能というメリットがある。他方、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、譲渡人からの債権譲渡承諾依頼書を受けた債務者は、契約変更により請負代金債権の額に増減が生じた場合には請負代金債権の額は変更後のものとするについて異議を留めて承諾することもある。債務者の事後承諾により、債権譲渡は譲渡の時に遡って有効となるが、債務者が契約内容の変更につき異議を留めた場合には、それは譲受人に対しても効力を有する。このようにして、日本法においては、譲渡制限特約は、「契約の変更」に関する規定の欠如をカバーする機能を果たしているのである。そして、改正法でも 466 条 2-3 項において弁済の相手方を譲渡人に固定する限度で譲渡制限特約の第三者効を認められているから、債務者は譲渡制限特約を締結することにより契約変更の機会を確保することができる。しかし、ここで注意すべきなのは、弁済や相殺と異なり、「原因契約」の変更については、「取引上の合理性」が要求されるという点である。つまり、弁済や相殺はそれ自体として「合理的」であるが、それ以外の「変更」については、常に「合理的」とは言い切れず（理由もなく履行期が延期された場合、合理性を欠いている）、そのため、「合理性」が要求されることになる。

---

<sup>97</sup> 樋口範雄『アメリカ契約法（第2版）』（弘文堂、2008年）337頁。

## 終章

### 第1節 本稿の結論

#### 第1款 総論

##### 第1項 譲渡制限特約の機能的分析

改正前法のもとでは、譲渡制限特約の機能を検討する際に、その典型例として想定されていたのは、預貯金債権である。例えば、米倉明教授は、『債権譲渡——禁止特約の第三者効』（1976年）という論文において、預貯金債権の譲渡を重点に置き、譲渡制限特約の機能として次のようなことが析出された<sup>1</sup>。すなわち、①相殺利益の確保、②過誤弁済危険の防止及び③事務手続煩雑化の回避等である。これらの利益を確保するために締結された譲渡制限特約の第三者効については、債務者である銀行の利益が譲受人の利益を圧倒するほどの重要性を有しないという理由で否定的である（特約の効力制限論）<sup>2</sup>。この見解は、立法論としてとも角、改正前法466条2項の解釈論として実務では採用されなかった<sup>3</sup>。しかも、預貯金債権だけでなく、譲渡制限特約付請負代金債権・売買代金債権・保証金（敷金）返還請求権等が譲渡された場合において、裁判所は譲渡制限特約に第三者効を認める傾向が見られた<sup>4</sup>。その後、債権の種類ごとに譲渡制限特約を研究する論文としては、石田剛教授の『債権譲渡禁止特約の研究』（2013年）が挙げられる<sup>5</sup>。同論文では、譲渡制限特約につき譲受人の無重過失の意義及び判断構造が検討されたが、譲渡制限特約の機能的分析が捨象された。

本稿は、実務では譲渡制限特約がどのような場面にいかなる理由から利用されているかという視点から譲渡制限特約の効力を研究するのである。日本では、金銭債権のうち請負代金債権、売買代金債権、保証金（敷金）返還請求権、預貯金債権に譲渡制限特約が付されていることが典型である。それ以外に、非金銭債権に関してはどの程度譲渡制限特約が利用されているのかは、必ずしも明らかでない状況にある。先に紹介したように、従来の研究では譲渡制限特約の機能として検討されてきたのは、①相殺利益の確保、②過誤弁済危険の防止及び③事務手続煩雑化の回避である。本稿からは、それ以外にも、譲渡制限特約は、④「紛争に巻き込まれるリスクを回避すること」又は⑤「譲渡された債権を発生させる契約を変更する機会を確保すること」を可能にする機能、及び⑥「建設工事の適正な施工、最後まで工事を完成させること」を確保する機能を有する、ということが明らかになった。④に関して、実務では同一債権につき二重の譲渡通知が到達したり、裁判所から

<sup>1</sup> 米倉明『債権譲渡——禁止特約の第三者効』（学陽書房、1976年）70-80頁。その後、米倉明教授は、「債権譲渡制限特約に関する再検討」（2006年）という論文において、自身の特約効力制限論を諦め、物権的効力説を採るという前提のもとで、その代案として改めて類型化を試みた。同「債権譲渡禁止特約に関する再検討」法学研究（愛知大学）47巻第2号（2006年）54-62頁。

<sup>2</sup> 米倉・前掲注1）224頁。

<sup>3</sup> 東京地裁昭和52年6月17日（訴月23巻6号1067頁）等。

<sup>4</sup> 本稿第5章第1節第2款第2項、同章第2節第2款第2項、同章第3節第2款第2項、同章第4節第2款第2項。

<sup>5</sup> 石田剛『債権譲渡禁止特約の研究』（商事法務、2013年）50-82頁。

の仮差押命令が到達した場合が多く、債務者が紛争に巻き込まれるリスクは、改正前法にも内在しているから、このようなリスクを回避することが譲渡制限特約を付す動機になり得る。そして、債務者は争いの結果を待たず、譲渡された債権について債権者不確知を原因として供託する傾向が強く見られる。また、⑤及び⑥は法的問題として争われたのは、主として建設工事請負代金債権が譲渡された場面である。これは、建設工事請負契約において、請負代金債権が譲渡された後に、請負人が建設工事を完成させる債務を履行し続けることができるかどうか注文者に不安を抱かせること、また設計図書変更等により請負代金債権の変更等が生じることが多いなど、建設工事請負代金債権の金額について不確定な要素が多いからである<sup>6</sup>。

## 第2項 譲渡制限特約の比較法的考察

近時、譲渡制限特約の効力については比較法的検討がなされていたが、一般的動向の紹介にとどまっており、機能的分析や関連制度との接合関係はあまり意識されていなかった。譲渡制限特約の効力に関する国際的趨勢について、池田真朗教授は、アメリカ統一商事法典と国連国際債権譲渡条約を比較対象とし、国際取引世界において譲渡制限特約の第三者効を否定するという趨勢を析出した<sup>7</sup>。しかし、国際ファクタリング条約6条2項、ヨーロッパ契約法原則Ⅲ11:301条、共通参照枠草案5:108条ないしフランス民法典1324条4項においては、譲渡制限特約を第三者に対抗することができるものとする旨の規律が存在している。

譲渡制限特約の効力の国際的趨勢を析出するには、複数の国の立法例を取り上げるのが適当と考え、本稿では外国法としては中国契約法、中国民法典、アメリカ統一商事法典、国際ファクタリング条約、国連国際債権譲渡条約、ヨーロッパ契約法原則、ユニドロワ国際商事契約原則、共通参照枠草案等を考察対象とした。確かにアメリカ統一商事法典をはじめ多くの法律においては、一定の類型の金銭債権について譲渡制限特約の第三者効を否定していたが、これまで譲渡制限特約により確保されてきた「相殺利益の確保」及び「契約変更機会の確保」といった債務者の利益が他の法的手段により保護されている。例えば、相殺に供される自働債権と受働債権が原因契約又は同一の取引の一部である他の契約から発生するものであれば、自働債権の発生時期を問わず相殺が認められる（国連国際債権譲渡条約18条等）。また、原因契約の内容に照らして合理的な譲受人であれば、原因契約の変更に同意したであろう場合には、原因契約の変更は譲受人に対して効力を有するとされる（国連国際債権譲渡条約20条等）。

上記諸外国のルールと異なり、日本改正前法では「牽連性を有する債権間の相殺」又は「原因契約の変更」に関する規定が存在しない。しかしこのことから、債務者の利益が日本法では十分に保護されないかという点、必ずしもそうではない。日本の取引社会では、

<sup>6</sup> 東京地裁平成15年12月1日（公刊物未掲載）等参照。

<sup>7</sup> 池田真朗『債権譲渡法理の展開』（弘文堂、2011年）309-314頁。

譲渡制限特約が広く利用されており、それは債務者の利益を保護するための機能を果たしている。結局、日本法では「譲渡制限特約の第三者への対抗の可否」として論じられていることが、上記諸外国では「牽連性を有する債権による相殺の可否」又は「原因契約変更の第三者への対抗の可否」として捉えられていることは明らかになった。それぞれの国において、譲渡制限特約の利用実態が異なるから、アメリカをはじめ多くの国は、譲渡制限特約の第三者効を否定したとしても、日本法では譲渡制限特約が合理性を有するのであれば、譲渡制限特約の第三者効を認めるべきであろう。

### 第3項 譲渡制限特約の沿革的考察

改正法においては、債権譲渡につきいくつかの注目すべき改正がされた。とりわけ、譲渡制限特約の効力については、根本的な見直しがされている。まず、改正法では、譲渡制限特約に違反して行われた債権譲渡が有効であるが、債務者は悪意又は重過失のある譲受人に対して、その債務の履行を拒むことができ、かつ譲渡人に弁済ないし相殺することができる<sup>8</sup>とされている（466条2-3項）。ただし、預貯金債権については、譲渡制限特約に違反して行われた債権譲渡を無効とする旨の規定が設けられている。また、債権譲渡と相殺については、改正法は、無制限説を明文化したうえで、次のような2つの方向から相殺の範囲を拡張している。1つは469条2項1号の「対抗要件具備時より前の原因に基づいて生じた債権」であり、もう1つは同条2項2号の「譲受人の取得した債権の発生原因である契約に基づいて生じた債権」である。そして、将来債権が譲渡された後に締結された譲渡制限特約の効力については、債務者対抗要件の具備後に譲渡制限特約が付された場合には、債務者は特約を譲受人に対抗することができない旨の規定が設けられている。これらの規律及び規律相互の関係を正しく理解するためには、沿革的考察を行う必要がある<sup>8</sup>。

本稿においては、466条2-3項（第2章第1節）、466条4項及び466条の3（同章第2節）、466条の2（同章第3節）、466条の6（同章第4節）、469条（同章第5節）、466条の5（第3章）の改正過程<sup>9</sup>を確認してきたが、主として次のようなことが明らかになった。第1に、466条2-3項と466条の5は、いずれも債務者の利益を保護するために設けられているものであり、後者において譲渡制限特約の主張権者が債務者に限定されていないが、解釈論としては、譲渡無効の主張権者を債務者に限定すべきであるとする考え方

<sup>8</sup> 千葉恵美子「債権譲渡制限特約と民法改正——債権の流動化・担保化はどこまで可能になったのか」大塚龍児先生古稀記念『民商法の課題と展望』（信山社、2018年）437頁以下は、改正の過程を紹介しなかったが、次のような課題を提示した。すなわち、「もちろん、立法作業の中で、どのような議論を経て改正法に到達したのか、あるいは、どのような議論を経て、改正に至らなかったのかという検証作業が必要となるであろうが、今後の法の運用に当たっては、むしろ、改正条文相互の関係、改正条文と改正されなかった条文との関係に考察を加え、改正法によって、どのような法規範が形成されることになるのか、また、これまでに形成されてきた判例理論や学説が、改正条文の解釈にあたって今後も意味があるのか、とりわけ重要な検討課題となる。」。

<sup>9</sup> 白石大「債権譲渡制限特約に関する法改正の日仏比較」瀬川信久先生・吉田克己先生古稀記念論文集『社会の変容と民法の課題（上巻）』（成文堂、2018年）529頁以下は、466条の改正過程に触れている。

もあり得る。第2に、469条により債務者の相殺範囲は広汎に認められるにいたったとしても、同条によってカバーされない場面においては、債務者は相殺の利益を確保したいのであれば、譲渡制限特約を締結する必要がある。第3に、債務者の利益を保護するために、466条2-3項が設けられているが、同規定が預貯金債権に適用されると、債務者である銀行の利益が十分に保護されない場面がある。預貯金債権を別扱いにする意義は、466条4項、466条の2、466条の3のような規定を預貯金債権に適用しないことにあるのである。第4に、改正前法のもとでは譲渡制限特約により保護されていきた紛争に巻き込まれるリスクの回避という債務者の利益が、改正法のもとでも466条の2により保護される。第5に、将来債権が譲渡され債務者対抗要件が具備された後において、譲渡制限特約が締結されたとしても、債務者は譲渡制限特約をもって譲受人に対抗することができないが、これまで譲渡制限特約により保護されてきた相殺利益の確保という債務者の利益が、改正法のもとでも469条2項2号により保護される。

## 第2款 分論

### 第1項 譲渡制限特約と法定相殺との役割分担

請負契約、売買契約、賃貸借契約、預金取引においては、請負代金債権等の債権が譲渡され債務者対抗要件が具備された場合であっても、債務者は譲渡人に対して反対債権を取得する事案が多い。改正前法のもとでは、債務者は、譲渡人に対して反対債権を取得したとしても、その債権が債務者対抗要件具備後に発生した場合に、反対債権による相殺の抗弁を譲受人に対抗することができないのが原則である（改正前法468条2項の解釈）。もちろん、改正前法468条2項を解釈によって拡大する可能性は残されていたが<sup>10</sup>、債務者はこのような場合に備えて譲渡制限特約を付することによって相殺の利益を確保する実務が定着している。その結果、改正前法は、468条2項で債務者が譲受人に主張できる相殺の抗弁を債務者対抗要件具備前に譲渡人に主張できるものに限っているが、債務者は譲渡制限特約により相殺可能な領域を創出することができる仕組みになっている。

改正法のもとでは、債務者の譲渡人に対して取得する反対債権が、債務者対抗要件具備時より前に生じた債権（469条1項）、債務者対抗要件の具備時より前の原因に基づいて生じた債権（同条2項1号）、譲受人の取得した債権の発生原因である契約に基づいて生じた債権（同条2項2号）である場合に、債務者は当該債権による相殺の抗弁をもって譲受人に対抗することができる。これまで譲渡制限特約によって確保されてきた債務者の相殺利益の一部が、改正法においては「債権譲渡と相殺」に関する規定により保護される。ただ、債務者の譲渡人に対して取得する反対債権が改正法469条に規定されている債権に

<sup>10</sup> 深谷格「相殺の構造と機能——フランス法を中心として（4）」名古屋大学法政論集137号（1991年）416頁以下、深川裕佳『相殺の担保的機能』（信山社、2008年）255-282頁、山田八千子「イギリス法における衡平法上の相殺の構造——牽連性要件を中心として（1）」東洋法学44巻2号（2001年）15-36頁。

該当しない場合において、改正前法の仕組みは、改正法のもとでも維持されている。

本稿は、改正法 469 条により保護されず譲渡制限特約を付すことによって初めて保護される相殺の利益とは具体的に何であるか、という問題意識から、請負代金債権、売買代金債権、預貯金債権といった債権の譲渡を念頭において譲渡制限特約の存在意義を確認した<sup>11</sup>。第 1 に、請負契約においては、①請負契約甲に基づく請負代金債権が譲渡され債務者対抗要件が具備された後に、請負契約甲と異なる請負契約乙が締結され、注文者は、この契約に基づいて譲渡人に対して損害賠償請求権を取得した場合、②請負代金債権が譲渡され債務者対抗要件が具備された後でも、注文者は当該工事の進行の必要等から、請負人に代わって下請業者に対して賃金などの立替払いを行い、請負人に対して立替払債権を取得したことがある。第 2 に、売買契約においては、③基本契約に基づいて締結された売買契約甲に基づく売買代金債権が譲渡され債務者対抗要件が具備された後に、買主は売主との間で基本契約に基づいて売買契約甲と異なる売買契約乙を締結し、この契約の債務不履行として売主に対して損害賠償請求権を取得した場合、④売買契約甲に係る代金債権が譲渡され債務者対抗要件が具備された後に、譲渡人であるブランド品メーカーが倒産し、その販売先の売卸業者がブランド価値毀損などで返品をして反対債権を取得した場合、⑤将来の売買代金債権が譲渡され債務者対抗要件が具備された後に、将来債権の発生となる売買契約及び販売協力契約がそれぞれ締結され、買主は販売協力契約に基づいて売主に対して割戻金請求権を取得した場合、⑥将来の原材料の売買代金債権が譲渡され債務者対抗要件が具備された後に、原材料及び製品の売買契約がそれぞれ締結され、債務者は、譲渡人に対して製品の売買代金債権を取得したことがある。第 3 に、⑦不動産賃貸借においては、賃料債権が譲渡され債務者対抗要件が具備された後に、賃借人は賃貸人に対してそれぞれ敷金及び建設協力金を差し入れ、敷金返還請求権又は建設協力金返還請求権を取得したことがある。第 4 に、銀行取引においては、⑧預貯金債権が譲渡され債務者対抗要件が具備された後に、銀行は預貯金者の請求に応じて定期預貯金を担保に預貯金者に対して貸付を行い、貸付金債権を取得した場合、⑨預貯金者から約束手形等を取得し、これを割引き、手形割引債権を有していた場合、⑩預貯金債権が譲渡され債務者対抗要件が具備された後に、銀行は、第三者に対して貸付を行い、預貯金者はその連帯保証人となっていたが、弁済期に貸金の弁済がなかったため、銀行は預貯金者に対して保証契約上の債権を取得したことがある。これら場合においては、債務者が譲渡人に対して取得した債権は、改正法 469 条に規定されている債権に該当しないから、同条によっては相殺の利益は保護されない。そこで、債務者は相殺の利益を確保したいのであれば、譲渡制限特約を締結することになる<sup>12</sup>。

<sup>11</sup> 本稿第 5 章第 5 節第 1 款。

<sup>12</sup> 改正法 469 条 2 項 2 号にいう「譲受人の取得した債権の発生原因である契約に基づいて生じた債権」を、フランスの議論を参考して広く解釈しようとする論文は、岩川隆嗣「双務契約の牽連性と担保の原理——フランス法における同時履行の抗弁を中心として（10 完）」法学協会雑誌 135 巻 12 号（2018 年）2887-2889 頁等が挙げられる。

## 第2項 契約変更規定の存否と譲渡制限特約の機能

債権が譲渡され債務者対抗要件が具備された後において債務者が譲渡された債権を発生させる契約の内容を変更したときは、譲受人の同意が必要とされる（改正前法468条2項の解釈）。この場合において、譲受人は、契約の変更が譲受人の債務者に対する権利に影響を与えることを理由として契約の変更に同意しない、という事態が生じ得る。日本では、「原因契約の変更」に関する規定がなく、また契約変更の譲受人への対抗可否に言及する論稿も多くない<sup>13</sup>。これに対して、比較法に目を転じると、現在ではアメリカ統一商事法典、ヨーロッパ契約法原則、共通参照枠草案、中国民法典をはじめ多くの法律が「原因契約の変更」に関する規定を有しており、この規定は債権譲渡法上不可欠な準則となっている<sup>14</sup>。

本稿は、上記諸外国では「原因契約の変更」に関する規定により保護された債務者の契約変更の機会が日本法ではどのような形で保護されているのか、という問題意識から日本の裁判例を確認してきたが、主として次のことが明らかになった。建設工事請負契約においては、譲渡制限特約が広く用いられており、債務者は譲渡制限特約を付すことによって契約の内容を変更する機会を確保しようとするのである<sup>15</sup>。換言すれば、譲渡制限特約は、債務者が契約の内容を変更する機会を確保することを可能にする法的手段であり、債務者にとっては実益を有する。そして、譲渡制限特約の効力をめぐる裁判例において、裁判所は譲渡制限特約の合理性に積極的評価を加えて譲渡制限特約の第三者効を認める傾向が見られる。債務者が契約の内容を変更する機会を確保するために譲渡制限特約を付したのに、譲渡制限特約の第三者効を認めないとするならば、譲渡制限特約を締結する意味がなくなってしまうから、裁判所の法的判断に合理性があると評することができる。

改正法では、譲渡制限特約の効力が弁済先を譲渡人に固定するという債務者の利益を保護する範囲で限定されたとしても、債務者は悪意又は重過失の譲受人からの履行請求を拒むことができ、かつ譲渡人に弁済することができる（466条2-3項）から、原因契約の変更により譲渡された債権の金額に増減が生じた場合には、債務者は変更契約後の金額を譲渡人又は譲受人に弁済すれば免責される。譲渡制限特約を付すことにより契約の内容を変更する機会を確保する実務は、改正法でも維持されている。このようにして、日本法においては、譲渡制限特約は、「原因契約の変更」に関する規定の欠如をカバーする機能を果たしているのである。「原因契約の変更」に関する規定を有する上記諸外国では、譲受人の主観態様を問わず、契約の内容を変更する機会を確保したいという債務者の利益が保護されるが、日本法においては、譲渡制限特約につき善意又は重過失のある譲受人との関係

<sup>13</sup> 改正前法の議論としては、池田清治「民法理論の構造と展開に関する実証的研究——パラダイム転換論の異議・役割・限界」（科研報告書、2003年）23頁、同「債権の流動化と譲渡禁止特約の効力」北海道大学法学研究科附属高等法政教育研究センター年次報告書2号（2002年）77-78頁がある。

<sup>14</sup> 本稿第4章第8節第1款。

<sup>15</sup> 東京地裁平成15年12月1日（公刊物未登載）等参照。



では譲渡制限特約の第三者効が認められないから、債務者の利益が十分に保護されないとの懸念があるかもしれないが、建設工事請負契約等に譲渡制限特約が付されるここが一般的であり、譲渡制限特約につき善意又は重過失のある譲受人が多くないので、上記諸外国との差異はそれほど大きくないと思われる。

### 第3項 預貯金債権の譲渡と譲渡制限特約の主張権者

改正前法のもとでは、譲渡制限特約の主張権者をめぐって学説は対立しているが<sup>16</sup>、裁判例の態度の骨格はほぼ固まっており、債務者のほか、譲渡人以外の者に譲渡制限特約の効力を主張する利益が認められている。つまり、債務者以外の者は、譲渡制限特約によって「譲渡された債権を譲渡人の責任財産にとどめておく利益」、又は譲渡された債権についての優先順位を確保することができる<sup>17</sup>。譲渡制限特約は、そもそも債務者の利益を保護するためのものであるが、実務ではこれと異なる目的で利用されている。これに対して、改正法 466 条 2-3 項は、債務者以外の第三者が譲渡制限特約の効力を主張できない方向で設けられたものである（3 項は「債務者は……第三者に対抗することができる」としている）。そのため、改正前法の判例理論は、改正法 466 条 2-3 項が適用される場面で、その意義を失うことになる。他方、改正前法の枠組みが、預貯金債権については維持されている。すなわち、譲渡制限特約に違反する預貯金債権の譲渡は、悪意又は重過失の譲受人との関係では、無効である（改正法 466 条の 5）とされているのである。すると、ここでの問題は、誰がこの無効を主張できるかである。

本稿は、債務者以外の第三者に譲渡制限特約の効力を主張する利益が認められるべきかという問題意識から、譲渡制限特約の比較法的考察ないし沿革的考察を行ったが、主として次のことが明らかになった。第 1 に、債務者のほか、譲渡人以外の第三者も、譲渡制限特約の存在を援用することができるとする考え方は、比較法の観点から異例である。譲渡制限特約の第三者効を認めている法域においては、譲渡制限特約の主張権者を債務者に限定することを前提にして、債務者保護に必要な範囲内で譲渡制限特約の効力を認める考え方が国際的な趨勢である。第 2 に、改正法 466 条の 5 の趣旨は、預貯金債権者の交代に伴う不利益から債務者である銀行を保護することにある。また、民法改正の過程では、第 93 回会議において誰が無効を主張できるかについて明示的な文言は見当たらないが<sup>18</sup>、第 96 回会議において譲渡無効の主張権者を「債務者」とするとの文言が追加された<sup>19</sup>。しかし、それ以降の会議においては、この「債務者」という文言は削除された。「債務者」という文言が追加された際も、削除された際も、その理由は述べられていない。したがって、

<sup>16</sup> 池田清治「民法学における『意図せざる結果』」民事研修 517 号（2000 年）12 頁以下、中田裕康『債権総論（第 3 版）』（岩波書店、2013 年）528 頁、石田・前掲注 5）77-79 頁等参照。

<sup>17</sup> 本稿第 5 章第 1 節第 2 款第 2 項、同章第 2 節第 2 款第 2 項、同章第 3 節第 2 款第 2 項、同章第 4 節第 2 款第 2 項

<sup>18</sup> 部会資料 81-3 ・ 2 頁。

<sup>19</sup> 部会資料 83-1 ・ 31 頁、部会資料 84-1 ・ 32-33 頁。

無効の主張権者が誰であるかについては改正法のもとでも、解釈の余地がある。第3に、譲渡制限特約に違反して行われた譲渡が無効であるという意味の無効<sup>20</sup>は、債務者である銀行の利益を保護するために認められてきた譲渡制限特約の効果であるとするならば、譲渡制限特約の主張権者を限定すべきであるとする考え方は、改正法においても検討に値しよう。改正法 466 条 2-3 項と同じように、譲渡制限特約の主張権者を債務者に限定する立場を採用する場合に、預貯金債権についても、改正前法の判例理論はその意義を失うことになる。

#### 第4項 債権の発生原因と譲渡制限特約の効力との相関関係

譲渡制限特約の効力に関しては、諸外国の間にも理論構成において大きな違いがある。ヨーロッパ契約法原則の「譲渡制限特約違反の譲渡が債務者との関係では無効である」構成、共通参照草案の「譲渡制限特約違反の譲渡が債務者との関係でも有効であるが、債務者が譲渡人に対して弁済ないし相殺できる」構成が代表的である。このうち、改正法 466 条 2-3 項と近いのは、共通参照草案の理論構成である。改正法 466 条の5は、ヨーロッパ契約法原則の理論構成に近い。ヨーロッパ契約法原則の理論構成では、譲渡制限特約違反の譲渡が債務者に対して効力を有しないから、債務者は譲渡の有無ないし譲渡の過程を管理する必要がないし、債権の譲渡をなかったものとして行動すればよいのに対して、ヨーロッパ契約法原則の理論構成では、弁済の相手方を譲渡人に固定するという債務者の利益が保護されるが、譲渡制限特約違反の譲渡が債務者に対して効力を有するから、債務者は譲渡の有無ないし譲渡の過程を管理することが必要になる場面が出てくるかもしれない。それが具体的にいかなる場面を意味しているかということ、ヨーロッパにおいては必ずしも明らかではない<sup>21</sup>。

本稿は、改正法 466 条 2-3 項と 466 条の5はいずれも債務者の利益を保護するための規定であることを前提にして、466 条 2-3 項では保護されず、466 条の5によって初めて保護される債務者である銀行の利益とは、具体的に何であるか、という問題意識から、466 条 2-3 項、466 条の5の改正過程等を確認し、主として次のようなことが明らかになった。第1に、譲渡制限特約の効力については466 条 2-3 項のような規律を採用する場合に、預貯金債権の管理に著しい支障が生ずる。第2に、預貯金債権の管理に著しい支障が生ずるという以上、466 条の5が目指しているのは事務手続煩雑化の回避である。第3に、それが具体的に何であるかを特定する、つまり、具体的な状況を明らかにする必要がある。本稿では、①預貯金者が払戻を拒絶している場合と、②銀行が預貯金者に弁済しても、弁済としての効力が認められない場合と、③預貯金者に弁済を受領し、かつ、それが有効な弁済であったとしても、銀行が債権譲渡の事実を把握しておかなければならない場合に分け

<sup>20</sup> 石田・前掲注5) 220頁。

<sup>21</sup> 本稿第4章第8節第1款及び第2款。

て、具体的な状況を明らかにした<sup>22</sup>。これらの場合において、銀行としては、譲渡の有無ないし譲渡の過程を記録しておく必要があり、事務処理上のコストが発生する。改正法466条の5があれば、譲渡制限特約違反の譲渡が債務者との関係では無効であるので、銀行としては、預貯金債権の譲渡を管理する必要が生じない。

債権の種類によって譲渡制限特約に込められている意味が異なっており、譲渡制限特約の効力を語る際には、その債権の発生原因との相関関係を考慮に入れて立論するのは、適切である。請負代金債権、売買代金債権、保証金（敷金）返還請求権について、「譲渡制限特約違反の譲渡が債務者との関係でも有効であるが、債務者が譲渡人に対して弁済ないし相殺できる」構成を採用しても、当該構成が預貯金債権について同様に適用されるのはおかしいことになる。また、請負代金債権又は売買代金債権と、保証金（敷金）返還請求権とでは、譲渡制限特約のあり方や効力が異なっている。請負契約又は売買契約において、譲渡制限特約は、債務者の相殺利益を確保することを可能にするものであり、債務者にとっては実益を有する。不動産賃貸借において、保証金は、賃貸人の賃貸借契約に基づいて賃借人に対して取得する反対債権につき担保的機能を果たしている——保証金自体で賃貸人の反対債権が担保される——のであるので、賃貸人は、あえて保証金返還請求権に譲渡制限特約を付して同債権を賃借人に固定する必要がない<sup>23</sup>。

なお、保証債権については、日本ではほとんど議論がされておらず、中国では保証債権に譲渡制限特約が付される事案が見られる。保証契約に譲渡制限特約が付された場合に、主たる債権が譲渡されても、保証人は保証債権の移転をなかつたものとして行動することができる。しかも、保証人は、譲渡人に対しても保証責任を負う必要がない。中国法では、譲渡制限特約は、保証人の保証責任を免除することを可能にするものであり、保証人にとっては実益がないわけではない。保証債権の移転をめぐる裁判例は少ないが、譲渡制限特約の第三者効が認められている<sup>24</sup>。いずれにせよ、請負契約、売買契約、不動産賃貸借、銀行取引における利益状況とは異なる状況にあり、債権の種類によって譲渡制限特約に込められている意味は異なっているのである。

## 第2節 今後の課題

### 第1款 非金銭債権と譲渡制限特約の効力

日本では、譲渡制限特約の効力は、従来主として金銭債権のうち預貯金債権、請負代金債権、売買代金債権、保証金（敷金）返還請求権等との関係で議論されることが多いが、非金銭債権との関係ではほとんど議論されていない。非金銭債権に関しては、譲渡制限特約の効力をめぐる法的紛争が表面化していない<sup>25</sup>ので、譲渡制限特約の効力を検討する必

<sup>22</sup> 本稿第5章第5節第4款。

<sup>23</sup> 本稿第5章第2節第2款第2項。

<sup>24</sup> 本稿第4章第2節第4款第2項。

<sup>25</sup> 石田・前掲注5) 223頁。

要がないということなのかもしれない<sup>26</sup>。請負契約、売買契約、不動産賃貸借、銀行取引においては、金銭債権につき譲渡制限特約があまねく普及しているが、なぜ建物建設、物品運送及び役務提供等の非金銭債権につき譲渡制限特約が慣行化していないのだろうか。

これに対して、比較法に目を転じると、現在ではユニドロワ国際商事契約原則、中国民法典をはじめとする立法例は、非金銭債権につき譲渡制限特約を第三者に対抗することができるとする旨の規定を有している。例えば、ユニドロワ国際商事契約原則 9.1.9 条 2 項においては、「(2) 金銭の支払以外の給付を求める権利の譲渡は、それが譲渡を制限しまたは禁ずる譲渡人と債務者間の合意に反するときは、効力を生じない。ただし、譲渡の時において譲受人が合意を知らず、かつ知っているべきでもなったときは、譲渡は有効である。この場合において、譲渡人の債務者に対する契約違反の責任が生ずることは妨げられない。」と定めている<sup>27</sup>。つまり、非金銭債権に関しては、譲渡制限特約は悪意又は過失のある譲受人に対しても効力を有し、特約違反の債権譲渡が効力を有しないというルールが採用されている。ここでは、誰が譲渡無効を主張することができるかという問題がある。また、中国民法典 545 条 2 項前段においては、「当事者間で非金銭債権が譲渡できないと約定された場合において、当該約定は善意の第三者に対抗することができない。」と定めている。この条項に関しては、次のような 2 つの問題がある。第 1 の問題は、譲渡制限特約に違反して行われた債権譲渡の効力である。債務者は譲渡制限特約を悪意の譲受人に対抗することができるが、悪意の譲受人に対して譲渡制限特約に基づいて如何なる制約を及ぼすべきかは明らかではないに状況にある。第 2 は、同草案 545 条 2 項前段にいう「善意」は無過失又は無重過失を必要とするかという問題である。

上記各立法例において、様々な解釈の問題が残されているが、金銭債権の譲渡と非金銭債権の譲渡とを区別して、後者につき譲渡制限特約を第三者に対抗することができるルールを採用することが示唆される。つまり、金銭債権と非金銭債権とでは、譲渡制限特約の効力やあり方が異なっており、資金調達を目的とする債権譲渡を促進するために金銭債権につき譲渡制限特約の第三者効を否定したとしても、その論理が非金銭債権につき同様に妥当させるべきかは検討される余地がある。また、非金銭債権に関しては、譲渡制限特約の効力を語る際には、譲渡制限特約により追及されている利益に着目して立論するのは適切である<sup>28</sup>。同じ非金銭債権であっても、債権の種類によって譲渡制限特約が目指してい

<sup>26</sup> 石田・前掲注 5) 223 頁は、ドイツ法の学説を参考にして「非金銭債権に関して相対的無効説の考え方を取り入れることも、もっと検討されてよいだろう」と説く。

<sup>27</sup> 私法統一国際協会（内田貴ほか訳）『ユニドロワ国際商事契約原則 2010』（商事法務、2013 年）213 頁。

<sup>28</sup> ユニドロワ国際商事契約原則 9.1.9 条 2 項の公式注釈では、次のような具体例が掲載している。すなわち、「X 社は、ある技術プロセスに対して X 社が一定期間中に開発して加えるすべての改良を A 社に知らせることを、A 社と合意した。その契約においては、X 社に対する A 社の権利は譲渡できない旨が定められていた。しかし、A 社は、もはやその技術が不要となったので、その権利を B 社に譲渡した。しかし、そのような譲渡は効力を有さず、X 社が B 社の債務者になることはない。この場合、B 社は A 社に対して第 9.1.15 条 (b) に基づく請求をすることができる。」しかし、このケースにおいては、譲渡制限特約により確保されている利益は、明らかではない状況にある。私法統一国際協会・前掲注 27)

る利益が異なっているかどうか、が検討されなければならないのである。従来、日本では譲渡制限特約の効力が非金銭債権との関係で十分に議論されていないのであり、「非金銭債権と譲渡制限特約の効力」は今後の重要な課題であるというべきである。

## 第2款 金融取引と譲渡制限特約の効力

国連国際債権譲渡条約をはじめとする立法例は、「物品若しくは金融サービスを除くサービスの提供契約若しくは賃貸借契約、建築契約又は不動産の売買契約若しくは賃貸借契約である原因契約から生じる債権」といった取引債権について譲渡制限特約を第三者に対抗することができないとするルールを採用しているが、当該ルールは金融取引から発生する債権に適用される余地がある。すなわち、「規制された取引所における取引から生ずる債権」、「ネットィング合意に規律される金融契約から生ずる債権」、「外国為替取引から生ずる債権」、「銀行間の支払いのシステム、銀行間の支払いの合意又は証券その他の金融資産若しくは金融証書に関する清算及び決済のシステムの下での債権」、「仲介者により保有される証券その他の金融資産若しくは金融証書における担保権の移転又はこれらの売買、貸借、保持若しくは買戻しの合意から生ずる債権」、「銀行預金債権」、「信用状又は独立信用保証の下での債権」等である。このようにして、同じ金銭債権であっても、取引債権と金融取引から発生する債権とでは、やはり譲渡制限特約のあり方や効力が異なっている。

従来、金融取引において譲渡制限特約は一定の役割を果たしているとの指摘があった<sup>29</sup>。いったい、どのような利益を目指して譲渡制限特約が利用されているのだろうか。同条約は、一定の種類の債権につき譲渡制限特約の第三者効を認めないルールを採用したが、これまで譲渡制限特約により確保されてきた「相殺利益の確保」又は「原因契約変更機会の確保」といった債務者の利益を保護するために、「債権譲渡と相殺」又は「原因契約の変更」に関する規定（18条又20条）が設けられているから、金融取引においても譲渡制限特約を締結する必要はないのではないだろうか。金融取引においては、これらの法的手段では保護されず、譲渡制限特約を締結することによって初めて保護される債務者の利益は、具体的に何であろうか。

国連国際債権譲渡条約の立法過程では、金融取引から発生する債権の債務者に関する特則として、次の条文案が提案された。すなわち、「……条（取引債権でない債権の債務者に関する特則）（1）本条は、取引債権でない債権のみに適用し、かつ、10条1項及び11条2項により規定されている譲渡に対する制限のみに適用する。（2）17条、18条、19条があるにかかわらず、債権の譲渡、債務者への譲渡通知、支払指示は、債務者の権利及

214-215 頁。ドイツ法においては、非金銭債権に関しては、譲渡制限特約も利用されている。例えば、「新車販売の普通取引約款<販売条件を保証するための同意留保が業界で慣用されている」。譲渡制限特約により確保されている利益とは、「販売システムをアウトサイダー的商業人の侵入から守るための閉鎖性維持という特殊な利益」である。石田・前掲注5）128頁。

<sup>29</sup> 池田真朗「UNCITRAL 国連国際債権譲渡条約草案」NBL772号（2001年）31頁参照。

び義務に対してその効力を有しない。債務者は承諾したときは、この限りではない。(3) 20条2項の規定があるにかかわらず、この条約は、債務者が譲受人に対して有するすべての相殺権及び抗弁権を制限せず、債務者が譲渡通知を受け取った後にこのような抗弁権又は相殺権を取得しても構わない。(4) 22条の規定があるにかかわらず、この条約は、譲渡人と債務者との間で原因契約を変更するために締結された合意が譲受人に対して有する効力を制限しない。(5) 10条2項及び11条3項があるにかかわらず、債権を譲渡する譲渡人は、譲渡制限の違反により債務者に対して責任を負わず、その違反は効力を生じない。」<sup>30</sup>。債務者の利益を保護するために「債権譲渡と相殺」又は「原因契約の変更」に関する規定等が設けられたとしても、債務者の利益が十分に保護されない場面があるということが分かった。本稿においては、譲渡制限特約により目指される利益に着目して預貯金債権との関係で譲渡制限特約の存在意義を解明したが、他の金融取引から発生する債権について、よりいっそう細かい議論が行われるべきであろう。

---

<sup>30</sup> A/CN.9/466,para.71 Chinese version p15.

## 参考文献

### 1 日本語文献

池田清治「債権の流動化と譲渡禁止特約の効力」北海道大学法学研究科附属高等法政教育研究センター年次報告書 2 号（2002 年）。

池田清治「民法理論の構造と展開に関する実証的研究——パラダイム転換論の異議・役割・限界」（科研報告書、2003 年）。

池田清治「民法学における『意図せざる結果』」民事研修 517 号（2000 年）。

米倉明『債権譲渡——禁止特約の第三者効』（学陽書房、1976 年）。

米倉明「債権譲渡禁止特約に関する再検討」法学研究（愛知大学）47 巻第 2 号（2006 年）。

奥田昌道「民法学のあゆみ 米倉明『債権譲渡禁止特約の効力に関する一疑問』」法律時報 46 巻 5 号（1974 年）。

高森八四郎「民法のあゆみ 米倉明『債権譲渡——禁止特約の第三者効』」法律時報 49 巻 12 号（1977 年）。

中井康之「債権譲渡法制の民法改正案の概要」事業再生研究機構『債権譲渡法制に関する民法改正と事業再生』（商事法務、2017 年）。

中井康之ほか「相殺をめぐる民法改正と倒産手続——差押え・債権譲渡と相殺に関連して」金法 2036 号（2016 年）。

中井康之「相殺をめぐる民法改正—差押えと相殺・債権譲渡と相殺」今井利昭先生傘寿記念『会社法・倒産法の現代的展開』（民事法研究会、2015 年）。

石田剛「継続的取引における基本契約と個別契約との関係」事業再生研究機構編『債権譲渡法制に関する民法改正と事業再生』（商事法務、2017 年）。

石田剛『債権譲渡禁止特約の研究』（商事法務、2013 年）。

松岡久和「民法学のあゆみ 石田剛『債権譲渡禁止特約の研究』」法律時報 88 巻 3 号（2016 年）。

占部洋之「民法学のあゆみ 石田剛『債権譲渡禁止特約の効力制限に関する基礎的考察——ドイツにおける特約の生成・発展を中心に』」法律時報 79 巻 8 号（2007 年）。

石田剛「債権譲渡禁止特約の効力制限に関する基礎的考察——ドイツにおける特約の生成・発展を中心に」立教法学（2006 年）。

奥田昌道『債権総論（下）』（筑摩書房、1987 年）。

奥田昌道『債権総論（増補版）』（悠々社、1992 年）。

奥田昌道ほか『民法学 4 債権総論の重要問題』（有斐閣、1976 年）。

石垣茂光「相殺の期待保護——ドイツにおける判例学説について」独逸法学 39 号（1994 年）。

石垣茂光「相殺における担保的機能論に関する一考察」独逸法学 43 号（1996 年）。

遠山純弘「債権譲渡の通知・承諾の効果——特に契約債権の譲渡について（1）」商学討

究 54 卷 4 号 (2004 年)。

深谷格「相殺の構造と機能——フランス法を中心として (4)」名古屋大学法政論集 137 号 (1991 年)。

深谷格「差押えと相殺に関する民法改正について」安永正昭ほか監修『債権法改正と民法学Ⅱ 債権総論・契約 (1)』(商事法務、2018 年)。

深川裕佳『相殺の担保的機能』(信山社、2008 年)。

深川裕佳「譲渡債権の発生原因である契約から生じた自働債権による三者間相殺」東洋法学 61 卷 3 号 (2018 年)。

山田八千子「相殺——債権の牽連性」ジュリスト 1151 号 (2017 年)。

山田八千子「イギリス法における衡平法上の相殺の構造——牽連性要件を中心として (1)」東洋法学 44 卷 2 号 (2001 年)。

山田八千子「イギリス法における衡平法上の相殺の構造——牽連性要件を中心として (2 完)」東洋法学 46 卷 1 号 (2002 年)。

潮見佳男『新債権総論Ⅱ』(信山社、2017 年)。

オーレ・ランドローほか編(潮見佳男ほか監訳)『ヨーロッパ契約法原則Ⅲ』(法律文化社、2008 年)。

潮見佳男『民法(債権関係)改正法の概要』(金融財政事情研究会、2017 年)。

ハイン・ケッツ(潮見佳男ほか訳)『ヨーロッパ契約法Ⅰ』(法律文化社、1999 年)。

中田裕康『債権総論(第3版)』(岩波書店、2013 年)。

中田裕康ほか『講義 債権法改正』(商事法務、2017 年)。

荻野奈緒ほか訳「フランス債務法改正オールドナンス(2016年2月10日オールドナンス第131号)による民法典の改正」同志社法学 69 卷 1 号 (2017 年)。

ピェール・クロック(斎藤由紀訳)「フランス法における債務法改正後の債権譲渡」ノモス 39 号 (2016 年)。

山岡航「契約上の地位の移転と相殺の抗弁」同志社法学 67 卷 1 号 (2015 年)。

野村豊弘ほか「債権法改正と実務上の課題——相殺」ジュリスト 1520 号 (2018 年)。

岡松参太郎「譲渡スルコトヲ得ル債権と譲渡スルコトヲ得サル債権」法学新報 12 卷 11-12 号 (1902 年)。

石坂音四郎『日本民法第3編 債権総論(中巻)』(有斐閣、1924 年)。

我妻栄「譲渡禁止特約ある債権の差押」法学志林 43 卷 7 号 (1932 年)。

我妻栄『中華民法法 債権総則』(中華民國法制研究會、1933 年)。

杉之原舜一「譲渡禁止特約ある債権に対する転付命令の効力——民法第 494 条後段の所謂『弁済者ノ過失ナクシテ債権者ヲ確知スルコト能ハザル』場合」『判例民事法大正 14 年度』(有斐閣、1932 年)。

前田達明『口述 債権総論(第2版)』(成文堂、1990 年)。



赫高規「改正債権譲渡禁止特約法制についての4つのありがち誤解」事業再生研究機構編『債権譲渡法制に関する民法改正と事業再生』（商事法務、2017年）。

赫高規「債権譲渡禁止特約と債権法改正」NBL987号（2012年）。

赫高規「将来債権譲渡や相殺範囲に関する改正法案が実務に与える影響」事業再生研究機構編『債権譲渡法制に関する民法改正と事業再生』（商事法務、2017年）。

近藤英吉＝柚木馨『注釈日本民法（債権総則）（中巻）』（巖松堂書店、1934年）。

西村信雄編『注釈民法（11）債権（2）』（有斐閣、1965年）。

野澤正充『債権総論（第2版）』（日本評論社、2017年）。

鈴木竹雄編「手形割引 銀行取引セミナー（4）」（有斐閣、1963年）。

債権譲渡法制研究会「債権譲渡法制研究会報告書」NBL616（1997年5月）。

池田真朗「債権流動化と包括的特別法の立法提言——債権譲渡法制研究会報告書をめぐって」NBL619号（1996年6月15）。

池田真朗「譲渡禁止特約のある債権の譲渡とその承諾による遡及効の対第三者効——最高裁平成9年6月5日第一小法廷判決をめぐって」金法1499号（1997年）。

池田真朗「債権譲渡禁止特約再考」法学研究（慶応義塾大学）72巻12号（1997年）。

池田真朗『債権譲渡法理の展開』（弘文堂、2001年）。

慶応義塾大学大学院国際債権流動化法研究会訳（小堀悟監訳）「国際取引における債権譲渡に関する条約草案」NBL772号（2001年）。

池田真朗『債権譲渡と電子化・国際化』（弘文堂、2010年）。

池田真朗「民法（債権法）改正論と債権譲渡規定のあり方」慶應義塾大学創立150年記念法学部論文集『慶應の法律学・民事法』（慶應義塾大学法学部、2008年）。

池田真朗「民法改正案債権譲渡部分逐条解説——検討と問題点」慶応法学36号（2016年）。

池田真朗「債権譲渡・債務引受・契約上の地位の移転（譲渡）——法制審議会部会の配布資料『検討事項』の概観を中心に」池田真朗ほか『民法（債権法）改正の論理』（新青出版、2010年）。

池田真朗＝北澤安紀「注解・国連国際債権譲渡条約（2）」法学研究75巻8号（2002年）。

池田真朗＝北澤安紀「注解・国連国際債権譲渡条約（3）」法学研究75巻9号（2002年）。

池田真朗「UNCITRAL 国連国際債権譲渡条約草案」NBL772号（2001年）。

田邊光政『ファクタリング取引の法理論』（金融財政事情研究会、1979年）。

数野昌三「債権譲渡禁止特約の効力に関する一考察」群馬法専紀要7号。

栗田隆「債務者には主張し得ないが、第三者には主張することができる債権譲渡——譲渡禁止特約の効力の相対的制限は可能か？」関西大学法学論集54巻2号（2004年）。

倉重八千代「ドイツ法における債権譲渡禁止特約規定についての一考察——ドイツ民法BGB第399条の規定からドイツ商法HGB第354a条の新設までを中心に（3・完）」明治学院大学法学研究86号（2009年）。

武川幸嗣「書評」加藤雅信ほか編『民法学百年史——日本民法施行 100 年記念』（三省堂、1999 年）。

民法改正研究会編『民法改正 国民・法曹・学界有志案』（日本評論社、2009 年）。

民法（債権法）改正検討委員会編『詳解・債権法改正の基本方針Ⅲ——契約および債権一般（2）』（商事法務、2009 年）。

民法（債権法）改正検討委員会・第 6 回全体会議・第 3 準備会報告資料（債権譲渡）。

民法（債権法）改正検討委員会・第 6 回全体会議議事録。

民法（債権法）改正検討委員会・第 12 回全体会議議事録。

民法（債権法）改正検討委員会・第 3 準備会「債権代位権、詐害行為取消権、多数当事者の債権および債務の関係、債権譲渡（下）」NBL909 号（2009 年）。

民法（債権法）改正検討委員会『詳解・債権法改正の基本方針Ⅲ——契約および債権一般（2）』（商事法務、2009 年）。

大阪弁護士会編『民法（債権法）改正の論点と実務（上）』（商事法務、2011 年）。

大阪弁護士会民法改正問題特別委員会有志「債権譲渡禁止特約及び将来債権譲渡についての条文提案」（2012 年 5 月 7 日）。

大阪弁護士会民法改正問題特別委員会有志「部会資料 78B、第 3、1（債権の譲渡性とその制限）に対する意見」（2014 年 5 月 27 日）。

大阪弁護士会民法改正問題特別委員会有志「債権譲渡禁止特約及び将来債権についての条文提案」（2012 年 5 月 7 日）。

沖野眞巳「三上報告・高山報告・後藤報告へのコメント」山本和彦＝事業再生研究機構編『事業再生と金融実務からの債権法改正』（商事法務、2013 年）。

徳田琢「債権譲渡禁止特約の効力について」月刊大阪弁護士会（2009 年 11 月）。

大阪弁護士会『意見書——民法（債権法）改正について』（2009 年 9 月）。

大阪弁護士会『民法（債権法）改正の論点と実務（上）——法制審の検討事項に対する意見書』（商事法務、2011 年）。

鎌田薫「『民法（債権関係）の改正に関する要綱』の決定——民法（債権関係）部会の審議を終えて」NBL1045 号（2015 年）。

高山高彦「債権譲渡禁止特約の効力」山本和彦＝事業再生研究機構編『事業再生と金融実務からの債権法改正』（商事法務、2013 年）。

三枝健治「ケースで考える債権法改正法（第 11 回）債権譲渡制限特約」法学教室 473 号（2020 年）。

飯塚孝徳「中間試案における『譲渡制限特約の効力』と『債権譲渡と相殺』の関連性（債権譲渡法制の改正と倒産法）」金融法務事情 62 卷 6 号（2014 年）。

三浦聡「民法（債権関係）部会 83 回会議書面による意見陳述」（2014 年 2 月 4 日）。

小口彦太「中国契約法における債権譲渡の基礎的研究」早法 90 卷 2 号（2015 年）。

椿寿夫＝右近健男『ドイツ債権法総論』（日本評論社、1988年）。

林良平＝石田喜久＝高木多喜男『債権総論（改訂版）』（青林書院、1982年）。

本城武雄＝宮本健蔵『債権法総論（第2版）』（嵯峨野書院、2001年）。

木南敦「アメリカ合衆国における譲渡禁止特約の効力——統一商事法典9-318条4項の意義」法学論叢110巻4・5・6号（1982年）。

樋口範雄『アメリカ契約法（第2版）』（弘文堂、2005年）。

白石大「債権譲渡制限特約を譲受人に対抗しうる場合の法律関係」法学教室478号（2020年）。

白石大「債権譲渡制限特約に関する法改正の日仏比較」瀬川信久先生・吉田克己先生古稀記念論文集『社会の変容と民法の課題（上巻）』（成文堂、2018年）。

白石大「譲渡制限特約に関する改正法の比較法的位置づけ」事業再生研究機構編『債権譲渡法制に関する民法改正と事業再生』（商事法務、2017年）。

平野晋『体系アメリカ契約法』（中央大学出版部、2009年）。

田島裕『UCC2001——アメリカ統一商事法典の全訳——』（商事法務、2002年）。

松本恒雄「第2次契約法リステイトメント（5完）」民商法雑誌95巻2号（1986年）。

曾野裕夫＝山中仁美訳「担保取引に関するUNCITRALモデル法（1）」第68巻第1号（2017年）。

曾野裕夫＝山中仁美訳「担保取引に関するUNCITRALモデル法（2完）」第68巻第2号（2017年）。

石田京子「債権譲渡と相殺——比較法からの示唆」NBL933（2010年）。

私法統一国際協会（内田貴ほか訳）『ユニドロワ国際商事契約原則2010』（商事法務、2013年）。

内田貴「ユニドロワ国際商事契約原則2004年——改訂版の解説（2）」NBL812号（2005年）。

クリスティアン・フォン・バールほか編（窪田充見ほか監訳）『ヨーロッパ私法の原則・定義・モデル準則——共通参照枠草案（DCFR）』（法律文化社、2013年）。

澤野順彦『判例にみる借地・借家における契約の終了と原状回復』（新日本法規出版、2004年）。

澤野順彦『判例にみる借地・借家における特約の効力』（新日本法規出版、2008年）。

山野目章夫ほか「債権法改正と実務上の課題（number 08）債権譲渡制限特約」ジュリスト1522号（2018年）。

秦光昭「質権の設定された預金債権の譲受人と民法500条の法定代位」手形研究188号（1972年）

社団法人日本クレジット協会＝債権法改正に係る研究会「債権法改正に係る意見（中間論点整理）」（平成22年5月18日）。

千葉恵美子「債権譲渡制限特約と民法改正——債権の流動化・担保化はどこまで可能にな

ったのか」大塚龍児先生古稀記念『民商法の課題と展望』（信山社、2018年）。

岩川隆嗣「双務契約の牽連性と担保の原理——フランス法における同時履行の抗弁を中心として（1）」法学協会雑誌 134 巻 7 号（2017年）。

岩川隆嗣「双務契約の牽連性と担保の原理——フランス法における同時履行の抗弁を中心として（10完）」法学協会雑誌 135 巻 12 号（2018年）。

岩川隆嗣「債権譲渡と相殺」窪田充見＝森田宏樹編『民法判例百選Ⅱ 債権』（有斐閣、2018年）。

金融法委員会有志「『民法（債権関係）の改正に関する中間試案』に対する意見」（2013年6月17日）。

全国銀行協会「銀行取引に係る債権法に関する研究会報告書」（2007年4月）。

株式会社三菱総合研究所「ABLの現状、普及促進に向けた課題及び債権法改正法等を踏まえた産業金融における実務対応の調査検討」（2016年2月）。

部会資料 7-2。

部会資料 9-1。

部会資料 9-2。

部会資料 10-2。

部会資料 22。

部会資料 25。

部会資料 33-3。

部会資料 37。

部会資料 50。

部会資料 55。

部会資料 58。

部会資料 71-3。

部会資料 71-4。

部会資料 74A。

部会資料 74B。

部会資料 78B。

部会資料 81-1。

部会資料 81-3。

部会資料 82-1。

部会資料 83-1。

部会資料 84-1。

部会資料 87。

部会資料 88-1。

部会参考資料 5-2。

中間的な論点整理。

中間的な論点整理の補足説明。

中間試案の補足説明。

部会第 7 回会議議事録。

部会第 8 回会議議事録。

部会第 22 回会議議事録。

部会第 25 回会議議事録。

部会第 45 回会議議事録。

部会第 61 回会議議事録。

部会第 66 回会議議事録。

部会第 70 回会議議事録。

部会第 83 回会議議事録。

部会第 89 回会議議事録。

部会第 93 回会議議事録。

部会第 96 回会議議事録。

部会第 97 回会議議事録。

部会第 3 分科会第 4 回会議議事録。

部会第 3 分科会第 6 回会議議事録。

部会第 3 分科会第 3 回会議議事録。

中央建設業審議会建設工事標準請負契約約款改正ワーキンググループ第 2 回（2019 年 8 月 1 日）資料 4。

中央建設業審議会建設工事標準請負契約約款改正ワーキンググループ第 3 回（2019 年 10 月 3 日）資料 2。

中央建設業審議会建設工事標準請負契約約款改正ワーキンググループ第 4 回（2019 年 10 月 24 日）資料 4。

中央建設業審議会建設工事標準請負契約約款改正ワーキンググループ第 5 回（2019 年 11 月 11 日）資料 1-4。

## 2 外国語文献

胡康生編『中華人民共和国契約法積義』（法律出版社、1999 年）。

李永軍『契約法（第 3 版）』（中国人民大学出版社、2012 年）。

崔建遠編『契約法（第 6 版）』（法律出版社、2015 年）。

崔建遠編『新契約法原理與案例評釋』（吉林大学出版社、1999 年）。

崔建遠編『契約法（第 6 版）』（法律出版社、2015 年）。

何勤華＝李秀清＝陳頤編『新中国民法典草案総覧（増補版）』（北京大学出版社、2017

年)。

于敏(円谷峻校閱)「中国民法典(草案)の立法過程について」横浜国際経済法学 14 卷 2 号(2005 年)。

張説「債的移転及其要件」法学研究第 3 期(1990 年)。

北京大学法律学系民法教研室「关于統一契約法草案的修改建議」中外法学第 1 期(1999 年)。

王家福ほか編『中国民法学・民法債権』(法律出版社、1991 年)。

王旭光「論契約權利讓與の若干基本問題」河北法学第 2 期(1995 年)。

王利明「統一契約法制訂中の若干疑難問題探討(下)」政法論壇第 4 期(1996 年)。

馮潔語「禁止債權讓與特約の效力論—對繼受日本學說的反思」甘肅政法學院學報第 3 期(2016 年)。

馮潔語「禁止債權讓與特約—比較法の経験與啟示」法商研究第 5 期(2018 年)。

馮潔語「論禁止債權讓與特約の教義學構造」清華法學第 4 期(2017 年)。

韓世遠『契約法總論(第 3 版)』(法律出版社、2011 年)。

韓世遠『契約法總論(第 4 版)』(法律出版社、2017 年)。

莊加園「禁止債權讓與約定の效力模式解析—以德國商法典第 354a 條的法教義學分析為基礎」『為民法而鬥爭—梁慧星先生七秩華誕祝壽文集』(法律出版社、2014 年)。

莊加園「契約法第 79 條(債權讓與)評註」法學家第 3 期(2017 年)。

黃斌「國際保理業務中應收賬款債權讓與的法律分析」清華大學學報(哲學社會科學版)第 2 期(2006 年)。

楊明剛『契約權利轉讓論』(中国人民大学出版社、2006 年)。

王軍『美國合同法案例選評』(對外經濟貿易大學出版社、2006 年)。

孫超『應收賬款融資的法律問題研究—以促進債權流轉為中心(博士論文)』中国知網(2011 年)。

最高人民法院「金融不良債權讓渡案件審理についての工作座談会紀要」(2009 年)。

楊瑞賀「債權流動化與禁止讓與特約の效力—日本法轉向與我國的課題」日本法研究第 5 卷(2019 年)。

楊瑞賀「論債權讓與中債務人の抵銷權」民商法論叢第 70 卷第 1 期(2020 年)。

曹士兵『中国担保諸問題的解決与展望』(法制出版社、2001 年)。

張谷「論債權讓渡契約与債務者保護原則」民商法学第 6 期(2003)。

A/CN.9/420.

A/CN.9/456.

A/CN.9/466.

A/CN.9/470.

A/CN.9/489.

A/CN.9/489/Add.1.  
A/CN.9/491.  
A/CN.9/WG.II/WP.102.  
A/CN.9/WG.II/WP.106.  
UNIDROIT1999, Study L-Doc.65.  
UNIDROIT 2002 Study L-Misc.24.  
UNIDROIT 2000 Study L-Misc.22.  
UNIDROIT 1999 Study L-Doc.65.  
UNIDROIT 2000 Study L-WP.3.  
UNIDROIT 2001 Study L-Doc.69.  
UNIDROIT 1979 Study LVIII - Doc.8.  
UNIDROIT 1986 Study LVIII - Doc.20.  
UNIDROIT 1986 Study LVIII - Doc.22.  
UNIDROIT 1986 Study LVIII - Doc.24.  
UNIDROIT 1986 Study LVIII - Doc.32.  
UNIDROIT 1986 Study LVIII - Doc.33.  
UNIDROIT 1986 Study LVIII - Doc.25.  
UNIDROIT 2000 Study L-WP.7.  
UNIDROIT 2001 Study L-WP.7.  
UNIDROIT 2003 Study L-Doc.92.  
UNIDROIT 2002 Study L-Doc.74.  
UNIDROIT 2002 Study L-Misc.24.  
UNIDROIT 2003 Study L-Misc.25.  
Nils Jansen, Reinhard Zimmermann, Commentaries on European Contract Laws(2018).  
Roy Goode, INALIENABLE RIGHTS?, 42M.L.R(1979).  
Roy Goode, CONTRACTUAL PROHIBITIONS AGAINST ASSIGNMENT, L.M.C.L.Q(2009).  
Christian Von Bar, Eric Clive edited, Principles, Definitions and Model Rules of European Private Law Draft Common Frame of Reference (DCFR), Full Edition, Vol. 3(2009).  
Michael Joachim Bonell, The UNIDROIT Principles: What Next?,3 Unif. L. Rev. n.s(1998).  
Wolfgang Wiegand, Corinne Zellweger-Gutknecht, Assignment, UNIDROIT principles: new developments and applications(2005).  
Michael Joachim Bonell, Roberta Peleggi, UNIDROIT Principles of International Commercial Contracts and Principles of European Contract Law: a Synoptical Table, 9 Unif. L. Rev. n.s(2004).  
Klaus Peter Berger, set-off, UNIDROIT principles: new developments and applications(2005).  
The American Law Institute, Restatement of The Law Second Contracts 2d, Vol. 3(1981)  
Grant Gilmore, The Assignee of Contract Rights and His Precarious Security, 74 Yale L.J(1962).

Ulrich Brink, New German Legislation Opens Door to Ratification of UNIDROIT Factoring Convention, *Uniform Law Review*, Vol.3(1998).

Hein Kötz, Rights of third parties:third party beneficiaries and assignment, *International encyclopedia of comparative law*(1992).

Dimitar Stoyanov, Supranational attempts for harmonization of the anti-assignment clause, *Current Issues in Law and Beyond On EU Level*(2017).